

 国際交流基金
The Japan Foundation

主要先進諸国における 国際交流機関調査報告書

はじめに

21世紀を迎え、国際交流を巡る状況は大きく変化しつつあります。国際社会においては、平和的発展の鍵として異なる文化の共存に対する認識が高まると同時に、環境問題等人類共通の課題の解決に対して、各国が一体となって英知を集めることが一層求められるようになってきています。特に近年においては、グローバリゼーションの拡大に伴って、文化が国際関係においてますます大きな役割を占める状況が生じています。その主要な背景としては、個人や非営利組織が、国や企業と並ぶ国際関係の担い手としてその役割をますます増大させていることや、国の文化的な「魅力」（ソフトパワー）が他国の人々を魅了する影響力の再認識が挙げられるでしょう。更に、グローバリゼーションがもたらす文化、社会の画一化作用への懸念から、文化的多様性維持の重要性に対する認識が世界的に高まっていることも、変化の基底を成す大きな潮流と言えるのではないのでしょうか。

我が国における国際交流関連団体も、政府・民間を問わず、こうした国際関係の変化に的確に対応し、より効果的な国際交流活動につき検討し、展開していく必要があることは言うまでもありません。こうした認識に基づき、国際交流基金では、主要先進諸国の国際交流機関が、1990年代以降の国際関係の変化にどのように対応し、今後どのような取り組みを行おうとしているのかについて実態を把握するため、2001年に調査を実施し、その成果を今回報告書として刊行することと致しました。

本調査では、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、EUの各国及び地域連合を調査対象とするとともに、国際交流分野における主要国際機関としてUNESCOも対象として加えました。主に政府部門での動向に焦点を絞るため、各国の政府機関と、国際交流を専業として担当する公的専門機関を調査対象としています。なお、各国毎の全体動向を把握する都合上、一部の対象国については、主要な民間団体も調査対象としました。また、本調査の実施にあたっては、国際交流を専門とする研究者チームに委嘱し、現地調査（2001年2月～4月実施）と、調査チームでの検討を経て報告書を取りまとめました。

なお、本調査は米国同時多発テロ事件以前に実施されたものですが、同事件を契機に、米国や英国においては国際交流政策の重要性が見直される等、主要先進諸国における国際交流は変貌を遂げつつあります。本報告書が国際交流に携わる多くの方々の参考となれば幸いです。

最後に、本調査にご尽力、ご協力いただいた関係者の方々に厚く御礼を申し上げます。

2003年3月
国際交流基金
企画部

目 次

基本事項 **1**

I 調査分析レポート 1990年代以降の国際交流の動向と21世紀の新たな取組み **3**

II 米国 **21**

1 米国における国際交流の概要	23
1-1 国際交流の全体像	23
1-2 外交としての国際交流 - Public Diplomacy	26
1-3 Public Diplomacy としての国際交流の今後	31
2 政府部門	36
2-1 国務省	36
別添資料	45
3 公的専門機関	51
3-1 日米友好基金	51
別添資料	63
4 参考機関：民間財団の活動	75
4-1 米国における政府と非営利セクターの関係と国際交流	76
4-2 ロックフェラー財団	79
4-3 フォード財団	85
4-4 アジア文化評議会	89
4-5 アジア財団	91
4-6 米国民間財団の動向	104
別添資料	107

III カナダ **115**

1 カナダにおける国際交流概要：基本理念と実施体制、21世紀に向けた取組み	117
1-1 カナダの文化産業振興政策の由来と経緯	117
1-2 カナダの多文化主義政策の由来と経緯	121
1-3 カナダの外交政策の基本	125
1-4 カナダの国際交流政策の概観	126
1-5 カナダの国際交流政策の今後の見通しとそのインプリケーション	130

2 政府部門	132
2-1 外務・国際貿易省の国際交流プログラム	132
2-2 カナダ民族遺産省の国際活動	141
3 国際交流機関	148
3-1 カナダ芸術カウンシルの国際活動	148
別添資料	158

IV 英国 **165**

1 英国における国際交流概要: 基本的理念と実施体制、21世紀に向けた取り組み	167
1-1 実施体制の変化	167
1-2 既存事業の見直しと方向性の変化	171
1-3 新たな事業領域の開拓	173
2 政府部門	176
2-1 外務連邦省	176
2-2 文化・メディア・スポーツ省	184
3 公的専門機関	190
3-1 ブリティッシュ・カウンシル	190
3-2 ヴィジティング・アーツ	211
3-3 イングランド・アーツ・カウンシル	216
別添資料	223

V ドイツ **245**

1 ドイツにおける国際交流概要	247
1-1 はじめに	247
1-2 「リベラル」な国際交流	247
1-3 国際交流の広がり	249
1-4 基本理念と実施体制の形成	252
1-5 統一後の展望: 21世紀に向けた取り組み	254
1-6 各論の構成	255
2 政府部門	257
2-1 外務省	257
2-2 補論	264
3 公的専門機関	266
3-1 ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス	266
3-2 対外関係協会	271
3-3 世界文化の家	274

4 参考機関	280
4-1 ドイツにおける学術交流の現状	280
4-2 政党財団による国際交流活動	284
4-3 国内文化機関の連携	290
4-4 開発協力における文化	294
別添資料	301

VI フランス **327**

1 フランスにおける国際交流概要	329
1-1 基本理念	329
1-2 実施体制	330
1-3 21世紀に向けた取組み	332
2 政府部門	335
2-1 外務省国際協力開発総局	335
2-2 文化通信省国際部	349
3 公的専門機関	355
3-1 フランス芸術振興協会	355
3-2 アリアンス・フランセーズ	361
3-3 世界文化会館	365
別添資料	369

VII イタリア **383**

1 イタリアにおける国際交流概要：基本理念と実施体制、21世紀に向けた取組み	385
1-1 イタリア文化政策を考察する上で考慮すべき歴史的背景	385
1-2 イタリアにおける文化政策の概要	387
1-3 イタリアの国際交流	394
2 政府部門	399
2-1 イタリア外務省	399
2-2 アジア・オセアニア局内「日本におけるイタリア 2001」実行委員会	401
2-3 文化財・活動省	402
3 公的専門機関	404
3-1 文化会社ヴェニス・ビエンナーレ	404
4 参考機関	412
4-1 イクロム（国際文化財保存修復研究センター）	412
4-2 ファブリカ	412
4-3 ベネトン研究財団	414

別添資料	418
------	-----

VII 参考調査1:地域統合と国際交流 - EUを事例に **429**

1 欧州における域内統合の進展と国際交流政策概要	431
1-1 欧州統合の進展と国際交流政策の位置付け	431
1-2 欧州の国際交流政策に関わる主体	436
2 EUに関する国際交流政策	438
2-1 域内交流について	438
2-2 EU域外との国際交流について	443
2-3 その他の機関との関わり（他の加盟国の政策との関係について）	445
3 おわりに	450
別添資料	452

VIII 参考調査2:国際交流における文化協力 - UNESCO文化財保存事業を事例に

	457
1 ユネスコにおける文化財保存事業の背景と概要	459
1-1 文化的多様性、国際貿易における文化産業保護の是非	459
1-2 文化財保護をめぐるユネスコの動向	462
2 ユネスコ文化遺産部の活動	467
2-1 無形・有形文化財の保護と活性化	467
2-2 世界文化・自然遺産保護協定の促進	471
別添資料	474

基本事項

調査対象:

米国・カナダ・英国・フランス・ドイツ・イタリア・EU・ユネスコ

調査実施期間:

現地調査：2001年2月～4月

報告執筆：2001年4月～9月

したがって、収録されているデータは2001年当時のものである。

調査者(肩書きは調査時のもの)および調査分担:

和田純(神田外語大学教授):調査分析レポート・米国(「概要」「政府部門」「公的専門機関」)

牧田東一(トヨタ財団プログラムオフィサー):米国(「参考機関」)・カナダ・ユネスコ

渡辺愛子(日本学術振興会特別研究員):英国

岸清香(東京大学大学院・日本学術振興会特別研究員):フランス

川村陶子(成蹊大学専任講師):ドイツ(「概要」「政府部門」「公的専門機関」「参考機関」)

上藤文湖(東京大学大学院博士課程):ドイツ(「公的専門機関」「参考機関」)

波岡冬見(ルイジ・ペッチ美術館客員学芸員):イタリア

正躰朝香(日本学術振興会特別研究員):EU

「国際交流」の定義:

本調査で「国際交流」という用語が意味する範囲は、各国の考え方の違いを反映して、極めて広義である。基本的には、自然科学・医学・工学・技術・ビジネスを除いた人文社会科学・芸術分野を中心としたものであるが、一部には開発途上国や民主化途上国向けの技術研修・ビジネス研修・技術協力・資金供与的なものも含まれている。事業の形態は人物交流・学術交流・教育交流・言語教育・芸術交流・青少年交流・草の根交流・メディア交流・国際理解教育・人材育成・顕彰といった従来からの文化交流的なものに加えて、政策対話・政策研究・民主化支援などの知的交流、文化遺産の保護や保存、文化面での国際開発協力(文化協力)、知的所有権の保護、さらに、出版・インターネットや国際ラジオ・テレビ放送などの多彩なメディアを使った情報発信・情報提供サービス、政策広報・一般広報、アドボカシー的なものまでが含まれている場合がある。

※ 本報告書の内容は各論文執筆者の見解をまとめたものであり、国際交流基金の見解を示すものではない。

I 調査分析レポート

1990年代以降の国際交流の動向と 21世紀の新たな取組み

神田外語大学教授

和田 純

I 調査分析レポート:

1990年代以降の国際交流の動向と21世紀の新たな取組み

和田 純

1 はじめに

本論考は、ここ数十年、特に1990年代以降の国際・国内的な環境変化を反映する中で、先進主要諸国における国際交流活動がいかに変化してきたかを概観し、21世紀の国際交流に向けた各国の取組みを把握しようとしたものである。

本論考の基礎となった主要先進諸国における国際交流機関調査は、次章以降に収録された大部のもので、各国で国際交流の政策や事業を所掌する「政府部門」と国際交流に専門的に従事する「公的専門機関」に焦点を絞り、米国・カナダ・英国・フランス・ドイツ・イタリアなどを対象に、国際交流基金の委嘱を受けた専門家8名が分担して2001年2月から4月に現地を訪問する形で実施したものである。

調査では、各国における(1)国際・国内環境の変化とその影響、(2)国際交流の位置付け・優先領域等の変化、(3)国際交流の新たな理念や方向性、(4)21世紀の国際交流の潮流の把握に重点がおかれ、関係各機関の政策や事業の実態を個別に調査するとともに、各国の国際交流の全体像を広く通観することが目指された。

本論考は、この調査の成果をさらに世界横断的に分析することを試みたものであるが、調査グループの統一見解という性格のものではなく、あくまでも筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

なお、本論考で、「国際交流」という用語が意味する範囲は、各国の考え方の違いを反映して、極めて広義である。基本的には、自然科学・医学・工学・技術・ビジネスを除いた人文社会科学・芸術分野を中心としたものであるが、一部には開発途上国や民主化途上国向けの技術研修・ビジネス研修・技術協力・資金供与的なものも含まれている。事業の形態は人物交流・学術交流・教育交流・言語教育・芸術交流・青少年交流・草の根交流・メディア交流・国際理解教育・人材育成・顕彰といった従来からの文化交流的なものに加えて、政策対話・政策研究・民主化支援などの知的交流、文化遺産の保護や保存、文化面での国際開発協力(文化協力)、知的所有権の保護、さらに、出版・インターネットや国際ラジオ・テレビ放送などの多彩なメディアを使った情報発信・情報提供サービス、政策広報・一般広報、アドボカシー的

なものまでが含まれている場合がある。

2 1990年代以降の国際交流をめぐる内外の環境変化

主要先進諸国において、1990年代以降の国際交流には確実な変化を見て取ることができた。その変化をもたらした共通要因とその影響を、大きく国際環境と国内環境に分けて概観しておくことと次の通りである。

2-1 国際環境の変化

90年代以降の国際環境の変化はすでに多くの論議がなされているが、国際交流の領域においても、やはり次のような国際環境の変化が大きな影響を与えてきている。

(1) 冷戦の終焉と新たな国際秩序の形成

冷戦の終焉は、国際交流の政治的・地理的な制約を激減させ、事業内容に大きな変化をもたらした。西側先進国の交流相手として旧社会主義陣営が登場したのは典型で、旧ソ連・東欧・中欧地域との交流が拡大し、本格化しただけでなく、この地域の民主化促進やガバナンス改善への支援は、西側先進国共通の、とりわけ EU 諸国にとっての優先的な重要課題となった。

また、中国の改革開放路線は中国と世界の交流を大幅に拡大した。さらに、中韓・中台交流の開始、アセアンの拡大、ベトナムや中央アジア諸国との交流の拡大などは、アジアに確実な変化をもたらしている。西側と北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との交流にも一部に窓が開きつつあり、冷戦の終焉とともに、現旧を問わず社会主義圏との交流は一気に拡大し、これまでのどの時期よりも層の厚いものとなってきている。

他方、冷戦の終焉に伴って、民族対立・宗教対立・地域対立などが目立ち始め、交流による相互理解の重要性が再認識されながらも、現実の交流は縮小している国や地域も少なくない。国内情勢が不安定化した国との交流が減るのは理解しうるとしても、イスラム圏との交流が本格化しないことなどは依然として大きな共通課題のままである。

(2) グローバリゼーションの進展

冷戦の終焉は、また、米国を突出した一極に押し上げ、グローバリゼーションの進展を一気に加速させることになった。80年代までが「国際化の時代」であったとすれば、「グローバル化の時代」に入った90年代以降は、文化が変容する速度も範囲も、これまでに経験したことのない大規模なものとなってきている。文化を急速に収斂させていく流れと、文化の多様性を維持し尊重する流れが、これまでにないほど複雑に絡み合う時代に入ったのである。

グローバリゼーションがグローバルな市場争奪戦を基本に展開するものであることは、文化や知的集積に関わる領域においても同様である。経済のソフト化、サービス化によって、文化・知的産業が残された成長産業であるという認識を広く先進国が共有するようになった。その結果、近年ほど、「市場化」「産業化」が国際交流の領域においても意識されるようになった時代はなかったと言ってよい。また、同時に、米国中心のグローバリゼーションの流れや米国による文化市場の寡占への反発が起こり、文化や価値の固有性・共通性・多様性が改めて問い直され、寛容と差異の理解がより追求され、マイノリティの文化が見直され、文化的多様性の擁護が近年ほどグローバルに論議されるようになってきた時代もない。

さらに、グローバリゼーションは世論のグローバル化をもたらした。次項の IT（情報技術）革命と相俟って、国の枠を越えた世論が世界世論として形成され、それが各国を動かすようになってきた。山崎正和氏が、国家の道義性も一国では維持できず、同じ世界世論を共有する国家の同盟の時代になると指摘する（『ポスト・ポスト冷戦と同盟新定義』『論座』2001年9月号および『中央公論』2001年11月号）時代に入ったと言えるだろう。

そうしたグローバリゼーションの進展の中で、国際交流の存立基盤や意味の見直しが否応なく迫られることになってきた。

(3) IT(情報技術)革命とメディアの変化

IT 革命の進展は、インターネットを通して居ながら世界の情報を入手し、世界に向かって瞬時に、安価に、大量に情報を発信することを可能にした。のみならず、そうしたメディアを個人にまでもたらすことで、個人であれ組織であれ、国の枠組みや国境を越えて直接的に交流し、世界世論を形成することが可能となった。そうした中では、高質の情報をいかに早く、大量に、特定のターゲットに送り込むかの競争となっており、従来の文化交流的なものから情報交流・発信的なものへの力点の移動が起こりつつある。その結果、情報技術の活用を基軸にした組織や事業の統廃合や、プログラムの新規開発が世界的に進行しつつある。

また、IT 革命の進展は、グローバル・メディアの発達にも大きな推進力となっている。CNN のようなグローバル商業メディアの影響力は常に意識されるであろうが、ボイス・オブ・アメリカや BBC ワールド・サービスといった国に関わる放送も、事業の集約化・ターゲット化が進められていて、グローバル・メディアの提供する情報の客観性と視聴者の判断力がより問われる時代に入っている。さらに、今般のアフガニスタン空爆に関連して、双方のメディア操作による情報戦・世論操作という古くて新しい問題も再浮上している。

さらに、IT 革命の進展は、多言語交流・言語教育に新たな道を開きつつあるが、現実には、英語の国際語化に一気に拍車をかけてもいる。加えて、世界規模でのデジタル・ディバイドを、交流・教育の新たな課題として浮上させてきた。

(4) 国際社会のガバナンスの変化とアクターの多様化

グローバリゼーションや IT 革命の進展と相俟って、グローバルな課題や共通課題の特定や解決に向けて国際社会で発言力を持つアクターが急速に多様化してきた。問題が複雑化し、発言手段が多様化したことを反映して、先の世界世論を形成するアクターが多様化し、拡大したのである。

グローバリゼーションの中で国家の役割が相対的に限られてくるにつれ、グローバルなガバナンスの向上のためには、こうした多様なアクターの声を集約し、多様な力を結集することが不可欠となっている。そうしたアクターとして、国際機関や多国籍企業の役割の再評価も起こっているが、何と云っても、グローバル・ガバナンスにおける民主主義の維持の面では、国際 NGO/NPO、民間シンクタンク、国際民間助成財団といった国際的なシビル・ソサエティ組織 (CSO) の伸張が顕著である。また、自治体や地域・コミュニティの役割も重視され、公共政策を論議しうる知識人・専門家 (Public Intellectuals) の役割も大きくなってきた。

こうした流れは、国際交流のあり方やアクターとの関わりの見直しを求めるとともに、国や公的専門機関にその役割の見直しを求めることになった。直接的な事業の実施者であるよりも、資金やインセンティブの供給者としての役割が国や公的専門機関に期待され、政策の立案から実施に至る過程を一貫して、より手間暇がかかっても、さまざまなアクターによる水平的・協働的なパートナーシップやネットワークの構築が指向されるようになってきた。そして、その中では、従来型の文化の伝播紹介的なものよりも、課題を共有し、共に汗を流し、協力して知恵を生み出していく知的交流的な営為がより広く求められるようになってきた。

(5) 地域統合と域内交流の進展

冷戦の終焉とグローバリゼーションの進展は、地域統合にも拍車をかけることになった。そのプロセス、また成果として、「域内交流」が本格化してきた。典型は欧州で、戦後徐々に進展してきた欧州審議会やユネスコ等の枠での地域(文化)交流への取り組みに加えて、EU 統合進展に伴う EU 加盟国間の交流の拡大、EU としての共同事業の実施などが着実に拡大し、第三国における欧州各国文化会館間の事業協力とも相俟って、重層的で多角的な国際交流が展開してきている。

また、リージョナリズムの指向が強まる中で、統合までは行かずとも、域内一体感を涵養するために ASEAN 内、東アジア諸国間などにおいても「緩やかな域内交流」が拡大し、EU と ASEAN という地域間の交流も始まっている。

と同時に、こうした域内交流の拡大の中で、自国の文化的アイデンティティの再定義や、地域の一員としてのアイデンティティとの相克、さらには、よりローカルな固有文化の保存振興に対する関心も高まりつつある。

こうした重層的・複合的なアイデンティティをいかに調和させていくかという課題は、

グローバル化に対して文化的多様性を維持しようとする流れとも通ずる部分があって、NAFTA 傘下のカナダが米国からの文化の流入に対して見せる反応などには、同様の懸念を見て取ることができる。また、欧州では、アメリカ的消費文化の浸透に対する「ヨーロッパ文化の擁護」が求められる一方で、欧州自体の「EU 化」によるローカルな文化の消滅に対する懸念も増大しており、近年では、ヨーロッパ共通アイデンティティの形成よりも、多様な地方文化を振興する事業に、地域としての国際交流の重点を置くべきであるとの議論も開始されている。

2-2 国内環境の変化

第二の要因は、各国内における国内環境の変化である。グローバリゼーションの中では、国内環境は国際環境と直結しているため、これらの国内環境の変化は、相当な程度まで国際環境の変化の反映でもある。

(1) 行財政改革とアカウントビリティの要請

行政のスリム化・合理化、財政の健全化は、すべての国にとって大きな課題である。また、アカウントビリティ（説明責任）を要請する社会の動きも無視できない。そうした中では、いずれの国にあっても、「不要不急」と見なされやすい国際交流の分野にはかなりの逆風が吹いてきている。国際交流に占める国や公的専門機関の事業量的・資金量的な比重は、80年代までの増加基調に比べると、90年代以降は世界的に横ばい、ないしは削減基調になったと言える。

そこから、中心的な組織や事業の統廃合・合理化・効率化が急速に進められており、新規事業の開発とともに、ハコモノ主義から脱却、IT化なども共通した流れとなってきている。「何をどこまで税金で賄うのか」「納税者へは何が還元できるのか」「税金投入を正当化できる根拠、国益は何か」というより直截な問に対して、目に見える形で回答しなければならなくなっているのは世界共通の傾向である。

もっとも、こうした傾向は国際交流を無用と考えるところから発したのではなく、緊縮財政の前では、文化に関わる領域では短期的な効果・効率は問わないとしてきた「聖域」も一部揺れ動かざるをえないと受け取るべきであろう。その対策の一つとして、各国で民間資金の導入や分担を促進するインセンティブやパートナーシップの開拓が行われているのも世界共通の傾向である。

(2) 国際交流の裾野と担い手の拡大

国や公的専門機関の活動が横ばい気味になってきたとは言え、全体としてみると、国際交流の裾野は着実に拡大もしてきている。その拡大の担い手は、地方自治体であり、地域団体・教育団体・職能団体・NGO/NPO といった民間セクターである。

先に「アクターの多様化」で触れたように、国際交流の担い手の拡大は国際的な現象で

あるが、その拡大の基盤は、当然、国内での拡大である。国際交流の担い手は「中央の機関から地域・民間の団体・個人へ」シフトし、活動内容も「親善・相互理解から国際協力・協働へ」シフトする流れが、近年は明確に見て取れるようになってきた。

こうした流れからも、国や公的専門機関、さらに自治体なども、その役割を問い直されている。資金やインセンティブの供給者なのか、水平的なパートナーなのか、税金を原資としている機関ならではの役割は何で、どこに特化すべきで、民間セクターとの棲み分けと連携はどう構築されればよいのかといった課題である。

(3) 双方向交流から多文化共生へ

「グローバリゼーションの進展」のところでも触れたが、世界的に文化的多様性を尊重する流れが大きくなり、同時に、国内の移民の増加、多民族化が進行する中で、自国内でも多文化の共生を目指す「内なる国際化」が大きな課題となってきた。すでに 80 年代から、自文化の対外伝播紹介を図るだけでなく、他文化にも積極的に眼を開くための「双方向交流」が一段と強調され、開発援助政策における文化的側面の重視傾向とも関連して、他文化の自国内への紹介が本格化してきていた。それが 90 年代に入ると、さらに、国内や地域内での文化的な摩擦の軽減、共存、マイノリティ文化の保護などが重要な課題となり、「内なる国際化」として、寛容の精神の醸成、国際理解教育の推進、多文化共生の実現などに焦点が当てられるようになってきた。

いわば、「市民」や「住民」としての自分に直接跳ね返り、自分の目線の高さで起きる国際交流の日常化、常態化である。そこでは、海を渡る特別な出来事としての国際交流よりも、同じ時空間で接触して暮らす人々の相互認識を高め、日々の生活に関わる制度を整備し、提供されるサービスの質を改善していくという視点から、国・自治体・公的専門機関の役割が問われることになってきている。

(4) 内政と外交の一体化

国際交流は、これまで主として外交の一部として扱われてきたが、グローバリゼーションの進展とともに、内政と外交の一体化が急速に進み、国際交流の位置付けにも見直しが起こっている。わかりよく表現してしまえば、「国内の統治・経済の発展・教育や文化振興」といった内政的な視点が強いものと、「国際的地位の増強・国際市場の確保・国際的共存の追求」といった外交的な視点が強いものとを、より一体的な政策として展開する方向への転換である。

グローバリゼーションの進展で、政策決定にあたって、世界世論への配慮が必要となってきたことは先述したとおりであるが、その配慮すべき次元は国内世論と同じ次元となっており、国内や地域内での多民族化が進み、多文化の共生が大きな課題となるにつれて、ますますその次元のズレは小さくなっている。

こうした流れの中で、国際交流は、外交だけの専権領域や内政の付随的な領域ではなく

なり、内政と外交が連携した総合力の延長線上に位置付けられるべき必然性が生じてきている。

(5) 文化振興と市場競争

自国の文化振興にあたって、国際的評価を獲得していくことは重要なステップである。そして、その評価を持続可能なものとするには、国際市場を開拓していくことが課題となる。また、文化が経済活動の一部を占める以上は、文化の産業化も、文化市場のグローバル化も急速に進展する。

そうした中で、国際交流の領域においても、国内文化産業の振興と国際文化市場の獲得を連動させ、文化政策と産業政策を一体化させることが重要な戦略目標となってきた。特に、視聴覚メディアや情報・放送メディアの分野ではこの傾向が強い。また、従来は商業ベースで展開されてきたポピュラー文化が、今日では、現代社会紹介の中軸として官民挙げて国際的に後押しされる傾向が強いのも、その表れの一つである。

この戦略のもとでは、新たな文化市場への参入と自国の文化市場の保護が相反する形で同時進行し、知的所有権をめぐる確執や税金投入の経済的効果や見返りなどが大きな課題となっている。

なお、こうしたグローバルな市場競争は、狭義の文化の分野にとどまらない。教育・人材育成の分野でも、国内の大学で優秀な若手リーダーを数多く育成することが自国の国際的評価に直結するとの認識が高まっている。とりわけ、米英の大学への優秀な頭脳の集中を懸念する非英語圏諸国では、大学の国際化政策と並行して、活発な留学生招致政策が展開されている。

3 1990年代以降の国際交流の新たな動向

このように、特に1990年代以降、国際交流のあり方は大きな変化を強いられることになった。その流れに対して、各国の国や公的専門機関はどのように対応して来たのだろうか。ここでは、環境変化への対応策や新たな方向性として打ち出されてきたものの中から、主要先進諸国に共通して見出された特徴的なものを抽出した。なお、国によっては、依然として従来型の事業や芸術交流の強化などを重視しているところもあるが、ここでは、敢えて、新機軸と考えられるものにしか触れない。

(1) 共通価値・世界世論形成にむけた戦略性の向上

各国とも、「国際交流の戦略性」の向上にこれまで以上に努力を払うようになっている。戦略の明確化・確立のための委員会の設置、提言の公表、組織の統廃合、新規事業開発など、方策に違いはあるが、いずれの国にあっても戦略性の向上に向けて努力が傾注されてきて

いる。

国際文化交流を外交の3本柱の一つに位置付ける流れは、1967年のドイツを皮切りに、88年の日本、94年のカナダにも見出されるが、90年代の戦略性の向上においては、冷戦後の不安定さを増す世界のガバナンスを向上させ、グローバリゼーションに対処し、共通価値や世界世論を形成していく上で、国際交流をいかに活用できるかが明確な主題となってきた。いわば、グローバル化した世界への積極的な関与・参画・貢献がテーマであり、同じ価値を共有する者を増やし、連携を強化する「価値中立でない国際交流」の指向と言っている。

例えば、米国では、米国情報庁（United States Information Agency: USIA）と国務省が統合され、public diplomacy、public affairs、traditional diplomacyの三つの一体化が明確に戦略とされることになった（4(2)で後述）。英国でも、public diplomacyの強化がうたわれ、「Panel 2000」の設置による戦略の構築や、ブリティッシュ・カウンシルにおける「ガバナンスと社会」という事業分野の始動が見られる。ドイツでは、もともとMittlerorganisationシステムと呼ばれる独特の官民連携体制を通じて、多元的・分権的でリベラルな国際交流が展開されてきたが、外務省の「対外文化政策 2000年構想」や連邦議会における「21世紀のための対外文化政策」策定の動きを通じて、民主主義や人権といった価値の伝達や紛争回避のための対話の重要性などがより明確に打ち出されてきている。また、EU強化にむけた施策や、先進国ごとの旧社会主義圏への民主化支援、市場経済発展支援なども、明確な戦略性を有するものとなっている。

こうした戦略性に共通しているのは、①国際交流を通じて国益を追求する姿勢の明確化と強化、②自国のアイデンティティと追求すべき国益の再定義、③国際交流と外交・内政との戦略的連携、④グローバル・ガバナンスへの参画と世界世論の形成、⑤対話の深化と共通価値の実現、⑥知的貢献と協働プロセスの重視による課題解決の指向、⑦次世代へのアプローチ、などである。もちろん、⑧IT重視、⑨パートナーシップとネットワークの拡大、⑩文化的多様性の尊重など、次項以下に述べる方向性も戦略論議の中で共通して取り上げられており、⑪組織や事業の再編・合理化を伴うのが常であるし、その際、国際環境の変化を踏まえ、地政学的な国益に配慮した地域戦略の見直しとこれによる地域を軸とした事業の再編も重要な課題となっている。

ドイツの政党財団や米国の民間助成財団では、かねてより上記の④から⑩といった戦略性には高い関心を有し、独自の視点から実績を重ねてきているが、国や公的専門機関の国際交流の方向性も、こうした財団の方向性に近接してきたということが可能かもしれない。

(2) IT重視から「情報」「交流」の統合へ

いずれの国にあっても、物理的な交流の拡大以上に、情報の流れをいかに支配し、いかに広範な人々へアクセスして瞬時に安価に大量の情報を送り込むかの勝負に、より大きな比重がかけられるようになってきた。一言で言えば、世界世論形成のイニシアティブを誰

が握るかの競争である。

そのため、IT化を重視し、インターネットを本格的に活用し、ウェブと電子メールを手段とする情報供給能力の拡充に、これまでになく人材・資金・資源が投入されてきている。のみならず、こうした「情報（広報を含む）」分野を従来の「交流（文化交流）」分野と一体化させ、経営効率を高めるとともに、より多面的な国際交流が展開できるように組織の再編が広く見られる。こうした方向性は、広報と交流の区分けを曖昧化し（無用化とも言える）、ハコモノ主義・拠点主義からの脱却を促し、コスト削減に応えるとともに、情報専門家のような新たな人材の育成を強いている。

米国における国務省と USIA の統合、ドイツにおけるゲーテ・インスティテュートとインター・ナツィオーネスの統合は、中心的な組織レベルで文化交流と情報発信（広報）の統合が行われたという意味で象徴的である。また、英国では、Planet Britain の設置や単一のゲートウェイからのアクセスを可能にする The Kiosk Project が開始され、「人と人との交流が基軸」というブリティッシュ・カウンシルですら、予算の 22% が情報関連に振り向けられ、中長期計画にさらなる情報化の推進がうたわれている。フランスでは、海外文化施設の図書室が「メディアテーク」に改修され、デジタル・ディバイドへの取り組みも始まっている。

要は、IT 重視とインターネットの活用はすでにいずれの国でも大潮流となっているが、その効果をより実効性の高いものとするために、「情報」と「交流」の統合にまで踏み込むか否かが一つの分岐点になりつつあると言える。

(3) パートナーシップとネットワークの拡大

政策的にも財政的にも機能が限られてきた国や公的専門機関の不足を補完し、投資促進や資金導入を図り、シビル・ソサエティ組織（CSO）の活動も促進する観点から、国・自治体・公的専門機関、企業、民間非営利組織・ボランティアなどの協力体勢の整備が、いずれの国にあっても進められてきている。それぞれの役割を再定義し、棲み分けをはかり、同じセクターの中での協力連携を強化するだけでなく、異なるセクターを横断して水平的なパートナーシップ（ブリティッシュ・カウンシル式に言えば「戦略的パートナーシップ」）や広範なネットワークを構築することに、意識的な努力が払われるようになってきた。

海外での自国イメージの向上を目指して官民合同の協議体 Britain Abroad Task Force を発足させた英国、民間資金の導入や NGO/NPO との連携促進を目指して Interagency Working Group を強化した米国、メセナ支援法をもち、国が地方自治体と経費折半の契約を交わし、外務省と文化通信省の連携強化が模索されるフランス、ゲーテ・インスティテュートに「ドイツ経済友の会」を設けて民間資金の導入をはかり、「対外文化政策 2000 年構想」でシビル・ソサエティの諸勢力との連携による国際的対話ネットワークの構築を打ち出したドイツ、「参加型財団」を設立して日本・イタリア年を開催したイタリアなど、いずれの国にあっても実例を探すことは難くない。パートナーシップとネットワークは、これ

からも間違いなく拡大しつづけるだろう。

もっとも、パートナーシップとネットワークが拡大途上にあるとは言え、いずれの国にあっても、単独の資金ソースとしては、今後とも国・自治体・公的専門機関が最も大きな存在であり続けるであろうことは留意されておいてよい。

(4) 文化的多様性の尊重と文化協力の拡大

すでに上述したとおり、国際的にも、地域的にも、そして国内的にも、文化的多様性を維持し、多文化の共生を実現することは、グローバリゼーションの波に洗われる世界の共通課題となっている。文化的多様性の尊重は、改めて、国際交流の中心的な理念として脚光を浴びつつあると言ってもよいだろう。その流れの中では、双方向交流や対話の一層の拡大、途上国の文化振興にたいする国際協力（文化協力）などが大きな課題となってきている。

ドイツでは、双方向交流を推進する「パートナーシップ (Partnerschaft)」理念が堅持され、「世界文化の家」の活動とともに文化協力の拡大が図られている。フランスでは、国際協力開発総局の誕生による文化協力の強化が打ち出され、英国では、現代自国社会の海外紹介が多様性を鍵として展開され、米国では多様性こそが自国の強さであると積極的にうたわれている。また、地域統合を迎えた EU でも、欧州共通のアイデンティティ構築という目標を掲げながらも、それはあくまでも「多様性の中の統合」を前提とし、多様性こそが欧州の発展の基礎であることが強調されている。これらを眺めてみると、形態は様々だが、国際交流の目的として文化的多様性の尊重が基本におかれている点で、いずれも共通していることは間違いない。

のみならず、文化的多様性を尊重する流れは、より積極的に、国際的な文化的多様性を擁護する動きともなり始めている。世界の文化市場が米国に席卷され始めた現実を前に、カナダによる国際多文化主義のアドボカシーや「国際文化的多様性ネットワーク」の組織化が行われてきたのは好例であるが、他方には、WTO におけるフランスや発展途上国による自国文化産業保護の動きなども呼び起こされており、ユネスコの今後の対応にも関心が高まっている。

また、冷戦後に頻発するようになった民族・宗教対立に起因する紛争の防止および解決との関連でも、文化的多様性の尊重は改めて注目されている。例えばドイツでは、異なる価値観を持った人々との交流を紛争防止の「早期警報システム」として活用する必要性が 1990 年代半ばから唱えられ、シビル・ソサエティ組織を巻き込んだ多層的な国際対話フォーラムの構築が今後の国際交流政策の重要課題と認識されている。

4 21世紀の国際交流の潮流

では、1990年代に現れたこうした新たな方向性を踏まえた上で、「21世紀の国際交流の潮流」となると思われるものを想定してみると、どのようなものが浮かび上がってくるだろうか。ある程度流れを単純化し、繰り返しになることを承知の上で、日本にとっても大きな意味を持つと思われる潮流を抽出すると、次のように整理できる。

(1) ソフトパワーを醸成し、発揮する機能の再認識

冷戦の終焉、グローバリゼーションの進展、IT革命という未曾有の変化のなかで、経済力・軍事力といったハードパワーへの依存度が相対的に低下し、ソフトパワーの重要性がこれまで以上に高まっていくことは、いずれの国でも同じ認識と言える。2001年9月11日の米国における自爆テロ、それを受けてのアルカイダとタリバンへの国際制裁といった一連の流れから、ハードパワー重視論もあろうが、中長期的にテロを生まない世界を構築していくには、ソフトパワーが不可欠であることは自明である。

ここで言うソフトパワーとは、「自らが望んでいることを、他の勢力も同様に希求することによって、好ましい結果を手にする能力。これは、強制よりも、むしろ（自分が持つ）魅力によって目的を達成することを意味する」というパワーである（ジョゼフ・ナイ「情報化時代のソフトパワーを検証する」『フォーリン・アフェアーズ傑作選 1922-1999』下巻、2001年、朝日新聞社）。つまり、文化や思想、価値観、情報、知識、教育などを基盤とする総合的なパワーであり、他国からうらやまれるだけの魅力が必須となり、担い手に国民の広範な関与が欠かせないパワーである。

こうしたソフトパワーが今後さらに重要になっていくとの前提に立てば、その醸成と発揮に向けて、こうした領域こそを本領とする国際交流の機能が改めて再認識されてくるのは当然である。厳しい財政状況にも関わらず、各国で国際交流関連予算がそこそこ維持されている（英国のように増加している国もある）のは、その根本的な価値に対する共通評価がそれなりに定着してきたからだと見ることもできるだろう。ソフトパワーの蓄積は短期間には望み得ないし、ソフトパワーの発揮にも時間が必要である。そうしたパワーを育てていく重要な機能として国際交流を位置付け、目的意識的に国際交流を積み重ねていくのが、紛争を回避し、共存をもたらす道だというのが、迂遠に見えながらも21世紀の基調であろうし、あるべきである。

もっとも、こうした目的意識的な国際交流は、もはや、従来の「多々ますます弁ず」式の国際交流だけでは成立しない。伝統的な文化交流の比重は下がらざるをえず（あるいは、民間に任せ）、国益を相応に意識した戦略的な交流が求められるのは必定で、新たに考えざるを得ないのは、次項で触れる *public diplomacy* と近接した「価値中立でない国際交流」

となるだろう。

なお、ここで言う「価値中立でない」という表現は、「自分の価値だけを追い求める」とか、「自分の価値を強制する」という意味ではない。ここで言うのは、多様な価値の共存を保障しつつ、自文化にも他文化にも普遍的な価値を見出し、その共通する普遍的な価値の実現と増大のために、志を同じくする人々、国々と積極的に組むことを厭わないという意味での「非中立」である。

かねてより、国際交流基金でも、「国際交流は広義の安全保障だ」と言われてきたが、中長期的に日本が取りうる選択肢を見極める中から、この言葉の意味をより明確に定義し、新しい時代における具体的な位置付けを与えることが、21世紀には正面から問われようとしている。

(2) Public Diplomacy の強化

public diplomacy という考え方は 60 年代の米国に遡り、自国の政策を遂行する上で「他国民を関与させ、情報を提供し、影響を与える」ことを目標とするが、冷戦の終焉、グローバル化の進展、IT 革命のなかで、その重要性が一段と強調されるようになってきた。国内世論と同等に世界世論からも支持を得られない限り、国際的な協調も政策の遂行も不可能なグローバル化の時代に入ったからである。

public diplomacy では、政府の公式見解に加えて個人や組織の私的見解も提供される点で、国家対国家の「traditional diplomacy (伝統的外交)」と異なるとされる。そのような多様なアクターを動員することで目指されるのは世界世論形成へのイニシアティブであり、その煩瑣な作業を通して追求されるものは価値の共有であり、「自国の国益の追求が世界の公益の追求と響き合い、世界の公益の実現が自国の国益の追求に重なるという『開かれた国益』」（「21 世紀日本の構想」懇談会『日本のフロンティアは日本の中にある』講談社、2000 年）の実現である。

特に国や公的専門機関が行う国際交流は、今後、この public diplomacy にいっそう近接していく可能性が高い。グローバル化した世界に同じ価値を共有する者が増えることを望む文脈の中では、国際交流も価値中立であり続けることは困難であり、public diplomacy との線引きも困難になるからである。おそらく、国や公的専門機関が関わる国際交流の今後は、民間機関や個人が行う国際交流とは違って、位置付けが不明瞭なままでは弱体化していくしかなく、位置付けを明確化しようとする場合は public diplomacy の流れに近接していく傾向が強まるだろう。

米国では「public diplomacy」「public affairs (自国民への働きかけ)」「traditional diplomacy (伝統的外交)」の三つの戦略的な一体化が図られ、英国やオーストラリアでも public diplomacy が強調され、他の欧州諸国でも、言葉こそ異なるが世界世論形成への参画が重視されるようになってきた現状は、国際交流のあり方を考える上で一つの転換期を迎えているということかもしれない。

「ソフトパワーは、一つの思想や文化が他者に訴える力を持つかどうかだけでなく、基準や制度を通じてアジェンダを設定する能力が、他の勢力に訴えかけるかどうかによって左右される。言い換えれば、それは、送り手が伝えようとする無料情報が説得力をもつかどうかによって左右される」(同上)と指摘されるように、ソフトパワー発露の一つの形である **public diplomacy** では、インターネットやグローバル・メディアなどの活用による情報の集中的な供給と、人的ネットワークを介しての対話の二側面が特に重視される傾向が強い。つまり、情報発信・広報的な「情報供給」と、ターゲットを絞った交流や人材への投資・開発的な「人的ネットワーク構築」の二つが基軸とされるのである。

国や公的専門機関による国際交流も、同様の文脈で再編されつつあるようで、「情報」と「人的ネットワーク(交流)」を基軸として、米国では **USIA** と国務省の統合、ドイツでのインター・ナツィオーネスとゲーテ・インスティテュートの統合、英国では外務省とブリティッシュ・カウンシルの事業協力などが維持されてきたことは、すでに指摘したとおりである。

日本でも、今後、こうした流れが強まることは予測に難くない。

ただし、**public diplomacy** と近接した国際交流の日本での展開にあたっては、慎重な配慮も必要である。**public diplomacy** は様々なレベルの力を結集した総合力に基づくもので、狭義の外交も従来の国際交流もその一部でしかないことを踏まえると、①狭義の外交が国際交流を吸収したり、下請化する形にはせず、両者がともに変化して、 $1 + 1 = 3$ となつてこそ **public diplomacy** が新たに成立すると考える、② $1 + 1 = 3$ の相乗効果がもたらされるように、双方に共通する中長期の「開かれた国益」、**public diplomacy** の達成目標を明確化する、③ **public diplomacy** は広範な領域をカバーし、トータルに打ち出されるべきものであるため、国内の文化・教育政策や産業政策などとの連携や、関係政府機関の間の協力が不可欠、④担い手も多様であることが不可欠であり、特に、国内の企業や非政府・非営利活動との連携が必須、⑤ **public diplomacy** がプロパガンダに流れかねない余地があることに留意する、⑥民間機関や個人が行う交流には位相の異なるものがあることも当然で、それらに対して寛容であり、共存していくことが不可欠、といった諸点が日本の課題となるだろう。

(3) シビル・ソサエティ発展への寄与

グローバル化した世界への積極的な関与・参画・貢献を目指し、同じ価値を共有する者を増やし、世界世論を形成していこうとすると、多様なアクターの中から同じ立場に立つアクターをできるだけ多く見出すことが不可欠となる。そして、その方法としては、特定の旗印のもとに結集を強いるよりも、似た価値観をもちながら異なる能力を持つ者たちの間で緩やかなネットワークを組むことの方が蓋然性が高い。その意味で、国・自治体・公的専門機関、企業、民間非営利組織が国際的にも連携し、水平的なパートナーシップによって課題に対処していくことは、今後、ますます常態化していくだろう。

そのとき、従来にもまして有力な存在となってきたのが、民間非営利組織としてプロフェッショナルに国際公益を追求するシビル・ソサエティ組織（CSO）である。国家や国際機関だけでは対処しきれない課題の増加の中で、シビル・ソサエティ組織やボランティアの発展は、国、国民、世界にとっての選択肢の増加を意味し、一部には意思決定がかえって煩瑣となる可能性を孕みながらも、より望ましい解決策を編み出す上で欠かせない要素となりつつある。

そうした観点から、国際交流においても、世界の安定と発展に必須なシビル・ソサエティのグローバルな発展への寄与がより強く意識されるようになってきている。知恵と実行能力はシビル・ソサエティ組織を信頼し、国・公的専門機関や企業は資金、インセンティブ、情報、システム、プラットフォームなどの提供者となって、専門的で持続性のあるきめの細かい交流や協働をともに推進し、課題の共同解決や世界世論の形成を目指していくという方向である。

要は、国際交流の深化はグローバルなシビル・ソサエティの発展を抜いてはあり得ず、グローバルなシビル・ソサエティの発展は国際交流の深化を抜いてはあり得ないという相関関係の成立が、国際公益の実現において不可欠な時代に入ったとの観念の確立が求められているのである。

(4) 文化的多様性の尊重と擁護

文化的多様性を尊重し擁護することが、国際交流の新たな理念としてより強く意識されるようになってきたことは、先述のとおりである。グローバルなレベルでも、一国内的なレベルでも、文化的多様性を保持することが社会を豊かにし、人々の共存を可能にする道であることの認識は確実に高まっている。他方で、自文化の絶対化や原理主義化、国内文化産業の自由化・保護化といった対立軸などを含みながらも、しかし、今後も、この認識は衰えることなく、むしろ強まっていくだろう。

その観点からすれば、少数者の文化を尊重し、様々な文化を育み、双方向で交流し、相互理解を深め、寛容の精神を養うことは、「内なる国際化」を含む国際交流全体のこれからの基本形となっていくと考えて間違いない。のみならず、より積極的かつ戦略的に、民族や宗教間の対立を回避し、乗り越えていく上でも、文化的多様性の認識向上に貢献する国際交流の役割は重要性を高めていくだろう。例えば、若い世代を対象とした対話などは、対立をエスカレートさせる原因となる偏見や誤解を減らし、将来の共存に向けての土台をつくる大きな機会となる。また、文化的多様性を維持する中長期的な努力・投資として、文化振興のための国際協力(文化協力)やグローバルなデジタル・ディバイドの克服なども、より重要性を高めていくだろう。

こうした意味からも、2001年11月のユネスコ総会で「文化の多様性に関する世界宣言」と行動計画が出され、「多様性を尊重し、協力や相互理解を進めることが、平和や安全保障への最高の裏付けである」とうたわれるとともに、対話と共存の重要性が強調されたこと

は、今後の国際交流の方向性を指し示す重要な契機と考えられなければならない。

(5) 域内交流の促進と緩やかな地域の連携

地域統合を促進するプロセスでもあり、地域統合の結実でもある域内交流や文化協力は、欧州で最も大規模に展開されているが、ASEAN 地域でも緩やかながら確実に広がり、NAFTA 傘下の北米でも規模こそ小さいが始まっている。こうした流れは、今後、いっそう加速化され、より大きな潮流となってくることは間違いない。

しかし、そうした中で、依然として大きな「空白」となっているのは東アジア地域、特に日本を含む北東アジア地域である。先に引用した「21 世紀日本の構想」懇談会の報告書では、地理的な近接性を持ち、歴史的・文化的な関係も深く、今後の潜在力を秘めた北東アジアの隣国（中国・朝鮮半島）に対して、日本は協力関係の一段の強化に踏み出すべきだとして、その努力を「隣交」と呼んでいる。そこで求められるものは、隣国の歴史、伝統、言語、文化などに対する十分な理解であり、多角的、多層的な域内交流の展開である。そして、目指されるべきものは、地域の安定と発展、共通価値の醸成であり、将来的には、東北アジアと東南アジア（ASEAN 地域）が両輪をなす形での東アジア全域にわたる共同体形成への展望であろう。

そうした意味では、域内交流を促進し、緩やかな地域の連携を編み出し、地域で共有できる大きな構図を共に作り出していくことは今後極めて重要な課題と言え、特に東北アジアでは、その戦略的な展開が求められていだろう。そのためには、日本は、歴史認識を深め、地域の共通課題アジェンダに多角的に取り組み、グローバルなアジェンダに共同して取り組んでいくことが重要となる。

Ⅱ 米 国

神田外語大学教授 和田 純

(1章、2章、3章執筆)

トヨタ財団プログラム・オフィサー 牧田 東一

(4章執筆)

Ⅱ 米 国

和田 純（1章、2章、3章執筆）、 牧田 東一（4章執筆）

1 米国における国際交流の概要

1-1 国際交流の全体像

1-1-1 建国の理念と多様性

米国における「国際交流の基本理念」を一言で述べることは不可能である。なぜなら、米国ほど多民族で、多様性に満ちていて、国際交流というものをわざわざ想定するまでもなく、国内的にも、国際的にも常にそうしたダイナミズムの中にある国はないからである。日本のように「国際」と「国内」の垣根は強く意識されず、米国を米国たらしめる価値を追求することが第一義とされ、恒常的なプロセスとして、国内的にも国際的にも奔流のごとく「交流」が図られているのは、米国の建国の理念そのものに由来すると言ってよいだろう。米国では「国際化（internationalization）」という言葉が使われることはほとんどないが、そのことは、こうした米国の本質を何よりもよく物語っている。移民を重視し、1997年現在で総人口の9.7%が外国生まれである国は、最初から必然的に国際的なのである。したがって、米国では、当初より、漠然とした国際交流というよりは、より目的意識的に相互理解を促進し、ともに汗を流し、より明確に共通価値を実現し、共通課題の解決に努力していくことにはるかに重点が置かれてきた。それを支えてきたものは、米国を米国たらしめている自由・民主主義・市場経済といった基本的な理念や価値であり、多様性こそが米国社会の強さの源であり、活力の源泉であるという信念といえる。

1-1-2 グローバリゼーションとソフトパワー

また、米国は、冷戦期には二極の一方の旗頭であり、冷戦後には、圧倒的な優位にたち、突出した一極を形成している。加えて、近年、グローバリゼーションが急速に進展する中では、それが「アメリカナイゼーション」と呼ばれるほどに、米国は圧倒的な国際規定力・影響力を及ぼしている。

そうしたリアリティの中では、国際的でグローバルな存在であることは米国にとって当然であって、ことさらに言い立てる必要のあるものではない。米国に対して「内向き」「孤立主義」との批判が出ることは、逆に言えば、米国は国際的でグローバルな存在であらねばならないし、そうした存在であると世界から認識されているということだと言える。

こうした米国の存在は、軍事力、経済力といったハードパワーによって支えられている

ことは間違いないが、のみならず、知的財産の厚さ、国際共通語となった英語、世界最多の留学生を惹きつける高等教育、巨大メディアの影響力、情報の世界的な寡占などのソフトパワーによっても支えられており、このソフトパワーには、当然、文化も含まれてくる。知的集積、生活様式、音楽、映画、テレビ、電子メディア、現代芸術などの魅力と波及力、果てはファーストフードからテーマパークに至るまで、文化においても米国をグローバルな存在として認識させられる要素は数多い。したがって、米国における国際交流を考える際には、こうした怒涛のごとく溢れ出る総体をトータルに認識することが不可欠となる。

1-1-3 民間活動が主導する国際交流

だとすれば、米国の国際交流が、政府主導であるよりは、はるかに圧倒的な規模で民間や個人の主導であることに、多くの説明はいらないだろう。あらゆる局面で、「国際」を意識せずに「交流」を拡大していけるのは民間の大きな利点であり、民間活動に伴って文化も交流していくのが米国の国際交流の基本的な姿といえる。

ここでは、政府の果たす役割は限られている。1970年代に国際観光の振興から政府が撤退したように、国際交流の振興についても、むしろ民間の勢いに委ねているのが米国政府の基本的な姿勢と言えるだろう。政府は、自ら乗り出して直接事業をするのでもなく、指針的なものを策定して民間を「指導」しようとするのでもなく、むしろ、寄付免税の拡大や情報提供など、民間活動を盛り立てるインセンティブを増やすことに役割を見出している。

加えて、ことが「文化交流」であった場合には、政府の役割はさらに小さくなる。これは、米国が複合民族国家であり、多文化社会であり、文化に対して民主的で自発的な姿勢を建国以来の伝統としてきているからで、政府が文化的な一体感を強調したり、特定の文化を重視する姿勢をとることには、国民の間に一貫して強い抵抗感があるからである。「米国の芸術文化支援体制が、先進国の中で恐らく最も非中央集権的で、したがって分散的なものだ」¹という指摘を踏まえれば、「文化交流」にあっては、政府が主たる担い手になることはありえないと言ってもよいだろう。文化の領域にあってはなおのこと、民間活動が本流である。

1-1-4 国際交流を担う民間非営利団体(NPO)・民間助成財団

そうした民間による国際交流の中軸を担うのは、NPO/NGO＝民間非営利団体(501-C-3団体)である。全米のNPO/NGOは110万団体をこすが、このうちの相当数が、何らかの形で国際的な事業に関わっていると考えてよい。そのことは、こうしたNPO/NGOの実施する国際事業を仲介し、専門的なサービスを提供する中間支援団体(intermediary organizations)や、全米的なアンブレラ団体が発達していることから読み取れる(これらもすべてNPO/NGOである)。ちなみに、61の団体で組織する米国国際教育文化交流団体連盟(Alliance for International Education and Cultural Exchange)が国務省と共同で編纂している *International Exchange Locator – A Resource Directory for Educational*

¹ ジジ・ブラッドフォード「クリエイティビティと社会の関係—米国の文化政策の発展について」『Viewpoint』17号、2001年2月、セゾン文化財団。

and Cultural Exchange の 2000 年版には、Exchange Organization、Sector Specific Exchanges、Research/Support Organization の 3 分野で計 260 団体がリストアップされている。

また、こうした NPO/NGO の中には、事業を行う NPO/NGO に対して資金提供を行う NPO/NGO、つまり民間助成財団 (Grant Making Foundations) が含まれている。「4 参考機関」で後述している民間助成財団がそれで、こうした民間助成財団は全米に約 3 万を数える。これらには、国際的な活動への助成に尽力しているところも少なくなく、大型財団の例としては、Ford Foundation、Rockefeller Foundation、Rockefeller Brothers Fund、Henry Luce Foundation、Pew Charitable Foundation、McArthur Foundation 等がある。

1-1-5 政府機関による国際交流

では、政府は何をやっているのか。「政府提供国際交流・研修に関わる省庁横断ワーキング・グループ²⁾」(Interagency Working Group on U.S. Government - Sponsored International Exchanges and Training: IAWG . 詳細は「2 政府部門」で後述) の 99 年度の統計では、政府の 14 省+28 エージェントで計 180 の国際交流と研修に関わるプログラムが提供され、政府資金 10 億ドル (約 1220 億円)³⁾に加えて最低でも 6 億 4 千万ドル (約 780 億円) の民間資金が投入され、14 万 1 千人の参加者があったという。このうちのどれくらいが「国際交流」に関わるものかは不明だが、プログラム分野別では、科学技術 88、国防・軍事 31 に対して、文化が 39 となっている。「国際交流」分野での主たる担い手としては国務省、教育省、国防省、NEH (National Endowment for the Humanities)、NEA (National Endowment for the Arts)、日米友好基金 (Japan United States Friendship Commission) があげられる。

国務省と日米友好基金は後掲の第 2 節、第 3 節でそれぞれ詳述するが、教育省では、米国の初等教育から高等教育に至る各レベルで国際理解教育を推進しており、特にその核として、高等教育機関にセンターやプログラムを設け、外国語教育、国際ビジネス教育を含む地域国際研究の振興に力をいれている。その根拠となるのは「タイトル VI」と通称される高等教育法第 VI 章 (Higher Education Act - Title VI) である。また、この「タイトル VI」には、Fulbright-Hays Act (後述) に基づくプログラムが付随しており、”contribute to U.S. national security and economic competitiveness by meeting national needs for international competence”を目標に、海外で米国人が行う学位の取得、研究、セミナー、グループでのプロジェクトに支援が行われている。

国防省は、外国語、特に少数言語の習得や特定地域研究を行える米国人研究者を養成することは、米国の安全保障にとって不可欠であるとの観点から、1991 年の「国家安全保障教育法 (National Security Education Act PL102-183)」にもとづく国家安全保障教育プログラム (National Security Education Program) を実施している。米国の学部生への奨学金、院生へのフェローシップ、研究機関助成からなるプログラムだが、恩恵を受けたものは帰国後に国防省や CIA のために同期間働くことが条件とされ、助成の優先度が安全保

²⁾ 本稿における機関・役職・法律等の訳名は筆者の仮訳である。以下同じ。

³⁾ 本稿では 1 ドル=122 円として換算

障の優先度に規定されていること、諜報機関との連関が取り沙汰されることなどで、批判も根強い。

また、NEH は米国の人文科学分野の研究に助成し、NEA は米国の芸術活動に助成し、ともに米国人の国際共同活動への支援が含まれている（NEA の日本向けのプログラムは、「3 公的専門機関」で後述のとおり日米友好基金が実施している）。

これら政府プログラムに特徴的なことは、自ら乗り出して事業を主催するよりも、教育・研究機関、芸術団体などを含む NPO/NGO や民間研究者・専門家に助成金(グラント)を出すことで、民間のイニシアティブを尊重し、その知恵と活力が活かされるようにすることに主眼が置かれていることである。換言すれば、NPO/NGO セクター、ボランティア、企業の社会貢献、フィランソロピー、コミュニティ活動なども包摂して、シビル・ソサエティ全体の活動を基盤とし、それとパートナーシップを組むことが重視されているのである。

もう一つ特徴的なことは、これらのプログラムの助成金受領資格者は米国人および米国の組織に限られており、基本的には米国内での教育・研究や創作活動の質の向上が眼目とされている。つまり、相互理解の深化が目的とされていても、焦点は国内的な潜在能力を高めること、米国民を教育することにあって、他国民に対する国際的な影響力の行使自体は直接目的とされていないのである。

とはいえ、これには重要な例外がある。一つは世界一を誇る留学生の積極的な受け入れであるが、これは海外から人材を惹きつけることで影響力を発揮しているとも言えるが、影響力を行使しているということではないだろう。

もっと明確な例外は、もともと国境を越えて活動することが本来業務となっている国務省の業務である（後述の通り、かつては米国情報庁〔United States Information Agency: USIA〕がそうであった）。そこでは、国際交流が明確に外交手段の一部と考えられ、米国の国益を守り、米国の立場に国際的な支持を獲得し、米国の影響力を行使するために、情報と交流による「相互理解の促進」が追求されてきている（日米友好基金も基本的には同じ範疇に入れられる。「3 公的専門機関」参照）。つまり、外交の一部として国際交流が戦略的に位置付けられ、public diplomacy が展開されているのである。

1-2 外交としての国際交流 - Public Diplomacy

1-2-1 United States Information Agency: USIA

従来から、外交としての国際交流を政府機関として中心的に担ってきたのは、米国情報庁（United States Information Agency: USIA）である。

USIA は、1948 年の情報・教育交流法 (U.S. Information and Educational Exchange Act (PL402)=Smith-Mundt Act) を基礎として、1953 年、アイゼンハワー大統領によって設立された。当初は、第二次大戦中の 1942 年に発足した Voice of America を中心とする国際放送と情報発信を国務省から分離する形で、つまり Information Program を業務の基本とする形で発足した（教育文化交流プログラム=Exchange Program は国務省に残された）。

61 年には、相互的教育・文化交流法（Mutual Education and Cultural Exchange Act(PL87-256)=Fulbright-Hays Act）が制定され、次の目的が掲げられる。

“The purpose of this chapter is to enable the Government of the United States to increase mutual understanding between the people of the United States and the people of other countries by means of educational and cultural exchange; to strengthen the ties which unite us with other nations by demonstrating the educational and cultural interests, developments, and achievements of the people of the United States and other nations, and the contributions being made toward a peaceful and more fruitful life for people throughout the world; to promote international cooperation for educational and cultural advancement; and thus to assist in the development of friendly, sympathetic, and peaceful relations between the United States and the other countries of the world. (U. S. Code Title 22-Foreign Relations and Intercourse /Chapter 33-Mutual Education and Cultural Exchange Program Sec. 2451:Congressional statement of purpose) ”

ここで打ち出されたのは、「政府も教育文化交流を通じて相互理解の促進にあたるべし」という方向で、それを受けて、海外に教育文化センターの設置が始まり、国務省に教育文化事業局 (Bureau of Educational and Cultural Affairs: ECA) が新設され、国務省が教育文化交流に積極的に乗り出すこととなった。

しかし、1978年になると、カーター大統領によって、国務省の ECA は USIA に統合されることになり、USIA の名称も International Communication Agency (USICA) に変更され、USIA の第二の使命として、”reduce the degree to which perceptions and misunderstandings complicate relations between the United States and other nations” が付け加えられることになった。ここに至って、USIA は「情報発信・教育・文化活動の実施を通じて米国と他国の相互理解を促進する連邦政府エージェンシー」とみなされるようになっていく。1982年には、レーガン大統領によって再び名称が USIA に戻されるが、そこでの使命は次のように認識されていた。

- To explain and advocate U.S. policies in terms that are credible and meaningful in foreign cultures
- To provide information about the official policies of the United States, and about the people, values, and institutions which shape those policies
- To bring the benefits of international engagement to American citizens and institutions by helping them build strong long-term relationships with their counterparts overseas
- To advise the President and other policymakers on the ways in which foreign attitudes will have a direct bearing on the effectiveness of U.S. policies

ここに見られるのは、明確な米国の国益追求のための「相互理解の促進」であり、外交の手段としての「教育文化交流」である。それは、国際交流基金のような、一見価値中立的とも見えるナイーブな文化交流指向とは相当に様相を異にし、国際交流基金でも論議されてきた「文化交流は国益追求のためであり、安全保障政策の一つである」という考え方

を、USIA ではより直截明瞭に具現化したものであったと言えるだろう。

1999年には、USIAはスタッフ6,352名(うち外交スタッフ904名、本部スタッフ2,927名、現地スタッフ2,521名)、予算約11億ドル(約1342億円)を有し、142カ国にU.S. Information Service (USIS) と呼ばれる在外機構・ポストを190配備するほどの巨大組織であった。

1-2-2 Public Diplomacy の定着

こうした流れの中で、国益をより効果的に貫徹させていくために相互理解を促進し、情報提供や教育文化交流を手段として組み込んでいく外交は「public diplomacy」と呼ばれるようになっていく。public diplomacy という用語が初めて使用されたのは65年のことだと言い(“Library of Congress study of U.S. international and cultural programs and activities prepared for the Committee on Foreign Relations of the U.S. Senate”)、定義にはまだ幅があって、米国でも広く人口に膾炙した用語とは言い難いが、USIAでは、public diplomacy を次のように定義していた。

Public diplomacy seeks to promote the national interest and the national security of the United States through understanding, informing, and influencing foreign publics and broadening dialogue between American citizens and institutions and their counterparts abroad.

実際、public diplomacy とは何かを一言で表すのは至難だが、①public diplomacy は非政府(non-governmental)の個人や組織に主として関わる、②public diplomacy では政府の公式見解に加えて個人や組織の私見も提供する、という2点において、国家対国家の関係で展開されてきた「伝統的外交(traditional diplomacy)」とは異なるとされることに注目しておく必要がある。また、プロパガンダは虚実に基づいても成立しうるが、public diplomacy は真実に基づいてしか成立しえず、信頼の鉄則が求められると考えられていることにも注意を払う必要がある。

USIAでは、public diplomacyを進める手法は、便宜的に「情報」と「教育文化交流」に大別されてきたが、両者は不即不離と考えられており、近年はインターネットや電子メールなどIT革命がもたらした最新技術を取り入れることに努力が傾注されてきた。「情報」の領域では、政府声明などを流す「SELECT(時事情報URLs)」や電子ジャーナルの発信、スピーカーの派遣、専門家の中期派遣、電話会議、出版、電子出版、フォーリン・プレス・センターの運営、海外の情報リソース・センターの運営がプログラム化され、「教育文化交流」の領域では、フルブライト・プログラム、学術交流、米国研究支援、英語教育、国際ビジター・プログラム、市民交流、民主化支援、芸術交流がプログラム化されてきている。

さらに、「情報」の領域では、国際放送が一貫して重要なプログラムとされ、1994年の国際放送法(International Broadcasting Act (PL103-236))をもって、USIAの中にBroadcasting Board of Governorsが設置されるとともに、その監督下に、53ヶ国語によるVoice of Americaのラジオ放送、WORLDNET Television and Film Serviceのテレビ

放送（1983年開始）、キューバ向けの Radio Marti と TV Marti（1985年開始）、中欧と旧ソ連向けの Radio Free Europe/Radio Liberty、中国・チベット・ビルマ・ベトナム・北朝鮮・カンボジア向けに7ヶ国語で流された Radio Free Asia といった非軍事の政府国際放送が統合され、国際放送局（International Broadcasting Bureau: IBB）が形成されていた。

1-2-3 United States Advisory Committee on Public Diplomacy (ACPD)

こうした public diplomacy のあり方をモニターし、政府の機能として確立することに大きな役割を果たしてきたものに、「Public Diplomacy 諮問委員会（United States Advisory Committee on Public Diplomacy: ACPD）」がある。この委員会は、1948年の Information and Exchange Act に基づいて、1949年に連邦議会のイニシャティブで設置されたもので、年限を区切って内容や名称と存続の見直しが行われながら、現在の形となってきた（現委員会の見直しは2001年10月）。上院の同意を得て大統領が任命したさまざまな分野の6人のメンバーで構成されている。

その目的は、“provides oversight of U.S.-government activities intended to understand, inform, and influence foreign publics”というもので、国務省や連邦エージェンシーにおける public diplomacy の政策とプログラムを評価し、議会・大統領・国務長官にレポートを提出して勧告するのが任務となっている（最近のレポートは本節末尾「関連政策ペーパー」の項に後掲）。

こうした委員会が50年以上にわたって存続してきたのは、他国に影響を及ぼすことを戦略的に追求してきた米国ならではのと言えようが、Public Diplomacy 諮問委員会（ACPD）は、米国の public diplomacy は政策的にもプログラムのにも一貫して成功してきたとの評価をしており、USIA の存在意義を重視するとともに、情報化時代に対応した public diplomacy の見直しと新たな取り組みの必要性を強調してきている。

1-2-4 USIA と国務省 (State Department) の統合

しかしながら、USIA の努力や ACPD の勧告にも拘らず、財政健全化や外交機能の見直しを求める議会の駆け引きの中で、USIA は、1995年ころから出版部門の廃止などで人員の3分の1が削減され、クリントン大統領による1998年の Foreign Affairs Reform and Restructuring Act をもって、1999年10月1日には遂に廃止された。そして、USIA の4,025人のスタッフは国務省に移籍され、その機能は国務省に統合されることになった（同時に、USIA の国際放送部門 International Broadcasting Bureau (IBB) は切り離され、国務省傘下の独立連邦エージェンシーとなった Broadcasting Board of Governors の監督下におかれることになった）。

USIA を統合した国務省では、教育文化事業局（Bureau of Educational and Cultural Affairs: ECA）を新設して USIA の ECA が担当した教育文化交流プログラム（Exchanges）を継続させ、国際情報プログラム部（Office of International Information Programs: IIP）を設けて USIA の Information Bureau が担った情報プログラム（Information）を継続させ、これらの2部門に、従来から国務省に存在した国内広報局（Bureau of Public Affairs:

PA) を抱き合わせにすることとなった。そして、これら 3 部門の全体を統括するポストとして、Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (Under Secretary for Public Diplomacy and Public Affairs : PDPA) が新設された (統合の経緯等については第 2 節も参照のこと)。

PDPA 担当国務次官の任務は、「PDPA helps ensure that public diplomacy (engaging, informing, and influencing key international audiences) is practiced in harmony with public affairs (outreach to Americans) and traditional diplomacy to advance U.S. interest and security and to provide the moral basis for U.S. leadership in the world (米国の国益と安全を促進し、世界における米国のリーダーシップにモラル的基盤を与えるために、public diplomacy が public affairs および traditional diplomacy と調和的に実行されることを確保するように助力する)」とされている。

ここに初めて public diplomacy という用語が機構名に登場し、それが public affairs と対になることになった。ここでは、public affairs は「outreach to Americans (米国民への働きかけ)」とされ、public diplomacy は「engaging, informing, and influencing key international audiences (国際的に鍵となる人々を関与させ、情報を提供し、影響を与えること)」と簡潔に定義されている。

このことは、外交の実現には内外の幅広い支持基盤の確立がますます重要となってきたことから、従来の伝統的な外交に加えて、米国の政策に対する国民的な理解・支持基盤を国内的に醸成・確立するとともに、米国の政策に対する海外有力者 (ひいては、その先にある他国民) の理解・支持基盤を国際的にも醸成・確立することが不可欠で、これらを一体的に推進することが不可避だとの方向性の模索が始まったと考えてよいだろう。これまで以上に、「国際」に関わる public diplomacy は「国内」に関わる public affairs と密接不可分に推進されていかねばならない時代に入ったのである。

1-2-5 統合の評価

とは言え、国務省と USIA のこの統合に対する評価はまだ定まったものがない。統合にあたっては、USIA の地域部門 (Regional Office) は国務省の地域部門に統合され (逆に言えば、国務省の各地域局に public diplomacy の担当部門が新たに設けられ)、国務省の各機能局にも public diplomacy を強化するための 27 ポストが新たに設けられて、国務省全体における public diplomacy への取り組みは強化された。しかしながら、教育文化事業局 (ECA) の担当する教育交流事業と、国際情報プログラム部 (IIP) の担当する情報プログラムは、従来の国務省の機能や時間軸とも異なる上、業務の専門性、ノウハウ、ネットワークの維持の必要性もあって、結局は、USIA における部門および機能がほぼそのまま国務省にはめ込まれたに近い状態となっている。実際、Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (PDPA) 傘下の部門では、Public Affairs 部門は元通り国務省本館にあるが、PDPA 担当国務次官の執務室、ECA 部門、IIP 部門は旧 USIA 本部ビルにそのまま残っており、国務省本館には入っていない。

このように国務省の中でも、public diplomacy への取り組みはまだ過渡期にある。また、統合にあたって USIA の枠組みと機能・事業が維持されたのは、public diplomacy を重視

する議会の後押しもあった。たとえば、ECA の予算は国務省の本体予算とは別建てでイマーク(他に流用しない)され、議会が設けた「防火壁」によって今も守られている (Foreign Operations でなく、Commerce-Justice-State の予算分類になっている)。要は、短期的な外交的成果を求めて政府間で政策を遂行する traditional diplomacy と、中長期的な信頼基盤の育成・相互理解をめざす非政府的な交流のような public diplomacy とは、時間軸も成果も違い、public diplomacy の方があおりを食う可能性が高いことから、public diplomacy は常に意識的に確保されていかなければならないとする議会の意向が働いている(さらに、国内向けの public affairs と海外向けの public diplomacy を完全に一体化させてしまうと、大統領府の力が強大になりすぎるため、これを牽制する意味で議会がこれらを二つに分け、public diplomacy の動向を監視するという力学が働いている面もあるという)。

現時点での統合への評価は様々である。すべての省庁と等距離で密接に連携していた USIA であったのに、それが国務省の傘下に入ったことで、カバーする範囲がかえって狭まり、柔軟性やコーディネーションに欠けるようになり、専門性も薄まったとの批判も大きい。他方、国務省内での政策調整がより総合的に行われるようになり、public diplomacy の重要性に対する国務省内での認識が高まるといった教育効果や、個別の国に対する施策の検討に public diplomacy の観点からのインプットが重視されるようになったとの内部評価もある。また、出身母体の違いや「文化」の違いによるスタッフどうしの確執、あくまでも traditional diplomacy を本流として public diplomacy を見下す旧態依然の風潮など、今後取り組むべき課題も多いようだ。統合を経て、ECA はかえって孤立度を深めることになり、IIP は USIA 時代よりもずっと活動的になったと、評価の明暗が分かれているあたりも考えさせられるものがある。

先の ACPD が 2000 年 10 月に公表した報告書 *Consolidation of USIA Into The State Department: An Assessment After One Year* には統合過渡期の様々な問題点が指摘されているが、長短両方の要素が混在しているようである。public diplomacy が国務省内で明確な位置を占め、米国外交に新たな価値をもたらしたと認識されるまでには、今後 4~5 年はかかりそうだという。

1-3 Public Diplomacy としての国際交流の今後

1-3-1 外交のプライオリティと Public Diplomacy

public diplomacy と public affairs の連携が強化されたということは、グローバリゼーションの中では、それだけ外交が内政と不可分となり、内政もますます外交と不可分になってきたことの反映といえる。また、IT 革命の進展で、情報提供能力が国のパワーを左右するようになり、特に英語を基本語とする米国では、情報の上での「国内向き」と「国際向き」の線引きは意味をなさず、時差も距離も無関係になってきたことへの対応ともいえる。USIA の国務省への統合という紆余曲折を経ながらも、その内実では、グローバリゼーションと IT 革命の時代に不可欠なものとして public diplomacy の重要性がより強く認識され、国益追求により効果的な戦略として本格的に取り組まれる時代が到来しつつあると言ってよいのかもしれない。

国務省が2000年9月にまとめた「戦略プラン (U.S. Department of States Strategic Plan)」には、外交の長期目標 (US National Interests and Strategic Goals) が7分類16項目にわたってあげられている。要約すると、National Security (Regional Stability, Weapons of Mass Destruction)、Economic Prosperity (Open Markets, US Exports, Global Growth and Stability, Economic Development)、American Citizens and US Borders (American Citizens, Travel and Migration)、Law Enforcement (International Crime, Illegal Drugs, Counter Terrorism)、Democracy (Democracy and Human Rights)、Humanitarian Response (Humanitarian Assistance)、Global Issues (Environment, Population, Health)である。そして、これらの後に別建てで (旧 USIA スタッフに言わせると17番目に)、これら16項目の目標を成功裏に追求していく上で欠かせないものとして Mutual Understanding が掲げられ、その目標は次のように定義されている。

Improve and strengthen the international relations of the United States by promoting better mutual understanding between the people of the United States and the people of world through educational and cultural exchanges.

この前提には、①米国市民による草の根レベルの努力・活動は、これからも興味、賞賛、憧れを持って見られ続け、他国にとってのモデルになる、②米国の優位は覇権だとの懸念を招き、一方的あるいは自己利益的と見える政策に抵抗を引き起こす、③米国のポピュラー文化はこれからも世界へ拡散し、米国人は物質主義で、独り善がり、自由を謳歌し過ぎとの偏見を招く、④米国の高等教育は他国との競争に晒されて行くので、留学生・研究者により門戸を開けるよう制度的課題を究明していかねばならない、⑤交流予算はこれからも国内的な支持を得ていくだろうが、伝統的なプログラムの予算増加は困難、という見込みが挙げられている。

また、この目標の到達度を測る指標としては、①世論調査やメディア、学問的あるいは知的な論争に表出する世論、②現在また将来の米国指導者が交流プログラムに参加の用意があり、喜んで参加するか、③海外参加者には米国の政策やイニシヤティブを形成する社会的・歴史的背景を、米国人参加者には海外の社会や文化を、交流プログラムを通じて極めてよく理解したことの表象、④交流プログラム参加者が自国へ戻ってから重要な地位を得ること、が挙げられている。

したがって、USIAの時代以上に、今後の public diplomacy の目標も16項目の外交目標を明確に踏襲したものとなり、前提を乗り越えることに配慮しながら、到達指標で評価しつつ展開されていくものと思われる。「2 政府部門」で後述する”International Visitors Program”などでは、招聘相手の選考基準として16項目の外交目標が明確に意識されているという。

1-3-2 Public Diplomacy の今後

こうした public diplomacy が、今後さらにどういう展開を見せていくのかの予測は難しい。大統領府、国務省、連邦議会などの様々な駆け引きがありうるだろうし、国務省自体でも、public diplomacy にどういう位置付けを与えようとするのかはまだ不透明であるからだ。そうした中で、public diplomacy の位置付けに言及したいいくつかの提言が外部から

出されている。基本的には、そのどれもが public diplomacy をより重視する方向を示唆しているが、参考として代表的なものを二つ挙げておく。

一つは、Overseas Presence Advisory Panel が 1999 年 11 月に公表した報告 *America's Overseas Presence in the 21st century* である。この中では次のように述べられている。

Public diplomacy is needed to help clarify the American position and viewpoint, to explain why the United States favors a particular course of action, and why that course of action would benefit both U.S. interests and that of another nation.

この報告は、米国の海外におけるプレゼンスのあり方を考えていく上で、スタッフの養成やそのあるべき姿を答申したものであるが、public diplomacy の確立を明確に求めるものとなった。

もう一つは、世界的な国際問題研究機関である Council on Foreign Relations が Center for Strategic and International Studies と共同で行ったタスク・フォースの報告 *State Department Reform* である。この報告は、ブッシュ新政権の誕生にあわせて政策提言されたもので、2001 年 1 月に公表された。報告では、せつかく国務省と USIA が統合されたにも拘らず、国務省スタッフは依然として政府間の公式的なやり取りだけに終始し、米国の立場と見解を海外の社会に説いて回るよりも情報収集・分析・防護に終始していると、その官僚的で旧態依然とした「文化」を批判した上で、in the information age public diplomacy has become an even more central dimension of statecraft と指摘している。そして、21 世紀の外交に携わる者のあるべき姿を次のように描く。

The 21st century diplomat must be a public affairs and public diplomacy diplomat. If the department is going to operate effectively in the information age, it will have to adopt a culture of greater openness and direct greater energy toward public outreach and engagement.

そしてさらに、With the end of Cold War, public diplomacy has become an even more vital tool to promote American interests abroad とした上で、民間ビジネスと非政府団体 (NGO) との連携が不可欠な時代に入ったことを指摘し、なおのこと、public diplomacy と public affairs が重要となっていることを繰り返し強調して、大統領に leadership to develop a professional culture that embraces public diplomacy and public affairs as top priorities の発揮を求めている。public diplomacy と public affairs は、ともにアカウントビリティにも関わることで、日本にも参考となる議論だろう。

なお、この報告の最後には、関わったメンバー個人の追加的な見解も収録されているが、元 NATO 大使で、RAND Corporation のシニア・アドバイザーである Robert E. Hunter が、国務省と USIA の統合が裏目に出ていることを特に指摘し、USIA 出身のスタッフの能力、視点、方法論が潰えないよう国務省に要請しているのが目を引く。

なお、これらとは別に、2000 年 11 月には、クリントン政権のイニシャティブで、The White House Conference on Culture and Diplomacy が開催され、報告が出されている。この会議は芸術家、詩人、作家、財団、NGO、外交団などを集めたもので、「to focus attention on the role of culture in the U.S. foreign policy and produce conclusions, which could

inform the future development of American cultural diplomacy」が目的とされた。結論としては、外交官の文化認識の向上、文化理解の重要性に関わる国民教育、国務省の文化支援予算の増額、国務省の文化教育プログラムを支援する非営利組織の設立、インターネットの活用、文化的パートナーシップの振興、文化的多様性を守るための官民・国際資金の確保、国務省・ビジネス・NGO の連携の強化、NEA(National Endowment for the Arts)/NEH (National Endowment for the Humanities)の存在の国際的認知の確立、地域文化プログラムの活用、文学の相互翻訳の必要性が打ち出された。cultural diplomacy という考え方自体に焦点が当てられることは珍しいことだが、民主党の大統領から共和党の大統領に転換したことで、この会議の結論がどの程度の実効性をもつかは予測しがたい。

1-3-3 結び

こうして米国の国際交流政策を通観してみると、あくまでも交流の主体は民間であり、政府が関わる部分は、当初から public diplomacy として非常に戦略的であり、米国の理念と国益を追求するものであることがわかる。99年のUSIAの廃止、国務省への統合に際して編まれたUSIAの回顧ブックレット *The United States Information Agency - A Commemoration, Public Diplomacy: Looking back, looking Forward* に記された次のような public diplomacy の定義は、その意味で大変印象深い。

Public diplomacy is an official expression of a fundamental part of American character - a desire to share with the world our values, our experience and our commitment to freedom and democracy.

米国の発想はそのまま日本の参考にはなりにくい部分も多いが、しかし、大いに学ぶべきものが含まれていることも間違いない。武力で立国せず、ソフトパワーを指向する21世紀の日本にとって、日本の public diplomacy をどう考えるのかは、避けては通れない課題の一つであろう。

関連情報源

<ホームページ>

- ・ USIA (廃止されたUSIAのオリジナル・ホームページは、1999年9月現在(廃止直前)のものが、歴史資料としてイリノイ大学で保存されている)
<http://dosfan.lib.uic.edu/usia/>
- ・ 国務省 <http://www.state.gov>
- ・ 国務省 IIP が発信する米国情報ページ <http://usinfo.state.gov>
- ・ Interagency Working Group on U.S. Government-Sponsored International Exchanges and Training (IAWG) <http://www.iawg.gov>
- ・ United States Advisory Commission on Public diplomacy
<http://www.state.gov/r/adcompd/>
- ・ 元USIA職員の同窓会
<http://www.publicdiplomacy.org/>

＜関連政策ペーパー＞

- U. S. Department of State, *United States Strategic Plan for International Affairs*, February 1999.
- Overseas Presence Advisory Panel, *America's Overseas Presence in the 21st century*, November 1999.
- United States Advisory Commission on Public diplomacy, *Public diplomacy for the 21 Century* (1995)、*A New Diplomacy for the Information Age* (1996)、*Consolidation of USIA Into The State Department: An Assessment After One Year* (2000).
- U. S. Department of State, *Strategic Plan*, September 2000.
- White House, *White House Conference on Culture and Diplomacy*, November 2000.
- Frank C. Carlucci & Ian J. Brzezinski, *State Department Reform: Report of an Independent Task Force Cosponsored by the Council on Foreign Relations and the Center for Strategic and International Studies*, 2001, Council on Foreign Relations.

＜参考文献＞

- Allen C. Hansen, *USIA: Public diplomacy in the Computer Age*, 2nd Ed., 1989, Praeger.
- Hans N. Tuch, *Communicating with the World: U.S. Public diplomacy Overseas*, 1990, St. Martin's Press.
- Jarol B. Manheim, *Strategic Public diplomacy and American Foreign Policy: The Evolution of Influence*, 1994, Oxford University Press.
- Frank Ninkovich, *U.S. Information Policy and Cultural Diplomacy*, (Headline Series No. 308), 1995, Foreign Policy Association.
- The United States Information Agency—A Commemoration, Public diplomacy: Looking back, looking Forward*, 1999, USIA.
- US Department of State and Alliance for International Education and Cultural Exchange ed., *International exchange Locator – A Resource Directory for Educational and Cultural Exchange, 2000 Edition* (抄訳は『米国国際交流機関一覧 (抄) 2000年版』国際交流基金日米センター) .
- ジジ・ブラッドフォード「クリエイティビティと社会の関係—米国の文化政策の発展について」(『Viewpoint』セゾン文化財団ニュースレター17号、2001年2月).
- 田中稔久「米国政府の国際文化交流政策と機構」(『文化経済学』第10号、2001年3月).

2 政府部門

2-1 国務省 (State Department)

米国の国際関係連邦予算額は、連邦予算総額の1%強、国民一人あたり1日12セントという。金額では1998年度が190億7千万ドル、1999年度が224億56百万ドル、2000年度が213億11百万ドル(約2兆6千億円)となっている(別添資料1「国際関係連邦予算推移」参照)。この予算にはさまざまなものが含まれているが、その中で外交を中心的に担うのが国務省(State Department)で、日本の外務省に相当する。職員総数は2001年度で13,890人。世界の約180カ国と国交を結び、在外公館・国際機関代表など約250のポストに外交代表を送っている。

2-1-1 Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (Under Secretary for Public Diplomacy and Public Affairs: PDPA)

この国務省で、国際交流に関わる分野を統括しているのが、政治任命ポストである“Public Diplomacy/Public Affairs 担当国務次官 (PDPA)”である。

その使命は、先にも述べたように「PDPA helps ensure that public diplomacy (engaging, informing, and influencing key international audiences) is practiced in harmony with public affairs (outreach to Americans) and traditional diplomacy to advance U.S. interest and security and to provide the moral basis for U.S. leadership in the world. (米国の国益と安全を促進し、世界における米国のリーダーシップにモラル的基盤を与えるために、public diplomacy [国際的に鍵となる人々を関与させ、情報を提供し、影響を与えること] が public affairs [米国民への働きかけ] および伝統的外交と調和的に実行されることを確保するように助力する)」ことである。つまり、従来の伝統的な外交に加えて、米国の政策に対する国民的な理解・支持基盤を国内的に醸成・確立するとともに、米国の政策に対する海外有力者の理解・支持基盤を国際的にも醸成・確立することが不可欠で、これらを一体的に推進するのが PDPA 担当国務次官の任務ということである。

この PDPA 担当国務次官の傘下には次の3つの局がおかれている。

- 国内広報局 Bureau of Public Affairs (PA)
- 教育文化事業局 Bureau of Educational and Cultural Affairs (ECA)
- 国際情報プログラム部 Office of International Information Programs(IIP)

(別添資料2「国務省組織図」参照。但し、本組織図は2001年3月調査時点のものであり、人名はクリントン政権時代のもの。>)

このうちの IIP は Bureau (局) でなく Office (通常は部ないし課) となっているが、実際には局と同等の扱いであり、そのトップは次官局長会議のメンバーである(国務省の「戦略計画」でも Bureau として扱われている)。また、PA は、プレスセンターの運営やプレス・ブリーフィングの実施、国民への広報やタウン・ミーティングの開催、外交史編纂などが業務の主体で、文字通り public affairs 専門の国内向け部門である。したがって、教育文化交流や国際情報サービスなど public diplomacy に関わる業務は、USIA から移さ

れてきた ECA と IIP が担当部門ということになる。

PDPA のこの 3 部門を日本の外務省に敢えて当てはめると、それぞれの機能は PA が国内広報課＋報道課、ECA が文化交流部、IIP が海外広報課に近く、それらを外務報道官が統括している趣に近いとも言えるが、①各部門のトップはよりシニアで、かつ政治任命ポストであること、②それぞれの部門の規模が大きく、専門家集団であること、③世界的な影響力を持っていること、④インターネットなどの応用力・発信力では国務省内のみならず連邦政府内でも突出していること、⑤国内向けと海外向けの区分けが事実上ない（ともに英語で情報を出すので区分けできない）、というような点において相当に異なるとも言える。

この 3 部門の業務の概要は次の通りであるが、Bureau of Public Affairs は米国民向け、特にプレス対策をしている部門であるので、以下の報告では割愛する。

2-1-2 教育文化事業局 (Bureau of Educational and Cultural Affairs : ECA)

PDPA の 3 部門のうち、いわゆる教育文化交流に携わるのが教育文化事業局 (ECA) である。

EAC の使命は「米国と他国の国民同士の相互理解を推進することで、長期的な国益に資する」こととされ、「学術・専門家交流を通じて、将来のリーダーを見出し、現在および潜在的なリーダーどうしの信頼の基盤を築く」(紹介パンフレット) ことが目指されている。

ECA には、約 320 人のスタッフがおり、次の 3 部門がおかれて、国務省では最大の局となっている。

- 政策リソース部門 Policy and Resources (ECA/D)
- 学術プログラム部門 Academic Programs (ECA/A)
- 専門家・文化交流部門 Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE)

つまりは、USIA 時代の中核部隊が名称を変えてそのまま温存されていると言え、実施されているプログラムも USIA 時代とほぼ同じである。ECA のトップは国務次官補 (Assistant Secretary) で、USIA の Associate Director がこれに相当し、各 3 部門のトップは Deputy Assistant Secretary となるが、これらはすべて政治任命ポストである (別添資料 3 「ECA 組織図」参照)。

ECA の交流プログラムについては、大統領の任命になる 12 人の委員で構成される The J. William Fulbright Foreign Scholarship Board が助言しており、ほかに、他国の文化遺産の保護について助言する The Cultural Property Advisory Committee がある。

ECA の予算 (Educational and Cultural Exchange の費目での予算) は、1998 年度 1 億 98 百万ドル、1999 年度 2 億 1 百万ドル、2000 年度 2 億 1 千万ドルで、2001 年度は 2 億 31 百万ドル(約 281 億 8200 万円)となって、国務省全体の予算の 8%弱にあたる。実際には、さらに、特別立法による配賦や他財源から移転されてくる予算 (1 億 40 百万ドル) や、ハワイの East West Center 向け特定予算 (13 百万ドル) などもあるので、2001 年度の ECA 予算の総額は 3 億 86 百万ドル(約 470 億 9200 万円)となっている (別添資料 4 「2001 年度 ECA 予算内訳」参照)。

なお、特別立法による配賦や他財源から移転されてくる予算の中心は、旧東欧諸国の民主化支援のための Support for East European Democracy (SEED) Act (PL101-179, 1989) や、ロシア・NIE 諸国の民主化支援のための Freedom for Russia and Emerging Eurasian Democracies and Open Markets Support Act (Freedom Support Act, PL102-511, 1992) に基づくものが中心で、USAID の予算などが回されてきている。

2001 年度の Educational and Cultural Exchange 費目の予算 (2 億 31 百万ドル) の内訳を部門別に見ると、学術交流 (Academic Exchanges) 1 億 36 百万ドル (59%)、専門家・文化交流 (Professional and Cultural Exchanges) 69 百万ドル (30%)、人件費等管理費 (Exchange Support) 26 百万ドル (11%) というバランスになっている。これを、後述するプログラム単位でさらに細かく見ると、「フルブライト・プログラム (Fulbright Program)」が全体の 53%、「国際ビジター・プログラム (International Visitors Program)」が 20% で、この二つで計 73% を占めており、管理費 11% を勘案すると、これら二つ以外の残りのすべてプログラムに振り向けられている予算は総計で事業予算の 16% 分ではない。

また、事業形態の分類には確立された基準がないので断定は困難であるが、おおまかには、ECA のプログラムのほぼすべてが形態的には国際交流基金で言うところの人物交流事業に該当する。つまり「人の往来」を基本としてプログラムが構成されており、「将来の人材への投資」に集中していると言ってよい。ECA 全体では、年間に約 6,000 人を交流させ、年間約 23,000 人の人々が交流プログラムに参加しているという。

「Policy and Resources (ECA/D)」部門は事業の評価や企画を担当しており、実際の事業は、「Academic Programs (ECA/A)」部門と「Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE)」部門の 2 部門が担当しているが、この 2 部門の事業概要は次の通りである。

(1) 教育文化事業局学術プログラム部門 Academic Programs (ECA/A)

Academic Programs (ECA/A) 部門には、Office of Academic Exchange Programs (ECA/AE)、Office of Global Educational Programs (E/AL)、Office of English Language Programs (E/AS) の 3 つのセクションが置かれている。

a) Office of Academic Exchange Programs (ECA/AE)

ECA/AE の最大プログラムは「フルブライト・プログラム」(Fulbright) である。1946 年にフルブライト上院議員の提唱で始まった世界的に著名な交流プログラムは、ECA の中でも最大規模のプログラムで、2001 年度では ECA の事業費の 53% を占める。

このプログラムを通じて、年間約 800 人の米国人研究者が 140 カ国以上に送り出され、約 800 人の外国人研究者が米国での研究のために招聘され、また、800 人以上の米国人学生が海外の大学・大学院へ送り出され、約 3,000 人の外国人学生に米国での勉学のための奨学金が給付されている。プログラム創設以来、恩恵を蒙った研究者・学生の総数は 234,000 人 (米国人 88,000 人、外国人 146,000 人) を超える。

日本とは、1949~51 年の GARIOA プログラムに続いて、52 年からフルブライト・プログラムが始まるが、79 年に日本に日米教育委員会 (JUSEC) が設立されたのを契機に、経費は日米両国政府で折半されるようになり、さらに、フルブライト同窓生による募金も

なされている。日米間では、毎年、日本人 70 人、米国人 60 人が恩恵に浴し、1949～99 年の参加者累計は、日本人 6,422 人、米国人 1,756 人、計 8,171 人である。

また、ECA/AE では、海外での米国研究を振興するため、海外の米国研究者や教員が米国の大学で 6 ヶ月間集中的に米国の歴史・政治・社会等を学ぶ Fulbright American Studies Institute も実施している。ほかに、海外の出先では、当該地での米国研究を振興するために、会議助成、図書援助なども行われている。

さらに、ECA/AE では、議会が定めた特別プログラムとして、旧ソ連・東欧・中欧諸国向けの民主化支援プログラムを実施している。これらには、Edmund S. Muskie Fellowship, Regional Scholar Exchange Program, Junior Faculty Development Program, Freedom Support Act Fellowships in Contemporary Issues, Freedom Support Act Undergraduate Program, The Ron Brown Fellowship Program, The Russia-U.S. Leadership Fellows Program, The Internet Access and Training Program が含まれる。

b) Office of Global Educational Programs (E/AL)

E/AL では、専門家・教員の交流、機関どうしの連携、学生や研究者の交流支援などを行っており、重点地域や重点プログラムを特定して E/AL の方から呼びかける RFP (Request for Proposal) を実施している。

Hubert H. Humphrey Fellowship では、今後その国でリーダーになっていこうと考えられる中堅専門家を特定国から米国へ招聘して、大学院レベルの教育と専門的な実務訓練とを行っている。1979 年以来、延べ 100 カ国以上から 2,700 人以上が招聘された。

Institutional Linkage Programs for International Educational Cooperation では、高等教育機関どうしの連携を促進するために教員を交流させており、1982 年以降で 600 件以上の助成金が出されている。全世界を対象とした College and University Affiliations Program では、3 年間に 100,000～150,000 ドルの助成金が出され、また、旧ソ連・東欧向けに二つの特定プログラムが実施されている。

Fulbright Teacher and Administrator Exchange Program では、小中高校・大学の教員を交流させるもので、34 カ国と事業が行われている。

また、Educational Information and Resources Program では、世界中に展開するアメリカン・センターやインターネットを通じて、米国の教育システムや留学に関する情報 (“Education USA”) を提供し、外国人留学生向けの大学やコミュニティのプログラムに助成している。

c) Office of English Language Programs (E/AS)

ここでは海外における英語教育振興のための事業が行われているが、ブリティッシュ・カウンシルのような国策や収益事業としては位置付けられておらず、英語が国際共通語になっていく中では、特定の地域の大使館からの要請に対応するだけの相当に小規模なものとなっている。現在も縮小しつつある部門である。

English Language Specialist/Speakers Program, Digital Video Conference, English Language Fellow Program などがあるが、アフリカ・中東・旧ソ連・東欧・中南米での実

施が中心で、いずれも規模は小さく、日本や韓国では全く実施されていない（アジアで講師を派遣しているのはタイとインドネシアに1人ずつのみ）。教材開発が小規模に行われ、*forum* という季刊雑誌も大使館経由で限られた国に対して配布されているが、近年はオンラインでの供給に切り替えられてきている。

(2) 教育文化事業局専門家・文化交流部門 Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE)

Professional and Cultural Exchanges (ECA/PE) 部門には、Cultural Programs Division を含む Office of Citizen Exchanges (ECA/PEC) と、Office of International Visitors (ECA/PEV) の二つのセクションがおかれている。

a) Office of Citizen Exchanges (ECA/PEC)

ここでは、コミュニティ団体・専門家組織・大学などの非営利組織に助成金を交付することで、専門家 (Professional Programs) ・青少年 (Youth Programs) ・文化 (Cultural Programs) の三つのプログラム領域で、米国内および海外で実施されるグラスルーツ・レベルでの交流を促進している。助成金の交付対象は米国人の参加者個人か米国の非営利組織に限られる。組織間の連携を図ることが優先され、米国の非営利組織 (NPO/NGO) の国際活動への参画を促し、民間助成を導入してこるための呼び水の機能も意識されている。

専門家プログラムの対象領域は、紛争解決、教育と教科改変、メディア育成、法治、環境保護、労働組合、司法訓練、地方行政、知的所有権、法治、公益業務、小企業育成、市民ネットワーク等である。重点地域や重点プログラムを特定して ECA/PEC の方から呼びかける RFP (Request for Proposal) を実施している。

青少年プログラムでは、ドイツとの交流に特化した Congress-Bundestag Youth Exchange Program を別にすると、他はすべて旧ソ連・東欧・中欧向けの民主化支援プログラムで、Secondary School Initiative, School Partnership Program, Future Leaders Exchange (FLEX), Youth Leadership Program, Community Connections, Teaching Excellence Award, などが実施されている。

文化プログラムは、かつては中心的な事業として大規模に展開されていたが（その始まりは 1938 年に設立された Division of Cultural Relations まで遡る）、90 年代半ばの財政再建の際に大幅な予算削減を受け、ECA/PEC の一部に Cultural Programs Division として組み込まれることとなった。予算的にも年約 2 百万ドル（約 2 億 4400 万円）で、事業規模は極めて限られたものとなっている。

芸術家の交流を促進するために米国の非営利組織が行う芸術プロジェクトを公募して助成する Creative Arts Exchanges Program、米国文化になじみのない国の大使館にジャズを送る Jazz Ambassador Program、大使館での上映のために最新劇映画を送る Future Film Service、大使館の要請で文化専門家を 10 日から 6 週間派遣する American Cultural Specialists が行われている。また、Pew Charitable Trusts, Rockefeller Foundation, National Endowment for the Arts (NEA) と共同で、Fund for U.S. Artists at International Festivals and Exhibitions に資金提供し、米国芸術の国際芸術祭への参加支援を行っている。さらに、Kennedy Center の協力をえて、ウェブ上に Performing Arts

Calendar を設け、海外巡回する米国芸術団体の情報を米国大使館や海外の興行師に提供するとともに、美術館同士の提携促進を American Association of Museums と実施している。

b) Office of International Visitors (ECA/PEV)

ECA の 01 年度予算の 20% を占め、フルブライト・プログラムに次ぐ中心的プログラムとなっているのが、ここが実施する International Visitors Program である。海外の米国大使館の推薦をもとに、30～40 歳の現在あるいは将来のリーダーを 3 週間（アジアからは 4 週間）世界中から米国に招くもので、日本外務省の中堅指導者招聘のモデルとなったものである。年に約 4,700 人を招聘するが、うち約 3 分の 1 の招聘者は自費ないし自国政府の経費負担で来米し（Voluntary Visitors と呼ばれる）、残り 3 分の 2 の招聘者は国務省が経費を負担している（International Visitors と呼ばれる）。

招聘対象者は、今後も対話を継続できる年代であること、両国間の関係を良好なものとするような影響力があること、職業は問わないが文民であり VIP でないこと、初めての本格的な滞米体験となることが条件とされている。関心や専門については、地域的安定、大量破壊兵器、自由市場、米国からの輸出、グローバルな成長と安定、経済発展といった国務省の外交プライオリティに沿った関係者が優先されている。

日本からの招聘者はすべてが Voluntary Visitors で、2000 年度には 37 人が招聘され、アジア太平洋では、中国（62 人）、インドネシア（43 人）、韓国（39 人）に次いで 4 番目となっている（その後はフィリピン/ベトナム 22 人、マレーシア 17 人、オーストラリア 15 人、タイ 13 人、カンボジア/香港 11 人、NZ10 人、台湾 9 人、ビルマ/モンゴル 8 人、シンガポール/ラオス 8 人、フィジー 3 人、パラオ/パプアニューギニア 1 人と続く）。

これまでにこのプログラムで招聘された延べ人数は 10 万人を越え、その中から、2001 年 2 月現在で、186 人の国家元首が生まれ、約 1,500 人の大臣が生まれているという。

受入は、ECA/PEV の担当者（Program Officer）に加えて、全体の日程作成等を行う全国規模の専門的な中間サービス機関（National Council for International Visitors, Institute of International Exchange など）、さらに、各地で受入の実際を担うボランティア団体（Council for International Visitors など）の 3 層の構造が有機的に連携することで行われる。

2-1-3 国際情報プログラム部（Office of International Information Programs : IIP）

先に述べたように、国際情報プログラム部（Office of International Information Programs: IIP）は Bureau でなく Office（通常は部または課のレベル）となっているが、実際には局と同等の扱いであり、そのトップは次官局長会議のメンバーである。

その使命は、紹介パンフレット（*"The Office of International Information Programs"*）の次の記述に凝縮されている。

American diplomacy must deal as effectively with foreign publics as it does with foreign governments. Reaching the right audience at the right moment with the right message is essential for the conduct of effective policy and action. The United

States' ability to resolve conflicts, support global economic growth, and address international issues increasingly depends upon its ability to inform publics in other countries about our policies and their context.

(米国の外交は、外国政府と同様に、外国の大衆に対しても効果的に対処すべきである。然るべきタイミングに然るべきメッセージをもって然るべき聴衆に働きかけていることは、効果的な政策と行動を実行する上で不可欠である。紛争を解決し、グローバルな経済成長を支え、国際的な課題を追究する米国の能力は、米国の政策とその文脈を他国の大衆に対して伝える能力に益々依拠している)

IIP は、元来 USIA の Bureau of Information が担っていた情報プログラムを継承するもので、国務省にとどまらず、米国政府全体を横断して、米国の政策と米国社会について海外へ知らしめる中軸的な機能を担っている。public diplomacy に関わる戦略の立案に始まり、政府演説、声明、ファクト・シートなどを網羅して、通年で休みなく発信することが任務となっている。

その発信の手法は、情報化社会を反映して、インターネットの活用に最重点が置かれている。ホームページ (<http://usinfo.state.gov>) には毎週 100 万件以上のアクセスがある由で、複数語での記事掲載、検索用のデータベース化、マルチメディアを駆使した映像の活用なども行われている。また、特定のテーマ毎にリスト・サーブが作られ、世界のどこからであれ、関心のあるテーマを選んで自分の電子メール・アドレスを登録すると、その関心事項に関連した最新情報が電子メールで自動的に無料配信されてくるサービスも実施されている。IIP におけるこうしたインターネット活用の充実度や、情報処理技術の高さは、米国政府機関の中でも群を抜いている由で、外交に関わりのある米国政府の声明のすべてがデータベース化され、ここから一元的に検索できるメリットは大きい。

IIP では、ほかに、主要政府文書のアラビア語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語への翻訳、パンフレット・本・CD-ROM などの作成・配布、米国人の手になる政策指向研究成果の翻訳への助成も行っている。また、年に 1000 人を越えるスピーカーの海外派遣、電子ビデオ会議の実施、在外公館に付設 (別置) された 150 以上の情報リソース・センター (アメリカン・センター) の運営支援などを行っている。

IIP を特徴付ける最大の点は、国際交流基金のように「自国 (文化) 紹介・自国 (文化) への理解促進」といったことが抽象的に構想されているのではなく、米国の政策、原則、方向性、価値などが米国の利益 (国益) に直結する形で取り上げられ、public diplomacy としてより戦略的にデザインされ、戦略的に世界へ発信されていることにあるだろう。紹介パンフレットの次の説明文のように、国際的な影響力の行使、ソフトパワーの行使が意図されている点は明確である。

We(IIP) employ public diplomacy—the art and science of engaging, informing, and influencing key audiences around the world about U.S. policies, principles and values—to provide a context for understanding U.S. policy, to help set the international agenda, to forge consensus on common approaches to global challenges, and to help shape the preferences of international actors.

(IIP は、米国の政策を理解するための文脈を提供し、国際的なアジェンダの設定を助け、グローバルな挑戦課題への共通アプローチに合意を形成し、国際的なアクターたちの望むところを形としていくために、米国の政策、原則、価値に関して世界の鍵となる人々を関与させ、情報提供し、影響を及ぼす芸術であり、科学である public diplomacy を駆使する)。

こうした考え方を如実に反映するのは、IIP の中に置かれた Office of Thematic Programs(IIP/T)である。その内部には、テーマに応じて編成されたチームと、制作物の内容に応じて編成されたチームがあるが、目下、重点的に取り上げられているテーマは、「政治的安全保障」「経済的安全保障」「民主主義と人権」「米国社会と価値」「グローバルな課題とコミュニケーション」である。

IIP/T は、欧州、アフリカ、東アジア、中東・西アジア、西半球を分担してカバーする Office of Geographic Liaison (IIP/G)と密接に連携して活動し、さらに、Office of Information Technology Service (IIP/I)から技術的な支援を受けている（なお、IIP/I は、PDPA や ECA にも技術的な支援をしている）。

USIA の国務省への統合の結果、すべての省庁と等距離で密接に連携できた USIA の利点が失われたという短所が生まれた他方で、特定の政策に関しての国としての意見統一がかえってやりやすくなった点もあるようで、例えば、バイオ・テクノロジーに関して、Under Secretary of PAPP を座長に各省庁の意見のすり合わせが行われ、国としての対外的な意見表明の統一が図られるということが実際に始まっている由である。

なお、前述の通り、かつて USIA に所属していたラジオ・テレビの国際放送 (Voice of America, Radio Marti, Worldnet TV Film Service など) は、国務省と USIA の統合の過程で分離され、独立した連邦エージェンシーとなった Broadcasting Board of Governors の元に一本化されて、国務省予算で運営される形となっている。

2-1-4 政府提供国際交流・研修に関わる省庁横断ワーキング・グループ (Interagency Working Group on U.S. Government - Sponsored International Exchanges and Training : IAWG)

政府提供国際交流・研修に関わる省庁横断ワーキング・グループ (IAWG) は、米国政府が公的資金で実施している国際交流・研修プログラムの連携をはかり、効率と有効性を改善するための方策を提言することを目的として、1997年6月15日に大統領令をもって発足した。当初は USIA の中に事務室が設置され、USIA のスタッフが専従となったが、国務省と USIA の統合により、現在は PAPP 担当国務次官のもとに置かれて、USIA 出身の国務省職員4人と海軍出向1人で構成されている。

IAWG の任務は、国際交流・研修に関わる分野において、①事業に関わる情報・データを集めて分析し、クリアリング・ハウスとしての役割をはたす、②共通する課題について政府機関どうしの理解と協力を促進する、③各政府機関の事業の重複を特定し、報告する、④最低10%の経費削減を目指した行動計画を含む共同戦略を開発し、毎年その見直しを行い、報告書を刊行する、⑤活動評価の手法について提言し、報告書を刊行する、⑥官民パートナーシップを推進し、政府事業への民間協力を勧奨する、こととされている。

現在のメンバー機関は、12 省+15 機関（他に、データ提供のみに応じている非メンバー機関が 2 省+13 機関）で構成され、国防省・教育省・司法省・国務省・米国国際開発庁 (USAID) の 5 機関が理事機関となって、国務省教育文化事業局長 (Assistant Secretary for ECA) が座長を務めている。後述の日米友好基金もメンバーの一つである。

こうした省庁間の調整機能は、これまでも同様の試みが再々なされてきたが、成功した例はなかったといい、クリントン政権下で発せられた 1997 年の大統領令で、初めて実効性を持つものになったという。しかし、省庁間の協力には様々な困難があったようで、協力体制を築くために、IAWG 自らがイニシアティブを発揮して、①メンバー機関から情報を集めるだけでなく逆に情報を提供するようにした（収集した全体データを各メンバー機関が独自に加工できるようにしている）、②メンバー機関に対して IAWG がコンサルタント的な機能を果たすようにした、③一般からの問い合わせを IAWG が一手に引き受けて徹底的に対応し（駆け込み寺の役割）、メンバー機関と持ちつ持たれつの存在感を作った、④プログラムの共通評価手法を開発してきた、などの努力が払われてきた。

とはいえ、省庁間で重複するプログラムを IAWG で調整し、改廃するところまで行くのは不可能とのことである。同種のプログラムが並存している場合には、むしろ、個々のプログラムの内容や趣旨・目的の違いをより明確にさせ、プログラムを差別化させることで、並存していることの妥当性を積極的に代弁するようにしているという。

NGO との連携にも努力が払われており、IAWG のホームページ (<http://www.iawg.gov>) には、国際交流・研修に係る NGO のリストやリンクも用意され、また、Alliance for International Educational and Cultural Exchange が刊行している *International Exchange Locator: A Resource Directory for Educational and Cultural Exchange* の編纂などにも協力している。

IAWG の 1999 年度の統計では、政府の 14 省+28 エージェントで計 180 の国際交流と研修に関わるプログラムが提供され、政府資金 10 億ドルに加えて最低でも 6 億 4 千万ドルの民間資金が投入され、14 万 1 千人の参加者があったという。その分野・機関・地域別統計によると、科学技術プログラム 88、国防・軍事プログラム 31 に比べて、文化プログラムが 39 と比較的比率が高いことが目を引く。

また、東アジア・太平洋地域からの 1999 年度参加者国別統計によると、米国政府提供のプログラムで日本を訪問した米国人は 1,228 人、日本からの訪米者は 5,236 人、合計 6,464 人で、同地域では日本が最大の交流相手（同地域の 27%）となっている。

ちなみに、同地域の往来者合計の 2 位は中国の 5,948 人、3 位は韓国の 1,945 人、4 位はオーストラリアの 1,420 人、5 位はタイの 1,337 人、6 位は台湾の 1,053 人で、以下、フィリピン 909 人、シンガポール 765 人、インドネシア 634 人と続く。

<国務省>

<http://www.state.gov>

- 本館（地域局+機能局+PA）：2201 C. St. N.W. Washington D.C. 20520
- 別館（PDPA 国務次官+ECA+IIP）：301 4th St. S.W. Washington D.C. 20547
- ECA 電話：202-619-4597, FAX：202-619-5068, 問合せメール：maileca@pd.state.gov

別添資料1 国際関係予算推移 会計年度 2000 年

(http://www.state.gov/www/budget/2000_table_pg4.html より)

FY 2000 International Affairs Budget (Accounts By Appropriation Subcommittee)

Budget Authority (\$ in Millions)	FY 1998 Actual	FY 1999 Estimate 1/	FY 2000 Request 2/
TOTAL, INTERNATIONAL AFFAIRS	19,070.51	22,456.38	21,311.24
FOREIGN OPERATIONS	13,212.65	13,842.00	14,100.73
Multilateral Development Banks (MDB)	1,458.94	1,476.26	1,394.53
MDB Arrears	[359.75]	[538.95]	[168.38]
Treasury Technical Assistance/IFI Commission	-	1.50	8.50
Debt Restructuring	27.00	33.00	120.00
International Organizations & Programs	294.50	292.00	293.00
Development Assistance	1,724.63	1,789.00	1,848.00
AID Credit Programs	11.05	8.50	10.00
AID Operating Expenses	478.86	492.65	507.74
Inspector General	29.05	30.75	25.26
Freedom Support Act	770.80	847.00	1,032.00
International Disaster Assistance	190.30	200.00	220.00
Support for Eastern European Democracy	485.28	430.00	393.00
Voluntary Peacekeeping Operations (PKO)	77.50	76.50	130.00
Economic Support Fund (ESF)	2,419.60	2,432.83	2,389.00
International Military Education & Training	50.00	50.00	52.00
Foreign Military Financing (FMF)	3,361.07	3,350.00	3,430.00
Nonproliferation, Anti-Terrorism (NADR)	133.00	218.00	231.00
Overseas Private Investment Corporation (net)	(198.00)	(117.00)	(204.00)
Trade and Development Agency	41.50	44.00	48.00
Export-Import Bank (net)	717.61	799.00	881.00
Inter-American/African Foundations	36.00	31.14	36.70
Migration and Refugee Assistance	700.38	670.00	690.00
International Narcotics and Crime	230.00	493.60	295.00
Peace Corps	225.58	241.27	270.00
Special Defense Acquisition Fund	(52.00)	(48.00)	-
WYE MEMORANDUM: MIDDLE EAST PEACE PROCESS			
Supplemental & Advance Appropriations	-	900.00	500.00
FMF Rescission	-	(18.00)	-
COMMERCE-JUSTICE-STATE	4,979.70	6,858.22	5,910.51
State Programs	2,584.69	3,427.89	2,927.77
Educational & Cultural Exchanges	197.73	200.50	210.33
Other State Programs	72.30	72.40	79.35
Security & Maintenance of US Missions	397.94	1,030.56	483.68
Contributions for International Peacekeeping Activities	210.63	231.00	235.00
Contributions to International Organizations	888.88	922.00	963.31
UN Arrearage Payments	100.00	475.00	446.00
Related Appropriations (TAF, E/W, N/S, NED)	52.56	54.38	62.88
International Broadcasting	431.51	397.71	452.59
International Trade Commission & Other Prgs.	43.46	46.80	49.60
AGRICULTURE - PL 480 (Titles II & III)	867.00	862.00	787.00
LABOR, HHS - US Institute of Peace	11.16	12.16	13.00

1/ Includes FY 1999 Emergency Supplemental Appropriations totaling \$1,899 million.

2/ The FY 2000 Request consolidates USIA and ACDA into the Department of State and establishes International Broadcasting as an independent agency.

1. Included in the FY 1999 and FY 2000 columns for the Multilateral Development Banks are respectively \$538.952 million and \$168.383 million in arrears payments. Contributions to the UN Children's Fund (UNICEF) appear in the International Organizations & Program account (IO&P).
2. Funding transferred out of the Freedom Support Act (NIS) and Support for Eastern European Democracy (SEED) to other accounts in FY 1998 are included in the NIS and SEED totals and not in the estimates and requests of the receiving accounts.
3. The Voluntary Peacekeeping Operation (PKO) account does not reflect transfers to the account made pursuant to Section 632 of the Foreign Assistance Act.
4. The FY 1998 column of the Contributions to International Organizations account (CIO) reflects the transfer of \$12 million to the International Conferences and Contingencies account for the Comprehensive Test Ban Treaty Organization.
5. The FY 2000 request proposes the final tranche of arrears payments to the UN and other international organizations in the amount of \$446 million. This payment would complete the \$1.021 billion total arrears package approved in the Balanced Budget Act of 1997.
6. The Nonproliferation, Anti-terrorism, Demining and Related Programs (NADR) account was expanded in FY 1999 to include funds for the Comprehensive Test Ban Treaty (CTBT) Preparatory Commission (PrepCom). In FY 2000, the NADR account request is comprised of the following: the Nonproliferation Disarmament Fund; Export Control Assistance; International Atomic Energy Agency (IAEA) Voluntary Contributions; CTBT PrepCom; Korean Energy Development Organization (KEDO); Anti-terrorism and Counter-Terrorism Assistance; and Humanitarian Demining.
7. Virtually all assistance commitments made by President Clinton during his March, 1998 visit to Africa were funded in FY 1998 and FY 1999. The only exceptions now included in the FY 2000 budget are: \$5 million in ESF for the Great Lakes Initiative, and \$5 million for the Africa Food Security Initiative. In addition, a portion of the \$35 million debt reduction commitment is being met in the FY 2000 request.
8. The FY 2000 State Programs budget request reflects the Reorganization Plan and Report submitted pursuant to Section 1601 of the Foreign Affairs Reform and Restructuring Act of 1998, as contained in Public Law 105-277. Under this reorganization plan, with the exception of amounts for functions of the United States Information Agency (USIA) related to International Broadcasting which are transferred to the Broadcasting Board of Governors, operations previously funded by appropriations made to the Arms Control and Disarmament Agency and the USIA will now be funded by appropriations made to the Department of State. Accordingly, the FY 2000 State Programs budget request incorporates, with the Diplomatic and Consular Programs appropriation, the appropriations formerly made for ACDA Salaries and Expenses (S&E) appropriation and USIA's International Information Programs (IIP) and Technology Fund appropriations (less the transfers discussed below). In this regard, resource tables include FY 1998 and FY 1999 amounts for these ACDA and USIA accounts. In addition, the summary resource table displays IIP amounts transferred to other appropriations including International Broadcasting Operations (\$33.236 million), Educational and Cultural Exchanges (\$1.246 million), Security and Maintenance of U.S. Missions (\$16.883 million), and Representation Allowances (\$1.4 million).
9. The FY 2000 budget also merges the State Department Salaries and Expenses (S&E) appropriation with the Diplomatic and Consular Programs appropriation. This merger of the appropriations into one Diplomatic and Consular Programs appropriation with clear program and bureau demarcations for arms control, nonproliferation, and international programs and exchanges will greatly facilitate the

efficient and effective reorganization and merger of USIA, ACDA and State employees, organizations, and functions into existing Department bureaus and offices.

10. The FY 1999 estimate reflects the following FY 1999 Emergency Supplemental Appropriations:
- Child Survival (for children affected by the global AIDS epidemic) \$50 million;
 - USAID Operating Expenses (security upgrades) \$2.5 million;
 - Freedom Support Act • Assistance to the NIS \$46 million;
 - Economic Support Funds (assistance to the local victims of the East African bombings) \$46.231 million;
 - Nonproliferation, Anti-terrorism, Demining and Related Programs (enhanced anti-terrorism programs) \$20 million;
 - Peace Corps (security upgrades) \$1.27 million;
 - International Narcotics and Crime (to combat international drug trafficking) \$232.6 million;
 - State Programs (worldwide security upgrades) \$785.7 million;
 - Security and Maintenance of Buildings Abroad (overseas capital security upgrades) \$627 million;
 - Emergencies in the Diplomatic and Consular Service (emergency costs associated with the bombings in East Africa) \$10 million;
 - State Department Office of the Inspector General (security oversight requirements) \$1 million;
 - Year 2000 Computer Compliance (additional funding to ensure that agency information systems are year 2000 compliant) \$77.29 million as follows:
 - State Capital Investment Fund (\$57.89 million)
 - USIA Technology Fund (\$7.06 million)
 - USAID Operating Expenses (\$10.2 million)
 - Overseas Private Investment Corporation (\$2 million)
 - Africa Development Foundation (\$0.137 million)

11. The Administration is requesting \$3 billion for an advance appropriation (FY 2001-FY 2005) in the Security and Maintenance of U.S. Missions account for the construction costs of relocating embassies at high security-risk locations.

[end of document]

Department of State Home Page

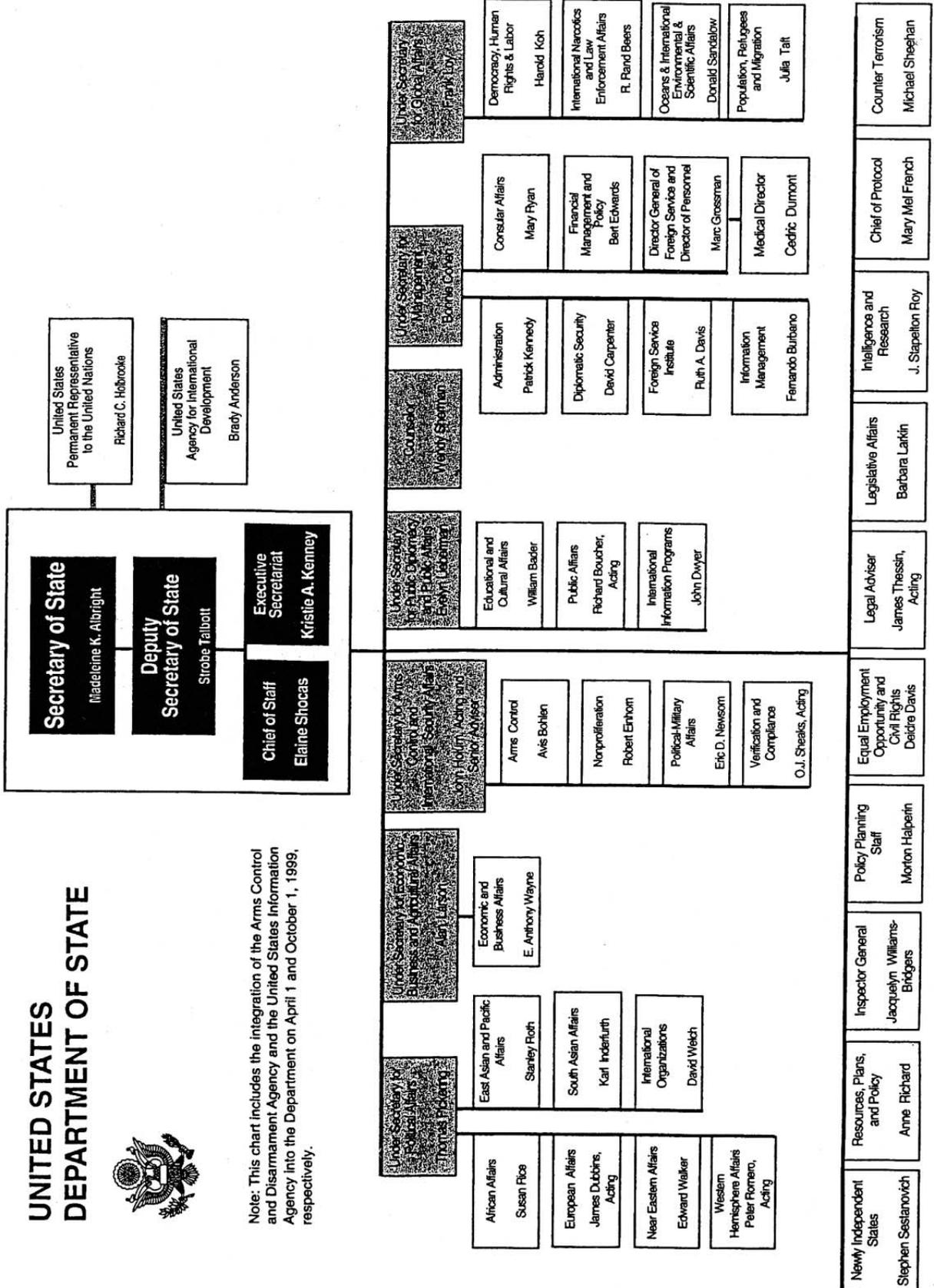
This is an official U.S. Government source for information on the WWW. Inclusion of non-U.S. Government links does not imply endorsement of contents.

別添資料2 国務省組織図 (クリントン政権時)

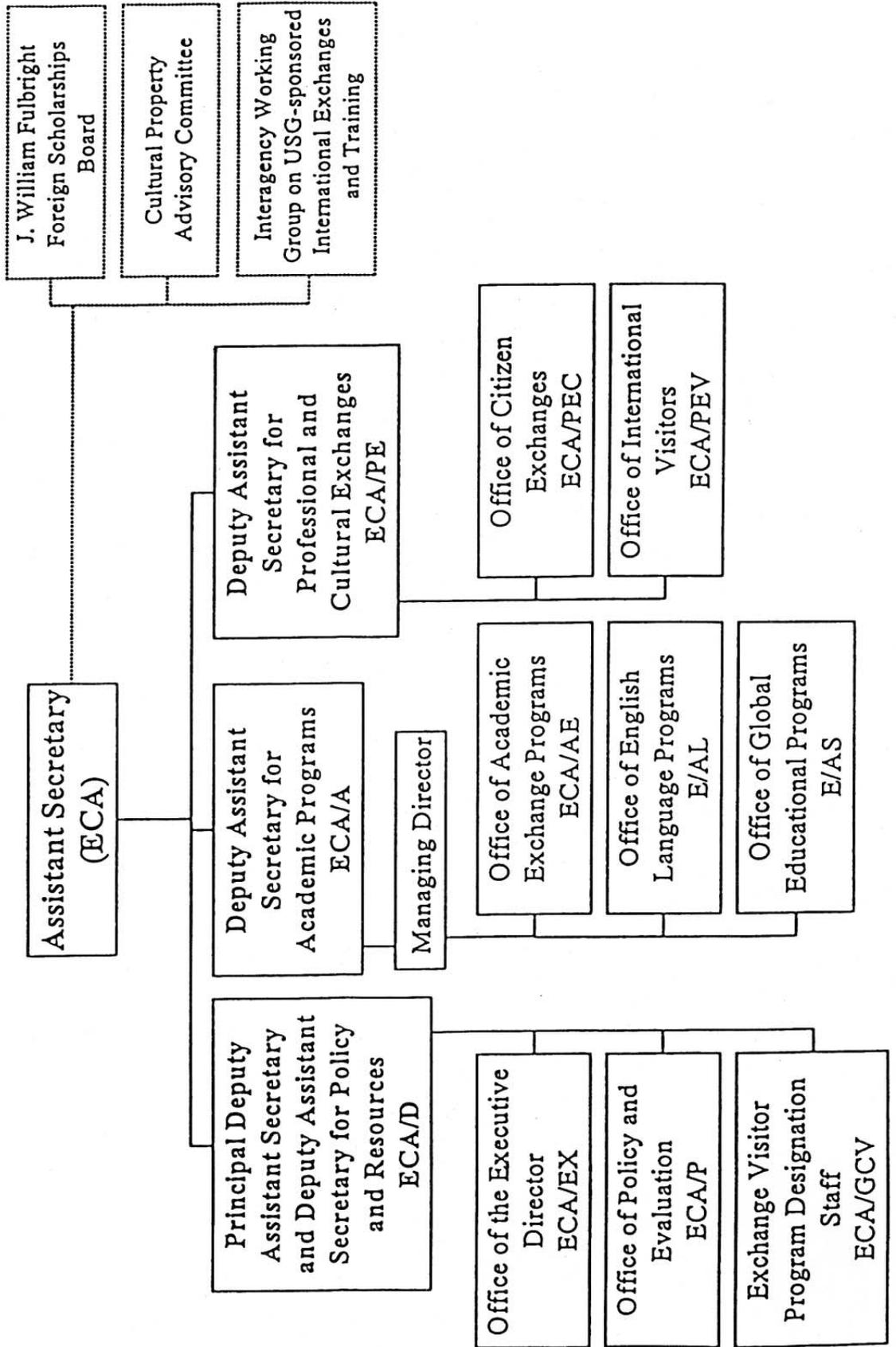
**UNITED STATES
DEPARTMENT OF STATE**



Note: This chart includes the integration of the Arms Control and Disarmament Agency and the United States Information Agency into the Department on April 1 and October 1, 1999, respectively.



Bureau of Educational and Cultural Affairs (ECA)



別添資料3 教育文化事業局組織図 2001年

別添資料4 教育文化事業局 予算 会計年度 2001 年 (単位 1000 ドル)

Bureau of Educational and Cultural Affairs
Budget Summary, FY 2001 Program Plan
(Funds in thousands)

Educational and Cultural Exchange Appropriation		
A	Fulbright Academic Exchanges (including Humphrey Fellows)	121,831
B	Global Academic Programs	6,785
C	Special Academic Programs (Congressional earmarks)	<u>7,664</u>
	Subtotal, Academic Exchanges	136,280
D	International Visitor Program	46,397
E	Citizen Exchange Program	14,966
F	Special Professional and Cultural Exchanges (Congressional earmarks)	<u>7,991</u>
	Subtotal, Professional and Cultural Exchanges	69,354
G	Exchanges Support (salaries, benefits, administration)	<u>25,942</u>
	Total, Educational and Cultural Exchange Appropriation	231,576
	East-West Center	13,470
	Eisenhower Exchange Program Trust Fund	
	All earnings and interest accruing by September 30, 2001; 2001 estimate:	499
	Israeli Arab Scholarship Program	
	All earnings and interest accruing by September 30, 2001; 2001 estimate:	374
	Funds transferred from other appropriations	
	Includes Freedom Support, SEED, ESF, and other inter-agency transfers	
	2001 estimate:	<u>140,000</u>
	Grand total, 2001 Resources	385,919

3 公的専門機関

3-1 日米友好基金 (Japan United States Friendship Commission: JUSFC)

3-1-1 組織

(1) 法人格と沿革

1975年、「日米友好法 Japan United States Friendship Act (PL94-118)」に基づき、戦後の米国からの援助 (GARIOA) に対する日本からの償還金の一部 (円建ての3,615,429,455円) と、沖縄返還に伴う公的施設委譲に対する日本からの補償金 (ドル建ての18,000,000ドル) を基金として設立された連邦政府機関 (federal agency) である (別添資料8「日米友好法」に関わる「大統領声明」および「法全文」参照)。

連邦議会のイニシャティブで設立され、連邦議会と大統領に対して報告義務を負うが、日米両国政府の行政機関からは何らの監督も受けず (国務省への報告義務すらない)、日米友好基金の理事会の自己決定によって活動できる極めて独立度の高い機関となっている (日米友好基金の資料では、自らを independent federal agency と規定し、その活動の性格を「政府機関だが、民間財団にずっと近い形で運営している [Although governmental, the Commission operates much like a private foundation.]」としている)。

設置後まもなくから予算配布削減の圧力に晒されたり、1981年には基金そのものを解散する案が予算管理局から出されたり、80年代後半には基金元本の取り崩しによって資金的に弱体化し、事業規模が縮小したり、90年代の初めには日米経済摩擦を反映して「Friendship」の用語を削除すべしとの論議なされたり、様々な紆余曲折を経てきたが、日米関係の維持と発展に特化した事業の重要性は高い評価を得てきており、クリントン政権下で改めて運営の安定化が図られた。

(2) 目的と業務

日米両国の友好関係と協力関係の維持と発展がアジアおよび世界の平和・繁栄・安全にとって決定的に重要であるとの観点から、日米間の教育文化交流を推進し、相互理解と相互協力の深化を目的とする。「日米友好法」の中では、目的を "aid to education and culture at the highest level in order to enhance reciprocal people-to-people understanding and to support the close friendship and mutuality of interests between the United States and Japan" としている。この目的のもとに、民間非営利機関・団体の行う学術・研究・交流活動などに助成金を交付している。

加えて、1991年からは、国務省 (かつては USIA) の委託で、CULCON (US-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange) の事務局 (後述 3-1-4(7)) を担う。

また、米国から日本への学部留学生を増大させるべしとの CULCON の提言を実現するため、1998年には、民間非営利団体 (501-c-3 団体) として US-Japan Bridging Foundation

(後述 3-1-4(8)) を設立し、運営する。

(3) コミッション理事会

理事会は理事長を含めて全 18 名で構成。このうち、CULCON の全メンバー 12 名（国務長官の任命する民間人 9 名と、国務省 Public diplomacy and Public Affairs 担当次官、国務省東アジア太平洋局長、教育省高等教育局長）は職務として日米友好基金の理事を兼任し（ex officio）、他に、大統領が指名する上院議員 2 名、下院議長が指名する下院議員 2 名、NEA（National Endowment for the Arts）理事長、NEH（National Endowment for the Humanities）理事長が理事の指定ポストになっている。このうち、上院議員 2 名、下院議員 2 名には議決権がないので、議決権をもつメンバーは 14 名となる。

この 18 名のメンバーを出身構成的に見ると、立法・行政府から 9 名、民間人が 9 名となっており（議決権上では行政府 5 名、民間人 9 名の構成比）、民間人はスカラシップ、法律、メディア、実業、公共政策、芸術の分野から選考されている。理事会の議長は、9 名の民間人の中から選ばれるのが鉄則となっている。

(4) スタッフ

専務理事(Executive Director) 1 名 (Dr. Eric Gangloff, 日本研究者)、事務次長(Assistant Executive Director) 1 名、秘書(Secretary) 1 名の計 3 名。この 3 名は連邦政府職員として定員化され、人件費は JUSFC の予算に組み込まれている。

他に、CULCON 担当の事務次長(Assistant Executive Director) 1 名がいるが、この人件費は連邦政府からの CULCON 関連業務委託費で手当てされ、毎年予算交渉の対象となる。

また、新たに、US-Japan Bridging Foundation の設立に伴い、募金担当者が 1 名雇われたが、これは JUSFC の予算から契約ベースで支払われている。

(5) 意思決定

日米友好基金の基本方針の決定、助成事業の重点・優先分野の決定、個別の助成対象事業の選定については、理事会（原則として 4 月と 9 月に開催）が絶対的な決定権をもつ (Its program decisions are made solely by the Commission's members acting in their Commission capacity)。外部からの指示や干渉は一切受けず、スタッフは補助業務を行うにとどまる（スタッフがもつ決定権は、組織の管理運営上のことに限定されている）。

緊急案件の審議などには、理事のうちの 7 名で構成される Executive Committee が対応し、決定を行うが、この Committee には基本方針を変更する権限はない。

3-1-2 資金

(1) 基金と運用

1975年の設立時には、ドル基金（18,000,000ドル）と円基金（3,615,429,455円）の2本建てで基金が設定され、これを米国国債と日本国債に投資する形で財務省が運用し、議会から毎年の歳出予算額の承認を受けることを前提に、この利子と元本の5%までの合計を上限として歳出する権限が認められる形で、日米友好基金は始動した。

1982年には法が改正され、日米友好基金が受け取った寄付は日米友好基金の采配で自由に投資できるようになり、また、毎年の歳出予算については議会承認を必要としなくなった。

1998年には法がさらに改正され、ドルと円の両建てとなっていた基金の壁を取り払って、最も高い運用収入が得られるように、日米友好基金の判断で自由に通貨を交換し、日米両方あるいは片方の国債に投資できるようになった。その結果、日本の超低金利を嫌って、99年度には円基金分は全額ドルに交換され、現在は、基金はドル建てに一本化されている。2000年度末（2000年9月現在）の基金総額は、43,929,294ドル（約53億6000万円）である。

なお、1981年から88年の間に、3回にわたって日本政府から合計5百万ドルが拠出され（Japan Gift Fund）、これを日米友好基金から助成金として交付することで、全米各地で日米協会（Japan-America Society）の新設支援が行われたが、1999年にはこれを使い切り、プログラムは終了している（後述3-1-4(3)参照）。

(2) 歳入・歳出

上述の通り、当初から、基金の利子と元本の5%までの合計を上限として毎年の歳出する権限が認められていたため、実際に1988年までは、利子に加えて元本の取り崩しが続いた（1989年末には、ドル元本は18百万ドルから15百万ドルまで減少していた）。しかし、元本の減少に危機感が持たれ、1989年からは利子分のみを歳出予算とする形に自己規制がなされた。

1995年からは、設立時の基金総額（ドル基金：18,000,000ドル＋円基金：3,615,429,455円）の5%に当たる額を定額として歳出予算とする形で、7年ぶりに予算の安定化が図られた。さらに、1999年からは基金がドル建てに一本化され、米国国債に投資されるようになったことで、実勢金利（年5.8%）が歳出枠（5%）を上回ることになり、2000年度には初めて差益（0.8%分）が生まれて、基金に積み増しされることになった。

したがって、近年の日米友好基金は、毎年の歳入額が定額化されたことでより安定度が増したと同時に、米国の好景気が継続すれば、僅かながらも基金自体の増額も望める状況となっている。「1977-94年度の年度別決算額・分野別比率」の推移（円建ての助成はその年度の為替レートでドル換算し、決算総額をドル建てで計上したもの）については別添資

料7を参照。

2000年度の歳入総額は3,037,902ドル、歳出総額は2,848,365ドルで、差額の189,537ドルが基金に積み増しされている。この歳入総額には、NEA (National Endowment for the Arts) からの資金助成75,000ドル(3-1-4(5)後述のCreative Artists Exchange Fellowship用)、国務省からの委託金110,063ドル(CULCON経費)、過去の助成先からの助成金の返却分106,519ドルが含まれており、基金の運用収入だけでは約260万ドル(3億円弱)となる。また、歳出の内訳は、助成金2,162,439ドル、管理費(人件費3名分含む)551,163ドル、募経費24,700ドル(US-Japan Bridging Foundation用)、CULCON経費(人件費1名分含む)110,063ドルとなっている。

3-1-3 事業形態と事業分野

(1) 事業形態

事業の基本は、日米関係の維持と発展を目的に、民間機関が実施する日米間の教育文化交流事業にドルおよび円貨で助成することである。国際交流基金のような「主催事業」は行わず、外部の専門機関に助成金を交付することで、民間専門機関のイニシアティブを重視・尊重するとともに、申請前の段階から応募機関と密接に協議を重ね、助成活動を通じて対等なパートナーとなることで、事業への参画と実施のスピリアウトを図っている(国際交流基金では日米センターの事業形態が最も近似している)。

助成の対象機関は、シンクタンク・研究機関・大学・学会・美術館・交流団体・公共放送機関などにわたり、原則として民間非営利機関(NPO)に限られる。

助成対象事業は、数ヶ月から1年半までの実施期間のものを原則とする。事業によっては、それ以上の長期間のものにも対応しており、この場合には、初年度の助成を決める際に後年度の助成にもコミットし、2年目以降の助成額の査定は、前年の事業成果を評価しながら見直していく形となっている。

(2) 助成条件

通常の助成対象費目は、プロジェクトの実施に必要とされる経費で、人件費、旅費、プロジェクトの直接管理費、成果の頒布・普及費、ワークショップ・会議開催費などを対象とする。これらに加えて、最大15%までの間接経費(管理費)を含めることが認められる。

助成の対象外とされる事業および団体は、①他の連邦機関の事業、②高校以下での語学教育や地域研究、③高校生以下の交流、④個人に対する助成・フェローシップ・スカラシップの直接供与(Creative Artists Exchange Fellowshipを除く)、⑤大学の教授ポストや基金の設置、⑥数学・医学・自然科学分野の研究・教育・出版・翻訳、⑦建物の建設・維持、⑧オーケストラや音楽団体のツアーや独奏会、⑨アマチュアおよび大学の舞台芸術団体、⑩日本から訪米する舞台芸術・美術団体、⑪米国の美術博物館のスタッフ費・収蔵品

の収集・既収蔵品のカタログ作成、である。また、⑫音楽の領域では、領域を越える形での共同制作のみが対象とされる。これらの助成の制限は、他の助成機関（国際交流基金を含む）の助成対象との重複を排し、助成の意義を高める観点から設定されている。

なお、個人への助成（研究助成やフェローシップの供与など）は、日米友好基金が直接実行することはなく、学術・芸術・専門機関に助成金が交付される形で、そうした機関が専門性を活かして実施する形がとられている。

助成決定にあたっては、全国規模で裨益し、インパクトを与えうるものが優先され、①その専門領域で全国的あるいは文化的なニーズがあるか、②どれくらいの理解のギャップが存在しているか、③他に利用できる財源はないか、に照らし合わせて、学術的あるいは専門的な秀逸さにもとづいて判断される。また、プロジェクトに広範な関心と支援を惹きつけている証拠であるとして、然るべき他団体からも助成金を得ているものは優先される。

(3) 事業分野

日米友好基金の事業分野は、設立当初には、①米国における日本研究（40%）、②日本における米国研究（20%）、③芸術（12,5%）、④Cultural Communication and Public Affairs（12,5%）の4分野とされ、各分野の予算配分（各括弧内の%）は固定されて、事業実施のための管理運営費（人件費を含む）は15%とされた。

その後、Cultural Communication and Public Affairsは1983年にResearch and Public Educationに変更され、1990年代にはさらにPublic Affairs / Educationに変更された。その間、1981年から1988年にかけて日本政府から拠出された5百万ドルによって、その一画をなすPublic Understanding of Japanが拡大されていた。

また、1985年には政策研究が新たに追加され、事業分野は5つとなった。1990年代に入ると、事業分野自体の変更はされなかったものの、助成の優先順位の見直しが行われた。

こうした推移は、予算の減少や不安定さに迫られた面も強かったが、時々の日米関係の変化を反映したものでもあり、基本的には、小規模の資金ながらインパクトのある事業を展開していくために絶えず見直しを怠らない努力の結果であった。

現在の事業分野は次の6分野である。

1. 米国における日本研究
2. 政策研究
3. Public Affairs / Education
4. 日本における米国研究
5. 芸術
6. インフラ構築

これらのうち、1から5まではプログラムとしての分野であるが、「6、インフラ構築」は機能面に着目した切り口となっている。

(4) 事業実績の推移

「1977-94年度の年度別決算額・事業分野別比率」は別添資料6、また、「1995-2000年度の事業分野別助成実績額/2000年度の事業分野別比率」は別添資料7の通りである。

別添資料7からわかるとおり、近年の助成金の分野別比率は、①米国における日本研究、②Public Affairs / Education、③芸術、④政策研究、⑤日本における米国研究、の順となっている。このなかでは、「米国における日本研究」が助成額累計総額の半分近くを占め、一貫して最大の分野となっている。また、「芸術」と「政策研究」はほぼ同じ比率で推移してきているが、「日本における米国研究」の比率は基金の設立当初と比べると大幅に下がり続けてきたことが目を引く。なお、基金の管理費は10%前後で推移している。

1980年代後半からのJapan bashing、90年代後半のJapan passingに向かうの流れの中では、申請件数は減少傾向にあったというが、他方、申請されてくるプロジェクトの質には大幅な向上が見られ、実質的にはより競争的になっているという。

3-1-4 各事業分野の詳細と最近の主な実績

(1) 米国における日本研究

日本に対する理解の促進と日本との友好の維持発展のためには、日本についての専門知識をもつ人材の育成が不可欠との観点から、米国における日本研究の促進には最大の資金が投入されてきている。この分野では、教員の拡充、研究プロジェクトへの支援、日本語教育への支援、日本語図書の拡充、一般教育への支援などの事業形態が想定されるが、他の機関でもカバーしうる分野を睨みつつ、必要性の高さ、プロジェクトの秀逸さ、全米的なインパクトの観点からプロジェクトが選定されている。個人への助成はなく、機関助成のみとなっている。

助成は、広く共用しうる基盤的なリソースの拡充を重視する観点から、全国的・地域的・領域的に横断して機能する専門機関やネットワークを対象とすることが通常で、近年の典型的な助成事業例（括弧内は被助成者と助成額）は次のようなものである。

- ・ 日本研究フェローシップの供与 (Social Science Research Council \$82,500+6,000,000円)
- ・ 日本研究と教育の振興 (Association for Asian Studies \$124,832+7,200,000円)
- ・ 日本語図書の連携購入と相互利用 (North American Coordinating Council on Japanese Library Resources \$68,759+10,000,000円)
- ・ 大学院生への専門的日本語教育 (アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター、横浜 40,000,000円)
- ・ 大学生への上級日本語教育アセスメント (Association of Teachers of Japanese \$80,945)
- ・ 高校までの日本語教育と大学での日本語教育をつなぐ統一基準の作成等 (Alliance of

Associations of Teachers of Japanese (\$148,750)

なお、日米友好基金では、現代日本の政治・経済・社会・文化に焦点を当てたものや、これらのテーマを地域やグローバルな文脈で捉えなおすような「会議・ワークショップ」にも助成する場合がある。この場合には、学際的アプローチで、多国共同的で、若手研究者に機会を設け、比較研究的ながらも分野研究的でもあり、政策立案に関わりを持ち、多くの財源から支援を受けている共同プロジェクトが優先されることになっている。

(2) 政策研究

日米関係に影響を与える今日的な課題をめぐって、政策の有効性を改善し、議論の質を高め、誤解をなくすことを目的に、大学や研究機関が行う政策研究に助成している。その成果は、政策立案に関わる人々へインプットされることが求められるだけでなく、できるだけ広く利用に供されることが求められる。

研究プロジェクトは、共同チームによるものと、極めて高い実力を持つ個人研究者によるものが対象とされ、経済構造、政治的リーダーシップの本質、日本の国際的役割、日本の社会や文化における変化のダイナミックス、といった今日的な課題を扱うことが要件である。共同チームによる研究の場合は、上述の「会議・ワークショップ」への助成の場合と同じ優先条件が適用される。

なお、時によっては、優先的に取り上げたい分野を日米友好基金の方から指定することがあり (pro-active)、最近では、経済・政治・安全保障政策が重視されている。助成は、課題に対する批評的分析力、成果の普及能力、学術的緻密さ、識見の広さ、他財源の確保などの観点から審査されるが、成果を如何に政策立案過程へ反映させていくかの明確な見通しが求められる。最近の注目される助成事業例には次のようなものがある。

- ・ 日米中の3極対話の推進 (Pacific Forum CSIS \$20,350)
- ・ 日本の構造的剛性 (Brookings Institution \$50,000)
- ・ アジア太平洋の Civil Society の発展 (Harvard University \$50,000)
- ・ 若手研究者・ジャーナリストの育成 (平和安全保障研究所 3年間 3,767,000円)

(3) Public Affairs / Education

Public Affairs / Education という用語を日本語に置き換えるのはきわめて難しいが、米国人への教育啓蒙であって、米国人の専門家や大衆の日本理解を促進する活動と言ってよいだろう。日米の競争と共存の時代にあって、日本の文化・社会・歴史・制度についての、あるいは現在から将来にわたる日米間の課題についての米国人の理解を深化させることが不可欠であり、米国についての日本人の知識に比べるとその逆は極めて未発達であるとの認識から、この助成分野には、「メディア」と「職能間交流 (Counterpart Exchange)」と

いう二つのサブ分野が設けられている。

「メディア」の領域では日本に関わる番組を制作・放送する放送メディアが優先され、また、日本の政治・経済・社会・日米関係を取り上げたドキュメンタリーにも助成する場合がある。近年は、マルチメディアを活用するプロジェクトへの関心が高い。代表的な助成事例は次の通りである。

- ・ マルチメディア制作センターJapan Connection の設置 (KCTC Television 3年)
- ・ 日米教育文化交流ウェブサイトの開設 (San Diego State Univ. \$125,209)
- ・ ドキュメンタリー”The Japanese-American Saga”の制作 (KCTC Television \$100,000)
- ・ 「職能間交流 (Counterpart Exchange)」では、議員・議員スタッフの交流が最優先されている。継続プログラムが多いが、代表的なものには次のようなものがある。
- ・ US-Japan Economic Agenda 2000 Legislative Exchange Program (George Washington Univ.)
- ・ Congressional Study Group(US Association of Former Members of Congress)
- ・ 議会スタッフ訪日 (Congressional Economic Leadership Institute)

なお、この事業分野での最大の変化は、米国内で新たに日米協会 (Japan America Society) が設立されていく際に、その立ち上がり期の経費を最長 5 年間助成し、一人立ちさせていく Public Understanding of Japan というプログラムが終了したことである。これは、地域における日本理解促進の拠点の拡充を目指して、1980年に4ヶ所を対象に始められたが、日本政府から1981年に2百万ドル、1986年に2百万ドル、1988年に1百万ドル、計5百万ドルがプログラム資金として拠出され、これを元手に日米友好基金が助成金を交付するようになって一気に加速化されたものであった。このプログラムは大いに成功したと言え、全米の日米協会は35を数えるまでに増加し、その全国ネットワークである National Association of Japan-America Societies も設立されるに至った (この設立には国際交流基金日米センターが重要な役割を果たした) が、1999年に資金を使い切ったことからプログラムは終了した。今後は、public Affairs に係わるプロジェクトで、全米の日米協会が裨益するものに限って助成が行われる予定である。

(4) 日本における米国研究

米国に対する日本人の一般的な知識の水準はその逆よりも遥かに高く、英語教育も行われているが、米国の歴史、文明、政治・経済・社会の制度などの総合的な研究はまだまだ不十分であることから、研究機関や研究者の専門知識を高めるとともに、学部レベルでのカリキュラム向上に向けた支援を行っている。特にこの分野では、日米友好基金の方から

乗り出して能動的にプログラムの開発が行われており、日本の研究者や院生を米側に引き合わせることで将来のネットワーク構築を図り、同時に、米国における米国研究の国際化の進捗も目指されている。

基本的には、学会を接点とした交流に力が注がれており、次のような学会が取り組みを行っている。

- ・ American Studies Association of US +Japanese Association of American Studies
- ・ Organization of American Historians
- ・ American Political Science Association
- ・ Economic History Association

(5) 芸術

相互理解の促進における芸術の有用性を重視し、日米友好基金では一貫して芸術活動への支援を行ってきたが、他の事業分野の拡大に伴い、1999年度より、芸術分野での支援は「米国の美術・舞台芸術を日本に送る」ことに限られることになった。また、米国芸術の日本での公開はかなりの数に上るものの、商業ベースが中心で、必ずしも米国の多様性と交流の地理的広がりを実現していないとの観点から、①最高水準にある芸術活動である、②現代芸術の範疇に入る、③分野を越えて両国の芸術家が協力する共同制作である、④米国の文化的多様性を反映する、⑤アウトリーチ活動を含み、日米交流がなかった土地で実施される、といった要素を満たすもののみが助成対象とされることになった。

ただし、オーケストラの巡回や音楽の独奏会、アマチュアや大学生のグループは助成対象から除外されることになった。

なお、この分野では、78年から次のフェローシップの供与が行われ、フェローシップの直接供与を行わない日米友好基金では唯一の例外となっている。

- ・ Creative Artist Exchange Fellowship Program

National Endowment of the Arts (NEA)からの\$75,000に日米友好基金の資金を足して、年間5人の芸術家を6ヶ月間日本へ派遣。文化庁の協力を得、国際文化会館が運営。このプログラムで訪日した芸術家はすでに100人を超える。

(6) インフラ整備

研究・教育・交流の各方面において日本との関係を深める上で、僅かな人数の専従の専門スタッフを追加することで、事業の支援、促進、継続が可能となったり、イニシャティブやリーダーシップが発揮されたりして、全国的に裨益する新たな展開が期待される場合に、そうしたスタッフの雇用を支援している。特に、募金やマーケティングを通じて組織の自立・自活への道筋を築いていく努力を重視し、組織の「立ち上げ」から「離陸」の時期を対象に最長5年間の支援を行う。

雇われるスタッフは、正規の職員でもパートタイムでもよく、助成費目は、給与、付加給与、家賃、その他の関連管理経費である。日本に最も欠けている類の助成で、一言で言えば、間接経費（人件費・家賃・管理運営費等）を助成することで、NPOの組織そのものの育成を積極的、目的意識的に図ろうとするものである。

審査にあたっては、全国規模で裨益しうる活動領域であることと、スタッフを追加することで展開しうる活動領域であることの特定が求められるとともに、新たな活動の実現可能性、組織基盤、その領域のリーダーのコミットメント、雇われるスタッフの専門性、財政的に安定化させるための手法の明示などが問われる。

先にも触れた通り、この分野はプログラム分野というよりは機能面に着目した切り口で、他の5つのプログラム分野を横断する形で適用されており、代表的な助成事例は次のようなものである。

- ・ Alliance of Associations of Teachers of Japanese
- ・ North American Coordinating Council on Japanese Library Resources
- ・ Association of Teachers of Japanese

(7) US-Japan Bridging Foundation

米国から日本への学部留学生を増大させよとの1993年のCULCON提言を実現するため、奨学金を支給するための民間非営利団体（501-c-3団体）として、1998年に設立された。日米友好基金の経費で募金専従者を雇っていること以外は、理事会メンバー・運営スタッフともにすべてが日米友好基金のメンバーと同一で、官のインフラを提供することで民の資金を活かす官民パートナーシップの一つの例と言われる。

2百万ドルの募金を目標に、これまでに1百万ドル近くを集めており、1999年度からすでに奨学金の給付を始めている。

(8) CULCON 事務局

1961年にケネディ大統領と池田首相の合意のもとに設置されたCULCON（US-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange）は、1978年からUSIA（United States Information Agency）の所管となったが、1991年にUSIAが国務省に統合されたのに際し、常設事務局が日米友好基金の中に設けられることになった。国務省の委託金で専従の事務局次長1名を雇い、CULCONの開催経費も国務省からの委託金で賄われている。

90年代には学部学生の留学の促進と、情報へのアクセスの改善が大きなテーマとなったが、近年では、インターネットを活用して教育文化交流を促進する「デジタル文化（digital culture）」が最重視されている。その一環として、過去50年間の日米教育文化交流に関する教育用のリソースをウェブ上で供給する「Digital Cultural Resource」プロジェクトの

ために、日米友好基金からサンディエゴ州立大学に助成金が交付されている。

3-1-5 20年間の活動評価

20周年を迎えた1995年、Francis B. Tenny, *The Japan United States Friendship Commission: A History of the Commission Commemorating the 20th Anniversary, 1975-1995*, 1995, JUSFC が刊行された。

これによると、20年間の活動の成果として、少なくとも次の四つの領域で日米友好基金はユニークなイニシアティブを発揮してきたと総括されている。

- ① 経済・ビジネス・法律・ジャーナリズム・工学の分野における米国人日本専門家への大学院レベルのトレーニング
- ② すべての芸術分野から一世代における最高水準の芸術家を日本へ送り出し、日本での文化的な体験をさせた創作芸術家交流
- ③ 地域に根ざし、不偏不党で、非政治的で、非営利の日米協会の全米規模での爆発な成長
- ④ 日米関係における基本的利益の理解促進のために集中的な研究と成果の普及が行われるべき喫緊の政策課題の明確化

なお、この20年史は、日米友好基金の変遷をさまざまな角度から客観的に描いたもので、日米関係史の一つの記録としても興味深い。ホームページから全文入手が可能である。

＜日米友好基金 関連情報源＞

ホームページ： <http://www.jusfc.gov/commissn/commissn.html>

大半の資料の閲覧とダウンロードが可能。

掲載されている情報の一覧は次の通りである（2001年3月現在）。

History of the Commission（1975－95年の20年史）

Members（理事会）

Program Guidelines（助成ガイドライン）

Frequently Asked Questions About Submitting Proposals（よくある質問）

Biennial Reports New 1999-2000 report（年報）

Grants, Projects and Links

Guidelines for Support of Research

US / Japan Creative Artists' Program Guidelines and Application

On-line Residency Handbook for Creative Artists

Staff Biographies（スタッフ略歴）

Newsletters New Winter-Spring 2001 newsletter!

US-Japan Links

Customer Service

Read Our Privacy Statement

Read Our EEO Statement

Read Our Year 2000 Commercial Activities Inventory (FAIR Act)

CULCON ホームページ：<http://www.jusfc.gov/usculcon/usculcon.html>

刊行物

- ・ Program Information 2000年度版
- ・ Biennial Report 1975-2000の各号
- ・ Francis B. Tenny, *The Japan United States Friendship Commission: A History of the Commission Commemorating the 20th Anniversary, 1975-1995*, 1995, JUSFC

別添資料5 日米友好基金 基本データ

組織	
団体名称	日米友好基金 Japan United States Friendship Commission (JUSFC)
所在地	1110 Vermont Avenue, NW, Suite 800, Washington, DC 20005 電話：202-418-9800 FAX：202-418-9802 E-mail: jusfc@jusfc.gov ホームページ：http://www.jusfc.gov/ (日本連絡事務所)：国際文化会館企画部
代表者	理事長 Dr. Richard Wood (日本研究者・イエール神学部名誉学部長・元アラム大学長)、副理事長 Mr. Glen Fukushima (President, Cadence Design Systems, Japan)
沿革	日米両国の友好関係と協力関係の維持と発展がアジアおよび世界の平和・繁栄・安全にとって決定的に重要であるとの観点から、1975年、日米友好法 Japan United States Friendship Act (PL94-118)」に基づく連邦政府機関 (federal agency) として設立。日米間の教育文化交流を推進し、相互理解と相互協力の深化を目的とし、戦後の米国からの援助 (GARIOA) に対する日本からの償還金の一部 (円建て 3,615,429,455 円) と、沖縄返還に伴う公的施設委譲に対する日本からの補償金 (ドル建て 18,000,000 ドル) を基金とする。
意思決定	連邦政府機関 (federal agency) であるが、日米両国政府の行政機関からは何らの監督も受けず (国務省への報告義務すらない)、理事会の自己決定によって活動。極めて独立度が高い。「政府機関だが、民間財団にずっと近い形で運営している」と自己規定している。
機構	理事会は理事長を含めて全 18 名で構成。CULCON のメンバー12名 (国務長官の任命する民間人 9 名と、Public diplomacy and Public Affairs 担当国務次官、国務省東アジア太平洋局長、教育省高等教育局長) は職務として理事を兼任し、他に、大統領が指名する上院議員 2 名、下院議長が指名する下院議員 2 名、NEA (National Endowment for the Arts) 理事長、NEH (National Endowment for the Humanities) 理事長が指定ポストになっている。 ワシントンに事務所を持ち、日本では国際文化会館が連絡事務所となっている。

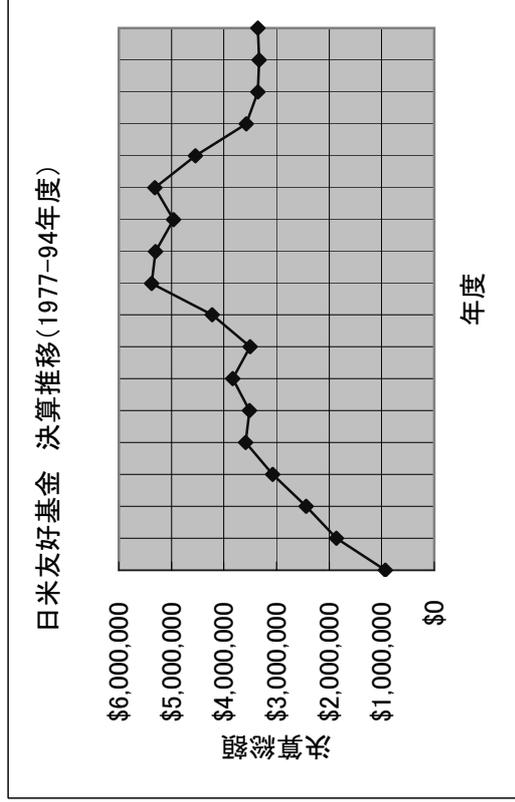
	定員数	連邦政府職員として専務理事 1 名 (Dr. Eric Gangloff)、事務次長 1 名、秘書 1 名の計 3 名。他に、CULCON 関連業務委託費で手当てされる CULCON 担当事務次長 1 名、非常勤の募金担当者 1 名。
事業		
	主要事業	日米間の教育文化交流を推進し、相互理解と相互協力の深化を目的に、民間非営利機関・団体の行う学術・研究・交流活動などに助成金を交付。現在の事業分野は、「米国における日本研究」「政策研究」「Public Affairs / Education」「日本における米国研究」「芸術」「インフラ構築」の 6 分野。ほかに、CULCON 事務局を委託され、日本へ行く米国人留学生のための奨学金を出す US-Japan Bridging Foundation も運用。
	各種実績	1977-94 年度の年度別事業分野別比率は別添資料 8、1995-2000 年度の年度別助成実績および 2000 年度の事業分野別比率は別表 8 の通り。近年の助成金額の分野別比率は「米国における日本研究」「Public Affairs / Education」「芸術」「政策研究」「日本における米国研究」の順で、「米国における日本研究」が半分近くを占め、一貫して最大の分野。「芸術」と「政策研究」はほぼ同じ比率で推移しているが、「日本における米国研究」の比率は基金の設立当初と比べると大幅に低下。管理費は 10%前後で推移。
資金		
	予算	2000 年度の歳入総額は 3,037,902 ドル(約 3 億 7 千万円)、歳出総額は 2,848,365 ドル(約 3 億 4700 万円)。歳出内訳は、助成金 2,162,439 ドル、管理費 (人件費 3 名分含む) 551,163 ドル、募金経費 24,700 ドル (US-Japan Bridging Foundation 用)、CULCON 経費 (人件費 1 名分含む) 110,063 ドル。1977-94 年度の年度別決算額推移は別表 1、1995-2000 年度の年度別助成実績額推移は別添資料 8。
	資金源	基金 (2000 年度末で 43,929,294 ドル) の運用利子 (5%相当分) を歳出予算とする。ほかに NEA からの助成金、国務省からの CULCON 委託金、過去の助成先からの助成金返却分、寄付金など。

別添資料6

別表1 「日米友好基金 1977-94年の年度別決算額・事業分野別比率」

年度	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
*助成総額(\$)	\$932,500	1,859,866	2,434,392	3,078,462	3,585,796	3,511,510	3,837,715	3,505,042	4,229,899	5,376,248	5,300,401	4,956,728
米国での日本研究 (%)	35%	43	48	34	34	28	22	30	31	26	37	29
日本での米国研究 (%)	20%	16	11	18	19	15	20	16	14	11	15	16
芸術 (%)	--	12%	9	11	11	15	15	15	12	12	13	12
Public Affairs (%)	25%	16	22	28	27	31	34	29	22	38	19	27
政策研究 (%)	--	--	--	--	--	--	--	--	11	4	8	7
管理費 (%)	20%	12	9	8	8	11	10	10	10	9	9	10
CULCON (%)	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	89	90	91	92	93	94
*助成総額(\$)	5,311,649	4,543,784	3,569,431	3,353,644	3,331,373	3,357,657
米国での日本研究 (%)	38	39	41	35	40	38
日本での米国研究 (%)	15	17	9	7	8	4
芸術 (%)	11	5	16	12	15	18
Public Affairs (%)	19	21	18	19	10	17
政策研究 (%)	10	8	5	12	14	10
管理費 (%)	8	10	11	13	12	13
CULCON (%)	--	--	--	2	--	--

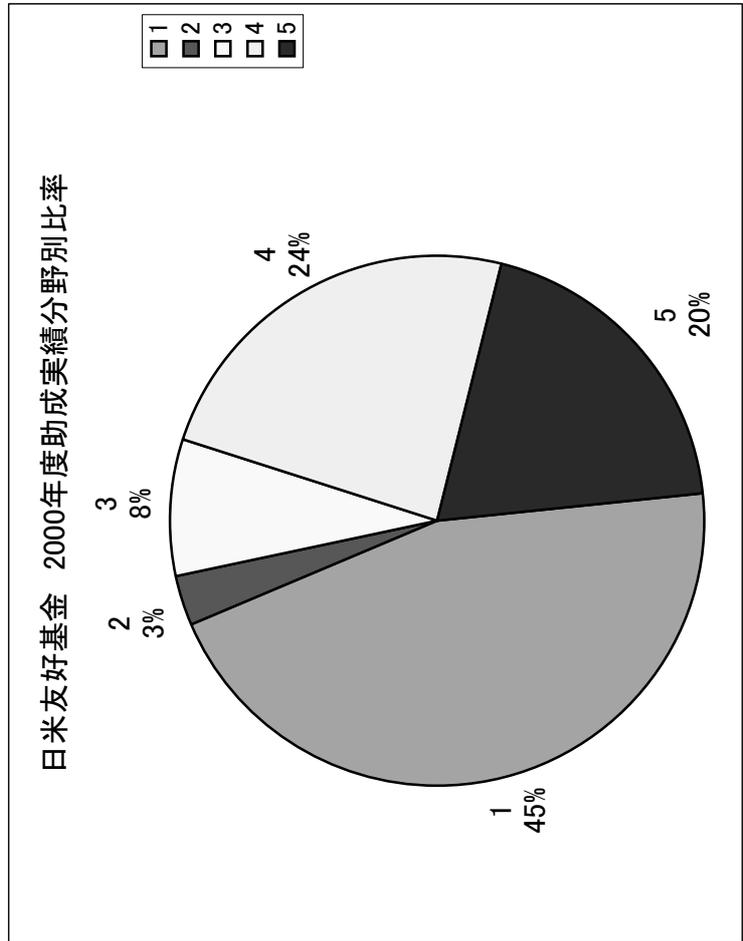


*円建ての助成金は各年度の為替レートでドルに換算され、各年度の決算総額はドル額で表示されている。

(出典: Frabcis B. Tenny, The Japan United States Friendship Commission: A History of the Commission Commemorating the 20th Anniversary, 1975-1995)

別表2 「日米友好基金 1995-2000年の事業分野別助成実績額／2000年度の事業分野別比率」

年度	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
	ドル建て	円建て	ドル建て	円建て								
1 米国における日本研究	545,609	90,776,150	519,409	77,180,000	391,898	70,450,000	272,067	83,884,100	680,136	68,700,000	463,582	56,000,000
2 日本における米国研究	13,230	11,139,120	6,000	4,472,000	44,531	5,972,860	20,725	2,577,500	51,274	8,321,312	65,518	0
3 政策研究	473,228	3,840,200	481,321	630,000	153,751	0	227,740	10,567,080	435,965	1,660,000	166,380	865,000
4 Public Affairs/Education	392,076	13,765,000	397,942	15,045,000	530,079	9,780,000	559,393	39,632,200	647,858	23,130,000	480,781	1,950,000
5 芸術	296,475	23,255,450	181,618	9,390,000	218,928	14,790,000	122,377	32,036,750	73,445	24,040,000	243,419	19,080,000
各年通貨別小計	1,720,618	142,775,920	1,586,290	106,717,000	1,339,187	100,992,860	1,202,302	168,697,630	1,888,678	125,851,312	1,419,680	77,895,000



2000年度 ドル換算合計	
米国における日本研究	950,539
日本における米国研究	65,518
政策研究	173,902
Public Affairs/Education	497,738
芸術	409,332
計	2,097,029

* 2000年度の分野別比率の算出にあたっては、円建ての助成金は暫定的に\$1=¥115でドルに換算し、ドルによる比率とした。

(出典：各年度年報より作成)

別添資料8 「日米友好法に関わる大統領声明」と「日米友好法全文」(1975年)

「日米友好法に関わる大統領声明」

STATEMENT ON SIGNING THE JAPAN-UNITED STATES FRIENDSHIP ACT.

Almost a year ago, I had the great honor and pleasure to be the first American President in office to visit Japan. My trip convinced me more than ever that we Americans can learn much from Japan's culture which will enrich the quality of our lives.

One week ago the Emperor and Empress of Japan completed a visit to the United States, the first such visit in history.

This exchange of state visits not only symbolizes the importance of our relations but also the value of the exchange of people and ideas between the two countries.

Several years ago, the Government of Japan established a foundation to expand understanding of Japan among universities and other institutions in the United States and elsewhere in the world. Through the foundation, the Government of Japan made a generous gift to 10 American universities to strengthen the study of Japanese history and culture. And this year the Government of Japan announced the gift of an Experimental Theater to the Kennedy Center for the Performing Arts, as a Bicentennial present to the people of the United States.

Now it is our turn. The people of America genuinely desire to build closer relations with the people of Japan. This requires that we understand each other's arts, society, and history more widely and more deeply.

It was my pleasure to sign into law an act which will effectively further this important goal. Through the distinguished leadership of Senator Jacob Javits and Congressman Wayne Hays and many others in both Houses, the Japan-United States Friendship Act is now the law of the land.

The act provides for the creation of a Japan-United States Friendship Commission to administer a program of expanded scholarly, cultural, and artistic ventures between our two countries. The Commission will be composed of the 12 members of the United States Panel of the Joint Committee on United States-Japan Cultural and Educational Cooperation, the Chairman of the National Endowment for the Arts, the Chairman of the National Endowment for the Humanities, two Members of the House of Representatives to be appointed by the Speaker, and two Members of the Senate to be appointed by the President pro tempore.

Because of the constitutional provision against Members of Congress serving in any other office of the United States, the Congressional members of the Commission will serve in an advisory capacity, as nonvoting members.

I am confident that the support made available under the act for expanded cultural relations will contribute importantly to the strengthening of understanding between the people of the United States and the people of Japan.

NOTE: As enacted, the bill (S. 824), approved October 20, 1975, is Public Law 94-118 (89 Stat. 603).

October 21, 1975
Gerald R. Ford

「日米友好法」全文

PUBLIC LAW 94-118, AS AMENDED
94th Congress, S. 824, October 20, 1975

An Act

To provide for the use of certain funds to promote scholarly, cultural and artistic activities between Japan and the United States, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled. That this Act may be cited as the 'Japan-United States Friendship Act'.

STATEMENT OF FINDINGS AND PURPOSE

SEC. 2. (a) The Congress hereby finds that—

(1) the post-World War II evolution of the relationship between Japan and the United States to peacetime friendship and partnership is one of the most significant developments of the postwar period;

(2) the Agreement Between Japan and the United States of America Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, signed at Washington and Tokyo on June 17, 1971, is a major achievement and symbol of the new relationship between the United States and Japan; and

(3) the continuation of close United States-Japan friendship and cooperation will

make a vital contribution to the prospects for peace, prosperity, and security in Asia and the world.

(b) It is therefore the purpose of this Act to provide for the use of an amount equal to a part of the total sum payable by Japan to the United States in connection with the reversion of Okinawa to Japanese administration and the remaining funds of the amount set aside in 1962 for educational and cultural exchange with Japan (known as the G.A.R.I.O.A. Account) to aid education and culture at the highest level in order to enhance reciprocal people-to-people understanding and to support the close friendship and mutuality of interests between the United States and Japan.

ESTABLISHMENT OF THE FUND: EXPENDITURES

SEC. 3. (a) There is established in the Treasury of the United States a trust fund to be known as the Japan-United States Friendship Trust Fund (hereafter referred to as the "Fund").

(b) Amounts in the Fund shall be used for the promotion of scholarly, cultural, and artistic activities between Japan and the United States, including --

(1) support for studies, including language studies, in institutions of higher education or scholarly research in Japan and the United States, designed to foster mutual understanding between Japan and the United States;

(2) support for major collections of Japanese books and publications in appropriate libraries located throughout the United States and similar support for collections of American books and publications in appropriate libraries located throughout Japan;

(3) support for programs in the arts in association with appropriate institutions in Japan and the United States;

(4) support for fellowships and scholarships at the graduate and faculty levels in Japan and the United States in accord with the purposes of this Act;

(5) support for visiting professors and lecturers at colleges and universities in Japan and the United States; and

(6) support for other Japan-United States cultural and educational activities consistent with the purposes of this Act.

(c) Amounts in the Fund may also be used to pay administrative expenses of the

Japan-United States Friendship Commission, established by section 4 of this Act, as directed by that Commission.

(d) There is authorized to be appropriated to the Fund, for fiscal year 1976, an amount equal to 7.5 per centum of the total funds payable to the United States pursuant to the Agreement Between Japan and the United States of America Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, signed at Washington and Tokyo, June 17, 1971, including interest and proceeds accruing to the Fund from such funds in accordance with Sections 6(4) and 7 of this Act.

(e)(1) There is authorized to be appropriated to the Fund, for fiscal year 1976, in addition to the amount authorized to be appropriated by subsection (d) of this section, those funds available in United States accounts in Japan and transferred by the Government of Japan to the United States pursuant to the United States request made under article V of the agreement between the United States of America and Japan regarding the settlement of Postwar Economic Assistance to Japan, signed in Tokyo, January 9, 1962, and the exchange of notes of the same date (13 U.S.T. 1957; T.I.A.S. 3154) (the G.A.R.I.O.A. Account), including interest accruing to the G.A.R.I.O.A. Account, and interest and proceeds accruing to the Fund from such funds in accordance with Sections 6(4) and 7 of this Act.

(2) The amount authorized to be appropriated by paragraph (I) of this subsection shall not include any amount required by law to be applied to United States participation in the International Ocean Exposition to be held in Okinawa, Japan.

(3) Any unappropriated portion of the amount authorized to be appropriated by subsection (d) of this section and paragraph (I) of this subsection for fiscal year 1976 may be appropriated in any subsequent fiscal year.

THE JAPAN-UNITED STATES FRIENDSHIP COMMISSION

SEC. 4. (a) There is established a commission to be known as the Japan-United States Friendship Commission (hereafter referred to as the "Commission"). The Commission shall be composed of -

(1) the members of the United States Panel of the Joint Committee on United States-Japan Cultural and Educational Cooperation;

(2) two Members of the House of Representatives, to be appointed at the beginning of each Congress or upon the occurrence of a vacancy during a Congress by the Speaker of the House of Representatives;

(3) two Members of the Senate, to be appointed at the beginning of each Congress

or upon the occurrence of a vacancy during a Congress by the President pro tempore of the Senate;

(4) the Chairman of the National Endowment for the Arts; and

(5) the Chairman of the National Endowment for the Humanities.

(b) Members of the Commission who are not full-time officers or employees of the United States and who are not Members of Congress shall, while serving on business of the Commission, be entitled to receive compensation at rates fixed by the President, but not exceeding the rate specified at the time of such service for grade GS-18 in section 5332 of title 5, United States Code, including travel time; and while so serving away from their homes or regular places of business, all members of the Commission may be allowed travel expenses including per diem in lieu of subsistence, as authorized by section 5703 of title 5, United States Code, for persons in Government service employed intermittently.

(c) The Chairman of the United States Panel of the Joint Committee on United States-Japan Cultural and Educational Cooperation shall be the Chairman of the Commission. A majority of the members of the Commission shall constitute a quorum. The Commission shall meet at least twice in each year.

FUNCTIONS OF THE COMMISSION

SEC. 5. (a) The Commission is authorized to -

(1) develop and carry out programs at public or private institutions for the promotion of scholarly, cultural, and artistic activities in Japan and the United States consistent with the provisions of section 3(b) of this Act; and

(2) make grants to carry out such programs.

(b) The Commission shall submit to the President and to the Congress an annual report of its activities under this Act together with such recommendations as the Commission determines appropriate.

ADMINISTRATIVE PROVISIONS

SEC. 6. In order to carry out its functions under this Act, the Commission is authorized to - (1) prescribe such regulations as it deems necessary governing the manner in which its functions shall be carried out;

(2) receive money and property donated, bequeathed, or devised, without condition

or restriction other than that it be used for the purposes of this Act; and to use, sell, or otherwise dispose of such property (including transfer to the Fund) for the purpose of carrying out the purposes of this Act, and any such donation shall be exempt from any Federal income, State, or gift tax;

(3) in the discretion of the Commission, receive (and use, sell, or otherwise dispose of, in accordance with paragraph (2)) money and other property donated, bequeathed, or devised to the Commission with a condition or restriction including a condition that the Commission use other funds of the Commission for the purposes of the gift, and any such donation shall be exempt from any Federal income, State, or gift tax;

(4) direct the Secretary of the Treasury to make expenditure of the income of the Fund and any amount of the contributions deposited in the Fund from non-appropriated sources pursuant to paragraph (2) or (3) of this Section, and not to exceed 5 per centum annually of the principal of the total amount appropriated to the Fund to carry out the purposes of this Act, including the payment of Commission expenses if needed, except that any amounts expended from amounts appropriated to the Fund under section 3(e)(1) of this Act shall be expended in Japan, or for not more than 50 percent of administrative expenses in the U.S.;

(5) appoint an Executive Director, without regard to the provisions of title 5, United States Code, governing appointments in the competitive service, who shall be compensated at the rate provided for a GS-18 of the General Schedule of such title;

(6) obtain the services of experts and consultants in accordance with the provisions of section 3109 of title 5, United States Code, at rates for individuals not to exceed the rate specified at the time of such service for grade GS-18 in section 5332 of title 5, United States Code;

(7) accept and utilize the services of voluntary and non-compensated personnel and reimburse them for travel expenses, including per diem, as authorized by section 5703 of title 5, United States Code;

(8) enter into contracts, grants, or other arrangements, or modifications thereof;

(9) make advances, progress, and other payments which the Commission deems necessary under this Act;

(10) obtain such administrative support services and personnel as the Commission deems necessary and appropriate to its needs; and

(11) transmit its official mail as penalty mail in the same manner and upon the same conditions as an officer of the United States other than a Member of Congress as permitted to transmit official mail as penalty mail under Sec. 32c, Title 39, U.S. Code.

MANAGEMENT OF THE FUND

SEC. 7. (a) The Fund shall consist of— (1) amounts appropriated under sections 3 (d) and (e)(1) of this Act;

(2) any other amounts received by the Fund by way of gifts and donations; and

(3) interest and proceeds credited to it under subsection (b) of this section.

(b) It shall be the duty of the Secretary of the Treasury (hereafter referred to as the "Secretary") to invest such portion of the Fund as is not, in the judgment of the Commission, required to meet current withdrawals. Such investment of amounts authorized to be appropriated under Section 3(d) of this Act, may be made only in interest-bearing obligations of the United States or in obligations guaranteed as to both principal and interest by the United States. For such purposes, the obligations may be acquired (1) on original issue at the issue price, or (2) by purchase of outstanding obligations at the market price. The purposes for which obligations of the United States may be issued under the Second Liberty Bond Act, as amended, are hereby extended to authorize the issuance at par of special obligations exclusively to the Fund. Such special obligations shall bear interest at a rate equal to the average rate of interest, computed as to the end of the calendar month next preceding the date of such issue, borne by all marketable interest-bearing obligations of the United States issued during the preceding two years then forming part of the public debt; except that where such average rate is not a multiple of one-eighth of 1 percentum, the rate of interest of such special obligations shall be the multiple of one-eighth of 1 percentum next lower than such average rate. Such special obligations shall be issued only if the Secretary determines that the purchase of other interest-bearing obligations of the United States, or of obligations guaranteed as to both principal and interest by the United States on original issue or at the market price, is not in the public interest.

(c) Any obligation acquired by the Fund (except special obligations issued exclusively to the Fund) may be sold by the Secretary at the market price, and such special obligations may be redeemed at par plus accrued interest.

(d) The interest on, and the proceeds from the sale or redemption of, any obligations held in the Fund shall be credited to and form a part of the Fund.

(e) In accordance with section 6(4) of this Act, the Secretary shall pay out of the Fund such amounts including expenses of the Commission, as the Commission considers necessary to carry out the provisions of this Act; except that amounts in the Fund, other than amounts which have been appropriated and amounts received (including amounts earned as interest on, and proceeds from the sale or redemption of, obligations purchased with amounts received) by the Commission pursuant to sections 6(2) and 6(3), shall be subject to the appropriation process.

Approved October 20, 1975

LEGISLATIVE HISTORY:

HOUSE REPORTS: No. 94-503 accompanying H.R. 9667 (Comm. on International Relations) and No. 94-526 (Comm. of Conference). SENATE REPORT: No. 94188 (Comm. on Foreign Relations). CONGRESSIONAL RECORD, Vol. 121 (1975): June 13, considered and passed Senate. Sept. 26, considered and passed House, amended, in lieu of H.R. 9667. Oct. 7, House and Senate agreed to conference report. WEEKLY COMPILATION OF PRESIDENTIAL DOCUMENTS, Vol. 11, No. 43: Oct. 21, Presidential statement.

4 参考機関：民間財団の活動

第1節「米国における国際交流の概要」で述べられているように、米国の国際交流は政府主導というより、民間のNGO・NPOや個人の主導であるために、米国の国際交流を理解するためには、ある程度民間の国際交流活動を知ることが必要である。しかしながら、米国の民間NPOや個人は数も莫大であるし、また多様でもある。この活動全体を把握することは困難であるし、また何らかの統一的な像が得られるかどうかも疑問である。

そこで、本節では、米国の民間NPOの中でも国際的な活動を行っている大型の民間財団に焦点を絞って、その活動を通して米国の民間非営利セクターの動向を知る手がかりを得ることを目的としたい。国際的な民間財団に焦点を当てる理由は幾つかある。

第1に、米国の対外文化政策はこれらの民間財団の活動を起源としていることである。米国政府が孤立主義政策をとっていた1910年代、1920年代にウィルソン主義的な国際主義の立場から、積極的に国際社会の問題に関与していったのはカーネギー・コーポレーションとロックフェラー財団であり、米国の人道主義的、倫理的な国際活動の評価の多くは、これらの民間財団やミッションリーの活動によるものである。ロックフェラー財団の国際的な医療・保健活動は、その後の米国の政府を含めて全ての国際的貢献活動のモデルとなったとされている[Ninkovich 1981: Chapter 1]。米国の対外文化関係のリーダーとしての民間財団の役割は、戦後、連邦政府の活動が急拡大するなかで相対的に小さくはなっているが、全く失われたわけではない。

第2に、こうした大型財団は米国の民間国際活動の中でも最も組織化された部分であり、その状況認識、政策などが見えやすいからである。そして、その活動や政策は米国の民間非営利セクター全体の動向を反映していると同時に、動向に影響を与えリードしていると考えられるからである。

第3に、こうした大型民間財団は米国政府の活動にも一定の影響を与えることを意図しており、かつ実際に理念やアイディアの面で影響を与えているからである。カーネギーやロックフェラー財団の理事長や理事などには国務長官等の政府の要職を務めた人や、財団理事長から国務長官になった人がいるなど、人的にも政府と大型財団の間のつながりは歴史的に深く、大型民間財団は米国の国家エリートの一部に含まれるという考え方もある[Karl and Katz 1987]。

本節ではまず、大雑把に米国における政府と民間非営利セクターの関係と民間非営利セクターにおける国際交流の位置づけについて、筆者の理解の仕方を示したい。次に、事例として取り上げる、ロックフェラー財団、フォード財団、アジア文化評議会、アジア財団の活動を紹介し、最後に、これらの事例から見た、民間財団の国際交流の動向について若干の分析を加えたい。

4-1 米国における政府と非営利セクターの関係と国際交流

民間非営利セクターが小さく、特に対外関係においては、政府の役割が圧倒的に大きい日本から見ると、米国の官民関係は理解しにくい面が多い。この点では、米国と日本は極端に異なっている。むしろ日本は西欧諸国に近いと思われ、民間非営利セクターの強さは米国の特殊な性格であるということもできよう。こうした特徴は米国の伝統であり、1830年代にフランス人のトクヴィルが米国を訪問した際にも、既に顕著に見られたものである。

すべての年齢、全ての地位、すべての精神のアメリカ人たちは、絶えず団結している（association を作っている：筆者）。彼等は、すべての成員たちが参加する商工業団体を持っているばかりではない。なお、彼等は、他の無数の種類の団体をもっている。すなわち、宗教的、道徳的、重大な、無用な、ひどく一般的な、極めて特殊な、ひどく小さな、諸団体など。神学校建設のために、宿屋を建造するために、教会を建てるために、書物を普及させるために、遠隔地に宣教師たちを派遣するために、団結する（association を作る：筆者）。彼等はこのようにして、病院をも刑務所をも学校をもつくる。そして最後に、真理を明らかにし、または偉大な実例によって、ある感情を発展させようとするときにも、彼等は団結する（association を作る：筆者）。新しい企画事業の首位には、フランスでは政府が、イギリスでは大領主が見いだされるようなあらゆる場合に、アメリカ連邦では団体（association）が見いだされるとみてよい[トクヴィル 1987: 200-201]。

つまり、大小の社会的ニーズ、つまり公共空間は無数の association の多様な活動によって満たされており、政府は公共空間のごく一部を担うに過ぎないという米国の伝統である。この無数の association によって満たされている公共空間 public sphere を市民社会と呼ぶとすると、米国の公共は市民社会によって担われており、その具体的な実体が無数の association、すなわち税法で言うところの non-profit organizations 非営利組織が構成する非営利セクターである。「アメリカ」という言葉で表彰されるアメリカの全体性とアメリカの公共空間がある程度重なっているとすれば、「アメリカ」の相当な部分はこうした無数の association のネットワーク空間なのである。第1節で述べられている通り、人口の大部分が移民である米国が伝統的に国の外と内を区別しない、あるいはほとんど全ての国民が現在所属している米国とは別に、外国に「故郷」を持っている国である米国では、市民社会は国際的的局面にも何の障害も壁もなく自然にあふれ出てくるのである。

トクヴィルは、この米国の市民社会に関して、さらに特筆すべき特徴を描いている。それはビジネスが支配する市場では、それこそ徹底した自由な競争が行われており、そこでは法に触れない限り儲けるために何をしてもよいという自由主義が認められている一方で、private な空間、すなわち家族や地域コミュニティにおいては、米国人は極めて宗教的か

つ道徳的であるという米国社会の二面性である。前者が男たちによって担われたマッチョな空間であり、後者が女性たちによって担われているフェミニンな空間なのである。この弱肉強食の社会ダーウィニズム的な市場と、人間生存の可能性を保障し、いたわり合う家族の空間の中間にあり、どちらかと言うと家族の延長線上にあるのが市民社会であると言えるであろう。つまり、人間社会の再生産に関わり、一人では生きていけない人間が協力する場であり、宗教や道徳、倫理性や道義性が主導する空間である。しばしば、メタフィジカルな意味でのコミュニティで表彰される空間でもある。フィランソロピーの世界と言ってもよい。

この米国社会の二面性は一つの社会、あるいは個人に同時に実現している。生き馬の目を抜く米国のビジネスマンが、同時によき家庭人であり、コミュニティ活動に精を出すボランティアであり、日曜には教会に通うクリスチャンであるのが米国社会の理念型なのである。悪逆非道の石油ビジネスの資本家であったロックフェラーが、同時に、敬虔なキリスト教徒であり最も優れたフィランソロピストなのである。

この米国社会の二面性を、国際交流における米国の官民関係に適用してみれば、国益の名の下に米国の安全保障上の、また経済上の利益を追求するマッチョな米国政府と、宗教性、道義性、倫理性にあふれ、care や share の精神に基づいて援助しようとするフェミニンな米国市民社会という特徴を見いだすことが出来る。

こうしてみると、米国政府が力で国際秩序を構築・維持しようとして国際関係に登場してくる 20 世紀の後半以前には、米国の国際交流は市民社会組織が中心的な担い手であり、したがって、こうした米国市民社会の持つ道義的、倫理的側面が強調されており、各国から高い評価を受けてきたことは当然であると言えよう。また、特に 1940 年代後半から冷戦思考が米国政府やエリートの支配的な思考様式となり、米国政府によって対外文化政策が冷戦の戦略に利用されるようになる 1950 年代以降は、米国の対外文化政策が不信と懐疑の目で見られるようになったのもまた理解できるところである。

こうした全体認識の中で、米国民間財団には「冷戦戦略の手先であった」というような認識が一部にあることも述べておく必要があるだろう。しかしながら、米国の市民社会が完全に米国政府の冷戦戦略の下に入ったと考えるのもまた間違いであろう。むしろ、コミュニティの助け合いの延長としての市民社会の国際活動は不変かつ健在であると見るべきである。

次に、米国市民社会組織の中で国際交流がどのような位置づけを持っているのかを、民間財団を中心に簡単に述べておきたい。国際交流をどのように定義するかで話は大きく異なってくる。最も狭く、人間や情報の交換である **cultural exchange** と考えるのと、最も広く国際関係の中で政治、経済以外の分野である **cultural relations** と考えるのでは大きな違いがある。米国の大型財団では、**cultural exchange** は事業実施の一つの方法、あるいは **modality** であると考えてるのが主流であり、それ自体が目的であるという考え方は戦後

かなり早い時期に力を失っている。Cultural exchange は一つの方法として、専門のサービス機関によって徹底的に効率が追求されていった。Institute of International Education(IIE) などが典型である。大型財団は事業の中の cultural exchange の部分（多くは米国への留学・研修であるが）は、IIE などの専門サービス機関にアウト・ソーシングしてきた。米国の市民社会にはこうした特定の方法に特化したサービス機関がたくさんあるが、cultural exchange もそのような扱いを受けていると言えるであろう。

第2に、考えなければならないのは、米国は世界中の国々からやってきた移民によって出来上がっている国家であることである。したがって、文化が異なることが絶対的、本質的に重要な問題であるとは考えない。むしろそれは克服されうる課題であり、かつ文化が不変であるとは考えないのである。人間は教育や訓練によって作りかえることが出来ると考えるのである。文化や伝統の異なる国からやって来た人々を統合することが不可能ならば、米国という国家は成立しえない。米国人は共通の伝統文化によって国民を形成しているのではなく、未来に向かっての夢、アメリカン・ドリームの構想を共有することで一つの国民を形成しているのである。

こうした伝統の下では、「異なる文化を持つ国民が互いを知り合うことで共存する」という考え方は馴染みにくい。日本の国際交流の基本的な考え方である「相互理解・共存」は、米国的な見方では旧世界の保守的な考え方である。米国的に考えれば、「異なる文化を持つ国民が相互協力を通じて統合され、未来に向かって新しい文化をつくる」という考え方が自然なのである。米国が戦後、「欧州合衆国」(United States of Europe) をつくることで世界大戦の火種である欧州を統合することを構想したのも同じ発想である。

第3に、米国社会がある意味で非常にイデオロギー的に統合されており、存在している政治イデオロギーの幅が狭いことである。欧州や日本が自由民主主義と社会（民主）主義という一定のイデオロギーの幅を持っているのに対して、米国社会は基本的には自由民主主義、リベラル・デモクラシーの内部での違いの程度であり、その違いは重要ではあるが、日本や欧州に比べると遙かにイデオロギー統一がある。それは何を意味するかと言うと、イデオロギーの面で政府と市民社会組織の間に大きな違いはないこととなって現れる。ロックフェラー、カーネギー、フォードなどの大型財団はリベラル色が強く、ヘリテージ財団など一部の保守系財団との間には対立があるが、いわば政府は共和党に象徴される保守派と民主党に象徴されるリベラル派の妥協の産物であり、中間的存在であることから、官民の間にそれほど大きな思想面の違いがないのである。これは、日本では民間団体の一部が、イデオロギー的に反政府であることと大きな違いである。米国の対外文化政策は、官民ともリベラル・デモクラシーの対外普及活動であるという言い方もされるが、これは民間団体が政府の指導下にあるということではなく、官民の間にイデオロギーの差があまりないことを意味している。

1840年代の領土拡張主義の時代に言われたマニフェスト・デスティニー（明白な運命）

の考え方は、米国が世界を作りかえる使命を負っているという考え方、あるいは米国に似せて世界を作りかえるという深層心理となって残っているとも言われる。そのことは、リベラル・デモクラシーの対外普及という形で現れているのではないだろうか。また同時に、モンロー主義に代表されるように旧世界に代表される外界を不純な世界と見なし、外部と関わらないようにしようとする傾向も周期的に現れる。市民社会組織の国際交流はどちらかというところ前者の米国伝統の中にあると言えるだろう。米国の民間財団を初めとする市民社会組織の国際的な活動は、米国的な方法、あるいは米国で成功した方法で、他国の諸問題を解決しようとした実験における少々の成功と多くの失敗の歴史であると言えるかも知れない。それは、一言で言えばリベラル・デモクラシー普及の成功と失敗であるが、それだけではない、より複雑で多様な内容を含んだ世界史の事件なのである。

4-2 ロックフェラー財団

ロックフェラー財団は多くの名声に包まれた米国の民間財団の代名詞である。WHOの前身となった国際医療活動、緑の革命に繋がった国際稲作研究所の創設など、自然科学や医療の分野での活動でより有名である。しかし、1920年代には米国の社会科学の改革にも大きく寄与しており、芸術や人文科学の分野でも多くの実績を残している。日本の国際交流の関係者の間では、国際文化会館の構想がダラスの特使としてやって来たロックフェラー3世によるものであり、国際文化会館建設の費用の半分を同財団が助成したことで、つまり国際文化会館の生みの親であることでも知られている。また、日本国際交流センターにも大きな助成を行っており、日本の戦後の民間国際交流をリードするモデル作りに貢献したのである。

現在のロックフェラー財団は大きさの面ではフォード財団などの戦後に出来た大型財団の後塵を拝しているが、その先見性によって今日も財団界をリードする存在の一つである。以下では、現在のロックフェラー財団を、国際交流の観点から、つまり、国際開発の部分ではなく、文化芸術や社会人文科学の分野における国際的活動に焦点をあてて簡単に紹介したい。

4-2-1 ミッション

約3年前に、非米国人（英国人）として初めてロックフェラー財団の理事長となったゴードン・コンウェイによって、現在の活動方針の基礎である以下のミッションに改定された。

「ロックフェラー財団は、知識を基礎とする、グローバルな財団であり、世界の貧者と疎外された人々の生命と生計を豊かにし、維持することにコミットする」⁴

4-2-2 プログラム

ロックフェラー財団は創立当初から伝統的に、自然科学、医療、農業などの理系助成と、人文科学、芸術の文科系助成の両方を実施してきている。現在は、以下の4つのプログラムとなっている。

1. 創造性と文化 Creativity and Culture : 米国国内と海外
2. 食糧安全保障 Food Security : 海外 (途上国)
3. 医療の公正 Health Equity : 同上
4. 労働者コミュニティ Working Communities : 米国国内

ミッションやプログラムから分かるように、現在のロックフェラー財団は米国国内外の貧困問題に特に焦点を合わせた開発機関の色彩が強い。これは、コンウェイ理事長が以前にはフォード財団のインド事務所で働いたことがある国際開発問題の専門家であり、前職が国際開発研究で著名な英国サセックス大学学長であったことなどからも明らかである。理事会がコンウェイを選んだ時点で既に、理事会においてこのような路線への合意があったと考えるべきであろう。

4-2-3 「創造性と文化」プログラム

ロックフェラー財団は、1920年代から人文科学、1930年代から芸術への助成を行い、1940年代には黒人などのマイノリティ芸術を支援し、40~50年代には米国における地域研究の立ち上がりに重要な役割を果たした。

(1) プログラムの目的

世界のグローバル化のもたらす利益から疎外された人々の文化遺産を保存し、革新すること、公共圏における思考の自由な流れを促進すること、芸術・人文科学分野での多様な創作表現を支援すること [Rockefeller Foundation 1999: 9]。

(2) 「創造性と文化」プログラム

以下の3つのサブテーマに分かれている。

サブテーマ1 : 弾力的で創造的なコミュニティ (Resilient and Creative Communities)

諸社会の福祉増進のために文化遺産の保存と革新を支援し、貧しく、疎外された人々

⁴ “The Rockefeller Foundation is a knowledge-based, global foundation with a commitment to enrich and sustain the lives and livelihoods of poor and excluded people throughout the world,” quoted from *The Rockefeller Foundation: A New Course of Action*, Rockefeller Foundation, 1999, p.5.

が、新しい地球コミュニティと関わり、それから利益を売ることが可能にするよう支援する。

サブテーマ2：公共圏における知識と自由 (Creativity, Knowledge and Freedom in the Public Sphere)

社会批判活動を通じて、芸術家や人文学者が、創造的で、民主的で、包含的な（非排他的）市民社会の創造に重要な役割を果たす。

サブテーマ3：グローバル時代の創造性と革新 (Creativity and Innovation in A Global Age)

芸術家と人文学者の声は現実を目に見えるようにし、われわれ自身と他者の理解を明瞭にすることを助ける。革新的なデジタル技術の実験によって、これらの活動は加速化される。

創造性と文化プログラムの主力は依然として、米国内であるが、財団としては海外事業を拡大する方向でプログラムの運営を進めている。現在は、件数、金額とも10%強（下表参照）。2000年度のロックフェラー財団の助成金総額は、141,547,819ドル（約172億6900万円）であるため、創造性と文化プログラムは、助成金支出の約16.4%を占めている。

(3) 2000年度の実績 [Rockefeller Foundation 2000: 66-71]

	件数／金額	うち海外助成
サブテーマ1：		
Recovery, Reinvention of Cultures	42件／298万ドル	4件／25万ドル
Understanding Cultural Components of Well-being	25件／419万ドル	1件／10万ドル
サブテーマ2：		
Global Civil Society and Cultur	21件／254万ドル	11件／121万ドル
Role of Religion	6件／183万ドル	3件／18万ドル
Humanities Residency Fellowships and Research	28件／555万ドル	4件／69万ドル
Collaborative Programming in Intellectual Property, Global Norms	3件／42万ドル	1件／11万ドル
サブテーマ3：		
Creative Environments in the Digital Age	22件／159万ドル	3件／14万ドル

Film/Video Fellowships and Incubators	24 件／123 万ドル	3 件／6 万ドル
Multi-Arts Production Fund	48 件／104 万ドル	0
Explorations	19 件／186 万ドル	0
合 計	238 件／2,323 万ドル (約 28 億 3400 万円)	30 件／274 万ドル (約 3 億 3430 万円)

4-2-5 公募プログラム

上記の創造性と文化プログラムの中で、公募をしているプログラムが幾つかある。これらは、比較的、国際交流基金の事業に類似するプログラムと思われるので、以下では、それらについて概略を示す[Rockefeller Foundation (資料 : no date)]。

(1) Humanities Fellowship

このフェローシップは、米国およびラテンアメリカの研究機関、芸術組織が公募形式で行う人文科学、芸術分野のフェローシップへの助成である。このプログラムでは、直接個人にフェローシップを出すのではなく、フェローを受け入れる機関へ助成を行う。2000年度に助成を受けたラテンアメリカの組織は4団体で、その他は米国の組織であるが、フェローの国籍は特に定めがないので、米国の機関でも外国人にフェローシップを出している可能性はある。

対象となるテーマは、「文化の流通と解釈」「文化の柔軟性と再生産」「ディアスポラ、移民、新しい市民権の形態の行方」「人種、性別、エスニシティ、宗教の諸課題」に関わるもの。2000年度実績は、28組織、555万ドル。(但し、この中にはフェローシップだけでなく、国際会議も一部含まれている)。

(2) Film/Video/Multimedia Fellowship Program

これは、メディア関係のフェローシップであるが、単純公募ではなく、交代制の専門委員会の推薦性を取っている。被推薦者は、次にピアパネルによる選考を受ける。このフェローシップは、米国国内を対象としているが、メキシコのフィルム・ビデオ製作者も対象となる。(この部分は、マッカーサー財団との共催)。実績は上記の通り。

(3) Multi-Arts Production (MAP) Fund

MAP は、ライブ・パフォーマンスの創造的な新しい形態を目指す米国国内、および海外の組織に対して、公演事業の委託、開発、制作に対して助成する。公募形式で、異なっ

たジャンルの芸術専門家のパネルによる選考で助成を決める。実績は上記の通り。

(4) Recovering and Reinventing Cultures Through Museums

これは、上記の Recovering and Reinventing Cultures プログラムのサブプログラムで、非西欧文化、および米国のマイノリティ文化を正確に、かつ想像的に展示する博物館展示を支援するもの。現在のプログラムの焦点は、「ディアスポラ文化、特に新移民の文化」「日常生活と物質文化」「米国国内外の伝統と現代の弁証法を表現するもの」というテーマに当てられている。2000年度実績は、27件、173万ドル。(海外、コスタリカとプエルトリコの2件)。

(5) The Fund for U.S. Artists at International Festivals (FUSAIFE)

このプログラムは、連邦政府機関である USIA(United States Information Agency)と NEA(National Endowments for the Arts)と民間の2つの財団、ロックフェラー財団とピュウ・チャリタブル・トラスト (Pew Charitable Trust) の官民協力 (public-private partnership) 事業。ファンドの運営は、アンブレラ型の非営利団体である Arts International が行う。趣旨は、米国に本拠を持つ芸術家や芸術組織が、国際フェスティバルや国際美術展などに参加する費用を助成するもの。米国連邦政府には、文化省に相当するものがなく、米国人芸術家が国際的な芸術イベントに参加するのを支援する定常的な仕組みがなかった。そこで、関連する2つの連邦機関と2つの民間財団の共同事業として始まった。

助成は、主催者側の招待ベースで行われる。参加する芸術家の承諾が必要。通常は、各地の米国大使館文化アタッシェの推薦を、外部委員会が、展示・公演の質、およびイベント主催者側のニーズを勘案して決定する。最近は、開発途上国でのイベントに高い優先順位が置かれている。

文化外交的な意味合いをもったプログラムであるが、それを官民協力で行う意義はいくつか挙げられた。(インタビューイの意見)。

- ① 芸術への公的支援の役割についての認識が米国では変化してきており、議会、特に保守派が NEA の事業内容、特に、ジェンダー、セクシュアリティ表現などの面で、介入しようとする姿勢が強い。ロックフェラー財団は、むしろこうしたマイノリティの文化的表現をサポートしてきており、こうしたタイプの芸術家への国家支援を守る意味で、連邦機関との共同事業を行っている。
- ② また、制裁措置として交流を行っていない国 (例えばキューバ) でのイベントへの米国人芸術家の参加を、民間財団がスキームに加わることで、可能にする。
- ③ 公的機関は、プログラムのアカウンタビリティや透明性を確保することが義務付けられており、民間財団の方がアカウンタビリティなどは弱い。その意味で、連邦機関と

共同事業を行うと、プログラムのアカウンタビリティ、透明性が格段に上がってよい。

(筆者注：民間財団の側から見た場合の、官民協力のねらいは、議会保守派を抱えて硬直しがちな連邦政府の芸術支援を、よりリベラルな方向で維持しようという意図であると思われる。公共政策に民間財団が影響を与えようとする一般的傾向の一例ではないか。)

2000年度実績についての情報は、年次報告書、ホームページなどには載っていない。

(6) The U.S.-Mexico Fund for Culture

このプログラムは、官民協力であるが、2つの民間財団とメキシコ政府の芸術支援機関の共同プログラム。ロックフェラー財団、バンコマー文化財団 (Bancomer Cultural Foundation)、メキシコ文化芸術国家基金 (National Fund for Culture and the Arts) が共同で、メキシコと米国の芸術家、学者、演技者、作家、学芸員、司書といった個人、あるいは組織に対して、米国・メキシコ間の交流と協力を助成するもの。舞踊、演劇、音楽、ヴィジュアル・アーツ、図書館、文学、メディア・アーツ、文化研究の分野に限定。2000年度実績は不明。

(7) Creative Capital Fund

同ファンドは、ロックフェラー財団が部分的に設立を支援したファンドで、ヴィジュアル、パフォーマンス、メディア・アーツの分野で革新的なアプローチを実験する芸術家、グループに対して、テラーメイドの観客開発、マーケティング、その他支援を行う全国組織。2000年度実績は不明。

(8) Partnerships Affirming Community Transformation (PACT)

このプログラムは、コミュニティの文化発展プロジェクトを支援する。コミュニティの文化能力の向上と社会変化の促進を目的とする。コミュニティ芸術家が、コミュニティ開発に芸術や組織化の技能を生かそうとするプロジェクトの支援。2000年度は、250の申請があり、13件が総額136万ドルの助成を受けた。

4-2-6 ロックフェラー財団の国際交流の理念と戦略

第1に指摘できるのは、財団全体のミッションが貧困問題などの疎外された人々への奉仕者としての財団アイデンティティを強調しているのに対応して、文化の分野でも疎外された人々へ焦点を当てようとする傾向があることである。この部分は新しいロックフェラー財団の特徴と言うべきであろう。

第2に、また、一貫して革新的で自由な発想や方法によって、新しい実験的な取り組みを

刺激しようとする方針がある。これは、米国のリベラルな民間財団の伝統的な文化、芸術、人文科学への関わり方である。

第3に、文化の問題を現代の民主主義の課題やグローバル・イシューとの関係で取り上げようとする姿勢である。言説を見る限り、“Resilient and Creative Communities” “Public Sphere” “A Global Age” “Cultural Components of Well-being” “Global Civil Society and Culture” “A New Form of Citizenship” などの米国の民間財団ではあまり使われない比較的新しい概念が頻出している。このことは、ユネスコや欧州での議論にかなり気を配っていることを示しているように思われる。

第4に、こうした一見するとアメリカ的というより国際的な議論の組み立てにも拘わらず、実際の助成活動は米国中心であり、理念だけが先行しており、実際の活動の国際化はあまり進んでいないと言わざるを得ないであろう。これは、もちろんロックフェラー財団全体について言えることではなく、他の主要プログラムは基本的に米国国外での助成であり、芸術文化の部門についても、ようやく国際化が始まったと言うべきである。

最後に、助成の方法論を見ると、研究助成、活動助成、フェローシップ、米国政府との共同、外国政府との共同、基金拠出など非常に多様な手法がとられている。

4-3 フォード財団

フォード財団が現在のような巨大な財団になったのは、1940年代末で、実際に活動が開始されたのは1950年代初めである。その意味では戦後の財団であり、ロックフェラー財団などと比べると歴史の浅い財団である。フォード財団はロックフェラー財団よりはるかに巨大であり、実験的革新的な助成を行うというよりは、もう少し政府に近いような大型プロジェクトを取り上げる傾向がある。

フォード財団についても、国際交流に焦点をあてて概観してみたい。

4-3-1 ミッション

1949年のゲイザー報告書から始まったフォード財団のミッションは、時代時代に少しずつ手が加えられており、現在は以下のように表現されている。1960年代に「行動科学の発展」という第5のミッションが放棄された以外は、表現は変わっていても、基本的理念はほぼ半世紀にわたって変更されていない。

- ・ 民主主義的価値の強化 strengthen democratic values
- ・ 貧困と不公正の低減 Reduce poverty and injustice
- ・ 国際協力の促進 Promote international cooperation
- ・ 人類の達成の前進 Advance human achievement

4-3-2 プログラム

ミッションに大きな変更がない以上、プログラムについても、実質的にはあまり変わっていないが、理事長が交代する度に、表面的にはプログラム構成は変更されてきた。フォード財団は海外助成を行う数少ない米国民間財団の中でも、13の海外事務所を持っており、国際的な活動を積極的に行っている。プログラム構成の上で、特に国際交流に関わる局面として注目されるのは、国際部門と国内部門という区分けで組織化を行うかどうかであろう。現在のベレスフォード理事長は、グローバリゼーションを踏まえて、全てのプログラムにおける事業の国際化を理念として掲げている。それ故に、あえて国際、国内という区別をプログラムに持ち込まない方針をとっている。過去には、国際的活動を一まとめにして国際部門を持っていた時期もかなり長くある。

現在のプログラム構成は以下の通り。各プログラムは、サブ・カテゴリーに分かれている。

- ・ 資産構築とコミュニティ開発
 - 経済開発、コミュニティと資源開発、人材開発とリプロダクティブ・ヘルス
- ・ 平和と社会正義
 - 人権と国際協力、統治と市民社会
- ・ 教育、メディア、芸術、文化
 - 教育・知識・宗教、メディア・芸術・文化

上述の通り、国際と国内を分けていないので、活動のどの部分が国際交流と関係が深いかは、プログラム構成からは判然としない。ベレスフォード理事長の理念が貫徹されているとすれば、全てのプロジェクトに国際的要素が含まれていると言う事もできよう。ここでは、特に文化にどう関わっているかに焦点を絞り、「メディア・芸術・文化」プログラムについて以下に概説する。

ベレスフォード理事長就任の前後は、米国経済が好調で株式市場も右肩上がり、フォード財団の資産、収入が大幅に増えつづけてきた。おそらくそうした事情も関係して、現在のフォード財団のプログラム構成は、コラージュ的、包括的傾向が強いように思われる。特に、「教育、メディア、芸術、文化」プログラムは、理念的あるいは論理的一貫性を見出しにくい。

4-3-3 「教育、メディア、芸術、文化」プログラム

1999年次報告書によれば、同プログラムは、教育、メディア、芸術、文化という非常に広い領域において、デジタル技術の発達やグローバル文化が社会的公正、特に貧しい層に与えるマイナス影響に関心があり、また技術発達や共産主義イデオロギーの消滅に伴う宗教の影響力増加への関心が示されている。同プログラムとしては、こうした状況において

指導者の果たす役割に期待しており、指導層の知識、機会、創造性、表現の自由を拡大することに焦点をあてるとされている。

「メディア・芸術・文化」部門では、コミュニティや社会における芸術やメディアの果たす役割の強化を目的に、①メディア領域では、自由で責任あるメディアの振興、市民的ニーズにメディアが応えるためのインフラ開発、民主主義的価値や多元主義といった重要な課題に関する公的対話を豊かにする質の高い番組の制作、②芸術文化領域では、市民や社会に希望、理解、勇気、自信をもたらすような芸術的創造性や文化表現の機会を強化することがプライオリティとされている。

4-3-4 1999 年度の実績 [Ford Foundation 1999: 133-139](メディア・芸術・文化部門)

以下に簡単にメディア・芸術・文化部門の助成実績を掲げる。地域別に分かれているので、それによって示す。

米国国内および、米国と海外を含む世界規模の事業

芸術的創造性と資源	34 件	1,210 万ドル
文化保存、活力、解釈	18 件	276 万ドル
メディアと公共政策	51 件	1,046 万ドル
合 計	103 件	2,532 万ドル

米国国内では、メディアや芸術活動が中心であり、文化保存が少ないことがわかる。

海外プログラム (アジア地域のみ国別・プログラム別表示、他地域は総数のみ)

<u>アフリカ・中東</u>	52 件	684 万ドル
<u>アジア</u>		
<u>インド・ネパール・スリランカ</u>		
芸術的創造性と資源	1 件	50 万ドル
文化保存、活力、解釈	8 件	124 万ドル
メディアと公共政策	10 件	80 万ドル
<u>インドネシア</u>		
芸術的創造性と資源	1 件	20 万ドル
文化保存、活力、解釈	14 件	190 万ドル
メディアと公共政策	3 件	43 万ドル
<u>フィリピン</u>		
メディアと公共政策	1 件	20 万ドル

<u>中国</u>		
芸術的創造性と資源	1件	5万ドル
文化保存、活力、解釈	3件	128万ドル
<u>ベトナムとタイ</u>		
文化保存、活力、解釈	19件	157万ドル
<u>ラテンアメリカ</u>	6件	29万ドル
<u>ロシア</u>	9件	114万ドル
<hr/>		
合 計	125件	1,644万ドル
(全体に占める割合)	55%	39%)

フォード財団の場合は、海外での助成が件数で 55%、金額で 39%と相当に高いことが分かる。また、アジアの途上国では文化保存が中心であることも明らかである。

4-3-5 世界規模のフェローシップ・プログラム (International Fellowship Program [Ford Foundation 2000])

2000年11月、フォード財団は今後10年間に、総額3億3千万ドル(約400億円)を投じて、年間350名、10年間合計で3,500人を対象とする大学院フェローシップを行うと発表した。プログラムの目的は、21世紀を担う指導者の養成である。このプログラムは、通常の予算とは別の特別予算によって賄われる⁵。

フェローシップの対象となるのは、フォード財団が活動対象としている国々(上記の実績に現れた国々)の恵まれない環境にあるが優れた学生⁶で、将来のリーダーになることが期待される若者。フェローは、自国の大学、米国の大学、米国以外の外国の大学のどこで勉強しても構わない⁷。フェローの国籍は、フォード財団が活動している途上国になるが、フェローの勉学先も含めれば、世界規模のフェローシップであるとうたわれている。

プログラムは、フォード財団がIIE(Institute for International Education)に別途基金を作り、そこに2名の専任スタッフを置いて全体調整を行う。対象国では、パートナー組織を指定し、そこが広報、人選、派遣・受け入れなどの実務を行う。

⁵ 株式市場の好調によって、フォード財団は基金が増えすぎており、大規模に使わないと内国歳入庁の規定(基金の5%以上を助成する)にひっかかる恐れがあると言われている。

⁶ バーンスタイン副理事長の説明では、親が大学教育を受けていない子弟が対象。

⁷ フォード財団を含めて、従来アメリカの政府民間はアメリカの大学での訓練を中心にしてきたが、今回フォード財団はそうした制限をなくし、真に国際的なプログラムとした。バーンスタイン氏は、昔と違い、アメリカ以外の国の大学でも十分に優れた大学が出来てきたし、また途上国にもフォード財団を含めて優れた大学を作ってきたと述べている。

4-3-6 フォード財団の国際交流の理念と戦略

フォード財団をロックフェラー財団と比較すると、いささか理念のレトリックの上での斬新さに欠ける印象がある。他方で、実際の助成活動を見る限り、その活動はロックフェラー財団を遙かに凌駕する規模で世界大で行われている。このことは、幾つかの解釈が可能であろう。ロックフェラー財団はレトリックの割に実際の活動が国際化していないからこそ、美しいレトリックを使えるのであり、実際に海外とくに開発途上国に事務所を持って、途上国の現実を知っているフォード財団は先進国ではやりの理論やレトリックが第三世界の現実から遊離していることを知っている、などである。

しかしながら、世界規模のフェローシップ・プログラムという発想には驚かされるが、アイデアのインパクトという面ではそれほどないかも知れない。他の財団が真似ることは不可能だからである。

4-4 アジア文化評議会(Asian Cultural Council)

4-4-1 概要

アジア文化評議会 (Asian Cultural Council 以下、ACC) は、ロックフェラー一族の資金拠出によって始まった民間財団のひとつである。現在は、「ビジュアル及びパフォーミング・アーツの分野における、米国とアジア諸国間の文化交流を支援する米国の財団」と規定されている。

ACC のプログラムは、おおよそ以下の3つである。

- (1) アジアの芸術家に対する米国での調査、研究、創作活動のフェローシップ
- (2) 米国人がアジア諸国で同様な活動を行うためのフェローシップ
- (3) その他の、アジアと米国の間のカ文化交流に重要性を持つプロジェクト (アジア域内での交流にも少しであるが助成)

以下に簡単に各プログラムを概説する。

(1) アジアの芸術家に対するフェローシップ

現在は、東南アジアと東アジアを対象としている。プライオリティとしては、アジアの伝統芸術の研究と保存、伝統から生み出される新しい芸術表現の創造と開発、現代米国芸術文化の研究の3つに置かれている。

分野としては、考古学、建築、美術史、保存、工芸、舞踊、映画、博物館学、音楽、絵画、写真、印刷、彫刻、演劇、ビデオ。

フェローシップは1ヶ月から12ヶ月までで、国際航空運賃、生活費、医療保険、図書費等の他の費用が提供される。フェローシップ終了後には、帰国することが義務付けられている。

(2) 米国人に対するフェローシップ

＜アジア芸術と地域フェローシップ＞：

南、東南、東アジアの芸術文化を研究する米国人の学者、専門家、芸術家に対するもので、研究フェローシップ、客員教授、旅費助成がある。1～6ヶ月。

＜人文科学フェローシップ＞：

上述の考古学以下の対象分野で、南、東南、東アジアにおいて研究を行おうとする学者、大学院生、専門家に対するフェローシップ。会議参加、展示会、客員教授等も対象となる。1～9ヶ月。

＜日米芸術プログラム・フェローシップ＞：

米国人の芸術家、学者、専門家がヴィジュアルおよびパフォーマンス・アーツの分野で、日本で調査、視察、創作を行うことへのフェローシップ。日本人が同様の活動を米国で行うことへのフェローシップも含まれる。1～6ヶ月。セゾングループの資金拠出で始まり、現在はセゾン財団の資金協力で実施されている。

(3) その他の交流事業

米国、またはアジアの芸術、教育機関が米国とアジアの間の芸術分野での特に優れた交流事業を実施することへの助成。ACCの助成は個人へのフェローシップが中心であり、機関への助成は小規模となり、多くの場合は芸術家、学者、専門家が米国で開催される活動に参加する費用の助成となる。

4-4-2 アジア文化評議会(ACC)の国際交流の理念と戦略

ACCはアジアの芸術家を米国に招いて経験を積ませることで長い歴史と実績がある。今日においても、アジアの将来有望な芸術家を選び出し、米国で適切なプログラムを提供する専門性においては抜きん出ている。その意味で、ACCは本節の最初で述べた **cultural exchange** に専門特化したサービス機関の位置づけである。その限りにおいては、極めて優れたノウハウを蓄積している。

その意味で、ACCは先見性と戦略性を旨とする大型民間財団とは異なった性格の機関である。むしろ事業財団に近い性格を持っている。こうした組織は、時代の変化と共にその専門性が評価されなくなると存在意義が薄れてしまう。サミュエルソン氏 (Director) も米国における **cultural exchange** という理念がグローバル化などの影響で支持を失ってきており、ACCとしても **mission** の見直しが必要となっていると述べている。

今後の方向性として、台湾などではACCのアラムナイが独自の活動を開始しており、それらを通じて台湾からの資金導入も図られている。また、セゾングループとの協力によって、アジアから直接米国ではなく、日本を経由する三角交流も行っている。ACCはロックフェラー・フィランソロピーの一員であるが、他の民間機関からの資金をも獲得する方向で進んできているのである。サミュエルソン氏の話では、米国連邦政府からの資金導入は、

問題の方が多く、過去にもないし、今後も計画されていないとのこと。むしろ、民間資金源を広げる方向であり、しかも米国資金源だけに頼るのではなく、アジア側の資金の開発に将来の方向性を見いだしている印象である。

このことは、米国国内の資金源開発が困難になりつつあることと同時に、ACCが米国の組織からより国際的な組織へと方向転換を図っていることとも関連しているように思われる。

4-5 アジア財団(The Asia Foundation)

アジア財団はこれまで述べてきた純粹の民間財団とは少し異なった性格を持っている。それは、アジア財団には連邦資金が相当に入っているからである。しかしながら、アジア財団は民間組織であり、連邦政府機関ではない。ハワイ大学東西センターなどと同じように、連邦政府補助を受ける民間組織である。したがって、アジア財団の活動はアメリカ政府の政策とより強い関連があると見るべきであろう。

4-5-1 アジア財団の設立趣旨

アジア財団の前身となったのは、民間企業人によって1952年に設立された Committee for Asia という民間団体で、アジアの共産化を防ぐことを目的とした強い反共組織であった。それが1954年にアジア財団となった。「American Dream」をアジアに広げる活動の非政府版である。

4-5-2 主要活動史

アジアを共産主義から守る活動といっても、具体的な活動としては、様々な領域がありうる。文化的な分野での助成や留学なども、アジア諸国の文化的アイデンティティの強化や米国の対アジア関係の強化といった目的で行われた。韓国の芸術家や執筆家にもフェローシップなどを出している。

ある時期から、アジア財団の活動の中心はアジア諸国の経済発展の支援、民主化の支援、国際関係の研究や会議となっていった。これらの目的は、アジアの共産化の阻止という当初の目的が洗練され、具体的に展開されていった結果である。

1990年代半ばまで、アジア財団の収入の多くは米国議会による政府予算(国務省)であったが、ギングリッジなどの議会共和党が強くなった90年代半ばに政府予算が大幅にカットされ、それ以降アジア財団は収入の多様化に努め、民間資金の導入を進めてきている。

4-5-3 意思決定

最高意思決定機関は理事会。理事長が具体的事業を実施する最高責任者であるが、各プ

プログラムの予算割り、国ごとの予算割り、全体の方向性などに関わるだけであり、具体的な助成先の決定などは、各国の代表に権限が委譲されている。フィールド・オフィスが活動の中心であり、本部はバックアップという分権的な関係である。最大の資金源である米国国際開発庁 (USAID) からの資金獲得交渉もその国の USAID 代表部との間で行われる。例えば、インドネシアでの活動は、インドネシア・フィールド・オフィスが、USAID インドネシア代表部にプロポーザルを書いて、契約を両者で結ぶという関係。本部は、バックアップのみ。

全体の約 15% 程度を占める議会からの資金獲得は、ワシントン支部を通じての本部の仕事。また、米国国内の民間資金獲得が今後ますます重要な本部活動になる。フィールド・オフィスから寄せられる要望に応じて、各国からの人の受け入れ活動（プログラム作り、アポ取りなど）を行う交流部門 (Asian-American Exchange) も本部に付属するが、フィールド・オフィスに対する service unit と位置付けられている。

4-5-4 機構、および定員

理事会：前述のように、当初から民間団体として始まっており、理事は民間企業人、元政府高官（大使、国務省関係者が多い）、大学教授などで構成されている。理事会は、政府から独立しており、独自に政策を定めることが出来る。2000 年度年次報告書によれば、理事は 21 名、役職者は 9 名。別添資料 10「役職者、理事、海外事務所長」参照。

役職は、理事会議長 (Chairman)、副議長、理事長 (President)、事務局長 (Secretary)、執行副理事長 (Executive Vice President)、副理事長 (Vice President) 2 名（サンフランシスコとワシントン）、監事 (Treasurer)、副監事 (Assistant Treasurer)。

現在のところ、理事は、アジア系米国人を含む、全員米国国籍である。しかし、現在理事会のアジア化を検討中であり、おそらく来年度 (2002 年) には最初の非米国国籍のアジア人が理事に登用される予定。

理事会が最高意思決定機関であり、そこに非米国人を入れることが、政府資金を受けることの障害にならないかとの問いに対して、Senior Director, Dick Fuller 氏は、問題にされないだろうとのこと。資金源多様化がある程度進んできた影響であろうと思われる。

組織的に独立した民間組織であるとはいっても、組織の目的自体が、大きな意味での米国政府の対アジア政策の基本的目標と一致している。政策の細部において、時々政府の政策と一致しないことはあっても、それらはマイナーな違いであって、巨視的・長期的には米国政府の対アジア政策の補完組織として機能している。人事の面から見ても、現在の理事長 Fuller 氏（前述の Dick Fuller 氏の兄）は、USAID の出身である。それ以前の理事長は、国務省出身者であった。人事的にも国務省、USAID とつながってきたと言える。しかし、資金源の民間化が始まった 1990 年代後半以降については、次第に国務省等とのつながりは薄くなってきており、次の理事長については国務省、あるいは USAID か

らである必然性は感じられないと上記 Dick Fuller 氏は述べている。

プログラム毎に、アドホックな性格の諮問委員会が存在することが多いが、全体のプログラムに対する恒常的な諮問組織はもっていない。

本部、支部の人員配置は以下のとおり。

サンフランシスコ本部：約 70 名。主として管理部門。財務、渉外、小規模なプログラム部門。

ワシントン支部：12 名。ワシントンでのセミナー開催などの国際問題プログラム、議会との連絡など。

海外支部：14 の海外事務所に約 250 名。14 名の海外代表のうち 13 名が米国人、日本代表のみがカナダ人。副代表は全て、その国の人間。代表を含めて、30～40 名が米国人で、その他がローカル・スタッフ。昔は、副代表まで米国人であったので、海外スタッフについても、次第にアジア化が進んでいると言えよう。当面、海外代表をアジア人にする予定はない。問題は、当該国人を代表にするのは利益相反の可能性がある。UNDP などでも各国支部の代表はその国の人間にしないルールがある。

4-5-5 事業内容

(1) 目的

基本的には資本主義による経済発展、米国的な自由民主主義体制、人権などをアジアに普及、発展させることがアジア財団の中心的な任務と考えられている。

(2) 事業

経済発展、民主化、女性の参加、国際関係などの公共政策 (public policy) の分野が、アジア財団のコアの関心分野である。事業形態は、基本的には助成事業が中心である。助成内容としては、交流事業、会議、研究、トレーニング、その他プロジェクトであり、他の民間助成財団と変わるところはない。助成対象は、個人および組織の両方である。

(3) 優先領域

現在のプライオリティは、①統治と法 (Governance and Law)、②経済改革と開発 (Economic Reform and Development)、③女性の政治参加 (Women's Political Participation)、④国際関係 (International Relations) の 4 つである。

対象地域はアジア太平洋と米国国内であるが、この場合のアジアは日本からパキスタンまでであり、中東は含まれない。ソ連極東部と中央アジアについては、一時計画があったが、議会の予算削減の時期と重なり、現在は実施していない。インドには事務所を持っていないが、インド対象事業は行っている。アフガニスタンも一時事業を行っていたことがあるが現在は行っていない。このアジアの定義は、米国における常識的なアジアの範囲を踏襲しているに過ぎない。

4-5-6 各国での事業実績

アジア財団の事業の中心は各国に置かれた支部（フィールド・オフィス）による活動である。支部は、各国内の活動についての実質的な意思決定権限をもっており、資金調達も支部が各国の USAID ミッションと交渉して獲得している。したがって、以下では、1999 年度における各国支部の活動の概略を述べる⁸。

<バングラデシュ>

バングラデシュでの活動は、1954 年から開始されている。バングラデシュでの活動は、経済発展、良い統治、法整備、女性の参加などの分野で行われている。地方自治改善（コミュニティベースのアドボカシー、選挙改善、特に女性の議員の業績やアカウンタビリティの改善）、新しい紛争解決（伝統的なコミュニティの紛争解決制度の改善、新しい場の提供）、女性の政治参加（地方自治の女性議員支援）、人権（特に女性の人権侵害）、中小企業振興、地域経済協力（近隣諸国との経済協力の研究、セミナー）が、1999 年度の中心的事業。

<カンボジア>

カンボジアでは、政府の透明性、アカウンタビリティ、財政安定、経済成長と開発などの分野で事業を行っている。人権分野では、人権侵害調査、モニタリング、アドボカシーと教育などに関わるカンボジアの NGO の支援、女性の政治参加では女性指導者養成、家庭内暴力、女性小売商の支援などの NGO を助成している。統治と公共政策の分野では、公務員への良い統治の訓練セミナー、開発関係のセミナー開催などを助成し、経済開発の分野では中小企業への技術支援、訓練、融資手続き支援などを行う NGO に助成している。

<中国>

中国では市場経済化の一層の促進と社会の多様性拡大を目的として、地方自治体改革、コミュニティベースの社会組織の育成、非営利セクターの能力向上、法制度改革支援、米中関係の改善を主要な活動としている。地方自治体改革では、地方ジャーナリスト養成、都市コミュニティの組織化、地方自治関係法の研究、農村金融の事例研究、投票教育教材開発などを行っている。法制度改革では、行政法、法律扶助、大衆法律教育で多年度プロジェクトを実施している。行政法の立案や実施面での米中交流のワークショップ、セミナーなどを実施。非営利セクターでは、中国の非営利セクター環境整備のために幾つかの中国の非営利組織に助成している。経済改革では、非国家セクターでの新ビジネス振興のために、信用アクセス拡大、ベンチャーキャピタル、ハイテク革新の商業化、経営能力向上などの分野で中国の組織への助成を行った。中米関係の分野では、中国外務部の中堅官僚を対象とした米国の大学での修士フェローシップ（累積 50 名の参加）、国家国防大学の教

⁸ The Asia Foundation, *The Asia Foundation 1999 Program Profile*.

官の米国研修、人民代表会議、国家評議会などのメンバーを対象とした米国研修、中国の米国研究者の市民社会研究支援等を実施してきた。

＜インドネシア＞

アジア財団のインドネシアでの活動は、1955年に遡る。現在は、①中央、地方の効率的でアカウンタブルな政府、②異宗教、異民族間紛争、人権侵害、女性の政治参加の諸分野での市民社会組織の活動、③経済成長を加速化させる開発政策、の3つの優先分野をもっている。良い統治と法改革の分野では、1989年から議会の研究部門の研究活動、セミナー、法案作成訓練を支援しており、また地方分権にそなえて州議会の支援を行っている。法務省、議会、内閣事務局の中堅スタッフの訓練、また NGO の司法独立運動の支援もおこなっている。イスラムと市民社会の領域では、1997年からイスラム指導層の民主主義、市民社会理解促進活動として、イスラム系の20のNGOへの訓練、出版、研究助成を行っている。異宗教、異民族間協力の分野では、宗教的・民族的寛容の振興、反暴力プログラム、紛争予防のメディアキャンペーンなどを実施している。人権分野では、国家人権委員会の活動支援やNGOの人権モニタリング、訓練、アドボカシーなどを特にアチェとイリアンジャヤを対象に行っている。メディア分野では、その強化と専門家のために、初めての全国レベルのインターネットラジオ立ち上げを支援し、ジャーナリストの養成なども支援している。女性の政治参加、中小企業改革の分野での幾つかの組織を支援している。

＜日本＞

アジア財団の日本での活動の中心は、非営利セクターの発展支援と国内、アジア地域レベルで重要なテーマについての情報共有化と対話の2つである。非営利セクター支援では、NGO関係者への情報提供、英語訓練などを行っている。日米関係では、日米コモンアジェンダの関連事業として、ホノルルでのNGO会議を実施している。また、日米関係やグローバル化に関連したフォーラムなども実施している。北東アジア安全保障関連では、日中米の三極トラックツー対話を6ヶ月ごとに開催している。(日本側：国際関係問題研究所、米国側：ハーヴァード大学アジアセンター、中国側：中国国際関係研究所)。

＜韓国・北朝鮮＞

韓国では1954年から活動を継続的に行っている。韓国での現在の活動は、主として経済危機の社会経済的インパクトの諸問題と女性の地方行政参加に焦点を絞っている。北朝鮮については、限定的に北朝鮮の学者などの国際会議や訓練プログラムへの参加、Books for Asiaプログラムを通じての図書寄贈などを実施している。また、米韓関係の分野ではセジョン研究所(Sejong Institute)と組んで、南北関係改善と米韓関係に関する国際会議を開催した。また、米日韓の安全保障、経済、非政府関係に関するプログラムや選挙資金、選挙過程に関する米韓比較研究なども実施している。

＜マレーシア＞

マレーシアでのプログラムは、議会強化、国民統合、市民社会発展、法制度改革、国際

理解と協力に焦点を当てている。市民社会発展では、将来の指導者となるべき人々の教育訓練、対米関係では米国研究協会への支援、法制度改革では法律扶助、比較法研究、ワークショップなどを実施している。また、移民問題にも焦点をあててアセアンの枠組みでの研究や会議を支援している。人権分野では、アセアン人権機構の設立に向けてのマレーシア・ワーキンググループの支援を行っている。

＜モンゴル＞

モンゴルでは、1990年から事業を開始した。選挙、法律教育、法制度改革、市民社会発展などに重点を置いている。地方行政と企業と NGO の関係構築などを通じて、行政のアカウンタビリティ、透明性の向上を目指し、女性分野では家庭内暴力問題や女性関係の NGO の支援に焦点をあてている。また、モンゴルのアジア太平洋地域への経済統合を進める観点から、太平洋経済協力国家委員会の設立を支援した。さらに、モンゴル 1992 年憲法の見直しの研究助成を通じて、一層の民主化を志向している。

＜ネパール＞

ネパール事務所が開設されたのは、1990年の民主化を経た 1992年であり、それ以降、憲政の発展、法律、メディア、市民社会の分野で活動している。現在は、女性の法的権利教育、また女性や子供の人身売買問題、特に女性に焦点を当てた HIV/AIDS 問題、女性に対する暴力問題、汚職問題、また小規模産業育成などに助成を行っている。

＜パキスタン＞

パキスタンでは、1998年にアジア開発銀行の資金を受けて、良い統治のプログラムを実施している。また、1995年からは特に女性の地位向上に関連する市民社会組織の支援を行っている。NGO 発展では、約 600名の NGO 活動家への女性の参加型開発の訓練を実施し、貧しい女性への小規模融資プログラムを NGO を共同で実施している。教育の分野では、初等教育における、アクセス、質、持続性、研究、政策提言の5つのキーイシューを中心に、1000以上の共同体をベースとした学校を支援している。また、母子保健の分野でも 29の NGO に対して助成を行っている。

＜フィリピン＞

フィリピンでも透明でアカウンタブルな政府、強い市民社会の公共圏への参加、法へのアクセス改善、アジア地域統合などに焦点が置かれている。法制度改革では、1980年代半ばから公共問題に関わる法律家グループ支援が行われてきており、アジアで最も強い弱者のための政策改革のアドボカシー・グループが形成されている。特に女性や子供の権利擁護の活動に力が入れている。汚職防止活動では、汚職の実態や原因に関する調査研究などへの助成が行われ、NGO 支援では NGO 活動の財政的持続性を改善するための財源確保、またフィランソロピー全般の調査研究などが行われている。また、経済発展関係のプログラム、アセアン人権機構などのアジア地域レベルの活動も支援されている。

＜スリランカ＞

スリランカでは、統治のアカウンタビリティ、透明性、および平和が重点分野である。1990年から法務省を支援して、草の根の紛争仲裁委員会を全国レベルで支援している。また、選挙における暴力防止のために NGO 連合体への支援を行い、一般向けの啓蒙活動を助成した。1998年からは、NGO と協力して人権擁護活動を支援し、1500人以上の人権侵害事例を扱ってきている。人権に関するディプロマコースを支援し、既に100人を越える卒業生を出している。また、女性の権利擁護活動でも NGO に助成を行っている。

＜台湾＞

台湾での活動は、当初人材養成とくに大学支援に重点がおかれていたが、その後経済計画と経済自由化に焦点を移し、近年は台湾での高まる民主化に対応して、政府改革、選挙、議会改革、メディア発展などの分野に優先順位を向けている。台湾では、過去の助成対象者を中心に、台湾アジア財団 (Asia Foundation in Taiwan: AFIT) が設立され、非営利セクター発展、企業家、中小企業支援、中台関係改善などの事業が行われている。非営利セクター発展プログラムでは、AFIT の協力してニーズ調査、NPO 運営訓練、国際的なネットワーク事業などを行っている。企業家、中小企業支援では、企業統治における透明性確保、法規制環境の改善、ベンチャー・キャピタル融資の支援などを行うと同時に、台湾の中小企業を他のアジア地域のモデルとするような研究も実施している。中台関係、アジア地域関係でも、AFIT と協力して、調査、会議など、またモンゴルから人を招いての家畜飼育経営訓練などを実施している。

＜タイ＞

タイでの活動は 1954 年に開始され、当初は社会福祉と基礎的な人材養成に重点が置かれていた。1980年代に入ると、民主化の動きとともに民主的制度の確立と経済改革へと重点を移し、議会の役割強化、市民社会組織の公共政策形成過程への参加の促進などを支援した。現在は、一層の市民参加、憲法と法秩序、汚職防止による良い統治などのテーマで活動している。汚職防止では、チュラロンコン大学政治経済センターに研究助成を行い、汚職の実態調査と防止策についての提言をいくつも出している。また、投票教育や新しいメディアプログラムの開発などによって、選挙の一層の公正化を支援している。また、国家人権委員会法に関する全国レベルの議論を喚起するために、幾つかの研究助成を行った。

＜ベトナム＞

ベトナムでの活動は 1992 年から開始されたが、事務所が設立されたのは最近である。活動は、法による統治、経済改革、女性の指導力、国際関係に絞られている。1999 年から、ハノイの国際問題研究所に助成を行い、米越関係の改善に向けて、ワシントンでの会議や研修などを実施している。経済分野ではグローバルイゼーションがベトナムにもたらす影響の研究を支援している。また、ベトナム商工会議所に対して国際経済統合に向けた人材訓練などの支援を行っている。ベトナム女性同盟に対しては、国会、地方議会、政府など

での女性議員を増やすための活動に助成している。

4-5-7 その他の海外開発援助との関わり

アジアの途上国での活動の全体資金の 55～60%が USAID 資金であり、したがって事業費の大部分は ODA 資金であると言ってもよい。ただし、アジア財団の活動領域は、経済、民主化、女性の参加であるため（国際関係は直接的には ODA に関わりにくい）、国際開発といってもこれらの分野に限られる。農業、医療などの分野は入らない。近年では、フィリピン、インドネシア、東チモールなどでの選挙支援（選挙教育、NGO によるモニタリングなど）が目立った活動であるが、その他にも上記 3 つの分野での事業は多い。

4-5-8 本部の対アジア向け事業 Books for Asia

このプログラムは、米国の出版社の協力を得て、米国で出版された図書、ソフトウェア、ジャーナル、その他教育教材をアジアの学校、大学、研究所などの図書館に寄贈するもの。毎年、50 万冊程度を 14 カ国の 4,000 以上の図書館に寄贈する。

4-5-9 本部の対国内向け事業

(1) Asian-American Exchange

アジア財団の交流部門であるが、前述のように交流プログラム自体で目的を持っている訳ではなく、あくまでもフィールド・オフィスの要望にこたえるサービス・ユニットの位置付けである。フィールド・オフィスが特定の分野での米国国内での訓練、スタディ・ツアーなどを依頼し、それに応じて交流部門がプログラムをアレンジするという関係になっている。交流は、事業目的達成の一つの手段（medium）の位置付けである。同プログラムの Director の Young 氏によると、最近の傾向としては、個人を対象としたフェロシップ型のプログラムが減り、特定の機関やグループを対象とした短期の研修やスタディ・ツアーが増えているとのこと。特に、学術的なフェロシップが減っている。その理由は、個人へのフェロシップはコストが掛かる（修士課程で、一人一年で 4 万ドル）ことと、当たり外れがあることなどで、個人より組織発展（institution building）を目的とした、帰国後のより大きなインパクトを目指した、集団の短期訪米が増えている。これは、交流部門にとって、仕事の効率からいってもやり易くなっている。

(2) Luce Scholars

アジア財団では、アジア各国から米国に招くことが中心であったが、その中でルース財団の依頼で始めた Luce Scholars プログラムは米国の有為の若者（30 歳以下で、大学卒業直後から 2～3 年まで）を 10～11 ヶ月アジア諸国に派遣するプログラムで、逆方向のプログラムである。既に 25 年の実績があり、アジア財団の理事にもなっている Terrence

Adamson (カーター政権のアドバイザー) などの著名人を数多く生んでいる。非常にプレステージのあるフェローシッププログラムであり、各大学の推薦に基づくが毎年 18~19 名の枠に対して、多くの応募があつて競争倍率が高い。専門分野も様々であり、アジア諸国での派遣先は様々で、大学に所属するもの、専門機関でトレイニーになるものなど、本人の希望と当該国の事情によって柔軟にプログラムを作る。各国にある支部のネットワークと人脈がものを言う。

(3) ワシントンでの活動

ワシントン支部の活動の重要な一部は、米国の政策担当者にアジア諸国の情報を伝えることである。そのために、アジア財団では時々の重要なトピックについてのセミナーなどを開催している。例えば、1999 年にはアジアの経済危機についてのセミナーを開催したりしている。2000 年度に実施したのは、“Focus on Pakistan,” “Dynamics of Change in Cambodia,” “Focus on the Environment: Reshaping NGO-Business Relations” の 3 つのセミナー。

また、在ワシントンのアジア諸国外交官、米国の政治、ビジネス、メディア、政策リーダーを招いて、時事の話題を話し合う Ellsworth Bunker Asian Ambassadors Series という会合も定期的で開催している。2000 年度には、スカラピーノ、ニューヨークタイムスのトーマス・フリードマン、インドのノーベル経済学賞受賞者アマーティア・センの 3 人の著名人を招いての会合が持たれた。

4-5-10 予算と資金源

支出：

	1999 年度	2000 年度
事業費	29,587,000 ドル	27,718,000 ドル
Books for Asia	14,541,000 ドル	12,156,000 ドル
管理費・一般費	3,214,000 ドル	3,863,000 ドル
fundraising 経費	296,000 ドル	231,000 ドル
合計	47,638,000 ドル (約 58 億 1200 万円)	40,968,000 ドル (約 49 億 9800 万円)

収入：

	1999 年度	2000 年度
補助金・助成金		
米国政府諸機関	21,265,000 ドル	15,530,000 ドル
国務省	8,250,000 ドル	8,216,000 ドル
アジア開銀、 財団、外国政府	3,339,000 ドル	5,420,000 ドル
Books for Asia 図書寄贈分	14,723,000 ドル	14,846,000 ドル
独自財源		
投資収益	392,000 ドル	589,000 ドル
評価益	2,904,000 ドル	2,450,000 ドル
その他	- 4,000 ドル	48,000 ドル
合 計	50,869,000 ドル (約 62 億 600 万円)	47,096,000 ドル (約 57 億 4600 万円)

米国の出版社からの図書の現物寄贈である Books for Asia を除いた現金収入のうち、最大は USAID を中心とする米国政府機関からの助成金であり、これは全て個別プロジェクト・ベースで、現地 USAID 事務所とアジア財団フィールド・オフィスの交渉によるものである。したがって、毎年交渉結果によって増減する。これが、現金収入の 55～60% を占めるというのが、バロン執行副理事長の説明であるが、2000 年度はこれが目立って減額したため、50% を下回っている。

国務省とあるのが、国務省予算の 150 Account と呼ばれるもので、アジア財団だけではなく、その他の国際組織、例えば East West Center など含まれる民間組織への補助金である。これは、毎年予算要求を議会に提出して審議、決定されるもので、これも議会の決定によって増減するが、ここ数年は 8 百万ドル程度であり、現金収入の 15% 程度を占める。

アジア開発銀行などの多国間金融組織や、米国や日本の民間財団、個人寄付などを現在増やすように努力しており、1999 年から 2000 年にかけてその成果で増額を見ている。将来的にはここが主要な収入源となることが期待されている。

4-5-11 政府との関係

(1) 法的関係

アジア財団は民間組織であり、政府との間に法的な関係はない。

国務省予算として、議会承認によって得られる補助金については、非常に緩やかな形で責任しかない。予算を提出し、それが認められれば報告義務は年次報告書の提出だけで

ある。監査は行われる。日本のような指導監督という関係ではない。

USAID のプロジェクト・ベースの資金は、プロポーザルに基づいて契約が結ばれるので、厳しい監督、報告義務が課される。USAID がモニタリングを行い、問題があると判断されれば、是正指導を受けることも契約内容に書かれている。

(2) 政策面での関係

アジア財団の目的は、広い意味での米国政府の対アジア政策の民間からの補完であり、その意味では米国政府の政策と長期的・大局的には一致している。しかし、米国政府の対アジア政策も政権によって変化するものであり、細部においてはその時の米国政府対アジア政策と微妙にずれる場合もありうる。

例えば、アジア財団は中国に事務所を持って、中国と米国間の交流事業を積極的に進めているが、これはクリントン政権の関与政策（engagement）とは一致するが、ブッシュ政権になって関与政策が後退した場合には、微妙なずれを生む可能性はある。しかし、米国政府の対アジア政策が極端から極端に振れることは実際にはあまりないので、アジア財団の活動と政府外交が対立するようなことは考えにくい。また、北朝鮮に対しても、アジア財団は積極的に働きかける活動を志向しており、時々米国政府の対朝鮮半島政策と必ずしも一致しない場合もありうる。しかし、全体としてみれば、米国の対朝鮮政策のある幅の中に収まっており、政府として許容しうる範囲内である。むしろ、官民を含めた米国全体としての政策オプションを広げているという意味で、民間財団としてのアジア財団の存在意義がある。

アジア財団の個別事業について、議会の一部議員から批判や異論が出ることはごく普通にあることである。例えば中国事業について、共和党保守派から意味が無いというような批判は常にある。しかし、こうした反対意見も含めて議会において補助金予算が審議され、許可されるので、議会全体の承認は得られている。

(3) 事業役割分担

アジア財団は独立した民間財団なので、政府事業との役割分担調整が組織的に行われるということは無い。しかし、プロジェクトごとに、関係のある政府機関との非公式な情報交換などは普通に行われる。例えば、USAID が特定の事業、例えば選挙監視について、USAID 自身で行う事業、アジア財団に委託する事業、その他の NGO に委託する事業というように役割分担を設定することはある。しかし、それはあくまでも個別プロジェクト・ベースのこと。

4-5-12 中長期的展望 — 中長期計画とその背景

議会予算が大幅に削減された 1990 年代半ば以降、アジア財団理事会において、財団の使命 (mandate) の見直しが行われた。その結果、従来からのコアの活動であるアジアの経済発展、民主化、女性の政治参加、国際関係という 4 つの重点分野は維持することが決まった。しかし、同時に政府予算削減により民間資金の取り込みが一層重要となっていることも事実である。米国民間フィランソロピーの助成対象分野の中心は、教育、医療、芸術などであり、アジア財団がコアとする公共政策分野へ民間フィランソロピー資金を取り込むことは容易ではない。

そこで、Give2Asia という新しい試みを 2000 年度 (実際には 2001 年始めから) 実施している。これは、米国の寄付者がアジアの非営利組織に寄付するのを、アジア財団を通して行うことで、米国内国歳入庁の免税特典を得られるようにする制度である。例えば、台湾のオーケストラに寄付する際に、アジア財団が仲介することで米国人の寄付者は免税特権が得られる。

このプログラムの目的は、米国人寄付者が自らの好む領域に寄付することにアジア財団がサービスを提供することで、米国人寄付者との関係を作り、アジア財団を知ってもらい、アジア財団の独自のコアプログラムへの関心を広げる機会を作り、それによって将来的にアジア財団のコアの活動への個人、および企業寄付者を増やすことである。

アジア財団が専門性を持っていない芸術などの分野で、アジアの組織への助成を行うのは出来るのかという問いに対して、バロン氏は、例えば Asian Cultural Council が行っているような、最も優れた芸術助成の対象者を探し出すというようなことは無理だが、少なくとも助成対象が一応まとめた組織であり、法的にも問題が無いという程度の情報サービスを提供することは、アジア財団の各国支部のネットワークを使えば十分可能であるとしている。まだ、始まったばかりの制度であり、もう少し様子を見てみないと、実際にうまく稼働するかどうかの判断はつきにくい。現状では、各国に持っている支部のネットワークをどのように民間資金確保につなげるかという視点での実験的試みのひとつと考えるべきであろう。

アジア財団の資金源は限られており、Give2Asia に見られるような新たな財源確保の活動が成功しないと、助成活動の分野での新しい展開は考えにくい。したがって、事業分野での中期的展望については、現在の延長線上での展開以上のことは考えていない。

日本での活動については、明らかに他のアジア諸国での活動とは一線を画している。基本的には、アジア関係政策についての情報交換、他のアジア諸国での活動の日本での広報とパートナー探しの可能性、また北東アジア安全保障の面でのパートナーシップなどに絞られている。日本事務所維持には費用がかかるため、日本支部を維持すべきかどうかという議論は、しばしば理事会の話題にはなっている。今のところ支部廃止というような議論にはなっていない。

4-5-13 その他の調査項目

(1) 他の民間機関との関連

フォード財団、ロックフェラー財団、ルース財団などの大型助成財団からは、資金を得てアジア財団がプログラムを運営するといった関係にある。これらは、全てプロジェクト・ベースの関係であって、定常的に助成が得られるというような関係ではない。

芸術機関との関連では、同じアジア地域で活動しているという意味で、Asian Cultural Council とは情報交換ベースでの関係はあるが、アジア財団は芸術分野での助成が中心ではないので、芸術分野の政府関係組織との定常的な関係はない。

(2) アカウンタビリティ

米国の民間財団全般的に言えることだが、アカウンタビリティ、あるいは助成情報公開は、米国政府機関に比べると、はるかに低いレベルである。米国政府機関が、税金であることから、徹底した透明性と情報公開を義務づけられているのに対して、民間財団は民間組織であることを理由に情報公開にはそれほど熱心とは言えない。

内部資料についても、今回の調査で要請した基礎的な統計資料などは整備されていない状況のようである。例えば、年間招聘者数なども新たにファイルから数えださなければならぬというような話である。バロン氏の説明は、アジア財団も他の NGO と同様に常に新しい事業の中心を動いており、過去の業績の取りまとめなどには興味を持ってこなかったためでもあるとのこと。基本的には情報公開が義務づけられていないこと、政府報告も簡単なものなので、そのための資料整備を行う必要がなかったことなどが理由かと思われる。年次報告書、パンフレットの類も、事業広報が目的であって、過去の情報をまとめるという種類の資料はない。

4-5-14 アジア財団の国際交流の理念と戦略

アジア財団は米国の民間財団としては、良くも悪くも特殊な存在である。それは、アジア地域を対象を絞って、米国政府が行っているリベラル・デモクラシーの海外普及事業を民間団体として行っているからである。冷戦時代には、米国政府が困難を感じる事業を民間財団として実施することで、米国政府の対外文化政策を補完することで存在意義を持ってきた。現在の資金源を見ても USAID の民主化支援の資金が非常に多くを占めている。政府から政策実行を委託される民間機関の性格が強いとも言えよう。

こうしたアジア財団の性格は、冷戦の終焉によって、必然的にある変化を余儀なくされてきている。大きな基金を持った助成財団ではなく、むしろ外部資金に頼って事業を行う事業財団の色彩が強いため、その性格の維持のためにはアジア財団の目的に共鳴する funder が必要だからである。米国政府においては、冷戦終結と共に次第にリベラル・デモクラシーの海外普及事業をプッシュする危機意識や予算が減ってきており、アジア財団への連邦政府機関からの予算にも限界が見えている。

それを受けて、他の資金源の確保がアジア財団の急務であるが、リベラル・デモクラシーの海外普及事業は米国の一般の寄付者にはあまりなじみのない分野であり、かつ米国政府がやっている分野であえて民間財団が行う意義は、冷戦時代とは違って、今日では見だし難くなっていると言えよう。過去に築き上げたアジアでの人脈や様々なインフラをどのように活用し、転換を図っていくかがアジア財団の課題である。

理事に非アメリカ人を入れるというのも、米国の財団だけのアイデンティティでは生き残りが困難であり、真の意味でアメリカとアジアの所有する財団になるという方向性もやや見えてはいるが、特に財源の面でどこまでアジアに可能性があるのか、そうしたアイデンティティがどのように可能なのか、不透明な要素は大きい。

4-6 米国民間財団の動向

4つの米国の民間財団を取り上げて、その特徴や具体的な活動内容、近年の動向を概観してきた。ロックフェラー財団、フォード財団は巨大な基金を持ち、資金の割り振りで社会全体の動きをある方向に向けようとする助成財団、アジア文化評議会は芸術分野に特化して米国へのアジアの芸術家の留学という **exchange program** を行う事業財団、アジア財団は米国政府のリベラル・デモクラシーのアジア諸国への普及というミッションを民間で行う事業財団である。日本にも縁の深い4つの民間財団であるが、それぞれに特徴があり、多様な活動を行っている。

これらに明らかに共通していることがある。それは、財団のガバナンスの国際化を進めていることである。既に十分に国際的な活動を行ってきた諸財団がいまさら国際化とは、と思われるかも知れないが、米国の財団から国際的な組織へという非米国化である。4つの財団とも、財団統治の根幹である理事会に非米国人を入れ始めている。最もそれが進んでいるフォード財団では既に70年代からこの傾向は始まっているが、近年その傾向は一層進んでいる。さらに、スタッフレベルでの非米国人化も進んでおり、ロックフェラー財団はその100年近い歴史の中で、英国人とはいえ初めての非米国人理事長が誕生している。フォード財団やアジア財団でも同様の現象が起きている。つまり、これらの民間財団は国際機関や地域機関（アジア財団やアジア文化評議会のように対象がアジアに限定されている場合）への道を歩み始めているかに見えるのである。

このことは何を意味しているのであろうか。それを理解する一つのヒントは、フォード財団の世界規模のフェローシップ助成が、初めて米国留学以外をも認めることにしたことについて、筆者が尋ねた答えの中にあるような気がする。言うまでもなく、従来の米国のフェローシップは基本的に米国留学が中心であった。筆者の問いに答えて、バーンスタイン副理事長は、「もはや米国に来なければならない必然性はなくなった。米国以外にもよい大学がたくさん出来てきたし、実際我々はそうした大学を各国に作ってきたのだから！」

と答えている。例えば、インドである。1950年代から多数のインド人を米国の大学に留学させ、また米国人教授をインドの大学に派遣してきた。そして、半世紀たって過去の留学生はインドの大学で教えており、インドの大学は米国の大学のようになったのである。「わざわざ米国に来る必要はない、何故ならインドに米国の大学と同じものを我々が作ったのだから！」つまり、アメリカナイゼーションの延長としての「国際化」である。そうした基盤の上に、米国財団のガバナンスの「国際化」が進みつつあると考えてよいであろう。

第2に、それをあくまでも前提とした上で、その内部でのよりよい代表性 (representation) という民主主義のルール適用が始まっていると考えてよいであろう。シンボリックに言えば、米国を中心とした、米国的価値を共通価値とした地球コミュニティが成立しつつあり、その地球コミュニティ内部での民主的な代表性を各民間財団とも考え始めているのである。しかし、もちろんこの「地球コミュニティ」が、現実の全ての人類社会を完全に覆っている訳ではない。米国的価値を共有しない国家や民族、宗教集団などは決して地球人口の少数派とは言えないであろう。しかし、他方、人類史上例を見ない規模で米国を中心とする人類社会の統合化が始まっているとも言えるであろう。この現象は、別の言い方をすれば、global civil society の形成であり、米国民間財団は American civil society から global civil society への転換を図ろうとしているのである。

同じ事を、より機能主義的に考えてみよう。世界の各地に、特に知識人、高等学術機関の中に、米国のそれと基本的によく似た、価値を共有する人間のネットワークと組織のネットワークが出来つつある。彼等は米国の価値を共有しつつ、その場所の特殊な条件や文化を知っている人々であり、その地で活動する米国民間財団にとってはより適切なアイデアを出せる人々なのである。つまり、国際的に活動する米国財団にとって、より適切な人材を求めると、米国人に限定する必然的はほとんどないのである。むしろ、価値は共有するが、現地事情に詳しい外国人を入れる方がよりよい活動が出来るという合理的な判断が出てくる。また、米国文化帝国主義という批判も受けにくい。

では、こうした変化する米国財団に日本はどのように対応すればよいのであろうか。考えなければならないのは、このアメリカ化としてのグローバル化によって利益を得そうなのは、米国人だけではなく、多くの人々、特に米国とは特別な関係にある日本であることである。例えば、アジア財団のミッションであるアジアにおけるリベラル・デモクラシーの普及、端的には例えば、中国や北朝鮮の自由民主主義化は日本の安全保障、また経済にも多大なプラスとなることは明らかである。アジア財団によるアジアの民主化アジェンダが米国の官民の支援を従来ほど強く得られないならば、日本がアジア財団に資金を出して、アジアの民主化を進めることは明らかに日本にとっての国益につながる。JICA なども民主化支援のプログラムを持っているが、やはり経験不足は否めない。USAID とアジア財団のパートナーシップのようなことが、JICA との間でも考えられるし、USAID とパートナーシップを組むより、良い事業が出来る可能性がある。アジア文化評議会についても同

様である。つまり、米国民間財団の活動を支援することが、大きな意味では日本の国益に繋がる。

米国は欧州では地域の集団安全保障や地域統合に非常に熱心であったが、アジアでは不熱心である。日本は本来アジア地域統合のリーダーを勤める立場にあるが、歴史問題がネックとなって動きがとれない。そこで、アジア財団やアジア文化評議会などの米国の民間財団に、例えば半分出資することで、これらを日米の共同所有財団とし、アジア太平洋の地域統合に向けてのエイジェント化するなどの方策が考えられてもよい。これは、遠い将来の可能性かも知れないが、当面米国の民間財団と親しく関係を結び、協力をしていくことは重要である。しかし、その際には日米という2国間関係に基づく発想は捨てて、米国財団のグローバルなアクターとしての性格、あるいはリージョナルなアクターとしての性格をより引き出すような協力方法を考えるべきである。

米国の市民社会が *global civil society* あるいは *regional civil society* になっていく過程は、必ずしも全面的なアメリカナイゼーションではない可能性もある。あるいはそうした方向にしなければならない。少なくとも市民社会においては、強制ではなく説得であり、競争ではなく共生が原則であり、両方が変わって新しいものになっていく可能性がある。また、米国の市民社会的側面の国際化を促していくことは、米国のもう一つの国際的側面であるユニラテラリズムや極端な市場主義、あるいは巨大な軍事力をよりよく制御していくことにも繋がる。

つまり、米国の市民社会の *global civil society* 化を促進する、そしてその流れに日本も積極的に加わり貢献していくことが、結局は日本の国益に繋がると思われるのである。

別添資料 9 アジア財団 基本データ

組織	
団体名称	アジア財団 (The Asia Foundation)
所在地	465 California Street, 14 th Floor, San Francisco, CA94104 Tel: 415-982-4640, Fax: 415-392-8863, Email: info@asiafound.org ホームページ: http://www.asiafoundation.org
代表者	Chang-Lin Tien, Chairman of the Board (Professor of Engineering, University of California) William P. Fuller, President
沿革	アジア財団の前身となったのは、民間企業人によって 1952 年に設立された Committee for Asia という民間団体で、アジアの共産化を防ぐことを目的とした強い反共組織であった。それが 1954 年にアジア財団となった。「American Dream」をアジアに広げる活動の非政府版である。
意思決定	最高意思決定機関は理事会。理事長が具体的事業を実施する最高責任者であるが、各プログラムの予算割り、国ごとの予算割り、全体の方向性などに関わるだけであり、具体的な助成先の決定などは、各国の代表に権限が委譲されている。フィールド・オフィスが活動の中心であり、本部はバックアップという分権的な関係である。
機構	理事会：前述のように、当初から民間団体として始まっており、理事は民間企業人、元政府高官（大使、国務省関係者が多い）、大学教授などで構成されている。理事会は、政府から独立しており、独自に政策を定めることが出来る。2000 年度年次報告書によれば、理事は 21 名、役職者は 9 名。別添資料 10「役職者、理事、海外事務所長」。 役職は、理事会議長 (Chairman)、副議長、理事長 (President)、事務局長 (Secretary)、執行副理事長 (Executive Vice President)、副理事長 (Vice President) 2 名 (サンフランシスコとワシントン)、監事 (Treasurer)、副監事 (Assistant Treasurer)。 事業を行っているアジア各国に代表が置かれており、前述の通り代表にかなりの権限が移譲されている。 プログラム毎に、アドホックな性格の諮問委員会が存在することが多いが、全体のプログラムに対する恒常的な諮問組織はもっていない。

	定員数	<p>本部、支部の人員配置は以下のとおり。</p> <p>サンフランシスコ本部：約 70 名。主として管理部門。財務、渉外、小規模なプログラム部門。</p> <p>ワシントン支部：12 名。ワシントンでのセミナー開催などの国際問題プログラム、議会との連絡など。</p> <p>海外支部：14 の海外事務所にて約 250 名。14 名の海外代表のうち 13 名が米国人、日本代表のみがカナダ人。副代表は全て、その国の人間。250 名のうち、代表を含めて 30～40 名が米国人で、その他がローカル・スタッフ。昔は、副代表まで米国人であったので、海外スタッフについても、次第にアジア化が進んでいると言えよう。当面、海外代表をアジア人にする予定はない。</p>
事業		
	主要事業	<p>基本的には資本主義による経済発展、米国的な自由民主主義体制、人権などをアジアに普及、発展させることがアジア財団の中心的な任務と考えられている。経済発展、民主化、女性の参加、国際関係などの公共政策（public policy）の分野が、アジア財団のコアの関心分野である。事業形態は、基本的には助成事業が中心である。助成内容としては、交流事業、会議、研究、トレーニング、その他プロジェクトであり、他の民間助成財団と変わるところはない。助成対象は、個人および組織の両方である</p> <p>現在のプライオリティは、（1）統治と法（Governance and Law）、（2）経済改革と開発（Economic Reform and Development）、（3）女性の政治参加（Women's Political Participation）、（4）国際関係（International Relations）の 4 つである。</p>
	各種実績	<p>バングラデシュ、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国・北朝鮮、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、台湾、タイ、ベトナムのアジア 14 カ国に事務所をもって助成事業を実施。</p> <p>その他に、アジア各国に英語の本を寄贈する Books for Asia、蜚米国内事業である Asian-American Exchange、Luce Scholars のアジア研究のフェローシップ、およびワシントン事務所での講演会など。</p>

資金				
	予算	事業支出 (ドル)	2000 年度	1999 年度
		事業費 :	27,718,000	29,587,000
		Books for Asia :	12,156,000	14,541,000
		管理費・一般費 :	3,863,000	3,214,000
		fundraising 経費 :	231,000	296,000
		合 計	40,968,000	47,638,000
	資金源	補助金・助成金 (ドル)	2000 年度	1999 年度
		米国政府諸機関	15,530,000	21,265,000
		国務省	8,216,000	8,250,000
		アジア開銀、財	5,420,000	3,339,000
		団、外国政府		
		Books for Asia	14,846,000	14,723,000
		図書寄贈分		
		独自財源		
		投資収益	589,000	392,000
		評価益	2,450,000	2,904,000
		その他	48,000	- 4,000
		合 計	47,096,000	50,869,000
政府との関係				
	法的関係	<p>アジア財団は民間組織であり、政府との間に法的な関係はない。国務省予算として、議会承認によって得られる補助金については、非常に緩やかな形での責任しかない。予算を提出し、それが認められれば報告義務は年次報告書の提出だけである。監査は行われる。日本のような指導監督という関係ではない。</p> <p>米国国際開発庁のプロジェクト・ベースの資金は、プロポーザルに基づいて契約が結ばれるので、厳しい監督、報告義務が課される。国際開発庁がモニタリングを行い、問題があると判断されれば、是正指導を受けることも契約内容に書かれている。</p>		
	政策面での関係	<p>アジア財団の目的は、広い意味での米国政府の対アジア政策の民間からの補完であり、その意味では米国政府の政策と長期的・大局的には一致している。しかし、米国政府の対アジア政策も政権によって変化するものであり、細部においてはその時の米国政府対アジア政策と微妙にずれる場合もありうる。</p>		

		<p>例えば、アジア財団は中国に事務所を持って、中国と米国間の交流事業を積極的に進めているが、これはクリントン政権の関与政策（engagement）とは一致するが、ブッシュ政権になって関与政策が後退した場合には、微妙なずれを生む可能性はある。また、北朝鮮に対しても、アジア財団は積極的に働きかける活動を志向しており、時々米国政府の対朝鮮半島政策と必ずしも一致しない場合もありうる。しかし、全体としてみれば、米国の対朝鮮政策のある幅の中に収まっており、政府として許容しうる範囲内である。むしろ、官民を含めた米国全体としての政策オプションを広げているという意味で、民間財団としてのアジア財団の存在意義がある。</p>
事業役割分担		<p>アジア財団は独立した民間財団なので、政府事業との役割分担調整が組織的に行われるということはない。しかし、プロジェクトごとに、関係のある政府機関との非公式な情報交換などは普通に行われる。例えば、USAID が特定の事業、例えば選挙監視について、USAID 自身で行う事業、アジア財団に委託する事業、その他の NGO に委託する事業というように役割分担を設定することはある。しかし、それはあくまでも個別プロジェクト・ベースのこと。</p>
中長期的展望		
中長期計画		<p>議会予算が大幅に削減された 1990 年代半ば以降、アジア財団理事会において、財団の使命（mandate）の見直しが行われた。その結果、従来からのコアの活動であるアジアの経済発展、民主化、女性の政治参加、国際関係という 4 つの重点分野は維持することが決まった。しかし、同時に政府予算削減により民間資金の取り込みが一層重要となっていることも事実である。米国民間フィランソロピーの助成対象分野の中心は、教育、医療、芸術などであり、アジア財団がコアとする公共政策分野へ民間フィランソロピー資金を取り込むことは容易ではない。</p> <p>そこで、Give2Asia という新しい試みを 2000 年度（実際には 2001 年始めから）実施している。これは、米国の寄付者がアジアの非営利組織に寄付するのを、アジア財団を通して行うことで、米国内国歳入庁の免税特典を得られるようにする制度である。例えば、台湾のオーケストラに寄付する際に、アジア財団が仲介することで米国人の寄付者は免税特権が得られる。</p> <p>このプログラムの目的は、米国人寄付者が自らの好む領域に寄付することにアジア財団がサービスを提供することで、米国人寄付者と</p>

		<p>の関係を作り、アジア財団を知ってもらい、アジア財団の独自のコアプログラムへの関心を広げる機会を作り、それによって将来的にアジア財団のコアの活動への個人、および企業寄付者を増やすことである。</p> <p>アジア財団の資金源は限られており、Give2Asia に見られるような新たな財源確保の活動が成功しないと、助成活動の分野での新しい展開は考えにくい。したがって、事業分野での中期的展望については、現在の延長線上での展開以上のことは考えていない。</p>
	背景	<p>最大の要因は冷戦が終結し、アジア財団への政府補助の理由が次第に希薄になってきていることである。しかし、中国・北朝鮮の存在がアジア財団の存在意義をまだ支えている。また、リベラル・デモクラシーの海外普及という目的は、仮に共産主義がまったく無くなったとしても、永続するアメリカ対外文化政策の永遠のテーマであり、アジア財団の存在意義がなくなることはないであろう。</p> <p>しかし、冷戦の終結は連邦補助金のドライブが無くなったことを意味しており、アジア財団は今後ますます他の資金源の取り込みに動くであろうから、アジア財団の性格や事業内容が将来変化することは考えられることである。</p>
その他調査項目		
	民間関連	<p>フォード財団、ロックフェラー財団、ルース財団などの大型助成財団からは、資金を得てアジア財団がプログラムを運営するといった関係にある。これらは、全てプロジェクト・ベースの関係であって、定常的に助成が得られるというような関係ではない。</p>
	アカウンタビリティ	<p>米国の民間財団全般に言えることだが、アカウンタビリティ、あるいは助成情報公開は、米国政府機関に比べると、はるかに低いレベルである。米国政府機関が、税金であることから、徹底した透明性と情報公開を義務づけられているのに対して、民間財団は民間組織であることを理由に情報公開にはそれほど熱心とは言えない。組織にとって不利な情報はあまり外に出さないという印象が強い。</p>
その他		
	収集資料	<p>収集資料</p> <p>(1) 年次報告書 (1990年～2000年の各年度)</p> <p>(2) 各国支部の活動報告</p> <p>(3) プログラムのパンフレット</p>

別添資料 10 アジア財団 役職者、理事、海外事務所長（出典：2000 年度年次報告書）

役職者

Chairman of the Board	Chang-Lin Tien	Professor of Engineering, University of California
Vice Chairman	William L. Ball, III	President National Soft Drink Association
William P. Fuller	President	
Susan J. Pharr	Secretary	Professor of Japanese Studies Harvard University
Barnett F. Baron	Executive Vice President	
Gordon R. Hein	Vice President	
Nancy Yuan	Vice President, Director,	Washington D.C.
Paul S. Slawson	Treasurer	Business Leader, San Francisco
John Croizat	Assistant Treasurer	

理事会

Terrence B. Adamson	Executive Vice President	National Geographic Society
David R. Andrews	Partner	McCutchen, Doyle, Brown & Enerson, LLP and Former Legal Advisor for the Department of State
Michael H. Armacost	President	The Brookings Institute
Jeffrey T. Bergner	President	Bergner & Bockorny Inc.
Alexander D. Calhoun	Senior Counsel	Squire, Sanders, & Dempsey, LLP
William H.C. Chang	President and CEO	Westlake Development Co., Ltd.
A.W. Clausen	Retired Chairman	BankAmerica Corp.
Scott Cook	Founder and Chairman	Intuit, Inc.
Theodore L. Eliot, Jr.	Former U.S. Ambassador	
Thomas S. Foley	Former U.S. Ambassador	
Henrietta Holsman Fore	Chairman	Holsman International
Harry Harding	Dean	Elliot School of International Studies, George Washington University
Ernest M. Howell	First Vice President	Salomon Smith Barney
Ta-lin Hsu	Chairman	Hambrecht & Quist Asia Pacific
Mrs. John N. Irwin II	Civic Leader	

Chong-Moon Lee	Chairman	AmBex Ventrue Group, LLC
Lucian W. Pye	Professor of Political Science	Massachussetts Institute of Technology
Missie Rennie	Journalist	
Arun Sarin	Information Technology Executive	
Robert A. Scalapino	Professor Emeritus	University of California Berkeley
Leslie Tang Shilling	Chairperson	Union Square Investment Co.
Laura D'Andrea Tyson	Dean	Haas School of Business University of California Berkeley
Dolores Wharton	Chairman	Fund for Corporate Initiatives, Inc.
Brayton Wilbur, Jr.	President	Wilbur-Ellis Co.
Paul Wolfowitz	Dean	Paul Nitze School of Advanced International Studies, The Johns Hopkins University
Casimir A. Yost	Professor	Institute for The Study of Diplomacy, Georgetown University

海外事務所長

Bangladesh	Karen L. Casper
Cambodia	Jon Summers
China	
Hong Kong	Allen C. Choate
Beijing	Zhang Ye
Indonesia, Malaysia	Douglas E. Ramage
Japan	Andrew Horvat
Korea	Scott Synder
Mongolia	Katherine S. Hunter
Nepal	Nick Langton
Pakistan	Julio A. Andrews
Philippines	Steven Rood
Sri Lanka, Maldives	Mark Reade McKenna
Thailand, Laos	James Klein
Vietnam	Jonathan Stromseth
Taiwan	Taymin Liu

参考文献

Ford Foundation, *Annual Report*, 1999.

Ford Foundation, “News from the Ford Foundation: Ford Foundation Launches International Fellowship Program, Largest Single Grant in Its History,” Nov. 29, 2000

Karl, Barry D. and Katz, Stanley N., “Foundations and American Ruling Elite,” *Daedalus*, Winter, 1987.

Ninkovich, Frank A., *The Diplomacy of Ideas: U.S. Foreign Policy and Cultural Relations, 1938-1950*, Cambridge University Press, 1981.

Rockefeller Foundation, *The Rockefeller Foundation: A New Course of Action*, 1999.

Rockefeller Foundation, *Annual Report*, 2000.

Rockefeller Foundation, “Competitive Programs in Creativity & Culture,” no date.

A・トクヴィル『アメリカの民主主義 下』、井伊玄太郎訳、講談社学術文庫、1987.

Ⅲ カナダ

トヨタ財団プログラム・オフィサー

牧田 東一

Ⅲ カナダ

牧田 東一

1 カナダにおける国際交流概要：基本理念と実施体制、21 世紀に向けた取り組み¹

日本の国際交流政策に慣れた視点からカナダ政府の国際交流政策を見ると、大きく言って2つの点が際立って特徴的に見える。第1は文化産業振興の視点であり、第2は国内の多文化主義政策との連続性である。カナダの国際交流政策を理解するためには、この2つの視点について、その歴史的な経緯を把握していることが必要であると思われる。2点ともカナダの地理的、歴史的、文化的な意味での国の成り立ちと密接に関係している。そこで、まず始めにそれぞれについて、カナダ国家の成立過程の特殊な条件との関連において、カナダ人によって書かれた幾つかの論文に基づいて簡単に概観したい。

カナダ国際交流の基本理念は上記2つの特徴によって際立ってはいるが、カナダの外交政策の基本理念と言うべきものは「カナダ的価値の国際社会への投影」であり、具体的には民主主義や人権、国際平和などの普遍的価値へのコミットメントである。したがって、当然のこととして、国際交流政策もこうしたカナダ外交の基本的理念と調和する形で立案、実施が目指されている。カナダ外交のこうした側面はアメリカ合衆国のそれと類似している。カナダ外交の特徴とは言いにくい所以である。しかし、幾つかの側面やその手段においては、アメリカ合衆国の諸政策と異なる部分があるのもまた事実である。その違いの多くは、超大国と中規模国（ミドル・パワー）という外交資源の多寡に起因するところが大いといわれている。本節の最後で、カナダ外交政策とアメリカ外交の違いについても、若干触れたい。

1-1 カナダの文化産業振興政策の由来と経緯

カナダの文化を考える時、常にカナダ人の発想の原点にあるのが、カナダはアメリカ合

¹ 本稿作成の最終段階で桜美林大学国際学部の吉田健正教授から多くの貴重なコメントを頂いた。深く感謝の意を表したい。しかし、本稿の内容については全て筆者に責任がある。

衆国と異なっているという国民アイデンティティの表象としての文化である。カナダ人の多くはアメリカ人と異なっていることにプライドを持っている [Seiler 1993:303]。しかしながら、その文化の実態において見れば、カナダの文化はアメリカ文化に良く似ている部分の方が多いのである。そこで、カナダの国民アイデンティティを維持することは、カナダ国家の重要な安全保障上の政策目標であり、したがってカナダ政府が文化政策を持つことが要請されているのである。

ダウラーは、カナダの文化政策の正当化には安全保障政策としてそれを見る必要があると主張している [Dowler 1996:329]。英領植民地からアメリカ合衆国が独立し、他方で後のカナダとなった地域は植民地として留まり、また独立アメリカ合衆国から王党派が多くカナダへ移民したという歴史的経験から、カナダにはアメリカ合衆国に対して領土的な安全保障意識がある。そのため、カナダ政府は広大な領土に分散した居住地域の間には交通網を整備することによって、その地理的なスペースを埋めることに多大の投資を行ってきた。しかしながら、その交通通信網を通じてアメリカ大衆文化が大量に流入してきた時に、この地理的スペースを埋める国家作業が実際には中身のない殻、空間を作っただけで、中身としての国民国家がアメリカ大衆文化に埋めつくされ、植民地化されるという事態に陥ったと認識されたのである。そこで、メタフィジカルな第二フロントとして、文化の課題が政府によって強く意識されるようになった。カナダ政府が国内文化産業振興に政策的に取り組む背景には、こうしたメタフィジカルな安全保障意識が強く作用している。

全国の鉄道、道路の交通網整備においても顕著なように、アメリカであれば民間資本が行う事業において、カナダでは資本家を見出すことが困難であり、前述のように国家維持の大義の下で、カナダでは政府が交通網整備の投資を行ってきた。文化産業振興においても事情は同じであり、アメリカであれば民間資本や市民社会（組織）が実施する文化分野においても政府による所有、支援、補助、介入が顕著である。しかしながら、全体主義的な国家管理への危惧から、国家による文化産業支援はイギリスの伝統である政府が出資し補助するが独立した機関（arm's length institution）を通して行なわれることとなった。例えば、カナダ放送協会（Canadian Broadcasting Corporation: CBC）、国立映画製作庁（National Film Board: NFB）、製作援助を行っているテレフィルム・カナダ（Telefilm Canada）、カナダ芸術カウンシル（Canada Council for the Arts、略してカナダ・カウンシルと呼ばれることが多い）などの独立機関が次々と政府によって設立されたのである。それらは、あたかも「不在の市民社会の代用」を務めるために作られたかのようである。こうした独立機関をダウラーは、擬似市民社会（simulated civil society）と呼んでいる。独立機関は政府によって設立され、政府の代理として国家と市民との間をつなぐ仲介者の役割が担われている。アメリカではこうした機能は企業団体や専門家の協会など様々な市民社会組織が担っており、政府が文化分野に直接的に関わることは必要最低限に留めら

れている。現実には、合衆国連邦政府には文化を担当する省庁が存在していない²。

カナダ文化、あるいは文化産業の生存にかかる文化消費の現状について、ここで若干触れておきたい。アメリカ大衆文化の侵食がいかに激しいかという点を強調するためである。カナダ人は1人あたりでは世界でも有数の文化製品の消費者である [Portman 1993:344-345]。カナダ人は世界第2位のレコード消費者であり、映画を良く見る国民である。スポーツ好きでも知られているが、それ以上に演劇、舞踊、音楽会に行くのである。しかし、カナダの書籍消費の76%は輸入図書であり、映画の97%は外国製、音楽の89%は12の外国企業に牛耳られているのである。いうまでもなく外国製と言うとき、そのほとんどはアメリカである。例えば、次表のように映画について他国と比較しても、このアメリカ依存は顕著である。

表1 1992年劇場配給映画の出自国別市場シェア³ (%)

	国産映画	アメリカ映画	その他外国
カナダ (除ケベック)	2	96	2
ケベック	3	83	14
フランス	35	58	7
スペイン	9	77	14
英国	14	84	2
オーストラリア	9	76	15

この結果、カナダで入手可能な書籍、映画、音楽レコードの圧倒的多数は外国製であり、その大多数がアメリカの文化産業、あるいはアメリカ的に言えばエンターテインメント産業の商品となっている。そして、カナダ人芸術家の作品はその本国において周辺の地位に追い込まれているのである。例えば、ビデオ・レンタルショップでは、カナダ製映画は外国映画のコーナーに置かれ、カナダの音楽レコードはウクライナ舞踊やフラメンコギターと一緒に特別な陳列箱に入れられることになっているとポートマンは述べている [Portman 1993:343]。

次に、カナダにおける文化産業振興政策が歴史的にどのように形成されたかについて述べておきたい [Portman 1993:345-346]。最も重要な政策文書は、1951年のマッセイ委員会 (Massey Royal Commission) の *Report of the Royal Commission on National Development in Arts, Letters, and Sciences* である。最初のカナダ生まれの総督となった委員長のヴィンセント・マッセイ (Vincent Massey) の名を冠して、通常マッセイ報告書

² アメリカと比較した場合の市民社会の不在は日本にも共通した社会の特徴であり、独立機関は日本の特殊法人や公益法人に似た制度とも見えるが、政府と独立して運営されているという点が大きな違いである。この点については後にカナダ芸術カウンスルの項で再度触れたい。

³ Ted Magder, "Film and Video Production," in Michael Dorland ed., *The Cultural Industries in Canada: Problems, Policies and Prospects*, p.147, Table 6-1.

と呼ばれる。カナダの文化政策を論ずるときに必ずと言っていいほど言及されるバイブル的存在である。委員会は教育、放送、舞台芸術、視覚芸術、著述、マスメディアといったカナダ人の文化的生活の全側面を調査した。報告書はそれまでアマチュアのコミュニティ芸術中心であったカナダがプロの製作する大衆文化の時代を迎えることを予言し、新しい時代に対応して、政治的介入から独立した機関を通しての連邦政府による芸術支援の原則を打ち出した。この報告書によって、1957年にカナダ芸術カウンシルが創設されたのである。

また、報告書は「戦後世界におけるアメリカ文化への依存の危険性を始めて明確に警告し、計画的で調整された国家支援による文化開発戦略を提言した」[Paul Litt, quoted in Portman 1993:346]。マッセイは、一方でカーネギー・コーポレーションやロックフェラー財団などのアメリカ民間財団による研究助成やアメリカの大学で学ぶためのフェローシップの重要性を認めたが、他方、過度のアメリカ依存に警告を鳴らしたのである。報告書には反米主義とエリート主義的なトーンが明らかである。リットは、「カナダの文化ロビーのイデオロギーにおいて、民族主義とエリート主義がアメリカの大衆文化の侵略に反対して、カナダ文化を開発することを目的とする同盟を組んだ」[Portman 1993:346]と述べており、カナダの文化政策がエリート主義的文化へのバイアスを持ったものとなっていることを指摘している。

マッセイ報告書以降、特に1957年カナダ芸術カウンシルの設立以降のカナダにおける創作芸術分野の発展には目覚ましいものがあるとポートマンは評価している。オーケストラ、演劇、舞踊の専門組織が成長し、これらの多くは国際的な評価を得ている。新しい美術館、博物館が作られ、多くのカナダ人作家が国内、国外で評価された。しかし、これらの成果の全てを文化保護政策に起因するものと言う事はできず、高い評価を受けた芸術家、芸術作品の制作には何らかの形で国際的な交渉が見出されるとも述べている。ポートマンはしかし、こうしたカナダの芸術活動の一見した成功にもかかわらず、そのインフラは脆弱であり、特にカナダ政府補助への依存は政府の文化予算の削減に非常に脆弱な構造を作っており、またアメリカ文化への依存状況は依然として憂慮すべき状況であると述べている。

以上のように、マッセイ報告書以来、文化産業育成はアメリカ大衆文化への対抗策、あるいは国民アイデンティティ擁護という政治的目的によって正統化されてきたが、1970年代に入ると、経済政策との連関が深まってきた[Dowler 1996:340-342]。これは、カナダの資源産業が衰退し、それに代わって文化の産業化が重要な国家の経済戦略、政策目標となったからである。1970年代後半には、文化に直接的に関わる官庁（コミュニケーション省）において以下のような説明がなされるようになる。

コミュニケーション省は、カナダの全産業政策の中でも重要性が増大しつつある一側面（文化産業：筆者）を促進する科学的ユニットとなりつつあり、カナダ人のアイデンティティを形成する諸手段を経営することに責任をもった文化志向の組織

ではなくなりつつある[Woodrow 1980:65]。

こうして、1970年代半ば以降は産業・経済政策と文化政策が一層一体化することとなった。1970年代末にフランシス・フォックス (Francis Fox) が文化を担当するコミュニケーション大臣となつてから、文化産業という表現がカナダ政府のディスコースに登場する⁴。こうして人々の集合的アイデンティティとしての純粋な文化と文化製品の産業的に組織化された形態としての文化の二つが一体化された政策目標となり、前者はアメリカへの文化的依存から脱却するための創造活動として奨励され、同時に後者の文化もアメリカへの経済的依存を軽減する手段として奨励されるという二重の目的を兼ねる文化産業政策が生まれたのである。

1-2 カナダの多文化主義政策の由来と経緯

同じ移民国家として、また元々は同じイギリスの北米植民地であったことから、アメリカ合衆国との類似点と相違点によってカナダの特質を理解しようとする考え方が、カナダではかなり一般的であるように見える。そこで、それにならい、本稿でもカナダの多文化主義政策がどのようなカナダ的事情によってアメリカと異なるものとして出来上がったかという方法で概観したい。

まず多文化主義の意味であるが、ごく大雑把な理解として、アメリカが人種の坩堝でカナダが人種のモザイクであるという、よく言われる表現から出発したい。両者はともに民族文化の多様性を認め、かつ水平な民族関係と多様性と統一のバランスの理想を含意している点では同じである。他方、この表現が意図する両者の違いは、アメリカにおいては移民に対して「アメリカ人になること」がある意味で強要されるのに対して、カナダでは如何なる意味でも「カナダ的」ということが存在しないという意味であるとされる。前者が、移民の同化政策 *Americanization* であり、後者が多文化主義政策とされる。*American way* は存在するが、*Canadian way* というひとつの「カナダ的なもの」は存在しないとも表現される。こうした違いはどこに由来するのだろうか。

民主主義、個人主義といった社会の基本的価値観の部分で、カナダとアメリカは北米社会とくくれるように基本的に良く似ていとされる。両者の違いを生じさせたのは、アメリカ独立革命であり、カナダが植民地でありつづけることを選択したという点に始まる。

セイラーは、このようなカナダの反革命的、植民地的歴史はカナダの移民、国民統合、多様性へのアプローチに以下の4つ特徴を与えたと述べている。第1にカナダにおけるイ

⁴ 本来文化産業の語はフランクフルト学派によって単数形の *cultural industry* として使われたのが始めである。そこでは文化という多様性を本義とするものと、産業生産の画一的、単調な過程との矛盾が含意されていた。しかし、*cultural industries* と複数形化される中でフランクフルト学派の批判理論とは離れて使われるようになってきた。

ギリス人の存在を正当化し、第2にフランス系カナダ人の存在もあってイギリス系カナダ人を頂点とする民族階層を正当化し、第3に「守備隊気質」(garrison mentality) と呼ばれる外界を脅威とみなして障壁を築く傾向、第4にイギリス植民者と同様に基本的に自国を経済の観点から見る傾向を導いたのである[Seiler 1993:305]。

こうした異なった出発点の上に、この2世紀にわたって移民がアメリカとカナダに何度かの波となってやってきたのであるが、両者の移民の変化には基本的な共通性を見出すことが出来る。例えば、1900～20年代に大量の移民が中・東・南欧やアジアから押し寄せ社会問題化したことである。この時に、アメリカでは同化 Americanization が主要な課題となったが、カナダではイギリスとの連携が保たれる限りにおいて移民を経済的利点から考える傾向が強かった。全般的に、カナダでは非イギリス、非フランス系の欧州やアジアなどからの移民を含めた国民統合の言説や神話はアメリカに比べて非常にマージナルなものであったのである。

カナダの多文化主義は「二国民」(two nations) の枠組みにおける多文化主義と言われる程に、ケベック州を中心とするフランス系カナダ人の存在と不可分に結びついていると言われる。あるいは、多文化主義はケベック問題、あるいは二国民問題の歴史的展開の後半にそれから派生する形で出てきたといっても良いだろう。そこで、まず二国民問題のひとつの焦点であった言語問題に焦点を当てながら歴史的に概観してみたい。

1763年のパリ協定で北米のフランス植民地がイギリスに移譲されて以降、イギリスが英領北アメリカの政治権力を握り、フランス系住民は貿易活動から排除されていった。英語住民 (Anglophone) と仏語住民 (Francophone) の経済格差、主要なビジネスからフランス系住民が実質的に排除されていることが、フランス系住民問題のひとつの重要な社会経済的背景にある。もうひとつ重要なのは、1776年のアメリカ合衆国独立によって敗れた王党派がアメリカからカナダに移住するまでは、カナダ地域の人口比は圧倒的にフランス系住民が多く、実際19世紀に入ってもフランス系住民の方が多かった点である。すなわち、この問題は少数者が多数者を支配する植民地問題としての性格を持っているのである。

20世紀に入る頃の状況としては、フランス系住民の比率は相変わらず英国系より多かった。また経済的不平等な状況に変化はなかったが、フランス系住民人口は、もともとケベックに集中していた。国家レベルでの公用語は英語であり、経済閣僚にフランス系の人不起用されることはなかった。

こうした状況に劇的変化が起きたのは1960年代であり、ケベック州の「静かな革命」(Quiet Revolution) と呼ばれている。この時に、ケベックではいくつかの重要な州機関が作られ、州の教育システムの権限がカトリック教会から州政府に移管されたのである。1960年にケベック州の自由党 (Liberal Party) の選挙で、フランス系住民が多数派のケベック州の文化価値を「保護する」という従来の受身の政策から、他州に「追いつく」(rattrapage) 政策へと大きな変化が起こったとされる。重要なのは、それまでカトリック教会の権威に依存していたフランス系住民のアイデンティティが、明確にケベック州政

府に向けられたこと、すなわちケベックという領域と結びついたナショナリズム運動に性格が変わったのである。これは、後のケベック分離独立運動につながる重要な転換点とされる。

こうしたケベックの運動を受けて、自由党のレスター・ピアソン首相は、1963年に **Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism** を設置した。この **B&B Commission** 以降、カナダにおける二国語主義 (**bilingualism**) の制度が確立に向けて動き出す。これが法制度上明確な形となったのは1969年の公用語法 (**Official Languages Act**) であり、二国語主義は主として政府セクターにおける公用語を英語とフランス語の並立にする政策であり、政府文書が全て二国語併記となると同時に、公務員採用にあたっては二国語が理解できることが少なくとも有利になるように制度改革が行われた。これは分離主義運動に最も共鳴していたケベックのフランス系住民の若者を、ケベック州政府ではなく連邦政府に雇用しようという政策とも言われているが、公立学校教育における二国語政策にもつながり広範な影響力を持った。とくにエリート層ではバイリンガルが政府での雇用に明らかに有利になるため、バイリンガル教育が普及しエリート層では二国語政策がかなり浸透している。しかし、民間セクターにおいては相変わらず圧倒的な英語中心であり、その影響は政府とビジネスを持つ企業等でバイリンガル人材を雇用する傾向がある程度に留まっているとされる [Brooks 1998:223-228]。

公的セクターにおける二国語状況は首都オタワとケベック州においては公務員の半数程度にまで広がっているが、他の州ではさほどでもない。公務員で二国語が話せる人数は、オタワ地域で 59.2%、ケベック州で 54% であるのに対して、大西洋側諸州で 19.9%、西部諸州では 4% に留まっている [Brooks 1998:226]。

カナダでは憲法のレベルでカナダの多文化主義の伝統を認め、少数言語による教育の権利を保障し、先住民族の権利に言及している。これはアメリカ合衆国権利憲章があくまでも個人の権利だけを排他的に認めているのと対照的である。カナダには、1973年から多文化主義担当国務相 (**State Minister for Multiculturalism**) が存在し、1993年からはカナダ民族遺産大臣 (**Heritage Minister**) に引き継がれている [Brooks 1998:229]。

カナダの多文化主義は 1971年に政府が正式に多文化主義政策を採用したときに始まるが、それは **B&B Committee** が示したカナダの二国民像に対する他の民族組織の反発への連邦政府の反応であるとされている。つまり、二国民枠組みの修正としての多文化主義である。非イギリス・非フランス系の住民に対しては、二国民主義を修正してみせると同時に、ケベックのフランス系住民に対しては、彼らが主張する二国民主義に居場所を作る象徴的意味を持っているのである。

さらに、1988年に多文化主義法 (**Multiculturalism Act**) が成立し、(1) 雇用における機会の平等、(2) すべての個人と共同体の能力を高める政策、(3) 多様性の理解と尊重を推進する政策、(4) 多文化主義政策の実行を示すデータ収集と公表、(5) あらゆる出自の個人の言語能力と文化的理解の活用、(6) カナダの多文化的現実に **sensitive and responsive**

な活動の実施、を定めた。

連邦政府レベルでは財政支出は、実際には非常に少ないのが実情である。1996年度には、カナダ民族遺産省(Canadian Heritage)は国家予算の2%強にあたる20億カナダドル(約1600億円)⁵の予算を持っているが、多文化主義政策に向けられているのはごく一部に過ぎない。これらの予算の使途は、国家レベルの民族文化組織への定常的な支援、多文化主義の協会、センター、催しの設立や維持、移民への言語教育、幾つかの州での遺産言語の教育、幾つかの大学での民族研究、少数民族作家、出版社、芸術家への支援、あるいは民族文化の多様性の一般理解宣伝などである。

多文化主義関連予算はその多くをカナダ民族遺産省が直轄しており、他の文化関連予算と異なり独立機関を通じて行われていない。そこで、政治介入の可能性が危惧されるほか、既存の確立した民族組織への補助が中心となりがちである。カナダ民族遺産省に加えて、独立機関でも若干の多文化主義政策への配慮が見られる。カナダ芸術カウンシルの助成と国立文明博物館の協力で、国家映画委員会がカナダの各民族の歴史的経験を描く映画を製作しているなどである。しかし、これらのカナダ民族遺産省以外の政府支出はごく少額である。

州政府レベルでよく知られているのは、学校での遺産言語の授業の拡大である。トロントでは遺産言語の授業が義務化されている。ブリティッシュ・コロンビア州ではパンジャブ語と中国語人口がフランス語人口を上回っており、1996年からはフランス語に加えて、パンジャブ語、中国語、日本語が高校の必修第二言語に加えられた。

しかし、こうした政府による多文化主義政策に対しては、「音楽と舞踊」以上のものではないという批判もある。象徴的な意義はあるとしても、全ての民族集団に公平、平等な機会を提供することには、物質的な側面も重要であるからである。カナダ先住民が経済的な側面でカナダ社会から疎外されている状況は続いており、彼らの経済水準の目に見えた改善は見られない。

他方で、非イギリス・非フランス系以外の移民の人口は1951年に人口の約5分の1であったものが、1990年代後半には約3分の1にまで増えてきている。それに伴って、特にトロントとヴァンクーヴァーで民族間対立が強まった。カナダにおける人種主義の傾向が強まっているという研究もあり、連邦政府においては民族差別をなくすことが多文化主義政策の中心的課題に移りつつある。

多文化主義政策がこのように民族差別の問題に注目を傾けるようになるにつれて、問題は、文化とは離れて様々な意味でのマイノリティの人権問題と密接に関連するようになってきている。エスニシティだけでなく、ジェンダー、性的傾向、犯罪者、貧困者など様々なマイノリティ集団の権利保護へと移る傾向があるのである。こうした目に見えるマイノリティの公的セクターでの代表性を高める政策がとられ、公務員採用などにもそれが適用されるようになってきた。アメリカのアファーマティブ・アクションの政策に類似している。

⁵ 本稿では1カナダドル=80円として換算

さらに、準公的セクターである大学や政府の仕事を請け負う民間企業などでもこうした目に見えるマイノリティを優先的に雇用する傾向が出てきている。

カナダで一般的に受け入れられているマイノリティの定義は以下のようなものであるとされている。

その身体的、および文化的特徴によって、社会の中で他者から区別され、差別的で不平等な扱いを受け、その人々自身が集団的な差別の対象となっていると自らを見なしている集団をマイノリティと定義できるであろう。[Brooks 1998:236]

それでも、文化的特徴をマイノリティのひとつの指標として認めているところに、カナダにおける多文化主義の伝統を認めることが出来るであろう。

1-3 カナダの外交政策の基本

最後に、必ずしも前面に出てくる訳ではないが、国際交流政策の枠組みとなっているカナダの外交政策について、アメリカのそれと比較しながら、ごく簡単に概観しておきたい[Randall 1993:364-377]。

カナダの外交政策は、その価値観や目的という点においてアメリカ合衆国と共通点が多いことをまず認識すべきであろう。すなわち、民主主義制度、政治的多元主義、資本主義と自由企業、人道主義、国際秩序を海外において促進していこうという価値観、目的である。主要な違いは、アメリカが超大国として国際秩序を形成する上ではるかに大きな力を持っている点である。

もうひとつ触れておくべきは、両国とも憲法上では外交に関して非常に一般的な規定しかないという点である。このことは、多くの裁量の余地を実際の政治過程に残している。こうした中で、アメリカ合衆国では次第に大統領に権限が集中する体制が作られていき、例えば憲法上は議会にしか宣戦布告の権限はないにも関わらず、議会の宣戦布告のない戦争が大統領権限によって度々行なわれていることに現れている。これに対して、カナダではこうした外交に関する中央集権体制が作られることはなく、連邦国家として分権的体制が維持されているのである。特にケベック州に見られるように、州政府が独自の移民政策や貿易政策をとるといった事例もあり、国際交流と貿易・投資勧誘に限られるとはいえ、外交においても州政府の権限が一定程度まで発現する場合がある。

第一次世界大戦後、アメリカが国際連盟に加わらずに孤立主義をとり、あるいは第二次大戦後も必ずしも国連中心外交路線をとらず独自路線をとる傾向があるのに対して、カナダが国際機関との共同作業に熱心な国際協調路線をとっているのも、中規模国であり自らの力だけで国際秩序を作り出すことが困難だからだとされている。カナダは国際連盟の加盟国であったし、国連の平和維持活動の主要な参加国であり続けてきている。また、アメリカ、イギリスがユネスコを脱退したのに対して、カナダはユネスコの非常に有力なメン

バーである。

しばしば、アメリカが戦争という手段で国際秩序維持を図ろうとするのに対して、カナダは平和維持活動により熱心であると言われ、カナダの方がモラル的にアメリカより優れているという認識をカナダ人は持っている。しかし、イギリス植民地時代のカナダはイギリスに従ってボーア戦争に義勇兵と警官を送り、第一次世界大戦にアメリカより3年も早く参戦するなど、英帝国や英連邦の一部としてはあるが、戦争の歴史がアメリカより少ないとも言えない。つまり、カナダがアメリカよりモラル的に優れているとは言いがたい。

カナダ外交の基本の最も明瞭な表現は、第二次大戦後の1947年に外務次官であったルイ・サンローランによってなされたものであるとされている。すなわち、対外関係が国民的統一を脅かしてはならない、イギリスとフランスの遺産にのっとり政治的自由を促進するものでなければならない、キリスト教文明の諸価値を示すものでなければならない、国際的責任を引き受けなければならない、そしてカナダは国際社会の法による統治を支持しなければならない、という諸原則である。

冷戦下においては、カナダ外交はベトナム戦争批判を行うなど、必ずしも完全なアメリカ追従ではないが、基本的にはアメリカの冷戦外交に従ったと考えられている。NATOの当初からの加盟国であり、朝鮮戦争にも国連軍の一員としてアメリカと共に闘っている。一方で、カナダは国連の平和維持活動に積極的に加わっており、キプロスに始まり、スエズ紛争、フランス領インドシナの脱植民地化のプロセスにも関与している。

1960年代までは、以上のようにほぼアメリカの冷戦政策に従う同盟者であったが、1960年代後半から70年代にかけてピエール・トルドー首相のもとでアメリカ外交から一線を画すカナダ外交が志向されていった。彼の外交路線は、第三の選択外交（third option diplomacy）と言われるが、それは基本的にアメリカの冷戦アジェンダから距離を置こうとする政策であった。アメリカへのカウンター・バランスとして日本とECを置き、ソ連や中国との外交関係を樹立した。同時に、フランス語圏との接触が増やされていった。しかし、1980年代にはいるとアメリカ寄りの保守党ブライアン・マルロニー首相の下で、レーガン政権との蜜月が演出され、1992年には再び保守党政権の下でアメリカの湾岸戦争に軍を派遣するに至っている。

要約すれば、カナダ外交は基本的な価値観や目的においてアメリカと共通点を持っているが、より低レベルの軍事的関与を中心に、国際機関に積極的に関わりながら、単独主義的ではなく国際協調主義を基調としていると言えよう。アメリカと距離を置こうとする傾向もあり、その場合には西欧に近づくことでバランスをとる傾向がある。パワーポリティクスに加わることは少なく、より道義的な外交をとることを誇りとしているとも言えよう。

1-4 カナダの国際交流政策の概観

以下では、現在に直接的に繋がっている1990年代を中心にカナダの国際交流政策を概

説したい⁶。政府レベルの国際交流政策の執行体制が現在の形になったのは、1993年の連邦政府の再編によって、文化政策がカナダ民族遺産省（Department of Canadian Heritage）の管轄になり、外交政策が外務省と通産省が合併した外務・国際貿易省（Department of Foreign Affairs and International Trade: DFAIT）の管轄になった時からである。外務・国際貿易省がもちろん外交を中心的に担うが、ある程度まではカナダ民族遺産省も国際関係に責任を持つ体制である。既に述べたように、外交分野でも州政府が一定の活動を担っており、外国に州政府事務所を持って独自の観光振興、国際交流事業を実施している場合もある。

1-4-1 国際交流政策の変遷

1969年から1975年の期間がカナダの対外文化関係の発展において、画期的な時期であった。1967年のモントリオール万国博覧会を契機に、カナダは国家として成熟し国際的に正式の文化関係の樹立を求めたという理解もある。1970年にはパリにカナダ文化センターが作られ、同様のセンターがロンドンとブリュッセルにも数年後に作られた。この時期は、いわゆる第三の選択外交の時期であり、アメリカ一辺倒から欧州へとカナダ外交の針が振れた時期である。この時期に、対外文化関係でも欧州との公式の文化関係が築かれていった。1975年にドイツとの間で文化協定が締結され、またソ連と中国との間にも国際交流プログラムが実施された。

二国間の文化協定は外務・国際貿易省（当時は別名）の国際文化関係プログラム（International Cultural Relations Program）を通じて、1970年代以降様々な国と結ばれている。アジア諸国の中では日本（1976年）と中国（1987年）との間で結ばれており、映像協定はシンガポール（1998年）とフィリピン（1998年）の間で締結されている。最も活発な二国間協定に基づく国際交流活動はフランス、日本、メキシコの3国との間のものである。（英米との特別の関係については後述。）フランスはカナダのフランス系住民、メキシコはNAFTA等の北アメリカ協定の影響であることを考えると、日本との国際交流が盛んであることは、日本との経済関係への期待とアジア太平洋の枠組みでのアジア側のパートナーが日本であるという関係に基づくものであると言えよう。また、日本側が国際交流基金などを通じて積極的に資金を出して、カナダ側と協力している面も大いにある。

カナダ対外文化政策のひとつの特徴であるカナダ文化製品の海外市場振興は、主として外務・国際貿易省の責任の下に行われてきている。カナダ文化の海外振興は、伝統的に外務省（Department of External Affairs、今日のDFAIT）の責任であったが、1990年代の初め頃に、外務・国際貿易省において政治経済に比べて文化の重要性が下がってきており、そのために他の省庁を作るか、あるいは独立機関を作って対外文化政策を強化しようとい

⁶ この部分は、元カナダ芸術カウンシル総裁のJoyce Zemansの未発表のドラフトに依っている。このドラフトは国際交流基金地域政策課の要請によって書かれたものである。Joyce Zemans, "The Cultural Agenda and Foreign Policy in Canada," (draft) submitted to Japan Foundation for future publication.

う話もあった。こうした対外文化政策重視の動向を受けて、1994年のジョン・サウル(John Ralston Saul)は政策文書「文化と外交政策」(Culture and Foreign Policy)の中で、文化はカナダ外交の第3の柱であるべきであると主張し、文化芸術産業の振興を外交政策の中に積極的に取り込むことを提唱した。サウルは文化産業振興という伝統的なカナダの対外文化政策だけでなく、文化外交(cultural diplomacy)においては、アイディアの交流というカナダでしばしば無視されがちな国際交流のより本質的な部分もまた重要であると強調したのである。このサウルの議論を受けて、1994年11月に外交政策を評価する上下両院の特別合同委員会報告「カナダの外交政策：未来に向けての原則と優先政策」(*Canada's Foreign Policy: Principles and Priorities for the Future*)は、文化をカナダ外交の優先項目とした。

こうして、カナダ政府は外交政策文書である「世界の中のカナダ」(Canada in the World)の中でカナダの文化と価値の海外への投影をカナダ外交政策の第3の柱としたのであるが、実際にはそのための予算措置がとられるどころか、国際交流予算は1990年代を通じて削減され、外交の第3の柱としての国際交流政策が財政的優先を受けることはなかったのである。

1-4-2 国際交流の幾つかの側面

カナダの国際交流政策におけるひとつの次元は、英連邦の一員としての活動である。カナダ芸術カウンシル、国立映画製作庁、博物館などの主要な文化機関はイギリスをモデルとして作られている。また、文化分野での英連邦機関との歴史的なつながりは維持されている。例えば、カナダの作家は英連邦文学賞を競うし、カナダ芸術カウンシル総裁は英連邦芸術長官協会のメンバーとなる。また、カナダにおけるブリティッシュ・カウンシル、また英国におけるカナダ・ハウスが英国とカナダの緊密な関係を象徴する文化機関として重きをなしている。

カナダの国際交流におけるもうひとつの重要な次元は、アメリカ合衆国との特殊な関係である。既に述べたように、マッセイ報告書以来、カナダの文化政策はアメリカの大衆文化のカナダにおける圧倒的なシェアを最大の問題として組み立てられてきた。しかし、特に北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)締結以降、カナダの文化、芸術の国際的な流れは北アメリカ地域にかなり強く縛られるようになり、芸術家の公演ツアーなどもメキシコからカナダまでの南北の移動がほとんどであり、アジアや欧州に向かう東西方向の移動は制約が多い状況になっている。カナダの芸術家や文化産業にとっても、最大の市場であるアメリカが輸出、公演の行き先となっているのである。

多文化主義政策の国際交流への反映として、顕著な例は、カナダ芸術カウンシルと外務・国際貿易省の先住民族文化の優先政策と、カナダ民族遺産省が進めている国際文化政策ネットワーク(International Network on Cultural Policy: INCP)を通じての文化的多様性保護に関する同盟作りの動きである。カナダ芸術カウンシルは、ワールド・ミュージック

や先住民族芸術（First Nation arts）の分野の芸術家へのトラベル・グラントなどの特別のプログラムを持っている。外務・国際貿易省は特に多文化主義のプログラムを持っている訳ではないが、個々の交流プログラムにおいて、「先住民カナダ人と若者に特別の考慮を与える」としている。INCP は、1998 年から始まった国際的な動きであるが、その中でカナダ民族遺産省とカナダ民族遺産大臣は非常に中心的な役割を果たしている。INCP については、後にカナダ民族遺産省の活動を述べる際にやや詳しく触れるが、基本的な考え方は生物多様性のアナロジーで、国際社会における文化的多様性を維持するために、より小さく弱い文化の存在と活動を維持していこうという趣旨であり、ユネスコと連携をとりながらカナダ政府が中心的に活動している。

日本を含むアジア太平洋地域との関係で興味深い政策は 1989 年から 5 年間の計画でカナダ政府が実施した Pacific 2000 のプログラムである。このプログラムのねらいは、カナダ人にアジア太平洋地域に関する知識を与え、それによってアジアとの交流の文化的、言語的、経済的、政治的障害を取り除くことであった。このプログラムのコアはカナダ国内のアジア研究の振興である。1989 年のブリティッシュ・コロンビア工科大学の調査では、カナダの中等・高等教育におけるアジア諸言語教育の状況、およびその教師の質が調べられ、1991 年に報告書が出版された。調査によると日本語が最も多く教えられており、次に広東語、北京語、韓国語、対語、インドネシア語、タガログ語、ヒンディ語であった。1986 年から 91 年の 5 年間で最も伸びの大きいのは日本語と北京語であった。しかし、1999 年にカナダアジア太平洋基金（Asia Pacific Foundation）が行った同様の調査（“Asian crisis in our schools”）では、カナダにおけるアジア諸言語教育は相変わらず高いレベルにあるが、1990 年代における教育予算全般の削減の影響を受けて、言語以外のアジア関係のコースは中止されたり、あるいは地球教育というような枠組みに吸収されたり、あるいは歴史や地理に附属するようになっている傾向が見られる。幾つかの地域では、地元の移民コミュニティの寄付によってコースが維持されている状況も見られる。このようにアジア太平洋の地域を意識した国際交流政策は当初の勢いを失っているように見える。

カナダの国際学术交流については、外務・国際貿易省の国際教育学術部がカナダの教育機関の海外振興を行っており、またカナダ留学やフェローシップの情報提供を行っている。外務・国際貿易省の役割は、基本的には広報宣伝活動であり、カナダで学ぶ学生や研究者の数を増やすことが目的である。同部は同時に青年交流も実施しているが、これも基本的には情報提供、宣伝活動が中心であり、交流事業そのものに財政支出をすることは例外を除けばほとんど行われていない。海外におけるカナダ研究の振興についても同様の事がいえる。カナダ研究振興については、カナダ研究協会（Canada Studies Association）に外務・国際貿易省が委託している状況であるが、ここでも同様にカナダ研究に対してカナダ政府の助成金が出ることは、日本などと比べると非常に少ない。カナダの国際交流政策全般に言えることであるが、アイデアや情報の提供は積極的に行うが、財政支出が行われることは限定的であるという印象が強い。外務・国際貿易省でインタビューした青年交流

の担当者も最大の問題は予算不足であると述べていた。

1-5 カナダの国際交流政策の今後の見通しとそのインプリケーション

カナダの対外文化政策が世界的に見ても興味深いのは、ある意味で今日のグローバル化がもたらす様々な問題を先取りして経験し、それへの対抗策としての対外文化政策を作り上げてきた点にあると言えよう。グローバル化の問題は基本的にはアメリカを中心とする単一マーケットへの統合、グローバル文化の普及などによって、市場競争に耐えられず、構造調整の名の下に被害を被る弱者が政治的異議申し立てを行うという点にあると言えよう。アメリカへの政治的、経済的、かつ文化的な過度の依存はまさに 20 世紀のカナダの経験そのものであり、グローバル化現象を他地域に先駆けて経験してきたと言えよう。と同時に、カナダは政治、社会、文化的にアメリカと共通した部分も多く、アメリカと対立することなくこうした問題に対処してきた。

また、21 世紀最大の問題のひとつである移民問題に対しても、それほど酷い民族間対立を引き起こさずに、広大な土地に分散した人口という民族間対立が起きにくい地理的条件があったにせよ、多文化主義の枠組みで異なる文化集団の共生を達成してきたとも言えよう。

アメリカと価値観と目的を共通にした外交政策を持ちながら、イギリスを中心に欧州諸国との特別な関係を梃子に対米関係を相対化し、また国際機関との協調路線をとりながら、国際社会に名誉ある地位を築いているとも言えよう。オタワ・プロセスに見られるように、NGO という新しい国際社会のアクターと先んじて協力し、大国が身動きのとれない対人地雷問題の解決に大きな一歩を促したことなどはカナダ外交の先見性を示しているとも言えよう。このように、経済規模や軍事力などのカナダの少ない外交資源から見れば、カナダ外交は多くの得点を稼いでいるという外務・国際貿易省の自己評価は理由の無いうぬぼれとは言えないであろう。

カナダ国際交流政策の 2 つの特徴は本稿の最初で述べたように、自国の文化産業振興と国際社会における多文化主義の振興である。この 2 つの政策はカナダの地理的、歴史的条件によって形成されてきたものであり、特に巨大な隣国アメリカの影響力への対抗の意味が強い。その意味では、カナダの対外文化政策は自国の国民的統合を守るという安全保障政策の一環なのである。したがって、この 2 つの政策が急激に変化することは考えにくい。むしろ、グローバル化の進展によって、巨大なアメリカのエンターテイメント産業の被害を受ける国が一層増え、しかもその被害の程度が一層酷くなる可能性が高いと考えられることから、このカナダの 2 つの対外文化政策の柱はむしろ他の諸国によっても採用される可能性さえあると言えよう。また、カナダ政府は自国の外交政策を追求する際に、国際機関や多国間枠組みを利用することが伝統的に多く、この 2 つの政策においても他国との連携を計るのではないかと思われる。事実、文化的多様性世界同盟のような多国間枠組みを

ユネスコも巻き込んで進めており、またこの枠組みも使って、WTOにおける文化産業保護の例外規定作りにむけて西欧諸国などを巻き込んで、文化産業を貿易自由化の例外とは認めないアメリカとの交渉に望んでいる。さらに付言すれば、国際文化政策ネットワーク会議にはアメリカのロックフェラー財団も助成をしている。すなわち、カナダの論理は元来アメリカの論理と共通点が多いだけに、アメリカと対立せずに自然にアメリカ内部に協力者を求めながら進めていける可能性を持っていると思われるのである。

もちろん、日本とカナダでは様々な点で大きな違いがあり、カナダの国際交流政策が日本にも適用可能であるとは言えない。積極的に軍事力も使って国際秩序維持に貢献してきたカナダと、憲法上軍事力の行使が平和維持活動であっても一定の制約がある日本では大きな違いがある。また、経済力の違いも大きいし、例えば文化産業にしても、日本は日本語という障壁によってアメリカ文化ビジネスからは自然に守られているし、またゲーム産業やアニメーションなど日本の文化産業はむしろ民間中心に国際的にみても活発で、しかも文化侵略される側ではなく、むしろ文化侵略する側である。

しかしながら、グローバル化の進行、IT革命により一層加速化するコミュニケーション革命、グローバル・リンガフランカとしての英語の普及など、日本においても将来カナダのような守りの対外文化政策の必要性がまったく生じないとも言えない。また、守りの対外文化政策が多国間で進められていった場合、カナダ外交の巧みさを考えると国際社会で大きな動きとならないとも限らない。こうした動きに日本はどのように対処すべきなのかなど、カナダの対外文化政策は日本にとっても他人事ではなく継続して注目に値する重要な動きであると言えよう。

2 政府部門

カナダ政府の国際交流プログラムは、主として、外務・国際貿易省、カナダ民族遺産省、カナダ芸術カウンシルの3つの政府機関によって実施されている⁷。以下に、まずそれぞれの役割、特徴を概観しておきたい。その後、政府部門である外務・国際貿易省の事業とカナダ民族遺産省の事業をやや詳しく述べたい。カナダ芸術カウンシルは、次項「国際交流機関」で取り上げる。

外務・国際貿易省：同省は、カナダの芸術家の海外派遣、学術・教育交流、青年交流の3つの分野での助成（2000年度の実績は、総額2500万カナダドル：約20億円）と、情報提供などの事業を行っている。同省が中心となるカナダの国際交流プログラムは、カナダの国益が前面にでており、一方向だけに助成するのが特徴であり、相互主義によって相手国側がもうひとつの方向に資金を出す場合に限り、双方向の交流事業になっている。

カナダ民族遺産省：同省は、カナダの文化省に相当し、多文化主義を国是とする国内の文化政策を担当しているが、近年は、カナダの価値観を世界に広めるという外交政策に則って、多文化主義を世界に広める活動を中心的に担っている。いわゆる国際交流のプログラムはごく少ない。

カナダ芸術カウンシル：カウンシルは、政府予算を使うものの、芸術家によって運営される独立組織（arm's length institution）。カナダ人の芸術活動への助成が主要な活動。カナダの芸術家やグループが海外公演などを行うのも助成の対象となっており（travel grant等）、実質的に外務・国際貿易省の海外派遣プログラムと同様、芸術交流の一翼を担っている。

2-1 外務・国際貿易省(DFAIT)の国際交流プログラム

2-1-1 実施体制

外務・国際貿易省は外交省と貿易省が合併して出来たものであり、国際交流を担当する国際文化関係局は、外交省側のコミュニケーション・文化・政策策定担当副大臣補の下にある。国際文化関係局は、芸術・文化産業振興部、国際文化政策調整官、国際学術関係部の3部構成で、国際学術関係部は青年人物交流課と教育マーケティング・ユニットから成っている。（以下の機構図を参照、国際文化関係局は下線）。

⁷ 外務・国際貿易省のプログラムの説明は主として、同省のホームページから。また、対外文化政策全般については、Zemans, Joyce, "The Cultural Agenda and Foreign Policy in Canada," (unpublished manuscript), Higham, Robin, "An Open Letter," (unpublished manuscript)参照。（両方とも、国際交流基金地域政策課）

外務・国際貿易省機構図（国際交流担当部局を中心に）

Deputy Minister for International Trade

Deputy Minister for Foreign Affairs

Assistant Deputy Ministers

- ・ Communications, Culture and Policy Planning
- ・ Trade, Economic and Environmental Policy
- ・ International Business and Chief Trade Commissioner
- ・ Corporate Services, Passport, and Consular Affairs
- ・ Global and Security Policy
- ・ Asia Pacific and Africa ・ Americas ・ Europe, Middle East and North Africa
- ・ Human Resources

Assistant Deputy Minister for Communications, Culture and Policy Planning

- ・ International Cultural Relations Bureau
 - ・ Arts and Cultural Industries Promotion Division
 - ・ Coordinator for International Cultural Policy
 - ・ International Academic Relations Division (Director)

Youth and Personalities Exchange (Head)

Education Marketing Unit

- ・ Communications Bureau
- ・ Area Management Office- Communications, Culture and Policy Planning
- ・ Senior Coordinator for Federal-Provincial Relations
- ・ Policy Planning Secretariat
- ・ Executive Service Bureau

2-1-2 国際交流事業の内容

外務・国際貿易省の国際交流事業は、カナダ外交の第3の柱である「カナダの価値と文化の（国際社会への）投影」（projection of Canadian values and culture）政策の一環として、国際文化関係プログラム（International Cultural Relations Program）という名称で実施されている。同プログラムは、大きく3つに分けられる。A. 芸術・文化（Arts and Culture）、B. 国際教育・学術交流（International Education and Academic Relations）、C. 青年交流（Youth Exchange）である。以下に、それぞれについて概要を示す。

A. 芸術・文化プログラム

芸術・文化プログラムには、「文化プログラム」「カナダ・メキシコ創作芸術家プログラム」「海外芸術家招聘プログラム」の3つのプログラムがある。

A-1 文化プログラム

プログラムの目的

外務・国際貿易省の対外文化政策の特徴は、自国の文化産業の振興、文化産品（例えば、音楽、舞台芸術、出版物）の輸出振興という、経済政策としての位置付けが極めて明快であることである。カナダ文化産品の輸出振興のために、様々なサービスを外務・国際貿易省として文化産業に提供しているが、同時に自国の芸術家、芸術グループ、文化人の海外公演、イベント参加などに助成している。前者は貿易省的活動、後者は外交省的活動である。後者は国際交流事業に相当するが、2つの目的があると思われる。すなわち、カナダ文化産品の輸出振興の一手段という経済的目的と、カナダの文化を国際社会に対して表現し、国際社会にカナダの価値観や文化を理解させ、カナダイメージの向上を図ることと、カナダ文化アイデンティティの強化という政治的目的である。

プログラムの内容

カナダの芸術家、芸術グループによる海外でのカナダ文化の振興に助成を行う。カナダ市民、あるいはカナダ住民の職業芸術家、文化分野の専門家、およびカナダに法人登録されている非営利の芸術・文化組織が助成の対象で、以下の4つの領域での活動を海外で行う際に助成金が提供される。

- ・ 舞台芸術（舞踊、パフォーマンス、音楽、演劇、カナダのフェスティバルと会議）
- ・ 美術とメディア芸術
- ・ 文学と出版
- ・ 映画、ビデオ、テレビ

選考は、カナダ外交の3本柱（「繁栄と雇用の促進」「安定したグローバルな枠組みの中でのカナダの安全保障の保護」「カナダの価値観と文化の投影」）とくに、第3の柱との関連性により判断される。選考基準は、芸術的質、会計責任能力、コスト効果判断、内容のカナダ性、申請プロジェクトの規模と種類、カナダの外交政策からみた実施地の適切性、申請者の実施能力。

助成は、一般的に国際輸送・移動費の全てまたは一部で、全費用の30%まで。

<舞台芸術>

- ・ 国際ツアー・プロジェクト

カナダの芸術家、グループの国際ツアーの支援。国際輸送・移動費の助成で、全費用の30%、最大250,000カナダドルまで。助成プログラムの運営は、外務・国際貿易省芸術文化産業振興局（Arts and Cultural Industries Promotion Division : ACA）による直営。（以下のプログラムは全て同じ）

- ・ 国際キャリア・ディヴェロップメント・プロジェクト

若く、無名の芸術家が国際的にキャリアを積むための助成。国際輸送・移動費の助成で、全費用の30%、最大5,000カナダドルまで。

- ・ カナダのフェスティバルと会議

カナダのフェスティバルや国際会議に外国人のバイヤー、あるいは発表者を招く際に、その航空運賃を助成する。招聘者の選定にあたっては、外務・国際貿易省、およびカナダ大使館に事前に相談。ACAによる直営。

<美術とメディア芸術>

- ・ 現代カナダ美術展の国際ツアー

カナダの美術館、芸術センターなどを対象に、カナダ現代美術の外国展覧会の実施に対して、国際輸送費、保険料、仲介手数料、カナダ人学芸員1名と芸術家1名のオープニング参加のための航空運賃、滞在費を、全費用の30%を上限に助成。

- ・ 準備ツアー

カナダ現代美術の海外展示の最終調整のために、カナダの非営利芸術機関の代表が準備ツアーを行うことへの助成。最大、3,500カナダドルまで。

- ・ カナダ美術紹介ツアー

カナダ美術・メディアアーツの海外における関心を高める目的で、外国の芸術専門家、学芸員、美術館館長のカナダ美術紹介のツアーへの助成。最大、3,500カナダドルまで。

- ・ 国際キャリア・ディヴェロップメント・プロジェクト

若く、無名の芸術家が国際的にキャリアを積むために、未知の外国で展覧会開催の助成。国際輸送・移動費、保険料、仲介手数料、カナダ人芸術家1名の航空運賃、滞在費の助成で、最大3,500カナダドルまで。

- ・ 国際美術展

カナダの芸術家が、国際展などのイベントに参加する費用の助成。国際輸送・移動費、保険料、仲介手数料、カナダ人芸術家1名のオープニング参加航空運賃、滞在費の助成。

<文学と出版>

カナダ人による文学作品の海外市場開拓のために、著者によるプロモーション・プロジェクト（朗読ツアー、メディア・イベント）および、国際ブックフェアへの著者または代理人の参加を助成する。国際航空運賃の助成。

<映画、ビデオ、テレビ>

- ・ 国際マーケット開発プロジェクト

カナダの映画、ビデオ、テレビ産業の専門家が、作品の海外配給のために国際イベントに参加するための助成。特に、専門家が国際的なキャリアを開始し、潜在的国際市場を開発することを優先。国際航空運賃の助成。

- ・ カナダのフェスティバルへの国際マーケティング援助

カナダの国際映画フェスティバルに外国人バイヤーを招待するための助成。カナダの作品を国際的に配給できるような会社の人間を優先的に助成。国際航空運賃の助

成。

A-2 カナダ・メキシコ創作芸術家プログラム

本プログラムは、メキシコとの二国間協定に基づくもので、カナダ人の芸術家がメキシコ人の芸術家との共同作業のために、メキシコに6～8週間滞在するのを助成する。

外務・国際貿易省が、2,000カナダドルまで航空運賃を助成し、メキシコ国家文化芸術基金が、カナダ人芸術家のホストとなって、45,000ペソを滞在費、資料費、交通費として助成する。

A-3 海外芸術家招聘プログラム

本プログラムは、カナダの機関が、カナダの職業芸術家や大学院レベルの芸術学生を対象にワークショップや講義をおこなうために、外国の優れた芸術家や文化人を招聘するのを助成する。外務・国際貿易省は受け入れ機関に対して、最長4週間まで、週当たり375カナダドルの給料を支払い、また招聘者の航空運賃を支払う。助成金は最大で、3,000カナダドル。

B. 国際教育・学術交流

国際教育・学術交流には、「カナダ政府助成」、「英連邦スカラーシップ／フェローシップ・プラン」、「カナダ中国学者交流プログラム」、「カナダ米国教育交流財団フルブライト・プログラム」、「米州機構フェローシップ・プログラム」、「文化人交流」、およびカナダ研究プログラムがある。カナダ政府の教育学術交流プログラムの特徴は、予算不足を補うため、相手国、研究分野、助成費目などを限定していること、相互主義を基本とし、同様のサービスを相手国が提供することを前提としていることである。

B-1 カナダ政府助成(The Government of Canada Awards)

本助成プログラムは、カナダの研究機関で修士・博士論文のための研究、もしくはポスト・ドクトラルの研究を行おうとする外国人学生、研究者に対して、カナダ政府が助成を行うもの。研究分野は、芸術、社会・人文科学、自然科学、工学の全ての分野。研究テーマはカナダに関するものか、あるいはカナダが国際的に優れていると認知されている分野に限定。通常、1年間のフェローシップ。

対象となるのは、特定の国の国民のみ。(フランス、ドイツ、イタリア、日本、メキシコ：毎年変更の可能性あり)。これらの国は、カナダと相互主義に基づいて、カナダ人学者の同様の研究に助成を行う。

プログラムの運営は、カナダ研究国際評議会(International Council for Canadian Studies: ICCS)が行うが、カナダの在外公館も窓口業務を行う。

助成対象項目は、航空運賃、学費、生活費、引越し費。

(1) 英連邦スカラーシップ／フェローシップ・プラン

英連邦の諸国に留学して、自国の発展に貢献すると同時に、英連邦内の相互理解の増進に貢献するためのスカラーシップ、フェローシップ。留学先は、オーストラリア、ブルネイ、インド、ニュージーランド、スリランカ、英国。

助成対象項目は、航空運賃、生活費、学費。

(2) カナダ中国学者交流プログラム

カナダと中国の学者の相互理解を促進するためのプログラム。両国政府が、相手国の学者に自国で研究を行うための助成を行う。最短 4 ヶ月、最長 12 ヶ月のフェローシップ。

カナダ側のフェローは、学部教官もしくは学生。カナダ政府が助成する中国側のフェローは、学術関係者ではなく上級ポストの専門家（判事、ブロードキャスター、経済学者）。

航空運賃と生活費の助成。

(3) カナダ米国教育交流財団フルブライト・プログラム

2つの分野での教育交流プログラム。①アメリカの大学でのカナダ研究、およびカナダの大学でのアメリカ研究の促進、②広範なテーマでのカナダ・アメリカ関係に関する研究。

学部教官は、月額 2,700 カナダドル、年間 25,000 カナダドルの助成。3～9 ヶ月分。航空運賃助成はなし。大学院生には、9 ヶ月トータルで 15,000 カナダドル。

(4) 米州機構（Organization of American States）フェローシップ・プログラム

米州機構加盟国で、大学院研究もしくは一般研究を行うカナダ人へのフェローシップ。医学、語学は除かれる。生活費、学費、医療保険料、研究資料費、航空運賃の助成。

(5) 文化人交流

カナダ政府、およびカナダ芸術カウンシルなどの他の公的機関のプログラムに該当せず、かつカナダの優れた芸術・学術の海外での発表・普及に貢献すると思われる文化、社会、学術界のカナダ人の海外派遣プログラム。

本プログラムの中では、ミッション・バンク（Bank of Missions）の制度が適用される。これは、カナダと相互主義に基づく二国間協定を締結している国（現時点では、フランスとメキシコ）との間で、ホスト国側が 1 日当たり 100 カナダドル相当の日当を支給し、派遣国側が航空運賃を支給するというもの。

(6) カナダ研究プログラム

カナダ研究プログラムは、一部政府の委託を受けて、国際カナダ研究評議会が運営している。同評議会のプログラムは以下の通り。

国際カナダ研究賞の褒章

1995年から毎年1名づつ、カナダ研究において優れた業績をあげた人物を褒章。

国際カナダ研究評議会認定

1988年から、同評議会が優れたカナダ研究をした個人を認定する (Certificates of Merit)

国際カナダ研究評議会博士論文スカラシップ

若いカナダ研究者に4-6週間のカナダの大学での研究スカラシップを提供

国家首都研究スカラシップ

国家首都委員会の寄付により、首都研究、とくにオタワを中心として行うものへのスカラシップ

カナダ研究学術インターンシップ・プログラム

若手研究者にカナダ研究を持つ大学でのインターンシップを提供

国際研究リネージュプログラム

国際セミナー等の開催

カナダ研究資料共有プログラム

カナダ研究の学会等への資金助成

国際カナダ研究評議会研究普及プログラム

外国人カナダ研究者の業績普及のために出版助成を提供

国際カナダ研究シリーズ

優れたカナダ研究の業績をオタワ大学出版会からシリーズで出版

カナダ研究国際サマー・セミナー

毎年、学者や実務家を招いてセミナーを開催

C. 青年交流

青年交流事業には、「ワーキングホリデー」「青年労働者交流」がある。また、外務・国際貿易省が直接運営していないが、情報提供を行っているプログラムにはカナダ学生連盟のワーキングホリデー・プログラムである「学生海外労働プログラム」(Student Work Abroad Program)、およびカナダの大学が大学間協定で運営している「産学連携教育プログラム」(Co-operative Education Programs Work/Study Abroad)がある。

C-1 ワーキングホリデー (Working Holiday Programs)

カナダ政府は、11カ国と相互主義二国間協定を結んで、青年のワーキングホリデー・プログラムを実施している。対象国は、オーストラリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、オランダ、ニュージーランド、韓国、スウェーデン、英国。外務・国

際貿易省は、カナダ人の参加者を増やすために国内での広報活動、情報提供を行っている⁸。

C-2 青年労働者交流 (Young Workers' Exchange Programs)

このプログラムは、相互主義二国間協定によって、未婚の若い労働者（大卒程度）がキャリア開発の一環として、海外でのキャリア訓練に参加するもの。対象国は、オーストラリア、フィンランド、フランス、ドイツ、日本（日本の場合はJETプログラムが対応）、オランダ、スイス。国によって対象となる活動分野、諸条件が異なる。

2-1-3 国際交流予算の推移

国際交流予算は、外務・国際貿易省のビジネス・ライン上は public diplomacy の中に含まれており、国内広報、海外広報等と一緒にカテゴリーである。Public diplomacy 予算の過去3年間の実績は以下の通り。

外務・国際貿易省 Public Diplomacy 予算の推移 1997-98年度～1999-00年度

(単位百万カナダドル)

	1997-98	1998-99	1999-00
当初予算	84.2 (約67億3600万円)	84.8 (約67億8400万円)	86.5 (約69億2000万円)
決定分	96.0 (約76億8000万円)	88.9 (約71億1200万円)	95.1 (約76億800万円)
既支出	95.5 (約76億4000万円)	85.1 (約68億800万円)	90.1 (約72億800万円)

2-1-4 今後の展望

既に述べたように、1990年代半ばに国際交流は公式に「(国際社会への)カナダの価値と文化の投影」というカナダ外交の第3の柱と位置づけられており、レトリックの上では高いプライオリティが置かれている。現在もその点には変更はない。しかし、実際の財政措置的としては予算が削減されているのが実情であり、この間の政府全般の予算削減という事情があるにしろ、実体的に国際交流に高い政策プライオリティが置かれているとは言

⁸ ミッシェル・ジゴー青少年・学者交流課長：カナダ政府の青年交流事業の問題は、予算不足のため、日本などと異なって政府が費用を負担するのではなく、費用は参加者が負担し、政府はファシリテーターの役割しか果たせないこと。広報活動費などが出せないで、更に参加者からプログラム参加費を徴収することを、現在検討中。オーストラリア、ニュージーランドなどは既に150カナダドル程度の参加費を徴収している。また、参加者費用負担のため、政府が派遣したい国に派遣できない。カナダの青年は、オーストラリア、ニュージーランドのような英語圏で、職の得やすい国にいつてしまう。日本との間では、言語の問題と職の問題で、派遣受入数にギャップがあるが（カナダ人が日本に行きたがらない）。カナダ政府としてこれを変えることは困難である。

えないと思われる。

いわば予算のない中で、政策追求を求められているのが実情であると言える。カナダの国際交流は、金を出さずに知恵を出すと自嘲気味に語られるゆえんである。こうした傾向が、今後すぐに大きく変わるとは考えにくい。その意味もあって、カナダの国際交流政策はある意味で受け身である。二国間交流事業の場合、相手国がそれなりの財政負担を引き受ける時に限って、カナダ側も対応するという原則であり、カナダの側から積極的に仕掛けることはあまりないし、またそのための財政的裏付けも乏しい。

第2に、国際交流事業が外務・国際貿易省直轄事業である点を指摘しなければならない。後に見るカナダ芸術カウンシルのように、国際交流事業を政治の介入を受けない独自の公的領域と考える場合には、カナダの伝統では独立機関を作るのが通例である。事実、国際交流の意義が高く評価され始めた1990年代初めには、国際交流基金やブリティッシュ・カウンシルのような独立機関を作ろうという構想もあった。しかし、実際はこうした構想は実現せず、外務・国際貿易省の直轄事業で行われているという事実は、カナダの国際交流事業は外交政策の一部として考えられているという現実を示していると言わざるをえないであろう。実際、カナダ芸術カウンシルの関係者からは、外務・国際貿易省の国際交流事業は外交的配慮がまず第一に来ており、その内容は二の次であるという話しを何度も聞いた。具体的には、APECなどの外交的イベントに合わせて芸術グループを送る、あるいは首相や外相などの外遊に合わせて芸術祭を行うなどの外交行事優先の傾向が強いとのことである。

第3に、国際交流事業への状況が逆境であればあるほど、外務・国際貿易省の国際交流事業における自国文化産業育成のための交流事業は、それが産業政策とも結びついており、またアメリカ大衆文化への対抗策という1950年代から続いている長い歴史的な政策であるという意味においても、より強い政策動機を持っており、カナダの国際交流事業全体に亘ってこの考え方の要素が強くなるのではないかと予想される。

第4に、日本に直接関係してくるカナダのアジア太平洋地域への関与の今後の見通しであるが、少なくとも現状は小休止と見るべきであろう。ただし、カナダ移民におけるアジア移民の数がその出生率の高さなどから増え続けており、また中国の経済発展にともないアジア全体との経済関係も深まることが予想されることから、長期的にはカナダがアジア太平洋地域とつながりを深めていくことは十分に考えられることである。また、少なくとも現状においては、アメリカのように中国市場を求めて中国との関係が深まるというような状況変化はカナダに関して言えばそれほど強くはない。まだ、カナダの場合、アジア太平洋地域のアジア側のパートナーは日本であり、またオーストラリア・ニュージーランドであると言えよう。しかしこのことは、カナダの国際交流政策が全体的に受け身であることから日本側の政策動向にも大いに依存していると言えよう。

2-2 カナダ民族遺産省(Canadian Heritage)の国際活動

カナダ民族遺産省がカナダの国際交流に関わってくるのは、カナダの多文化主義を国際社会に広げていこうとする政策をカナダ民族遺産省が担っているからである。また、カナダ民族遺産省は映画の共同製作、博物館学、マルチメディアなどで文化協定の主務官庁であるが、国際交流のための予算はない。したがって、ここでは多文化主義を国際社会に広げていこうというカナダ民族遺産省の活動に限って報告したい。まず、初めにカナダ民族遺産省の機構と優先政策の一般的情報を参考的にごく簡単に述べたい。

2-2-1 カナダ民族遺産省の機構

カナダ民族遺産省大臣はシェイラ・コップス (Sheila Copps) で副首相も兼任している。カナダ民族遺産大臣が重要なのは、国際文化政策ネットワークなどのカナダ民族遺産省の国際的活動はこのコップス大臣の個人的リーダーシップによるところが大きいからである。現在、具体的な事業が行われている訳ではなく、また予算があるわけでもない。多文化主義原則を国際規範に高めるための国際的なアドボカシー活動、あるいは理念的枠組み作りをカナダ民族遺産大臣が中心となって進めているという状況である。

参考までに、カナダ民族遺産省の機構とカナダ民族遺産省が一応所管する独立機関を以下に記す。

The Minister of Canadian Heritage

The Secretary of State (Multiculturalism, Status of Women)

The Secretary of State (Amateur Sports)

Arts and Heritage

Canadian Identity

Cultural Development

Portfolio and Corporate Affairs

Strategic Policy

所管の独立機関は、省の外局 (departmental agencies) と王立機関 (crown corporations) に分けられている。

< 7 の外局 >

The Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (CRTC) (an independent regulatory agency) / The National Archives of Canada/ The National Battlefields Commission/ The National Film Board of Canada/ The National Library of Canada, Status of Women Canada/ The Parks Canada Agency

< 10 の王立機関 >

The Canada Council for the Arts, the Canadian Broadcasting Corporation/ The

Canadian Film Development Corporation (Telefilm Canada) / The Canadian Museum of Civilization/ The Canadian Museum of Nature/ The Canadian Race Relations Foundation/ The National Arts Centre/ The National Capital Commission/ The National Gallery of Canada/ The Canada Science and Technology Museum Corporation

国際多文化主義政策を担っているのは、同省の国際協力局で、カナダ民族遺産大臣のスタッフ機能であり、事業のラインに組み込まれた組織ではない。

2-2-2 カナダ民族遺産省の優先政策

優先政策は以下の5項目にまとめられているが、国際活動は第5項目として掲げられている。

- (1) カナダ人の選択肢をより多様にかつアクセス可能にする

全ての創作表現や物語にカナダやカナダの経験の広がりを反映させ、かつ全てのカナダ人にアクセス可能にする。
- (2) 優れた活動を促進する

創造性、パフォーマンス、そしてコミュニティ指導力における優れた活動を促進する。
- (3) 能力作り（キャパシティ・ビルディング）

必要なコミュニティ、制度、および産業の能力を確保することにより、カナダの文化的多様性とカナダ人のアイデンティティを維持することを促進、支援する。
- (4) カナダ人同士を結ぶ

カナダ人がその違いや距離を超えて相互に理解し、カナダ人として共有する価値観を尊重するよう援助する。
- (5) カナダ人と世界を結ぶ

カナダ人の世界への関心や価値観を促進し、カナダが世界の多様な分野や遺産に対して開かれているよう促進する。

2-2-3 国際多文化主義政策の背景：自由貿易原則とカナダ文化政策の矛盾

カナダ民族遺産省の国際活動は、国内の多文化主義の原則を国際規範にまで高めることが目的である。ここでは、これを国際多文化主義政策と仮に呼びたい。国際多文化主義政策は、1990年代のアメリカとの自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）交渉、北米自由貿易協定（NAFTA）、さらにはGATT/WTOにおける自由貿易協議において、サービス、投資、知的所有権に関する一般協定の交渉が続くなかで出てきた新しい政策である。つまり、カナダの国内文化政策への脅威として現れてきた国際圧力への対抗策である[Canadian Conference of the Arts 1998:19-23]。

カナダ芸術会議は、1998年の報告書“Preliminary Findings of the Working Group on

Cultural Policy for the 21st Century”の中で、一連の貿易自由化交渉の中で全てが商品、サービス、投資に分類され、それによって世界の全てを決めてしまおうとする経済のグローバル化の動きが強まっていること、また、通信技術などの発達によって、文化製品の流通のコストが大幅に低下し、外国製の文化製品の流入が一層容易になっているとも述べる。

このように、グローバル化とコミュニケーション革命によって、従来のカナダ文化政策、すなわち文化産業育成や多文化主義に基づく政府の文化への介入が、自由貿易原則に反する保護策として位置づけられ、アメリカを初めとする国際圧力にさらされることになったのである。同報告書はカナダの文化政策は岐路に立たされていると述べ、自由貿易圧力に屈するのではなく、商品、サービス、投資という概念だけでなく、文化という概念を世界の議論の中に積極的に持ち出すべきだと提言している。世界貿易システムの諸原則が行き過ぎると、それによってもたらされる結果は地球の大衆娯楽システムの完全なアメリカ支配であると、1951年のマッセイ報告書が警告したカナダ文化のアメリカ支配がグローバルに拡張されると警鐘をならすのである。

同報告書に見られる国際多文化主義擁護の論理は幾つか見られ、これは他の政策文書にも繰り返し現れる。

「文化製品の貿易完全自由化は、アメリカ娯楽産業が世界を席卷することによる人類文化の画一化につながる」

「文化的多元性の保存は生物多様性や環境保護と同様に重要である」

「個人や国家のアイデンティティの基礎は固有の文化的価値やその表現にある」

「固有の文化的価値や表現は貿易、経済、技術などの領域においては非常に脆弱である」

これらの命題が本当に正しいかどうかは議論の余地があるところであり、少なくともアメリカの貿易自由化交渉担当者は認めていない議論である。カナダ政府の目指すところは、もちろん貿易自由化を全面的に否定するものではなく、貿易自由化がもたらす経済や雇用へのメリットにも十分に敏感である。しかしながら、カナダ文化を守ることはカナダの国民アイデンティティの維持を通じて、カナダ国家の安全保障につながるという認識が伝統的に強くあることを思い返す必要がある。つまり、経済的利益とは引き替えにできない安全保障上の脅威であるとの認識があるのである。

カナダ政府が求めているのは、原則としての貿易自由化に、ある程度の文化製品保護を認める枠組みである。それは、生物多様性や環境保護が貿易自由化における例外規定を可能にする、より上位の価値であるのと同じ位置づけを固有文化にも当てはめることである。カナダ文化が絶滅の危機に瀕する種の保護と同様に語りうるのかどうか、同報告書は、他でも度々引用されるカナダ文化製品における外国作品の割合を持ち出している。これらの数字をもう一度見れば、この議論が全くリアリティのないものではないことが分かる。

カナダのラジオ放送音楽の 70%が外国製

英語のテレビ番組の 60%が外国製

書籍市場の 70%が輸入本

店頭販売の雑誌の 83%が外国製

音楽販売の 84%が外国音楽

劇場映画の 95%が外国製、

こうした状況に歯止めをかけるために、マッセイ報告書以来半世紀にわたって政府が芸術支援を通じてカナダ人芸術家を保護、育成してきたのがカナダの文化政策であり、それが自由貿易交渉を通じて、自由貿易原則に反する国家の保護策であるとして撤廃を求められている訳である。文化産業関係者、芸術家、また文化政策担当者は、むしろカナダ文化政策の論理を逆にグローバルな議論の中に持ち出し、国際社会の規範に高め、自由貿易原則より上位の価値規範と位置づけるといふ、いわば反撃にでる戦略を選択したと云ってよいであろう。

2-2-4 国際多文化主義のアドボカシー活動

多文化主義を国際社会の規範とするために、カナダ民族遺産省は国際社会に訴える行動に出ている。カナダ外交の常套手段であるが、単独行動ではなくユネスコという国際機関と連携をとりながら、利害を共有し、理念に共鳴する諸国を組織しながらの行動である。その最初の目立った行動が、1998年6月にオタワでカナダ民族遺産省が主催した「文化政策国際会合」(International Meeting on Cultural Policy)である。

この国際会議はシェイラ・コップス民族遺産大臣が主催者として、趣旨に賛同する18カ国の文化大臣を招いて文化政策についての討議を行ったものである [Canadian Heritage, Department of, 1999a]。会議に参加したのは、アルメニア、バルバドス、ブラジル、クロアチア、ギリシャ、アイスランド、イタリア、象牙海岸、メキシコ、モロッコ、ポーランド、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トリニダードトバゴ、チュニジア、ウクライナ、英国の文化大臣である。日本政府は参加を断った。最近の国際会議の通例にならって同時並行するNGO会議も開催され、この参加者に対してロックフェラー財団が助成を行っている。

会議のテーマとして取り上げられた文化政策の課題は「文化的多様性と開発」「国際関係における文化の役割」「文化と貿易」の3つであり、カナダの考える国際多文化主義と密接に関連していることは明らかであろう。コップス民族遺産大臣自身の総括によると、会議ではグローバル化の進行の中で文化的多様性と創造性を振興し、追求する必要性について強い合意が得られた。文化的多様性を反映し、かつ経済発展を持続的なものとするための文化政策に関して、幾つかの提言が出された。また、経済計画は文化伝統を反映すべきであり、そのために国際金融機関もまた文化的多様性の議論に巻き込むべきであるとされ

た⁹。さらに、小国や開発途上国が文化的多様性プログラムに参加し、かつリードするための提言もなされている。

最も焦点の国際貿易協定に対する文化のインパクトについては、自由貿易原則から文化を除外することを求めたが、一部諸国は貿易自由化のもたらす利益にも注意すべきだと述べたとされる。多くの文化大臣がこの問題は小国や途上国においては、特に慎重な扱いが必要だとの認識を示した。グローバル化を単に経済や技術の問題と見なして、そのもたらす社会的インパクトを無視するのは間違いであると合意された。国家的あるいは国際社会の文化的諸目標と進行中の貿易自由化の間にバランスをとる必要があるとも合意された。

この報告書を見る限り、カナダの主張は多くの点で参加各国の賛同を得ることに成功したと言えよう。この会議で、フォローアップとしていくつかのことが決められた。第1は、国際文化政策ネットワーク (International Network on Cultural Policy: INCP) の設立である。コンタクトグループが作られ、その最初のメンバーにはカナダ、スウェーデン、メキシコ、ギリシャが就任した。このネットワークの設立時の議長国として、カナダが最初の1年の事務局を努めることも決まった。

第2回の国際文化政策ネットワーク会議はメキシコのオアハカで1999年9月に開かれ、参加国は25カ国に増えた[National Council for Culture and the Arts of Mexico 2000]。新たな参加国で重要と思われるのは、アメリカ合衆国 (National Endowments for the Arts の President)、ロシア、フランス、スペイン、ノルウェーなどが新たに参加したことである。アメリカには文化大臣がないので閣僚レベルの参加ではないが、アメリカの文化関係機関を巻き込んだことは重要であろう。また、フランスが参加したことは、ユネスコを動かしていく上でも重要なことと思われる。

討議された文化政策のテーマは、「世紀の終わりにおける遺産」「文化におけるアクター」「地球時代の文化の諸課題」であり、当初のカナダ政府の問題意識に加えて、有形・無形の文化遺産の問題が新たに提起された。とくに社会、経済開発における文化遺産が特に途上国においては重要であるとの記述が見られ、おそらくは文化遺産問題は主催国メキシコの問題関心を反映したものであらうと思われる。しかしながら、会議の当初のねらいであり、またカナダ政府のねらいでもある文化的多様性の保護の必要性は第2回会議でも広範に確認されており、このメキシコでの会議ではユネスコのストックホルム行動計画に焦点が当てられ、文化的多様性の具体的な行動は、ユネスコを通じて実施する方向が強く打ち出されている。そして、文化的多様性に関する新しい国際的取り決め (new international instrument on cultural diversity) の必要性が決議された。

同会議は2000年にはギリシャ、2001年にはスイス、2002年には南アフリカでの開催が決議され、カナダ政府がフォローアップ活動のリエゾン・オフィスを勤めることも決まった。ネットワークのリエゾン・オフィスは、カナダのハルに置かれている。(http://www.incp-ripc.org 参照。)

⁹ 世界銀行が文化開発に積極的な姿勢を示していることがこの議論の背景にあると思われる。

第3回会議はギリシャのサントリニで2000年9月に開催された。参加国は23カ国であり、アメリカとイギリスが参加しなかったのに対してキューバが加わっており、いささか反米的なポジションとなっているように見える。会議の議題は、「文化遺産」「グローバル化を指導する指標」「国家行動へのインプリケーション」となっており、グローバル化を指導する指標では何らかの国際的取り決めの必要性が再び強調されている。そして、「文化的多様性とグローバル化」ワーキンググループに国際的取り決めの具体的検討を指示し、かつ同ワーキンググループが提案した、国際条約的な何かの基礎としての既存の諸条約から抜き出した10の原則について了承したのである。10の原則とは以下の通り。

- (1) 基本的人権宣言、特にその27条“Everyone has the right freely to participate in the cultural life of the community, to enjoy the arts and to share in scientific advancement and its benefits”.
- (2) 文化遺産は共同体を過去と結びつけるアイデンティティと自己理解の決定的に重要な構成物である。
- (3) 芸術は、個人と社会の発展にとって基本的な役割を果たす。国家はその芸術家と芸術的自由を保護し、擁護し、援助しなければならない。
- (4) 言語的、民族文化的多様性は国家、および国際社会の文化的豊かさと伝統の維持発展を助け、かつ共通の価値と社会的一体性へのコミットメントを反映する。
- (5) 著作者および権利保持者は、彼らの創作に対する道義的かつ物質的な利益を保護される権利を有している。
- (6) 文化的な商品とサービスは他の商品とは異なるものとして認知され、扱われなければならない。
- (7) 個人の社会的、文化的満足は人間の発達の際となる要素であり、持続的開発アプローチに統合されなければならない。
- (8) 国際交流と文化協力は、ますますグローバル化する世界において広範な文化的信義の構築に必要であり、かつ人間の安全保障の構築に重要な手段である。
- (9) 文化的多様性は広範な文化的影響への開放性を含むものであり、地域的な内容を持つものの生産と流通の重要性を認識する。
- (10) 文化的多様性の保存と振興において、諸国政府は役割を果たすべきであり、かつ文化的多様性はよい統治の重要な要素である。

文化的多様性保護のための国際的取り決めの成立に向けて、徐々に前進しつつあるように思われる。

ギリシャでは、さらに会議に先立って、「国際文化的多様性ネットワーク」(International Network for Cultural Diversity) の設立総会が開かれた。このネットワークは、芸術家や文化に関わる諸団体、NGO の作るネットワークで、基本原則に賛同すれば誰でも参加できる。当初40を超える国の300を超える個人と団体が会員となって開始された。ここにも明らかにNGOと協力しながら、国際多文化主義を追求しようとするカナダ政府の戦略

が見える。

第4回会議は、2001年9月にスイスで開催されるが、その最大のテーマは発表されるINCP、ユネスコ等が作成した国際的取り決めの案を巡る討議と、その国際法上の文脈の検討、市民社会の役割についての検討の3点である。いずれにせよ、提案される国際的取り決めの内容を詰め、かつそれが有効に機能する方法を検討することが主要な議題とされている。議題は「文化的多様性の統合」「文化的多様性とグローバル化：文化的多様性に関する国際条約の検討」「文化政策と変化する政府の役割：意見交換と対話」となっており、第2の議題が中心であると思われる。

2-2-5 国際多文化主義政策の行方

既に述べてきたようにカナダ政府の国際多文化主義の国際アドボカシー活動は、それなりの反応と成果を得つつある。その戦略は、欧州諸国と中規模国のグループを作り、また同時にNGOとの協力によって国際的なネットワークを形成し、ネットワークを通じて国際世論の醸成をはかり、これらの複合的な圧力でWTOを初めとする貿易自由化交渉の場で、アメリカを中心とする貿易自由化勢力に譲歩を迫るというものである。おそらくは、欧州が意図している環境保護を貿易自由化の例外規定に入れようとする戦略と似ている。また、アメリカ国内の芸術家や文化団体などの文化関係者、また少数者の権利擁護を掲げる財団やNGOとも連携をとっているように見える。

果たしてこのようなカナダ政府の戦略が最終的にアメリカの自由貿易勢力である共和党、産業界、農業団体などを押し切って、貿易自由化の原則に固有文化保護の例外規定を盛り込めるのかどうかは、まだ不透明である。ただ、WTOのシアトル会議に見られるようにアメリカ中心のグローバル化への反対勢力の政治行動も決して見逃せない事実であり、また中規模国、小国、途上国の集まりであるとはいえ、一定の勢力の形成に成功しつつあるように見える今となって、果たしてアメリカや自由貿易主義者が、これらの主権国家勢力をまったく無視できるかということ、それもまた難しいのではないかと思われる。

おそらくは、固有文化保護政策をどの範囲まで認めるかという点において、妥協が計られるのではないだろうか。ユネスコ内部においても、カナダの主張を認めるという意見と、いわゆる先住民族などの少数民族文化の保護に限って認めてはどうかという意見の対立があると聞く。もし後者となった場合には、カナダ人芸術家の支援などが中心であり、先住民族文化保護が必ずしも中心ではないカナダの文化政策は相当の妥協を強いられることとなろう。また、保護政策にも関税や非関税障壁など様々な手段があり、自国芸術家への支援が一定程度認められる可能性も十分ある。

いずれにせよ、文化と政治が従来にないほど密接に関連し、グローバルな舞台でオープンな形で闘われる時代になりつつあるように見える。その意味では、「文化を世界の舞台に」というカナダの戦略は成功しつつあるのである。

3 国際交流機関

カナダの場合、厳密な意味で国際交流の専門機関というものは存在しない。それに一番近い組織ということでここではカナダ芸術カウンシルを取り上げるが、カウンシルの本来の目的は政府によるカナダ芸術の支援である。その活動の一部にカナダ人芸術家へのトラベル・グラントや芸術作品の海外展への参加など、国際交流的事業が含まれているのが実情である。

3-1 カナダ芸術カウンシル(Canada Council for the Arts)の国際活動

カウンシルは、1957年にカナダ・カウンシル法によって設立された独立機関（arm's length institution）で、カナダの芸術振興を目的としている。国家による芸術振興はイギリス型の独立組織による助成と大陸型の政府による直接援助の2つのタイプがあるが、カナダはイギリス型を採用している。ただし、ケベック州だけはフランス型の州政府による直接支援を行っている。

3-1-1 沿革

既に述べたように、1949年にヴィンセント・マッセイを委員長に「芸術、文学、科学の国家開発に関する委員会」（Royal Commission on National Development in the Arts, Letters, and Sciences）が発足し、1951年に報告書を提出した。このマッセイ報告書の中でカナダ・カウンシルの設置が提言された。これを受けて、1957年3月28日にカナダ・カウンシル法（The Canada Council Act）が議会で成立したのである。同法は「カウンシルの目的は芸術、人文科学および社会科学の研究と受益、また生産を伸張し、促進すること」と定めている。カウンシルは当初、ユネスコ・カナダ委員会の下に置かれた。当初の基金は、ノヴァス・コシアの実業家2人の遺産税による1億カナダドル（約80億円）が充てられた。初代議長（Chairman）はブルック・クラックストン（Brooke Claxton）、総裁（Director）はA.W. トルーマン（A.W. Trueman）である。初年度の芸術に充てられる基金5千万カナダドル（約40億円）の収益は270万カナダドル（約2億1600万円）で、助成金と賞の支出合計は140万カナダドル（約1億1200万円）あった。オーケストラ9団体、劇団3団体、舞踊カンパニー3団体、定期刊行物2誌への助成が行われた¹⁰。

以下に、その後の経緯について重要と思われる事項を列記する。

63年度：基金を3年間で3,000カナダドル増額決定。Molson Foundation がカウンシルに60万カナダドルの基金を寄付し、Molson Prize を設置。

¹⁰ Canada Council for the Arts, "Forty Years in the Life of the Canada Council for the Arts," at homepage: <http://www.canadacouncil.ca/council/mile-e.asp> から抜粋。

- 66年度：Killam Trust から 1,650 万カナダドルが寄付され、学術研究プログラムに充当。
- 67年度：議会が 1,690 万カナダドルの補助金を認め、これにより芸術支援額が 5 倍増。舞踊セクション設立。アーティスト・イン・レジデンス開始、短期助成開始。
- 69年度：Diffusion the Arts Program 開始。映画・写真が独立分野に。
- 70年度：芸術賞審査委員会 (Arts Awards Juries)、芸術奨学金審査委員会 (Arts Bursaries Juries) 設置。
- 71年度：Art Bank 設置。Victor M. Lynch-Staunton Award for the Visual Arts 設置。
- 72年度：出版社への一括助成 (block grant) 開始。カナダ出版物の翻訳助成開始。
- 73年度：First Explorations Program 開始。カナダ文学振興のための書籍購入プログラム開始。カナダ・カウンシル翻訳賞開始。
- 75年度：芸術予算が 3,260 万カナダドルに達する。児童文学賞設置。Art Bank の所有作品が 6,600 点になる。
- 77年度：カウンシルは芸術が政府からの独立している伝統を維持するよう強く求める。社会人文科学研究評議会 (Social Sciences and Humanities Research Council) が政府によって設置され、カナダ・カウンシルの責任は芸術だけになる。(この時以降、カナダ芸術カウンシルとなる。)
- 78年度：トロント・シンフォニー・オーケストラの中国公演支援等、中国、ソ連への公演を支援。第 1 回の National Book Festival 開催。
- 80年度：国際翻訳助成プログラム開始。
- 81年度：Appelbaum-Hebert Commission が「連邦の文化機関は連邦政府から独立 (arm's length relation) を維持する」よう提言。
- 83年度：6,500 万カナダドルを芸術分野で助成。メディア・アーツセクション設置。
- 84年度：ロビーイングが成功し、カウンシルは他の 3 つの文化機関とともに、財務行政法改革の例外と認められ、議会からの独立性 (arm's length relationship) を維持。
- 85年度：カウンシルは初めて議会予算が削減される。コミュニケーション大臣から 220 万カナダドルの 1 回限りの補助を受ける。
- 86年度：ローマとバルセロナのスタジオの residency プログラムが建築プログラムに追加される。
- 88年度：文化的多様性に関する諮問を実施。カウンシルは 9,330 万カナダドルの助成等を実施。
- 89年度：人種平等委員会設置。
- 90年度：インフレを考慮すると議会予算は 20% の減少。Bell Canada Award in Video Art 開始。
- 91年度：Status of the Artist 法成立。カウンシルの予算はインフレのため、1987 年度との比較で実質 30% 減。社会人文科学研究評議会との合併計画が発表される。(後に上院で否決される)。

- 93年度：財務省から2年間で運営経費（administrative cost）を2年間で200万カナダドル削減を依頼される。カウンシルは、94年度までに240万カナダドルの削減を決定。複数年助成制度の導入。文化的多様性に関するサブ・コミティの設置。
- 94年度：戦略計画「未来への設計」（“A Design for the Future”）を1995年3月に発表。3年間で運営経費50%削減を発表。政府は理事の数を21名から11名に削減。Art Bankプログラム中止。芸術に関する先住民委員会を設置。
- 95年度：議会予算200万カナダドル削減。スタッフ数を3分の1削減。芸術セクションの数を10から7に削減。Art Bankプログラムの年間赤字が210万カナダドルから45万カナダドルに減少。
- 96年度：基金・賞部門（Endowment and Prizes Office）新設。運営経費の半減を達成。カウンシル40周年。

以上から分かるように、1980年代まではカウンシルは順調に拡大をたどったが、80年代のインフレで実質予算の目減りがあった。さらに、1990年代に入ると事業予算が減らされ始めただけでなく、運営経費の大幅な削減が行われスタッフ数が3分の2に削減されるという相当にドラスティックなリストラが行われている。1997年度以降は議会予算が再び増額されており、インフレ調整済みの実質価値でリストラ以前のレベルに戻っている。現在は、大幅なリストラの影響からようやく落ち着きを取り戻した段階である。

3-1-2 機構・意志決定(ガバナンス)

政府によって任命される理事（多くは芸術家）によって構成される理事会が政府から独立してカウンシルを運営する。芸術助成の運営は基本的に公募性で、専門家審査を原則とする外部委員会選考であり、審査終了後の委員名公表、落選者への理由説明など、アカウントビリティと透明性が高い。スタッフは、芸術の専門家をリクルートするプログラム・オフィサー制度に則っており、選考委員およびスタッフの両方のレベルで「芸術専門家による運営」が基本となっている¹¹。

<理事会の構成>

1957年の創設当時は、21名のカウンシル・メンバーであったが、1994年度からは11名に減員されている。議長と副議長の任期は5年以内で、一般委員は3年以内。一般委員の任期は1回のみ更新可。年4回の定例カウンシル会議があるが、しばしばカナダ芸術カウンシルを代表する機会がある。委員は無給であるが、日当の支払いとカウンシルの仕事をする場合の経費は支払われる。委員は基本的に芸術関係者である。

¹¹ ブリーム Carol Bream, Director, Endowments and Prizes 氏らのインタビュー。

Chairman/President Jean-Louis Roux

Vice-President/Vice-Chairman François Colbert

Member

Dean Brinton
Suzan Ferley
Nalini Stewart
Riki Turofsky
Irving Zucker

Suzanne Rochon Burnett
Richard Laferrière
Jeannita R.M. Thériault
Max Wyman

<組織の機構図>

Chairman's Office

Director's Office

Arts Division

Dance Section
Theatre Section
Visual Arts Section
Inter-Arts Office
Equity Office
Arts Service Unit

Music Section
Media Arts Section
Writing and Publishing Section
Outreach Office
Aboriginal Arts Secretariat

Public Affairs, Research and Communications
Communications Section

Endowments and Prizes

Art Bank

Canadian Commission for UNESCO

Administration Division

Human Resources
Financial Planning
Information Management Services
Public Lending Right Commission

Finance
Administrative Services

3-1-3 予算の推移、プログラム領域ごとの支出の推移

収入は大部分が政府予算であり、一部基金収益がある。1999-2000年度の収入と支出は以下の通り¹²。基金額は、1999-2000年度で総額3億706万カナダドル(約245億6500万円)であり、そのうち民間基金(民間からの指定寄付)は7,165万カナダドル(約57億3200万円)である。民間基金は、冠のついた賞であったりフェローシップや研究助成金など。

¹² 1999-2000年度の収支報告書から。

1999-2000 年度の収支

<u>収入</u>		(単位 1000 カナダドル)
投資収益		31,701
その他収入		1,657
合 計		33,358 (約 26 億 6,900 万円)
<u>支出</u>		
プログラム支出		
助成金		113,878
管理費		7,126
サービス		2,129
ユネスコ国内委員会		1,283
一般管理費		9,746
Art Bank		140
合 計		134,302 (約 107 億 4400 万円)
純損益		100,944
議会補助金		116,584
収支		15,640 (約 12 億 5,100 万円)

議会予算の推移を 1978-79 年度から 2000-2001 年度までを通して、表面価値とインフレ調整済み実質価値で表示したのが別表 1 である。これで分かるように、1992-93 年度までは表面価値では一貫して予算増額されたが、1993-94 から 1996-97 までの 4 年間は予算減額の時期であり、既述の通りリストラが行われた時期である。その後、予算は表面価値では増額されているが、インフレ調整済みの実質価値では、1980 年代末～1990 年代初めのリストラ前の時代に戻した程度である。

支出であるが、1996-97 年度から 1999-2000 年度までの部門毎の支出を表したのが別表 2 である。部門間の割合は毎年そう大きな変化が無いことが分かる。また、この表には現れないが、運営経費は総収入の 10～16% であり、大部分が助成金となっている¹³。助成件数と金額は、2000 年度で 4,594 件、総額約 1 億カナダドル (約 80 億円)。

3-1-4 国際プログラム

何度も述べたようにカナダ芸術カウンシルの目的は芸術振興であり、助成の大部分は国際交流と直接関係している訳ではない。そこで、次にカウンシルの内部資料で特に国際的な活動がどのようなものかを見てみたい¹⁴。国際的な活動は(1)プログラムの目的からして元来国際的な活動支援である指定国際プログラム、(2)国際トラベル・グラント、(3)国際的な活動を含む一般の助成の 3 カテゴリーに分けられており、1999-2000 年度のカテゴリー

¹³ The Canada Council for the Arts, "Summary of the Corporate Plan and Operations and Capital Budgets 1999-2002."

¹⁴ The Canada Council for the Arts, "Profile of Funding to International Programs, 1999-2000," November 2000.

別の助成金総額は以下の通りである。

分 類	助成金合計 (カナダドル)
(1) 指定国際プログラム	1,957,756 (約 1 億 5,660 万円)
(2) 国際トラベル・グラント	582,952 (約 4,660 万円)
(3) 国際活動を含む一般助成案件	7,489,512 (約 5 億 9,920 万円)
合 計	10,030,220 (約 8 億 240 万円)

1999-2000 年度の助成金総支出の 111,060,263 カナダドルと比較すると、上記の国際的活動への助成総額は全体の約 9.1%である。全体としてみるとまだ国際交流関係は少ないが、それでもここ数年「国際的プロモーション」を目的とした幾つかの指定国際プログラムが新設され、この助成金支出は 1996-97 年度から 1999-2000 年度までの 3 年間で、192,924 カナダドルから 1,957,756 カナダドルへと約 10 倍増しているのである。明らかに、文化産業支援の一環としてカナダ芸術を国際的に売り出そうという 1990 年代後半以降の政策を示している。いわば、「守りの芸術支援」から「攻めの芸術支援」へ徐々にではあるが方向転換を図りつつある。あるいは、そうした圧力が議会等からかかっていると言えるであろう。

次に、指定国際プログラムを紹介したい。データは、同じく 1999-2000 年度である。各プログラムの助成金総額は以下の通り。

プログラム名称	助成金額 (カナダドル)
Aboriginal Peoples Collaborative Exchange	89,300
International Co-operation Program for Dance (Pilot Project)	261,000
Inter-Arts Program: Dissemination Grants	0
Media Arts: Dissemination Project Grants	0
International Performance Assistance in Music (Pilot Project)	121,158
Theatre International Pilot Project	693,405
Visual Arts: Major International Exhibitions	180,000
International Translation Grants	305,300
Outreach Program: New Audience and Market Development Assistance—International Marketing and Promotions	307,593
合 計	1,957,756

<Aboriginal Peoples Collaborative Exchange>

カナダの先住民族コミュニティの芸術家や芸術グループが他国の先住民族芸術グループを訪問して交流すること、および外国の先住民族芸術家・グループのカナダへの招

聘事業への助成。助成対象はトロントの Aboriginal Voices、モントリオールの Nation to Nation など助成件数 8 件、2,000 カナダドルから 30,100 カナダドルまで。

<International Co-operation Program for Dance (Pilot Project)>

カナダのダンスのプロ、カンパニー、コレクティブが、国際的な共同制作を実施したり、あるいは共同制作作品を国際的なツアーに出すことへの助成。開発助成、制作助成、国際ツアー助成の 3 つの部分からなっている。助成対象は、バンクーバーの Canadian Institute of the Arts for Young Audiences、トロントの Chase, Sarah May Gwendolyn など 10 件、9,000 カナダドルから 40,000 カナダドルまで。

<Inter-Arts Program: Dissemination Grants>

この普及助成は、Performance Arts, Interdisciplinary Work, New Artistic Practices の普及のためのもので、カウンシルの芸術分類にとらわれず、応募出来るもの。1999-2000 年度から、メディア・アーツセクションから移動したため、この年度は助成助成実績なし。

<Media Arts: Dissemination Project Grants>

このプログラムは、カナダの非営利のメディア・アーツ作家や組織が、展示、巡回展示、放送、特別マーケティング活動などを行うことへの助成。1999-2000 年度は国際的活動を含める移行期のため国内助成のみ。

<International Performance Assistance in Music (Pilot Project)>

このプログラムはカナダのプロの音楽家やグループが、国際的な招待を受けて海外公演する場合の助成。助成対象は、トロントの Autumn Leaf Performance など 13 件で、1,600 カナダドルから 20,000 カナダドルまで。

<Theatre International Pilot Project>

カナダの演劇の海外でのビジビリティを高めるために、カナダの劇団と海外の劇団の共同制作を支援する。トロントの Associated Designers of Canada、ヴァンクーヴァーの Axis Theatre Co. など 43 件、1,000 カナダドルから 120,000 カナダドルまで。

<Visual Arts: Major International Exhibitions>

このプログラムは 1999-2000 年度から始まったもので、海外の主要なヴェニス、シドニー、サンパウロなどの主要な国際展覧会にカナダ人作家の作品を展示するために、そのコーディネーションを行うカナダの組織を助成する。Canadian Center for Architecture, Vancouver Art Gallery など 4 件が対象となった。助成金額は、10,000 カナダドルから 75,000 カナダドルまで。

<International Translation Grants>

この助成は、外国の出版社がカナダ人作家の作品を英語・仏語以外の言語に翻訳する際に助成するもの。68 の外国出版社が助成を受けた。金額は、700 カナダドルから16,900 カナダドルまで。

<Outreach Program: New Audience and Market Development Assistance

—International Marketing and Promotions>

この助成はカナダの芸術家やマネージャーが、海外市場を開拓するのを支援するもので、具体的には主要な国際芸術祭、ショウケース、トレードフェアに参加する費用の助成。数百カナダドルから数千カナダドルまで。件数は不明。

3-1-5 各分野プログラムの概略と国際プログラム:

セクション・ヘッドのインタビューから

<音楽>

助成予算は、2,500 万カナダドル(約 20 億円)で、国際的活動は約 100 万カナダドル(約 8 千万円)。カウンシルは最初の 25-30 年間は、クラシック音楽だけだったが、ジャズ、ワールド・ミュージックなど多様なジャンルをカバーしている。カナダのオペラ、オーケストラの海外公演の支援は、外務・国際貿易省のプログラムがカバーしている。カウンシルの国際活動は、主として、専門訓練、研究、プレミアム公演、カナダ人作曲家の海外派遣など。

<演劇>

助成予算は、約 2,000 万カナダドル(約 16 億円)で、そのうち 80 万カナダドル(約 6,400 万円)程度が国際的な活動に向けられている。国際的活動の多くは、芸術監督の旅費、芸術監督や美術監督の交換、レジデンシー・プログラムなど。共同制作は 2~3 年のより長期の時間を必要とするため、あまり多くはない。

<美術>

助成予算は、1,500 万カナダドル(約 12 億円)で、国際的活動は約 20 万カナダドル(約 1,600 万円)。カナダの現代美術への政府援助は非常に少なく、カナダ民族遺産省は予算がなく、外務・国際貿易省の海外展示もごく少ない。カウンシルの美術分野の国際プログラムは、美術館への年間助成(ブロック助成)の中で細々と賄われる程度。カナダ現代美術の展覧会は、国内、海外とも驚くほど少なく、危機的状況。主要な国際展に出品するのが限度。レジデンシー・プログラムは、パリ、ニュージーランド、インドを対象にして実施している。建築も美術プログラムに含まれており、ローマにスタジオを所有していて、そこでの若い建築家の 4 ヶ月のフェローシップは評判がよい。

<メディア・アーツ>

助成予算は、1,000 万カナダドル弱(約 8 億円)で、主として国内活動に当てられており、国際活動はこれからの課題。新しい分野。映画の外国機関とカナダ機関の共同製作などへ

の助成があるが、年間 10 件以下。映画部門は歴史があるが、メディア部門は新しく実験的段階。メディアには年間 10 億カナダドル(約 800 億円)以上の投資があり、カナダ・カウンシル予算はその 1%以下であるため、実験的なプロジェクトに絞っている。

3-1-6 中長期的展望と国際交流活動の特徴

カウンシルの状況は当然ながら、予算削減期である 1993 年度から 1996 年度までの 4 年間と、予算が元に戻された 1997 年度以降では相当に異なっている。まず、予算削減期にその対策として出てきた、1995 年 3 月の戦略文書 “The Canada Council: A Design for the Future”¹⁵を見てみたい。次に、戦略文書はまとめられていないが、1997 年度以降を概観してみる。

1994 年に新しい議長と総裁が選出されたのに合わせて、カウンシルの新しい戦略作りが始まったと上記報告書には書かれている。しかし、実際は 1993 年度からの大幅な議会予算削減の対策であったことは間違いないであろう。このために、内部での討議に加えて芸術家コミュニティとの討議が、カナダの 17 の都市で 30 の公開ワークショップや討論会を通じて行われた。さらに、300 名を超える関係者から書面による提案が出され、討議会等を通じて出された提案を合わせて、戦略作りの基礎資料となった。

重要な点は、カウンシルの基本的な使命と事業実施原則がカナダの芸術家によって再確認されたことである。すなわち、国家による芸術支援の必要性、カウンシルが政治的な介入を避けるために政府からは独立した組織であり、カナダ民族遺産大臣を通じて議会に直接責任を負う、助成の選考はピア・エヴァリュエーション（同僚専門家による評価）により、芸術的に優れているか、芸術的な比較の上でメリットがあるかを一義的な基準に行われる、などの点である。

したがって、カウンシルの基本路線には変更がないものの、幾つかの改革を提言し、それらは直ぐに実行に移された。どれも国際交流とは直接に関係がないので、ごく簡単にまとめてしまうと、などである。この提言を受けて、カウンシルのスタッフ数が 3 分の 2 に縮小されたのは既述の通りである。

以上のように、1995 年時点のこの戦略文書を見る限り、カナダ芸術カウンシルの戦略の大きな部分には国際交流は入っていない。予算の削減期であり、コストのかかる国際的活動が入ってこないのはある意味では当然かも知れない。

再び予算が増額された 1997 年度からは、既に見たように国際プログラムが増え、1996 年度から見て 1999 年度までに 10 倍に予算が増えている。明らかに、国際的な活動を増やす方向への方針転換が行われたと見てよいであろう。特定国際プログラムの内容を見れば極めて明瞭のように、カナダ芸術家の海外での評価の獲得、それによる海外市場開拓という外務・国際貿易省で見た文化産業振興政策の一端をカナダ芸術カウンシルも担うようになったのである。先住民文化の交流以外はいわゆる双方向交流事業ではない。相互理解の

¹⁵ The Canada Council for the Arts, “The Canada Council: A Design for the Future,” March 1995.

促進といった曖昧な目的ではなく、極めて鮮明に国際芸術市場で勝ち抜くための優れたカナダ芸術の創造とその海外市場への売り込みという戦略的国際交流（もし、こう呼べるとすれば）が目指されている。

全体を通して言えることであるが、グローバル化を前にして、カナダの伝統的な文化政策を守るために、ひとつの国家戦略の下で外務・国際貿易省、カナダ民族遺産省、カナダ芸術カウンシルの活動がますます戦略的に統合されつつあると言ってよいであろう。その国家戦略とは、第1に国家による国内文化産業振興という守りの側面と、文化産業の海外市場開拓という攻めの側面を持った政策であり、第2に、国家による文化政策を自由貿易主義から守るための国際多文化主義政策である。こうした国家戦略が、アメリカ合衆国という唯一の超大国と国境を接し、かつアメリカ娯楽産業に圧倒的な寡占を許しているカナダという国家の安全保障意識から出ていることは既に述べた通りである。

別添資料

参考文献

<図書、論文>

- Banting, Keith G., "Social Citizenship and the Multicultural Welfare State," in Alan C. Cairns et.al. eds., *Citizenship Diversity and Pluralism: Canadian and Comparative Perspectives*, McGill-Queen's University Press, 1999.
- Brooks, Stephen, *Public Policy in Canada: An Introduction*, Oxford University Press, Third Edition, 1998.
- Dowler, Kevin, "The Cultural Industries Policy Apparatus," in Michael Dorland ed., *The Cultural Industries in Canada: Problems, Policies and Prospects*, James Lorimer & Company, Publishers, 1996.
- Portman, Jamie, "And Not By Bread Alone: The Battle Over Canadian Culture," in David Thomas ed., *Canada and the United States: Differences that Count*, Broadview Press, 1993.
- Randall, Stephen J., "Divergent Visions, Common Problems: Canadian and American Foreign Policy Traditions," in David Thomas.
- Seiler, Tamara Palmer, "Melting Pot and Mosaic: Images and Realities," in David Thomas.
- Woodrow, R. Brian, et.al., *Conflict Over Communications Policy: A Study of Federal-Provincial Relations and Public Policy*, C.D. Howe Institute, 1980.

<政府出版物、内部資料>

外務・国際貿易省

Foreign Affairs and International Trade, Department of, "International Youth Programs," 1999.

カナダ民族遺産省

Canadian Conference of the Arts, "Preliminary Findings of the Working Group on Cultural Policy for the 21st Century," January 1998.

Canadian Heritage, Department of, "Immigrants and Civic Participation: Contemporary Policy and Research Issues," 1997.

Ibid., "Final Report of the International Meeting on Cultural Policy: Putting Culture on the World Stage," 1999.

Ibid., "Culture and Heritage: Connecting Canadians Through Canada's Stories," 1999.

Ibid., "Canadian Diversity: Respecting our Differences," 2000.

Ibid., "Sharing Canadian Stories: Cultural Diversity at Home and In the World," 2000.

Ibid., “Annual Report on the Operation of the Canadian Multiculturalism Act 1999-2000,” 2001.

National Council for Culture and the Arts of Mexico, “Final Report of the Second Informal Meeting of the International Network on Cultural Policies, Oaxaca, Mexico, September 20&21, 1999” 2000.

カナダ芸術カウンシル

The Canada Council for the Arts, “The Canada Council: A Design for the Future,” March 1995.

Ibid., “The Report and Recommendations of the Third Advisory Committee for Racial Equality in the Arts at the Canada Council,” June, 1999.

Ibid., “Review of the Interdisciplinary Work and Performance Art Program: Final Report,” November, 1999.

Ibid., “Breakdown of Grants by Discipline and by Province, 1996-97 to 1999-2000,” April 18, 2000.

Ibid., “Members of the Canada Council for the Arts,” October 2000.

Ibid., “Profile of Funding to International Programs, 1999-2000,” November 2000.

Ibid., “Parliamentary Appropriation to the Canada Council: 1978-79 to 2000-2001,” February 15, 2001.

Ibid., “Programs and Officers,” (no date).

カナダ芸術カウンシル 基本データ

組織	
団体名称	カナダ芸術カウンシル Canada Council for the Arts
所在地	350 Albert Street, P.O.Box 1047, Ottawa, Ontario K1P 5V8 電話 : (613)566-4414 FAX : (613)566-4390 E-mail: info@canadacouncil.ca ホームページ : http://www.canadacouncil.ca
代表者	議長 Chairman: Jean-Louis Roux (舞台監督、俳優、作家)、 副議長 Vice Chairman: François Colbert (モントリオール商科大学マーケティング教授) 所長 Director: Shirley Thompson (元国立美術館長、元ユネスコ代表など)
沿革	1949年にヴィンセント・マッセイを委員長に「芸術、文学、科学の国家開発に関する王立委員会」(Royal Commission on National Development in the Arts, Letters, and Sciences)が発足し、1951年に報告書を提出した。このマッセイ報告書の中でカナダ・カウンシルの設置が提言された。これを受けて、1957年3月28日にカナダ・カウンシル法(The Canada Council Act)の成立によりカウンシルが発足した。同法は「カウンシルの目的は芸術、人文科学および社会科学の研究と受益、また生産を伸張し、促進すること」と定めている。1977年に社会人文科学研究評議会が設立されたため、カナダ・カウンシルは芸術のみを扱うようになる。
意思決定	連邦政府の基金出資、および毎年予算を得ているが、独立機関 (arm's length relation) であり、組織運営は政府の任命する11名のカウンシル・メンバーが合議により意志決定を行う。カナダ民族遺産大臣を通じて議会に対して直接責任を負う。個々の助成の選考は、各分野の専門家からなる選考委員会が実施する。委員名は事後公表され、選考結果は全て公表される。透明性の高い選考を行っている。

	機構	カウンシルは議長、副議長を含めて 11 名と定められている。基本的に芸術界の人々から選ばれる。事務局の運営は所長 Director をトップとして、Dance, Music, Theatre, Media Arts, Visual Arts, Writing and Publishing のアートセクションと、広報・研究・コミュニケーション、基金・褒賞、管理のセクション等からなり、ユネスコ・カナダ委員会もカウンシルの中にある。
	定員数	カウンシル・メンバーの定員は 11 名。スタッフの定員は不明であるが、2001 年 3 月の資料では 125 名のオフィサー。
事業		
	主要事業	舞踊、音楽、演劇、メディア・アート、美術、文学出版などの芸術分野でのカナダ人芸術家、または芸術グループの資金助成。約 10% 弱が、カナダ人芸術家、グループの国際的事業への助成。
	各種実績	2000 年度の助成実績は、4,594 件、総額約 1 億カナダドル (約 80 億円)。国際的事業は、1999 年度実績で約 200 件、総額約 200 万カナダドル (約 1.6 億円)。
資金		
	予算	1999-2000 年度を見ると、基金からの収入が約 3,300 万カナダドル (約 26 億円)。連邦補助金が約 1 億 1,600 万カナダドル (約 92 億 8 千万円)。合計で、1 億 5 千万カナダドル (約 120 億円) の収入。予算の大半を占める連邦補助金は、ここ数年 1 億 1,300 万カナダドル (約 90 億 4 千万円) から 1 億 2,500 万カナダドル (約 100 億円) の間。1978-79 年度から現在までの連邦予算の推移は、別表 1 参照。運営費 (管理費) の割合は、約 10~16% で、残りは全て助成金に使われる。1999-2000 年度で、支出合計 1 億 3,400 万カナダドル (約 107 億 2 千万円) のうち、助成金支出が 1 億 1,300 万カナダドル。
	資金源	基金収入と連邦補助金予算。基金は、1999-2000 年度で、3 億 7 百万カナダドル (約 246 億円) で、そのうち民間基金 (民間からの特定寄付) は合計で、7,165 万カナダドル (約 57 億円)。
政府との関係		
	法的関係	基金支出、および毎年の補助金を受けているが、芸術は政治から独立すべきという考え方で、政府からは独立した関係 (arm's length relation) にある。芸術家からなるカウンシル・メンバー 11 名が政治任命される。政府のカナダ民族遺産大臣を通じて、議会に対して直接背金を負う。助成金の配分や運営について、政府・議会の介入は基本的にはない。政府との関係が伝統的に維持されている。しかしカウンシルの歴史の中でそれが脅かされる危険は何度かあった。

政策面での関係	カナダ民族遺産省との調整、また外務・国際貿易省との調整は行われている。個別の助成案件のレベルでの調整もあるし、全体としての国家政策動向を反映して、例えば多文化主義政策などは全てに亘って調整される。
事業役割分担	基本的には、カウンシルは芸術、カナダ民族遺産省はその他文化全般を扱う。国際交流面では外務・国際貿易省が中心であるが、カウンシルはカナダの芸術振興の観点から、芸術家の海外公演、展示、ツアーなどを支援する。
中長期的展望	
中長期計画	<p>1995年の政策文書が最後。ここでは、Visual Art への助成を増やす、Art Bank の廃止、地域別のより公平なバランス、先住民族文化への優先度、Interdisciplinary Art や新技術への対応、運営事務の縮小によって助成金の割合を増やす、プログラムの数を減らして個々のプログラムをより統合的かつ柔軟にする、カウンシルのコミュニケーション活動を活性化するなどの方針が打ち出された。1993年度以降の議会予算削減への対応の色彩が強い。</p> <p>カナダ芸術家の海外市場開拓のための国際展参加、ツアー、マーケティングなどへの助成が、1997年度以降急激に増えており、この点にも重点が置かれているように見える。</p>
背景	<p>1995年の政策文書は、議会による予算削減が最大の背景と思われる。批判を受けて、管理費を大幅に削減し、人員を3分の2にリストラした。その後、1997年度からは予算は元に復している。</p> <p>カナダ芸術家の国際市場開拓のための支援は、外務・国際貿易省の文化産業支援政策と連動しているものと思われる。カナダ政府の対外文化政策は、アメリカの大衆文化への過度の依存から脱却することを最大の目標としており、そのために国内文化産業（芸術を含む）支援を政府が行っている。従来は、守りの政策であったが、グローバル化が進む中で、攻めの政策として、カナダ人芸術家の海外市場開拓を積極的に押し進めようという意図が背景にはあると思われる。</p>

その他調査項目		
	政府関連 民間関連	<p>外務・国際貿易省の芸術家の海外活動支援は外交のニーズ優先であり、芸術の内容は二の次であるのに対して、カウンシルは基本的に芸術の質や比較優位を大原則にしており、そこが異なる。</p> <p>カウンシルは、基本的に営利・非営利の民間芸術組織や個人への助成であるため、民間と競合することは基本的にはない。</p>
	アカウンタビリティ	<p>芸術家が選考する、芸術支援であるため、どうしても選考結果への不満は起こりうる。そのために、選考過程の透明化、選考理由の開示などのアカウンタビリティはカウンシルの信頼性を確保するために重要である。</p> <p>また、運営に関しても、芸術家が自ら運営するという精神であるため、運営のアカウンタビリティにも十分配慮されており、政府からの独立性（arm's length relation）を失わないようにアカウンタビリティが配慮されている。</p>

別添

表1. カナダ・カウンシルへの議会予算(表面価値と1992年を基準とした実質価値)

年度	年度予算	単位 カナダドル	
		インフレインデックス	実質価値
1978-79	39,152	43.6	89,798
1979-80	41,116	47.6	86,378
1980-81	44,647	52.4	85,204
1981-82	52,941	58.9	89,883
1982-83	59,883	65.3	91,704
1983-84	65,581	69.1	94,907
1984-85	72,614	72.1	100,713
1985-86	74,244	75	98,992
1986-87	85,311	78.1	109,233
1987-88	96,895	81.5	118,890
1988-89	93,251	84.8	109,966
1989-90	103,503	89	116,296
1990-91	104,054	93.3	111,526
1991-92	105,493	98.5	107,099
1992-93	108,215	100	108,215
1993-94	99,335	101.8	97,579
1994-95	98,362	102	96,433
1995-96	97,946	104.2	93,998
1996-97	91,093	105.9	86,018
1997-98	113,968	107.6	105,918
1998-99	116,169	108.7	106,871
1999-00	116,456	109.8	106,062
00-2001	125,227	111.5	112,311

表2. カナダ芸術カウンシルのプログラム分野別の助成金額

(1996-97年度～1999-00年度)

プログラム分野	単位 カナダドル			
	1996-97	1997-98	1998-99	1999-00
Dance	10,402,401	12,152,572	12,269,216	12,554,148
Music	17,877,816	21,134,221	21,557,962	21,081,362
Theatre	16,689,930	20,046,890	20,348,559	19,809,677
Visual Arts	10,870,119	13,053,247	15,392,193	15,185,558
Media Arts	6,206,460	7,666,894	9,230,800	8,807,200
Wiring/Publishing	15,165,752	17,811,113	17,417,852	17,634,795
Interdisciplinary	6,195,601	742,240	851,000	996,919
Prizes/Others	4,701,770	1,058,057	1,612,510	3,218,490
Grants Programs	78,533,808	93,644,234	98,680,092	99,288,149
Millenium Arts Fund	0	0	5,318,200	3,720,000
Total Grants and MAF	78,533,808	93,644,234	103,998,292	103,008,149
Public Lending Right	6,000,406	8,030,060	8,059,252	8,052,114
Total Funding	84,534,214	101,674,294	112,057,544	111,060,263

(出典: カナダ・カウンシル内部資料)

IV 英国

日本学術振興会特別研究員

渡辺 愛子

IV 英国

渡辺 愛子

1 英国における国際交流概要: 基本的理念と実施体制, 21世紀に向けた取り組み

1997年5月に誕生した労働党ブレア政権は、それまで18年もの長きに渡って政権を保持してきた保守党政権の負の遺産ともいえる「英国病」からの脱皮とそのイメージ一新を企て、'Cool Britannia'を旗頭に抜本的な改革を行ってきた。ブレア政権3年目に国を挙げて展開されたミレニアム・プロジェクトにおいて、年間600万人以上の来訪者を達成した「ミレニアム・ドーム」、ロンドンの全貌を見渡す大観覧車「ロンドン・アイ」、そして現代芸術を結集した美術館「テート・モダン」の建設などは、文字通り「クールな」英国の実体を、国民の意識だけでなく、広く海外にも知らしめた例として記憶に新しい。また、155ヶ国の参加国が集う史上最大規模の万国博覧会となった Expo 2000 Hanover (2000年6月1日～10月31日)における英国パビリオンは、外務連邦省 (Foreign and Commonwealth Office: FCO—以下、「外務省」) と通産省 (Department for Trade and Industry: DTI) の共同出資750万ポンド (約135億円)¹をもとに、260万人の来訪者 (一日あたり1万7,000人) を呼んだが、そのテーマは「多様性 (Diversity)」であり、現代英国の多文化社会の様相を全世界に伝えることを最大の目的とした²。好調な景気動向に後押しされ、世論においても多くの支持を獲得した労働党第二次政権のもと、21世紀に突入した英国の国際交流政策およびその活動は、政府省庁と関連諸機関との緊密な提携関係を礎に、先進科学技術と斬新で機知に富んだ文化が共存する現代英国多文化社会の構築をめざしている。

1-1 実施体制の変化

英国の国際交流活動は、政府部門が専門機関を設立して実施しており、ブリティッシュ・カウンシルは、外交部門である外務省を監督省庁とし、外務省の公的外交面での主要目的に即したかたちで活動を行ってきた。また、政府の文化部門である文化・メディア・スポ

¹ 1ポンド=180円で換算。

² 外務省ホームページ <http://www.fco.go.uk> より。

ーツ省 (Department for Culture, Media and Sport: DCMS—以下, 「文化省」) は, 国内の芸術振興を目的としたイングランド・アーツ・カウンシル (The Arts Council of England) を所管している。90年代に設立されたイングランド・アーツ・カウンシルは, ブリティッシュ・カウンシルとの提携・協力関係のもと, 最近になって国際交流活動に強い関心を持ち始めた。また, 同カウンシルは本年度, 組織の抜本的な構造改革を行うことによってコストの大幅削減と政府補助金の有効活用を達成しようと考えている。さらに, これまでブリティッシュ・カウンシルの傘下であり, 外務省を監督省庁とするヴィジティング・アーツ (Visiting Arts)³ は, 海外の芸術文化を英国に紹介する国際交流機関であるが, 2001年4月にブリティッシュ・カウンシルから独立し, 独自の国際交流路線を開拓しようとしている。

個々の機関の90年代における活動概略に移る前に, ここで英国の国際交流政策および文化政策の基本的理念について概観する。

1-1-1 英国における文化外交の源流

両世界大戦間期の英国は, 当時猛威を振るっていたファシスト政権による「文化プロパガンダ (cultural propaganda)」の脅威にさらされていた。ブリティッシュ・カウンシルは, これら文化プロパガンダに侵蝕され, 英国の海外での影響力が貶められることを防ぐ目的で設立されたが, このころのブリティッシュ・カウンシルが政治性・偏向性の強い「プロパガンダ」という言葉を使わず, 代わりにみずからの文化外交 (cultural diplomacy) を標榜する上で好んで用いた言葉が「パブリシティ (publicity)」である⁴。一般に, 「プロパガンダ」が「意見・意思」の伝播であるのに対し, パブリシティは「情報」の伝播であるとされるが, テイラーによれば, こうした認識は安直であり, 両者には実質上の大差はない, という。なるほど, 英国の戦時の文化外交史を見る限りでは, 両者は入れ替え可能の意味で使われており, 「パブリシティ」が使いようによっては強い政治的操作が可能なイデオロギーとなることがわかる⁵。にもかかわらず, 戦間期の諸外国に比べて異なる英国の「プロパガンダ」活動の特徴は, 「反・外国 (anti-foreign)」というよりはむしろ「親・英国 (pro-British)」を強調する傾向にあったことであり, 不確かな情報を濫用して他国を誹謗するよりも, 善良・崇高な英国のイメージを鼓舞することで「自負・自尊 (self-glorification)」の念を国民の心に訴えかけようとするものであった。そして, 広く対外的には, 海外において英国の影響力を高めるという大義のもと, 「外国人に英国についてより多くのものを学

³ ちなみに, ヴィジティング・アーツへの政府補助金に関しては, 1998-99年度まで小額ではあるが文化省からの支給があった。(詳細は, 添付図表「ヴィジティング・アーツの予算実績予算」を参照のこと。)

⁴ 非常にプロパガンダ性の強い英国外務省の情報部でさえ, 1939年夏にブリティッシュ・カウンシルと分離後「対外パブリシティ部 (Foreign Publicity Department)」と改名している。— Taylor, Philip M., *The Projection of Britain: British Overseas Publicity and Propaganda 1919-1939* (Cambridge: Cambridge University Press, 1981), p. 6.

⁵ Taylor, pp. 2-3.

んでもらう機会を与えようとする」(下線は筆者)⁶、やや消極的ともとれる英国式プロパガンダ／パブリシティ活動の理念が、現代の英国の文化外交にも通底しているように思われる。

しかし、ブリティッシュ・カウンシルの壮大な展望とは裏腹に、20世紀前半に勃発したふたつの大戦は、斜陽にさしかかった大英帝国の疲弊状況を一気に助長し、結果、帝国の解体をもたらした。戦後の英国は、貿易、経済におけるグローバルシステムの中核であった19世紀の大英帝国時代の栄光と威信を失っただけでなく、その様相はしばしば「衰退 (decline)」、「失敗 (failure)」、「幻想 (illusion)」⁷といった言葉で形容され、その行く末をだれもが悲観視した。そのようななか、国際社会においての生き残りとして、できうることであれば再び世界的覇権を手中に収めることを望んだ英国は、帝国の遺産として生まれた英連邦や、米国とのアングロ・サクソンの「特別な関係」を保持しつつ、地理的關係上からはヨーロッパとの友好関係を視野に入れた、いわば「三つ巴」の外交政策を展開していく道を選択する。ホワイトの言葉を借りれば、つねに「国際システムに『閉じ込められ』」ながらも、英国には「守らなければならない実体としての『国益』が存在した」のである⁸。それぞれ性質の異なったこれら三つの同胞との協調関係を育んでいこうとする英国のこのような目論見は、国際社会における「架け橋 ('bridge building')」の役割を担う重要性を説いた1948年のチャーチル首相の演説にすでに反映されており⁹、これは現政府の政策演説にも往々にして見られる言説である。20世紀後半のブリティッシュ・カウンシルは、このような政治外交を国際交流活動に投影させながら、国際言語としての英語を駆使しつつ、世界中にその活動網を張りめぐらせることに成功した。これを英国第二の文化「帝国主義」とみなすかについては議論が分かれるところであるが、ブリティッシュ・カウンシルが海外における効果的なパブリシティを通して、国益を増幅していこうという基本的理念は、設立70年を迎えようとする現在もなお変わっていない。

1-1-2 交換価値としての芸術 — 英国の文化政策の変遷

外務省政策にのっとったブリティッシュ・カウンシルの明快かつ一貫した活動基本方針に対し、文化関係省庁と国内の芸術文化活動との関係は、より複雑であり、戦後さまざまな変化を遂げた。英国政府による芸術政策は、戦前・戦後を通じて、内政や外交政策のかたわらに追いやられがちであり、とくに戦争直後の保守党政権は、その福祉国家政策のために芸術振興に対しては消極的であった。政府機関が芸術振興を行うというよりも、政府の外郭に設立した専門機関とゆるやかな提携関係を保ちつつ政策を反映させてゆく、いわゆる 'arm's-length' の体制が確立されていった。しかし、1960年代に入って労働党が政権

⁶ Taylor, p.7.

⁷ White, Brian P., 'British Foreign Policy: Tradition and Change', *Foreign Policy in World Politics*, ed., by Roy C. Macridis (New Jersey: Prentice-Hall, 1992), p. 8.

⁸ White, p. 9.

⁹ White, p. 10.

を奪取すると、戦後社会の安定化にともなう国民からの要請とあいまって、芸術方面における政府の介入が顕著になり¹⁰、政府の芸術への拠出金は増加をはじめ¹¹。また、同労働党政権の政策方針によって、英国アーツ・カウンシルへの補助金給付がこれまでの大蔵省から当時の文化省である「教育・科学省 (Department of Education and Science: DES)」に移ったことで、芸術に対する政府の関心がより高まっていっただけでなく、教育・科学省と英国アーツ・カウンシルとの関係も密接化していった。

さて、「芸術 (the Arts)」と言ったとき、基本的には「高級芸術 (high arts)」を示すことが多い。これは、一般にオペラ、クラシック音楽、バレエ、演劇、正典的文学 (canonical literature) などを指し、ポップスやロックン・ロール、コミック、マンガや大衆小説、映画、そしてソープ・オペラなどに代表される「大衆文化 (mass/popular culture)」¹²は「低級文化 (low culture)」として、いわゆる「芸術」とは区別されてきた。文化 (と芸術) をめぐる議論は英国では古くからなされてきたが、19 世紀の批評家・文学者のアーノルド (Matthew Arnold) によって、(芸術を含む) 文化は人格の完成 (human perfection) を達成する過程において、エリート (すなわち上・中流階級) において必要不可欠な教養であるとされた¹³。そしてこのような高級文化志向は、その後 20 世紀にいたっても英国において特別な意味を持ち続けるのだが、1970 年頃までの文化政策は、まさに中流階級 (middle-class) を対象とした 19 世紀的な芸術 (高級芸術) に依然として偏っており、当時の政府補助金給付先は、個人の芸術家というよりは舞台芸術 (それもオペラやバレエに多額が費やされた) が主流であった。

こうした風潮のなか、個々人の芸術家、さらにアマチュアとプロ芸術家との関係への配慮の欠如、首都ロンドンと地方における補助金配分の格差などが、この時期指摘されている。また、地域の芸術連合は、英国アーツ・カウンシルの地方支部が閉鎖されていたために 1950 年代から 70 年代に存在していたが、これは英国アーツ・カウンシルの当時の組織的弱点を露呈するものといえる。このように、1980 年代に、芸術に対する政策的役割についての態度が変化するまでは、すべての芸術関連機関の連携体制は整っておらず、芸術に対する国家サポートについての一貫したシステムを作ろうとする意識的努力は見られなかった¹⁴。

1979 年にサッチャー保守党政権が誕生すると、「サッチャリズム」の名のもと、1980 年代に急速に広まった民営化の波が芸術分野にも波及するようになる。一連の公的政策にお

¹⁰ Gray, Clive, *The Politics of the Arts in Britain* (London: Macmillan, 2000), p. 54.

¹¹ 労働党政権の芸術政策に加え、1965 年に Department of Education and Science の大臣となった Lady Lee of Asheridge PC の功績が大きい。—Green, Michael & Michael Welding, *Cultural Policy in Great Britain, Studies and Documents on Cultural Policies* (Paris: Unesco, 1970), p. 13. の表を参照のこと。

¹² ‘mass culture’ と ‘popular culture’ の区別については、フランクフルト学派からバーミンガム学派にいたるまで、これまで論議がなされてきたが、ここではあえて区別せず、便宜上「大衆文化」と訳出することにする。

¹³ 詳細は、Arnold, Matthew, *Culture and Anarchy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1869; 1960) を参照のこと。

¹⁴ Gray, p. 59.

いて、いわゆる「商品化 (commodification)」の概念が登場するのもこのころである¹⁵。つまり、それまで使用価値 (use-value) としてとらえられてきた芸術 (たとえば、個人や集団に喜び (pleasure) を与えるとか、感化をもたらすなど) が、このころから交換価値 (exchangeable-value) としての様相を際立たせてくる。つまり、芸術が、車や洋服など、他のいかなる消費製品と同じ経済価値のもとに置かれるようになったのである。戦後の資本主義経済の隆盛がこのような交換価値としての芸術という概念を生み出すと、それまで低級文化としてさげすまれてきた大衆文化に、必然的に目が向けられるようになっていった。当時の大衆文化は、「(高級) 芸術」が経済市場の外側で政府の保護のもとで存続していたのに対し、需要と供給の渦巻く自由市場において活発に消費されており、当然ここに政府はほとんど関与していない状況であった。しかし、民間市場が英国経済にとって非常に重要なものであることが認識されるにいたって、民間セクターおよび大衆文化 (現代のグローバル・多文化社会の英国の象徴) と公的セクターに支えられてきた「芸術」(伝統的イメージに満たされた英国の象徴、もしくは「ヘリテージ・インダストリー (heritage industry)」への加工) との共存が模索されることになったのである¹⁶。芸術に関するコンセプトのこうした変化によって、市場経済に組み込まれた芸術は、管理・運営され、政策決定される対象へと変貌した。戦後の福祉国家から「小さな政府」国家への移行を遂げた英国は、芸術を使用価値から交換価値へと変え、それがまた芸術をめぐる公的セクターと民間セクターの線引きをも変えたのである。あとを継いだメージャー政権も基本的にはサッチャー政権の政策を継承するが、この基本的路線は 1997 年以降、現在のブレア労働党政権にいたっても変更されていないばかりか、芸術の商品化・民間セクターへの依拠などはますます加速化しているといえる。

1-2 既存事業の見直しと方向性の変化

従来、ブリティッシュ・カウンシルは、海外との文化交流と英語教育・英語試験の普及に主眼を置いてきたが、90年代に入って、自国研究 (British Studies) に力を入れるようになった。これは、先にも述べた現代英国の真の姿を海外に知らしめるという目的の根底を形成するものであり、英国における高等教育機関との提携のもと、各種イベントを開くなど、さかんに活動が行われている。最近の例では、1999年12月にウォリック大学 (University of Warwick) で 'Looking into England' と題された国際会議が開かれ、現代英国の諸相について議論が交わされた¹⁷。それまで直接関係を持っていなかった高等教育機関との提携の背後には、多文化社会化がすすむ現在、新たな英国像を作りあげるためには、実務面のみによる調査研究ではなく、学問的・学際的な考察を基盤に据えた協力体制が必要不可欠であ

¹⁵ Gray, p.6.

¹⁶ Gray, p.57.

¹⁷ 詳細は、'Looking into England' ウェブサイト www.britishcouncil.org/studies/english/ を参照のこと。

るとの認識があるためだと思われる。

自国文化の海外における紹介で近年とくに目立ってきているのは、現代芸術文化普及の割合の増加である。ブリティッシュ・カウンシルが行った世界各国における意識調査によると、英国に対するイメージはいまだ時代遅れで誤ったステレオタイプで満たされている。近代化、多文化化が浸透した現在でもなお、海外の多くの人々が、英国に対して「山高帽に霧のロンドン」といった古い時代のイメージを抱き、英国が「テレビ、コンピュータ、機関車、レーダーを発明し、DNAを発見し、ペニシリンを開発し、World Wide Webを考案した国」であるという先進技術面における事実がほとんど認識されていない¹⁸。したがって、伝統文化ばかりを紹介していたのでは、逆にそのステレオタイプを助長するだけにとどまってしまうため、英国に対する偏ったイメージや誤認をただすためにも、ブリティッシュ・カウンシルは海外において英国の「現在」を伝えることに尽力している¹⁹。さらに、社会経済の活性化という観点から見ても、一般に海外受けする伝統文化の紹介は、現代社会の一部の利益にはなるが、社会全体の利益にはならない。これに対し、現代芸術や文化が海外においてより正確に認知され、積極的に許容されれば、国内の芸術家・文化人だけでなく、創造産業（後述）に関連した領域を広く刺激することになり、ひいては英国の産業経済が潤滑に機能することにもつながる。このように、近年の英国において芸術文化は、過去の、すでに生気を失った不動の遺産というよりはむしろ、英国社会自体を活性化させる原動力ととらえられている。よって、ブリティッシュ・カウンシルでは、自国文化の伝統的側面と現代的側面を、今後もバランスのとれたかたちで海外に紹介してゆく方針である。

この点、国内の芸術文化活動の賞揚を目的とするイングランド・アーツ・カウンシルもまた、国民の芸術への態度に大きな関心を払っている。世論調査機関 MORI (Market and Opinion Research International) に委託した 1999 年の調査結果によると、国民の約 4 分の 3 が芸術に対する公的資金の導入に同意しており、多くの国民が、芸術は社会の経済効果を高め、観光業を繁栄させると答えている。公的機関が公的資金を使って現代の芸術家育成を行うことについても、そもそも自国の伝統文化保持に固執している者はむしろ少なく、彼らの意識の所在は国境を越えているため、多文化社会である現代英国の芸術家たちが、海外の芸術・文化に触れることによって、何らかの刺激を受け、そこから触発されて新たな芸術を創造することができるのであれば、それは憂えるどころか次世代の英国の貴重な財産となるものである、という国民の認識がすでに確立されている。これらの調査結果を後ろ盾に、みずからの活動信念を位置づけているイングランド・アーツ・カウンシルは、

¹⁸ 'Modern Britain – Challenging Chinese Perceptions of the UK': Speech by FCO Parliamentary Under-Secretary of State, Baroness Scotland of Asthal, British Council, Shanghai(2001年5月23日)。

¹⁹ 今日、首都ロンドンの人口の約45%は非ヨーロッパ系イギリス人で構成され(P. Thody, *Europe Since 1945*(London: Routledge, 2000), p.297.)、1万人以上の居住者を持つコミュニティーは約30あり、300の異なる言語が日常生活で交わされると言われる('Celebrating Britishness', extracts from a speech by the Foreign Secretary Robin Cook, To the Centre for the Open Society, Social Market Foundation, London (2001年4月19日)より。)

ブリティッシュ・カウンシルとの提携によって、今世紀はこれまで以上に自国文化の海外への紹介に荷担してゆく所存である²⁰。

ヴィジティング・アーツも、その基本理念はブリティッシュ・カウンシルやイングランド・アーツ・カウンシルと同様である。海外文化を自国に紹介する事業それ自体が民業を圧迫してはいないか、という疑問に対してヴィジティング・アーツは、海外芸術の国内への輸入だけでなく、英国国内で同じ目的をもつ公的・民間機関・団体をサポートすることも主な目的であるため、民間事業と競合する立場にみずからを位置づけておらず、民間企業と齟齬を生み出す要因は存在しない。ヴィジティング・アーツの設立はまた、1970年あたりから、現代社会を紹介し、現代芸術を振興するという施策に関心が向けられたことにも起因していると考えられる。

さらに、1990年代のブリティッシュ・カウンシルの活動で顕著なことは、「資金を運営する機関からマーケティングを行う機関」への変貌である。これは、今回の調査のために筆者が関係者とのインタビューを行った際にもたびたび耳にした文句であるが²¹、彼らの言わんとしていることは、むやみに資金をつぎ込んでいただけでは、実効的かつ可視的な結果／業績（見返り）が期待できないことが多いが、同じ資金を商業流通システムに乗せることで、より確実かつ見通しの利く実績がそこに期待できるということである。サッチャー時代を経験し、後期資本主義社会にある英国の国際交流は、現代の消費経済システムを的確に把握した活動を展開しているといえよう。

1-3 新たな事業領域の開拓

ブリティッシュ・カウンシルの主要活動においては、そこに比較的最近加わった「ガバナンスと社会」の分野の拡大化・深化が今後予想される。世界各地における人権尊重、民主主義擁護、紛争回避は、外務省の使命と合致しており、これらをカウンシルの事業分野の一部として発展させていくことは、ある意味でブリティッシュ・カウンシルの政治色の濃厚化を示唆するものともいえるが、現時点のカウンシルの立場は、外務省指導のもと、海外におけるガバナンスにまず荷担しながら、さらに一步踏み込んだ国際交流活動を促していく路線をとると思われる。

また、英国では、各省庁、各機関ともにコンピュータ・ネットワーク化にともなう事業効率の向上、情報伝播の推進に力を注いでいる。IT技術の促進は、すべての省庁・諸機関で行われているが、2000年8月現在、外務省のウェブサイトには週に150～200万件のアクセスがあり、70の在外公館および111のブリティッシュ・カウンシル事業所が独自のウェブサイトを持っている。また、英国観光庁（British Tourist Authority: BTA）のウェブサイ

²⁰ *Public Attitudes to the Arts*(London: The Arts Council of England, August 2000)を参照のこと。

²¹ Sue Harrison(芸術部門): 'We are not a funding agency, we are a marketing promotion agency.' / Rod Pryde(海外事業部門): 'Our strength is we are much more a broker or facilitator than a funding agency.'

トには、月に45万件のアクセスがあり、これらの実績すべてが、英国がICT (Information and Communications Technology) 革命の最先端をゆく国であるという印象を海外に与えている、と外務省は自負している。むろん、国際交流活動分野において、人と人との直接のコンタクトがもっとも重要であることは言うまでもないが、こうした「実在」および「バーチャル」な「インフォメーション・キオスク (プロジェクト)」を適宜利用し、使い分けることによって、海外から英国へのより効果的なアクセスを可能にしたいと考えている²²。同様に、ブリティッシュ・カウンシルのコーポレート・プラン (後述) のなかにも、ICTへの関心が高まっていることが挙げられている。政府の『2000年度支出報告書 (Spending Review 2000)』には「外務省の刷新 (‘modernising the FCO’)」が掲げられているが、この外務省の指揮のもと、ブリティッシュ・カウンシルは「テクノロジーベースの知識のネットワーク、学習センターを確立し、新たに5万人の若手研究者を育て上げる」²³ことをうたっている。

さらに、90年代はヨーロッパの統合が一挙に促進した時期でもあったが、ヨーロッパ域内統合を主眼とした英国の動きは、現在のところ、依然として参加の動向が懸念される通貨統合をめぐる国民投票の議論をさしおいた限りでは、順調にすすんでいるといえる。現政府は、「ヨーロッパ連邦」構想には異を唱え、英国の国家主権を保持しつつ「ヨーロッパ市民」となることを提唱しながら、多層的なアイデンティティの構築を念頭に政策を遂行している。土着の文化を兼ね備えた上で、新たなアイデンティティを育もうというこの意図には、現在の英国の多文化社会および地域分権社会がそのまま反映されているといっただろう。2001年4月に前外務大臣ロビン・クック (Robin Cook) が行った「Britishness (英国性)」についての演説によると、ヨーロッパ大陸 (EU) と同様、米国 (NATO) とも親密な関係にある英国が、21世紀、双方との立場をどのようにとるかという問題について、英国の選択肢は二者択一を迫られるものではなく、むしろ、双方の「橋渡し」的役割を演じながら、EU内においても、米国との関係においても、リーダーシップを行使することがめざされている²⁴。

英国とEC/EUとの関係は、歴史的に見ても決して円滑に発展してきたものではないものの、現労働党政権は「親ヨーロッパ」²⁵を標榜する中道左派政権であり、EU拡大を積極的に支持しているだけでなく、1997年以前のメジャー保守党政権下よりも、より柔軟で多岐にわたったヨーロッパ文化外交を展開している。

外務省が中心となって英国とヨーロッパ諸国との関係向上をめざして立ちあげたプログ

²² 以上、2000年8月1日に前外務省担当大臣 John Battle が雑誌‘Overview’(8・9月号)のインタビューに答えたもの。

²³ *Spending Review 2000*, p. 69.

²⁴ ‘Celebrating Britishness’, extracts from a speech by the Foreign Secretary Robin Cook, To the Centre for the Open Society, Social Market Foundation, London(2001年4月19日)より。

²⁵ ‘Your Britain, Your Europe’に向けたトニー・ブレア現首相によるメッセージ—外務省ホームページ www.fco.gov.uk より。

ラムに、「君の英国、君のヨーロッパ（‘Your Britain, Your Europe’）」²⁶がある。これは、欧州委員会（The European Commission）が6ヶ月ごとに行っているEU諸国における意識調査において、英国人のEUに対する意識がもっとも希薄であるという結果を受け、1999年11月26日に、イングランドの10都市²⁷を前ヨーロッパ担当大臣キース・バッツ（Keith Vaz）が巡回し、「国民のヨーロッパにおける英国の役割や、EUの加盟国となることで英国にもたらされる利益への意識を高めること」²⁸を目的としてはじまったプロジェクトである。この機会に、政府側と一般市民との間に、ヨーロッパ問題をめぐって議論の機会がもたれた他、「君の英国、君のヨーロッパ・ニュースレター」の刊行その他の活動がはじまった。

EU拡大をめぐっては、たとえば、2000年3月31日にバッツ前ヨーロッパ担当大臣は、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキアのそれぞれのヨーロッパ担当大臣と臨席したロンドンでの記者会見において、英国が、1989年以来、‘Know How Fund’という民主的市民社会と市場経済の発展を支援する目的で設立された両国間レベルの資金援助で3億ポンド（約540億円）以上の資金援助を行ってきたことを明らかにしている。奨学金制度に関しては、ブリティッシュ・カウンシルが外務省の委託を受けてEU拡大を主眼に据えたプログラムを設けているが、外務省は今後もこれら4ヶ国にさらに12万ポンド（約2,160万円）の奨学金を追加給付することを決定し、これによって2000年までには総額100万ポンド（約1億8,000万円）の奨学金が支給されたことになる。ハンガリーを例にとれば、1997年現在1,250名の教師がカウンシルを通じて英語教授を行っており、毎年100人以上のハンガリーの若者が、カウンシルを通じて英国に留学している²⁹。

その他、ヨーロッパ諸国やEUを国民にとってより身近なものにするための活動の一環として、昨年2000年から毎年5月9日の「ヨーロッパの日（Europe Day）」を祝う催しが外務省内で開かれている。「ヨーロッパの日2000」の際には同省に7,000人の来訪者があり、ヨーロッパ内の文化の豊かさ、多様性を指し示すために、25にのぼるEU諸国や加盟候補国大使館による展示などを通して社交の場が設けられた。

²⁶ ‘Your Britain, Your Europe’というネーミングは、英国20世紀の作家D. H. ロレンスの作品のもじり。

²⁷ キース・バッツによる巡回講演は、ニューカースル(Newcastle)、サンダーランド(Sunderland)、ハル(Hull)、ロザラム(Rotherham)、マンチェスター、ロンドン、ブリストル(Bristol)、バース(Bath)、バーミンガム、レスター(Leicester)を5日間かけて訪れることだった。

²⁸ ‘Your Britain, Your Europe’—外務省ホームページ www.fco.gov.uk より。

²⁹ ‘A Europe Whole and Free’ by Robin Cook, to the National Assembly, Budapest, Hungary(1997年11月26日)。

2 政府部門

2-1 外務連邦省 (Foreign and Commonwealth Office: FCO — 以下、「外務省」)

2-1-1 概要

外務省 (1999 年度のスタッフ総数は 5,528 人) の目的は、「英国の国益を国際的局面において促進し、かつ世界の共同体に対して貢献すること」であり、外交政策を通して、「安全 (security)」、「繁栄 (prosperity)」、「生活の質の向上 (quality of life)」、「相互尊重 (mutual respect)」の 4 つの使命を遂行するために、以下の 8 つの目標を掲げている。

1. 英国の安全を確保し、国際的な平和と安定とを促進すること
2. 国際舞台での活動を通して英国の繁栄のために経済的機会を増進すること
3. 世界規模における生活の質の向上につとめ、強固な国際共同体を作りあげること
4. 英国の対外政策とその存在価値の海外における影響力を高め、尊敬の念を集めること
5. 強大なヨーロッパにおいて国民の要請にこたえながら、英国が重要な役割を果たすよう努めること
6. 海外に在住する英国市民を保護すること
7. 外国人の英国への迅速かつ円滑な入国を可能にすること
8. 英国の海外領土の保全と繁栄をめざすこと

この 8 つの目標のうち、国際人物交流および国際文化交流は 4 の理念に該当する。

外務省における国際人物・文化交流の目的は、「海外の英国市民に対する奉仕を通して、またブリティッシュ・カウンシルや BBC ワールド・サービス (BBC World Service) を有効利用しながら、世界各地で英国への尊敬の念と親善の心を増幅し、人々の交流を促進すること」である。英国政府官庁と外郭公共団体 (NDPB) との関係は、政府系と非政府系という一線を画しながらも手の届く範囲に影響しあう、いわゆる 'arm's length' の間柄であり、外務省が中心となって立ちあげたプロジェクトにも、ブリティッシュ・カウンシルおよび他の NDPB が参画し、在外公館とブリティッシュ・カウンシルとの間においても協力関係が確立されている。

2-1-2 外務省による国際交流関係部署 — 文化交流部 (Cultural Relations Department: CRD)

外務省の組織は外務大臣 (Secretary of State) を中心に 3 人の担当大臣 (Ministers of State)、1 人の政務次官 (Parliamentary Under-Secretary of State) に支えられたコマンド体系のもと、理事会 (Board of Management) ³⁰ を筆頭に、現在、機能的 (Functional) 部門、地理別

³⁰ 理事会直轄の議題には、'Change Management, Legal Advisers, Policy Planning, Protocol, Records & Historical, Research Analysis, Whitehall Liaison, Estate Strategy, IT Strategy, Security Strategy' がある。

(Geographical) 部門³¹, 管理 (Administrative) 部門³²の 3 つに分かれている。なかでも機能的部門には、次の部署が存在する。

Global Issues (国際問題)

Public Services (公共サービス)

- ・ Consular Division (領事部)
- ・ Cultural Relations (文化交流) …ブリティッシュ・カウンシルへの事業委託, 関係調整
- ・ Public Diplomacy (公的外交) …Panel 2000, Britain Abroad Task Force, Planet Britain の管理・運営
- ・ Joint Entry Clearance Unit (入国管理課)
- ・ News (ニュース・報道) …英国の海外政策の英国国内メディアおよび海外におけるロンドン発信のメディアへの広報活動
- ・ Parliamentary Relations and Devolution (議会との連絡窓口, 地方分権担当)
- ・ International Security (国際安全)

文化交流部 (Cultural Relations Department—以下、「CRD」) は、現在 15 名のスタッフで構成され、部長以下、教育業務 (Cultural Affairs: 7 名) と文化業務 (Cultural Affairs: 4 名) のふたつのセクションに分かれている。CRD のブリティッシュ・カウンシルに対する補助金は、1999-2000 年度約 1 億 3,000 万ポンド (約 234 億円) であったが、ブリティッシュ・カウンシルの事業所がない国に対して、CRD が在外公館に支給する文化関係資金は 25 万ポンド (約 4,500 万円) と格段に少ない³³。在外公館の管理については、その文化活動の指針を示す公式文書 (policy document) は存在しないが、毎年予算枠を策定後、年に 3 回実績をチェックするメカニズムがある。各大使館には、文化関係の部署として公的外交部 (Public Diplomacy Section) が存在する。基本的に、在外公館は公的・政治外交、ブリティッシュ・カウンシルの事業所は文化外交を重視するとされるが、この区別は便宜上のものといってよく、文化外交面において、両者は緊密な連絡関係をもつことが望まれている。たとえば、中・大規模の大使館には、「公的外交委員会 (Public Diplomacy Committees)」が設けられており、そこでは公的外交部とブリティッシュ・カウンシルの代表者が意見・情報交換を行い、イベント開催の際など両者がともに活動することは極めて多い (商業的主旨をともなった文化イベント「UK1998」などはその一例)。また、外務省と民間セクターが関係を持つ際にも、たいていの場合ブリティッシュ・カウンシルが介在している。これに対し、外務省はむしろ NGO と直接協力関係を結ぶことが多い。

³¹ 地理別部門は、European Union, Wider Europe, South-East Europe, Africa, Asia and Pacific, Americas, Middle East/North Africa の 7 地域に細分化される。

³² 管理部門は、Resources, Personnel, FCO Services (Conference & Visits Group, Consultancy Group, Estate Group, Information Management Group, Resource Management Group, Support Group, Technical Group, Diplomatic Service Language Centre) がある。

³³ 文化交流部長 Michael Reilly 氏談。国交のない国については、ブリティッシュ・カウンシルを介さず、これまでになんらかの交流関係のあった研究機関を通じてコンタクトをとることがある。(たとえば、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とロンドン大学の SOAS (School of Oriental and African Studies) の友好関係を利用するなど。)

2-1-3 外務省によるその他の国際交流活動

(1) 奨学金制度

外務省は、将来その国の指導者的役割を果たすであろう海外の若者を英国に留学させる「チーブニング奨学金 (Chevening Scholarship)」を設けており、運営は CRD の教育業務が担当している。1983 年にはじまったこの奨学金制度は、従来、国際開発庁 (Department for International Development: DFID) との共同出資により運営されていたが、1999 年より外務省に運営が一任された。

1999 年にブレア首相は、英国への留学生の数を増やすため³⁴、円滑な入国条件、就労条件、マーケティング・キャンペーンなどを含めた一連の施策を講じたが³⁵、この一環として、現在の年間 2,200 人のチーブニング奨学生を 1,000 人増しの 3,200 人にすることを決定した。この拡大は、公的・民間セクターのパートナーシップのもとで達成されることになる。資金は外務省をはじめとする 6 つの政府省庁によって確保され、これに加えて高等教育機関もチーブニング奨学金に部分的に資金提供を行うことになっている。さらにここ数年、資金増大のために民間セクターから 1,000 万ポンド (約 18 億円) の出資を目的としたキャンペーンが展開されてきた。目標は、現在の 3,500 万ポンド (約 63 億円: 外務省からの補助金 2,800 万ポンドと協賛スポンサーからの 700 万ポンド) から、5,000 万ポンド (約 90 億円) への増額である。これによって、2000-01 年度には 500-600 人の奨学生が新たに追加されることになる。

なお、チーブニング奨学生は、中・東欧、南米、極東およびアフリカ南部出身者が主な対象となっているが、この他に、米国を対象とした「マーシャル奨学金 (Marshall and Atlantic Scholarships)」, 英連邦対象の奨学金・研究奨励金などがあり、他の民間機関や学問機関の奨学金制度とも随時提携している。

(2) Planet Britain

Planet Britain は、外務省の「公的外交部 (Public Diplomacy Department—以下、「PDD」)」が担当している。PDD はそれ自体、文化交流活動を運営しているわけではないが、文化省やブリティッシュ・カウンシル、また状況に応じて CRD が外務省における文化交流一般をリードする際に、これを間接的にサポートするかたちをとっている。PDD は、ウェブサイト、映画、出版、ジャーナリストによる取材などを通じて、海外とのコミュニケーションを発展させることが目的である。PDD の業務内容が文化活動と関係のある分野の場合には、CRD の文化業務セクションが情報提供を行う。その一環である Planet Britain は、英国文化、メディア、ライフスタイル、ビジネス、科学とテクノロジー、スポーツ、そして教育に関する総合情報プロジェクトであり、現在 CD-ROM とインターネットを通じて入手が

³⁴ *Spending Review 2000* によると、英国を海外へプロモートするための一環として、英国の高等教育機関における留学生の数を 2005 年までに 25% 増加させる指針がなされている (p.40)。

³⁵ 1999 年 6 月 18 日の首相公式演説より。

可能である。一般に 18 歳から 24 歳までの若者、すなわち未来の世論形成者や潜在的購買者をターゲットとし、これまでに 20 万枚の CD が世界に配布されてきた。最新版は 2000 年 1 月 1 日リリースの Planet Britain 2000 である。

(3) Panel 2000 および Britain Abroad Task Force

① Panel 2000

Panel 2000 は、英国を最良のかたちで海外にプロモートすることを検討するために、1998 年 4 月に公的・民間セクターによって立ち上げられた専門委員団である。ジョン・バトル (John Battle) 前担当大臣を筆頭に 32 人で構成されたパネルは、年に 2 度ミーティングを開き、英国の海外における認知のあり方について協議を行った。

1998 年 9 月の‘Panel 2000 Consultation Document’によると、その目標は以下のようになっている³⁶。

- ・ 英国の海外における受けとめられ方を向上させるための戦略を構築する
- ・ そのための方法やツールを検討する
- ・ 公的・民間セクターの協調関係を作りあげる
- ・ 外務省と国民との間の時機に即した交流をめざす

Panel 2000 は、英国人のアイデンティティの中心にあるものを「信頼性と誠実さ」、「創造性と革新性」、「言論の自由とフェア・プレイ」、「世界への開放性」そして「英国の遺産 (heritage)」の 5 つと定義づけ、英国と英国人の「これまで」を記録することを示唆している。より具体的には、「英国が海外でいかに認識されているかという現状を蓄積し」、「将来の研究のために疑問点および戦略を調整し」、「認識度を議論するための会議を 2 年ごとに開き」、「最良の実践結果を集積し流通させる」ことを目標に掲げている³⁷。

これらの目標を達成するにあたり、外務省は、海外において在外公館、ブリティッシュ・カウンシル³⁸、英国観光庁、一般企業、銀行、労働組合、NGO その他の出資者 (stakeholders) と効果的な協力関係を作りだそうとしている。1999 年 7 月、このためにパネルは新たに戦略グループを作り、公的・民間セクターが効果的なパートナーシップのもとで、効率よく活動するための協議を行った。他機関と情報を共有し共同で活動することは、コスト削減だけでなく、その土地へのインパクトの増大にもつながる。たとえば、シドニー、プラハ、ソウルでは、各大使館がブリティッシュ・カウンシル、英国観光庁と共同出資して用地を買収した経緯がある。また、インターネットによる情報交換を充実させ、‘Britain Abroad’のウェブサイトや CD-ROM を使って、正確で効果的な英国像を海外に伝えることをめざし

³⁶ ‘Panel 2000 Consultation Document’, p.3.

³⁷ Britain Abroad Task Force ホームページ www.batf.org.uk より。

³⁸ ブリティッシュ・カウンシルの *The British Council Corporate Plan 2000-2001* にも、2000-01 年度政府補助金の使用目的のなかで、「Britain Abroad Task Force の設立を含め、公的外交のイニシアティブに関係した外務省の Panel 2000 アジェンダ履行を支持すること」(p.15)を掲げている。

ている。たとえば、世界各地における英国についての「実在の」ショーケースの建設や、ICTを活用したバーチャル・ショーケース作りなどを提唱し、外務省は2000年までの2年間で1,200万ポンド（約21億6,000万円）を出資した³⁹。また、海外において、商業的、文化的、教育的活動や在外公館での査証取得など、全般的な公的外交活動が一度に行えるような「場」を作るよう示唆している。

さらにPanel 2000は、世界各地で情報交換と協力体制を確立するために、現在の公的外交委員会に、大使館、ブリティッシュ・カウンシル、商工会議所、民間セクター、英国のNGOの代表者で構成される‘Britain Abroad Task Force’を追加創設することを決議した（後述）。その後、パネル自体は1999年半ばより実質活動を行っておらず、このBritain Abroad Task Forceの本格始動を受けて2001年1月に解散している。

参考までに、パネルの勧告によって実行されたプロジェクトを以下に挙げる⁴⁰。

- ・ ワン・ストップ・ショップ（‘One stop shops’）— 海外の公的セクターによる多岐にわたるサービスを、一ヶ所に結集した場所（実在のものとバーチャルなものを含む）を提供する。
- ・ オンライン・インフォメーション・キオスク（one-line information kiosks）— 輸出に関する情報提供、投資、教育、政府サービスおよび観光業について、インターネットを通じて情報提供をする。このプロジェクトのために、2000年度新たに1,200万ポンド（約21億6,000万円）の資金が大蔵省より配分されることになった。
- ・ 展示（showcasing）— ベルリンとモスクワにおける新しい大使館に、英国情報の展示場および会議用スペースを設ける作業。
- ・ 大規模なプロモーション・キャンペーン — 2000年のドイツ（主にベルリン）、2001年ニューヨーク、その後2002年から2006年までの間に世界主要4都市において行う予定。（対象国のすべては、英国の国際的評価を高める上で重要視すべきであるという、ブリティッシュ・カウンシルのターゲット・リストから選出されたものである。）

② Britain Abroad Task Force — Involving the Private Sector

Panel 2000の勧告のもと、2000年秋に立ちあげられ2001年初頭に実質上その活動を開始した‘Britain Abroad Task Force’（以下「BATF」）は、外務省、ブリティッシュ・カウンシル、デザイン・カウンシル（The Design Council）、ブリティッシュ・トレード・インターナショナル（British Trade International）⁴¹、英国観光庁、教育・職能省（Department for Education

³⁹ 2000年8月1日に前外務省担当大臣バトル(John Battle)が雑誌‘Overview’(8・9月号)のインタビューに答えたもの。

⁴⁰ ‘The UK’s International Reputation’, speech by the Parliamentary Under-secretary of State for Foreign and Commonwealth affairs, Baroness Scotland of Asthal, at the British Council – Organised Conference on International Perceptions of the UK ‘Through Other Eyes’, London(1999年11月23日)より。

⁴¹ ブリティッシュ・トレード・インターナショナル(British Trade International)は、外務省と通産省における貿易の促進と開発活動を助長する目的で、1999年外務省と貿易産業省(Department for Trade and Industry:

and Skills)⁴²、文化省、トレード・パートナーズ UK (Trade Partners UK)、インヴェスト UK (Invest UK) といった政府省庁および政府団体によって現在運営され、民間セクターとしては英国航空 (British Airways) が主に資金提供を行っている。BATF は、現在外務省担当大臣シモンズ (Baroness Symons) 以下、政府系グループ 14 名と、デザイン・カウンシルの前理事長ジョン・ソレル (John Sorrell) が率いるクリエイティブ・ストラテジーグループ、主要公的セクターのシニア級メンバーを集めて共通の認識をもつことをめざすマネージメント・グループ、そして BATF を実際に運営する執行部 (The Executive)⁴³によって構成されている。

BATF の役割は、上記機関が英国における企業と緊密なパートナーシップを保ちながら、英国の近代的なイメージを海外に投影しようとする各種民間セクターを支援することであり、「主要メッセージはなにか」、「どの国を優先順位におくか」、「どのようにメッセージを伝えるか」、「そのメッセージの伝達者として適役はだれか」、「成功例をどのように査定するか」などを主な議題として、包括的な議論の場を設けている。2000 年に 700 の企業を対象として行われたビジネスにおける英国のイメージに関する調査では、51%が「英国の海外におけるイメージは、輸出の際に大きなインパクトを持つ」と回答し、26%が「英国の海外におけるイメージは企業実績 (business creativity) を反映していない」という印象をもち、33%が「英国のもつより豊かな革新性と創造性が海外に認知されれば、企業は恩恵をうけるだろう」⁴⁴と考えていることがわかった。その一方で、英国は、投資、政府との関係調整、職能労働者数といった点において、世界のなかでもっともビジネスを行うに適した国であるという調査結果がでており⁴⁵、さらに EU における共通言語としての英語への需要の増加も今後期待されることから、これらの英国の「強み」を最大限に生かすため、英国のより効果的なイメージ作りを追求することが BATF の急務ということになる。

なお、現在のターゲット国は、ヨーロッパ地域がフランス・ドイツ・イタリア・ポーランド・ロシア・スペイン・トルコ、アメリカ地域がブラジル・カナダ・メキシコ・米国、アフリカ地域が南アフリカ、アジアおよびオセアニア地域がオーストラリア・中国・インド・日本・韓国・シンガポールとなっている。

さらに、BATF のウェブサイトでは、最近および今後のイベント例を紹介しているが、これらの多くは前述の Panel 2000 の勧告を引き継いだものとなっている。

DTI)との共同出資により設立された。ブリティッシュ・トレード・インターナショナルはまた、英国企業の世界進出への窓口をも提供している。

⁴² 2001 年 6 月の総選挙後、「教育・雇用省 (Department for Education and Employment: DfEE)」より改称された。

⁴³ BATF は以下に本部がある。

34 Bow Street, London WC2E 7DL, UK. tel: +44 (0)20 7420 5275, fax: +44 (0)20 7420 5300, e-mail: Enquiries@batf.org.uk

⁴⁴ PACEC research for the Design Council による調査結果より。Britain Abroad Task Force ホームページ www.batf.org.uk を参照のこと。

⁴⁵ Britain Abroad Task Force ホームページ www.batf.org.uk より。

1. 新たなウェブサイト: 現代英国を海外に向けて発信する目的で作られた各種ウェブサイト

- ・ ‘Football Culture’…ブリティッシュ・カウンシルによるイベント‘Football Nation’をベースに作られたサイト。
- ・ ‘Culture Lab-UK’… (ブリティッシュ・カウンシル主催) 英国の科学, テクノロジー, デザイン, デジタル, ファッション, 映画, 未来, 生活, 音楽を紹介。
- ・ Planet Britain…別項参照。

2. キオスク・プロジェクト (The Kiosk Project)

従来は、英国についての情報を収集する際、関心のある政府省庁や諸機関を個別にあたらなければならないために、分野ごとに情報量が均質でなく、トピックによっては不十分なものしか得ることができない、という不具合が生じていた。こうした煩わしさをなくすため、外務省が中心となって行っているこのキオスク・プロジェクトが2001年秋からスタートすると、さまざまな情報をただひとつのゲート・ウェイから入手することが可能になる。たとえば、これまでは文化活動についての情報を得るためにブリティッシュ・カウンシルのウェブサイトへ、査証申請のために外務省のウェブサイトへ、旅行の情報を入手するために英国観光庁ウェブサイトへ、と個別に行わなければならないアクセスの手間が今後はなくなる。

3. UK in NY 2001

2001年10月よりニューヨークで開催されるこのイベントは、公的・民間セクターの提携のもとで開催されるものである。

(4)BBC ワールド・サービス

BBC ワールド・サービス (BBC World Service) は、1999年5月に締結された外務省とのアグリーメントのもと、外務省の主旨を汲んだ上で同省からの補助金によって経営されているが (1996-97年度までは外務省の他に防衛省 (Ministry of Defence) から補助金を受けていた)、系列的には監督官庁を文化省とする英国放送協会 (The British Broadcasting Corporation: BBC) の一部である。

BBC ワールド・サービスは、ブリティッシュ・カウンシルとともに外務省のなかでメディア面における国際交流を果たす上で、重要な役割を果たしている。アナン国連事務総長 (Kofi Annan) は、「英国の世界への今世紀最大の寄贈物は、BBC ワールド・サービスである」⁴⁶と述べているが、BBC ワールド・サービスは全世界に向けて英語と42の他言語でラジオ放送を展開している。現在、一週間に1億4,300万人が視聴しているといわれ、その数は追従放送局のほぼ2倍である。

⁴⁶ ‘Spending Review 2000’, p.42.

2-1-4 今後の展望

短期的目標は以下のとおりである。

- ・ 2002年3月までに、外務省のウェブサイトの海外における利用を基本数値の10倍に伸ばすこと
- ・ 50の在外公館と外務省が相互交信可能なウェブサイトを作ること（2000年2月現在で、59の在外公館が独自のウェブサイトを保有。）
- ・ 2001-02年度までに、BBCワールド・サービスは2,500万ポンド（約45億円）を節約すること
- ・ 2001-02年度まで、ブリティッシュ・カウンシルは諸経費を5%以下に維持すること（1999-2000年度の時点では、4.5%であり目標をクリアしている。）

中長期展望としては、現在世界第5位の貿易国として、またヨーロッパにおける最大の投資市場として、強力な国際経済システムを形成することが英国の繁栄には不可欠であるとの認識から、国レベルにおけるビジネスと投資の促進をめざして、今後は外務省における民間とのスタッフ交換や民間セクター事業委託が行われることになる。また、21世紀は、EUだけでなく、グローバルな舞台において指導的役割を演じるための手段として、ITの有効利用を含めた政府内の先進化（modernisation）を急務としている。さらに、現代英国のイメージ向上と将来の世論形成者の育成に最善を尽くし、政治的ネットワークを固め、海外における効果的なパブリシティを通じて政策サポートを行うことを目標として掲げ、国際的な思慮をもって政策を見定めながら、議会、国民そしてメディアに対し公式見解を与えようとしている。国際交流面において、多様で、創造的で、革新的な英国の姿を世界に向けて投影するためには、より近代的な外交サービスが必要であることから、これまで以上にBBCワールド・サービスとブリティッシュ・カウンシルを効果的に利用することを提唱している。

〈備考〉

外務省所在地

address: King Charles Street, London SW1A 2AH, UK

tel: +44 (0)20 7270 3000

fax: +44 (0)20 7210 6340

e-mail: (一般問い合わせ用は存在せず)

homepage: www.fco.gov.uk

外務省大臣: Jack Straw (調査時 2001年3月現在は Robin Cook)

文化交流部長 (Head of Cultural Relations Department) : Michael Reilly

(e-mail: michael.reilly@mail.fco.gov.uk)

2-2 文化・メディア・スポーツ省(The Department for Culture, Media and Sport: DCMS — 以下、「文化省」)

2-2-1 概要

文化省の目的は、「より多くの人々が、文化的、娯乐的なリソース（スポーツ、子供の遊び場、公共図書館の IT ネットワーク、美術館やギャラリー、遺産 (heritage)）に、より広くアクセスできるようにすること」である。また、現労働党政権の政策目標を推進するため、「革新性 (regeneration)」と「社会的弱者の社会への積極的受け入れ (social inclusion)」を実行する、国民に対して開かれた政府をめざしている。

その長い正式名称は一見雑多で統一性に欠ける印象を受けるが、このことは、文化省の複雑な事業形態とも関連している。メジャー保守党政権期の 1992 年に、前身の国民遺産省 (Department for National Heritage) が設立されたが、その際、同省は「文化」と一般的に考えられるものの業務を、他のさまざまな省から引き継いだ。たとえば、報道 (the press) は内務省 (Home Office) から、映画は貿易・産業省 (DTI) から、スポーツは教育省 (Department for Education) から、観光業は雇用省 (Department of Employment) からの継承分野であり⁴⁷、その結果、新生国民遺産省は、美術館、アート・ギャラリー、図書館、映画、放送、報道、スポーツ、観光業、遺産 (heritage)、後続の国民宝くじ、ミレニアム基金に対する一切の責任を負うことになったのである。しかし、芸術から報道、そしてスポーツにいたるまで、国民遺産省は全般的な政策面での枠組みを与えるかたわら、直接的な管理運営に関しては個々の機関に任せるといった形態をとっているため、これらの事業分野については最低限の権限しか有していない。1997 年に発足したブレア新労働党政権は同年 7 月、「国民」、「遺産」といった後ろ向きな響きのある名称を、よりニュートラルな意味合いを持つ「文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sports: DCMS)」に改称したが、政策面における抜本的变化はもたらされなかった。文化省の現在の事業分野は基本的に「ナショナル」のレベルにとどまっており、さらにその重心は、地域分権化がすすむなかで主にイングランドに置かれている。運営人員こそ約 400 人と英国省庁内では最小のこのもつとも新しい省庁であるが、現在、BBC (英国放送協会) を含む 5 つの公共法人 (public corporations) を監督し、所管 NDPB の数は 41、諮問 NDPB は 14 団体にのぼる。文化芸術関連の NDPB には、イングランド・アーツ・カウンシル、ブリティッシュ・フィルム・インスティテュート (British Film Institute: BFI)⁴⁸、大英図書館 (British Library)、大英博物館 (British Museum)、英国観光庁、イングリッシュ・ヘリテージ (English Heritage)、ナショナル・ギャラリー (National Gallery)、ナショナル・ポートレート・ギャラリー (National Portrait Gallery)、テート・ギャラリー (Tate Gallery) などが含まれている。文化省はまた、

⁴⁷ Gray, p. 59.

⁴⁸ 1933 年に国王による設立許可状 (Royal Charter) を受けて設立されたブリティッシュ・フィルム・インスティテュートは、英国において芸術を支援するための最初の外郭公共団体である。

国民宝くじ (National Lottery) の監督運営を行っており⁴⁹, National Lottery Commission (NDPB) を所管している。文化省の主な業務は、これら 60 におよぶ諸機関に対して補助金を交付し、事業委託を行うことである。

文化芸術面では、アーツ・カウンシルを例にとった場合、イングランド・アーツ・カウンシルを所管し、国内の芸術活動を奨励する立場にある。なお、スコットィッシュ・アーツ・カウンシルやウェールズ・アーツ・カウンシルは、それぞれスコットランド局とウェールズ局の所管となっている。文化省は他の省庁との関係調整も行っているが、たとえば芸術教育においては、教育・職能省 (旧称—教育・雇用省) との提携が欠かせず、英国文化の輸出という面では当然ブリティッシュ・カウンシルを所管している外務省との提携が重要になってくる。2000-01 年度の予算総額は 10 億 1,487 万ポンド (約 1,827 億円) で、うち芸術へは 2 億 3,762 万ポンド (約 428 億円: 約 23.4%) が充てられ、このうちの 99.8% がアーツ・カウンシルに配分されている。なお、地域分権化政策の後、スコットランドとウェールズ、および北アイルランドは管轄外となったが、巡回形式による芸術品の展示などの際には協力関係を結び、ともに活動する。

以上述べた経緯から、文化省の事業範疇は、重層的かつ多角的であるため、これを要約・簡略化することは困難であるが、以下に主要分野および理念体系をまとめた。

- ・ 諸産業へのスポンサー (Industry sponsorship) …観光業、スポーツ、映画、音楽、芸術、放送、創造産業 (別項を設けて後述) において、効果的かつ競争可能な市場を作りあげることをめざす。
- ・ 文化・スポーツへのアクセス支援 (Broadening access) …国民が文化とスポーツのある生活を営むための機会と環境を広く提供すること。これには、スポーツ、観光、図書館、美術館、ギャラリーへの効果的なアクセスの他、教育、身体障害者やエスニック・マイノリティーなどの社会的弱者の社会への包摂 (social inclusion) といった、現政権がめざす社会改革の目標も含まれている。身体障害者のためのスポーツ・イベントや図書館のインターネット化などが例として挙げられる。
- ・ 文化・スポーツ教育 (Education) …教育・職能省とは別に、学校教育の場で芸術文化とスポーツに力を入れ、将来創造産業および観光業に結びつくような技能を修得させること。さらに、生涯教育のための活路を設け、往々にして、教育・職能省、他の省庁と提携する。芸術分野では、2001 年 1 月に新たに 'Artsmark' スキームが導入され、質の高い芸術を生徒にもたらすだけでなく、それを指導する立場である教師陣のサポートも行っている。Artsmark は全国規模で学校、芸術機関、共同体において芸術教育の質の向上をめざし、諸団体の提携関係の強化をも促進する。そして

⁴⁹ 事実上の運営は、民間企業(Camelot)によって、規制取り締まりは独立した監督官(Oflot)によってなされているが、国民宝くじの配分は、ミレニアム委員会(委員長は文化省大臣)によって直接的に、またはアーツ・カウンシルなどを通す場合のように間接的に監視されている。(Gray, p. 64 より)

その裁定はイングランド・アーツ・カウンシルによって行われる。また、生涯教育を考える上で博物館・美術館・ギャラリーの果たす役割が大きいことから、国内施設のスタンダードの向上をはかりつつ、これをいかに教育へ応用するかが検討されている。

- ・ 卓越性の追求 (Excellence) …国民のすべてが文化、メディア、スポーツの領域において最高を極められる機会に遭遇できるよう、才能開発を行い、新機軸とすぐれた着想 (good design) を育むこと。やや抽象的なタイトルではあるが、この「卓越性」というのは、文化省の主要指標である、「アクセス (access)」、「教育 (education)」、「創造産業の促進 (the promotion of the creative industries)」がめざすものである。そのために、スポーツ、芸術諸分野において才能ある者にそれを発揮する機会を与え、将来才能を開花させそうな者に対しては動機づけを行い、才能それ自体のスタンダードをもはかることを目的として、文化省の主要 NDPB である、イングランド・アーツ・カウンシル、スポーツ・イングランド (Sports England)、UK スポーツ (UK Sport)、イングリッシュ・ヘリテージ、イングリッシュ・ツーリズム・カウンシル (The English Tourism Council)、建築および建造物環境委員会 (The Commission for Architecture and the Built Environment)、フィルム・カウンシル (The Film Council)、そして博物館・公文書館・図書館カウンシル (Resource: The Council for Museums, Archives and Libraries) に、それぞれ達成度の査定を促している。
- ・ 国民宝くじ (The National Lottery) ⁵⁰…国民宝くじの公的支援を維持し、文化省とその他国家財産を支援する宝くじ基金の目的を遵守すること。1994 年秋にはじまった国民宝くじは、2000 年度までにすでに 100 億ポンド (約 1 兆 8,000 億円) にのぼっている。宝くじの収益金は、公共利益のために使用されるが、1999 年 1 月に発足した「新機会基金 (The New Opportunities Fund: NOF)」は、保健衛生、教育、環境の向上のために、15 億ポンド (約 2,700 億円) のうち 40% に値する 6 億ポンド (約 1,080 億円) の資金運用を担当している。
- ・ 社会の再生と弱者の包摂 (Regeneration and social inclusion) …持続可能性 (sustainability) を追求し、社会的弱者の排除をなくすため、都市と地方における文化省セクターの役割を促進すること。「文化省は、芸術・スポーツ分野における社会的弱者排斥に対抗する政策アクション・チーム (The Social Exclusion Unit's Policy Action Team on arts and sport: PAT10)」を設け、関連省庁・NDPB・地方公共

⁵⁰ 国民宝くじは、設立以来、①芸術、②スポーツ、③国民遺産、④チャリティ、⑤教育・雇用、⑥ミレニアム委員会という、6つの正当な理由のために使用されてきた。収益金は均等に配分されるため、それぞれ 16.67%であったが、2000年12月1日よりミレニアム委員会への配当がなくなり、現在は5つの分野に20%ずつの配分となっている。地域別の割り当ては人口構成を反映することになっており、最初の年を例にとると、イングランドが83.3%、スコットランドが8.9%、ウェールズが5.0%、北アイルランドが2.8%となっている。(Gray, p. 76より)

団体と協力しながら、まず社会的弱者の排斥を生み出すような状況を追及するとともに、その解決策をも研究し、実施した対策の評価査定を行うことで今後の活動に生かすことを試みている。

2-2-2 文化省による国際交流関係部署 — 国際局 (International Unit)

文化省の実務組織は、事務次官以下、現在下記の7つの部署に編成されているが、なかでも国際文化交流関係では、Local, Regional and International Division (LRID) 内の国際局が関係調整役を担っている。

Permanent Secretary (事務次官)

Royal Parks Agency (ロイヤルパーク・エイジェンシー)

Strategy and Communications (戦略およびコミュニケーション)

…ニュース, プロモーション・パブリシティーなど

Education, Training, Arts and Sport (教育, 訓練, 芸術, スポーツ)

Museums, Galleries, Libraries and Heritage (博物館, 美術館, ギャラリー, 図書館, 遺産)

Creative Industries, Media and Broadcasting (創造産業, メディア, 放送)

Regions, Tourism, Millennium and International (各地域, 観光業, ミレニアム, 国際)

Local, Regional and International (地方, 地域, 国際)

▷ Local Unit (地方局)

▷ Regional Unit (地域局)

▷ International Unit (国際局)

Tourism (観光業)

Millennium (ミレニアム)

Corporate Services (コーポレート・サービス)

国際局 (International Unit) は、英国国内における文化・メディア・スポーツと、海外における該当分野との関係調整を主な業務として設けられた新しい課で、1997-98 年度に設立が決定され、1999-2000 年度より活動を開始した。国際局は現在 3 名で運営されているが、文化省内の他部署にそれぞれ国際関係の担当者がおり、随時彼らと業務を遂行しているので、それらの人数を含めると、文化省内には現在国際関係に携わっているスタッフが約 35 名いる計算になる。したがって、国際局が文化省内のすべての国際業務を引き受けているわけではない。国際局は、省内の諸業務の境界を越え、より広範かつ横断的な視点から、EU をはじめ、世界とのより親密な関係を構築するための橋渡しの任務を担い、外務省、UNESCO (英国は 1997 年に再加盟)、ブリティッシュ・カウンシルなどと提携関係にある。さらに同課は、各部署の専門家の知識が国際舞台において文化省として一貫し、かつ専門性を維持しうるための戦略を考案することを主要業務としている。また、大臣と諸外国との協議が必要になった際、ときに外務省と連携しながら、最適なアドバイスを行う。国際局は UNESCO, 新しく創設された「UNESCO のための英国ナショナル・コミッション」、そして文化省との連絡窓口として機能している。また、EU をはじめ、ブリュッセルの UKRep, 英国政府の国際関係部署と緊密な関係にあり、さらに海外の大使館の文化部署や

ブリティッシュ・カウンシルとの協力関係を確立しようとしている。

国際局設立の背景には、文化省内外で現在起こっている国際化への要請があげられる。たとえば、文化省が所管するイングランド・アーツ・カウンシルは、本来国王による設立許可状（Royal Charter）によってその職務執行を国内に限られており、海外における芸術活動はブリティッシュ・カウンシルの職務を侵害するものとしてこれを禁じている。しかし、英国国内における芸術家の国際的多彩性、多国籍化がすすむなか、芸術を国境によって区分するのは時勢に逆行するという認識から、イングランド・アーツ・カウンシルは国内で培われた芸術の卓越性（excellence）と革新性（innovation）を海外に広める任務を、下記のように文化省とイングランド・アーツ・カウンシル間の協定に取り入れるにいたった。

- (10-i) ブリティッシュ・カウンシルとの合意のもと、将来の協力関係の枠組みを作りあげた上で、アーツ・カウンシルの国際的な役割を促進すること⁵¹。

イングランド・アーツ・カウンシルは、後にも述べるように、事実上海外で活動するメカニズムを持っていないため、ブリティッシュ・カウンシルとの協力関係が必至になる。その点において、イングランド・アーツ・カウンシルは今後、ヴィジティング・アーツとも必要に応じて提携していく意向である。

なお、国際局は、現在、海外への英国文化のプロモートは行っていないが、英国国内に海外から文化をプロモートするための照会、関係者の来訪には応じている。また、文化省が海外とかかわる際は、外務省やその在外公館をはじめとして、教育・職能省、通産省といった政府官庁、および、ブリティッシュ・カウンシルや英国観光庁などの NDPB、さらに UNESCO などに照会を行っている。このうち、別項の外務省文化交流部（Cultural Relations Department: CRD）とも連絡関係が確立しているが、CRD へはブリティッシュ・カウンシル関連の一般情報を得る際に連絡をとっている。

2-2-3 今後の展望

国際局としては、国際面にかかわる文化省の政策方針が、政府のそれと合致したものとなるよう、迅速な対応システムを構築するだけでなく、政府、EU および国際的アジェンダに対して文化省の政策方針が影響力を及ぼせるよう尽力している。

また、文化省全般の中・長期的展望として、文化省の 2000-04 年までの公共サービス協定（Public Service Agreement）は、*Spending Review 2000* を受けて、以下のような展望を打ち立てている。

〈目的〉文化・スポーツ活動全般を通じて、国民の生活の質を向上し、創造・娯楽産業を

⁵¹ 2000年4月から2002年3月まで有効の『協定』より抜粋・要約。

支援すること。

〈目標とターゲット〉①質，刷新，すぐれた着想（good design）を維持し発展させ，効果的で競争可能な市場を作り出し，文化，メディア，スポーツの分野で英国の功績を国内外で広めること，②豊かで多様性があり，文化的でスポーツのある生活のために，また特別な環境のために，すべての人々に広いアクセスの場をもたらし，過去の最良の遺産の保持を促すこと，③国家の文化・スポーツに関する人的資産を増加させるために教育制度を発展させ，文化教育および訓練のスタンダードを上げ，創造産業および観光業を助長させるような技能ある人材を確保すること，④すべての者が，文化，メディア，スポーツの分野においてみずからの才能を伸ばし，卓越性を発揮できるための機会を増やすこと，⑤国民宝くじの公的支持を維持し，公共利益のために募られた資金が文化省および他の国家機関の優先事項に沿うように仕向けること，⑥持続可能性（sustainability）を追求し，社会的弱者の排除をなくすため，都市および地方の生成のために文化省のセクターの役割を促進すること。

なお，具体的なターゲットとしては，2002年度末までにすべての公共図書館がインターネット化されること，2004年までに児童の博物館・ギャラリーへの入場を現在の3分の1強にすること，2004年度までに芸術を経験する国民の数を毎年50万人ごと増加させること，を挙げている。

〈備考〉

文化省所在地

address: 2-4 Cockspur Street, London SW1Y 5DH, UK

tel: +44 (0)20 7211 6000

fax: +44 (0)20 7211 6270

e-mail: enquiries@culture.gov.uk

homepage: www.culture.gov.uk

文化省大臣: Tessa Jowell（調査時2001年3月現在は Chrith Smith）

国際局長（Head of International Unit）: Michael Helston (e-mail:

Michael.Helston@culture.gsi.gov.uk)

3 公的専門機関⁵²

3-1 ブリティッシュ・カウンシル

ブリティッシュ・カウンシル(British Council)は、「国王による設立許可状(Royal Charter)」によって定められた外郭公共団体(NDPB)であり、「チャリティ(Charity)」⁵³として認可されている。監督官庁は外務省で、その設立以来、英国国内外における主要な文化交流機関として活動してきた。

3-1-1 組織

(1) 機構

添付図表5のブリティッシュ・カウンシル機構図は、最近1年間使用されているものである。

前年度2000年までの機構図との大きな相違点は、これまで「開発・訓練業務(Development & Training Services)」の下位部門であった「アフリカ・中東・南アジア(Africa, Middle East and South Asia)」、「アメリカ・東アジア(Americas and East Asia)」,そして「ヨーロッパ(Europe)」の3つの地域グループを主要セクションとして創設したことである。ここには、「英国の海外におけるインパクトを増大する」というブリティッシュ・カウンシルの大きな目的を達成するためには、特定の地域をターゲットにしたセクションを設立し、その地域に応じた対応を迅速に行う必要性に迫られたという経緯がある。こうして再編成された11のセクションは、その特性によって、「機能的部門(Functional Departments)」、「地理別部門(Geographical Departments)」、「支援業務(Support Services)」という3つの大きなカテゴリーに分けられる。機能的部門には、「開発・訓練業務」、「教育事業(Educational Enterprises)」、「補助金業務(Grant Services)」が、地理的部門には、いま述べた3つの地域グループが、支援業務には、「コミュニケーション(Communications)」、「人事(Personnel Planning)」、「調査・評価(Planning Research & Evaluation)」、「資産(Resources)」、「財務(Finance)」が、それぞれ配置されている。この11セクションの責任者と3人の重役で、「シニア・マネージメント・チーム(Senior Management Team)」が組織される。セクションのほとんどはロンドン本部にあるが、「開発・訓練業務」部門は主に経費削減の目的で1992年4月にマンチェスターに移転した。

英国国内の事業所は、イングランドの他に、北アイルランド、スコットランド、ウェー

⁵² 巻末添付資料4「公的専門機関沿革」も参照のこと。

⁵³ チャリティ:「活動の目的が、①貧困の救済、②宗教の振興、③教育の振興、④地域社会に対する利益をもたらすその他の活動、とチャリティ委員会で認められた公的資格。この資格を有する団体をチャリティ団体という。」—山内直人編『NPOデータブック』(有斐閣、1999)、p.275。なお、チャリティには有限会社も含まれ、「非営利団体」とすると語弊があるため、本報告ではそのまま「チャリティ」という表記を用いた。ちなみに、ブリティッシュ・カウンシルや後述のヴィジティング・アーツ、イングランド・アーツ・カウンシルは、上記③の‘Educational Charity’に該当する。

ルズにある。地方の主体性は、政策転換の影響で近年とくに強調されてきており、本部は、地方ごとの教育・芸術活動に対して提携関係を結んでいる。

海外事業所は、現在、世界に 111 ヶ国 229 ヶ所存在し⁵⁴、日本には東京、大阪、京都、名古屋、福岡に 5 ヶ所の事業所がある。

(2) 意思決定

ブリティッシュ・カウンシルの運営意思決定権は理事会 (The Board) にあり、理事長 1 名、理事長代理 (Deputy Chair) 1 名、副理事長 (Vice Chair) 2 名の他、17 名の役員で構成されている。現在、理事長はケネディー氏、理事長代理はランケスター氏 (Sir Tim Lankester)、副理事長は労働党のキング氏 (Oona King) と保守党のボトムリー氏 (The Rt Hon Virginia Bottomley) が担当している。下院外交委員会によって任命された 2 人 (現在は外務省から Sir John Kerr 事務次官と国際開発庁から Sir John Vereker 事務次官) を除く他のメンバーは、理事会で決定される。また、現在ここに監査委員会 (Audit Committee) より 3 人が参加している。メンバーは英国国民でなければならず、各分野の有識者であるとともに、過去にブリティッシュ・カウンシルと何かしらの関係があった者でなければならない。メンバーの任期は通常 5 年であり、再選を妨げない。理事長、理事長代理、副理事長の任期は通常 3 年で、理事会による決定の前に外務大臣の承認を得る必要がある。また、理事会メンバーは無報酬であるが、理事会の業務により経費が生じた場合には、その分の費用が補填される。理事会メンバー個人の専門領域において、ブリティッシュ・カウンシルが委託した任務については、その旨報酬を受けることができる。

理事会の諮問機関として、諮問委員会 (Advisory Committees) がある。メンバーは、各分野において多彩な経験・学識をもつ者たちである。現在、北アイルランド委員会 (Northern Ireland Committee)、スコットランド委員会 (Scottish Committee)、ウェールズ委員会 (Welsh Committee)、英国研究 (British Studies)、ビジネス諮問パネル (Business advisory panel)、高等教育における国際協力委員会 (Committee for International Co-operation in Higher Education (CICHE))、演劇・舞踊 (Drama and dance)、教育カウンセリング理事会 (Education Counselling Service Board of Directors)、英国英語認定機構諮問委員会 (English in Britain Accreditation Scheme Advisory Committee)、英国英語認定機構理事会 (English in Britain Accreditation Scheme Board)、英語教育 (English teaching)、映画・テレビ (Film and television)、保健衛生 (Health)、法規 (Law)、スコットランド法 (Scottish law)、図書館・情報 (Libraries and information)、文学 (Literature)、音楽 (Music)、出版 (Publishing)、科学・エンジニア・環境 (Science, engineering and environment)、視覚芸術 (Visual Arts) の 20 委員会が組織されている。それぞれの部門に約 10 人から 20 人の有識者が名を連ねている。

ブリティッシュ・カウンシルの具体的な運営方針は、「コーポレート・プラン (Corporate

⁵⁴ 2000-01 年度実績。1999-2000 年度は世界に 110 ヶ国 243 ヶ所であった。事業所の減少理由については後述を参照のこと。

Plan)」に基づいて決定される。コーポレート・プランは、調査・評価部 (Research & Evaluation Resource) が担当し、向こう5年のカウンスル運営を見据えた上 (政府の支出報告を反映) で、3年サイクルの計画を組む。なかでも3年目は「要 (かなめ) の年 (‘pivot year’)」と呼ばれ、これが次のコーポレート・プランの1年目に相当する。コーポレート・プランは例年4月に施行されるが、その見直しと翌年の草案作りは9月か10月に理事会と外務省との協議のもとでなされる。理事会はこの時期、過去の業績を振り返り、今後2、3年の優先事業分野を検討する。枠組みが決定されると、その意向を汲んで今度は各国のブリティッシュ・カウンスル事務所長がその国独自の「カントリー・プラン (Country Plan)」を策定する。それらはシニア・マネージメント・チームの承認を得、補助金および資金部門とも調整を行った上で決定される。その後、カントリー・プランは現地の大使や高等弁務官とも協議される。彼らに拒否権はないが、大きな合意がなされることが期待される。カントリー・プランの評価査定については、現在のところ、各国事業所による独自の方法が先行し、統一された評価基準は存在しないが、本部としては2002年4月より「総合評価表 (‘Balanced Scorecard’)」を配布し、各国レベルだけでなくブリティッシュ・カウンスル全般の活動を監視、再検討することで、ブリティッシュ・カウンスルにおける評価査定制度を強化する考えである。(なお、この査定表は、すでに6ヶ国で試験的に使われてきた。) この査定表にもとづく評価結果は公開されることになっており、外務省にも定期的に報告されることが確認されている。

3-1-2 事業

(1) 目的

「ブリティッシュ・カウンスルの目的は、英国の世界における価値あるパートナーとしての評価を高めることである。それを達成するために、われわれは全世界の人々と交流の機会を作ることに尽力する。われわれの最終目標は、世界のなかでもっとも有能な国際文化機関として認知されることである。われわれの活動すべてにおいて、個人を尊重し、国際主義を促進し、誠実さをもって実践していく。」⁵⁵

海外への働きかけとして、ブリティッシュ・カウンスルは6つの戦略的目標を掲げている。それは、① 海外における英国についての古いイメージを払拭し、英国の創造性・文化的多様性と近年の業績を知らしめること、② 海外の人々に英国との教育・文化接触の機会をもたらすための主導的な役割を担うこと、③ より広範かつ効果的な英語教育をめざすこと、とくに海外の若者の英国に対する見解にインパクトを与えること、④ 海外における重要な改革事項にとりくみ、持続可能な開発 (sustainable development) を促進するため、英国を有効に位置づけること、⑤ ヨーロッパとの結束を強め、ヨーロッパにおける文化的・知的な交流を発展させること、⑥ 英国における教育や文化の質を高めるために、とくに若者の

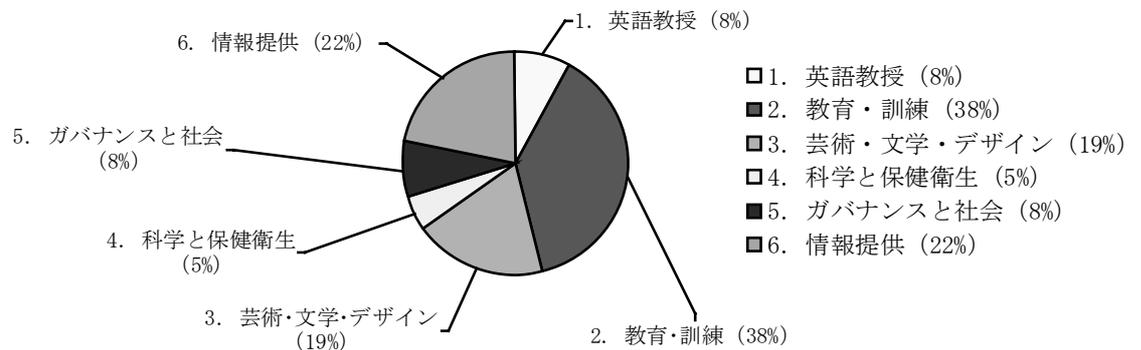
⁵⁵ 『1999-2000年度・年次報告書』より。

間で、彼らの国際的関心を鼓舞すること、である。また、ブリティッシュ・カウンシルが世界的な次元で尊重と信頼性を勝ち取るためには、国内外のさまざまな人々の意見や批判を真摯に受け入れ、開かれた、そして誠意ある意見と経験の交換を行うことが重要であると考えている。

(2) 事業分野

ブリティッシュ・カウンシルの事業分野は以下の6分野である。

* () 内は外務省からの補助金比率を示す。



以下、それぞれの概略をまとめる。

① 英語教授 (English language teaching)

目的: 海外における語学教育のより広範で効果的な普及をめざす。とくに若者が英国を見る眼に影響を与えること。

具体的目標: (1) 高品質な ELT 教材を開発することで、世界の教育的リーダーとしての英国の評価を高めること、(2) 国際語としての英語を促進することで、専門的、社会・経済的発展を促し、世界の人々との交流の機会を作りあげること、(3) 世界に向けて英国に関する知識を深化させ、現代英国の価値を認識させること。

さらに、公的・民間セクターの ELT を積極的に支援し、ネットワークを広げる。それにより英国の世界のリーダーとしての立場を知らしめ、交易などに好影響をもたらすようにする。

英語はグローバルなコンテキストのなかで依然として重要な言語であるという認識と現実の需要から、ブリティッシュ・カウンシルは、現在 60 ヶ国において、財政的に独立した 138 の教育・訓練センターを保持している。2000-01 年度の実績では、1,900 名以上の有資格教師が世界各地で約 120 万時間教授している。

2000-01 年度、ルーマニアとウクライナにはじめてのティーチング・センターを開設、アラブ首長国連邦にもそのネットワークを広げた。マルチ・メディアを使用した英語教

育では、学生向けの CD-ROM (Young Learner CD-ROM) をはじめ、Open University (日本でいう放送大学) との提携によって達成された「ビジネスのための世界英語 (World Class English for Business)」などが生涯教育の一環として活用されている。また、'LearnEnglish'[sic.]というウェブサイトが 2000 年 5 月に登場したが、ここには毎月 5 万の来訪があり、50 万ページが閲覧されている。

さらに、22 の国において 25 の「平和維持のための英語プロジェクト (Peacekeeping English projects)」が展開されている。これは、外務省と防衛庁 (Ministry of Defence) によって補助金が給付されているプロジェクトであり、たとえば退役軍人のための職能訓練としての英語教育を推進している。

英国における留学生の英語教育については、公的・民間セクターとの提携を行っている。5 年ごとに更新審査が行われる「英語認定スキーム (English in Britain Accreditation Scheme)」にのっとり、現在 375 の民間英語学校、カレッジ、私立高校、大学の学部などがブリティッシュ・カウンシルによって認定され、世界各国からの留学生を受け入れている。

② 教育・訓練 (Education and training)

目的: 海外の人々に対し、教育の機会を与えるための主導的な立場を担うこと。

具体的目標: (1) 世界各国の機関が教育・訓練問題に直面した場合の指標となること、(2) グローバル・マーケットにおいて英国の教育・訓練面でのサービスやプロダクトのシェアを広げること、(3) 国際交流や国際協力を通じて英国の教育・訓練システムを豊かなものにする。

これらの目標を達成するために、カウンセリングやアドバイス・サービスを充実させる。教育フェア (日本では留学フェアなど) やセミナーを多数開催し、語学試験をとり行う。また、教師や学生の人物交流を通して、英国国内における教育・訓練のスタンダードを向上させることにも努める。

2000-01 年度に、ブリティッシュ・カウンシルは「Education UK キャンペーン」(www.educationuk.org) を世界 20 ヶ国で展開した。企業一般人に向け、マーケティングおよびコミュニケーションキャンペーンを行うことで、教育面での展示、記者会見、PR イベントを行い、これにより急成長を遂げている学生市場のシェアを増やすことが期待されている。たとえば中国では、2000 年度はその前年の 2 倍にあたる約 1 万 2,500 人に対し英国への留学ビザが発行された。この数字は今後も伸びる予定である。また、2001 年春に中国の 6 都市において開催された Education UK 展には、約 4 万人の来訪者があった。その他、英国とロシアにおける私立学校対抗のサッカー試合 (2000 年 10 月) などが開催された。

海外を主眼に置いた職業訓練の方面では、ブリティッシュ・トレード・インターナショナル (British Trade International: BTI) との提携によって、「職業教育および訓練

(vocational education and training: VET)」プロジェクトが行われている。たとえば、南アフリカ共和国における技術系カレッジの中堅クラスの指導者が、英国の教育カレッジにおいて高等教育の研修をうけ、マネージメントや意思決定などにも携わった。この4年計画のプロジェクトには、約100名のフェローシップが参加することになっており、南アフリカにおけるカレッジの指導者としての組織、骨組みを今後形成していく人物の養成が行われることになっている。

試験一般に関しては、2000-01年度、ブリティッシュ・カウンシルは70万もの試験を世界各国で行った。前年度比にして10%の増加である。うち、英語の語学試験が約44%、専門資格に関する試験は23%、その他、英国における中・高校の一斉試験であるOレベル・Aレベル試験が、海外の14万3,000の学校においても採用された⁵⁶。ブリティッシュ・カウンシルの行う語学試験にIELTS (International English Language Testing System) があるが、これは、英国に留学を希望する場合、ケンブリッジ英検とならんで、英国においては、米国製のTOEFLよりも認知度および信頼性の高い語学試験である。2000-01年度には10万6,000以上の試験が実施された(前年度の32%増)。目下、中国が最大の単一市場である。

③ 芸術・文学・デザイン (Arts, literature and design)

目的: 芸術を通じて、英国の創造性・文化的多様性と現代における功績を世界にを知らしめること。また、英国の海外における古びたステレオタイプを払拭すること。

具体的目標: (1) 英国の芸術がもつ優れた側面を指し示すことで、国際的な芸術・教育交流における価値あるパートナーとして、海外でその名を広めること、(2) 英国が誇る芸術(演劇、ダンス、音楽、映画、テレビ、視覚芸術、文学、デザインなど)を世界各地のパートナーとともに提示していくこと、(3) 世界市場において英国の創造産業(creative industries)のシェアを広げること、(4) 英国の政治、産業の擁護のために、芸術、文学そしてデザインを利用すること。

また、芸術を通しての教育活動にも力を入れる。さらに、国際フェスティバルや講演、展示ツアーを行う。これによって、さまざまな機関や現地事務所、ワークショップ、他の交流活動との関係が深まることになる。ブリティッシュ・カウンシルの文化プログラムが国際フェアや政治的なイベントを支援することもあり、企業スポンサーに対し、販促機会も与える。

2000年年秋に中国で行われたヘンリー・ムーア展では、ヘンリー・ムーアの118作品が展示され、11万5,000人の来訪者があった。ヨーロッパでは、フランスにおいて、ブリティッシュ・フィルム・インスティテュート(BFI)とポンピドゥー・センターとの提携に

⁵⁶ 『2000-01年度・年次報告書』より。ちなみに、現在英国では、Oレベル試験ではなくG.C.S.E (General Certificate of Secondary Education)試験が行われている。

よって英国映画が5ヶ月間上映され、6万5,000人を迎え入れた。またスウェーデンでは、同国のブリティッシュ・カウンシル事務所と英国大使館との協力、および、英国のブリティッシュ・カウンシル本部、クラフツ・カウンシル、デザイン・カウンシル、トレード・パートナーズUKと外務省との共同プロジェクトによって、‘The British Design Season in Sweden’が開催された。

自国文化の研究については、序の部分でも述べたように、近年ブリティッシュ・カウンシルは、「英国研究 (British Studies)」に力を入れている。その理由としては、まず、海外からのニーズが高まった事実があげられるが、一方で米国研究が盛んになってきていることへの反動もある。また、新しい、現実の英国を伝えることによって、海外の目に映る英国への誤ったイメージを取り除きたい、という目的も存在している。

④ 科学と保健衛生 (Science and health)

目的: 英国の最先端科学技術を地球規模で展開し、国内外における保健衛生基準を高める。広く、生物、医学、天文学、物理学、健康・衛生の充実を図る。

具体的目標: とくに以下の分野の充実を図る。

科学面: (1) 国際的レベルにおける科学研究プロジェクト (2) 科学政策 (3) 出版活動 (4) オンライン機能 (5) 国内の科学研究

衛生面: (1) 保健衛生政策 (2) NACPME (National Advice Centre for Postgraduate Medical Education) (3) 健康一般への関心 (4) 王立専門教育学術機関 (The Royal Colleges) との提携 (5) 健康関係の情報配布

英国の科学技術に関しては、海外において比較的認知度が低く、先進技術にいたっては米国のみがその最先端を誇るという印象が強いため、とくに若者に対して、科学技術もまた英国における重大な文化であることを伝える。

たとえばインターネットを利用した英国文化サイト ‘Culture Lab-UK’ (www.culturelab-uk.com) を2000年11月に開設し、相互通信を利用して日常生活における科学の役割についての理解を深めようとしている。たとえば、若者たちがオンライン上でアイデアを交換したり、ゲームやグラフィックやミュージック・クリップを楽しむような工夫がなされている。現在、‘Culture Lab-UK’は月間約5,000人の利用者を有しているが、2001年度中には1万5,000~2万人への増加を見込んでいる。

⑤ ガバナンスと社会 (Governance and society)

目的: 主要アジェンダを見直し、継続的な開発をすすめるよう積極的に努力すること。

具体的目標: (1) 世界の国々に対し、そのガバナンス、人権、法の支配、メディアの役割、そして市民社会を強化する助けとなること、(2) 民主主義の擁護者としての英国の功績を促進すること、(3) 紛争回避と解決のために尽力すること。

国際開発に関しては、貧困の絶滅や貧しい者に対する援助、人材育成 (human development)、環境保護を支援する。人をまず中心にすえ、社会との密接かつ平等な関係を強調する。また、多様性、差異を認識し、とくに女性、子供、社会的弱者の地位向上に努める。脱中央化をめざし、地方の参加を促す。

パンジャブで最近行われた6ヶ月に渡る共同プロジェクトにおいては、同地の人権委員会と警察学校と共同しながら、同地の子供の人権擁護のために尽力した。また、現在総数の10%以下であるインドの女性警官の養成にも協力している。シエラレオーネでは、女性の政府および市民社会への参加を促進するためのプログラムをスタートさせた。

⑥ 情報提供 (Information and knowledge)

目的: 開かれた情報社会のために尽力すること。

具体的目標: (1) 正確かつ信頼性のある情報を海外にもたらすこと (とくに中心課題である教育・訓練, ELT, 芸術・文学・デザイン, 科学・テクノロジー, ガバナンスと市民社会の分野に重点を注ぐ), (2) 世界各国の情報開示を促すこと, (3) 海外の専門家との情報交換を効率よく行うこと, (4) 海外において英国の情報, 出版, 知識産業がより大きな市場シェアを勝ち取ることができるよう努力すること。

この点において、外務省、英国観光庁⁵⁷、その他の機関、民間セクターと協力関係にある。なお、ブリティッシュ・カウンシルの出版物 (本, ポスター, ビデオ, 電子ブックなど) は、現在インターネットで検索可能である。出版事業一般については、現在のところとくに拡大の予定はない。

情報提供の分野は、他のどの分野にも通じるものであるが、上記1と2にかかわる最近の顕著な動向として、インターネットの普及に合わせたオンラインによる英語教育の普及について、ここで再びまとめておく。対象は、全世界における英語学習者および英語教師、英国に関心を持つ者、または今後関心を持つ可能性のある者全般で、たとえば、‘LearnEnglish’は、英語を学ぶためのゲームや物語、歌やニュースを満載したプログラムであり、‘Montage Plus’は、全世界の教師と生徒たちによるバーチャル・コミュニティーを作りあげることが目的としている。英国に留学する際の情報は‘Education UK’にあり、‘Culture Lab-UK’には、英国文化、テクノロジー、生活様式 (style) にかかわるガイドが掲載されている他、教師志望者の雇用情報などがインターネットを通じて収集できる。

(3) 優先領域

ブリティッシュ・カウンシルの地理的優先領域は、ただ単に各国が政治的、経済的に英国にどれだけ重要か、ということだけではなく、「英国の名声を高めるためにカウンシルが

⁵⁷ 海外に50のオフィスをもつ英国観光庁は、ブリティッシュ・カウンシルとも非常に関係が深く、両者の間には‘Memorandum of understanding’が締結されている。

もたらしうるインパクトの大きさ」⁵⁸によって決められる。国によって対象とされるオーディエンスは異なるものの、すべての国において、カOUNシルのプログラムが英国の創造性を反映することが期待される。とくに先進国においては、各種事業を通じて個人（とりわけ若者層）にとっての機会を作り出すことに、より重きが置かれている。発展途上国においては、主要団体や機関とのパートナーシップを構築し、効果的な制度作りを援助することにより焦点が絞られる。開発移行国(transitional countries)にいたっては、活動の内容は程度の差こそあれ、上で述べたカOUNシルの両方の側面を反映することになる。

(4) 開発移行国への関心

従来、ブリティッシュ・カOUNシルは、発展途上国への援助および西欧との関係促進への関心が高かったが、現在それらの見直しが行われている。カOUNシルの地理別部門は、西・南欧、中・東欧、中近東・北アフリカ、サハラ砂漠以南アフリカ、南アジア、東アジア・太平洋、アメリカの7地域に分轄されているが、近年とくに業務縮小の現象が目立っているのは、アフリカおよび南アジアである。ここには、1980年代には相当額であった国際開発庁からの補助金がなくなったこと（現在、国際開発庁からは高等教育関係への小額の補助金があるのみ）、発展途上国への開発援助に競争入札制が導入されたことなどの背景があり、これらが結果的にブリティッシュ・カOUNシルの発展途上国への事業範囲縮小の要因となったと見られる。また、西欧に対する事業範囲縮小は、主にコスト削減が目的であるが、ドイツの例をあげれば、ベルリンの事業所を残し、ライプツィヒ、ミュンヘン、ケルン、ハンブルク、その他すべての事業所は2001年度中に閉鎖される。もっとも、こうした事業所数の減少が、西欧への業務削減を直接指し示すというのではなく、今後も西欧をターゲットにした各種プログラムは継続される。西欧のように、すでにブリティッシュ・カOUNシルと確固たる関係を築きあげた先進諸国については、後で述べるようなイベント会議の開催や人物交流プログラム、さらにITを通じたパートナーシップが、今後より重要な位置を占めるようになるだろう。

国の系統別・政府補助金の割合⁵⁹

	2001-01 年度補助金	2005-06 年度補助金見込み
先進国	32%	27%
開発移行国	56%	62%
発展途上国	12%	11%

そのようななか、現在いわゆる「開発移行国 (transitional countries)」への関心が高まっている。これは、ブリティッシュ・カOUNシルの広範囲にわたる文化・教育促進能力と実

⁵⁸ The British Council Corporate Plan 2000-2001, p. 7.

⁵⁹ The British Council Corporate Plan 2001-02/2005-06, p. 14.

績が、これらの国々のニーズと合致すると考えられるためであり、現在、カOUNシルがとくに念頭においている国々は、東欧諸国、トルコ、ブラジル、インド、インドネシアなどである。カOUNシルが中・東欧諸国を対象に掲げているテーマは4つある。それは、①EU拡大、②バルカン諸国の紛争後の状況、③ロシアとウクライナにおける新しい経済、政治、そして社会改革のアジェンダ作り、さらに、④中央アジアと南コーカサス地方において新たに独立した国々と英国との関係作りをめざしている。EUへの参加を望んでいる国々について、カOUNシルは大いに奨励する姿勢であり、EU拡大の際にも、英語は非常に有効なツールとして機能するため、公務員、専門家そして若者層を対象として、カOUNシルのELTを普及させる方針を打ち立てている。また、ITを活用した情報サービスや、公的外交活動、ネットワーク作りのためのイベントを通じて、その国の組織的改善、環境に関する関心など、共通の問題について、英国のこれまでの経験をもとに、示唆を与えてゆく所存である。これは、ガバナンス、人権問題にもかかわることによって、果ては英国のビジネスをその地域に根づかせることにもつながるためである。このように、ブリティッシュ・カOUNシルは、英語教育、試験、訓練、社会的協力関係など、開発移行国を対象に包括的なとりくみをめざしている。

(5) ブリティッシュ・カOUNシルとヨーロッパ

先にあげたブリティッシュ・カOUNシルの①から⑥の6つの戦略的目標のなかでも、とくに本調査において関心が寄せられている大陸ヨーロッパをターゲットとしたブリティッシュ・カOUNシルの事業(⑤)は、ヨーロッパ統合に向けて実施している事業、EUと関連した事業など多岐にわたっている。たとえば、2000-01年度、外務省その他の省庁と提携して、ベルギーとスペインをターゲットとした一連のセミナーを開催し、英国の創造産業(後述)を促進することにも努めた。その点においては、文化省、ブリティッシュ・トレード・インターナショナル他の諸機関と緊密な提携関係にある。2000-01年度、カOUNシルは西・南欧の今後3-5年間における運営を抜本的に変革する戦略を打ち立てている。それは、該当諸国における若者層に、英国のより大きなインパクトを与えようというものである。そのためにはコンピュータ・ネットワークを利用した情報・伝達技術が効果的に作用すると考えられるが、それにともなって、2001年4月までに該当地域においてインフラ面における10%のコスト削減を達成することがめざされた。

ブリティッシュ・カOUNシルは、EUと強い絆を作りあげようとしている政府の政策方針にのっとり、英国対EU諸国を対象とした両国間(bilateral)および多国間(multilateral)プログラムを随時実施している。そこには、ヨーロッパをめぐるさまざまな文化プログラム(セミナー、会議、共同リサーチプログラム)を通じて、人的交流なしでは達成しがたい両・他国間の情緒的障壁を乗り越えようという狙いがある。たとえば、「ガバナンスと社会」については、年次会議やイングランドとスコットランドにおける若き法律家のための研究プログラムなどを設けている。また、とくに芸術は西・東欧を結びつける主要手段と

みなされ、ブリティッシュ・カウンシルの芸術に関する3分の1の事業がこの地域に集中している⁶⁰。カウンシルはさらに、EU本部ブリュッセルの欧州委員会に常駐の連絡窓口を持っており、ここにおいてECが出資する国際開発や文化関係プロジェクトに対し、英国がより大きな関与を促すための情報提供やサポートを行っている。また、カウンシルはそのような契約のために、ECに対して直接命令を下すコンソーシアムにも属している。EU拡大に向けては、EU加盟候補国に対して、その加盟を阻むようなガバナンス、人権、教育そして訓練にかかわる諸問題を解決するよう尽力している。

① *European Network Events*

ブリティッシュ・カウンシルが目下、積極的に携わっているプロジェクトに‘European Networking Events’がある。これは、カウンシルの一組織であり海外のオーディエンスに対して、英国と国際社会のさまざまな問題を検討するためにセミナーや会議を運営するInternational Networking Events (INE) のヨーロッパ部門のイベントである。各イベントは、ブリティッシュ・カウンシルおよびその他の機関が主催し、ヨーロッパ関連の（英語による）会議やセミナーを随時開催している。カウンシルが主催した最近のイベントは、以下のとおりである。

〈両国間協議〉

アーペルドールン会議 2001 (Apeldoorn Conference 2001)

日時: 2001年11月4～6日 (予定)

於: エジンバラ (スコットランド)

対象国: 英国—オランダ

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル, 英国外務省, オランダ大使館

2010年におけるEU (The EU in 2010)

日時: 2001年3月12, 13日

於: ウィンザー (イングランド)

対象国: 英国—デンマーク

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル, ヨーロッパ改革研究所 (Centre for European Reform), デンマーク王立外務省, 英国外務省

グローバリゼーションとリージョナライゼーション—国家とは?
(Globalization and Regionalization: what are states for?)

日時: 2000年10月19日～21日

於: ブリュッセル (ベルギー)

対象国: 英国—ベルギー

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル, ベルギー外務省, 英国外務省

イドラ会議 (The Hydra Conference)

日時: 2000年10月13～15日

於: イドラ (ギリシア)

⁶⁰ ‘Strengthening ties with Europe’ ブリティッシュ・カウンシル ホームページ www.britishcouncil.org/より。

対象国: 英国—ギリシア

主催機関: 英国大使館 (アテネ), ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE)

〈**多国間協議**〉 *以下, 対象国はEUの枠を越え, 広域ヨーロッパにおよぶ。

多中心主義のヨーロッパ (Polycentric Europe)

日時: 2001年10月29～31日 (予定)

於: バレンシア (スペイン)

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル

ヨーロッパにおけるマイナー言語のための政策実践—言語の活性化と尊重

(Policy into Practice for Lesser Used Languages in Europe: revitalisation and respect: 'European Series 2001')

日時: 2001年9月30日～10月5日 (予定)

於: カーディフ (ウェールズ)

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル

‘Czech Pontignano’

日時: 2001年9月 (予定)

於: プラハ (チェコ共和国)

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル

ヨーロッパ2021 (Europe 2021)

日時: 2001年4月25～27日

於: クラクフ (ポーランド)

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル

EUへの加盟—中・東欧における明日の新経済

(Accession to the European Union: tomorrow's new economy in Central and Eastern Europe)

日時: 2001年5月30日～6月1日

於: ロンドン

主催機関: ブリティッシュ・カウンシル

②European Series

European Series は, ブリティッシュ・カウンシルが『ファイナンシャル・タイムズ (*The Financial Times*)』と提携し, 若い世代の指導者や将来の世論形成者のために開催している年次会議である。1995年の第1回会議以来, ヨーロッパの未来や世界におけるその地位, 世界各地でヨーロッパとともに活動を行っている国々について議論を重ねている。会議は毎年5月末から6月初頭にかけて, ヨーロッパ内の3ヶ所の都市で開催されている。1999年度はブリュッセル, ベルリン, ロンドン, 2000年度はブリュッセル, ダブリン, エジンバラで開催された。

③ 各種教育・訓練プログラム

英国はEU内でも、ヨーロッパへの愛着度がもっとも低い国として知られているが⁶¹、現政権は、文化外交を通じて「ヨーロッパ市民」としての自覚を国民のなかに定着させることに尽力し、ここにおいてもブリティッシュ・カウンシルが主導的役割を果たしている。カウンシルは、欧州委員会、UNESCO、教育・職能省、海外開発庁といったクライアントに代わって、教育・職業訓練面のさまざまな活動を行っており、英国で行われているEUプログラムの紹介部分には、人物交流や文化外交を積極的に行うことで、これまでEUの政治外交に関してはなにかと消極的・保守的姿勢が強調される英国のイメージを打破し、文化交流のようなソフトな側面からEUにおけるリーダーシップを確立していこうという外交戦略が伺える。

(i) 中央局(Central Bureau)

「国際教育・訓練のための中央局 (Central Bureau for International Education and Training)」は、1993年12月にブリティッシュ・カウンシル内に併設された独立性の強い部局である。ここはカウンシルの「教育および訓練グループ」の一組織であり、教育・職能省の補助金を受けている。中央局は、英国におけるEU教育プログラム(学校教育、高等教育、成人教育、語学習得など)である「ソクラテス(Socrates)」と、職能を向上させ、職業訓練へのアクセスを促進することによって生涯教育を奨励する「レオナルド・ダ・ヴィンチ(Leonardo da Vinci)」を管理している。これらのプログラムは、専門教育者、若者、被訓練者、教育訓練者がヨーロッパレベルの協力関係を通じて、種々のプロジェクトに関するアイデアやアプローチ方法を共有したり、技能や経験を得たりする機会を与えるものである。

なお、ヨーロッパを対象とした中央局の他のプログラムには以下のようなものがある。

- ・ Graduate Teacher Programme — ヨーロッパ諸国からの大卒者がイングランドの学校において教習する機会を与えるプログラム。
- ・ Comenius Language Assistants — 英国人が3ヶ月から8ヶ月の間ヨーロッパ諸国で教習経験をもつプログラム(「ソクラテス」とのリンクあり)。
- ・ Charles de Gaulle bursary scheme — フランスへの交換留学プログラム。17歳から19歳までの英国人とフランス人が対象。3,4週間の研修で、約800ポンド(約15万円)が支給される。
- ・ German courses for students — 英国の大学入試「Aレベル」試験に向けて、ドイツでドイツ語を集中特訓するプログラム。16歳から18歳までの英国人が対象。夏休み中の3週間に語学研修とホームステイが無料になる。
- ・ Junior Language Assistants programme — 大学入学前の一年間、ドイツの学校で英語を教えるプログラム。ドイツ語でAレベルを取得済みで高等教育を受ける以前の

⁶¹ たとえば、1999年10月23日付の経済誌『エコノミスト(Economist)』を参照のこと。

英国人が対象。期間は9月から4月か7月までで、宿泊が無料になる他、手当がつく。

また、中央局は、英国とドイツ二国間の就労ベースのトレーニング・プログラム‘Training Bridge’を管理している。これは1998年12月にブレア首相とドイツのヘルツォーク大統領（Roman Herzog）によって設立され、両政府の補助金（英国の場合は教育・職能省）によってまかなわれている。補助金は、職業訓練目的のためにドイツ企業で就労経験を積むため、および上司らによる短期の準備視察のために支給される。

中央局はさらに、ヨーロッパとの文化交流において、‘European Resource Centres for Schools and Colleges (ERCs)’ を開設し、教育セクターへの情報提供を行っている。これは、教師や学生・生徒にヨーロッパに関連した情報提供を行い、学校教育におけるカリキュラムのなかでヨーロッパ・ディメンションの発展をサポートしようというものである。これによって、英国がEUの一員であるということを早いうちから生徒たちに認知させることが期待されている。また、ERCsの文化情報欄には、「カルチャー2000 (Culture 2000)」をはじめとする文化教育プログラムが紹介されている。2000年1月より、従来の「カレイドスコープ (Kaleidoscope)」、 「ラファエル (Raphael)」、 「アリアン (Ariane)」プログラムに代わって登場した、ヨーロッパの総合文化プログラムであるカルチャー2000をサポートするEUCLID (www.euclid.co.uk) は、英国における文化・芸術情報（資金提供、契約、ネットワーク、出版、イベントなど）を提供する英国の公式専門支援機関（UK Technical Assistance Office）であり、みずからを英国の文化接点（UK Cultural Contact Point）と標榜している。EUCLIDは、たとえば、カルチャー2000の情報提供や参加募集を行うだけでなく、イベント応募者に対する助言やアドバイスも行っている。

(ii) Connect Youth International

ブリティッシュ・カウンシルのConnect Youth International（旧称—Youth Exchange Centre）は、原則的に15歳から25歳までの若者に国際経験を与えるためのプログラムを運営し、その諸活動は、外務省、教育・職能省、欧州委員会より資金提供を受けている。Connect Youth Internationalは、これらの資金援助によって、EU、西欧、中・東欧、イスラエル、米国、中国そして日本への若者の交流をサポートしている⁶²。候補者の選考を行っているConnect Youth International直轄の12の地域委員会は、候補者が自費では渡航が難しいことを最低条件として選考を行う。若者のポテンシャルに多大な期待を寄せるブリティッシュ・カウンシルとしては、彼らに多様な機会を与えることによって、他人から学ぶだけでなく、みずからも社会に貢献できる人物であるという自覚と自信を獲得させたいと考えている。

Connect Youth InternationalにおけるヨーロッパおよびEU関連のプログラムには、European YOUTH programmeがある。2000-01年度には、1万3,000の英国青年がこの交流プロジェクトに参加した。ホストとしての英国は、450名の長期ボランティアを受け入れ、

⁶² なお、英連邦への若者交流に関しては、Commonwealth Youth Exchange Councilが対応している。

その他 100 名あまりの就職斡旋を行い、地方に派遣した。代表的なプログラムには、18 歳から 25 歳までの若者がヨーロッパの一地域において一年以内の就労を行う「ヨーロッパにおけるボランティア活動 (European Voluntary Service)」がある。

なお、ブリティッシュ・カウンシルは、上記のような EU 文化交流プログラムの英国における公式エージェンシーであるが、これらのプログラムに関しては国内各地の州評議会 (County Council) などからも、情報のアクセスが可能になっている⁶³。

3-1-3 資金⁶⁴

現在ブリティッシュ・カウンシルへの収入は、約 3 分の 1 が「政府補助金」、約 3 分の 1 が英語教授・試験などの「事業収益」、約 3 分の 1 が政府・民間との契約活動と海外開発協力による「委託事業収益」によって構成されている。

ブリティッシュ・カウンシルの会計処理は 1995 年の会計年度より、現金主義 (cash account) から発生主義会計 (締め切り後勘定 (closed account)) へ転換した。発生主義会計は、従来民間セクターで取り入れられていた会計処理方法であるが、この導入によりブリティッシュ・カウンシルの活動にかかるコストのより正確な数値を得ることができるようになり、次第に他の公的セクターでも取り入れられるようになった。2001-02 年の会計年度からは、英国のすべての政府官庁でこの発生主義会計が施行される。

政府補助金は、1997 年度までは外務省 (65-70%) と国際開発庁 (30-35%) によってまかなわれていたが、1998 年度より小額の高等教育関連の国際協力基金への補助金を除いて国際開発庁からの支給が廃止され、外務省からの支給にほぼ一本化されている。なお、これらはすべて議会の可決を必要とする。現在もごく小額の補助金が教育・職能省などから支給されているが、増加の見込みはない。なお、政府補助金総額はここ 2、3 年減少傾向であったが、2000 年度から増加に転じ、今後も増加する予定である。ブリティッシュ・カウンシルは、政府に対し、2001-02 年度には総額で 1,050 万ポンド (約 18 億 9,000 万円)、2002-03 年度には 3,200 万ポンド (約 57 億 6,000 万円)、そして 2003-04 年度には 3,700 万ポンド (約 66 億 6,000 万円) の補助金増収を見込んでいるが、この数値は下院外交委員会 (Foreign Affairs Committee) の勧告とも合致しており、「英国が影響力を指し示す手段として、文化交流を機略縦横に利用しつつきたいのであれば、この〔補助金増額の〕要請は必要である」⁶⁵とブリティッシュ・カウンシルは、とらえている。

1999-2000 年度の外務省補助金約 1 億 3,000 万ポンド (約 234 億円) のうち、約 4,500 万ポンド (約 81 億円) が英国国内で、残りが海外事業所に支給されている。そのうち、英国における補助金の使い道は、大きく 3 つに分けられる。

1. 教育・訓練は、全体の 38% を占める約 1,710 万ポンド (約 30 億 7,800 万円) であり、

⁶³ たとえば、デヴォンシャー州評議会のウェブサイトを参照のこと (www.devon.gov.uk/dcc/about/)。

⁶⁴ 添付図表 6 を参照のこと。

⁶⁵ *The British Council Corporate Plan 2000-2001*, p. 7.

その用途は非常に広い範囲におよぶ。また、海外市場における英国の教育や訓練を促進するために、英国の機関（UK institution）と通産省、そして「スコッティッシュ・トレード・インターナショナル（Scottish Trade International）」からも提携資金（partnership funds）を受けている。

2. インフォメーション・出版は、近年、とくに需要が増えている分野であり、補助金の22%にあたる約990万ポンド（約17億8,200万円）を占める。
3. 芸術一般。英国国内における芸術の賞揚は、英国の創造性を養う点で重要視されており、補助金の19%にあたる約855万ポンド（約15億3,900万円）が充てられている。なお、ヴィジティング・アーツ（Visiting Arts）は、海外の芸術を英国国内に紹介する機関であり、ブリティッシュ・カウンシル内に存在するが、2001年4月1日より独立非営利団体となった。ブリティッシュ・カウンシルとヴィジティング・アーツの関係は、主に金銭面での提携である（別項を設けて後述）。

その他、「4.英語教授」と「5.ガバナンス」は、それぞれ全体の8%の約360万ポンド（約6億4,800万円）であるが、英語はブリティッシュ・カウンシル独自の事業収益が多いため、政府による補助金額が少ない。ガバナンスは比較的新しい事業分野であるために現在の割り当ては少ないものの、今後は増加することが予想される。最後に、「6.科学・テクノロジー・保健衛生」は、ブリティッシュ・カウンシルのなかでも規模が小さく全体の5%の約225万ポンド（約4億500万円）にとどまっている。

外務省からの補助金でブリティッシュ・カウンシルが協賛している奨学金事業の主なものに、「チーベニング・スカラーシップ（Chevening Scholarship）」がある（前述）。これは、将来円滑な外交関係の助けになる若者の育成をめざして設立され、世界各国から政府・学問・ビジネス・科学のあらゆる分野における有能な人材を英国に留学させるプログラムである。この他、外務省補助金をもとに英国国内の事業所も奨学金プログラムをもっており、現在総数は27にのぼっている。

なお、ブリティッシュ・カウンシルは、以前は独自の奨学金制度を持っていたが、現在は廃止されている。少数の個人に出資するというよりは、より多くの人々に、金銭以外の別のかたちで多くの機会を与えようというカウンシル自体の方針転換のためである。ここには、もはや資金を与えるだけの機関ではなく、文化交流の促進者としてみずからを位置づけようとするカウンシルの意図がうかがえる。

各国事業所の予算は、本部内の3つの「地理別部門」から交付される。各地理別部門は、管轄下の各国事業所への交付金の分配を十分吟味して決定する。たとえば、ドイツではブリティッシュ・カウンシル事業所の数を減らす方針であるものの、残された事業所が効率よく運営されるための資金提供は継続して行われる。

本部の海外への対応は、「カントリー・サービス・グループ」と「インターナショナル・ネットワーク・イベント・チーム」が行い、とくに海外からの学識者の招聘およびセミナー、イベントの開催などを担当している。コストの分配方法については、多くの場合海外

の事業所が持つことになるが、シェアする場合も少なくない。海外における芸術分野のイベント企画は、本部のイニシアティブによることが多いことから、例外的に相当分を本部が出資する場合がある。しかしその際、ある一国のみでのイベント開催は採算が合わないため、結果的に数ヶ国での巡回開催という運びになることが多い。いずれにせよ、芸術関連では、いかなる場合も本部、各国事業所、さらに現地関連施設とのネゴシエーションが大きな意味を持つてくる。

事業収益の使い道は、各国事業所の所長、本部の教育事業部長、地理別部門における該当地域の部長で決める。英語教授部門の教師へ支払われる給与支払い等は、大部分が現地採用のため、各国事業所の予算でまかなわれる。現在世界に約 3,500 人いる現地採用職員についても同様である。本部から派遣される教師については、国内での求人広告などにかかるコストについてのみ、本部の経費でまかなわれる。現地での教師・職員の採用方法については、国によって雇用状況が異なるので、本部主導による共通マニュアルの類は存在しないが、今後は、ブリティッシュ・カウンシルの目的に即したガイドラインの作成を検討中である。

ブリティッシュ・カウンシルは、政府からの補助金と、みずからの事業収益を明確に区別しなければならない。これには大蔵省をはじめ、会計監査院からの厳格な査定が定期的に入る。同時にブリティッシュ・カウンシルは、ふたつの収入が完全に独立して別個に使用されていることを、自主的に外部に明示することになっている。

委託事業（Development and Training Services—以下、「DATS」）の目的は、外部クライアントのために、高品位の開発および訓練の契約の供給を通じて、カウンシルの目的を支持することである。競争入札制の導入によって、DATS の契約対象は教育、健康保険セクター改革、公的セクター改革および民間セクター開発、情報そして文化となっている。国際開発庁は依然としてカウンシルの主要なクライアントではあるが、近年は欧州委員会、アジア開発銀行（Asian Development Bank）など、他のクライアントの開拓が進んでいる。DATS は、現在、2 億 9,900 万ポンド（約 540 億円）に相当する 213 の契約を運営しており、国際開発庁とはそのうちの 77%を占める 2 億 2,000 万ポンド（約 400 億円）の契約を結んでいる。しかし、前述のとおり、国際開発庁との新規契約は下降の一途をたどっており、1996 年には 5,300 万ポンド（約 95 億円）であった新規契約は、1999 年には 1,500 万ポンド（約 27 億円）と 72%も減少している。ブリティッシュ・カウンシルは、国際開発庁との契約数が近年激減していることに対して懸念を表明しているが、現時点では国際開発庁からの受注件数が急激に回復することは望めないため、DATS 収益の減少を補填する手段を模索中である⁶⁶。DATS は現在 77 ヶ国において 2 億 4,800 万ポンド（約 446 億円）相当にあたる 127 の契約を遂行中である。しかし、そのうちの 80%の収入かつ活動が 15 ヶ国に集中しており、目下の市場としては南アフリカ諸国、エジプト、ロシア、バングラデシュ、

⁶⁶ *The British Council Corporate Plan 2000-2001*, pp. 15-16.

パキスタンが挙げられている⁶⁷。

カウンシルの4億2,000万ポンド(約756億円)の総収入のうち、9,000万ポンド(約162億円)がこうした契約業務である。英語教育、開発・訓練契約の運営などをめぐっては、ブリティッシュ・カウンシルはまさに他の民間セクターと競合しているといつてよい。しかし、事業収益も委託契約も政府補助金によってまかなわれることは許されないため、競争力は比較的弱く、民間セクターとの競合で敗退することも多い。これには前述の競争入札制の導入が大きく原因している。また、ブリティッシュ・カウンシルは世界銀行やEUの代理業務を行っている。ちなみに、カウンシルが海外との契約のために、英国政府の他の省庁と競合することになった場合は、すみやかに辞退することになっている。

政府との関係

(1) 法的関係

外務省はブリティッシュ・カウンシルの監督官庁であり、外務大臣は議会においてカウンシルの活動について発言することができる。カウンシルの理事長、理事長代理、副理事長は理事会において選出後、外務省の承認を得なければならない。外務大臣はブリティッシュ・カウンシル理事会メンバーを2人まで任命することができる。ブリティッシュ・カウンシル理事長と外務省の担当大臣は、毎年カウンシルの目的や優先事業領域について議論を行う。

(2) 政策面での関係

外務省は、ブリティッシュ・カウンシルのコーポレート・プラン策定のために戦略的な目標を指示する。それは3年ごとに‘Memorandum of understanding’という合意文書で確認される。これに基づき、外務省はブリティッシュ・カウンシルの事業展開について監督する。コーポレート・プランには、外務省が外交上優先視する地域が含まれる。また外務省は、カウンシルの優先領域と外務省のそれとが必ずしも一致する必要がないことを承諾しているが、カウンシルがとくに重要視する分野についても理解を示さなければならない。優先地域をふまえたカウンシルの事業内容は、通常3年のサイクルで合意されるが、必要な場合は随時見直しが行なわれる。外務省の主要目標は、世界における英国の存在価値を高め、英国と海外各国との効果的な公的外交(Public Diplomacy)を展開することであるから、ブリティッシュ・カウンシルの任務はこの目標を効果的にサポートすることである。このことは、クック前外務大臣が、「私が外務大臣として行ういかなる業務と同様に、ブリティッシュ・カウンシルの業務は、どんなに些細なことにおいても、英国の外交と国際関係にお

⁶⁷ The British Council Corporate Plan 2001-02/2005-06, p. 30.

いて重要なものである」と明言していることにも裏打ちされている⁶⁸。なお、1999-2000年にブリティッシュ・カウンシルが外務省の目標を達成した事項としては、以下が挙げられる。

- ▷ 英国の創造性を提示すること—海外における現代英国芸術の紹介。国内における海外の文化の紹介など。
- ▷ 教育事業支援を行うこと—英国における留学生の数を増やすというブレア首相演説に基づき、海外において英国流の教育活動を普及させる。
- ▷ 英語教授を向上させること—優秀な教師による英語教授を展開し、英語教材を充実させる。(※効果的な教育活動についてブリティッシュ・カウンシルと BBC ワールド・サービスは 1999 年に‘Memorandum of understanding’を締結し、協力関係を確立した。)
- ▷ 改革と持続可能な開発に貢献すること—ナイジェリア、中国、ヨルダンなどで民主主義改革と人権擁護のために尽力した。
- ▷ ヨーロッパにおける英国の役割を強化すること
- ▷ 英国国民の海外への関心を高めるよう努力すること—Youth Exchange Centre⁶⁹や中央局 (Central Bureau) を通じて国民の海外経験を増大させる。

各国におけるブリティッシュ・カウンシルの目的と活動の対象および優先事項については、ブリティッシュ・カウンシルの所長と外務省の大使館・在外公館長の間で少なくとも 6 ヶ月ごとに協議がなされる。その際、向こう 4 年間のカウンシルの目標、政策、活動目的を定めたカントリー・プランが、過去 1 年間の報告書とともに毎年外務省に提出される。大使館長は、大使館の目的にそった活動をブリティッシュ・カウンシルが行っているかどうかを査定し、外務省に対して年次報告を行う。同時に各国のブリティッシュ・カウンシル所長も、大使館からの支援状況について年次報告する義務がある。これら双方の報告書は外務省とブリティッシュ・カウンシルで共有される。

外務省からの補助金の運用については、定期的にブリティッシュ・カウンシルの事務総長もしくは補助金担当責任者と外務省の間で協議される。他の補助金・収入源も非営利目的のために使用されなければならない。カウンシルは、補助金を最大限に活用するだけでなく、それ以外の収入を増やすために、公的・民間セクターと公正なる競争力をつけることが望まれる。

⁶⁸ 『1999-2000 年度・年次報告書』より。また、1999 年 11 月の議会への勅令書(Cm 4462)によると、政策の観点からいっても「文化、教育、科学における交流は、発展途上国との円滑な関係にとって重要な役割を果たし、英連邦諸国との主要事項となるもの」であり、「外務省とブリティッシュ・カウンシルは、このような交流を今後も維持し、助長していくこと」が強調されている。一下院外交委員会による勧告に対する外務省の答弁(17・抜粋)より。

⁶⁹ 現在は Connect International Youth に改称されている(前述)。

(3) 事業役割分担

基本的に、外務省は「公的外交（政治外交を含む）」、ブリティッシュ・カウンシルは「文化外交」を標榜するという点において、事業役割が分担されると考えられるが、両者の志向性は重なり合う部分も多いため、単純に線引きすることはできない。文化事業については、とくに明確な役割分担を規定しているわけではないが、ブリティッシュ・カウンシルが外務省を介さずに独自の運営経路をもつ反面、外務省が現在行っている主要国際文化交流プロジェクトにはブリティッシュ・カウンシルが介在している。

たとえば、1998年、Panel 2000（前述）が公的・民間セクターの共同プロジェクトとして設立された。これは、英国をいかに海外に見せるかを模索するもので、32人のパネル・メンバーが1999年7月に戦略グループ（Strategy Group）を作り、公的・民間セクターのより円滑な協力関係のもとに協議を行うというものであった。これを受けて2000年秋に新設された‘Britain Abroad Task Force’（前述）は、外務省、ブリティッシュ・カウンシル、デザイン・カウンシル（The Design Council）、外務省により設立され、外務省と通産省の職務を兼ね備えた「ブリティッシュ・トレード・インターナショナル（British Trade International）」、英国観光庁の提携で運営され、会議では各国の大使館、ブリティッシュ・カウンシル、商工会議所、民間セクターそして英国のNGOの代表者が集まり、海外における英国のよりよいイメージを構築するための情報交換や共同活動を行っている。

また、Planet Britain（前述）は、インターネットやCD-ROMを通して、英国の文化、生活様式、ビジネス、科学とテクノロジー、スポーツ、そして教育を広く海外に紹介しようというプロジェクトで、これにブリティッシュ・カウンシルも協賛している。主なターゲットは、将来の世論形成者であり、潜在的購買者とみなされる18-24歳までの若者である。これまでに20万枚以上のCD-ROMが世界に向けて配布されてきた。

(4) 海外事業所と大使館との関係

各国におけるブリティッシュ・カウンシルのあり方によって状況は異なるものの、歴史的に海外事業所と大使館の間にはつねに緊張関係が存在してきたといえる。ブリティッシュ・カウンシル事業所長と大使館長の個人的な関係が大きく左右することもある。また、国によっては大使館から事業所所長に任命されることがあり、その場合は当然両者のつながりは深くなる。しかし、多くの国において、以前に比べ両者による定例会議やスタッフの共有などが減ってきているため、その点からいけば両者の関係は希薄になった。ブリティッシュ・カウンシル事業所をその国の大使館と大きく区別するものは、ブリティッシュ・カウンシルの「非政治的な」性質であり、そのためカウンシルは外務省や大使館が政治上介入できないレベルにおいて文化外交を行うことができる。その意味でブリティッシュ・カウンシルはすでに信頼できるブランドとしてのイメージを世界各国で確立しつつある。

(5) 海外事業所と現地政府との関係

国によって異なる。多くの場合、ブリティッシュ・カウンシルの活動内容に対して現地政府は寛容であるが、たとえば、以前の韓国のケースのように、英語教育によってブリティッシュ・カウンシル事業所があげた収益について、政府からの規制が入る場合がある。

3-1-5 中長期的展望

創立後 70 年近くになるブリティッシュ・カウンシルのなかでつねに中軸に掲げられる目標、すなわち「英国の海外への効果的な影響力を達成する」ため、21 世紀という時勢に合った国際交流機関となるべく、カウンシルは、変化 (change) と先進化 (modernisation) を推しすすめていく所存である。

ブリティッシュ・カウンシルの中長期的展望をまとめた‘British Council of the Future’には、カウンシルの今後 5 年間の運営戦略が示されており、ブリティッシュ・カウンシルが 21 世紀という新しい時代に適った文化関係機関となることを目的として掲げている。そのための 3 つの主要目標は以下のとおり。

1. カウンシルの活動の影響と効果を最大限に発揮すること
2. 海外との持続力あるネットワークを作りあげること
3. より広いオーディエンスを獲得し、新しいサービスを提供するために、ニューメディアと戦略的パートナーシップを活用すること

また、今後 5 年間の運営戦略は 1998 年のガトウィック会議 (Gatwick conference) においてその原則が構築されたが、とくに理事会によって示された方針を考慮に入れた上で、次の事項に主眼を置いている。

1. 新世紀を担う世代、すなわち若者をターゲットにすること
2. IT をベースにしたサービスを向上させ、既存のプログラムを補充するデジタル・テクノロジーの利用に投資すること
3. 政府からの補助金と事業収入をよりバランスのとれたかたちで活用すること
4. カウンシルと目的や活動が似ている他のさまざまな機関と、戦略的なパートナーシップを築きあげること

ブリティッシュ・カウンシルにとって、政治外交を基盤に据えた上でカウンシル自体の活動優先地域を定めることは非常に重要なことである。その意味で EU 拡大を見越した上での東欧圏への「開拓」はすでにはじまっており、これとあわせて、今後注目していきたい開発移行国における活動内容の明確な指標を構築することも急務とされている。事業分野別にみると、英語関連では (先進国を除いた) 東アジア、試験関連ではアフリカ、東アジア、東欧、ブリティッシュ・カウンシル全体としてのターゲットは中国、ロシア、ブラジルなどである。その一方で、先にも述べたように、海外に新しい事業所を作りつづけるという方針を改め、現在あるものを見直し (必要によって閉鎖)、その質の充実を図ろうと

している。すなわち、グローバルなレベルにおけるインフラの充実をめざすことである。資金の用途区分に細心の注意は必要であるが、ブリティッシュ・カウンシルの収入である補助金、事業収益、委託事業の収斂をめざして、効果的な運営を図っていこうと考えている。

また、21世紀は今以上に、ハイ・テクノロジーの進化が進行することから、ITの需要はこれまで以上の増大が予想され、今後より充実を図らなければならない分野であるが、同時にブリティッシュ・カウンシルはあくまでも「人と人との交流」を主眼におくべきであって、ITがそれに取り代わるものではないことをつねに銘記することが再三指摘されている。ここから考えられる広い可能性として、現在は別個に活動している世界各国の国際交流機関が将来協力関係を構築していくことも提唱されている。ちなみに、2000年4月にウクライナのキエフに開設されたブリティッシュ・カウンシルの新事務所は、ドイツのゲーテ・インスティテュートとの共有であり、この事実は同時に、ウクライナが将来のヨーロッパにおける共同体のシンボルとなるであろうことをあらわしている。さらに、同国際交流機関とは、両国の若者を対象としてドイツと英国におけるステレオタイプや否定的な認識に対抗するためのプログラムを発足することが決まっている。

3-1-6 その他調査項目 — 「アカウントビリティ」

ブリティッシュ・カウンシルでは、年に2度、コーポレート・プランの見直しを行っている。カンントリー・プランについては、各国の事業所が毎年末に業績結果の報告書提出の義務を担っている。

これまでブリティッシュ・カウンシルは将来への計画作りに力を注いできたが、今後より重要になってくるのは、カウンシルの長い歴史のなかで自分たちが行ってきたことを再検討し、そこから学ぶことだと考えている。ブリティッシュ・カウンシルのアカウントビリティは、そのような姿勢から生まれ、定着していくものととらえられている。

3-2 ヴィジティング・アーツ

3-2-1 組織

理事会は、理事長をはじめ、9名で構成されている。構成メンバーは、理事長のランベート氏以下、ブリティッシュ・カウンシル、4地域のアーツ・カウンシル、クラフツ・カウンシル(The Crafts Council)、外務省、文化省より各1名となっている。(なお、2001年3月までは、この他に「イングランド地域芸術協議会(The English Regional Arts Boards: RABs)」からも1名が理事会に加わっていたが、組織改編のため同年4月から脱会している。)

実際の運営は、現在のところ 11 名のシニアスタッフと 2 名の契約非常勤社員によって行われているが、この数はずねに変動的である。これは、ヴィジティング・アーツがプロジェクトの対象とする国・地域ごとに、専門家をコンサルタントとして随時雇用しているためである。

3-2-2 事業

(1) 目的

海外の芸術を英国に紹介し、海外、国内、各地域・地方など、すべてのレベルにおける芸術文化の浸透を促し、国際交流を促進することを目的とする。この目的を達成するにあたり、芸術賞揚活動を行う上で、以下の項目を主眼に据えている。

- ・ ヴィジティング・アーツの主旨に賛同する機関・団体に対し、活動の機会を与える
- ・ 最大限のインパクトを達成できるように、効果的なプロモーションを行う
- ・ インパクトを継続させるため、明確な目標を打ち立て、さらにそこから発展性を導く
- ・ 新たな支持者を開拓する

(2) 事業分野

ヴィジティング・アーツの扱う芸術分野は、舞台芸術 (performing arts)、視覚芸術、工芸、デザイン、文学、建築、応用芸術 (applied arts) である。またヴィジティング・アーツは、さまざまな分野の機関・団体—海外の政府、大使館、文化公使 (cultural attaches) 他、主要民間文化機関、および、英国国内におけるプロモーター、公共施設 (venues)、ギャラリー経営者などを対象として活動している。さらに、海外の芸術文化の紹介という主要業務の他にも、これまでにハンガリー、イスラエル、そしてノルウェー政府からの委託業務を果たし、ロシア連邦およびルーマニア政府からの要請により、欧州会議に向けて同国における文化政策を検分した。最近では、EU フェアレプログラム (Phare Programme) の一環として研修旅行の実施に携わった。海外における非政府系の提携先には、ソロス財団 (Soros Foundation) およびフォード財団 (Ford Foundation) などがある。

ヴィジティング・アーツの事業分野は以下の 6 分野である。

1. コンサルタント業 (consultancy)
2. 助言・顧問サービス (advisory services)
3. イベントの企画・運営
4. 出版
5. トレーニング
6. 助成金交付

以下、それぞれの概略をまとめる。

1. コンサルタント業 (consultancy)

- ・ 海外の芸術を英国国内に最大限に広める戦略考案
- ・ 国内で開催される海外の催し物についての実行可能なガイダンス
- ・ 研究段階におけるプロジェクトの優先事項を決める際のサポート
- ・ 芸術活動の発信国と、受信国である英国との間において、両国のイニシアティブ向上への貢献

2. 助言・顧問サービス (advisory services)

- ・ 計画の前段階から海外の芸術を輸入するすべての側面へのアドバイス
- ・ プロジェクトの担当者や海外の同地域で関係職種に従事する者へのアドバイス
- ・ 具体的なイベントや活動の位置づけに関する、政府、プロモーター、その他の団体へのアドバイス
- ・ 自国、海外におけるプロジェクト関係先に対するアドバイス

3. イベントの企画・運営 (各種実績も参照のこと)

- ・ 芸術関連各種のイベントや会議の運営
- ・ 海外の芸術の英国におけるプロモーション

4. 出版

- ・ 雑誌 *Visiting Arts*…1995年創刊。年3回刊行。掲載内容は、英国で行われる海外からのイベント情報やリスト、また掲示板には新設機関や出版、ウェブサイト、資金提供、会議や催し物の情報が掲載されている。
- ・ ‘Arts Directory’…ブリティッシュ・カウンシルの国際的なネットワークを利用し、これまでアジア・中東・東欧諸国・アフリカなど、38ヶ国に関する各国芸術機関の関連リスト (directory) を刊行。
- ・ 『エジンバラ国際フェスティバル・ガイドブック』…毎年8月刊行。例年8月中旬から9月初旬にかけて開催されるエジンバラ国際フェスティバルにおける各種イベント情報を網羅したガイドブックである。
- ・ その他、特集の directory やイベント・会議に関するレビューを刊行。

5. トレーニング

- ・ 海外の芸術を実際にどう紹介するか、どう提供するかなどのノウハウを専門家に与え、また将来そのような事業にかかわる専門家を養成
- ・ 海外文化公使に対する英国の芸術についての公式説明会やトレーニング・プログラムの実施
- ・ 英国における芸術プロモーターと芸術企画執行者へのセミナー

6. 助成金

ヴィジティング・アーツは現在、英国とヨーロッパ諸国へ招来される毎年150以上の芸術文化プロジェクト、ツアー、展覧会に対し、直接資金援助を行っている。

- ・ ヴィジティング・アーツが目下注目する領域における具体的なりサーチのための資

金補助

- ・ ヴィジティング・アーツの‘Project Development Awards’を通じた助成金の交付（「資金」の項も参照のこと）

Visiting Arts Project Development Awards

海外における芸術作品の英国への招来に参画し、積極的に文化交流を促進し、その後も文化交流のために継続的な努力を続ける意志のあるプロモーター、施設、英国の諸機関に従事するフリーランスのキュレーターやプロモーターらに与えられる助成金である。海外の政府系芸術機関は原則的には応募することができないが、英国内に特定の受け入れ機関があれば応募できる。

対象領域は、視覚芸術においては絵画、彫刻、版画、工芸、建築、屋外設置用美術品（installation）、デザイン、写真、ビデオ・映画、デジタルおよびエレクトロニック・アーツ、応用芸術など。また、舞台芸術では、演劇、舞踊、音楽（オーケストラは除く）、サーカス（動物の使用は除く）、路上演劇、小規模のオペラ・ミュージカル、ライブ・パフォーマンス、語り（instillation）、人形劇、フィジカル・シアターなどの芸術作品（活動）である。

助成金がカバーするものは、上記の主要な芸術作品と、その他、独立の教育プロジェクト、主要芸術作品にかかわる出版費、会議・セミナー・シンポジウム費、海外のイベントに参加する際の旅費、チャリティ関連のイベントへの資金援助、非公開のイベント、芸術作品にかかる諸経費などである。

応募書類は、芸術作品の内容、インパクト、応募者の専門性・評判、その芸術が一般大衆にどのような影響をもたらすかについての認識、ヴィジティング・アーツの優先領域との合致性、芸術作品の新奇性、英国各地域への等価的な影響、応募者と招聘を希望する芸術家との友好関係の度合い、現在および今後の視聴者増加の可能性、応募者のこれまでの実績・現在の優先領域・関心、実際にどの程度視聴者をひきつけることができるかを計る応募者の経験と能力、応募者の企画について英国における大使館、文化機関公使や政府系団体が示す関心度、諸地域のアーツ・カウンシルやイングランド地域芸術協議会（RABs）、地方自治体その他の民間団体からの助成金件数の度合い、金銭に見合う価値があるか、といった項目をもとに選考される。企画が、ある国特有のものであり、英国においてなじみが浅く、ヴィジティング・アーツからの補助金なしでは誘致が不可能であると思われるものほど、選出される確率が高い。

(3) 優先領域

ヴィジティング・アーツの活動対象地域は、全世界のすべての地域とされるが、とくに中・東欧諸国、旧ソビエト連邦諸国、東・東南アジア、南アジア、アフリカとイスラム諸国を主な対象としている。ヴィジティング・アーツが積極的にかかわろうとしている国々

は、各国自身の力で自国の芸術を対外諸国に伝播させることが依然困難と見受けられる発展途上国および開発移行国である。現在注目している国として、中国、中央アジア（旧ソ連諸国、モンゴル自治区）、コーカサス地方（アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア）、ロシア連邦、中・東欧、南東欧、インド、ベトナム、南アフリカ諸国があげられている。

3-2-3 資金⁷⁰

ヴィジティング・アーツは、ブリティッシュ・カウンシル、4つのアーツ・カウンシル、外務省からそれぞれ資金提供を受けている。ヴィジティング・アーツの総収入は、年間約100万ポンド（約1億8,000万円）で、そのうちの約3分の1の30～35万ポンド（5,400～6,300万円）が助成金部門に充てられている。前述の Visiting Arts Project Development Awards において公示されている1件あたりの助成金は500ポンド（約9万円）から6,000ポンド（約108万円）であるが、多くのプロジェクトが平均2～3,000ポンドの範囲で給付されており、年間に助成金が授与されるのは120件ほどである。添付図表6の「ヴィジティング・アーツの予算実績」からもわかるように、2000年のミレニアム・プロジェクト、ASEM2といった特殊プロジェクトを除けば、各年の予算配分はほぼ一定しており、ブリティッシュ・カウンシルからの資金援助が他のどの機関をもはるかに上回っていることがわかる。

3-2-4 政府との関係

(1) 法的関係

ヴィジティング・アーツは、2001年3月まで、実質上ブリティッシュ・カウンシルの傘下において活動していた。同年4月1日より、構造上からもブリティッシュ・カウンシルから独立し、独自の運営が行われることになる。しかし、法律上は教育目的のチャリティ（Educational charity: No. 1085506）として、依然としてブリティッシュ・カウンシルをはじめ、4つのアーツ・カウンシル、外務省からの資金提供をもとに運営されることになっている。また、文化省からの補助金はないが、金銭面以外の支援を受けている。

(2) 海外のブリティッシュ・カウンシル事業所との関係

諸外国で活動する際、両国間の交流史がいまだに浅く、友好関係が十分に確立されていない場合は、とくにブリティッシュ・カウンシルからの支援を受ける。たとえば、前回のイスラエルに関するプロジェクトや、今回の新企画であるブラジルのケースも、ブリティッシュ・カウンシルに協力を依頼している。また、ヴィジティング・アーツはとくに発展途上国・開発移行国における芸術の英国への招来に主眼をおいているので、ブリティッシュ・カウンシルが独自に行っている、より広範囲にわたる芸術交流活動には関与しない。

⁷⁰ 添付図表6を参照のこと。

3-2-5 中長期的展望

本年度は、ヴィジティング・アーツにとってブリティッシュ・カウンシルからの独立を果たしたという点で、いわば創立以来の構造改革に乗り出した年として特筆に値する。しかしこのことは、これまでブリティッシュ・カウンシルの傘下で活動してきたヴィジティング・アーツが、今後どれだけ独自性を発揮し、あらたな分野を開拓していけるかという大きな課題をも同時に提示するものである。ブリティッシュ・カウンシルからの独立によって、ヴィジティング・アーツはよりフレキシブルな活動を展開し、とくに独自の資金供給の場を開拓していくことをめざしているものの、これまでの海外での活動において、つねに「ブリティッシュ・カウンシル」というブランドを有効「利用」してきたヴィジティング・アーツが、いまだ規模も小さく、ネーム・バリューをも確立しえていないみずから名を掲げてどれほどの成果を得られるかは、現状からは推測しがたい。それだけでなく、ブリティッシュ・カウンシルからの資金補助以外の援助をすべて排除するというのは非現実的である。今後2、3年がヴィジティング・アーツにとっての正念場といえるものの、芸術・文化を通じた国際交流というヴィジティング・アーツの主要テーマは、同時にブリティッシュ・カウンシル、外務省のテーマと重なるものであり、今後ともすべての機関にとって効果的な相互協力制度が構築されてゆくのは間違いないだろう。

3-3 イングランド・アーツ・カウンシル(The Arts Council of England)

3-3-1 組織

(1) 機構

イングランド・アーツ・カウンシルの運営は、文化省によって承認を受けた最高経営責任者(Chief Executive—現在はPeter Hewitt)1名のもと、4名の専務取締役(Executive Director)によって構成される執行部(Executive Team)以下のスタッフ(スタッフ数は2001年9月末日現在で常勤者が約210名)が行っている。4人の専務取締役はそれぞれ以下に述べる、芸術、コミュニケーション、企画・資産運用、研究・開発の部門を指揮している。これら執行部は、同時にイングランド地域芸術協議会(The English Regional Arts Boards—以下、「RABs」)をも統制する。(なお、新体制移行後は、アーツ・カウンシル内部に配属されたRABsは10部門から9部門に再編成されることになっている。)

(2) 意思決定

イングランド・アーツ・カウンシルの運営意志決定権は理事会にある。理事会は理事長以下12人で構成され、理事長は文化省によって任命される。現在の理事長はロビンソン氏である。理事会メンバーの任期は3年で、2度まで再任を妨げない。この他、諮問パネル(Advisory Panel)が存在し、芸術・文化専門家で構成される25の委員会(2000年6月現

在)が、イングランド・アーツ・カウンシルに対する助言を行い、資金が供与された機関・団体を監視している。理事会・諮問パネルとも行政的な権限を持たず、全員が無給である。

3-3-2 事業

(1) 目的

イングランド・アーツ・カウンシルの目的は、芸術の発展、維持そして促進を使命とし、諸芸術機関・団体・個人とのパートナーシップを通じて、国民の芸術に接する機会を与え、芸術を教育し、また芸術の素晴らしさを広めていくことである。

さらに、以下のことを具体的目標として掲げている。

- ・ より広いオーディエンスに対して芸術を普及させること
- ・ 個性や独創的な試みを奨励すること
- ・ 世代にとらわれない創造性を養うこと
- ・ 文化の多様性を積極的に受け入れること
- ・ 表現の新しいかたちを追求すること

これらの目的を達成するため、資金援助以外に、文化政策に対する研究（実質的方針の検討を含む）や教育普及プログラムの作成などを通して、総合的な芸術文化振興活動を展開しようとしている。

(2) 事業分野

主な事業分野は以下の4項目である。

1. 芸術
2. コミュニケーション
3. 企画・資産運用
4. 研究・開発

以下、それぞれの概略をまとめる。

1. 芸術 (Arts) …芸術をより多くの国民に広めるという国家政策を反映した芸術活動を行う。また、さまざまな芸術機関・団体と提携し、補助金プログラムを運営する。

イングランド・アーツ・カウンシルがとらえている芸術とは、(1) 舞踊、(2) 演劇、(3) 文学、(4) 音楽、(5) 巡業・巡回公演 (Touring)、(6) 視覚芸術 (写真、工芸、建築を含む)、(7) 芸術受容者の開拓 (Audience Development)、(8) 放送とニューメディア、(9) 複合芸術、である。

*創造産業 (Creative Industries) の促進—イングランド・アーツ・カウンシルが上にあげた芸術分野の他に、最近とくに力を入れている領域である。‘Creative industry’は、現代の大衆消費社会の産物ともいえる広告、ファッション、大衆音楽、ビデオゲームといった商業的要素の強い産業であり、政府はこれらを促進することで英国の産業振

興および雇用状況の向上を図ろうとしている。文化省は、通産省やアーツ・カウンシル他、英国の諸機関と提携して1998年に‘Creative Industries Task Force’を創設した。その目的は、「創造セクター（creative sector）において、英国製品とサービスに関する経済インパクトを最大限にする方法を追求すること」である。これを受け、イングランド・アーツ・カウンシルは、これまで芸術とみなされなかった社会的・商業的領域と、芸術活動との新たな接点を模索している。

2. コミュニケーション（Communications）…芸術振興のためのキャンペーンを行い、外部機関との提携、出版活動、情報交換を行う。この部門では、(1) 図書館サービス、(2) メディアに関する問い合わせ、(3) 議会への連絡、(4) 出版に関する問い合わせのための窓口を開いている。
3. 企画・資産運用（Planning and Resources）…総務関係業務と、宝くじおよび公的補助金の運用に関する運営決定を行う。それぞれ、(1) 資金部門、(2) 財務ビジネス業務、(3) 人事、(4) 経理部門に分かれている。
4. 研究・開発…芸術政策、芸術促進のための調査・研究を行う。(1) 教育（専門教育・生涯教育を含む）、(2) 雇用・訓練、(3) 社会経済政策の各セクションに分かれている。

イングランド・アーツ・カウンシルが運営活動の対象とするのは、芸術に関心を持っている者、芸術に関心を持つ可能性のある者すべてである。特筆すべき事項は、カウンシルが健常者だけでなく身体障害者に対しても、積極的に芸術を普及させようとしている点である。カウンシルは、「国立障害者芸術フォーラム（The National Disability Arts Forum）」に資金提供しており、障害者の芸術活動を擁護している。また、障害者の芸術・文化機関における就業の斡旋を行っており、実際カウンシル内における4.5%の従業員は身体に何らかの障害を持っている。

(3) 優先領域

1999-2000年度の政府からの補助金の割り当てに見られる事業分野別の割合は、以下の順となっている。参考までに、5年前の順位および割合（1994-95年度実績）を〔 〕内にあげた⁷¹。

- ① 音楽……33.7% 〔①30.5%〕
- ② 演劇……21.1% 〔②22.6%〕
- ③ 舞踊……18.0% 〔③18.3%〕
- ④ 複合芸術……11.9% 〔④13.0%〕
- ⑤ 視覚芸術……6.8% 〔⑥3.6%*〕
- ⑥ その他……3.6% 〔⑦1.9%〕

⁷¹ 『1999-2000年度・年次報告書』より。ただし、「新しい芸術需要者の開拓」資金を除く。

⑦ 巡業・巡回公演……3.2% 〔⑤8.6%〕

⑧ 文学……1.2% 〔⑧1.2%〕

⑨ 教育・訓練……0.5% 〔--〕

* 1994-95年度の6位は「視覚芸術」でなく「芸術」という分野区分となっている。

ここからもわかるとおり、上位4位までは5年前と変動はなく、割合ともほぼ同じである。しかし、5年前と比べて「その他」の割合が増えたことに、芸術分野の拡散性・多様性という現在の様相がうかがえる。

なお、文化省が2000-01年度から2003-04年度までに、とくにイングランド・アーツ・カウンシルに改善を促している分野は、①地域における劇場その他老朽化した芸術設備への資金援助、②特定の地域における諸芸術・文化機関相互で、いわゆる「創造的な提携関係（‘creative partnership’）」を築きあげることである。

3-3-3 資金⁷²

1999-2000年度は、政府から2億2,825万ポンド（約410億8,500万円）、国民宝くじから同程度の1億8,802万ポンド（約338億4,360万円）の収入があった。その他の収入は、他地域のアーツ・カウンシル、各種財団からの給付金、寄付金、スポンサーシップであり、それらの1999-2000年度実績は49万6,000ポンド（約8,928万円）となっているが、政府補助金収入と宝くじ収入に比べると小額である。イングランド・アーツ・カウンシルへの資金の約3分の2は、The Royal Opera, The Royal Ballet, The Birmingham Royal Ballet, English National Opera, The Royal Shakespeare Company, The Royal National Theatre and The South Bank Centreをはじめとする、大小さまざまな芸術機関・団体への活動資金となっている。

政府補助金の残りの約3分の1にあたる6,514万ポンド（約11億7,252万円）は、RABsに供給されている。また、1999-2000年度国民宝くじ関連の収益約2億1,500万ポンド（約387億円）のうち、諸経費を除いた約1億8,200万ポンド（約327億円）がRABsを通じて各地域の美術関係機関・団体・個人に交付されている。交付された金額は、その機関が行う高額のプロジェクツト費、新築・改築費、設備費、身体障害者対策費用に充てられ、ランニング・コストに使用することはできない。この他、RABsへは地方公共団体からの補助金があるが、RABsへの収入のうち、実に97.3%はアーツ・カウンシルからのものであり、地方公共団体からの資金は2.7%を占めるにすぎない。

地方の芸術文化活動への給付金割り当ては、従来RABsに委任されていたが、今回の組織改編により、今後はより円滑な資金流動を確立し、管理上のコストを軽減することで芸術文化活動そのものへの資金提供を増やすことが期待されている。（ちなみに、2002年4月以降、イングランド・アーツ・カウンシルとRABsの垣根が完全撤廃されると、総額お

⁷² 添付図表6を参照のこと。

よそ5億ポンド(約900億円)のカウンシル予算の用途をめぐる規制がさらに緩和されることになる。)また今後は、イングランド・アーツ・カウンシルがこれまではRABsを介して行っていた地方の自治体や団体と直接交渉の場を持つことができるようになる。イングランド・アーツ・カウンシルとRABsの統合にともない、現在あわせて約660人いるスタッフの削減も行われることになるが、現在のところ削減人数については決まっていない。

1999年に前文化省大臣クリス・スミス(Chris Smith)が、「日常生活において芸術と何らかのかかわりをもつ」と答えた国民が半数に満たなかったことから、この数を10年の間に3分の2までに増大させる目標を打ち立てた。これにより、2000-01年の政府からのアーツ・カウンシルへの補助金は2億3,720万ポンド(約426億9,600万円)が見積もられ、前年度より約1,000万ポンドの増加となった。2003-04年度の補助金はさらに3億3,800万ポンド(約608億4,000万円)を予定しており、政府のイングランド・アーツ・カウンシルへの拠出金額は、5年間で実に60%増加する計算になる。

3-3-4 政府との関係

イングランド・アーツ・カウンシルの監督官庁は文化省である。文化省の目的は、文化活動を通じて国民の生活の質を高め、創造産業を勃興させることである。

文化省は、政府の政策をイングランド・アーツ・カウンシルに伝える。カウンシルは、芸術関連政策について、文化省、その他関係政府に対し、専門的なアドバイスを行う。カウンシルはカウンシル内の運営方針や会計の動向について文化省に伺いを立てなければならない。しかし、カウンシルの文化省への発言権は比較的自由に認められており、NDPBであるという立場から、文化省とは異なった独自の方針を保持している。とくに現政権が力を入れている、社会政策(教育、IT、社会的弱者の社会への包摂(social inclusion)など)には賛同するが、芸術が本来あるべき意義を無視され、政策のためだけに利用されることがないよう、つねに注視している。

イングランド・アーツ・カウンシルは、文化省が監督する国民宝くじの15の分配機関のうちの一つであるが、文化省からの補助金および国民宝くじの収益は、4つのアーツ・カウンシル他、フィルム・カウンシル、スコティッシュ・スクリーンを通じて、国民の芸術文化活動に支給される。政府による補助金と国民宝くじの収入は、完全に別のものとして取り扱わなければならない。

3-3-5 中長期的展望

設立以来、政府とのさまざまな折衝を続けながら、国民の間に芸術振興の基盤を構築してきた英国アーツ・カウンシルの系譜をくむイングランド・アーツ・カウンシルは、2001年度から2002年度にかけて大きな転機を迎えている。すなわち、イングランド・アーツ・カウンシルは、地域と芸術のつながりを向上させる目的でRABsに対し助成金を給付してきたが、近年、そうした細分化された資金分配がかえって経費の過剰出費を生み出すこと

が判明したために、2001年度 RABs を廃止し、地域への芸術振興をイングランド・アーツ・カウンシルが地方支部を利用しながら一手に担うことになった。イングランド・アーツ・カウンシルは、今後政府その他から、芸術活動へのより大きな資金提供を達成し、また、RABs の統合をベースに、芸術関連の資金活動のシステムをより円滑かつ効率的に行うことで、芸術家個人、芸術団体そしてそれを享受する国民すべてに創造的な指標を与えつづけることを展望として掲げているが、この改革は単に経費削減、能率向上のための切り札なのか、もしくは芸術に関する包括的な中央集権政策のはじまりなのか、予測に窮するところである。さらに、ブリティッシュ・カウンシルとの提携において、芸術の国際交流面に対するイングランド・アーツ・カウンシルの意欲は大きいものの、実際、お互いの領分を明確に区別していくことがどれほど可能なのか、またその必要性はどの程度のものなのか、などを考える上で、イングランド・アーツ・カウンシルの今後の動向が大いに注目される。

公的専門機関以外の参考文献一覧

《外務省・参考資料》

〈冊子・書籍〉

- ・ *Foreign & Commonwealth Office 2000 Departmental Report: The Government's Expenditure Plans 2000-01 to 2001-02* (London: HMSO, 2000)
- ・ *Foreign & Commonwealth Office 2001 Departmental Report: The Government's Expenditure Plans 2001-02 to 2003-04 and Main Estimates 2001-02* (London: HMSO, 2001)
- ・ *British Diplomacy in Action* (London: FCO, 1999)
- ・ *Ambitions for Britain: Labour's Manifesto 2001* (London: HH Associates, 2001)

〈ウェブサイト〉

- ・ www.fco.gov.uk/
- ・ www.britcoun.org/chevening/main.html
- ・ www.planet-britain.org
- ・ www.batf.org.uk

〈その他〉

- ・ 'Panel 2000: Consultation Document'
- ・ 'Fifth Report from the Foreign Affairs Committee – Session 1998-99 Foreign and Commonwealth Office Resources' (Cm 4462: November 1999)

《文化省・参考資料》

〈冊子・書籍〉

- ・ *Department for Culture, Media and Sport Annual Report 2000*
- ・ *Department for Culture, Media and Sport Annual Report 2001*

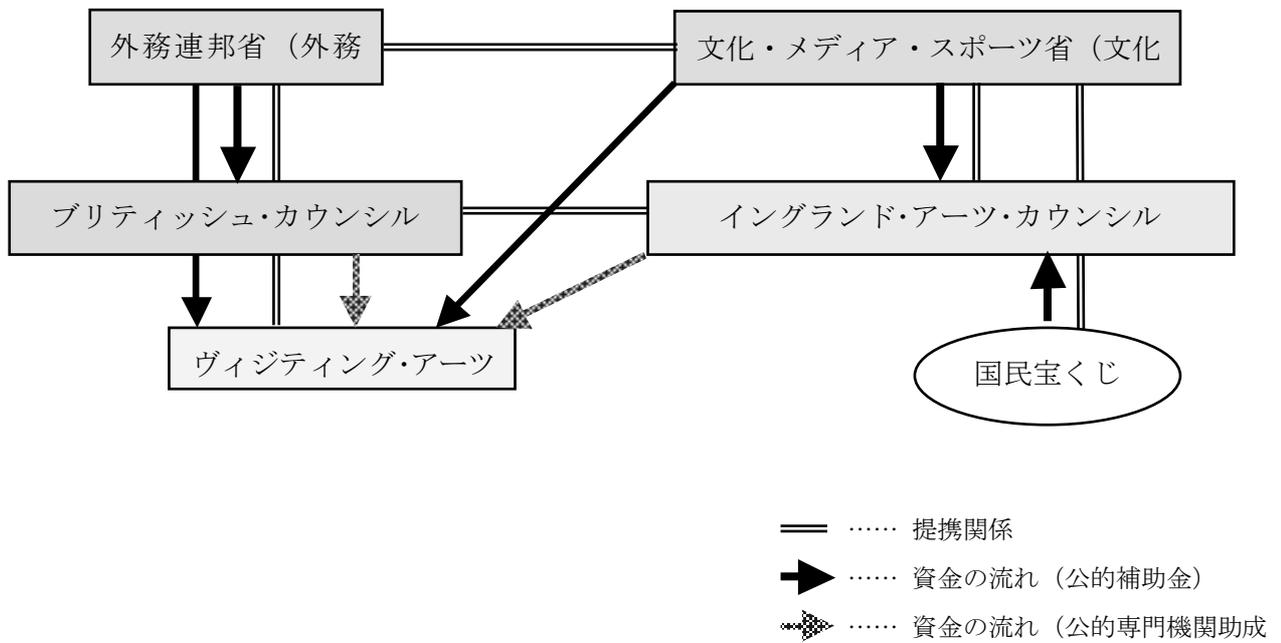
〈ウェブサイト〉

- ・ www.culture.gov.uk/

《国際交流機関調査(英国)全般 主要参考文献》

- ・ *HM Treasury: Budget 2001* (London: HMSO, 2001)
- ・ *HM Treasury: Spending Review 2001* (London: HMSO, 2001)
- ・ *Britain 2001: The Official Yearbook of the United Kingdom* (London: HMSO, 2001)
- ・ *Building Better Partnership: The Final Report of the Commission on Public Private Partnerships* (London: IPPR, 2001)
- ・ *Public Bodies 2000* (London: HMSO, 2000)

別添資料1 実施体制見取り図



別添資料 2-(1) 政府国際交流予算

外務省：1998-99年度の海外における事業内容の資金配分と割合(Distribution of FCO Resources Overseas)

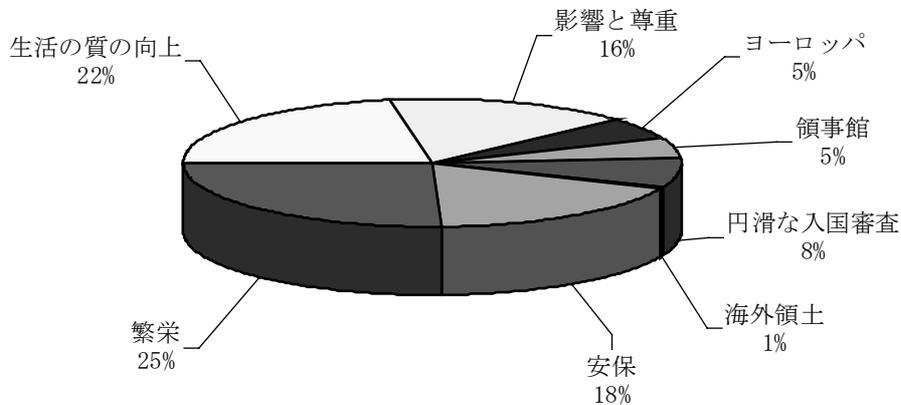
— 『2000年度・外務省年次報告書』, p. 12より

£1= ¥180

事業分野	ポンド建て (£)	円建て (¥)	割合 (%)
1 安保 Security	149,300,000	26,874,000,000	18
2 繁栄 Prosperity	214,400,000	38,592,000,000	26
3 生活の質の向上 Quality of Life	187,600,000	33,768,000,000	22
4 影響と尊重 Impact/Respect	134,800,000	24,264,000,000	16
5 ヨーロッパ Europe	42,900,000	7,722,000,000	5
6 領事館 Consular	43,300,000	7,794,000,000	5
7 円滑な入国審査 Entry Clearance	63,000,000	11,340,000,000	8
8 海外領土 Overseas Territories	4,500,000	810,000,000	1
合計	839,800,000	151,164,000,000	100

* 上記、合計8億3,980万ポンドのうち、在外公館において使用される資金が5億8,250万ポンド（104億8,500万円）で全体の約70%、残りの2億5,730万ポンド（約46億3,140万円：約30%）が、国際機関、平和維持、その他の外務省プログラム、補助金に充てられている。なお、この表には、BBCワールド・サービスへの1億6,850万ポンド（約303億3,000万円）の補助金およびブリティッシュ・カウンシルへの1億2,690万ポンド（約228億4,200万円）の補助金は計上されていない。

事業内容の資金配分



別添資料 2-(2) 政府国際交流予算

外務省：1998-99年度の予算総額

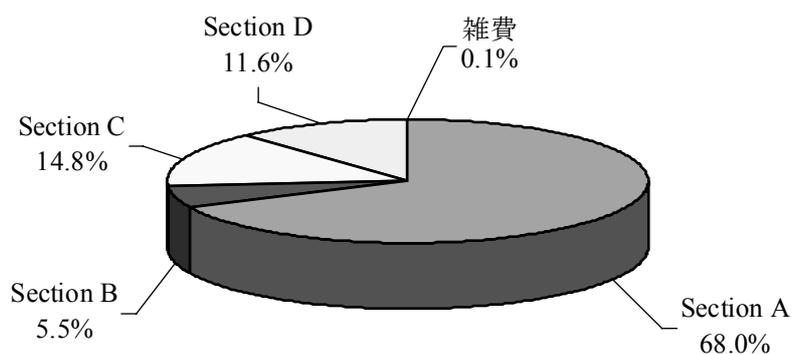
— 『2000年度・外務省年次報告書』, p. 14より

£1= ¥180

セクション	備考	ポンド建て (£)	円建て (¥)	割合 (%)
Section A	*下記参照	762,000,000	137,160,000,000	68.0
Section B	平和維持活動	62,000,000	11,160,000,000	5.5
Section C	BBCワールド・サービス放送補助金	166,000,000	29,880,000,000	14.8
Section D	ブリティッシュ・カウンシル補助金	130,000,000	23,400,000,000	11.6
雑費		1,000,000	180,000,000	0.1
合計		1,121,000,000	201,780,000,000	100.0

* 国内外における外務省の管理運営，国際機関，(奨学金を含む)プログラム，NGOへの補助金交付およびBBC放送聴取サービスなど

1998-99年度予算総額



別添資料3

ブリティッシュ・カウンシル基本データ

組織	
団体名称	ブリティッシュ・カウンシル/The British Council
所在地	address-1: 10 Spring Gardens, London, SW1A 2BN, UK address-2: 11 Portland Place, London, W1B 1EJ, UK tel: +44 (0)20 7930 8466 fax: +44 (0)20 7389 6347 e-mail: general.enquiries@britishcouncil.org homepage: www.britishcouncil.org/
代表者	氏名 : Baroness Helena Kennedy 肩書き : 理事長 (王立顧問弁護士 (QC), オックスフォードブルックス大学総長)
沿革	設立年 : 1934 年 設立形態 : 外務連邦省を監督官庁とする外郭公共団体 (NDPB) ・チャリティ (Charity: No. 209131) 設立趣旨 : 英国の教育および文化関係を促進するための国際機関として発足
意思決定	意思決定機関 : 理事会
機構	理事会 (構成メンバー) : 理事長 1 名, 理事長代理 (Deputy Chair) 1 名, 副理事長 (Vice Chair) 2 名の他 17 名 国内部門 (事業部門/官房部門の名称) : 「機能的部門 (Functional Departments)」, 「地理別部門 (Geographical Departments)」, 「支援業務 (Support Services)」 国内事務所数 : イングランド (ロンドン 2 ケ所, マンチェスター, ケンブリッジ, オックスフォード, ニューカッスル各 1 ケ所) に 6 ケ所, スコットランド, ウェールズ, 北アイルランドに各 1 ケ所——計 9 ケ所 海外事務所数 : 110 ケ国 243 ケ所
定員数	役員 (常勤/非常勤) : 理事会は理事長以下 21 名 (無報酬)。シニア・マネージメント・チームは 15 名 (常勤) 職員 : 英国国内事業所 : 総計 1,373 名…正規職員 1,290 名/パート職員 83 名, 教師 0 名 [※ロンドン事業所 771 名 (正規職員 729 名/パート職員 42 名)] 海外事務所職員 : 総計約 5,150 名 (英国内採用者・正規職員のみ 225 名, 現地採用者約 3,000 名 (常勤・非常勤の詳細不明), 教師 1,926 名 (常勤・非常勤の詳細不明))

事業	
主要事業	分野：1. 英語教授，2. 教育・訓練，3. 芸術・文学・デザイン，4. 科学と保健衛生，5. ガバナンスと社会，6. 情報提供
各種実績	<p>(添付図表も参照のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営収入は約1億4,300万ポンド(約257億4,000万円)(1999-00年実績) ・ 127のティーチング・センターにおいて1,500人の教師を雇用。1,100コマを教授(1997-98年実績) ・ 62万5,000の専門的・学問的試験を管理(1999-00年実績) ・ 3,000の芸術関連のイベントを開催・後援(1999-00年実績) ・ 英国および海外政府など公的・民間セクターの委託事業として300のプロジェクトを実行(1997-98年実績) ・ 37万人のメンバーを有する222のインフォメーションセンターと図書館を運営。メンバーは890万の本・ビデオ・テープを借用(1999-00年実績) ・ 700の科学共同研究に共同出資(1999-00年実績) ・ 海外より9,000にのぼる科学関係訪問。1,300以上の研究リンクが英国と海外に存在(1997-98年実績) ・ ブリティッシュ・カウンシルの図書館とインフォメーションセンターに170万件の問い合わせ(1997-98年実績) ・ ウェブへのアクセスは一月に130万件(1997-98年実績)
資金	
予算	総予算(1999-2000年度実績見込みより)：4億2,530万ポンド(約766億円)
資金源	政府補助金1億4,100万ポンド(約254億円) + 事業収益1億5,700万ポンド(約283億円) + 委託事業収益1億2,710万ポンド(約229億円)
収集資料	<p>〈配布・収集資料〉</p> <p>‘The British Council’ (概要)</p> <p>‘The British Council / Foreign & Commonwealth Office: Memorandum of Understanding’</p> <p>‘The British Council of the Future’ (2001年1月)</p> <p>‘Corporate Plan 2000/01-2005/06’ (2001年5月)</p> <p>‘Corporate Plan 2000-2001’ (2000年8月)</p> <p>‘The Senior Management Strategy Team’ (2001年3月14日現在最新版組織図・部分)</p> <p>‘Balanced Scorecard’ (評価基準の草案図)</p> <p>‘Educational Enterprises’ (概要)</p>

	<p>〈冊子・出版物〉</p> <p><i>The British Council: Annual Report 2000-01</i></p> <p><i>The British Council: Annual Report 1999-2000</i></p> <p><i>Foreign & Commonwealth Office Departmental Report 2000-01 to 2001-02</i></p> <p>〈その他〉</p> <p>外務省ホームページ : www.fco.gov.uk/</p>
先方面談者	<p>① Andrew Fotheringham (Director of Planning, Research and Evaluation)</p> <p>② Anne Wozencraft (Director of Grant Funded Services)</p> <p>③ Sue Harrison (Director of Arts Group)</p> <p>Jenny White (Head of Arts Development)</p> <p>④ Rod Pryde (Director of Educational Enterprise)</p>
調査者・調査日	渡辺愛子・①～③…2001年3月14日, ④…3月22日

ヴィジティング・アーツ基本データ

組織	
団体名称	ヴィジティング・アーツ／Visiting Arts
所在地	address: 11 Portland Place, London, W1B 1EJ, UK tel: +44 (0)20 7389 3019 fax: +44 (0)20 7389 3016 e-mail: office@visitingarts.demon.co.uk homepage: www.britishcouncil.org/visitingarts/index.htm
代表者	氏名：Richard Lambert 肩書き：理事長 (<i>Financial Times</i>)
沿革	設立年：1977年 設立形態（法人格/設立の主体）：ブリティッシュ・カウンシルとの提携関係をもつチャリティ (Charity: No. 1085506) 設立趣旨：海外芸術の英国への紹介
意思決定	意思決定機関：理事会
機構	理事会（構成メンバー）：理事長以下，ブリティッシュ・カウンシル，4地域のアーツ・カウンシル，クラフツ・カウンシル，外務省，文化省より出向 国内部門（事業部門/官房部門の名称）：研究・開発/資産・企画/インフォメーション・マネージング/視覚・メディア・応用芸術/舞台芸術/編集・ウェブサイトマネージメント/芸術プロジェクト/トレーニング・プロジェクト 国内事務所数：1ヶ所 海外事務所数：なし
定員数	役員（常勤/非常勤）：理事会は理事長以下，現在9名 職員（正規職員/専門員・教師等）：シニアスタッフ11名，非常勤スタッフ2名 海外事務所職員（正規職員/現地職員）：なし
事業	
主要事業	分野：1. コンサルタント業 (consultancy), 2. 助言・顧問サービス (advisory services), 3. イベントの企画・運営, 4. 出版, 5. トレーニング, 6. 助成金交付

各種実績	<p>以下、主にヴィジティング・アーツが企画・運営に携わった最近の事業を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1997年のインド・パキスタン独立50周年を祝して7月から12月まで開催された文化プログラムの企画 ・ 1998年の第2回ASEMサミットを記念して3月から7月まで開催された100以上の芸術文化イベントのコーディネート ・ 1998年4月に開催された国際会議『ヨーロッパにおける東・東南アジアの芸術探訪』の運営（東・東南アジアの10ヶ国、ヨーロッパの11ヶ国が参加） ・ 1999年2月から8月まで開催された文化芸術プログラム『相互関係—英国とイスラム』の文化芸術プログラムの運営支援、レビューの刊行 				
資金					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 815 443 866">予算</td> <td data-bbox="443 815 1482 866">総予算（1999-2000年度実績より）：88万6,000ポンド（約1億6,000万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 866 443 1061">資金源</td> <td data-bbox="443 866 1482 1061">政府補助金23万4,000ポンド（約4,200万円）＋ブリティッシュ・カウンシル助成金37万ポンド（約6,700万円）＋各アーツ・カウンシル助成金19万3,000ポンド（約3,500万円）＋事業収益その他2万8,000ポンド（約500万円）</td> </tr> </table>	予算	総予算（1999-2000年度実績より）：88万6,000ポンド（約1億6,000万円）	資金源	政府補助金23万4,000ポンド（約4,200万円）＋ブリティッシュ・カウンシル助成金37万ポンド（約6,700万円）＋各アーツ・カウンシル助成金19万3,000ポンド（約3,500万円）＋事業収益その他2万8,000ポンド（約500万円）	
予算	総予算（1999-2000年度実績より）：88万6,000ポンド（約1億6,000万円）				
資金源	政府補助金23万4,000ポンド（約4,200万円）＋ブリティッシュ・カウンシル助成金37万ポンド（約6,700万円）＋各アーツ・カウンシル助成金19万3,000ポンド（約3,500万円）＋事業収益その他2万8,000ポンド（約500万円）				
収集資料	<p>〈配布資料〉</p> <p>‘The Visiting Arts’（概要）</p> <p>‘Visiting Arts Publications’（出版物リスト）</p> <p>‘Visiting Arts Financial Statement: from Years 97/98, 98/99 and 99/2000’</p> <p>〈冊子・出版物〉</p> <p><i>The Visiting Arts Guide to the 1999 Edinburgh Festivals</i>（London: Visiting Arts, 1999）</p> <p><i>Mutualities: Britain and Islam – Cultural and Arts Programme</i>（London: Visiting Arts, 2000）</p> <p><i>Visiting Arts</i>（Number 43: Summer 2000 issue）…ヴィジティング・アーツ定期刊行誌</p>				
先方面談者	<p>Melissa Navior（Deputy Director / Information Manager）</p> <p>Adam Jaenes（Assistant Director of Resource and Planning）</p>				
調査者・調査日	渡辺愛子・2001年3月14日				

イングランド・アーツ・カウンシル基本データ

組織	
団体名称	イングランド・アーツ・カウンシル/The Arts Council of England
所在地	address: 14 Great Peter Street, London, SW1P 3NQ, UK tel: +44 (0)20 7333 0100 fax: +44 (0)20 7973 6590 e-mail: enquiries@artscouncil.org.uk homepage: www.artscouncil.org.uk
代表者	氏名 : Gerry Robinson 肩書き : 理事長 (Granada Group plc 理事長)
沿革	設立年 : 1994 年 (ただし、前身の英国アーツ・カウンシルは 1946 年設立) 設立形態 : チャリティ (Charity: No. 1036733) 設立趣旨 : 英国国内における芸術文化の振興
意思決定	意思決定機関 : 理事会
機構	理事会 (構成メンバー) : 理事長以下, 芸術文化産業関係より出向 国内部門 (事業部門/官房部門の名称) : 1. 芸術, 2. コミュニケーション, 3. 企画・資産運用, 4. 研究・開発 国内事務所数 : 本部 1 ヶ所 (ロンドン), 支部 9 ヶ所 (組織改編後・予定) 海外事務所数 : なし
定員数	役員 (常勤/非常勤) : 理事会は, 理事長以下 12 名 職員 (正規職員/専門員・教師等) : 現在組織改編中につき未定。2001 年 9 月末日現在の正規スタッフ数は 210 名。RABs を含めると約 660 名。(改編後は, 本部に 7~80 名のスタッフが在留する見込み。) 海外事務所職員 (正規職員/現地職員) : なし
事業	
主要事業	分野 : 1. 芸術 ((1) 舞踊, (2) 演劇, (3) 文学, (4) 音楽, (5) 巡業・巡回公演 (Touring), (6) 視覚芸術 (写真, 工芸, 建築を含む), (7) 芸術受容者の開拓 (Audience Development), (8) 放送とニューメディア, (9) 複合芸術), 2. コミュニケーション, 3. 企画・資産運用, 4. 研究・開発

	各種実績	<p>以下、アーツ・カウンシルからの給付金をもとに達成された、芸術振興活動およびその成果の一部と考えられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 20 億ポンド（約 3,600 億円）の国民宝くじ収益が充てられた英国国内における一連のミレニアム・プロジェクト（ミレニアム委員会委員長は文化省大臣 Chris Smith）の芸術関連分野へのコミットメント。 ・ 1994 年度から 98 年度までの 5 年間で、芸術関連のイベント（演劇、オペラ、現代舞踊、バレエ、クラシック音楽、ジャズ、芸術展覧会）に参加した成人は全体の 47.8%で、毎年約 0.2～0.3 ポイントずつ増加している。 ・ 1994 年度から 98 年度までの 5 年間で、1 年に最低 2 回芸術関連のイベントに参加した成人は全体の 24.7%で、過去 6 年間の実績と比べて平均的な数値をたどっている。 ・ 1998 年、1 億 3,500 万人が映画鑑賞に行き、4 億 9,300 万ポンド（約 887 億 4,000 万円）の売上を上げた。
資金		
	予算	総予算（1999-2000 年度実績より）：5 億ポンド（約 900 億円）
	資金源	政府補助金 2 億 2,800 万ポンド（約 410 億円）＋国民宝くじ収益金 1 億 8,800 万ポンド（約 338 億 4,000 万円）＋各アーツ・カウンシル助成金他給付金 50 万ポンド（約 9,000 万円）
収集資料	<p>〈配布・収集資料〉</p> <p>‘The New Arts Council of England: Summary of Proposal’（15 March 2001）</p> <p>‘DCMS Spending Review 2000 Settlement’ from DCMS（19 March 2001）</p> <p>‘Agreement between The Department for Culture, Media and Sport and The Arts Council of England’（April, 1999）from Web-site</p> <p>‘Questionnaire on Cultural Policy’（DCMS）</p> <p>‘DCMS Spending Review 2000 Settlement’</p> <p>〈冊子・出版物〉</p> <p><i>Working for the Arts: The Arts Council of England: Annual Review 2000</i></p> <p><i>Accounts and Lottery Report: Annual Review 2000</i>（The Arts Council of England）</p> <p><i>Artstat: Digest of Arts Statistics and Trends in the UK 1986/87 – 1997/98</i>（London: The Arts Council of England, 2000）</p> <p><i>Public Attitudes to the Arts</i>（The Arts Council of England, August 2000）…国民の芸術に対する意識調査</p>	

	<p><i>Contacts</i> (The Arts Council of England, September 2000) …関連機関・団体リスト</p> <p><i>Publications</i> (The Arts Council of England, April 2000) …出版物リスト</p> <p><i>Department for Culture, Media and Sport Annual Report 2000</i></p> <p><i>Creative Industries Mapping Document 2001</i> (London: DCMS, 2001)</p> <p><i>Your Creative Future</i> (DCMS, 2000)</p> <p><i>The Creativity Imperative: Investing in the Arts in the 21st Century</i>…2000年6月27日 開催 New Statesman Arts Lecture 記録</p> <p>〈その他〉</p> <p>www.culture.gov.uk/ (文化省ホームページ)</p> <p>www.arts.org.uk/ (RABs ホームページ)</p>
先方面談者	<p>Pauline Tambling (Executive Director of Research & Policy)</p> <p>Norinne Betjemann (Senior Education Advisor)</p>
調査者・調査日	渡辺愛子・2001年3月21日

別添資料 4

公的専門機関沿革

(1) ブリティッシュ・カウンシル (*The British Council*)

前身は外務省情報部 (Foreign Office News Department)。英国の対外交易を優位にすすめ、かつ教育、文化、科学技術の諸外国への伝播・提供を図ることを目的とし、民間のイニシアティブと外務省との協力により 1934 年に「英国対外関係委員会 (*The British Committee for Relations with Other Countries*)」として設立された。1935 年に「委員会」を「カウンシル」と改め、簡略化された「ブリティッシュ・カウンシル」を正式名称とし、現在にいたっている。設立当初は、第二次大戦初期の独伊中軸勢力による「文化プロパガンダ (cultural propaganda)」に対抗し、その機能は、海外における英国に対する高い評価を勝ち取ることと英語教育の普及であり、諸国との文化的・商業的つながりを発展させることであった。当時のブリティッシュ・カウンシルは有限会社のかたちをとり、教育、財務、商業、産業関係者と外務省 (Foreign Office)、連邦省 (Dominions Office)⁷³、貿易評議会 (Board of Trade)、教育評議会 (Board of Education)、そして海外貿易省 (Department of Overseas Trade) からの代表者で構成されていた。また、当初は前身の海外文化プロパガンダを担当していた外務省情報部の資金を引き継いでいたが、資産の多くは民間寄付からまかなわれ、海外活動自体は外務省スタッフを通して行われていた。

その後、1940 年に「国王による設立許可状 (Royal Charter)」を授与され、任意団体から法人格となる。これにより、意思決定機関はカウンシルの執行委員会に置かれ、構成役員の一部は政府の大臣によって任命されるという現在のシステムが確立した。なお、外務省内に、カウンシルの政策および資金管理をする目的で創設された「ブリティッシュ・カウンシル・セクション (British Council Section)」—のちの「文化交流部 (CRD)」—が創設されたのは、1941 年のことである。

1942 年、当時の教育評議会会長であったバトラー (R. A. Butler) は、連合教育大臣会合 (Meetings of Allied Ministers of Education—のちに Conference (会議) と改名) を設立、1942 年から 1945 年 11 月にかけて、ブリティッシュ・カウンシルは事務局、執行局、専門家委員会、書籍および定期刊行物委員会を設けた。1945 年 11 月、連合教育大臣会議が基礎を築いた国際連合会議において UNESCO が設立されたが、ブリティッシュ・カウンシル内の幹部は、その後 UNESCO と関係をもつ国レベルの協力団体の代表をつとめた。1948 年には、Royal Charter が一部改正されている。戦後以来、ブリティッシュ・カウンシルは、幾多もの財政難に見舞われながらも、着実に海外に事業所を増設しつづけ、英語教育、海外の教育機関における英国研究、海外の英国図書館や文化センターの維持管理、そして教育、科学、諸専門機関に関する契約事業に着手してきた。

⁷³ 英国の植民地および自治領 (*The Dominions*) は、1931 年のウェストミンスター憲章により、英連邦 (*The Commonwealth of Nations*) となった。

1981年、ふたつの教育的機関がブリティッシュ・カウンシルに合併した。それは「海外高等教育のための大学間評議会 (Inter-University Council for Higher Education Overseas)」とその諮問機関である「海外諸国のための専門教育と訓練機関 (Technical Education and Training Organisation for Overseas Countries)」である。さらに、1993年12月、ブリティッシュ・カウンシルは「教育関連の視察および交換のための中央局 (Central Bureau for Educational Visits and Exchanges)」の法人受託者 (corporate trustee) となった。これは事実上、カウンシルによる中央局の併合であったが、中央局の機能自体はカウンシル内に独立して存在している。なお、同年、Royal Charter の細則が追加されている。

ブリティッシュ・カウンシルの活動内容を大きな流れで見ると、設立当初は、ヨーロッパ、中近東、中南米への英語の普及、英国文化の海外への紹介が主であったが、1950年代半ばより、国際開発庁からの助成のもと、発展途上国への教育援助に力を注いできた。最近になってブリティッシュ・カウンシルの活動対象国の比重は、従来の開発途上国から、いわゆる「開発移行国 (transitional countries)」へ移ろうとしている。

(2) ヴィジティング・アーツ(Visiting Arts)

ヴィジティング・アーツは、ブリティッシュ・カウンシル、イングランド・アーツ・カウンシル、北アイルランド・アーツ・カウンシル (The Arts Council of Northern Ireland)、スコットランド・アーツ・カウンシル (The Scottish Arts Council)、ウェールズ・アーツ・カウンシル (The Arts Council of Wales)、クラフツ・カウンシル (The Crafts Council)、外務省による共同事業として、ブリティッシュ・カウンシルの活動分野の一部である、海外との芸術文化交流を促進するために 1977 年に設立されたチャリティ (Charity) である。

1970 年代後半、ブリティッシュ・カウンシルはすでに英国におけるもっとも重要な国際交流機関として確固たる地位を築きあげていたが、芸術の振興という主題に関しては、英国アーツ・カウンシル (The Arts Council of Great Britain—1994 年の地方分轄以前の総称) との協力関係を後ろ盾に、英国国内の芸術を海外に発信する体制が主流であった。これに対し、海外芸術を英国へ受信する役割を担うために発足したのがヴィジティング・アーツである。ヴィジティング・アーツの誕生によって、英国における芸術交流の双方向移動が潤滑になった。

設立当初のヴィジティング・アーツは、海外の芸術文化を英国国内に招聘するための資金援助を主な目的としていたが、現在は国内外の諸機関と提携することによって、その業種の幅を広げている。ヴィジティング・アーツは、設立以来ブリティッシュ・カウンシル内部に配置されていたが、その活動性質はきわめて独立性が強く、このたび 2001 年 4 月 1 日をもって独立のチャリティとなっている。ただし、この独立については広く対外的に公表する手段をとっておらず、今後もブリティッシュ・カウンシル内にオフィスを構え、ブリティッシュ・カウンシルとの提携関係は存続する。

(3) イングランド・アーツ・カウンシル (*The Arts Council of England*)

イングランド・アーツ・カウンシルは、文化省を監督省庁とする外郭公共団体のチャリティ (Charity) であり、1994年4月1日に「国王による設立許可状 (Royal Charter)」を授与されて設立した。

第二次世界大戦以前は、1891年の「美術館および体育場法 (Museums and Gymnasiums Act)」と1892年の「公共図書館法 (Public Libraries Act)」による公共図書館および美術館の設立をのぞいては、公的政策によって文化芸術活動が行われていたことは実質上はなかった⁷⁴。そこで、1939年に「音楽および芸術奨励協議会 (The Committee for the Encouragement of Music and the Arts: CEMA)」⁷⁵が、戦時中の文化伝統と活動を保持し、音楽、演劇その他の芸術へのアクセスを可能にする目的で設立された。CEMAは当時の教育省 (Ministry of Education) より補助金を受け、これが1946年に戦後の芸術文化復興のために Royal Charter を受けて設立された「英国アーツ・カウンシル (The Arts Council of Great Britain)」に引き継がれることになる。英国アーツ・カウンシルは、大蔵省 (Treasury) から補助金を受けていたものの、政府の一省庁でないことが確認され、資金運用についてはカウンシル内部の決定事項とされた。

英国アーツ・カウンシルの活動方針は、戦後地方分権化がすすむなか、スコットランド、ウェールズについては独立色の濃い副次的な委員会を設けてこれとともに機能していたが、1994年4月1日、その業務は、イングランド・アーツ・カウンシル (The Arts Council of England)、スコッティッシュ・アーツ・カウンシル (The Scottish Arts Council)、ウェールズ・アーツ・カウンシル (The Arts Council of Wales) の3地域に完全に分割された。(なお、北アイルランド・アーツ・カウンシル (The Arts Council of Northern Ireland) はすでに独立機関として設立されていた。) イングランド・アーツ・カウンシルは、文化省を主要な給付先とした補助金と、1994年秋に設けられた国民宝くじ (National Lottery) からの収益金を英国における芸術文化活動に分配することを主な業務としている。

従来イングランドには、10の地域芸術協議会 (The England Regional Arts Boards—以下「RABs」) があり、イングランド・アーツ・カウンシルへ支給される政府補助金のうち、地方への分配はこの RABs を通して行われていた。2001年3月15日に発表された公式文書によると、現在以下の行程でカウンシルによる RABs の併合がすすめられており、2002年4月から新生イングランド・アーツ・カウンシルが活動を開始することになっている。

- ・ 2001年4月末ごろまでに、RABs 内の諸機能がイングランド・アーツ・カウンシルに移行される
- ・ 2001年7月末までに、新しいイングランド・アーツ・カウンシルの組織構造が承認される

⁷⁴ Green, Michael & Michael Welding, *Cultural Policy in Great Britain*, Studies and Documents on Cultural Policies (Paris: Unesco, 1970), p. 9.

⁷⁵ 1940年に‘Committee’を‘Council’に改称。

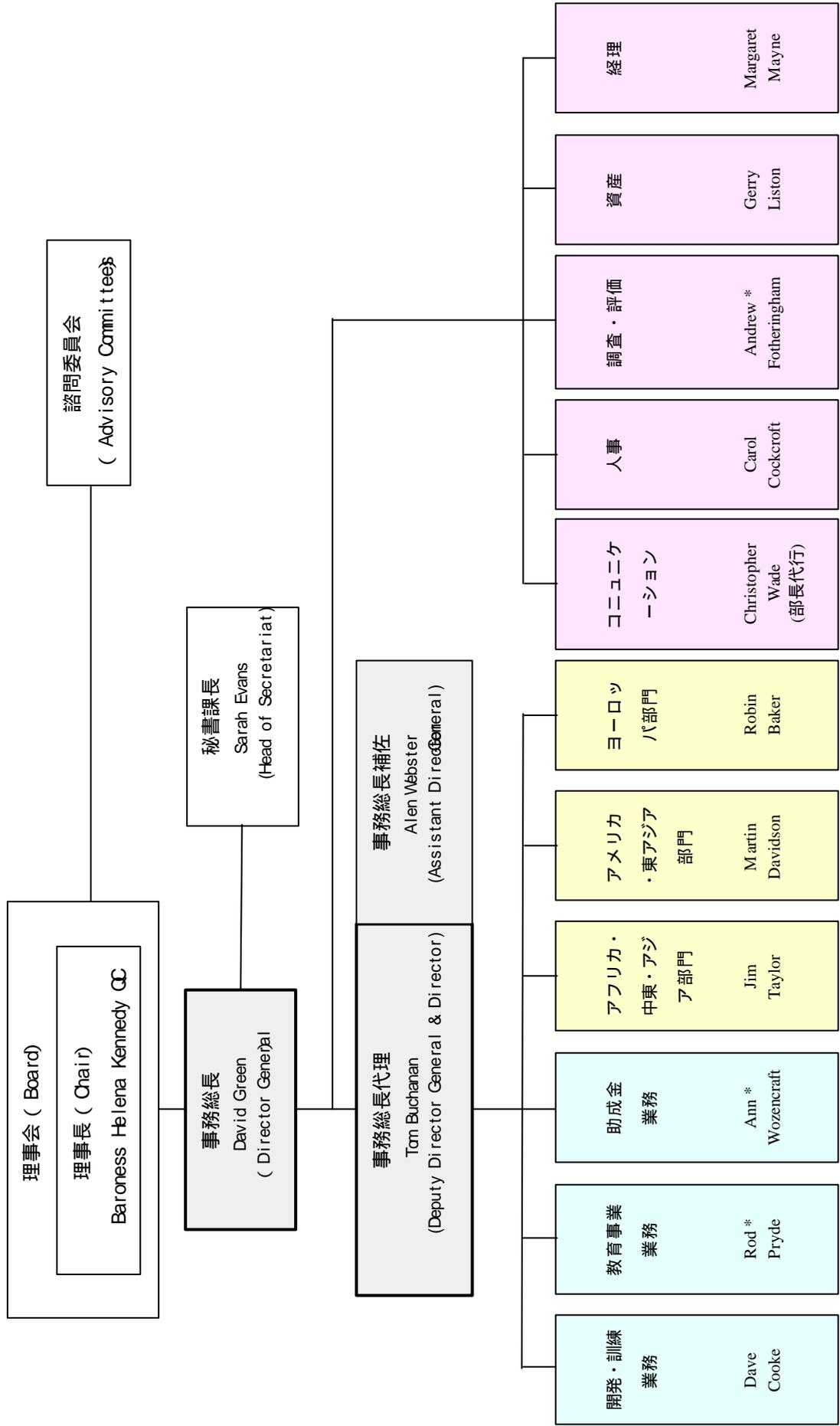
- ・ 2001年12月から新体制がスタートする
- ・ 2002年4月より新しいイングランド・アーツ・カウンシルが完全運営される

すでに組織編成に入っているアーツ・カウンシルの今後は、地域コミュニティとのより一層の関係強化と、国内だけでなく海外とも効果的な芸術交流を行うための戦略的役割を果たすことである。

アーツ・カウンシルは、4地域への分割後、各地域における文化的多様性というものをより深く追求するようになった。しかし、それはただ単にスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにおける土着の文化（ケルト文化や、ゲール語など）の擁護を意味するのではなく、旧植民地からの移民世代がもたらす文化賞揚にも力を入れている。毎年夏に行われるノッティンガム・ヒル・カーニバルは、ヨーロッパ最大のストリート・フェスティバルであり、イングランド・アーツ・カウンシルの後援を受けている。

別添資料 5

国際交流機関機構図 プリティッシュ・カウンシル



別添資料 6

公的専門機関予算（近年の推移，資金源別内訳，事業別内訳，地域別内訳など）

(1)ブリテイッシュ・カウンシル

ブリテイッシュ・カウンシルの予算実績と今後の見積り（『2000年・外務省年次報告書』のデータを改訂）

（百万ポンド）

収入の部	年度	1996-97 実績	1997-98 実績	1998-99 実績	1999-00 実績見込み	2000-01 見積り	2001-02 見積り
●政府補助金							
外務省補助金		95.2	96.2	126.9	133.1	135.7	138.5
国際開発庁補助金		34.7	29.8	--	--	--	--
組織再編用補助金		7.2	--	--	--	--	--
国際開発庁より「高等教育における国際協力基金」への補助金		3.0	2.9	2.6	3.0	3.0	3.0
教育・雇用省 ¹ , DENIおよびSOED補助金		4.7	4.7	5.2	5.1	5.1	5.1
政府補助金 合計		144.8	133.6	134.7	141.2	143.8	146.6
●事業収益							
補助金関連 ²		25.1	25.9	31.0	29.8	29.3	29.6
教育活動		119.4	116.9	119.5	125.7	132.0	139.8
中央サービス ³		--	1.3	1.3	1.5	1.5	1.5
事業収益 合計		144.5	144.1	151.8	157.0	162.8	170.9
●委託事業							
補助金関係の契約活動		46.1	49.7	51.2	52.1	49.8	50.6
開発および訓練契約活動		96.3	87.2	88.3	75.0	64.6	56.0
委託事業 合計		142.4	136.9	139.5	127.1	114.4	106.6
総額		431.7	414.6	426.0	425.3	421.0	424.1

¹ 教育・雇用省 (Department for Education and Employment) は、2001年6月、教育・職能省 (Department for Education and Skills) に改称。

² 「補助金関連 (Grant-related income)」とは、補助金部門から出た収益で、主に図書館の利用料、出版物の売上、民間セクターとのスポンサー提携、奨学・人物交換制度運営 (外務省のチーフニング奨学金制度やECのレオナルド奨学金制度など) が含まれる。

³ 「中央サービス (Central Service Income)」とは、主に銀行利息、為替の差額、付加価値税 (VAT) 変換金による収入。

支出の部 (事業支出のみ)	年度	1996-97 実績	1997-98 実績	1998-99 実績	1999-00 実績見込み	2000-01 見積り	2001-02 見積り
●事業支出							
助成金関連		146.1	148.4	145.9	152.9	155.0	158.1
教育活動		98.9	102.6	105.8	113.8	118.1	125.0
中央サービス		33.6	27.9	26.2	30.7	30.7	31.2
事業支出 合計		278.6	278.9	277.9	297.4	303.8	314.3

* なお、ブリテイッシュ・カウンシルは、1996年に会計処理方法を現金主義から発生主義会計に移行したため、それ以前の実績との比較は不可能である。

地域別政府補助金と諸プログラム予算 (The British Council Corporate Plan 2000/01 より抜粋)

地域	政府助成金		海外プログラム合計	
西・南欧	2,070 万ポンド	37 億 2,600 万円	7,140 万ポンド	128 億 5,200 万円
中・東欧	1,850 万ポンド	33 億 3,000 万円	3,660 万ポンド	65 億 8,800 万円
中東・北アフリカ	980 万ポンド	17 億 6,400 万円	3,690 万ポンド	66 億 4,200 万円
サハラ砂漠以南	1,220 万ポンド	21 億 9,600 万円	4,220 万ポンド	75 億 9,600 万円
南アジア	620 万ポンド	11 億 1,600 万円	2,980 万ポンド	53 億 6,400 万円
東アジア・大西洋	2,070 万ポンド	37 億 2,600 万円	6,290 万ポンド	113 億 2,200 万円
アメリカ	1,060 万ポンド	19 億 800 万円	2,430 万ポンド	43 億 7,400 万円
海外プログラム総計	9,870 万ポンド	177 億 6,600 万円	3 億 410 万ポンド	547 億 3,800 万円

ブリテイッシュ・カウンシルにおける主要実績の変遷 (『2000年・外務省年次報告書』のデータを改訂)

年度	1994-95 実績	1995-96 実績	1996-97 実績	1997-98 実績	1998-99 実績	1999-00 実績見込み
総事業収入に対する政府補助金の割合 (%)	55.0	49.7	42.2	36.8	36.0	37.8
事業収入に対する間接諸経費 (%)	--	--	4.1	4.5	4.4	4.5
民間セクターへの後援 (百万ポンド)	7.4	7.1	8.3	8.3	16.0	8.0
教育カウンセリング事業への加入施設・機関数	195	227	275	257	266	261
ブリテイッシュ・カウンシルの承認を受けた 英国国内の ELT 施設・機関数	315	327	346	350	362	378
英国政府関連の契約による収益 (百万ポンド)	127.5	134.1	120.4	109.7	97.4	67.0
上記以外の契約による収益 (百万ポンド)	28.2	26.0	22.3	25.8	25.3	24.0
教育による収益 (百万ポンド)	51.6	57.1	64.0	64.9	66.2	71.3
教育時間数 (時間)	842,000	907,000	997,000	1,106,000	1,155,000	1,245,000
試験実施数	352,000	407,000	450,000	502,000	563,000	625,000

(2) ヴィジティング・アーツ

ヴィジティング・アーツの予算実績

(ヴィジティング・アーツ内部資料 ‘Visiting Arts Financial Statement: from Years 97/98, 98/99 and 99/2000’ より)

(ポンド)

収入の部	1997-98 年度 実績	1998-99 年度 実績	1999-2000 年度 実績
ブリテイッシュ・カウンシル ⁴	246,744	184,043	369,663
ブリテイッシュ・カウンシル (補充分)	0	54,766	0
イングランド・アーツ・カウンシル	172,100	170,652	170,652
ウェールズ・アーツ・カウンシル	7,493	7,493	7,493
外務省	75,000	75,000	75,000
外務省 (補充分)	82,400	66,400	55,059
外務省 (ASEM2 プロジェクト)	26,000	85,000	0
クラフト・カウンシル	2,000	2,000	2,000
スコットランド・アーツ・カウンシル	10,500	10,500	10,500
北アイルランド・アーツ・カウンシル	3,200	3,200	3,200
文化・メディア・スポーツ省	15,000	15,500	0
特殊プロジェクトのための補助金	38,138	200,967	104,156
商品売上金・セミナー開催収入	3,670	31,998	28,361
前年度からの繰越	114,000	--	84,000
次年度への繰越	-85,000	--	-24,000
総計	711,245	907,519	886,084

支出の部	1997-98 年度 実績	1998-99 年度 実績	1999-2000 年度 実績
助成金支出 (Country Project Awards and R & D Grants)	377,750	380,033	325,784
その他助成金	18,218	--	--
一般ランニング・コスト ⁵	45,994	51,410	37,259
運営費 (ニュース・レター, 巡回費, セミナー費, 出版費)	190,704	296,556	382,357
特殊プロジェクト	78,579	34,352	140,685
ASEM プロジェクト	--	145,167	--
総計	711,245	907,518	886,085

⁴ ブリテイッシュ・カウンシルはまた、常勤スタッフの人員費もカバーしているが、この表には反映されていない。

⁵ スタッフ人件費は含まれていない。

(3) イングランド・アーツ・カウンシル

イングランド・アーツ・カウンシルの予算実績 (『2000 年度・イングランド・アーツ・カウンシル年次報告書』より)

収入の部	政府補助金	
	年度	1998-99 実績
政府補助金		228,250,000
その他収入 (例：銀行利息など)		1,221,000
収入 合計		191,171,000
		229,462,000

収入の部	国民宝くじ	
	年度	1998-99 実績
国民宝くじ収益金		210,954,000
投資およびその他収入		30,794,000
収入 合計		241,748,000
		215,196,000

支出の部	1998-99 実績	
	年度	1999-00 実績
芸術活動直接運営費	129,917,000	149,094,000
RABs への助成金	58,376,000	65,140,000
ランニング・コスト	7,412,000	5,567,000
支出 合計	195,705,000	219,801,000

支出の部	1998-99 実績	
	年度	1999-00 実績
助成金給付	57,925,000	182,288,000
ランニング・コスト	21,038,000	24,605,000
支出 合計	78,963,000	206,893,000

V ドイツ

成蹊大学専任講師 川村 陶子

(1章、2章、3章、4章執筆)

東京大学大学院博士課程 上藤 文湖

(3章、4章執筆)

V ドイツ

川村 陶子(1章、2章、3章、4章執筆)、上藤 文湖(3章、4章執筆)

1 ドイツにおける国際交流概要

1-1 はじめに

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）¹における公的国際交流は、政府関連の専門的機構が事業を担う点で、日本のそれと一見類似しているが、内実は機構・理念ともに日本とはかなり異なる状況を呈している。ここでは、ドイツにおけるユニークな「国際交流」の特徴と、重層的かつ多元的な実施体制を概観し、そうした独自の理念・機構が戦後どのように発展してきたかを考察する。その上で、ドイツ統一以来の様々な内外環境変化の中で、新たな国際交流のあり方が模索されている現状について述べ、ヨーロッパ化・グローバル化に対応するドイツ国際交流の今後を展望する。なお、本文中における組織・事業等の名称や内容は、2001年9月を基準としている。

1-2 「リベラル」な国際交流

ドイツにおいて、公的な国際交流の中核は対外文化政策（Auswärtige Kulturpolitik）²という概念で捉えられる。対外文化政策は、「文化国家としてのドイツの正統化（Legitimation）」、および国際的な「対話フォーラム」の構築を目標とし³、政策領域としては対外政策の一環とみなされる。しかし、実質的には、国際交流事業は複数の省庁の所轄にわたっており、事業内容の決定および実施は、民間ステイタスの専門機関（Mittlerorganisation）⁴が、それぞれの裁量で行っている。多元的で「リベラル」な国際

¹ 本稿では、旧西ドイツと統一ドイツを分析対象とする。

² 2001年はじめから、「対外文化・教育政策」（Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik）という名称も使われるようになったが、本稿では「対外文化政策」に用語を統一する。

³ フィッシャー外務大臣の「対外文化政策 2000年コンセプト」（Joschka Fischer, Konzeption 2000, Berlin, Dezember 1999）を参照。 外務省文化局ホームページ

<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/konzept2000.pdf>>
（2001年9月1日現在）からPDFファイルにてダウンロード。フランス語版もあり。

⁴ 直訳すると「媒介機関」あるいは「中間団体」となるが、本稿では平易な表現として「専門機関」という語を用いる。

交流であると表現できよう。

ドイツの国際交流の最大の特徴は、「Mittlerorganisation システム」といわれる独特の官民連携体制である。「官」の側では、外務省文化教育局（以下、文化局と略称）を中心に、連邦政府の諸省庁が複数の専門機関に事業費・組織運営経費の資金援助を行っている。その傍ら、立法府である連邦議会が、補助金の予算承認を行うとともに、折々に理念面でもチェック機能・ガイダンス機能を果たす。外務省と連邦議会の対外文化政策に対する関与についての詳しい解説は、「2 政府部門」で行う。

一方、「民」の側では、一般国際交流、学術交流、文化関連の開発援助などの分野別に、いくつかの専門機関があり、事業の実質的な立案・実施を行っている。専門機関のほとんどは、法的には登記社団（eingetragener Verein、略称 e.V.）⁵の形態をとる。組織制度的には「官」側と密接な関係にあり、政府・議会の代表が理事会や総会・運営審議会（社団法人の社員総会）に出席する。一般国際交流部門で最大の専門機関ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス（GIIN）のように、政府と契約を締結して事業委託関係をとる専門機関も存在する。ただし、専門機関の実働機構（事務局）の職員や幹部は、文化・学術・開発などの専門分野出身者で構成されている。そして、実際の事業運営（年度毎の事業内容の決定、事業の実施）は、各専門機関の現場事務方の裁量に任せられており、官僚や議員が直接関与することはない。個々の事業内容に関して「官」側と意見が対立する場合もあるが、そのようなケースでも専門機関職員のノウハウへの信頼、および言論・表現の自由の観点から、専門機関側の方針に沿って事業が行われるのが普通である⁶。

このような独特の多元的・分権的体制が発達した背景には、ドイツならではの歴史的要因がある。第一に、神聖ローマ帝国時代における領邦国家の名残が強く残るドイツでは、政治体制の基盤として連邦制を取っている。とりわけ文化教育政策に関しては、基本法の規定により、主権（文化高権 *Kulturhoheit*）が州に置かれている。国内の教育政策は州、芸術文化政策は市町村が中心となって遂行しており、連邦政府は原則的に文化関連事業に直接関与できない立場にある。

第二に、ドイツでは近代以来、精神（*Geist*）と権力（*Macht*）、ひいては文化（*Kultur*）と政治（*Politik*）の緊張関係に特別の関心が注がれてきた。領邦国家君主による文化パトロネージの伝統が残る一方で、第三帝国期において文化団体がナチスの人種主義的イデオロギーに「強制的同質化」させられた経験によって、政治権力が文化活動から完全に撤退してしまうのではなく、かといって個々の文化活動の内容に政府が介入することは嫌うという、文化政策に対する独特の姿勢が、政策決定者を含む社会全般の、暗黙のコンセンサスとなっているのである。具体的な文化的事業の主体はあくまでも個人や専門的集団であり、政治の役割はそうした主体の自由意志に基づく文化活動を、公的資金を与えることに

⁵ 日本では社団法人に相当する。

⁶ 特にゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネスでは、芸術事業や講演事業において、過去に政府側との見解の対立が生じたことがあるが、政府側の介入には常に大きなリスクが伴った。3-1-3 「政府との関係・資金」の部分参照。

よってサポートすることだ、というのが、現在のドイツにおける社会通念であるといえる。

以上のような分権的体制に加え、現在のドイツでは、公的国際交流の立案実施に際して、二つの独特な理念が基盤におかれている。ひとつは「広義の文化概念」(erweiterter Kulturbegriff、正確には「拡張された文化概念」)であり、国際交流で扱う「文化」を伝統的な教養文化概念(人文系の学問や芸術)やドイツ固有の文化要素(ドイツ語やドイツ人が創り出した文学・思想など)に限定せず、人間生活の総体を包摂する人類学的・社会的な文化の概念に基づいて事業内容を設定するというものである。この考え方によって、国境を越えて共有される政治社会や開発の問題、環境などのグローバルな問題、メディア、科学技術など、幅広いイシューに関する協力や意見交換が、「国際交流」の範疇に組み入れられている。

もうひとつの独特な理念は、国際交流における「パートナーシップ(Partnerschaft)」、あるいは「双方向の交流(Zweibahnstrasse)」で、ドイツからの一方的な「文化輸出」となることを避けるという考え方である。具体的には、国際交流事業の立案・実施において、相手国の「パートナー」(事業の共催相手、関連団体、交流事業の対象となる人々など)との協議を重視し、パートナーの希望を事業内容や実施方針に反映させることに努力が払われている。さらに、ドイツ語やドイツ文化(広い意味での)の外国への紹介だけにとどまらず、共同作業や意見交換、異文化(特に、第三世界の文化)のドイツ国内への紹介を趣旨とする事業に力が入れている。

「官」と「民」の独特な連携、そして幅広い文化概念と双方向性を特徴とするドイツの「リベラル」な対外文化政策は、諸外国の国際交流関係者からも評価を得ている。その一方で、1990年代以降には多くの新しい課題が現れている。特に実施機構の面では、数多くの専門機関を連邦政府がバックアップする体制に限界が見えており、改革が急がれている。詳しくは、本節1-4「21世紀に向けた取り組み」、および各論部分で考察する。

1-3 国際交流の広がり

ドイツにおける国際交流の実施体制を、単純な図に表すことは難しい。何よりもまず、前述のように、「官」と「民」の主体がそれぞれ数多く混在しているからである。特に近年は、ヨーロッパ統合の影響もあって国内の文化教育政策が「国際化」しており、地方(市町村・州)政府や外務省以外の連邦官庁(教育学術研究技術省など)が、特に後者は従来外務省や連邦経済協力開発省が出資してきた専門機関への支援を通して、国際交流に積極的に関与するようになってきている。

また、それら主体間の関係も複雑である。専門機関の活動資金は、通常複数の「官」側主体から出されており、対外関係協会(IfA)のように地方政府から恒常的にかんがりの財政支援を受ける専門機関も存在する。専門機関の組織運営には様々な官庁や関連分野の他専門機関の代表が関与しており、さらに国際交流の現場では、専門機関間で事業の共同開催

や在外活動における情報交換などが日常的に行われている。そして、こうした様々な関係は、どちらかと言えば、直接の命令・監督による主従的な関係というよりも、自律的な主体間のゆるやかな協力あるいは連携と表現する方が適当である。

こうした困難を踏まえた上で、敢えてドイツの国際交流実施体制を整理してみると、国を単位とした「古典的」な国際交流の領域から多国間協力まで、数段階にわたる広がりが見られる。以下、簡単に、それぞれの次元における主な事業分野と主体を解説する。(本節末尾添付資料「ドイツの国際交流実施体制見取り図」も参照。)

1-3-1 狭義の対外文化政策

最も厳密な意味での対外文化政策は、対外政策の一環として位置づけられ、国際関係運営や相互理解を目的とした国際交流であり、自国語普及、一般的な芸術・学術交流などの事業が中核となっている。なお、ドイツでは、在外ドイツ学校の支援（教師の派遣など）も、外国にドイツ文化を伝え、ドイツと現地社会との関係を築く、国際交流の基幹的領域とみなされている。

事業分野：ドイツ語の普及とドイツ文化の紹介、学術交流（ドイツ研究振興を含む）、人物交流、外国文化のドイツへの紹介、在外ドイツ学校の支援

公的主体：外務省文化局

専門機関：ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス（GIIN）、対外関係協会（IfA）、DAAD（ドイツ学術交流協会）、フンボルト財団（AvH）、世界文化の家（HKW）等

*このほか、上記専門機関とは質的に異なる事業実施主体として、連邦行政庁である在外学校センター（Zentralstelle für das Auslandsschulwesen）がある。

1-3-2 広義の対外文化政策

連邦政府の対外文化政策年次報告書⁷では、上記 1-3-1 に分類した諸事業のほか、外務省以外の連邦省庁が支援する様々な国際事業が、対外文化政策の政策領域として記されている。また、同報告書には記載されていないが、連邦経済協力開発省の事業で、実質的には国際交流の形をとるものもある。本稿ではこれらを、外務省が管轄する基幹的国際交流と区別して、「広義の対外文化政策」と呼ぶ。分野別に、以下のような主体が存在する。

- ① 開発協力における文化（技術援助、教育援助、文化援助、文化遺産保存など）
公的主体：連邦経済協力開発省（BMZ）
専門機関：ドイツ国際開発財団（DSE）、上記 1-3-1 で挙げた外務省系専門機関等
- ② 国際的学術振興（大学・科学技術振興の一環として）
公的主体：連邦教育学術研究技術省（BMBWF）

⁷ 最新版は、2001年8月に出版された 5. Bericht der Bundesregierung zur Auswärtigen Kulturpolitik (2000) である。<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/akp00.pdf>> (2001年9月1日現在) より PDF ファイルにてダウンロード。

- 専門機関：DAAD、AvH、DSE、ドイツ学術振興会（DFG）等
- ③ 国内の連邦管轄文化施設の国際事業
公的主体：連邦首相府内の文化担当局（BKM）
専門機関：HKW 等
- ④ 青少年交流（主に二国間）
公的主体：連邦家族高齢者女性青年省（BMFSFJ）
専門機関：独仏青年交流局、独・ポーランド青年交流局等
- ⑤ メディア・広報
公的主体：連邦政府新聞広報庁（Presse- und Informationsamt der Bundesregierung）
専門機関：GIIN（旧インター・ナツィオーネスの広報事業）、ドイチェ・ヴェレ等
- ⑥ 外国のドイツ系住民に対する文化支援
公的主体：連邦内務省（BMI）
専門機関：GIIN、民間の在外ドイツ人支援諸団体
- ⑦ 社会集団間の国際交流、成人教育
公的主体：外務省、BMZ、BMBWF 等
専門機関：政党財団等（教会もこの分野の主体とされる）

1-3-3 地方・民間の国際交流

州・市町村が行うドイツ国内の文化政策、および民間の文化団体（美術館、劇団、地域の文化センターなど）の活動は、近年ますます国際化している。自治体では、姉妹都市交流等古くからの国際活動に加え、外国人住民の増加によって、一般の文化政策自体が多文化化・国際化の様相を強めている。文化団体の側では、主要なパトロンであった地方政府の文化予算が 1980 年代以降伸び悩んでおり⁸、その分連邦政府やヨーロッパ地域機構（次項参照）に新たな資金提供を求めているため、結果として国際的な事業の比率が高まる傾向にある。さらに、個々の文化団体が他の国、特にヨーロッパ諸国の同種の団体と、日常の活動におけるプラグマティックな事情からネットワーキングを行うことも増えている。

州、市町村、国内文化団体のいずれも、個々に国際的な文化活動を行うほか、全国レベルで情報交換や意見集約のための協議団体を結成している。州政府の場合は州立文化大臣会議（Kultusministerkonferenz、略称 KMK）、市町村の場合はドイツ都市会議（Deutscher Städtetag、略称 DST）などの市町村全国連盟、文化団体の場合はドイツ文化評議会（Deutscher Kulturrat）がある。これらの協議団体にはいずれも、国際活動に関する部局が設けられており、国際交流に関する連携の場となっている。

1-3-4 ヨーロッパ次元の国際交流、及びその他多国間国際交流

ドイツではナチス時代の経験もあり、国際的な政策に関しては一国でイニシアティブを取るよりも多国間協力枠組みの利用が好まれる傾向にあるが、文化の領域においても EU、

⁸ ドイツ文化評議会によれば、統一後の 1990 年代には、文化予算そのものは増加しているものの、各団体・施設にとってのパイは小さくなっているとのことである。

欧州審議会（Council of Europe）、ユネスコなどの多国間枠組みにおける活動が、政府の対外文化政策の一環として位置づけられている。

1990年代以来、中・東欧および旧ソ連諸国との関係構築に熱心なドイツにとって、ヨーロッパの地域機構の文化教育関連事業は、これら諸国の民主化や文化学術機関の復興を助け、ドイツとの国際交流を促進する格好の手段となっている。また、特にマーストリヒト条約・アムステルダム条約によって、「文化」がEUの公式政策領域になった現在、外務省のみならず、国内の文化教育政策を管轄する他の連邦省庁や州政府、市町村、文化団体などが、EUと資金的な関係を持ったり、ヨーロッパレベルの国際交流に積極的に関与していく展望である。

ヨーロッパの枠組み以外での多国間国際交流も引き続き重視されており、ドイツ・ユネスコ委員会は、連邦政府によって対外文化政策の主要専門機関のひとつと位置づけられている⁹。

1-4 基本理念と実施体制の形成

「広義の文化概念」「パートナーシップ」といったドイツ独特の理念、また多種多様な機関のゆるやかな連携を特徴とする専門機関システムは、旧西ドイツ時代を通して形成され、統一ドイツにおいて新たな発展をみている。以下では、戦後における対外文化政策の発展を、旧西ドイツ期を中心に、時代を追って検討する。現在の理念・体制の基礎が作られた1960年代末から1970年代の時期を分水嶺として、対外文化政策の発展を大きく三つの段階に分けて考察することができる。

(1) 1960年代半ばまで：模索期

外務省文化局は主権回復後早々に（1952年）設立されたが、この時期には公的な対外文化政策原則が定められることはなかった。在野で活動を始めた国際交流団体の支援や、戦前に外務省が運営していた在外ドイツ文化会館の再興、ユネスコ等多国間枠組みへの参加など、アドホックな形で政策が展開していった。政治的には、とりわけ旧東ドイツ（ドイツ民主共和国）への対抗意識が基盤にあり、「東とは異なる、より民主的な正統的ドイツ」のイメージを外国に普及することが重視されていたと言える。

なお、この時期には、地方自治体レベルの国際交流が進展した。特にフランス、オランダなどの西側近隣ヨーロッパ諸国とは、姉妹都市事業や青年交流などの草の根交流が盛んになった。フランスとは、ドゴール、アデナウアー両首脳のエニシアティヴ（1963年のエリゼ条約）によって、大規模な独仏交流計画が立ち上げられ、若者を中心とする市民の交流が制度化された。

⁹ 5. Bericht der Bundesregierung zur Auswärtigen Kulturpolitik (2000) (脚注8参照)、S. 33。

(2) 1960年代後半～1970年代:基盤形成期

1966年に成立したキリスト教民主・社民勢力のいわゆる「大連立」政権、それに続いて1969年に成立したブラント社民・自由民主（リベラル）勢力連立政権の時代に、現在まで続く国際交流の制度的基礎が築かれた。すでに1960年代を通して、在外ドイツ文化会館の管轄がゲーテ・インスティトゥート（現在のGIIN）に徐々に一元化されていたが、この時期には外務省とゲーテ・インスティトゥートの間で契約が締結されるなど、専門機関システムが公式に制度化された。また、大連立政権の外相ブラントが、国際交流を対外政策の「第三の柱」と定義する¹⁰など、対外文化政策の政治的重要性が、幅広く認識された。

ブラントおよびシュミット政権期（1969～1974年、1974～1982年）には、広義の文化概念、パートナーシップ、分権的实施体制を中核とする「リベラルな国際交流」が、連邦政府および連邦議会の、三つの政策文書の形で公定化された。外務省「対外文化政策の指針」（1970年）¹¹、連邦議会調査委員会報告書（1975年）¹²、調査委員会報告に対する連邦政府答申（1977年）¹³がそれである。

特筆に値するのは、この頃から「双方向の交流」および開発における文化的アイデンティティ尊重の考えとの関連で、国内における異文化、とりわけ途上国文化の紹介が、国際交流の重要な一要素となるべきだという認識が強まったことである。上述の連邦議会報告書では、首都ボン（当時）の文化施設整備の一環として、ドイツの文化と同時に第三世界の文化を紹介する国際交流センターの設置が構想された¹⁴。また、少し時代が下るが、1982年には外務省で「第三世界との文化交流と協力に関する10のテーゼ」¹⁵が作成され、文化の多様性や文化的アイデンティティを重視する見地から、ドイツにおける第三世界諸国の文化紹介の必要性が主張された。

(3) 1980年代:体制確立期

専門機関の裁量を重視する「リベラルな理念」は、すでに1970年代半ばから、ときに個々の事業内容に関する論争を呼んでいたが、政権がコールを首班とする中道保守連立に移行した1980年代中盤期には、専門機関の事業内容の前衛性に対する新与党一部政治家の批判が高まった。しかし、こうした国際交流に対する「政治介入」は、民主主義的な国

¹⁰ 連邦議会外務省予算審議における発言、1967年6月7日。このときは「第三のベクトル」と表現しているが、のちの発言では「第三の柱」という言い回しが一般的になった。

¹¹ Auswärtiges Amt, Leitsätze für die auswärtigen Kulturpolitik, 1970.

¹² Bericht der Enquête-Kommission Auswärtige Kulturpolitik gemäß Beschluß des Deutschen Bundestages vom 23. Februar 1973—Drucksache 7/215 (neu)—, 1975年10月7日（連邦議会資料 Drs7/4121）。

¹³ Stellungnahme der Bundesregierung zu dem Bericht der Enquête-Kommission „Auswärtige Kulturpolitik“ des Deutschen Bundestages—Drucksache 7/4121—, 1977年9月23日（連邦議会資料 Drs8/927）。

¹⁴ Bericht der Enquête-Kommission Auswärtige Kulturpolitik（脚注11参照）、第253項。

¹⁵ Auswärtiges Amt, Zehn Thesen zur kulturellen Begegnung und Zusammenarbeit mit Ländern der Dritten Welt, März 1982.

際交流の原則に逆行しており、ドイツに対する諸外国の信頼を損なうものであるという逆批判が、メディアや大多数の政治勢力から寄せられ、以後専門機関の自主性尊重が政府の基本姿勢として定着していった。前時代に基礎が築かれた「リベラルな原則」はこの時期を通じて堅持され、統一前の1989年1月には、先述した第三世界諸国の文化紹介施設設立構想が実って、「世界文化の家」がベルリンに開館した。

この時期は、ヨーロッパ地域文化協力が進展した時期でもある。EC・欧州審議会双方で「ヨーロッパの文化的アイデンティティ」に関する宣言が採択され、前者においては1980年代半ばから、欧州文化都市、ERSMUS、LINGUAなどの国際交流事業が行われ始めた。ドイツでは、ヨーロッパ統合と緊張緩和を志向するゲンシャー外相の存在もあって、ヨーロッパ文化協力への積極的なコミットが推進された。ヨーロッパの多国間事業は、狭い意味での対外文化政策とは基本的に「別次元」で展開していったが、中長期的にはドイツの国際交流に厚みを加え、国内の文化機関のヨーロッパレベルでの連携を促す役割を果たしたと言える。

1-5 統一後の展望:21世紀に向けた取り組み

東西ドイツ統一後も、対外文化政策の理念と体制は、旧西ドイツ時代と基本的に変わっていない。ただし、特に1998年のシュレーダー社民・緑の党連立政権成立以降、1970年代に確立した「リベラルな国際交流」の基本方針の上に、さらに新しいアクセントづけが見られる。特に注目すべき政策文書として、フィッシャー外相の「対外文化政策2000年構想」(1999年)¹⁶、連邦議会与党諸会派提出の「21世紀のための対外文化政策」決議案(2001年)¹⁷が挙げられる。

これらの文書によれば、1990年代以降、対外文化政策において対応が必要とされる、以下のような新しい状況が認識されている。

- 1) ポスト冷戦：東欧・旧ソ連諸国との関係構築、民族・宗教紛争の多発、ドイツ統一とそれに伴う緊縮財政。
- 2) グローバリゼーション：経済・教育の国際競争、英語と米国的大衆消費文化の浸透。
- 3) ヨーロッパ統合：統合の進化・拡大による市民生活のヨーロッパ化、文化的多様性維持への配慮の必要、ヨーロッパ共通価値の擁護・普及の重要性。

これらの新しい状況の下で、国際交流の領域では、以下のような具体的政策課題が提起されている。

- イ) 国家間や異文化間の摩擦・紛争の予防、民主化や人権の確立、グローバルな問題への国

¹⁶ Joschka Fischer, Konzeption 2000, Berlin, Dezember 1999. 脚注4参照。概要は2-1末尾に掲載した。

¹⁷ Antrag der Abgeordneten Monika Griefahn, ... und der Fraktion der SPD sowie der Abgeordneten Rita Griefhaber, ... und der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, Auswärtige Kulturpolitik für das 21. Jahrhundert, 2001年4月24日(連邦議会資料 Drs14/5799)。概要は2-2-1に掲載。2001年9月現在、所轄委員会で検討中であり、近い将来議会決議として採択されることが予測される。

際的取り組みの手段としての、国際交流事業の活用。（「異文化間対話」を志向した様々な事業、人権・民主主義・法治国家などの「共通価値」の伝達）

ロ) 変化する世界における国民国家の基盤強化を目指し、国内の教育・文化関連諸政策とも関連させた国際文化政策の形成。（ドイツの世界における立地 **Standort** を魅力的にする手段の一つとしての対外文化政策。優秀な外国人学生・研究者の誘致と、そのための大学制度や外国人政策の改革、ドイツ語普及の促進、国際交流の推進）

ハ) 生活領域全般のグローバル化と、社会レベルでの国際交流活発化の中で、限られた資源を有効に活用するための、公的国際交流事業の組織的再編成。（専門機関の事業および組織の整理統合、各専門機関および在外公館の連携強化、地方・民間の国際交流への公的インフラ委譲、企業・個人からの寄付の活用、情報提供のオンライン化など）

現在、ドイツでは、これらの新しい課題に沿った対外文化政策の再編成が進められている。とりわけ第三番目の政策課題の実現のために、一部専門機関では事業・組織形態の根本的変革を迫られている。こうした再編成作業の詳細については、機関別の報告の中で述べる。

1-6 各論の構成

以下、各論部分では、まず「2 政府部門」で、対外文化政策の統轄官庁である外務省の方針について考察する。補足として、政策のチェック機能・ガイダンス機能を果たしている連邦議会の役割と、シュレーダー政権で連邦政府初の文化政策統轄機関として新設された首相府文化・メディア担当局についても解説する。

「3 公的専門機関」では、主要な国際交流機関として、数多くの専門機関のうち、狭義の対外文化政策の一般国際交流分野を担う、ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス、対外関係協会、世界文化の家の三機関を取り上げる。最後に「4 参考機関」では、古くから対外文化政策の中核をなしてきた学術交流と、ドイツ独特の制度である政党財団の国際文化活動、国際交流のヨーロッパ化とも関連して展開している国内文化機関の連携、開発援助政策における文化的側面について検討する。

2 政府部門

2-1 外務省

2-1-1 文化局を拠点とした「支援型」国際交流政策

ドイツにおいて公的国際交流を総括するのは、連邦政府の外務省対外文化教育政策局（Abteilung für auswärtige Kultur- und Bildungspolitik des Auswärtigen Amtes、以下文化局と略称）である。1960年代後半、のちの連邦首相ブランドが外相を務めた際、連邦共和国の対外政策は「三つの柱」 - 政治・安全保障分野、経済・貿易分野、そして文化の分野 - で構成されると言明して以来、対外文化政策はドイツ対外政策の「不可欠な一部」とみなされてきた。現行体制では、実際の国際交流事業の企画・実施は、法的には民間ステイタスである複数の公的国際交流専門機関が行っており、外務省文化局はそれら組織に補助金を配分し、政策の全体調整を行う役割に特化している。文化局の機構構成は、本節末尾の付録1に記したとおりである。

2001年度（予算年度）において、ドイツ連邦政府の対外文化政策予算は約22億3000万マルク（約1248億8000万円）¹⁸であった。そのうちの約53%、約11億7000万マルク（約655億2000万円）が、外務省の文化予算である。残りは、連邦首相府（文化・メディア担当局および連邦新聞広報庁）、連邦内務省、連邦家族高齢者女性青年省、連邦経済協力開発省、連邦教育学術研究技術省が分掌している。外務省の文化予算は、外務省予算全体の約27%、連邦政府予算の約0.24%を占めている。¹⁹

文化予算の約9割は、専門機関、その他の外部機関、プロジェクト等への補助金である。公的国際交流組機関に対する補助金は、多くの場合、事業費と組織運営費の両面にわたっている。現在外務省から最も多額の補助金を受けているのは、ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス（以下、GIIN）である。

外務省文化局は、戦後の新生ドイツ連邦共和国（当時の西ドイツ）で外務省が再建された翌年（1952年）に設置された。当初同局は公的国際交流諸機関に財政支援を行う傍ら、諸外国に設置されたドイツ文化会館を運営していたが、1960年代半ば頃までに、これらの文化会館はすべてゲーテ・インスティトゥート（現在のGIIN）に移管された。このとき以来、文化局は直接国際交流事業を行わず、一般国際交流、教育学術交流等の各分野で、複数の専門機関に出資する形で対外文化政策を遂行している。

こうした「委託型」、より厳密には「支援型」の公的国際交流が誕生した背景には、①ドイツでは歴史的に文化政策の分権が進んでいたこと、②ナチスの記憶が残る諸外国ではドイツ政府が国際交流事業を行うことに抵抗感があったこと、そして③特殊なノウハウを必要

¹⁸ 本稿では1マルク=56円として換算

¹⁹ Ausgaben des Bundes für Auswärtige Kulturpolitik
<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/ausussenpolitik/kulturpolitik/grundsuetze/haushalt.html>
 （外務省文化局ホームページ）、2001年9月1日閲覧。

とする文化会館運営が外務省にとって負担となっていたこと、といった事情が挙げられる。専門機関の個々の事業内容は各機関の裁量に任されており、外務省の関与は、原則として、理事会への代表出席等を通じた全体の運営方針への意見提出にとどまっている。

1970年代には、外務省および連邦議会で対外文化政策の改革と拡大が推進され、「広義の文化概念」と「パートナー的協力」の理念に基づく、幅広い分野での双方向的事業がドイツの公的国際交流の基調となった。1970年代・80年代を通して、外務省の次官や文化局長に、自由主義的な思想を持ち、国際交流に熱意を持つ人物が就任したことも相まって、省内では、こうした「リベラル」な対外文化政策が、緊張緩和、国際協力、民主主義国ドイツの国際的認知といった対外政策の総合目標に合致するという認識が共有されるようになった。このコンセンサスは、東西ドイツ統一後の現在も継続している。

その一方で、1990年代のドイツを取り巻く国内外の状況変化は、外務省の対外文化政策に新しいアクセントを加えている。すでにコール政権時、とりわけ外務大臣がゲンシャーからキンケルに交代した1992年以降、中東欧・旧ソ連が国際交流事業の重点対象地域となるなどの変化があったが、1998年の政権交代によって、外務省の対外文化政策の新機軸が鮮明になった。

2-1-2 シュレーダー社民党・緑の党連立政権における新展開

シュレーダー政権における対外文化政策の変化は、主に二つの要因によって決定づけられている。第一の要因は、対外文化政策の基本方針を決定する外務省幹部が大幅に入れ替わったことである。社会民主党（SPD）・緑の党の「赤緑」連立政権成立に伴い、外務省のトップは1974年から同省を統括してきた自由民主党（F.D.P.）系大臣から緑の党のフィッシャーに交代し、文化局長にはSPD系のキャリア外交官シュピーゲルが就任した。フィッシャー外相は1999年12月、対外文化政策の「2000年構想（Konzeption 2000）」²⁰を発表し（概要を本項末尾に付録2として掲載）、統一ドイツ外務省の対外文化政策の指針を明らかにしている。同構想によれば、幅広い「人間や文化の対話・交流・協力」を、双方向で、かつ多元主義的に進めていくという統一前の基本方針を継承しつつ、ドイツ統一、グローバル化、ヨーロッパ統合といった新しい状況に対応した政策を展開していくことが必要とされている。具体的には、民主主義や人権といった価値の伝達を政策目標に掲げ、市民社会諸勢力との連携による国際的対話ネットワークを構築する一方で、事業分野や対象地域の戦略化、事業実施体制の合理化を進めていくことが展望されている。

対外文化政策変化の第二の要因は、新政権のアイヒェル財務相が、ドイツ統一に伴う諸経費捻出を目的とした超緊縮財政を実施したことである。1999年6月に連邦政府予算の一律カットが宣言され、以来毎年予算と人員ポストの削減が、原則的に全ての政府関連部門に適用されている。この、通称「アイヒェル・ショック」は、対外文化政策においても、厳しい予算見直しを迫っている。

²⁰ 脚注4を参照。

2-1-3 外務省の将来戦略

以上述べてきた要因に規定された、外務省の対外文化政策の将来戦略は、以下の三点に要約されうるであろう。

1. 地域的・分野的優先順位の変更

東欧・旧ソ連地域の民主化と市場経済移行、一部途上国における人権・民主主義確立の問題、文化（とりわけ宗教）の違いに基づく地域紛争の頻発といった事態への対応のために、国際交流事業が活用される必要が認識されている。今後しばらくは、中東欧・旧ソ連地域をはじめ、民主主義や資本主義の構築途上にある国・地域（紛争地域を含む）が、対外文化政策の地域的重点となろう。また、分野的には、人材養成や異文化間ダイアログ、グローバルな問題への国際的取り組みに関連した事業の重要性が高まる傾向にある。

2. 経費の節減と実行組織の再編成

連邦予算の削減、そして連邦会計検査院の監査強化が、公的国際交流機関の徹底した効率化、ときには基幹事業の見直しや既存諸機関の整理統合を迫っている。冷戦時代には実質的な国際交流事業が実施できないでいた中東欧・旧ソ連地域との関係の強化拡大や、紛争地域・民主化途上地域での「戦略的国際交流」事業実施は新規のプロジェクトやハード・ソフト設備投資（文化会館の設置、教師・講師の派遣など）を必要とするが、その代替として既存のプロジェクトが中止されたり、在来の設備が縮小・撤廃される傾向が顕著である。また、現地における人員や事業の面で、在外公館と GIIN、DAAD など専門機関との総合的連携が検討されている。すでに一部地域では、GIIN の文化会館が財政上の理由などで撤退した後、会館事業の管理運営を在外公館文化アタッシュェが引き継ぐなどの試みが行われている。

3. 他の省庁、および非政府主体による国際交流との調整

ヨーロッパ統合とグローバリゼーションの進展は、連邦政府行政全般、そしてドイツの社会一般の国際化をもたらした。現在、外務省以外の政府省庁における国際交流関連事業、企業・大学・自治体・草の根市民団体等による国際交流事業、そしてメディアの発達に伴う生活レベルの国際交流の増大と加速化が進行している。このような中で、外務省の行う対外文化政策は、事業の内容と手段の両面で、より戦略性を強化する必要性が認識されている。中長期的には、在外文化会館を拠点とした各分野事業の直接実施というハコモノ中心型国際交流から、インターネットを活用し、国際文化関係に関与する多様な政府・非政府主体の結節点となるリエゾンオフィス、あるいはクリアリングハウスを核とした、ネットワーキング型の国際交流へと転換していくことが予想される。

以上のように、シュレーダー政権の外務省では、統一以来の国内外の状況変化に対応して、対外文化政策の変革を着実に進めている。実施体制の合理化が進展する一方で、国際

交流事業が連邦政府の対外政策、およびドイツの政治社会全般の発展にとって不可欠である、あるいはますます重要になっているという認識は、外務省および政府関係者一般に共通している。広義の文化概念や双方向性の理念、そして専門のノウハウを持つ公的国際交流機関への事業委託という、戦後長年にわたって構築されてきた分権的な国際交流政策の基本は、「2000年構想」にも継承されており、西ドイツ時代に確立された根本的方針が21世紀にも適用されうるとの合意は堅い。外務省の対外文化政策は、今後も対外政策の重要な手段として、推進され続けることが展望される。

添付資料1:外務省文化局の機構²¹

文化局（外務省第6総局）では、約25名のキャリア外交官が勤務している。シュピーゲル局長と二名の副局長をトップに、第600課から609課まで、主として個別交流分野別に10のセクションに分かれている。以下、各セクションの担当分野を記す。

局長（流出文化財返還問題担当）、副局長

- 600 対外文化政策の戦略と企画、評価、基本方針、法律・地位・安全保障問題、対外文化政策におけるドイツ現代史の諸問題
- 601 ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス、国内外の二国間交流協会
- 602 メディア・美術、映画、テレビ、ラジオ（ドイチェ・ヴェレ、対外関係協会、世界文化の家など担当）
- 603 ドイツ語およびドイツ情報の普及、中東欧・旧ソ連地域におけるドイツ系マイノリティの文化的支援
- 604 学術・大学分野、ドイツの留学立地問題と大学マーケティング、フンボルト財団、DAAD、フルブライト委員会、ドイツ考古学研究所、社会集団の交流、成人教育
- 605 外国のドイツ学校と学校の国際協力、連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt）設置の外国学校センター、青少年交流、スポーツ交流
- 606 ヨーロッパ諸国との地域および二国間レベル教育文化政策協力、文化協定、文化委員会、文化週間、文化担当官会議
- 607 非ヨーロッパ諸国との地域および二国間レベル教育文化政策協力、文化協定、文化委員会、文化週間、文化担当官会議、ERP-環大西洋プログラム
- 608 多国間文化関係、EU・欧州審議会・ユネスコの文化政策、ドイツ・ユネスコ委員会
- 609 特別問題担当（(A)文化交流組織、関連他省庁、州文部大臣会議との連絡、(B)多国間文化事業、(C)構造改革）

²¹ 外務省機構図参照。同省文化局ホームページ
 <<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/organigramm.pdf>>（2001年9月1日現在）よりPDFファイルにてダウンロード。

添付資料2:「2000年構想」概要

(1999年12月1日、フィッシャー外相が連邦議会文化・メディア委員会にて発表)

1. 対外文化政策の目的と基本方針（基本理念）

- ・対外文化政策の基本方針は統一前のそれと同じである（1970年代の連邦議会調査委員会報告書とそれに対する連邦政府答申で構想され、その後実践されてきたコンセプト）
- ・新政権における政策の基本
 - 1) 対外文化政策は「外交の第三の柱」（平和の保障、紛争の予防、人権の実現、パートナー的協力という対外政策の方針に沿う）
 - 2) ドイツ文化の外国への伝達／普及（「文化国家」ドイツの中で正統化。多様な主体がドイツの中で創り出す文化をそのまま伝える）
 - 3) 価値中立的ではない文化事業（民主主義の振興、人権の実現、成長の持続、学問・技術の発展）
 - 4) 人間や文化の対話・交流・協力（単なるドイツのイメージ伝達でなく、相互理解や信頼醸成、協力のネットワーク構築をねらう）
 - 5) 双方向性（国内における異文化との対面、対話も重視）
 - 6) 多元的な国際市民社会という環境の中での国際交流（パートナー的あるいは市場経済的な、国境を越えた「民間」ネットワーキングの動きをにらみつつ展開）
 - 7) 外務省による統括（ドイツ語普及、在外ドイツ学校、教育・学術、文化・人物の交流、メディアを重点に）
 - 8) 自由な専門機関による実施（ドイツでは文化の自由が原則であり、「国定文化 Staatskultur」は存在しない）

2. 変化する世界の中でのドイツ対外文化政策（現在の新しい問題状況）

- ・「戦後」（二つのドイツの時代）の終わり
 - 統一ドイツは「世界で尊敬される平等なパートナー」となった。ただし、ナチの過去との対話は継続する。
- ・グローバリゼーションの文化的帰結
 - 不安、拒絶反応、生活の画一化が進む一方、宗教や文化の違いに基づく紛争が頻発。対話、民主主義、人権の実現による社会の安定化と紛争予防が必要。
- ・ヨーロッパの新展開
 - 新しいアイデンティティの構築、「統合を市民にも体験可能にする」必要性。
- ・メディアの発達
 - メディアや娯楽産業の集中化が、言語普及などの国際文化事業に影響を与えている。

- ・生活諸領域の脱国家化 (Entstaatlichung)
「民間」の国際活動進展をにらみ、少ない予算で効率的な文化振興を行う必要。

3. 対外文化政策 - 2000年構想 (直近の戦略)

- ・国際的な対話フォーラム、グローバルネットワークの構築 (民主化・人権・紛争回避)
- ・グローバリゼーションを意味あるものとする必要性 (地方・地域文化の多様性保障)
- ・民間の交流の盛んなところ (西側先進諸国など) からは国の支援する文化事業を撤退
- ・現地の官民パートナーとの組織的連携強化
- ・重点地域の設定 (中・東・南東欧、ヨーロッパ外の成長地域、民主化途上にある国)
- ・事業全体の長期的見直し (学術・大学、職業・成人教育、ドイツ語普及を重点化)
- ・増幅効果をねらう (「教育者の教育」)
- ・政治・経済・学問・文化・メディアの指導層とその予備軍を対象に (青少年交流重視)
- ・官僚的・法的障壁の除去 (特に留学生・研究者招聘の障害撤廃)
- ・現地のニーズへの対応 (長い間反響のない事業はやめるべき)
- ・インターネットの活用

2-2 補論

2-2-1 連邦議会

ドイツでは、連邦議会 Bundestag が対外文化政策の立案・実施に一定の影響力を及ぼしている。現在の国際交流政策の基本理念である広義の文化概念、パートナー的協力、分権的实施体制は、いずれも 1970 年代に開かれた連邦議会調査委員会の報告書²²が定めた原則である。連邦議会は、毎年の対外文化政策予算の承認にあたるほか、公的国際交流の原則や個々の事業内容に関して討論や質問を行うことによって、現実の政策に対するチェック機能を果たしている。特に全会一致による決議は、国際交流事業に対する政治的推進力となりうる。

連邦議会において、対外文化政策の内容は、文化・メディア委員会 Ausschuss für Kultur und Medien (1998 年までは外交委員会の対外文化政策小委員会) で常時検討される。これに加え、予算決定の際、項目毎に予算委員会のチェックが入る。これを踏まえて、本会議では、予算審議のほか、国際交流に関連する決議案の審議、さらには個々の政策・事業に関する議員質問の形で、国際交流について取り上げている。1996 年以降、連邦政府は対外文化政策の予算や、各分野および機関毎の事業を明らかにした年次報告を作成し、連邦議会に提出することを義務づけられている²³。

「国際交流の推進はドイツにとって有益である」という見解は、連邦議会に代表を送っている全ての政党が共有している。「対外文化政策の振興は超党派的合意」と言われる所以である。ただし、具体的にどのような交流を行うべきかについては、会派や政治家個人によって、意見の相違がある。特に、外国に伝えるべき「ドイツ文化」とは何か、事業の方針決定に関する専門機関の裁量範囲、企業（経済界）との距離の取り方、といったポイントは、ナチスの過去との向き合い方や民主主義国・福祉国家としてのアイデンティティの問題とも深く関わっており、時に激しい論戦につながることもある。とりわけコール政権が成立した 1980 年代中盤期には、対外文化政策の方向性に関する議論が、大物政治家の対立を巻き込んで、メディアが活発に報道する 이슈に浮上した。

現在、連邦議会では、連立与党諸会派が作成した「21 世紀のための対外文化政策 Auswärtige Kulturpolitik für das 21. Jahrhundert」決議案²⁴ (2001 年 4 月提出、7 月に本会議で審議) を主な契機として、国際交流に関する議論が高まっている。決議案の概要は、次の通りである。

1. 紛争回避戦略としてのダイアログ（国連の「文化の対話国際年」の精神、市民社会を巻き込んだ相互理解構造の構築）
2. 対外文化政策の国内的側面（国内における異文化理解の推進、地方レベルの国際文

²² 脚注 13 を参照。

²³ 最新版は 2001 年 8 月に完成した。脚注 8 を参照。

²⁴ 脚注 18 を参照。

化交流との連携、組織改革・法整備)

3. 専門機関（「国家から距離を取った」システムは今後も維持していくが、国際システムの変容と緊縮財政に合わせた合理化が必要）
4. ドイツ語普及（国際的に、英語に次ぐ第二言語としての地位確立を目指す）
5. 国際文化関係の地域化とグローバル化（ヨーロッパ・アイデンティティとしての「文化の多様性」、人権を基盤とした「自由の文化」の推進、EUの文化政策推進とヨーロッパ市民社会の構築、非EU諸国におけるヨーロッパ文化会館の設置）

この決議案のほか、ドイツを魅力ある教育・研究の国際的立地（Standort）とするための、大学制度や外国人在留制度の改革案、また国際交流に企業等の資金を導入することを目的とした「官民パートナーシップ」構築案も、各会派から提出されており、現在検討中である。

なお、連邦議会の各会派は、ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネスなど、主な専門機関の運営審議会（総会）に代表を送っており、各国際交流機関の事業方針等についての審議にも関与することができる。

2-2-2 連邦首相府文化・メディア担当局(BKM)

シュレーダー政権下の1998年、連邦首相府に文化・メディア担当部局（der Beauftragte der Bundesregierung für Angelegenheiten der Kultur und Medien、略称BKM）が新設された。BKMは活動拠点をボンに置き、代表の国务大臣（Staatsminister）は、現在二代目のユリアン・ニーダーリューメリン Julian Nida-Rümelin が務めている。2001年の予算は、17億3000万マルク（約968億8000万円）である²⁵。

BKMは主としてそれまで連邦内務省が管轄していた国内文化政策部門を引き継いでおり、首都ベルリンの文化施設整備や連邦を代表する文化施設および事業の監督、州が行っている文化政策の全体統括（ドイツでは文化行政の主権が州におかれている）を行うことを趣旨としている。新しい部局設置に伴って、それまで外務大臣が務めていたEUの文化政策に関する会議でのドイツ代表のポストがBKM代表に移ったが、対外文化政策に関する外務省文化局の主導権には、現在のところ大きな変化は見られない。

なお、連邦政府では、外務省とBKM以外に少なくとも5つの連邦省庁（連邦内務省、連邦教育学術研究技術省、連邦家族高齢者女性青年省、連邦経済協力開発省、連邦新聞広報庁）が、対外文化政策に関連する事業を管轄している。これらの省庁との政策調整は、基本的には在外公館を中心に現地レベルで行っている。必要に応じ、中央省庁レベルでも局長級会議等が開催される。

²⁵ BKM ホームページ参照。

<http://www.bundesregierung.de/top/dokument/Regierung/Bundesbeauftragter_fuer_Kultur_und_Medien/ix4562_25556.htm>、2001年9月1日閲覧。

3 公的専門機関

3-1 ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス

ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス（以下 GIIN と略称）は、ドイツ語の普及と国際文化協力の振興を目的とする社団法人ゲーテ・インスティトゥート（以下 GI）が、2001年1月に連邦政府管下の広報機関インター・ナツィオーネス（以下 IN）を吸収合併して成立した。現在は新しい組織体制の編成途中である。以下、統合 GIIN についての情報がまだ得られていない部分は、旧 GI の統合直前（2000年頃）の状況²⁶を中心に、必要に応じて旧 IN の情報も交えて報告する。

3-1-1 沿革

GI は、ドイツ語の普及と国際文化協力を推進する機関として、1951年にミュンヘンで設立された。その前身はドイツ文化の研究と外国におけるドイツ文化振興を行う民間団体ドイツ・アカデミー（Deutsche Akademie、1925年設立、本部ミュンヘン）の一部門として1932年に設立されたドイツ語普及組織であるが、同アカデミーは第二次世界大戦終了時に解散した。現在の GI は、同アカデミーの旧職員らが中心となり、戦後に新しく創立したものである。1952年に社団法人格（e.V.）を取得している。

設立当初の GI は私的組織で、ドイツ国内のインスティトゥート（学院）を拠点に、外国人のためのドイツ語講座を実施していたが、海外において語学学校兼文化会館の経営も行いはじめ、外国での事業については外務省の補助金を受けるようになった。1960年代には当時外務省が直接運営していた世界各地のドイツ文化会館を引き継ぎ、共産圏の大部分を除く世界各国における文化会館でのドイツ語普及事業、国際交流事業、広報事業が活動の中核となった。1969年に外務省との間で枠組み協定を締結（Rahmenvertrag、1976年改定）²⁷、外国における前記の三事業を外務省の委託を受けて補助金で実施する、現行の活動体制が成立した。なお、ドイツ国内のインスティトゥートは外務省の補助金を受けず、独立採算制で運営されている。

1990年代には冷戦終焉を受け、東欧・旧ソ連地域に支所を次々と設置した。新規の海外支所設置は、ドイツ統一に伴う財政の伸び悩みのため、原則として先進国や一部途上国で既存の文化会館を新規設置に見合う分だけ閉鎖・統合するスクラップ・アンド・ビルド方式で行われている。1999年夏、シュレーダー新政権による対外文化政策改革の波の中で、政府出資の広報組織 IN（1952年設立、本部ボン、外務省および首相府の委託事業を実施）との統合計画が浮上し、2年足らずの間に合併が実現した。IN のドイツ紹介事業（印刷資料・視聴覚資料の作成と配給、インターネット）、および外国人のドイツ訪問事業の担当諸

²⁶ 基本情報の多くは、2000年版 GI 年報 *Goethe-Institut Jahrbuch 2000*, 01.08.2000、および GIIN ホームページ<<http://www.goethe.de>>に拠っている。

²⁷ *Goethe-Institut, Satzung und Rahmenvertrag, München, ca. 1998.*

部門は、そのままボンで活動を続けており、GI・INの統合後はミュンヘンが国内外のドイツ語普及・国際交流事業、ボンが一般広報事業（政策広報は在外公館が実施）という2箇所での分業体制となる展望である。

3-1-2 事業

GIINの事業の基本目的は、以下の三つである。①と②は旧GI、③は旧INの事業目的の継承である。

- ①外国におけるドイツ語の普及、
- ②国際文化協力の振興、
- ③ドイツの文化的、社会的および政治的生活の情報提供を通じた、包括的ドイツ像の伝達。

GIの事業は、国内事業（15の国内インスティトゥート＝ドイツ語学校、およびその他4箇所での夏期講座の運営）と外国事業に大別される。外国事業は世界76カ国における128の在外インスティトゥート（文化会館）の運営が中心である。文化会館の規模や構成は国・地域の事情により異なるが、一般的にはドイツ語学校、展示・ホール設備、情報提供のための図書館を供えており、ドイツ語普及事業、国際交流事業、広報事業を活動の柱としている。現実には、文化会館での事業実施にとどまらず、現地のパートナー（文化団体、学術・教育機関等）の支援や、パートナーとの事業共催が多くなっている。

ドイツ語普及事業の柱は、語学講座の運営と、現地の教育機関や教師にドイツ語教育のアドバイスを行う教育広報事業の二つである。語学講座は一般向けのクラスに加え、ビジネスマンや音楽関係者、通訳志望者などのための専門コースに力を入れている。語学教育は独自に開発した教育法と能力試験に拠っている。語学講座では常勤・非常勤の専門講師に加え、GIの一般職員が入社後の数年間ドイツ語講師として勤務する。

国際交流事業は学術交流事業（文学・現代史・その他学術分野）、映画事業、演劇事業、音楽事業、展示事業、メディア事業に分かれる。最近の傾向としては、文化会館における直接の事業実施よりも、現地パートナーの支援や事業共催が多くなっている。また、ドイツ語普及事業と国際交流事業では、予算的に前者の比率が高まっている。なお、ドイツ本国では1998年にミュンヘンのGI本部内に「ゲーテ・フォーラム」（多目的ホール）が設置され、舞台芸術紹介やシンポジウム等の形で、ドイツ国内への外国文化紹介事業が開始された。

広報事業は、旧GIにおいては、在外の文化会館に設置された図書館を通じてのドイツ情報提供にほぼ限られていた。今後は、インターネットの普及、およびINとの統合により、広報事業の比重が高まっていく傾向にある。

このほか、特別事業として、ドイツと外国の国際交流に貢献した者を表彰するゲーテ・メダルの授与が毎年行われている。

INの主な事業は、広報資料作成配給事業と、ドイツ訪問プログラム実施事業である。前者

は、広報誌 Deutschland やドイツ紹介本『ドイツの実情』、ドイツ語教材などの印刷メディア、ビデオや映画などの視聴覚メディアによるドイツ情報資料の作成と配給が中心である。ドイツ訪問プログラムは、ジャーナリストや議員、文化団体代表者などの招聘事業である。このほか、ドイツの本の外国語への翻訳振興事業なども実施している。

3-1-3 政府との関係・資金

GIIN は、連邦政府が支援する国際交流専門機関のうち最大の組織である。以下、旧 GI を中心に、政府との法的資金的関係について述べる。

GI は 1960 年代に外務省所有の在外ドイツ文化会館を委譲され、1969 年以来は同省との間に締結された協定に基づき、文化会館で行う外国事業を政府の補助金によって運営している。協定によれば、個々の文化会館で行う事業の内容は、当該文化会館の館長の裁量で決定される。文化会館の事業がドイツと当該国の関係を損なう、あるいは治安・安全保障上の問題を生じさせると考えられる場合のみ、在外公館の長は文化会館長に疑義を伝えることができる。この「拒否権」は西ドイツ時代に数回行使されたが、いずれの際も本国の議会やメディアが「文化の自由の侵害ではないか」と批判し、政治的社会的に問題化した。統一後、「拒否権」カードは一度も切られていない。

外務省は GI の幹部会と総会、連邦大蔵省は幹部会に、それぞれ代表権を持っており、外務省からは歴代の文化局長が、これらの機構を通して GI の全体方針決定に関与する。各分野の事業レベルでも、文化局の分野別専門部局の代表が GI の諮問委員会に出席している。なお、現地レベルでも、GI が財政的事情等の理由で撤退した在外文化会館事業の管理運営を、在外公館の文化アタッシュが引き継ぐなど、ケースバイケースで実際の協力が行われることがある。

GI では、ミュンヘンの本部と外国の文化会館の組織運営、および外国で行う諸事業の大部分が、外務省からの補助金で運営されている。1999 年度には、外国予算（事業面・組織面）の約 80% が、外務省補助金で賄われていた。連邦大蔵省との折衝で組織予算（家賃、人件費など）と事業予算の大枠額を決定し、それぞれの枠内での予算配分は外務省との折衝で決定する。

外国予算に充当されるその他の収入源は、文化会館で行うドイツ語講座の授業料がほとんどである。連邦経済協力開発省、連邦内務省、連邦教育学術研究技術省からの事業委託もあるが、これら省庁からの収入は、全部合わせても歳入全体の 1% に満たない。このほか、プロジェクトベースで、EU など他の公的機構の補助金や、民間からの寄付（後述）も導入している。

GI の国内事業は外務省との契約の対象外である。ドイツ国内のインスティトゥート（ドイツ語学校）は、授業料収入による独立採算制を採っている。

IN は、外務省と連邦新聞広報庁（Presse- und Informationsamt der Bundesregierung、首相府の外局）の補助金によって活動していた。これらの省庁の代表や連邦議会議員が幹

部を務めることが多く、政府の監督は GI に対してよりも強く働いていたといえる。統合 GIIN では連邦新聞情報庁との直接契約は結ばれておらず(外務省との契約を同庁が「承認する形)、全体として GI の対政府関係が引き継がれている。

なお、1990 年後半以降、とりわけ GI・IN の統合後の現在、政府からの補助金逡減に対応するため、民間からの資金導入が積極的に推進されている²⁸。1996 年には、当時の GI に資金・物資面で継続的協力を行う経済界諸主体から成る「ドイツ経済友の会 (Freundeskreis Deutschen Wirtschaft)」が設立された。現在「友の会」には、マッキンゼー、フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング (FAZ ドイツの高級新聞)、コメルツ銀行、ルフトハンザなどが、代表の個人名義で、名を連ねている。このほか、個々のプロジェクト単位での寄付・協力も受け付けている。特に今年 2001 年は GI の創立 50 周年に当たるため、一般市民も対象とした記念寄付キャンペーンが、インターネットも利用して大々的に展開されている。また、近い将来、DAAD の「DAAD 財団」をモデルとして、個人を含めた幅広い民間からの寄付を活用する「GIIN 財団」の設立が展望されている。

3-1-4 中長期的展望

ドイツ統一とソ連崩壊以来、ドイツの対外文化政策は大きな転換のただ中にあるが、その中でもとりわけ GIIN は、以下の点で構造的改革を迫られている。

① 地域的優先領域の変化

西ドイツ時代の GI は、旧ユーゴなど一部を除き共産圏で文化会館を展開できなかったが、1990 年以降の変化で中欧・東欧・東南欧や旧ソ連地域での事業ニーズが一挙に高まった。歴史的にドイツ系住民が多く、またドイツ語学習者数では全世界の 3 分の 1 を占めるとも言われるこの地域での活動は、民主化や市場経済移行の援助政策とも絡んで、1990 年代における GI の活動最優先領域となった。これに加えて、社民・緑の党連立政権下では、キプロスや中国、東南アジアなど、民主主義や人権の確立が必要とされる地域での活動が重視される傾向にある。新しい優先地域での活動に費用を割くため、1990 年代半ば以降、既存活動地域でまず図書館、次いで文化会館全体が、毎年のように閉鎖・統合されている。とりわけ西・北ヨーロッパをはじめとする先進資本主義国ではこの傾向が著しい。ただし、GIIN としては既存活動地域からの事業完全撤退を考えているわけではなく、③で述べるように、これまでの文化会館運営とは異なる形での事業展開を展望している。

② 経費節減

①で述べた新しい優先地域での活動拡大の一方で、1990 年代のドイツでは、東西ドイツ統一に伴うコスト負担のため、政府の政策全般で厳しい経費節減が求められている。とり

²⁸ 現在の状況については、GIIN ホームページの寄付に関するセクション、
<<http://www.goethe.de/z/03/sponsor/deindex.htm>>を参照。(2001 年 9 月 1 日閲覧)

わけ、アイヒェル財務大臣が1999年6月に打ち出した連邦政府の経費一律削減策により、GIでは2000年から2003年までに全体予算が11%以上削られる予定である。さらに、2000年には、連邦会計検査院がGIの効率性に疑問を呈しており、今後GIINは一層の経済効率向上を迫られよう。(GIとINの統合も、同検査院が数年前に行ったINの監査結果に基づいて進められたものである。)現時点での文化会館の整理統合は限界に近づいており、今後数年間は事業の質的再検討による事業の効率化が強化されていくと思われる。また、経済界や一般市民からの寄付が推進されており(上述)、政府補助金の不足分を補う民間資金導入の強化が展望されている。

③ 全般的な国際交流の拡大と質的变化への対応

グローバルゼーションやIT革命により、図書館や教室でのドイツ語講座、ホールや展示場などを備えた「古典的な」文化会館の運営というGIの国際交流事業のあり方が、現在再検討されている。ドイツ語普及事業では教育広報事業の比重拡大、国際交流事業では相手国パートナーとの協力関係強化やリエゾン機能の拡大、図書館広報事業では地域内の図書館協力体制強化(専門図書館機能の充実)や電子図書館およびインターネット情報提供への転換などが模索されている。とりわけ先進資本主義国では、将来的には中核大都市にのみ完全な形の文化会館を残し、地方都市の文化会館は自治体や二国間交流協会、大学などに移管して現地団体化していく構想が練られている。このほか、ヨーロッパ統合の進展に伴って、他のEU諸国の文化会館との連携も、現在強化されつつある(詳しくは後述)。

GIINでは、以上のように根本的な組織・事業の再検討を迫られているが、GIINそれ自体の組織としての存続に疑問が付されることはない。とりわけ、GIIN側の裁量を重視した外務省との委託関係については、現行の方式がベストという認識が政府・GIIN双方に定着している。

また、文化会館を拠点とした従来の活動は、将来規模を縮小(重点化)されても根本的に廃止されることはないと予測される。GIの50周年を記念した論文集におけるGI・IN事務総長の巻頭言²⁹でも、インターネットを介したバーチャルな文化情報提供だけでは、むしろコミュニケーションよりも情報の一方通行による「孤立化」を招く危険性があると指摘されている。そして、特に15~30歳の青年層をターゲットとして、「生」の文化活動に触れる機会を提供する催しを、継続的に開催していくことの重要性が指摘されている。

最後に、ヨーロッパ統合に伴う新しい展開について触れておきたい。現在GIINにとって、国際交流の「ヨーロッパ化」が、事業面と組織・制度面の双方で進行している。事業面では、主としてEUが、新たな資金提供者としての役割を果たし始めている。とりわけアムステルダム条約以降、「カルチャー2000」や欧州委員会総局の予算から、最低三カ国のEU

²⁹ Martin Schumacher und Joachmi Felix Leonhard, „Was sich ändert, bleibt“, in: Murnau, Manila, Minsk. 50 Jahre Goethe-Institut, C.H. Beck, München 2001, S. 9-10, S.10.

加盟国の組織が共同で行う文化事業に補助金が供与されるようになっている。GIIN では、他のヨーロッパ諸国の組織と組んで、こうしたプロジェクトを積極的に活用していく方向である。情報収集および EU 諸機関とのコンタクトのため、ブリュッセルに専門の職員を一名配置している。

組織・制度面では、他のヨーロッパ諸国の文化会館との連携が強化されている。その第一歩として、2000年9月にブリュッセルで EU 加盟8カ国の文化会館によるコンソーシアム（通称 CICEB）が設置された³⁰。以前にも、ヨーロッパ外の第三国（米国、日本、東南アジア諸国など）で、事業共同開催などアドホックな協力が行われていたが、CICEB は、館長レベルの協議等により、国際交流機関間の情報交換と協力を徐々に制度化していこうとする点で、新しい試みと言える。

遠い将来には、第三国での文化会館統合（「ヨーロッパ・ハウス」化）を展望する向きもあるが、少なくとも幹部レベルでは、GIIN は今後も「ドイツ」を代表する、ナショナルなレベルでの公的国際交流機関でありつづけると合意されているようである。先述の論文集巻頭言において、GI・IN 事務総長は、GIIN は今後「ヨーロッパ文化機関」としてのプロフィールを強化しなくてはならないが、そこでの「ヨーロッパ・アイデンティティ」とはあくまでも「様々な地域言語や文化の集合体」としてのアイデンティティなのであり、「ドイツに特殊な文化要素の中で、何がヨーロッパへの架け橋となりうるかについての答えを模索すること」こそが GIIN の使命である、と明言している³¹。

3-2 対外関係協会 (IfA)

3-2-1 沿革

IfA (Insitut für Auslandsbeziehungen e.V.) は国際交流事業（展示、異文化研修、ドイツ語講座等）と国際交流に関する情報集約・発信事業（図書館運営、資料作成、雑誌編集等）を行う社団法人である。その歴史は古く、1917年に当時のヴェルテンベルク公がシュトゥットガルトに設立したドイツ外国協会 (Deutsches Ausland-Institut、略称 DAI) に遡る。同協会はヴァイマル共和国時代には外国に移住したドイツ人とのコンタクト、および在外ドイツ人関係の資料収集を主業務とし、ナチス時代にはヒトラー政権の民族政策の一端にもなった。DAI は戦後解散し、1949年に国際交流組織 IfA として再建され、現在に至っている。民族主義的文化政策の担い手という歴史を背負った IfA であるが、戦後はむしろ早くから双方向的な国際交流事業も志向し、小規模ながらドイツの対外文化政策で無視できない役割を果たす機関へと発展してきている。

³⁰ „Europäische Kulturinstitute rücken zusammen“, Goethe-Institut Pressemitteilung NR. 25/2000, Brüssel und München, 28.09.2000. <<http://www.goethe.de/z/03/notiz/depm025.htm>> (2001年9月1日閲覧)

³¹ Schumacher und Leonhard, a.a.O. (脚注 31 参照)

連邦レベルの公的組織という色彩が強い他の国際交流機関と異なり、IfA は連邦（中央）政府、バーデン・ヴュルテンベルク（以下 BW）州、シュトゥットガルト市という三つのレベルの政府から出資を受けている。このことは、IfA の組織の自律性と事業の独自性を保障している。

3-2-2 事業

IfA の事業は三つの柱から成っている。

① 芸術事業

展示事業が主軸である。外国および国内（ベルリン、ボン、シュトゥットガルトの IfA ギャラリー）での展示主催、国内外の展示に関するコンサルティング、ドイツの若手芸術家による作品の海外展示振興など。狭い意味での美術だけでなく、現代史など様々なテーマでの企画に携わる。

② コミュニケーション事業

異文化セミナー・コロキアムの開催、専門家や管理職向けの異文化研修主催、一般向けの外国情報提供、対外文化政策に関するコロキウム開催、初級・中級のドイツ語講座の実施などがある。講演関係では、1990 年代後半以降、異文化間ダイアログ、民主化・人権確立などのテーマを特に重視している。なお、この部門では、以前は連邦新聞広報庁の委託による広報事業（ドイツ紹介資料の作成、翻訳プログラムなど）の比重が大きかったが、1980 年代以来インター・ナツィオーネス（現ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス）に移管されるなどして徐々に縮小し、現在はメッセでのドイツ情報スタンド準備などの限られた事業にとどまっている。

③ メディア事業

対外文化政策および外国情報の専門図書館（視聴覚資料も併置）の運営、国際交流や対外文化政策に関するインターネットでの情報提供、国際交流に関する雑誌の編集発行など。

このほか、現在は中欧・東欧・東南欧向けの特別プログラムが行われている。

上記のうちとりわけユニークなのは、③のメディア事業である。IfA 図書館は対外文化政策および国際交流全般に関する図書、グレイペーパー、雑誌、新聞等を戦前から収集・所蔵しており、現在 17 名のスタッフ（うち司書 12 名）が文献資料を継続的に収集、記事レベルまで検索ができるカタログを作成している。最新の入手資料からはテーマ別の目録や資料集、ニュース記事のスクラップなどを作成し、印刷出版物（一部はオンライン化も）の形で一般に提供している。図書館スタッフはまた、毎週内外の新聞雑誌から対外文化政策に関する詳細な特別スクラップを作成し、連邦議会議員（文化・メディア委員会メンバー）、外務省文化局、主要国際交流機関幹部に送付している。

オンライン情報事業では、対外文化政策に関する一般向けスクラップや、関連情報掲載の

ホームページへのリンクを、IfA ホームページ上で公開している。また、1999 年頃には、ドイツにおける国際交流事業を総合的に紹介するサイト

<<http://www.deutsche-kultur-international.de>>を立ち上げ、インターネットによるドイツ文化および国際交流の情報提供を開始している（2000 年だけで 33 万回のアクセスを記録）。

メディア事業でもうひとつ注目すべきなのが、季刊雑誌『文化交流雑誌』(Zeitschrift für Kulturaustausch, 略称 ZfK) の編集発行である。ZfK はもともと IfA のニューズレターとして発行されていたが、1973 年に国際交流および対外文化政策をテーマとする一般向け雑誌へと転換した。テーマ毎の特集論文・記事、シンポジウムの記録、関連新刊書の紹介などが毎回掲載されている。1996 年からは編集方針を一新し、写真を多用してデザイン性を高めると同時に、対外文化政策で話題になっているトピックに関する関係者の意見記事および投稿論文、活躍中の人物へのインタビュー、対外文化政策に関する新聞報道の分析、ヨーロッパ文化政策情報の紹介などを常時掲載して、官民の国際交流関係者のための情報共有手段、および論壇としての機能を果たすようになった。2000 年 4 月から編集部がベルリンに移転し、最先端の情報収集に努めている。

IfA は最近、メディア事業や展示事業のノウハウを生かしたコンサルティング事業に力を入れている。例えば経済界や高等教育機関が推進するドイツへの研究者留学振興キャンペーン (Research in Germany、ホームページ<<http://www.research-in-germany.de>>) の事務局業務代行などがある。こうした外部向けサービス事業は、IfA の独自収入源にもなっている。

3-2-3 政府との関係・資金

IfA は連邦・州・市の三つのレベルから補助金を得て活動している。連邦政府からの補助金の大部分は外務省補助金が占めている（1997 年時点で約 96%）。地方政府（州・市）からは用途を特定しない一般目的補助金が提供されているほか、シュトゥットガルト市中心部にある本部建物が州から無料貸出されている。この建物の約半分をテナントに貸し出すことによって得られる家賃収入のほか、ドイツ語講座や異文化セミナーの授業料、コンサルティングサービス、会費、寄付等、様々な自己収入があり、柔軟な組織・事業運営の基盤をなしている。

連邦政府は IfA の運営に幹部会等を通して関与しているが、IfA はゲーテ・インスティトゥートのように全面的に連邦政府との契約で業務を行っているわけではないため、外務省が全般的運営方針にわたって影響力を行使することはない。なお、国内文化政策を担当する新しい連邦大臣 (BKM) とはこれまで直接の業務委託関係はなかったが、ボン「ドイツ連邦共和国歴史の家」(Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland) の特別展示の海外巡回のサポートを IfA が行う計画が持ち上がっており、これを契機にコンタクトを開始することが検討されている。

3-2-4 中長期的展望

IfA も、他の公的国際交流機関と同様、ドイツ統一やソ連崩壊、グローバリゼーションの進展といった1990年代以来の国内・国際状況の変化の中で、事業・組織両面での再編成を進めている。1998年以来のマース事務総長体制では、組織を取り巻く情勢の変化の先を読んだ、様々な新しい改革が行われている。改革の全般的キーワードは、「戦略的方針設定」と「組織の自律性強化」であるといえよう。

事業面では、展示・コミュニケーション部門で、幅広い文化概念に基づいた、双方向的交流・対話の理念に基づく事業を強化している。同時に、メディア事業およびコンサルティング業務の強化により、資料情報やノウハウの蓄積を生かした IfA ならではの活動を展開している。とりわけ、ZfK や情報スクラップなどを通じた、政府・議会はじめ各方面への国際交流関係情報提供サービスの充実は、政策担当者および社会一般の対外文化政策の重要性に関する認識強化にも役立っており、今後ますますの発展が予想される。

組織面では、連邦政府の予算削減から定員・予算が切りつめられる傾向にあるが、サービス業務などによる自己収入の増加により、組織全体としての弱体化が回避されるよう図られている。また、組織運営を支える BW 州およびシュトゥットガルト市との関係は、地域の文化政策に貢献する事業を多く展開することで、さらなる充実に努めている。ベルリンへの首都移転に伴い、ZfK 編集部はベルリンに移ったが、IfA は今後も BW 州都シュトゥットガルトを拠点に、ユニークな活動を展開していくことが展望される。

3-3 世界文化の家

世界文化の家は、1989年1月より、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの現代芸術のためのフォーラムとして活動を開始した。その建物は、設立当時ベルリンの壁に隣接し現在ではベルリンの中心部に位置する場所にある国際会議場を再建したもので、展示場、劇場といくつかの会議場を擁している。そこで、展示、コンサート、現代舞踊、演劇、映像芸術、講演、シンポジウムなど多様な文化的ジャンルの事業を行い、西洋と非西洋の文化間の対話を促進することを目的としている。そしてその中でも世界文化の家は、ドイツの国際交流における双方向性の問題と密接に関わりながら、事業を行っている。

3-3-1 設立にいたる経緯

1970年代、ドイツの対外文化政策では、他文化との相互対話の国際交流という方向性で模索が行われていた。これは、特に当時のゲーテ・インスティトゥートの側から提示されたと言われる。そして、これを実現するためには、政治的な環境の調整が必要であり、外務省、ベルリン州の代表者、連邦議会議員などが関与して、世界文化の家が設立されてい

った³²。

まず、1975年10月に、ドイツ連邦議会の対外文化政策調査委員会の報告書で、「連邦共和国において、発展途上国が各々の文化を表現するプラットフォームを用意する必要がある」と述べられ³³、対外文化政策の中に、発展途上国の文化支援や、自文化を海外に紹介するだけでなく、他の文化を国内に紹介するという方針が含まれるようになった。

一方、ベルリンでは1979年に、ヨーロッパ以外の文化の紹介を行う新しいプロジェクトをベルリン映画祭 (Berliner Festspiele) が主催し、これをきっかけに世界の文化との持続的な対話を行う公共機関で、フェスティバルを開くという考えが生まれた。そして、州大臣を経験し連邦議会議員であったハンス・ギュンター・ホッペ (Hans-Günther Hoppe) が世界文化の家設立の計画を連邦レベルで推し進め、当時新しく構想された対話的な対外文化政策の主張者である外務省文化局局長バートルド・C・ヴィッテ (Barthold C. Witte) の協力で外務省の支持をとりつけたといわれる³⁴。

以上のような経緯を経て、1984年11月には、連邦議会 FDP が、この実現の場として、ベルリンに「世界文化の家 (Haus der Weltkulturen)」を設立することを提案した。そしてこのとき、設立の場所として、ベルリン市750周年を記念して再建中の国際会議場が挙げられた。1987年3月には、ベルリン州議会でSPDが世界文化の家を設立するための条件と費用の調査を提案し、翌88年、ベルリン州による設立が州議会並びに予算委員会を通過した。ここで、州政府首相ディーブゲンと州文化大臣のハセマーは、「連邦共和国と他の国民 - 第一に非ヨーロッパの人々 - の文化の間の対話を実現される場所」と、世界文化の家を位置付けた。そして、1989年1月、世界文化の家は、ギュンター・ケーネン (Günter Coenen) を初代の事務局長に、24人のスタッフで事業を開始した。この設立初期の時期には、当時のゲーテ・インスティテュートとの緊密な協力関係のもとに事業が行われた³⁵。

1970年代に始まった世界文化の家の設立に関する議論は、特に80年代にその理念的前提として、文化の多様化の重要性についての新しい認識が受け入れられてきたことで活発化していった。連邦政府とベルリン州政府は、ヨーロッパ統合の進行に並行する文化的アイデンティティの地域化 (die Regionalisierung/regionalization) という挑戦に、世界文化の家の設立で対応し、それによって世界的評価を得ようとしたといわれる³⁶。

このように、世界文化の家は、連邦政府の対外文化政策における対話や双方向性の重視、発展途上国の文化支援の方針という状況のもと、旧ゲーテ・インスティテュートがイニシアティブをとる一方で、冷戦構造の中で東西分断にもっとも直接的に対面し、それゆえに

³² Günter Coenen, "Das Abenteuer Aufbruch: Die ersten Jahre des Hauses der Kulturen der Welt", Haus der Kulturen der Welt, *Zehn Jahre: Haus der Kulturen der Welt*, 1999, p.7.

³³ Bericht der Enquête-Kommission Auswärtige Kulturpolitik gemäß Beschluß des Deutschen Bundestages vom 23. Februar 1973—Drucksache 7/215 (neu)—, 1975年10月7日 (連邦議会資料 Drs7/4121)。

³⁴ Ulrich Eckhardt, "Neue Horizonte: Das Haus der Kulturen der Welt und der Blick auf andere Kulturen", Haus der Kulturen der Welt, *Zehn Jahre: Haus der Kulturen der Welt*, 1999, pp.11-12.

³⁵ Haus der Kulturen der Welt, "1989 bis 1999: Haus der Kulturen der Welt", 1999, pp.1-2.

³⁶ Günter Coenen, loc.cit.

文化的多様性による都市アイデンティティの確立にもっとも敏感であった旧西ベルリンの地域性の中から誕生したといえよう。

3-3-2 活動の目的と方針

世界文化の家の設立時には、連邦共和国と他の国の文化との間の対話が活動の目的とされ、これは現在も継続している。また特に初期は、事業対象を非ヨーロッパの発展途上国に限定しており、途上国の芸術家に対する援助の側面が強かった。この方針の転換の契機になったのが、1992年3～6月のインド・フェスティバルである。これ以後、非継続的なイベント中心から、ワークショップ、コラボレーション、研究協力などの継続的な協力活動が中心となり、伝統芸術から現代芸術へと、大きな活動の柱が変化した。また、事業の対象も日本など先進国も含めた幅広いものになっている。そして、現在ではこの、対話、現代芸術、協力を3つの柱に、活動を行っている。

このような変化の背景は様々にあるが、最も大きなものは、90年代に盛んに議論された多文化主義である。当初、世界文化の家は、多文化主義に基づいた理念や事業を行い、外国文化への執着の傾向を助長するものであるとの批判を受けたこともあった³⁷。しかし、このような多文化主義における文化の孤立化と普遍性の欠如を克服するものとして、協力というコンセプトが提示された。そして、そのために、世界中の文化団体とのネットワークを構築し、芸術家の協力を生む現代芸術を中心に事業を展開しているのである。

また、個人の文化的背景の多様性ますます大きくなっている現状に応じて、国際交流が変化する必要性を認識し、世界文化の家は移民による文化変容をコンセプトの一つとして捉えようとしている³⁸。その意味から、ベルリンに居住する外国人の文化団体による伝統的なフェスティバルやパフォーマンスなどを積極的に行い、ドイツ人市民と外国人市民の出会いの場としようとしている³⁹。

以上のように、世界文化の家の方針は、対外文化政策やドイツにおける文化的、社会的状況の変化と密接に関わりながら、決定されていった。また、インドフェスティバル以降の方針転換のように、実際の事業を進めていく中から、変化していったものもある。

対話、現代芸術、協力という方針は、多文化主義や移民といったテーマを国際交流政策の中で位置付けていく上でも重要な位置を占めており、今後どのような展開を見せるのか、注目すべきであろう。

3-3-3 主要な事業

世界文化の家は、上記のように、対話、現代芸術、協力を目的として、トピック中心の事業とインターディシプリナルの事業とが行われる。これを、2～3の年間テーマを決定し

³⁷ Günter Coenen, loc.cit.

³⁸ Günter Coenen, loc.cit.

³⁹ Haus der Kulturen der Welt, *Tasks and Goals*.

で行っている。このテーマの中には、個々の文化的領域に集中した地域テーマや、数カ国を含むもの、異なる文化の視角から検証するものなどがある。この地域プロジェクトの例として高い評価を得たものに、1993年の「チャイナ・アバンギャルド」展や1996年の南アフリカの文化に焦点を当てたプログラムがある。この南アフリカのプロジェクトで展示された「カラー：南アフリカの同時代の芸術家たち」は、人種の違いではなくパレットの上の色として文化の可能性を提示するものであった。これ以外にも、宗教間の長期的対話、芸術家の移動や移民の現象をテーマにしたプロジェクトが評価を得ている⁴⁰。

以上のようなものを含めて、1年間に400～500のイベント、100～200の国外イベントが行われ、イベントごとに予算を決定している。またここ数年、1年間に、28万人から36万人が世界文化の家を訪れている。

さらに近年、インターネットの活用が重視されており、1998年10月から12月にかけて開催された、最初のインターネット・フォーラム「インターネットを通じた国際交流 - チャンスと戦略 -」では、評論家、芸術家、ジャーナリストがメイリング・リストを通じて、アフリカ、アジア、ラテンアメリカとの国際交流におけるインターネットの利用について、議論を行った。

また、世界文化の家の事業や出演した芸術家の記録を集積した、インターネットによるデータベース・プロジェクト「カルチャーベース・ネット (culturebase.net)」が運営されている。このデータベースでは、あらゆるジャンルのヨーロッパ内外の芸術家が、略歴や情報、写真や音声ビデオなどによって紹介されている。芸術や文化の分野で活動している国際的なパートナーと共同で、このデータベースを運営しており、アフリカ、アジア、アメリカの国際交流の専門家と芸術家に対する地方分権的データベースシステムとなっている。この分権化されたシステムは、パートナーに、国際交流への平等の参加を可能にするインフラストラクチャーを用意するといえる。このデータベースは、芸術家、芸術団体、国際交流の専門家の対話と公共性のための世界的なフォーラムを開いたものといえよう。そこで、芸術団体は、短時間で芸術家についての情報を手に入れることができる。また、ジャーナリストは入念な調査、継続的な情報とメディアを入手できる⁴¹。

このように、世界文化の家の事業は、現代芸術をとりあげることで、人種や宗教、移民といったアクチュアルな問題に深くコミットし、それによって対外文化政策における自らの位置付けを確かなものにしていく。また、協力という側面では、インターネットの活用がますます重視され、ITをめぐる国際交流政策は今後も議論されると思われる。

3-3-4 政府並びに他機関との関係

世界文化の家は、省庁としては、外務省、連邦首相府文化・メディア担当局、ベルリン

⁴⁰ Haus der Kulturen der Welt, *Tasks and Goals*, Haus der Kulturen der Welt, "1989 bis 1999: Haus der Kulturen der Welt", 1999.

⁴¹ <http://www.hkw.de/deutsch/kultur/culturebase/culture.html>, 2001年8月20日。

州科学研究文化省が支援している。また、政党財団、DAAD（ベルリン・アーティスト・プロジェクトを中心に）、劇場などの各団体と、プロジェクトごとに協力が行われている。ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス（以下、GIIN）は、世界文化の家設立当時には大きな役割を果たしており、現在も職員が出向しているが、それ以外の組織的協力関係はない。また、基本政策を決定する理事会は、連邦政府と州政府それぞれ3省庁の代表で構成されている。

特に、連邦首相府文化・メディア担当局前委員長ミヒャエル・ナウマン（Michael Naumann）が世界文化の家の活動を高く評価したため、組織的には安全な立場にあるということであるが、企業の支援や「友の会」（Circles of Friends: Freundeskreis）の設立で個人からの支援も得ている。友の会のメンバーは、理念的、財政的な支援をおこない、ドイツ、ヨーロッパ、また来訪者の出身国の、文化、学術、政治団体と世界文化の家との間の、経験や情報交流のために尽力している。また、負担金と積極的な仲介などを通じて、世界文化の家の財政的基盤改善につとめている。そして、世界文化の家の事業を支援し、執行部と話し合っテプログラムの実行に貢献することもある⁴²。

以上のように、世界文化の家は、外務省だけでなく複数の省庁のもとで、基本政策の決定と財政的支援を受けている。その中でも特に、連邦首相府文化・メディア担当局との関係が強まっていることが考えられる。一方で、政党財団、DAADのような国際交流機関とは異なる組織との協力や、企業や市民の支援といった多様な協力関係を築いており、組織の基盤を強化し、多様な事業を行おうとしているといえよう。

3-3-5 世界文化の家の今後の展望

世界文化の家は、設立当初、「発展途上国が各々の文化を表現するプラットフォームを用意する」「非ヨーロッパの人々との文化の間の対話」というように、発展途上国の文化支援と文化間対話という目的が掲げられ、当時の対外文化政策、国際交流政策の中で出てきた新たなコンセプトを実現する場所としての位置付けを持っていた。現在の活動の中心である対話、現代芸術、協力は今後も継続されるが、こうした方針もまた、従来の国際交流政策の枠組みを変化させる方向性をもっており、多文化主義や移民による文化変容、人種、宗教、ITなど、新たな概念や課題に敏感に反応しながら、今後も事業を展開していくものと考えられる。

グローバリゼーション、ネットワーク、移民を含む内と外の連携が、今後の事業に大きな影響を与えると考えられているが⁴³、なかでも、インターネットを活用したネットワークが重要な役割を果たすといえる。インターネットによって、どのようにベルリンと世界が結びつき、そのなかで国際交流はどのように形成されるのか、世界文化の家のインターネット事業は、こうした問題に積極的に取り組んでいるといえるだろう。

⁴² <http://www.hkw.de/deutsch/haus/freund.html>, 2001年8月20日。

⁴³ Haus der Kulturen der Welt, *Zehn Jahre : Haus der Kulturen der Welt*, 1999, pp.17-18.

資金的・組織的には、連邦首相府文化・メディア担当局の強力な支持という理由から、少なくとも危機感はない。一方で、2000年度まで行われていたベルリン州による世界文化の家の組織運営予算への補助は、2001年からは連邦首相府文化・メディア担当局が一括して支出することになっており、近い将来、ベルリン州からの支援は連邦に一本化されるということである⁴⁴。設立以前より、ベルリンは世界文化の家を、連邦とは異なる州の立場で自らの戦略の中に位置付け、また、世界文化の家の側からも、ベルリン市民と外国人市民との交流や DAAD との協力のもと「ベルリン・アーティスト・プロジェクト」を行うなど、ベルリンという地域との関係を重視してきた。連邦と州の協力関係のもとで運営されてきたといえる世界文化の家が今後どのように変化していくのか、今後注目すべきであろう。

⁴⁴ “5. Bericht der Bundesregierung zur Auswärtigen Kulturpolitik 2000,” S.34, 2001.
<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/akp00.pdf>> (2001年10月1日現在)

4 参考機関

4-1 ドイツにおける学術交流の現状

4-1-1 はじめに

学術交流は、ドイツ連邦共和国の対外文化政策においては、「学術・高等教育（Wissenschaft und Hochschulen）」と呼ばれる分野にほぼ相当するが、この政策分野は二つの意味で、同国における厳密な意味での対外文化政策（狭義の対外文化政策。対外政策の一環としての国際交流政策）を超えた広がりを持っている。

第一に、この政策分野には、対外文化政策の中心官庁である外務省と同省が支援する専門機関に加え、連邦教育学術研究技術省（BMBWF）、連邦経済協力開発省（BMZ）やそれら省庁が支援する諸団体、さらには教育研究政策の実質的主体である州（ラント）政府や諸大学、大学学長連合（HRK）など、多様な主体が関与している。第二に、特に1990年代後半以来、学術交流を、国際関係運営（諸外国民のドイツ理解向上、国際協力など）のみならず、ドイツ自身の高等教育・研究政策の質を高めるための手段として活用しようとする志向が強くなってきている。

本稿では、「狭義の対外文化政策」を超えた広がりを持つドイツの学術交流政策を俯瞰した上で、外務省が支援する二つの学術交流専門機関について、組織・事業の概要を述べる。

4-1-2 学術交流政策の現況

現在の学術交流政策は、政策目標に沿って、主に以下の三本柱から構成されているといえる。

- 1) ドイツの大学・研究機関の国際化
- 2) ドイツ研究の振興
- 3) 新興諸国に対する教育研究面での援助・協力

第一の柱であるドイツの大学・研究機関の国際化は、現在、対外文化政策全体における優先課題のひとつに位置づけられている。1990年代後半以来、世界における留学・在外研究の滞在先が英語圏諸国（特に米国）に集中し、ドイツの大学における外国人の留学生や研究者が少なくなっていること、またドイツ人学生の留学志向に顕著な伸びが見られないことに対して、政財界の人々や大学関係者の懸念が高まった。問題の核心は、各州毎に大学政策が異なる文化連邦主義や、諸大学が古い教育研究体制を引きずっていることなど、ドイツ国内の教育研究政策・制度自体に存在すると考えられることから、DAAD（後述）や連邦教育学術研究技術省が中心となって、連邦政府・州政府・大学・財界・学術交流団体など関係諸方面の代表者を結集し、大学制度の改革を促したり、留学生・研究者招致キャンペーンを行うなどの行動を起こしている。

関係者の用語で、「教育・研究立地（Standort）としてのドイツの魅力を高める努力」と言われるこの行動は、国際的に通用する能力を持った学生や研究者がドイツの大学で活動

することが、国としてのソフトパワーの強化につながるとみる認識に基づいている。最新版の連邦政府対外文化政策年次報告（2001年8月）⁴⁵は、①ドイツの大学の国際競争力向上、②大学カリキュラムの国際標準化とドイツ人学生の国際移動強化、③高い能力を持つ外国人学生や研究者（特に若手）の招致、という三つの具体的目標を掲げている。

DAADの資料⁴⁶によれば、1996年からの第一次行動プログラム実施の結果、1998年にはドイツの大学で学ぶ在住外国人以外の外国人学生の比率が学生全体の5%から10%へ倍増した。2000年に策定された第二次プログラムでは、外国人留学生在が学びやすい大学環境整備のため、カリキュラム改革、学位システムの国際標準化（学士号・修士号の導入）、留学生在のドイツ滞在のための法的・財政的・文化的条件の向上、ドイツ語学習の振興、大学運営改革、ドイツ留学のマーケティングといったテーマが公表され、これらの改革と関連する事業が推進されている。

第二の柱であるドイツ研究の振興は、戦後一貫して連邦共和国が推進してきたもので、ドイツに関する研究が盛んになることが、諸外国のドイツに対する親しみや理解の増大に貢献するとみる認識に基づく政策である。外国の大学へのドイツ人講師派遣、ドイツ研究を志す留学生在への奨学金制度などが主な事業である。近年は、人物交流のみならず、外国のトップレベル大学におけるドイツ（・ヨーロッパ）研究拠点設置支援事業も行われている。

第三の柱である教育研究面での援助・協力は、主に連邦経済協力開発省出資による開発援助政策の一環としての諸事業（途上国からの学生・研究者招聘、現地大学の支援、開発関連の国際共同研究など）が中心である。これに加えて、1990年代中盤以降は、中欧・東欧・バルト諸国などのヨーロッパの旧共産国の大学再建支援事業も、この分野の重点となっている。後者の代表的プログラムとして、デンマークとの協力でバルト諸国の教育研究水準向上を目指す「ヨーロッパ・ファカルティ（Eurofakultät）」事業、独・ポーランド国境のフランクフルト・オーダーに設置したヨーロッパ大学における独ポ大学協力事業などがある。

学術交流政策の枠内で、事業を立案実施する中心の実働機関は、DAAD（ドイツ学術交流協会）とアレクサンダー・フォン・フンボルト財団（以下、フンボルト財団）の二つである。これらはいずれも外務省が中心的に出資している専門機関であり、狭義の対外文化政策においても主要な担い手と位置づけられている。

4-1-3 ドイツ学術交流協会 (DAAD)

ドイツ学術交流協会 (Deutscher Akademischer Austauschdienst 略称 DAAD)は 1925

⁴⁵ 5. Bericht der Bundesregierung zur Auswärtigen Kulturpolitik (2000)
<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/akp00.pdf>> (2001年9月1日現在)

⁴⁶ DAAD (Hrsg.), *Zweites Aktionsprogramm des DAAD zur Stärkung der internationalen Wettbewerbsfähigkeit des Studien- und Wissenschaftsstandorts Deutschland*, Oktober 2000.

年にハイデルベルクで設立され、創立当初は主にドイツ・アメリカ間の留学生交流事業を行っていた。戦後の再建（1950年）以来は、幅広い分野での人的交流を展開しており、現在は、①教育・科学の国際協力、②文化・文明の対話、③ビジネス・産業界のリーダー育成、④政治レベルの国際相互理解に基づく平和の追求、の四つが DAAD の「責任領域」とされている。

事業の中核は大学・大学院レベルの留学生ドイツ招聘と、外国の大学へのドイツ人講師派遣であるが、芸術家や外交官など、各界の若手専門家の人物交流も組織している。最近では、ドイツの大学および科学技術の国際的競争力向上キャンペーンのイニシアティブをとり、国際交流情勢が変化する中で、事業の拡大と国際学術交流界におけるリーダーシップ強化に努めている。さらに、ヨーロッパの枠組みでも活発に活動しており、EU の人的交流プログラム（SOKRATES/ERAMUS、LEONARDO、TEMPUS）の企画・実施に携わっている。

DAAD は社団法人（e.V.）であり、連邦政府の代表が管理委員会を通じて運営に加わっているが、これに加えて高等教育機関が、事業方針決定の場に数多く代表を送っている。大学学長のみならず、現役の学生（学生組合代表）が、機構の上層レベルで DAAD の運営に関与している。

一般的にみて、他の公的国際交流機関、例えばゲーテ・インスティトゥートと比べ、DAAD は資金・運営面で連邦政府、とりわけ外務省に頼る比率が低い。資金面では、外務省以外の連邦省庁からの補助金、および連邦政府以外の出資先からの補助金および寄付の比重が、予算全体の中で高まる傾向にある。2000年夏には民間の寄付を事業運営に生かすための「DAAD 財団」が設立された。

DAAD は戦後長らく人的国際交流のノウハウと実績を蓄積してきたが、東欧・旧ソ連の民主化、およびドイツの国際競争力強化に向けた国内産業界等からの圧力の高まりの中で、その活動はますます盛んに展開される傾向にある。このことはとりわけ、連邦各省庁や EU、あるいは民間から出資される、特別プロジェクトの増加に現れている。既存の国際交流という枠組みを超えて、国際的な人材養成のニーズが高まる中、DAAD の提供するサービスに各方面からの信頼が集まっていることが推測できる。DAAD 自身もこうしたトレンドをよく認識し、ドイツの大学の競争力強化キャンペーンや、留学生のドイツ滞在条件改善運動の先頭に率先して立つことにより、政府や世論を刺激し、事業拡大につなげている。

ただし、こうしたプロジェクトベースの事業拡大の一方では、連邦政府による組織予算削減が、DAAD の運営に着実に影響を及ぼしている。非常勤のプロジェクトスタッフが増加する反面、常勤職員ポストは年に 1.5% ずつ削減することが義務づけられており、組織の安定という面では決して楽観できる状況にない。

こうした条件の中で、DAAD の中長期戦略は、「（外務省、連邦政府以外に）複数のパートナーを持つこと」、そして「時代状況を読みとり、迅速に対応すること」（ボーデ事務局長）である。組織の硬直化と脆弱化を避けつつ、人的交流・大学交流という分野に特化し

て、国内外の新しい要請を受けとめていく努力が積み重ねられている。

4-1-4 フンボルト財団

フンボルト財団の原型は、1820年にベルリンで創立された、外国人研究者ドイツ招聘のための財団である。現在の財団は1953年に連邦共和国によって、優秀な若手研究者の国際学術交流のための組織として設立されたものである。戦後の再建以来、ドイツ国内外約130カ国の2万人以上の研究者がフンボルト財団の支援を受けている。

法的組織形態は公法上の財団であり、特定分野での奨学金や研究賞のために民間からの寄付金も活用している。実際には年度毎に外務省等の政府機関から補助金を受け、予算をたてて政府に活動報告を行っているが、後述するように事業方針は政府から独立して決定されている。

フンボルト・フェローシップの特徴は、優秀な若手研究者を厳選して手厚い助成を行うことである。助成は40歳以下の博士課程修了相当者が対象で、単なる渡航費・研究費の補助にとどまらず、住居費や家族の滞在費までカバーする手厚いものである。研究滞在の終わったフェローに対するフォローアップ事業や、研究出版助成も重点的に行われている。このほか、アメリカやヨーロッパの若手リーダーを対象とした特別交流事業がある。

フンボルト財団の元フェローは「フンボルト・ファミリー」と呼ばれる国際的学術コミュニティを形成し、所属研究機関へのフンボルト・フェロー受入や、寄付金による特別フェローシップ提供などの活動を行っている。

日本との関係では、②の枠内で、日本学術振興会のドイツ人研究者招聘プログラムが運営されているほか、日本人元フンボルト・フェローの協力により毎年2名のドイツ人若手研究者が日本に派遣されている。

EUとの関係も最近深まっている。フンボルト財団では、特に非ヨーロッパ諸国出身のフェローがドイツ人研究者との共同研究のためにEUから助成金を申請する際、支援を行っている。

外務省および連邦教育学術研究技術省は、理事会に代表を送って財団の事業運営に関与しているが、具体的な助成対象者の選考は、専門家から成る選考委員会が行う。選考基準は純粋に申請者の学術的能力に基づくものであり、特定国（アメリカ、東欧、途上国等）を対象とする一部の特別助成プログラム以外、出身国や性別等によるクォータは一切つけられない。

ドイツの対外文化政策は1990年以来の国際環境の変化、および国内財政事情の悪化により、転換のただ中にあるが、フンボルト財団に関しては、事業方針・組織編成いずれの面でも、ゲーテ・インスティトゥートなどの一般的国際交流団体に比べ、大きな変化の兆候はみられない。その理由として、財団の行う学術交流事業が、政策的見地からではなく純粋に学問的な見地から企画運営されていることが挙げられる。また、ドイツ文化紹介や異文化理解といった、一見目的が迂遠で効果の測りにくい事業に比べ、学術交流事業が「ド

イツの科学技術発展による国際的競争力向上」という明確な政策目的につながっており、とりわけフンボルト財団の場合は、研究成果の出版や帰国後のフェローの活躍など、活動の成果がはっきり目に見え、効率的であるという事情がある。

とはいえ、連邦政府の予算・人員一律削減策はフンボルト財団にもある程度適用されており、組織運営への打撃となっている。特に事務局の人員ポスト削減は、フェローとの親密なコンタクトが命である財団の事業の質を損なうため、厳しく受けとめられている。

フンボルト・フェローの約2割は元 DAAD 奨学生と計算されており、DAAD とは、お互いの理事会への代表出席、フォローアップ事業の共催など、事業の企画実施面での協力を行っている。現在ドイツでは公的国際交流機関の整理・再編成が話題になっているが、学術交流部門でフンボルト財団と DAAD が統合される可能性は皆無というのが、各方面関係者の一致した見解である。こうした展望は、フンボルト財団の事業が DAAD とは異なる学術的レベルで行われており、また「フンボルト・ファミリー」の存在など独自の「ブランド」を確立しているために、フンボルト財団は現在の小規模組織のまま残しておく方が賢明であるという認識に基づいている。

4-2 政党財団による国際交流活動

4-2-1 はじめに

ドイツには、他国にはみられない特別な位置付けをもった政党財団が存在し、国内における活動はもちろんのこと、海外における国際協力活動に非常に重点をおいて、事業を展開している。その国際協力活動は、技術援助といったものよりもむしろ、その政治的信条から、人権や自由といった目的に基づいた対話、社会的・経済的支援、教育、研究などを中心としている。特に、90年代後半から、国際交流政策は人権擁護や民主化の促進という方向性を掲げるようになっており、政党財団がこれまでおこなってきた事業に接近してきたものといえよう。政党財団を、こうした国際交流の流れの中で再検討していく必要があると思われる。

本調査では、6つの政党財団のうち主要な3財団であるCDU（キリスト教民主同盟）寄りのコンラート・アデナウアー財団、SPD（ドイツ社会民主党）寄りのフリードリッヒ・エーベルト財団、FDP（自由民主党）寄りのフリードリッヒ・ナウマン財団をとりあげ、その活動を分析する。そこで、人権を掲げた国際交流の活動のあり方や、国際協力と国際交流の関係のモデルとしての政党財団の特徴を明らかにしたい。

4-2-2 ドイツにおける政党財団の位置付け

政党財団は、ドイツの各政党にそれぞれ非常に近い立場をとっているものの、連邦政府

の資金を受け、各政党とは一線を画した立場で活動する第三セクターである⁴⁷。政党財団は規約に則った責務を果たし社会の未来の形成に貢献するもので、国内並びに海外における自由民主主義の基本秩序の原則と、連帯、補完性、寛容の原則に基づく、社会政治的民主主義的教育活動、情報提供、政策的助言を行っている。政党財団は、連邦共和国の政治文化に重要な役割を果たすとされ、ドイツ憲法である基本法の原則に基づいて事業を行う。しかし、政党による活動を規定する基本法や政党法のもとに置かれるものではない⁴⁸。

ドイツには次のような政党財団が存在する。CDU（キリスト教民主同盟）寄りのコンラート・アデナウアー財団（KAS 以下アデナウアー財団）、SPD（ドイツ社会民主党）寄りのフリードリッヒ・エーベルト財団（FES 以下エーベルト財団）、FDP（自由民主党）寄りのフリードリッヒ・ナウマン財団（FNS 以下ナウマン財団）、これら主要な3つの政党財団に加えて、バイエルン州のみに存在するCSU（キリスト教社会同盟）寄りのハンス・ザイデル財団（HSS 以下ザイデル財団）、緑の党寄りのハインリッヒ・ベル財団（HBS 以下ベル財団）である⁴⁹。また、2000年1月より、PDS（民主社会党）寄りのローザ・ルクセンブルク財団が活動をはじめている。

連邦政府から政党財団全体に対して付与される補助金のうち、アデナウアー財団とエーベルト財団はそれぞれおよそ 32.5%を得ている。ナウマン財団、ザイデル財団がおよそ 12%、ベル財団が 11%である。プロジェクトや民主主義教育事業に対する連邦補助金の付与は 1975 年に、政党財団の組織助成に対する連邦予算の付与は、1986 年に決定された。その前提は、政党財団が法的にも事実上も独立しており、従ってそれぞれの政党とは適切な距離を保つことである。そして、補助金の使途についてコントロールされないという政府からの独立性を保っている。

1992 年には、政党への財政支援に関する専門家委員会が設置され、その際政党財団の財政支援もまた綿密に調査された。そして 93 年の委員会報告で、政党財団がドイツの政治文化に重要な役割を果たし、社会にとって有益な活動を行っていることが報告された。その一方で、政党財団の財政支援に対する法的根拠、透明性と実効性への不備が指摘された。そこで、1998 年に 5 つの政党財団が共同宣言を出し、これらに対する取り組みを明らかにしたのである⁵⁰。

アデナウアー財団は、1956 年に創設されたキリスト教民主主義教育活動協会（Gesellschaft für christlich -demokratische Bildungsarbeit）に、1964 年、最初の連邦総理大臣であり CDU のコンラート・アデナウアーの名をとって設立された、CDU 寄りの政党財団である。1998 年半ばには、コンラート・アデナウアー財団アカデミーをベルリンに建設し、新しい首都での存在感を強めるため、首都フォーラムを開催している。またア

⁴⁷ Helmut K.Anheier, „Der Dritte Sektor in Zahlen: Ein sozial-ökonomisches Porträt,“ in Helmut K.Anheier, Eckhard Priller, Wolfgang Seibel und Annette Zimmer(Hg.), Der Dritte Sector in Deutschland, Berlin:Sigma,1997, pp.60-64.

⁴⁸ „Gemeinsame Erklärung zur staatlichen Politischen Stiftungen,“ <http://www.kas.de>.

⁴⁹ „Gemeinsame Erklärung zur staatlichen Politischen Stiftungen,“ <http://www.kas.de>.

⁵⁰ Rolf Halfmann,“Grundsätze der Finanzierung Politischer Stiftungen,“, 2000. “ <http://www.kas.de>.

デナウアー財団は、政党財団の中で唯一文化部門を持っており、留学生支援や作家・芸術家支援を行っている。アデナウアー財団では、年間予算の96.3%が連邦補助金である(1999年)。予算の約70%が、国際協力活動、ドイツ人学生・外国人学生の奨学金、情報収集などのプロジェクトに対する支出となる。特に政治的な発展段階にある東ヨーロッパでの活動については、補助金を拠出する外務省と経済開発省との緊密な連携の下に、活動が行われている⁵¹。

エーベルト財団は、1925年、ドイツで初めて民主的に選出された大統領であるフリードリヒ・エーベルトの政治的遺産として設立されたSPD寄りの財団である。1933年にはナチスによって活動を禁止されたが、1947年再建され今日に至っている。エーベルト財団では、連邦教育学術研究技術省(1010万マルク)、連邦内務省(5560万マルク)、外務省(1000万マルク)に加えて、州やECからも補助金が出ている。これら予算のほぼ50%は国際協力活動に、残りの50%は人件費等を除いて、教育、出版、図書など他の事業に用いられる⁵²。

ナウマン財団は、1958年、自由主義政策の為の財団として、自由主義者フリードリヒ・ナウマンの民主主義を学ぶ「市民の学校」という理念を引き継ぎ、初代連邦大統領テオドア・ホイス(Theodor Heuss)などにより設立されたFDP寄りの財団である。自由主義の理念を世界中に普及すること、民主主義の強化、抑圧的体制への反対がその目的とされた。本部は、首都移転に伴って東ドイツ地域を重視するため、2000年に、ボン近郊のケニヒスヴィンター(Königswinter)から、ベルリン近郊のポツダムに移された。ナウマン財団は、連邦経済開発省から4300万マルク、連邦内務省から2050万マルク、外務省から480万マルク、連邦教育学術研究技術省から410万マルクの補助金を受けている。また、EUからは160万マルクの支援を受けている。外国人学生に対する奨学金は、すべて外務省から拠出されている⁵³。

このように、政党財団は連邦各省から支援を受け、資金・政策決定・事業実施において、それぞれの近い立場の政党が関わることはないという意味で政府からも政党からも中立の立場をとりながら、それぞれの活動を行っている。その活動の大きな部分を国際協力活動が占めており、アデナウアー財団を除いて文化部門はないが、奨学金や教育など国際交流活動をおこなっているといえる。政党財団は、連邦政府の国際協力政策、国際文化政策の

⁵¹ 以下、アデナウアー財団についての記述は、KAS, *Jahresbericht 1999, 2000*, KAS, *Menschen und Strukturen*, 並びに、Wolfgang Maier, "Wirkungskontrolle und Nachhaltigkeit von Entwicklungsprojekten der Konrad-Adenauer-Stiftung," in Reinhard Stockmann und Wolf Gaebe(Hg.), *Hilft die Entwicklungshilfe langfristig?* Opladen: Westdeutscher Verlag., 1993, pp.159-166. などを参照。

⁵² 以下、エーベルト財団についての記述は、FES, *Jahresbericht der Friedrich-Ebert-Stiftung 1999, 2000*.並びに、Peter Mayer, „Die Nachhaltigkeit von Entwicklungsprojekten der Friedrich-Ebert-Stiftung," in Reinhard Stockmann und Wolf Gaebe(Hg.), *Hilft die Entwicklungshilfe langfristig?* Opladen: Westdeutscher Verlag., 1993, pp.167-182. などを参照。

⁵³ 以下ナウマン財団についての記述は、FNS, *Jahresbericht 1999, 2000*, FNS, *Zahlen Daten Fakten 1999, 2000*, 並びに、FNS, *Targeting Freedom, Worldwide*, などを参照。

中で、政府とは異なる立場をとりながらも、重要な役割を果たしているといえるだろう。

4-2-3 各財団の活動の目的と主要な事業

(1) コンラート・アデナウアー財団 (KAS)

アデナウアー財団では、民主主義の強化を目的として、次の6つの活動方針を定めている。

- ① 政治教育の多様なプログラムを通じた民主主義教育
- ② 優秀な人材や社会的政治的な活動に従事する学生の援助
- ③ 実証的な研究・学問的仲介・政治的会議
- ④ 歴史的遺産の保護と整理
- ⑤ 国際協力と文化間の政治対話
- ⑥ 芸術家支援の知的文化的プログラム

国際協力活動としては、国際的な政党対話の促進、改革推進政府の支援、議会との協力、地方自治の推進、経済政策の対話プログラム、民主的法治国家の建設についての意見交換、地域統合過程の促進、文化間宗教間対話の深化を目的とした、170のプロジェクトを行っている。そのパートナーは、政党とその外郭組織、メディア、学術組織、労働組合、経済団体、議会、環境団体、女性団体、自助組織などである。また、以前に奨学金を受けた奨学生との協力関係を構築して、国際的なネットワークを形成しようとしている。このような海外での活動に加えて、国内でも国際的な対話や経験の交換などを行っている。また、国内での国際的問題に関する講演、国際的に指導的立場にある人々への学術的情報的プログラムの組織などを通して、国際的なネットワークの形成を行っている。

文化活動としては、1970年より、ドイツの大学で学ぶ外国人学生を支援している。これは、東ヨーロッパや発展途上国の民主主義の発展を目的とした活動である。以前に奨学金を受けた奨学生とのコンタクトは7500人に及び、そのうち1750人が外国人である。また、作家や芸術家に対して、奨学金、作品公開の場の提供、フォーラムの開催を行っているが、その対象は主にドイツ人である。

(2) フリードリッヒ・エーベルト財団 (FES)

エーベルト財団は、活動の目的を次の5点としている。

- ① 民主主義と多元主義の精神で、個人の政治的社会的教育を促進する
- ② 国際理解と協力に貢献する
- ③ 奨学金の付与によって内外の有為な青年に大学教育と研究の機会を与える
- ④ 学術研究の促進
- ⑤ 文化と芸術の支援

エーベルト財団の組織は政治教育、国際協力、学術活動、管理の4部門から成っており、

国際協力部門には開発協力と国際対話の課を、また学術活動部門では内外の学生に対する奨学金プログラムを持っている。

- ・ 開発協力：

アジア、アフリカ、中南米の 60 カ国に事務所を持ち、80 人のドイツ人スタッフが地域スタッフと共に、社会政治的開発と経済的社会的発展の分野でプロジェクトに従事している。1960 年代のアジア・アフリカ諸国の独立を受けて、事業が開始された。現在では、予算のほぼ半分がこの事業に当てられている。

協力パートナーは、以前は労働組合の比重が高かったが、現在では市民社会であり、政治団体、政党財団、利益団体、労働組合、文化組織、大学などがこれにあたる。平和と相互理解の促進、民主化と市民社会の強化、政治的経済的状況の改善、労働組合の再強化、報道の自由の確立、人権などを主要目的とする。

- ・ 国際対話：

ヨーロッパ、旧ソ連、米国、日本に 33 の事務所を持つ。特に、東ヨーロッパ地域では、主に労働市場、社会・メディア・環境政策の分野で、民主化のプロセスの支援、市民社会の確立、市場経済への移行を支援している。

- ・ 政治教育：

国内の市民に対して多様なイシューの教育を行っている。

- ・ 研究：

実用的な学術研究を中心に対話や会議をおこなっている。

- ・ 奨学金プログラム：

ドイツ内外の学生や研究者を支援。1999 年には、外国人留学生 1300 人に奨学金が与えられている。アジア (46%)、ヨーロッパ (29%)、アフリカ (17%) の順となっている。奨学金は、あらゆる分野の学問を専攻する学生に与えられている。

(3) フリードリッヒ・ナウマン財団 (FNS)

ナウマン財団は、自由主義の理念を実現することを目的に、ドイツ並びに海外において、社会のあらゆる領域で人権と自由を拡大することを目指し、次のような活動を行っている。

- ① 政治教育：政治教育を通して、自由主義の達成を目指している。
- ② 政治対話：世界中で理念、経験、意見の交流を行うことを目的に、会議やワークショップなど、多様な人々が新しい自由主義の解決策を議論する場を提供する。
- ③ 政治的助言：経済的・政治的・社会的問題の解決を行う。これによって、リベラリズムの強化、法治国家構造の促進、地方自治の促進などの様々な分野で、海外の自由主義のパートナーを支援する。
- ④ 学生支援：世界中の自由主義の理念を持った有為な青年を助成し、多様な教育の機会やセミナーの開催など、資金的・理念的に支援する。
- ⑤ 資料収集：ドイツの自由主義に関する資料を収集する。

政治は文化の一部であるとして、民主主義や市場経済の推進を目的に、人権、マイノリティ、民主主義のための法的援助などに取り組んでいる。留学生の支援は、社会科学専攻の学生が中心であるが、医学を学ぶ学生にも奨学金が付与されている。1999年にはドイツ人学生495人に470万マルク、海外の学生104人に173万マルクが付与されている。

国際協力活動は、60年代のドイツの経済発展とアジア・アフリカの独立という状況の中で、第二次世界大戦後の民主主義教育の経験を反映させる形で始まっている。国際協力活動におけるパートナーは、政党、大学、財団、文化団体、メディア、企業、各種団体(青年、女性)などである。活動地域は約70カ国で、東ヨーロッパ、ラテンアメリカ、アフリカ、地中海地域、東南アジア、南アジアに事務所を持ち、相手国政府と協定を結んで活動を行っている。

以上、3財団に共通することは、奨学金等による留学生の支援と、対話や助言などによる民主化支援や政治的社会的な知的交流である。これらは、非常に多様なパートナーとともに行われている。また、奨学生などを中心に国際的ネットワークの形成も模索されている。この様な活動は、政治的理念をひとつの文化要素ととらえるとき、国際交流の中に位置付けることができる。そして、今後、国際交流が人権や民主化を重視していく流れの中で、大きな役割を果たす可能性があるといえよう。

4-2-4 90年代以降の変化と国際交流との関係の進展

1990年代以降、政党財団の事業における最も大きな変化は、東ヨーロッパ向け事業の大幅な増加である。エーベルト財団では、国際交流活動の一環ともいえる民主主義の対話は、特に旧東ドイツ地域を対象としている。90年代以降、東ヨーロッパや旧ソ連圏で事務所が開設され、活動が増加しているが、今後もこの地域の市民社会の形成が高い優先順位で重視されていく。これと同時に、アフリカ地域の民主化の進展にも伴って、アフリカの各事務所やスタッフは3分の1に削減された。今後アフリカでは、ネットワークを維持する方向で、活動が展開される。このような状況は、他の2財団についても、同様である。

また、東西ドイツの統一とこれに続いたボンからベルリンへの首都移転は、こうした東欧重視の政策も影響して、ベルリンへのナウマン財団の本部の移転やアデナウアー財団のアカデミー設立といった新たな動きももたらしている。

今後も、政党財団は基本的に現在の方針の下で、これまでの事業が継続される。しかし、資金的な面では厳しい状況にあるといえる。ナウマン財団では、連邦政府の補助金は、ここ8年で30%削減されており、事務所の閉鎖や組織のスリム化が行われている。職員は、1992年に全体で272人、うち海外職員79人から、1999年には214人、海外職員33人に削減されている。これをローカルスタッフの採用で補う状況である。そこで、EU、世銀などの国際的な資金への移行を模索している。

国際交流において、政党財団の果たす役割は、まだそれほど大きく注目されているとは

いえない。ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス（GIIN）や DAAD などの国際交流団体との公式の協力関係は存在しておらず、国際協力活動や政治対話という側面が依然強いためである。しかし、アデナウアー財団が 1999 年に文化政策についての会議を行った際には、GIIN、DAAD、IfA、Deutsche Welle の代表者などが参加するなど、政党財団における国際交流活動は、今後こうした国際交流団体との関係を深めていく可能性がある。連邦政府の国際交流政策の枠組みが変化している今日、政党財団の活動はその枠組みの中に再定義され、影響を与えていくに違いない。

4-3 国内文化機関の連携

4-3-1 はじめに

グローバリゼーションの進展と共に、ヒト・モノ・カネ・情報の移動に伴い、非公式な領域を含んで自然発生的に起きて来る現象としての国際交流⁵⁴は、ますます人々の身近なものになりつつあり、このことは、従来の国内文化機関の活動の舞台をより広く国際的なものへとさせていっている。その意味で、国内文化機関は、国際交流の担い手となろうとしているといえよう。そこで、国内文化機関の意思を集約し連邦政府への働きかけを行っているドイツ文化評議会（Deutscher Kulturrat）に着目し、国内文化機関が国際交流にどのように直面し、活動を行っているかを明らかにしたい。

4-3-2 国内文化機関の活動とドイツ文化評議会

ドイツには本来、文化事業を各地域で支える伝統があり、これまで基本的に州が文化事業や文化団体に財政支援を行ってきた。そのため、文化団体の意見の集約は、州レベルで行われており、連邦レベルで文化団体の活動を支援し、その意向を連邦政府に働きかける団体は存在しなかった。

ところが、1980 年代初頭に、付加価値税を小規模な文化団体にも同等にかける案が浮上し、初めて連邦レベルで反対運動を起こす過程で、ドイツ文化評議会は 1982 年に政治的に独立した組織として設立された。

さらに、90 年代には、東西ドイツの統一で、州が文化団体の支援を担っていくという状況は、大きく変化した。資金不足の旧東ドイツの文化を保護するために、連邦政府が初めて資金を拠出したのである⁵⁵。また、連邦首相府文化・メディア担当局の設立もあり、90

⁵⁴ 林夏生「韓国の文化交流政策と日韓関係」平野健一郎編『国際交流の政治経済学』勁草書房、1999 年、p.254。

⁵⁵1980 年代には、間接的収益率、位置付けとイメージの要素としての文化、類似の国民経済的論拠が、新たな文化ブームを引き起こした。1980 年から 1990 年の間に、文化関係当局の総支出は、5.96Mrd. DM から 10.26Mrd. DM、すなわち 70%以上上昇した。このように 80 年代の終わりには、「経済的要素としての文化」は新しい承認を獲得したが、しかしこれは、新しい財源を生むに至らなかった。そのかわり、90 年代には、景気後退、社会システムの適応の失敗、ドイツ統一の負担によって、公的な文化財政は、厳しい状況

年以降ドイツの文化政策システムは大きく変化したといえる。この意味で、以前より連邦レベルでの活動を行ってきたドイツ文化評議会の存在意義は増している。

ドイツでは全体的に文化予算は上昇しているが、個々の施設の予算は減少する傾向にある。これは、地域で活動する小規模な文化団体や芸術家にとって、より大きな問題であり、ドイツ文化評議会は、大規模に国際交流活動を行う団体よりも、草の根の国際交流を行う民間団体の利益を代表しているといえる。

1995年には、ドイツ文化評議会は、継続的な活動を目的として社団化された。また、現在の本部はボンにあるが、2002年にベルリンへ移転する予定であり、その活動を強化していく。さらに、EUの文化プログラムの情報センターであるドイツカルチュラル・コンタクト・ポイント（Cultural Contact Point）を運営し、EUとの関係を深めている。

このように、これまで主に州レベルで担われてきた国内文化政策は現在、連邦レベルの税法上の問題や、90年代以降の変化、EUの文化政策などの影響を受けるようになり、国内文化団体の活動も、州、連邦、EUという多層的な空間で捉えなくてはならない状況にある。そのような中で、連邦レベルでの活動を行ってきたドイツ文化評議会は、こうした国内団体の利益を擁護し意見を集約していく団体として、その重要性を増しているといえよう。

4-3-3 ドイツ文化評議会の事業

以上のような状況の中で行われているドイツ文化評議会の活動の目的は、文化と芸術家の支援並びにその発展のための前提条件を改善すること、連邦レベルの専門を超えた問題を、あらゆる分野の文化政策的議論の中に提示することである。すなわち、多様な分野の文化に関わるロビー活動や政策提言を行っており、文化事業は行っていない。主に連邦政府に働きかけるが、税制や活動の法制がEUへ移行しているため、EUに対しても活動をおこなっている。また、GATTの交渉準備など、近年国際的な活動が重要になりつつある。

ドイツ文化評議会の活動方針として、次の7つが挙げられている。

- ① 文化政策的問題に関するモデルプロジェクトや会議の開催
- ② 文化の発展と文化・教育政策の決定についての広報活動と情報の提供
- ③ 文化分野における分析、コンセプト、勧告、要請、実施についての議論、立案、普及
- ④ 政策の担当部局や官庁の計画や政策決定過程への影響力の行使
- ⑤ 表現・出版・報道の自由の擁護
- ⑥ 文化政策の決定過程の民主主義と透明性の促進並びに文化分野の自立性原則の強化
- ⑦ 国際的な文化関係の協力の推進

このような目的を遂行するために、議長と2人の副議長で構成される代表者評議会理事会（Vorstand des Sprecherrates）、代表者評議会（Sprecherrat）、総会（Mitglieder-

に陥った。(Werner Heinlich, *Kulturpolitik und Kulturförderung: Strategien und Modelle für eine politische Neuorientierung der Kulturförderung*, München: Verlag C.H. Beck, 1997, pp.34-40.)

versammlung) が、活動を決定する。代表者評議会、総会は、8部門の代表者によって構成される。また、内外の専門家よりなる6つの専門委員会 (Fachausschüsse) がこれらに対して助言を行う。8部門は次のようになっている。

ドイツ音楽評議会 (Deutscher Musikrat)	: 91 団体
舞台芸術評議会 (Rat für darstellende Künste)	: 26 団体
ドイツ文学会議 (Deutsche Literaturkonferenz)	: 23 団体
芸術評議会 (Kunstrat)	: 24 団体
建築文化評議会 (Rat für Baukultur)	: 8 団体
デザイン部門 (Sektion Design)	: 8 団体
映像部門 (Sektion Film/AudioVision)	: 4 団体
社会文化評議会 (Rat für Soziokultur)	: 13 団体

また、6つの専門員会のうちのひとつ、国際・ヨーロッパ (Internationales/Europe) 専門委員会には、ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス (GIIN) や世界文化の家の職員、連邦首相府文化・メディア担当局の職員などが参加している。2000年の委員会では、EU 憲章が議題となり、ヨーロッパの文化政策分野における影響をめぐって厳しく批判された⁵⁶。

ドイツ文化評議会の具体的な事業として、2000年から2001年にかけて、分野横断的な文化政策のとりまとめと政治相談、芸術を中心とした学術社会における文化振興、カルチュラル・コンタクト・ポイント、出版事業⁵⁷の4つがある。

分野横断的な文化政策のとりまとめと政治相談では、2001年に始まったプロジェクトとして、芸術家社会保険法の改革といわゆる外国人税 (Ausländersteuer) の改革の提案を行っている⁵⁸。これは、一時的にドイツに滞在して活動する外国人の芸術家に対する課税を、現実に即したものに改革することを提案するものである。収入に基づいて、一括して課税する現状では、過剰な課税であり、いわゆる外国人税の根本的な改革を必要と考えている。そして、こうした改革は、地域レベルの国際交流を促進すると訴えているのである⁵⁹。

また、カルチュラル・コンタクト・ポイントは、ヨーロッパの文化振興プログラムについての情報センターである。このセンターは、文化政策協会 (Kulturpolitische Gesellschaft) との協力の下に運営され、連邦首相府文化・メディア担当局と EC によって助成されている。その活動は、ヨーロッパ文化振興プログラムについて情報を与え、申請者の相談を受けることである。ヨーロッパ文化振興プログラムは、実際には「文化 2000 (Kultur 2000)」によって行われており、公募は毎年行われ、少なくとも3つ以上の EU 加盟国並びにヨーロッパ経済圏の組織が関わるプロジェクトが対象となる。さらに、EU

⁵⁶ Deutscher Kulturrat e.V., *Lobbyarbeit für die Kultur: Jahresbericht des Deutschen Kulturrates Mai 2000 bis April 2001*, Bonn: Duetscher Kulturrat, 2001, p.33.

⁵⁷ Deutscher Kulturrat e.V., op.cit., pp.42-44.

⁵⁸ Deutscher Kulturrat e.V., op.cit., p.75.

⁵⁹ <http://www.kulturrat.de/aktuell/Stellungnahmen/sogausl.htm>, 2001年8月22日。

やヨーロッパ経済圏の他のカルチュラル・コンタクト・ポイントと緊密に協力して活動しており、その中で協力パートナーのデータバンクが運営されている。この協力のために規則的にもたれる会合で、継続的な情報交換と協力活動の強化に役立っている⁶⁰。

以上のように、ドイツ文化評議会は、多様な文化領域にまたがる各部門の意思をもとに、文化に関わるロビー活動や政策提言を行っているが、その事業は、一方で GATT や EU といった国際機関に拡大し、また一方で、外国人芸術家の受け入れという、地域レベルでの国際交流の進展に伴う連邦政府への働きかけとなっており、国内文化機関が国際交流に非常に大きく関わっていることが考えられる。また、カルチュラル・コンタクト・ポイントの運営、ヨーロッパ・国際委員会における国際交流機関の参加など、国際交流機関との連携も重要になってくるといえよう。

4-3-4 国内文化機関の連携と国際交流

ドイツ文化評議会の設立時である70年代から80年代にかけて、文化への関心の低下という状況を理由に、当時のゲーテ・インスティテュートの代表が設立に参加しているが、現在は組織的な協力はない。しかし、GIINや世界文化の家のメンバーのヨーロッパ・国際委員会への参加にみられるように、国際交流機関はドイツ文化評議会に助言を与えることがあるといえよう。

また、連邦政府の関連省庁や連邦議会議員とは、首都がボンの時代に非常に良好な関係を築いていた。ベルリンへの首都移転は、関係部局の担当者の一新を伴っており、新たな関係構築を必要としている。

今後、ドイツ文化評議会は、「大きな文化」と「小さな文化」のどちらを促進するかという問題を、連邦政府に提起していくとのことである。国家と経済に対する三番目の柱として、民間分野を強化する必要性はますます高くなると認識しており、政府に任せない文化政策を志向している。また、著作権など文化分野に関わる問題はヨーロッパレベルの問題となっており、EU 議会への働きかけを強めていく方針である。さらに対象分野も、より幅広く文化に関わる分野(クローン、ドイツ語正書法、ホロコーストなど)にも広げていく。

ドイツ文化評議会は、国内文化機関の意思をとりまとめ政策提言を行っていく中で、EU や GATT などの国際機関への働きかけを強めている。また、カルチュラル・コンタクト・ポイントのように、国内機関と EU の文化政策とを結びつける役割も果たす。ドイツ文化評議会の活動から、国内文化機関は、今後国際交流の担い手としてますます活動を行っていくことが考えられるのであり、そのための条件整備などが重要となつてこよう。

⁶⁰ Deutscher Kulturrat e.V., op.cit., pp.75-76.

4-4 開発協力における文化

4-4-1 はじめに

連邦政府の海外における開発援助を担っているのは、連邦経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung: BMZ、以下、経済開発省）である。そして、ドイツ国際開発財団（Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung、以下、DSE）は、この経済開発省の方針に従って、主に、教育や研修の分野で国際協力活動を行っている。

本来、ドイツにおける開発援助政策は、この教育、研修という文化的側面と密接に結びついた活動が強かった。そこで、ここでは、経済開発省の文化協力事業と、DSEの活動に着目し、国際協力活動の国際交流と密接に関わる活動について分析したい。

4-4-2 ドイツの開発協力政策における経済開発省とDSE

1952年に旧西ドイツ（以下、特に説明のない場合は、ドイツとする）は、開発援助を「国連の拡大された補助プログラム」への財政出資の形態で行った。より積極的な政策は、連邦議会が1950年代の終わりに、特に積極的な南北政策を設定したことに始まる。これを遂行するために、連邦政府は1961年11月、連邦経済協力省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit: BMZ）を設立した。経済開発省の開発政策における独立性は、64年の政令で確認されたが、すべての開発政策の会計に対して経済開発省が包括的な管轄を要請した72年に、二国間並びに多国間の財政的協力（finanzielle Zusammenarbeit: FZ）の管轄は、連邦経済省（Bundesministerium für Wirtschaft）から移行している。また、1998年にはEUの開発政策の管轄が、同様に連邦経済省から移管している⁶¹。

一方、DSEは、アジア・アフリカ諸国の独立とマーシャル・プランの経験から、「教育的援助（educational aids）」の必要性が50年代に盛んに議論されたことを受けて、経済開発省が設立される2年前の1959年に、設立された。1956年に連邦議会でSPDが開発協力を外務省から5000万マルクを拠出することを提案し、この過程で開発協力を行う組織としてDSEの設立が検討されている。しかし、開発協力の必要性が叫ばれる一方で、ドイツの第三世界での経験の欠如が指摘された。その中で、アジア・アフリカ地域に植民地支配を行ってきた英仏のような国家と比較して、教育の分野での協力の可能性が模索されたのである⁶²。

1967年には、開発協力における文化や慣習の理解の必要性から、地域適応センターが設立され、現在では、7つの専門別の教育センターがいくつかの地域に分散して設置されて

⁶¹ BMZ, *Medienhandbuch: Entwicklungspolitik 2000*, 2001, p.40.

⁶² Karin Adelman, "40 Years of Dialogue and Training: A Brief History of the German Foundation for International Development," in DSE, *D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August 1999, pp. 15-17.

いる。

また、DSE の本部は設立時よりベルリンに置かれていたが、ボンが首都移転に伴い国際協力センター（CIC：Center for International Cooperation）として国際協力団体の集まる都市とされ、DSE も 2000 年に本部をボンに移している。経済開発省も、一部をベルリンに移したものの大部分はボンに残り、CIC のネットワークの中で、事業を行っている⁶³。

以上のように、ドイツの国際協力政策は、初期から教育援助が重視されてきた。これは一方で、開発協力の経験不足から、もう一方で戦前にアジア・アフリカ地域に植民地を持たなかったため、他のヨーロッパ先進国に比較して、抵抗なく教育という文化的要素の強い援助を行うことができたからである。そしてまた、教育援助を中心に行われたことは、早くから援助地域の文化や習慣を学ぶ必要性を認識させ、地域適応センターが設立されるなど、ドイツにおける国際協力政策は、文化と密接にかかわって形成されたといえるのである。

4-4-3 80 年代の開発における文化をめぐる議論

ドイツの国際協力活動は、過去において、経済的・技術的に正しく計画されたプロジェクトが必ずしもその目的を達成しないこと、また、多額の費用をかけたフォローアップの活動をおこなう必要が生じるということを繰り返し経験した。「プロジェクトの成功」を超えた「開発の成功」という意味では、成功したとは言いがたい状況であったのである。つまり、直接のプロジェクトエリアの外部への拡大や、プロジェクトの完了後に本来望まれる影響力が実際に達成されるという点で、不十分であったのである。

そして、開発政策は社会的環境に関連した成功への前提条件、すなわち、経済的技術的には定義できない条件を無視してきたと結論された。この前提条件が、「文化」であり「社会文化」である。これは、1982年3月、連邦議会で満場一致により、「ドイツ連邦共和国政府は、開発プロジェクトの準備、実行、評価において、文化の要素をより重視すべきである。」と決議された問題であった⁶⁴。

ここでの文化とは、一方で、価値観、規範、行動パターンのような社会において異なる方向性を示す要素であり、また他方で、制度の確立や生産力の発展の面で達成される社会的複雑性の程度を指し示す要素であるとされる。そして、国際協力活動におけるプロジェクトの成功には、人々の積極的な参加が重要であり、その意味で社会文化分野における幅広い同意が必要であると認識されている⁶⁵。

そこで、現在では、開発や実際の協力活動において重要な、ある特定の社会やそこに居住する人々の特有の経験、価値観、制度という社会文化の領域について、個々のプログラムとプロジェクトの準備と実行のもとで考慮される、3つの社会文化的に鍵となる要素を、

⁶³ BMZ, *op.cit.* pp.59-64.

⁶⁴ Michael Bohnet, „Session V. Bilateral Development Agencies: Development Impact of Programs and Projects on Culture: Prototypes and Best Practice,“ unpublished paper, 1999, pp.5-6.

⁶⁵ Michael Bohnet, *op.cit.*, pp.6-8.

次のように示している。

①社会文化的多様性：民族、言語、宗教、性によって異なり、また互いに関係を持つ多様な社会的グループに現存する不均衡が、協力活動を通して強化されるのか、まったく新しく創造されるのか。

②正当性：援助の相手グループの社会的意図。政府、プロジェクトの実施者、その他のグループは人々の信頼を受けているのか。

③社会的組織：援助の相手グループの能力、組織段階、性的に配慮した活動の分配。計画の実行に必要とされる知識と社会的組織形成は存在するのか。⁶⁶

以上のように、80年代以降、国際協力政策において文化が非常に重要なものとして議論されるようになった。ここでの文化は、価値観、規範、行動パターン、制度の確立や社会的複雑性といったより幅広い「社会文化」という意味を持っているが、国際協力政策の開始当初に比較して、より踏み込んだ形で文化の重要性が捉えられている。これは、国際協力活動の実施の過程から経験的に示されたものであり、国際協力は技術の移転のみならず文化的要素の移動を含むものであることが、認識されるようになったということができよう。

4-4-4 文化に関わる主要な事業の展開

(1) 経済開発省

以上のような文化をめぐる議論に並行して、経済開発省では1970年以降、主に第三総局第307課の科学・文化・研修課が、文化に関わる事業を実施している。

文化プロジェクトの例は、次のようなものである⁶⁷。

① ペトラにおける遺跡保護・修復センターの設立のためのヨルダン-ドイツプロジェクト

このプロジェクトは、1993年の終わりから着手され、センターは最初の遺跡修復が始まった96年3月には、事業を開始、現在では予定された機能のほとんどを果たしている。このプロジェクトに対するドイツの貢献は、600万マルク(約3億3600万円)である。

② ネパールのバクタプールにおける都市開発

バクタプールは、15世紀から18世紀にかけて、チベットとの貿易と王国としての独立から高い都市文化が存在したが、チベットとの貿易の途絶と1934年の大地震により、次第に崩壊していった。1974年に始まったこのプロジェクトは、ドイツの開発協力によって支援され、都市の歴史的な概観を維持し、衛生環境を改善し、自助を含むローカルな行政を強化することを目的とした。これにより、都市開発計画の達成、健康と衛生に

⁶⁶ BMZ, "Einbettung ins soziokulturelle Umfeld", BMZ, *Medienhandbuch : Entwicklungspolitik* 2000, 2001, p.208.

⁶⁷ Michael Bohnet, op.cit., pp.2-5.

ついでに教育、130の建物の修復、貯水施設の修復、6つの新しい学校の建築と60の学校の修復が行われた。ドイツは、1500万マルク(約8億4000万円)を支出した。

③ グアテマラのペタンにおける古代遺跡の保護

ペタンはマヤ遺跡のある地域だが、80年代の終わりに、集中豪雨や熱帯植物の生育、墓室や宝物の盗掘で、大きなダメージを受けていた。国立グアテマラ遺跡歴史協会は、この地域の文化的遺産を保護するため、自然遺跡公園の設立を計画し、ドイツ政府は、遺跡の修復やドイツ政府の支援が終了した後の国立協会スタッフの訓練などを行った。ドイツはこのプロジェクトに、400万マルク(約2億2400万円)を支出した。

④ タンザニアのザンジバルにおける「旧石器都市(“Old Stone Town”)」の都市開発

世界遺産に指定された、ザンジバルの中心地は、洪水とそれによるマラリアの発生、遺跡の破壊などに悩まされていた。1994年以来、歴史的な中心地に住む人々の健康状態の改善、観光に魅力的な遺跡の維持、河岸付近の衛生を目的に、下水施設と排水施設の改善、ラジオとテレビによる衛生キャンペーン、都市の衛生と維持のための自助グループの設立を行った。ドイツは1500万マルクの支援を行った。

⑤ アンデス高地(エクアドル、ペルー、ボリビア)における文化間二言語教育

このプログラムは、アンデス高地に居住する人々の初等教育の改善を目的に、スペイン語だけでなく、小学校で教えられていない母語の教育を支援するものである。ドイツは、カリキュラムを作成する公的組織の支援、教訓的な教材の開発、指導者の訓練を行っている。このプログラムは、70年代にペルーで始まり、続いてエクアドル、ボリビアで行われ、20年間でおおよそ3000万マルク(約16億8000万円)が支援されている。

また、1992年には、教育・研修の分野で、開発途上国における基礎教育の促進、職業研修、専門教育における協力という3点の戦略が打ち出され、以降、学术交流団体を中心に、多様な団体との協力のもとで、文化に関わる事業が行われるようになった。

特に専門教育の分野では、DAAD、フンボルト財団、ドイツ研究協会(DFG: Deutsche Forschungsgemeinschaft)との協力のもとに、奨学金、奨学生のフォローアップ、研究奨学金、研究協力、奨学生(ALUMNI)のデータベース構築などが行われている⁶⁸。

ドイツの開発NGOの活動に対しては、7億7600万マルク(約434億5600万円)の資金援助が行われている。教会の平和活動や人権擁護活動、政党財団の国際協力活動にも、連邦政府から資金が援助されている。1999年には、政党財団に対して発展途上国の支援活動に3億260万マルク(約169億4600万円)、東ヨーロッパの支援活動に5170万マルク(約28億9500万円)が支出された。

そのほか、ドイツ・ヴェレ放送研修センター(DWFZ: Deutsche Welle

⁶⁸ BMZ, “Academic co-operation with developing Countries,” unpublished paper, 2000.

Fortbildungszentrum für Hörfunk und Fernsehen) において、開発途上国の放送技術研修プロジェクトを行っている。これには、毎年 1000 人に奨学金が付与されている。

DAAD、フンボルト財団、ドイツ研究協会のプログラムに対しては、経済開発省は 1999 年に 4200 万マルク(約 23 億 5200 万円)の補助金を拠出している。DAAD は、経済開発省の補助金で、8 つのプロジェクトベースの奨学金事業を行っている。フンボルト財団は、開発途上国の研究者に対する奨学金事業を行っている。また、1998 年よりゲオルク・フォルスター学術奨学金 (Georg -Forster-Forschungsstipendien) を、途上国の優秀な研究者のドイツでの研究に与えている。ドイツ研究協会は、発展途上国の研究者による共同研究と文献の援助を実施している。そして、開発協力活動においては、ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス (GIIN) は職業教育を以前に受けた人々との連携を担っており、これに対して、経済開発省は 2000 年に 70 万マルク(約 4000 万円)を拠出している⁶⁹。

以上のように、経済開発省の事業は、70 年代から 80 年代にかけて、国際協力における文化が重視される中で、文化プロジェクトが数多く行われるようになった。このプロジェクトは、文化遺産や都市の保護に加えて、多言語教育など、教育面でのより踏み込んだ事業も行われている。一方、90 年代には、専門教育の重要性が認識され、これにともない、専門教育のノウハウを保持する学术交流団体や NGO、GIIN のような国際交流団体など、多様な団体との連携の中で、国際協力事業が進められているのである。

(2) ドイツ国際開発財団 Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung (DSE)

DSE の事業の主要な目的は、発展途上国と先進国との間の対話、交流である。DSE は、この目的を遂行するため、7 つのセンターのもと、教育・科学・資料、経済・社会開発、行政、職業訓練、健康、ジャーナリズムの各分野で、政策対話と発展途上国の専門家の訓練を行っている。また、ドイツの技術・文化協力の専門家とその家族の支援を併せて行う。これらの事業には、ドイツや他の国に 3 ヶ月まで滞在する短期プログラムと、3 ヶ月から 2 年まで滞在の長期プログラムがある。これらは、プロジェクトベースのものとそうでないものがある。また、数年にわたる期間で、他の組織との相互協力に基づく短期プログラムと長期プログラムの複合プログラムがあり、これはプログラム・パッケージと呼ばれている⁷⁰。

1990 年代半ばに、経済開発省の意向を受けて DSE は、基礎的な訓練から専門的訓練、対話、政治的目的への転換を方針とした。これにより、①システムの開発、②適応的な政治的枠組みの創造、③政策決定能力の強化を目的とし、政治的に優先順位の高い地域に協力を集中し、第 3 セクターなど参加者の幅を広げ、経験の交流という対話の要素を重視す

⁶⁹ BMZ, *Medienhandbuch : Entwicklungspolitik* 2000, 2001, pp.145-153.

⁷⁰ <http://www.dse.de>

るという転換を図っている⁷¹。

DSEはその事業を経済開発省のガイドラインに基づいて行っており、その資金の多くは経済開発省から出ているが、いくつかのプログラムは、他の連邦官庁、州政府、EUの補助金で実施されている。1999年度は、1億750万マルク(約60億2000万円)のうち、44.2%にあたる4750万マルクは人件費を含めた組織費用に、6000万マルクはプログラムにあてられている。

1990年代初頭には、予算の実質的な減少と柔軟な資金の使途に対する制限が強まったが、東ヨーロッパ支援におけるDSEの役割が再認識され、1995年には、事業の参加者数、予算ともに過去最高となった⁷²。

DSEのプログラムに参加したメンバーとは、インターネットを通じて連携がとられ、経験の交流と専門知識の促進が図られている。インターネットを利用した事業としては、1000団体が参加する大学交流であるLAUNCH (Learning for University Change)、アフリカでの環境に適応した農業を推進するNECOFA(Network for Ecofarming in Africa)などがある。

事業は全体として、東ヨーロッパに対しては増加しているが、それ以外は減少している。プログラムの減少は、主に経済開発省の方針に沿って、優先順位の高い国を設定し、その相手国中心となっていることによる⁷³。

またDSEでは、経済開発省と同様に、DAADやGTZ (German Agency for Technical Cooperation)、NGO、省庁、財団、専門組織など多様な団体との協力のもと、事業が行われている。特に、DAADは留学生についての専門的知識と経験を持っており、国際協力政策において専門的訓練が重視されるにつれ、DSEは協力を強めている⁷⁴。また、DSEと同様に人的交流による国際協力を行っているCDG (Carl Duisberg Gesellschaft)との合併が、決定されている。地域適応センター(ZA)では、外国に派遣される前に3ヶ月間、ドイツ人に対する言葉や文化的訓練を行うが、ここでは、GIINスタッフも含めあらゆる専門家が研修を受けている。

さらに、フンボルト財団、CDG、DAAD、ドイツ開発協会(Deutscher Entwicklungsdienst)、GIIN、世界文化の家、IfAとともに、<www.deutsche-kultur-international.de>というウェブサイトで、職業教育、青年交流、ドイツ語、メディア、学術についての情報提供を、共同で行っている。

以上のように、DSEでは、基礎的な訓練から専門的訓練、対話、政治的目的への転換を

⁷¹ Heinz Bühler, "Shaping Change in a Globalizing World 40 Years DSE Positioning and Perspectives," DSE, *D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August 1999, p.8-11.

⁷² Heinz Bühler, loc.cit.

⁷³ BMZ, *Medienhandbuch: Entwicklungspolitik* 2000, 2001, p.65.に、優先順位の高い国が列記されている。

⁷⁴ Heidemarie Wiczorek-Zeul, "People as the Pivot of Development: The Significance and Future of Human Resources," in DSE, *Cooperation D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August 1999, pp. 12-14.

方針とし、経験の交流など対話的要素を重視するようになってきている。インターネットによる事業は、同様に、経験や専門知識の交流を行っており、今後もこうした方向性は継続していくであろう。また、教育・研修を主とした DSE の活動は、東ヨーロッパへの支援においても重要視されており、経済開発省との密接な関係のもとで、経済開発省と同様に、国際交流団体、学術交流団体、NGO などの多様な団体との連携を強めながら、国際協力における文化的事業に関わっていくと考えられる。

4-4-5 開発協力における文化

ドイツの国際協力政策は、国際的な存在感を増しているとされる。平和政策、人権、女性の平等といった政策分野は、独自の目的領域として、高い価値を置かれている。活動領域の連携は、社会、政治、経済、環境という目的の連関に伴って進行しており、経済や社会分野のパートナーとの協力が密になっている。このような開発政策を効果的に行い、総合的な政策との一貫性を保つために重要な組織的前提条件は、整いつつあるとされる⁷⁵。

今後の重要課題として、地球規模の枠組み設定、貧困克服のためのアクションプラン、アフリカの重点化、議会や社会における開発政策の社会的基盤強化、東ヨーロッパの安定化、企業との開発政策における協力関係の構築、ヨーロッパの開発政策の改革が挙げられている⁷⁶。

また、DSEは、経済開発省の方針に従って、高い優先順位の相手国を中心に、90年代半ばに出された方針に従って、専門的訓練や経験の交流が拡大されていくと考えられる。予算的には減少傾向にあり、今後もその傾向は継続するであろう。

このような状況の中で、ドイツにおいては、開発協力における文化の役割は、文化協力プロジェクトの実施とともに、専門的知識や経験の交流という形態で、強化されていくと考えられる。そして、これを実施していくうえで、国際協力団体のみならず、学術交流団体や国際交流団体との協力が不可欠であり、ドイツの対外文化政策が人権や民主化といった幅広い文化概念を含む方針を打ち出していくと共に、両者の関係がますます深化していくといえるだろう。

⁷⁵ BMZ, *Medienhandbuch : Entwicklungspolitik 2000*, 2001, pp.18-35.

⁷⁶ BMZ, *op.cit.*, pp.35-39.

別添資料 主要国際交流機関基本データ

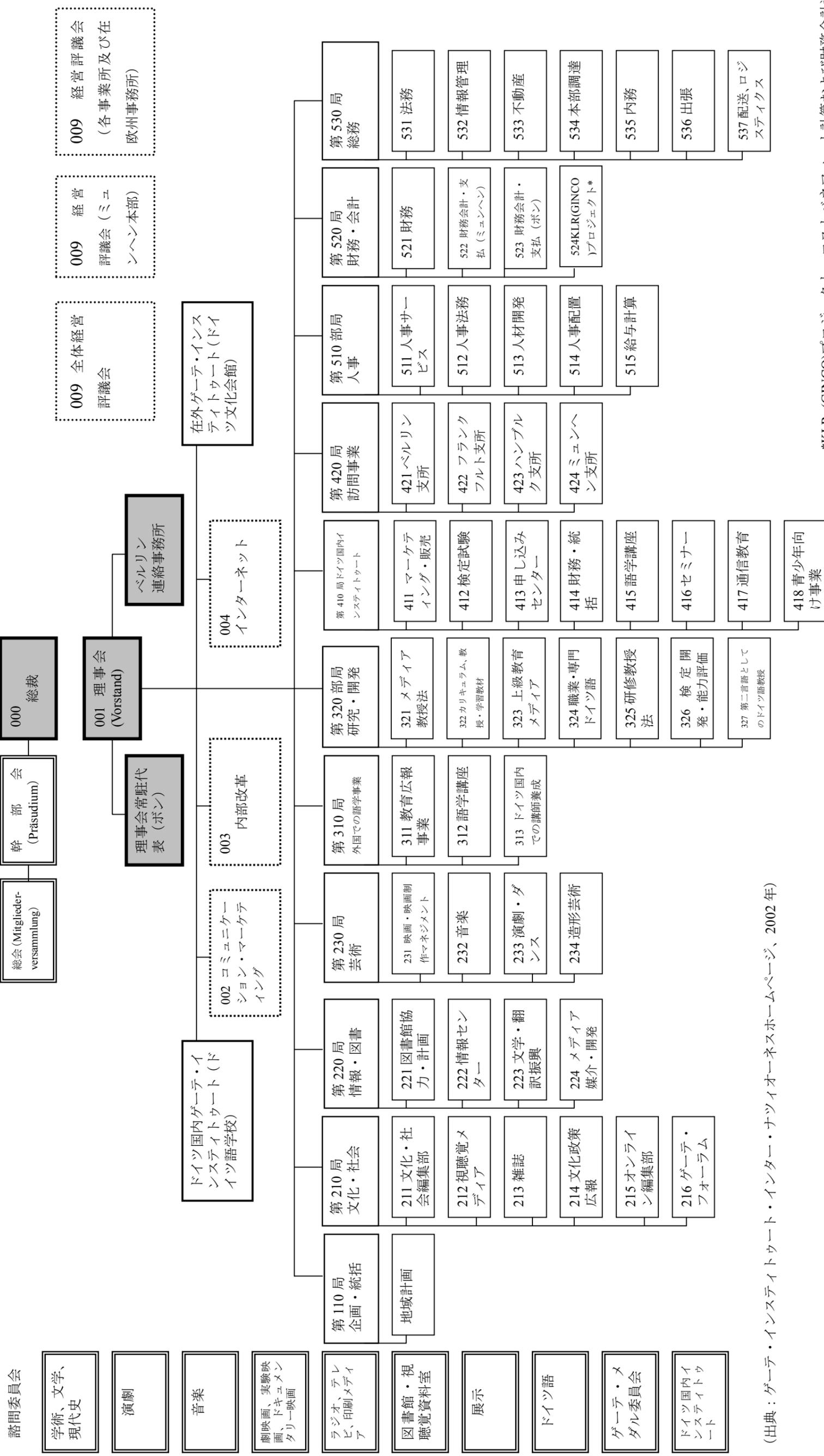
ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス

(2001年1月に二つの団体が統合し、現在組織編成中。以下のデータは、部分的に旧ゲーテ・インスティトゥートのものを表記している。)

組織	
団体名称	ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス (Goethe-Institut Inter Nationes e.V.)
所在地	1) ミュンヘン本部 (ゲーテ・インスティトゥート GI) Helene-Weber-Allee 1, 80637 München, Germany 電話 +49 (89) 1 59 21-0 ファックス +49 (89) 1 59 21-4 50 E-mail: zv@goethe.de ホームページ:http://www.goethe.de/ 2) ボン (インター・ナツィオーネス IN) Kennedyallee 91-103, 53175 Bonn, Germany 電話 +49 (228) 880 0 ホームページ:http://www.inter-nationes.de E-mail: info@inter-nationes.de 3) ベルリン (連絡事務所) Neue Schönhauser Straße 20, D-10178 Berlin, Germany 電話 +49 (30) 259 06 - 470/3 ファックス+49 (30) 259 06 - 565 E-mail: hofmann-steinmetz@goethe.de
代表者	Hilmar Hoffmann (総裁 Präsident、2001年末退任予定) Joachim-Felix Leonhard (事務総長、Generalsekretär)
沿革	設立年: GI1951年(前身は1932年)、IN1951年 設立形態: 社団法人 (eingetragener Verein)。1966年法人格取得 法的基礎は定款 (Satzung) および政府との枠組み協定 (Rahmenvertrag) 設立趣旨: ①外国におけるドイツ語の普及、 ②国際文化協力の振興、 ③ドイツの文化的、社会的および政治的生活の情報提供を通じた、包括的ドイツ像の伝達。
意思決定 (2000年当時の旧 GI)	実働幹部→理事会 Vorstand (総裁、事務総長、副事務総長) 運営方針の審議→総会 Mitgliederversammlung (年2回開催) 理事会の決定した事業基本方針に対する承認→幹部会 Präsidium 総裁、副総裁は総会会員から選出する。

	<p>機構 (2000年当時の旧GI)</p>	<p>理事会(総裁、事務総長、副事務総長) 幹部会(総裁と2名の副総裁、総会出席の職員代表3名、その他の会員代表6名、外務省と連邦大蔵省の代表。ゲストとしてDAAD、フンボルト財団、IfA等他の国際交流機関代表) 総会(正規会員→外務省代表1名を含む各界有識者30名 非常勤会員→連邦議会各会派、州文部大臣会議(KMK)代表職員代表3名) 国内部門:事務総長—外国事業所部門および情報メディア部門 副事務総長1—国内事業・研究開発諸部門 副事務総長2—官房諸部門 国内事務所:ミュンヘン本部、ベルリン連絡事務所、15のインスティトゥート(ドイツ語学校) 海外事務所:76カ国に128のインスティトゥート(文化会館)と45の読書室(Lesesaal) 諮問委員会(各界専門家が事業分野別に助言。一部には外務省代表が出席)</p>
	定員数	<p>会員 Mitglied 37名(常勤30名/非常勤7名) 職員約3500名(うち現地職員2250名、そのほとんどは語学講師)</p>
事業		
	主要事業	<p>1) GI:国内事業(ドイツ語学校、夏期ドイツ語講座の運営) 外国事業(文化会館でのドイツ語普及、国際交流、広報) 2) IN:広報資料作成配給事業、ドイツ訪問プログラム実施事業</p>
	各種実績 (GI外国事業、IN事業)	<p>ドイツ語普及事業:語学講座、教育広報 国際交流事業:学术交流、映画、演劇、音楽、展示、メディア 広報資料作成配給事業:印刷・視聴覚資料の作成と配給 ドイツ訪問プログラム実施事業:各界代表者の招聘 このほか、ドイツの本の外国語への翻訳振興など。 ドイツ語関係事業は、中東欧・旧ソ連地域を重点としている。</p>
資金		
	予算	1999年現在約4億8700万マルク(約272億7200万円)
	資金源	外務省補助金約3億400万マルク、自己収入約1億3000万マルク

(2002年7月19日現在)



(出典：ゲーテ・インスティテュート・インター・ナツィオナーネスホームページ、2002年)

*KLR (GINCO)プロジェクト：コストベネフィット計算および財務会計導入計画。

2001 会計年度より開始。

対外関係協会

組織	
団体名称	対外関係協会 (Insitut für Auslandsbeziehungen e.V.)、略称 IfA、英語名 Institute for Foreign Cultural Relations
所在地	Charlottenplatz 17, D-70173 Stuttgart, Germany 電話+49 (711) 2225-0 ファックス+49 (711) 226 43 46 ホームページ http://www.ifa.de/ E-mail: info@ifa.de
代表者	Alois Graf von Waldburg-Zeil (総裁 Präsident) Dr. Kurt-Jürgen Maaß (事務総長 Generalsekretär)
沿革	1917年(ドイツ外国協会 Deutsche Ausland-Institut、1949年 IfAとして再建) 設立形態: 社団法人 (eingetragener Verein) 1996年法人格取得 設立趣旨(戦後): 国際交流の推進
意思決定	実働幹部→総裁、事務総長および副事務総長 運営方針の承認→幹部会 Präsidium 運営方針の審議→総会 Mitgliederversammlung *組織のモデルは統合前のゲーテ・インスティトゥートとのこと。
機構	総会(会員 Mitglied は各界有識者 25名) 幹部会(総会会員のうち、総裁、外務省文化局長、連邦新聞広報庁外国局副局長、BW州文化省国際関係局長、シュトゥットガルト市文化・教育・スポーツ局長を含む10名) 国内部門: 芸術(Kunst)、コミュニケーション(Wort)、メディア(Media)、総務(Verwaltung) 国内事務所: シュトゥットガルト(本部とギャラリー)、ベルリン(編集部とギャラリー)、ボン(ギャラリー) 海外事務所: なし
定員数	役員: 会員 25名 職員: 75名(うち司書12名を含む図書館スタッフ17名)
事業	
主要事業	芸術事業、コミュニケーション事業、メディア事業
各種実績 (数字は 2000 年の実績)	芸術事業: 海外展示(ドイツの現代芸術を中心に66の巡回展示)、国内展示(特に第三世界出身の外国人芸術家の作品)、展示事業のコンサルティング コミュニケーション事業: 異文化関係に関する講演会・研修会、ドイツ語講座 メディア事業: 専門図書館(蔵書39万3000冊)、出版(『文化交流雑誌 <i>Zeitschrift für KulturAustausch</i> 』)、インターネットによる国際交流情報の収集と提供
資金	
予算(1997年)	総支出 2283万3368万マルク(約12億7866万円)
資金源	連邦政府(総収入の約50%)、バーデン・ヴュルテンベルク州(同約7%+本部建物の無料リース)、シュトゥットガルト市(同約4~5%)、自己収入(家賃収入、諸サービス提供)

世界文化の家

組織	
団体名称	世界文化の家 (Haus der Kulutern der Welt) 略称 HKW、英語名 House of World Cultures
所在地	ベルリン John-Foster-Dulles-Allee 10 D-10557 Berlin, Germany 電話+49-30-39 78 70 Fax +49-30-394 86 79 E-mail:info@hkw.de ホームページ http://www.hkw.de/
代表者	ハンス-ゲオルグ・クノップ (Hans-Georg Knopp) 館長 (Generalsekretär)
沿革	設立年 1989 年 設立形態 有限会社 (GmbH) 1984 年 11 月、連邦議会で FDP が、ベルリンに「世界文化の家」を設立することを提案した。88 年 6 月 9 日ベルリン州議会を通過する。1989 年 1 月、ギュンター・ケーネン (Günter Coenen) を初代の事務局長に 24 人のスタッフで事業を開始された。 設立時には、連邦共和国と他の国の文化との間の対話が活動の目的とされ、その主要目的は現在も継続している。
意思決定	理事会、諮問委員会
機構	理事会 (構成メンバー) 6 省庁の代表 (連邦、州) 広報、人事・財務、プロジェクト仲介、公演、NEXT (文化間青年プロジェクト)、プロジェクトの専門分野として、文学・社会・学術、造詣美術・映像・メディア、音楽・舞踊・演劇の各部門がある。 国内事務所、海外事務所 共にない。
定員数	職員 (正規職員/専門員・教師等) 職員 42 名 (2001 年) 現在 42 人の職員のうち 3 人 (館長、副館長、他) が、GIIN の現代芸術を専門とする職員の出向である。
事業	
主要事業	対話、現代芸術、協力を目的として、トピック中心のものとインターディシプリナルのものが行われる。これを、2~3 の年間テーマを決定して行っている。
各種実績	300 万マルクが外務省から、200 万~500 万マルクが他の省庁や団体からで、年間 400~500 のイベント、100~200 の国外イベントごとに予算が組まれる。
資金	
予算	年間支出約 1200 万~1500 万マルク (約 6 億 7200 万~8 億 4000 万円)
資金源	外務省、連邦文化メディア委員会、ベルリン州科学学術文化省、政党財団、DAAD (ベルリンアーティストプロジェクト)、劇場などの各団体。 企業の支援や「友の会」(Circles of Friends: Freundeskreis) の設立で個人からの支援も得る。

ドイツ学術交流協会

組織	
団体名称	ドイツ学術交流協会 (Deutscher Akademischer Austauschdienst) 略称 DAAD、英語名 German Academic Exchange Service
所在地	1) ボン (本部) Kennedyallee 50, D-53175 Bonn, Germany 電話 +49 (228) 882-0 ファックス +49 (228) 882-444 ホームページ: http://www.daad.de/ E-mail: postmaster@daad.de 2) ベルリン事務所 Im Wissenschaftsforum am Gendarmenmarkt Markgrafenstraße 37, D-10117 Berlin Germany 電話 +49 (30) 20 22 08-0 ファックス +49 (30) 204 12 67 ホームページ http://www.daad.de/berlin/ E-mail: BKP.berlin@daad.de
代表者	Professor Dr. Theodor Berchem (総裁 Präsident) Dr. Christian Bode (事務総長 Generalsekretär)
沿革	設立年: 1925年 (1950年に再建) 設立形態: 社団法人 (eingetragener Verein)、法的根拠は定款 (Satzung) 設立趣旨: 国際学術交流 (特に研究者、学生の交流)
意思決定	実働幹部→総裁、事務総長、副事務総長 (2名) 事業の基本方針諮問→総会 Mitgliederversammlung 具体的諮問、予算承認→管理委員会 Kuratorium 事業の総括→理事会 Vorstand
機構	総会: 理事会、管理委員会、事務総長で構成 管理委員会: 連邦政府代表 6名 (外務省、連邦教育学術研究技術省、連邦経済協力開発省、連邦内務省、連邦経済省、連邦労働社会省から各 1名)、その他関係者代表約 20名強 (州文部大臣会議、高等教育機関、学生組合、他の公的国際交流機関等) 理事会: 総裁、副総裁 2名、国際交流関係有識者 9名、「ドイツ学術のための寄付者連盟 (Stifterverband)」代表 1名、学生代表 3名 国内部門: 総務部、国内国際プログラム担当部、北半球プログラム担当部、南半球プログラム担当部 国内事務所: ボン本部 (事業の大部分の統括) ベルリン事務所 (芸術家事業、留学情報提供) 海外事務所 13 (各地域で実施する事業の連絡事務)
定員数	役員(常勤/非常勤) 職員総計 462名 (うち 365名がボン本部勤務、2000年現在) *常勤職員 (外務省出資の組織運営予算で雇用) が 3分の 2、残りがプロジェクトスタッフ (事業予算で雇用) と契約職員。後二者の比率が高まる傾向にある。

事業	
主要事業	人物交流。中核的事業は大学・大学院レベルの留学生招聘と、外国の大学へのドイツ人講師派遣。芸術家や外交官など、各界の若手専門家の交流事業も。
各種実績	①高等教育レベルの留学・職業研修→事業予算の約 59% ②国際学術協力プロジェクト（途上国からの留学生招聘、大学に対する援助等）→同約 17.5% ③ドイツ語・ドイツ研究振興→同約 18.2% ④奨学金事業の監督、フォローアップ、コンサルティング→同約 5.3%
資金	
予算	1999年の年間支出約4億2230万マルク（約236億4880万円）
資金源	連邦政府補助金（1999年3億6530万マルク、総予算の86%） 内訳：外務省約60%、連邦教育学術研究技術省28%、ほか連邦経済協力開発省、連邦経済省、その他連邦諸機関州の補助金、EU補助金、民間寄付（DAAD財団）

フンボルト財団（数字は1999年現在）

組織	
団体名称	アレクサンダー・フォン・フンボルト財団 (Alexander von Humboldt-Stiftung)、略称フンボルト財団 (AvH) 英語名 Alexander von Humboldt Foundation
所在地	Jean-Paul-Str. 12, 53173 Bonn, Germany 電話+49 (228) 833-0 ファックス+49 (228) 833-199 E-mail: general@avh.de (総務部) ホームページ http://www.avh.de/
代表者	Prof.Dr. Wolfgang Frühwald (総裁 Präsident) Dr. Manfred Osten (事務総長 Generalsekretär)
沿革	設立年：1953年 (前身は1860年) 設立形態：公法上の財団。法的基礎は財団定款 (Stiftungssatzung) 設立趣旨：国際学術交流の推進 (特に外国籍研究者の助成)
意思決定	実働幹部→総裁、事務局長、副事務局長 事業の監督と方針承認、選考委員の任命→理事会 助成対象者の選考→選考委員会 (Auswahlausschüsse)
機構	理事会：総裁、国内の主要学術関連機関 (ドイツ学術振興会、マックスプランク研究所、大学学長協議会、州文部大臣会議) 代表、DAAD 代表、外務大臣、連邦教育学術研究技術大臣 国内部門：①理事会・企画、②総務、③助成対象者選考、④国内助成、⑤外国助成 国内事務所：本部 (ボン郊外)、ベルリン支所 海外事務所：ワシントン DC
定員数	役員：理事7～8名 (無給) 職員：総計112名
事業	
主要事業	学術交流 (ポストドクレベルの若手研究者助成)
各種実績	外国人研究者対象フェローシップ (1519名) ドイツ人研究者対象フェローシップ (390名) 優秀な研究の表彰 (125件、うちマックスプランク研究所と共同12件) ほかフォローアップ、出版助成、欧米若手リーダー特別交流事業
資金	
予算	1999年の年間支出約1億1730万マルク (約65億6880万円)
主たる資金源	政府補助金 (事業予算、組織運営予算のほとんどをカバー) 事業予算向け補助金総額9051万マルク 外務省：外国人フェロー助成予算 (4207万マルク) +組織運営予算の約75% 連邦教育学術研究技術省：主にドイツ人フェロー助成と各種研究賞 (合計2547万マルク) 連邦経済協力開発省：途上国からのフェロー招聘 (496万マルク) 財団資本金の運用益 (組織運営予算の一部、不動産関係予算) *資本金は外務省からの出資が基本である。

コンラート・アデナウアー財団

組織	
団体名称	コンラート・アデナウアー財団 (Konrad-Adenauer-Stiftung e.V.) 略称 アデナウアー財団 (KAS)、英語名 Konrad Adenauer Foundation
所在地	① サンクト・アウグスティン (ボン近郊) Rathausallee 12, D-53757 Sankt Augustin, Germany 電話 +49-22 41-246-0 Fax +49-22 41-246-591 ② ベルリン Tiergartenstraße 35, D-10785 Berlin, Germany 電話 +49-30-269 96-0 Fax +49-30-269 96-261 E-mail: zentrale@kas.de ホームページ http://www.kas.de/
代表者	ギュンター・リンシエ (Prof. Dr. Günter Rinsche) 代表 (Vorsitzender)
沿革	設立年 1956年 設立形態 登記社団 (e.V.) 1956年に創設されたキリスト教民主主義教育活動協会 (Gesellschaft für christlich-demokratische Bildungsarbeit) を前身とし、1964年、最初の連邦総理大臣であり CDU のコンラート・アデナウアーの名をとって設立された、CDU 寄りの政党財団である。民主主義の強化を目的として活動を行う。1998年半ばには、コンラート・アデナウアー財団アカデミーをベルリンに建設し、新しい首都での存在感を強めるため、首都フォーラムを開催している。
意思決定	理事会 (Vorstand) 代表、副代表(2名)、会計責任者、事務総長に、14名の理事で構成されている。 総会 (Mitgliederversammlung) 55人 理事会事務所 (Vorstandsbüro) 総会、理事会、管理委員会 (Kuratorium) の各協議会の補助を行う。
機構	国内政策・市場経済、国際協力Ⅰ、国際協力Ⅱ、青年育成・文化、学術、政治教育・自治体政策、人事・管理、財政、情報処理の各部門が活動を行う。 アデナウアー財団は、政党財団の中で唯一文化部門を持っており、留学生支援や作家・芸術家支援を行っている。また、海外事務所は約50、そのうちアジア・アフリカ・中南米で国際協力活動を行う海外事務所は、43ヶ所で、55人のスタッフが活動している。
定員数	役員(常勤/非常勤) 74名 職員 約600名(1999年) うち海外スタッフ80名
事業	
主要事業	① 政治教育の多様なプログラムを通じた民主主義教育 ② 優秀な人材や社会的政治的な活動に従事する学生の援助 ③ 実地的な研究・学問的仲介・政治的会議 ④ 歴史的遺産の保護と整理 ⑤ 国際協力と文化間の政治対話 ⑥ 芸術家支援の知的文化的プログラム
各種実績	表1参照。
資金	
予算	総予算 1999年の年間支出約2億970万マルク (約117億4320万円)
資金源	年間予算の96.3%が連邦補助金(外務省と経済開発省)である(1999年)。

表1：アデナウアー財団（KAS）事業別実績（2000年）

事業	支出（千マルク）
学生支援	14,849
セミナー等	11,600
国際協力	103,580
出版・催し	1,953
研究プロジェクト	431
芸術・文化支援	1,417
その他	69
計	133,899

出典：KAS, *Jahresbericht 1999*, p.87.

フリードリッヒ・エーベルト財団

組織	
団体名称	フリードリッヒ・エーベルト財団 (Friedrich-Ebert-Stiftung e.V.) 略称 エーベルト財団 (FES)、 英語名 Friedrich Ebert Foundation
所在地	①ベルリン Hiroshimastraße 17 D-10785 Berlin, Germany 電話+49-30-2 69 35-923 Fax +49-30-2 69 35-951 ②ボン Godesberger Allee 149 D-53175 Bonn, Germany 電話+49-228-883-666 Fax +49-228-883-396 ホームページ http://www.fes.de/
代表者	ホルガー・ビュルナー (Holger Börner) 議長 (Vorsitzender)
沿革	設立年 1925年 設立形態 登記社団 (e.V.) 本財団は、1925年、ドイツで初めて民主的に選出された大統領であるフリードリッヒ・エーベルトの政治的遺産として設立されたSPD (社会民主党) 寄りの財団である。1933年にはナチスによって活動を禁止されたが、1947年再建され今日に至っている。活動の目的を次の5点としている。 ① 民主主義と多元主義の精神で、個人の政治的社会的教育を促進する ② 国際理解と協力に貢献する ③ 奨学金の付与によって内外の有為な青年に大学教育と研究の機会を与える ④ 学術研究の促進 ⑤ 文化と芸術の支援
意思決定	議長、副議長2名、事務局長のほか、6人の理事で構成される理事会 (Vorstand)、総会 (Mitgliederversammlung des Vereins der FES)、管理委員会 (Kuratorium) が決定を行う。
機構	政治教育、国際協力、学術活動、管理の4部門から成っており、国際協力部門には開発協力と国際対話の課を、また学術活動部門では内外の学生に対する奨学金プログラムを持っている。 国内事務所数 教育センター 6、地域オフィス 12 海外事務所数 90
定員数 (1999年)	役員(常勤/非常勤) 理事会 10名 総会 122名 管理委員会 70名 職員 607名 海外事務所職員 (正規職員/現地職員) 91名

事業	
主要事業	<p>① 開発協力：アジア、アフリカ、中南米の60カ国に事務所を持ち、80人のドイツ人スタッフが地域スタッフと共に、社会政治的開発と経済的社会的発展の分野でプロジェクトに従事している。1960年代のアジア・アフリカ諸国の独立を受けて、事業が開始された。現在では、予算のほぼ半分がこの事業に当てられている。</p> <p>② 国際対話：ヨーロッパ、旧ソ連、米国、日本に33の事務所を持つ。特に、東ヨーロッパ地域では、特に労働市場、社会・メディア・環境政策の分野で、民主化のプロセスの支援、市民社会の確立、市場経済への移行を支援している。</p> <p>③ 政治教育：国内の市民に対して多様なイシューの教育を行っている。</p> <p>④ 研究：実用的な学術研究を中心に対話や会議をおこなっている。</p> <p>⑤ 奨学金プログラム：ドイツ内外の学生や研究者を支援。1999年には、外国人留学生1300人に奨学金が与えられている。アジア（46%）、ヨーロッパ（29%）、アフリカ（17%）の順。</p>
各種実績	下記表1参照。
資金	
予算	1999年の年間支出約208万マルク（約1億1648万円）
資金源	連邦政府から政党財団全体に対する補助金のうち、FESはKASと並ぶおよそ32.5%を得ている。 連邦教育学術研究技術省（1010万マルク）、連邦内務省（5560万マルク）、外務省（1000万マルク）に加えて、州やECからも補助金が出ている。

表1：エーベルト財団（FES）事業別実績（2000年）

事業	支出（単位：千マルク）
学生支援	18,645
市民教育、政治社会教育（セミナー等）	33,286
国際協力	124,915
出版	—
研究プロジェクト	15,181
芸術文化支援	—
その他	134
	192,161

出典：FES, *Jahresbericht der Friedrich-Ebert-Stiftung 1999*, p.63.

フリードリヒ・ナウマン財団

組織	
団体名称	フリードリヒ・ナウマン財団 (Friedrich-Naumann-Stiftung) 略称 ナウマン財団 (FNS)、英語名 Friedrich Naumann Foundation
所在地	①ポツダム (ベルリン近郊) Weberpark, Alt-Nowawes 67 14482 Potsdam-Babelsberg, Germany 電話+49-331-7019-0 Fax +49-331-7019-188 ②ベルリン Tempelhofer Ufer 23/24 10963 Berlin, Germany 電話+49-30-23 55 36-0 Fax +49-30-23 55 36-70 E-mail fnst@fnst.org ホームページ http://www.fnst.org
代表者	Dr. Jurgen Morlok (ユルゲン・モーロク) 管理委員会代表 (Kuratorium Vorsitzender)
沿革	設立年 1958年 設立形態 登記社団 (e.V.) 1958年、自由主義政策の為の財団として、自由主義者フリードリヒ・ナウマンの民主主義を学ぶ「市民の学校」という理念を引き継ぎ、連邦大統領テオドア・ホイス (Theodor Heuss) などにより設立された FDP(自由民主党)寄りの財団である。自由主義の理念を世界中に普及すること、民主主義の強化、抑圧的体制への反対がその目的とされた。本部は、首都移転に伴って東ドイツ地域を重視するため、2000年に、ボン近郊のケニヒスヴィンター (Königswinter) から、ベルリン近郊のポツダムに移された。
意思決定	29名で構成されている管理委員会 (Kuratorium) の下に、7名の理事による理事会 (Vorstand) がある。その他に、プログラム委員会と財政委員会が組織されている。
機構	政治・国際協力、学術機関・奨学、自由主義、財政・管理、人事の各部門がある。 国内事務所数 州財団 12 教育センター 4 海外事務所数 14
定員数	役員(常勤/非常勤) 36名 職員 国内 181名 (1999年) 海外事務所職員 33名
事業	
主要事業	① 政治教育：政治教育を通して、自由主義の達成を目指している。 ② 政治対話：世界中で理念、経験、意見の交流を行うことを目的に、会議やワークショップなど、多様な人々が新しい自由主義の解決策を議論する場を提供する。 ③ 政治的助言：経済的・政治的・社会的問題の解決を行う。これによって、リベラリズムの強化、法治国家構造の促進、地方自治の促進などの様々な分野で、海外の自由主義のパートナーを支援する。

		④ 学生支援：世界中の自由主義の理念を持った有為な青年を助成し、多様な教育の機会やセミナーの開催など、資金的・理念的に支援する。 ⑤ 資料収集：ドイツの自由主義に関する資料を収集する。
	各種実績	留学生の支援 ドイツ人学生 495 人に 470 万マルク 海外の学生 104 人に 173 万マルク (1999 年) 国際協力活動 活動地域 約 70 カ国 その他、表 1、表 2 参照。
資金		
	予算	1998 年の年間支出約 8830 万マルク (約 49 億 4480 万円)
	資金源	連邦経済開発省から 4300 万マルク、連邦内務省から 2050 万マルク、外務省から 480 万マルク、連邦教育・学術研究技術省から 410 万マルクの補助金を受けている。政党財団に対する補助金のうち 12% を占めている。また、EU からは 160 万マルクの支援を受けている。外国人学生に対する奨学金は、すべて外務省から拠出されている。

表 1：ナウマン財団 (FNS) 事業別実績 (2000 年)

事業	支出 (マルク)
学生支援	6,511,308
市民教育・社会政治教育	12,981,100
国際協力	39,223,609
出版	230,000
研究プロジェクト	1,346,266
計	60,292,283

出典：FNS, *Zahlen, Daten, Fakten 1999*, p.15.

表 2：ナウマン財団 (FNS) 地域別事業実績 (1999 年)

	割合 (%)
複数地域	17.2
アジア	25.5
アフリカ	10.9
ラテンアメリカ	19.3
地中海地域	10.5
中央・東ヨーロッパ	16.6
計	100.0

出典：FNS, *Zahlen, Daten, Fakten 1999*, p.4.

ドイツ文化評議会

組織	
団体名称	ドイツ文化評議会 (Deutscher Kulturrat e.V.)
所在地	①ボン Weberstraße 59a, 53113, Bonn, Germany 電話+49-228-20 135-0 Fax +49-228-20 135-21 ②ベルリン Burgstraße 27 10178 Berlin, Germany 電話+49-30-2472 8014 Fax +49-30-2472 1245 E-mail: post@kulturrat.de ホームページ http://www.kulturrat.de/
代表者	フランツ・ミュラー・ヒューザー (Prof.Dr.Franz Müller-Hueser) 議長 (Vorsitzender)
沿革	設立年 1982年 設立形態 登記社団 (e.V.) 設立趣旨 活動の目的は、文化と芸術家の支援並びにその発展のための前提条件を改善すること、連邦レベルの専門を超えた問題を、あらゆる分野の文化政策的議論の中に提示することである。
意思決定	意思決定機関／プロセス 議長と2人の副議長で構成される代表者評議会理事会 (Vorstand des Sprecherrates)、代表者評議会 (Sprecherrat)、総会 (Mitgliederversammlung) が、活動を決定する。
機構	① 代表者評議会理事会 (Vorstand des Sprecherrates) ② 代表者評議会 (Sprecherrat)、 ③ 総会 (Mitgliederversammlung) ④ 代表者評議会、総会は、8部門の代表者によって構成される。 ⑤ ドイツ音楽評議会 (Deutscher Musikrat) : 91 団体 ⑥ 舞台芸術評議会 (Rat für darstellende Künste) : 26 体 ⑦ ドイツ文学会議 (Deutsche Literaturkonferenz) : 23 団体 ⑧ 芸術評議会 (Kunstrat) : 24 団体 ⑨ 建築文化評議会 (Rat für Baukultur) : 8 団体 ⑩ デザイン部門 (Sektion Design) : 8 団体 ⑪ 映像部門 (Sektion Film/AudioVision) : 4 団体 ⑫ 社会文化評議会 (Rat für Soziokultur) : 13 団体 ⑬ また、6つの専門委員会 (Fachausschüsse) がこれらに対して助言を行う。
定員数	役員(常勤/非常勤) 3名 職員 (正規職員/専門員・教師等) 10名 8部門 197 団体 (1999年)

事業		
	主要事業	分野、主要プログラム多様な分野の文化に関わるロビー活動を行い、文化事業は行っていない。 分野横断的な文化政策のとりまとめと政治相談 芸術を中心とした学術社会における文化振興 カルチュラル・コンタクト・ポイント 出版事業
	各種実績	
資金		
	予算	総予算 105万7980マルク（2000年）
	資金源	連邦教育学術研究技術省 23% EU 15% 連邦首相府文化・メディア担当局 15% その他、分担金、出版、プロジェクト相談

連邦経済協力開発省

組織	
団体名称	連邦経済協力開発省 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung) 略称 経済開発省 (BMZ) 英語名 Federal Ministry for Economic Cooperation and Development
所在地	①ボン Friedrich-Ebert-Allee 40 53113 Bonn 電話+49-228-535-32 13 Fax +49-228-535-32 05 (いずれも、第三総局第 307 課) ②ベルリン Stresemannstr. 94 10963 Berlin 電話+49-30-25 03-2451 Fax +49-30-25 03-25 95 ホームページ: http://www.bmz.de
代表者	ハイデマリー・ヴィーツォレク・ツォイル Heidmarie Wieczorek-Zeul (大臣 Bundesministerin)
沿革	設立年 1961 年 1952 年に西ドイツは、開発援助を「国連の拡大された補助プログラム」への財政出資の形態で行った。より積極的な政策は、連邦議会が 1950 年代の終わりに特に積極的な南北政策を設定したことに由来する。これを遂行するために、連邦政府は 1961 年 11 月、連邦経済協力省 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit : BMZ) を設立した。
意思決定	大臣、政務次官、事務次官
機構	大臣、政務次官、事務次官が調査官とともに議会・内閣関係、広報、基本方針・政策決定、渉外を行う。これらは、ベルリンで行われている。ボンでは、次の 4 つの部が事業を行う。 第一総局：管理、国内活動 第二総局：国や地域の開発政策を担当、政策対話や基本方針の設定 第三総局：二国間の開発協力の実施、二国間の財政的・技術的協力、NGO との協力、難民支援や緊急援助、平和政策や危機予防、対外政策、安全保障政策、人権政策を担当 第四総局：多国間の開発協力の実施、EU や国際機関との政策協力 また、外務省と経済開発省は、1999 年には 25 人の調査官を海外の大使館や国際機関に出向させている。
定員数	職員 570 名 (1999 年) 海外事務所職員 (正規職員/現地職員) なし

事業		
	主要事業	<p>文化に関わる事業は、主に第三総局第 307 課の科学・文化・研修課が実施する。文化プロジェクトの例は、次のようなものである。</p> <p>① ペトラにおける史跡保護・修復センターの設立のためのヨルダン・ドイツプロジェクト</p> <p>② ネパールのバクタプールにおける都市開発</p> <p>③ グアテマラのペタンにおける古代遺跡の保護</p> <p>④ タンザニアのザンジバルにおける「旧石器都市（"Old Stone Town"）」の都市開発</p> <p>⑤ アンデス高地（エクアドル、ペルー、ボリビア）における文化間二言語教育</p> <p>専門教育の分野では、DAAD、フンボルト財団、ドイツ研究協会（DFG:Deutsche Forschungsgemeinschaft）との協力のもとに、奨学金、奨学生のフォローアップ、研究奨学金、研究協力、奨学生（ALUMNI）のデータバンク構築などが行われている。</p>
	各種実績	文化に関わる実績についての整理されたものはない。
資金		
	予算	2000 年の年間支出約 71 億 253 万マルク（約 3977 億 4168 万円）
	資金源	政府予算

ドイツ国際開発財団

組織	
団体名称	ドイツ国際開発財団 Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung 略称 DSE 英語名 German Foundation for International Development
所在地	ボン Tulpenfeld 5 D-53113 Bonn, Germany 電話+49-228-2434-5 Fax +49-228-2434-999 E-maildse@dse.de ホームページhttp://www.dse.de/
代表者	アデルハイド・トレシヤー Adelheid Tröscher 総裁 (Präsidentin)
沿革	設立年 1959 年 設立形態 アジア・アフリカ諸国の独立とマーシャル・プランの経験から、「教育的援助 (educational aids)」の必要性が 50 年代に盛んに議論されたことを受けて、経済開発省が設立される 2 年前の 1959 年に、設立。7 つの専門別の教育センターが地域に分散して設置されている。DSE の本部は設立時よりベルリンに置かれていたが、ボンは首都移転に伴い国際協力センター (CIC: Center for International Cooperation) として国際協力団体の集まる都市とされ、DSE も 2000 年に本部をボンに移している。
意思決定	20 人の理事で構成されている理事会 (Kuratorium)
機構	事務局 (Geschäftsführung) のもとに、本部のほか、次の 7 つのセンターが設置されている。 ① 教育・学術・資料センター (ZED: Zentralstelle für Erziehung, Wissenschaft und Dokumentation): ボン ② 経済社会開発センター (ZWS: Zentralstelle für Wirtschafts- und sozialentwicklung): ベルリン ③ 地域適応センター (ZA: Zentralstelle für Auslandskunde): ボン ④ 公的行政センター (ZÖV: Zentralstelle für öffentliche Verwaltung): ボン ⑤ 職業訓練センター (ZGB: Zentralstelle für gewerbliche Berufsförderung): マンハイム、マグデブルク ⑥ 食料・農業センター (ZEL: Zentralstelle für Ernährung und Landwirtschaft): フェルダフィング (Feldafing)、ツォルタウ (Zschortau) ⑦ 健康センター (ZG: Zentralstelle für Gesundheit): ベルリン また、国際ジャーナリズム会館 (IIJ: Internationales Institut für Journalismus)、開発政策フォーラム (EF: Entwicklungspolitisches Forum) がベルリンにある。 海外事務所 なし
定員数	役員 (常勤/非常勤) 20 名 職員 (正規職員/専門員・教師等) 459 名 (1999 年)

事業	
主要事業	上記のセンターのもと、教育・科学・資料、経済・社会開発、行政、職業訓練、健康、ジャーナリズムの各分野で、政策対話と発展途上国の専門家の訓練を行っている。また、ドイツの技術・文化協力の専門家とその家族の支援を併せて行う。 インターネットを利用した事業としては、1000 団体が参加する大学交流である LAUNCH (Learning for University Change)、アフリカでの環境に適応した農業を推進する NECOFA(Network for Ecofarming in Africa)などがある。
各種実績	下記表 1、表 2 参照。
資金	
予算	1999 年の年間支出約 1 億 750 万マルク (約 60 億 2000 万円)
資金源	DSE はその事業を経済開発省のガイドラインに基づいて行っており、その資金の多くは経済開発省から出ているが、いくつかのプログラムは、他の連邦官庁、州政府、EU の補助金で実施されている。

表 1 : ドイツ国際開発財団 (DSE) 事業別実績 (1999 年)

事業	支出額 (単位: 万マルク)
発展途上国の研修生の受け入れ	48.8
発展途上国派遣の専門家の準備	4.3
BMZ 医療従事者プログラム	2.5
中東欧のパイロット・プログラム	2.2
他の研修プログラム	2.2
	60.0

出典 : DSE, *Annual Report 1999*, p.62.

表 2 : DSE 地域別実績 (1999 年)

	EF	IIJ	ZED	ZWS	ZA	ZÖF	ZGB	ZEL	ZG	計 (人)
アフリカ	49	15	320	256	0	336	354	691	470	2,491
アジア・太平洋	26	75	74	746	0	462	597	878	228	3,086
中近東	3	0	1	12	0	15	70	27	361	489
南米	16	2	227	316	0	406	136	389	218	1,710
先進国	216	0	3	30	671	74	11	97	4	1,106
ヨーロッパ	36	0	0	0	0	64	123	105	7	335
計 (人)	346	92	625	1,360	671	1,357	1,291	2,187	1,288	9,217

出典 : DSE, *Annual Report 1999*, p.68.

参考文献リスト

1 ドイツにおける国際交流概要

Antrag der Abgeordneten Monika Griefahn, ... und der Fraktion der SPD sowie der Abgeordneten Rita Griebhaber, ... und der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN,(2001)

“Auswärtige Kulturpolitik für das 21. Jahrhundert,“ 2001年4月24日(連邦議会資料 *Drs14/5799*)。(連邦議会決議案「21世紀のための対外文化政策」、連立与党諸会派により提出)

Auswärtiges Amt, (1970)

Leitsätze für die auswärtigen Kulturpolitik, (外務省「対外文化政策の原則」、1970年。)

Auswärtiges Amt, (1982)

Zehn Thesen zur kulturellen Begegnung und Zusammenarbeit mit Ländern der Dritten Welt, März. (外務省「第三世界諸国との文化交流・協力に向けての10のテーゼ」、1982年3月。)

Fischer, Joschka, (1999)

”Konzeption 2000,“ Berlin, Dezember. (ヨシュカ・フィッシャー外務大臣「対外文化政策2000年構想」、1999年12月。) 外務省ホームページ

<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/konzept2000.pdf>> (2001年9月1日現在) から PDF ファイルにてダウンロード。フランス語版もあり。

~~~~~, (1975)

”Bericht der Enquête-Kommission Auswärtige Kulturpolitik gemäß Beschluß des Deutschen Bundestages vom 23. Februar 1973,“ *Drucksache 7/215 (neu)*, 1975年10月7日(連邦議会資料 *Drs7/4121*)。(連邦議会対外文化政策調査委員会報告)

~~~~~, (1977)

”Stellungnahme der Bundesregierung zu dem Bericht der Enquête-Kommission „Auswärtige Kulturpolitik“ des Deutschen Bundestages“ *Drucksache 7/4121*, 1977年9月23日(連邦議会資料 *Drs 8/927*)。(連邦議会対外文化政策調査委員会報告に対する政府答申)

~~~~~, (2000)

“5. Bericht der Bundesregierung zur Auswärtigen Kulturpolitik“.

(連邦政府対外文化政策報告書、2001年8月。) 外務省ホームページ

<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/akp00.pdf>> (2001年9月1日現在) より PDF ファイルにてダウンロード。

## 2 政府部門

(下記資料のほか、項目1に記載した文献を参照。)

## 2-1 外務省

Auswärtiges Amt,

*Forum: Zukunft der Auswärtigen Kulturpolitik* (シンポジウム「対外文化政策の将

来」記録小冊子)

## 2-2 補論

~~~~~, (1999)

Anhörung zur Auswärtigen Kulturpolitik der Fraktionen von SPD und Bündnis 90/Die Grünen am 29. November 1999 (連邦議会連立与党諸会派主催の対外文化政策に関する公聴会記録)

3 公的専門機関

3-1 ゲーテ・インスティトゥート・インター・ナツィオーネス

Goethe-Institut, (1998)

Principles of Future Activity (1998年発行の新事業方針、英語版)

Goethe-Institut, (ca. 1998)

Satzung und Rahmenvertrag, München. (ゲーテ・インスティトゥートの定款と外務省との枠組み協定)

Goethe-Institut, (2000)

Goethe-Institut Jahrbuch 2000, 01.08.2000 (ゲーテ・インスティトゥート 2000年版事業報告)

Goethe-Institut, (2001)

Murnau, Manila, Minsk. 50 Jahre Goethe-Institut, C.H. Beck, München. (ゲーテ・インスティトゥート 50周年記念写真・論文集)

Joachim Sartorius, (1996)

In dieser Armut – welche Fülle!, Göttingen: Steidl. (1970年以降の対外文化政策とゲーテ・インスティトゥートを回顧する論文集)

3-2 対外関係協会

IfA, (1992)

”75 Jahre Institut für Auslandsbeziehungen Stuttgart 1917 bis 1992,“ *Zeitschrift für Kulturaustausch*, 1992/1, S. 141-155. (75年間の活動史)

IfA, (1997)

ifa//bericht 1995/96/97 (事業報告)

3-3 世界文化の家

~~~~~, (1975)

“Bericht der Enquête-Kommission Auswärtige Kulturpolitik gemäß Beschluß des Deutschen Bundestages vom 23. Februar 1973,“ *Drucksache 7/215 (neu)*, 1975年10月7日 (連邦議会資料 Drs7/4121)。

~~~~~, (2000)

"5. Bericht der Bundesregierung zur Auswärtigen Kulturpolitik 2000,“
<<http://www.auswaertiges-amt.de/www/de/infoservice/download/pdf/kultur/akp00.pdf>> (2001年10月1日現在)

Coenen, Günter, (1999)

“ Das Abenteuer Aufbruch : Die ersten Jahre des Hauses der Kulturen der Welt“,
Haus der Kulturen der Welt, *Zehn Jahre : Haus der Kulturen der Welt*.

Eckhardt, Ulrich, (1999)

“ Neue Horizonte : Das Haus der Kulturen der Welt und der Blick auf andere
Kulturen“, Haus der Kulturen der Welt, *Zehn Jahre : Haus der Kulturen der Welt*.

Haus der Kulturen der Welt, (1999)

“ 1989 bis 1999 : Haus der Kulturen der Welt“.

Haus der Kulturen der Welt, (1999)

Zehn Jahre : Haus der Kulturen der Welt.

Haus der Kulturen der Welt,

Tasks and Goals.

Naumann, Michael, (2001)

Die Schönste Form der Freiheit, Berlin:Siedler Verlag.

・ 参考機関

4-1 ドイツにおける学術交流の現状

Alexander von Humboldt Stiftung,

Foundation Informationen (ファイル入り組織紹介資料一式。年報、フンボルト紹介
豆本、組織自己紹介・個別事業紹介パンフレット、申請書等)

DAAD (Hrsg.), (2000)

*Zweites Aktionsprogramm des DAAD zur Stärkung der internationalen
Wettbewerbsfähigkeit des Studien- und Wissenschaftsstandorts Deutschland*,
Oktober. (留学生招致・研究分野におけるドイツの国際競争力向上のための第二次行
動計画、小冊子)

DAAD (Hrsg.), (2000)

DAAD Jahresbericht 1999/2000 (総合事業報告)

4-2 政党財団による国際交流活動

Anheier, H. K., E. Priller, W. Seibel und A. Zimmer (Hg.), (1997)

Der Dritte Sektor in Deutschland, Berlin:Sigma.

Anheier, Helmut K., (1997)

“ Der Dritte Sektor in Zahlen: Ein sozial-ökonomisches Porträt,“ H. K.Anheier, E.
Priller, W. Seibel und A. Zimmer(Hg.), *Der Dritte Sektor in Deutschland*, Berlin:Sigma.

FES, (2000)

Jahresbericht der Friedrich-Ebert-Stiftung 1999.

FNS, (2000)

Jahresbericht 1999.

FNS, (2000)

Zahlen Daten Fakten 1999.

FNS, (2001)

Magazin. Nr.1.

FNS,

Friedrich Naumann Foundation.

FNS,

Targeting Freedom, Worldwide.

FNS,

The Political Principles of the Friedrich Naumann Foundation for its Activities in Germany and Abroad.

~~~~~,

“Gemeinsame Erklärung zur staatlichen Politischen  
Stiftungen,” <<http://www.kas.de>.>

Halfmann, Rolf,(2000)

“Grundsätze der Finanzierung Politischer Stiftungen,” <<http://www.kas.de>.>

KAS, (2000)

*Jahresbericht 1999.*

KAS,

*Menschen und Strukturen.*

Maier, Wolfgang, (1993)

“Wirkungskontrolle und Nachhaltigkeit von Entwicklungsprojekten der  
Konrad-Adenauer-Stiftung,” Reinhard Stockmann und Wolf Gaebe(Hg.),  
*Hilft die Entwicklungshilfe langfristig?* Opladen: Westdeutscher Verlag.

Mayer, Peter, (1993),

“Die Nachhaltigkeit von Entwicklungsprojekten der Friedlich-Ebert-Stiftung,”  
Reinhard Stockmann und Wolf Gaebe(Hg.), *Hilft die Entwicklungshilfe  
langfristig?* Opladen: Westdeutscher Verlag.

Stockmann, Reinhard und Wolf Gaebe(Hg.),(1993)

*Hilft die Entwicklungshilfe langfristig?* Opladen: Westdeutscher Verlag.

#### 4-3 国内文化機関の連携

Deutscher Kulturrat e.V.,(2001)

*Lobbyarbeit für die Kultur: Jahresbericht des Deutschen Kulturrates Mai 2000  
bis April 2001*, Bonn: Duetscher Kulturrat.

Deutscher Kulturrat e.V.,

リーフレット (組織や目的、事業について。)

林夏生(1999)

「韓国の文化交流政策と日韓関係」平野健一郎編『国際交流の政治経済学』勁草書房。

Heinrichs, Werner, (1997)

*Kulturpolitik und Kulturfinanzierung :Strategien und Modelle für eine politische  
Neuorientierung der Kulturfinanzierung*, München :Verlag C.H. Beck.

平野健一郎編(1999)

『国際交流の政治経済学』勁草書房。

## 4-4 開発協力における文化

Adelmann, Karin, (1999)

“40 Years of Dialogue and Training: A Brief History of the German Foundation for International Development,” DSE, *D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August.

BMZ, (1998)

“Development Cooperation in the Higher Educational Sector,” *BMZ Aktuelle*, Nr.093.

BMZ, (2000)

“Academic Co-operation with Developing Countries“, unpublished paper.

BMZ, (2001)

*Medienhandbuch : Entwicklungspolitik 2000.*

BMZ, (2001)

“Einbettung ins soziokulturelle Umfeld“, BMZ, *Medienhandbuch : Entwicklungspolitik 2000.*

BMZ,

*BMZ Konzepte.*

Bohnet, Michael, (1999)

”Session V. Bilateral Development Agencies: Development Impact of Programs and Projects on Culture: Prototypes and Best Practice,“ unpublished paper.

Bühler, Heinz, (1999)

“Shaping Change in a Globalizing World 40 Years DSE Positioning and Perspectives”, DSE, *D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August.

DSE, (1995,1997,2000)

*Annual Report 1994, 1996, 1999.*

DSE, (1996,1999,2000)

*Jahresbericht 1995, 1998, 1999.*

DSE, (1999)

*D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August.

DSE, (2001)

*D+C: Development and Cooperation. No.2.*

DSE,

*Bonn: Center for International Cooperation.*

Wieczorek-Zeul, Heidemarie, (1999)

“People as the Pivot of Development : The Significance and Future of Human Resources,” DSE, *Cooperation D+C Development and Cooperation*, No. 4, July/August.

以上のほか、各団体のホームページを参照した。

## VI フランス

東京大学大学院・日本学術振興会特別研究員

岸 清香

## VI フランス

岸 清香

### 1 フランスにおける国際交流概要

#### 1-1 基本理念

第二次世界大戦後、フランス外務省では、国際交流を管轄する文化関係総局 (Direction générale des Relations culturelles : DGRC) が省内唯一の総局として設立された<sup>1</sup>。以来、「文化」はこの国の外交における重要な柱として位置付けられてきた。最近の外務大臣の演説においても「文化のあらゆる形式において、フランスほど公的権力が努力を傾けているような国が他にあるだろうか」<sup>2</sup>と述べられているように、この分野における政府の取組みについては大きな自負が示されているのである。世界におけるフランスのプレゼンスの拡大を目標とするその国際交流政策は、近年グローバリゼーションに対する認識が強まるなか、ますますその独自性を発揮せんとするかのようである。すなわち、グローバリゼーションによって国際競争が激化している状況においては、「軍備でもイデオロギーでもなく、構想力 idées と価値観 valeursこそが『勝利』の要因なのである」<sup>3</sup>という立場表明。そして、「フランスの社会制度や知的な方法論を踏まえつつ、国際関係を調整する新しい手法が求められる」<sup>4</sup>なか、その手法の開拓によって国際関係における主導権を握ろうとする姿勢。以上の点にその国際交流政策の特徴が表れているように思われる。

1998年2月、社会党政権下で国際協力体制の改革に関する閣議決定がなされ、それを受けて国際交流と国際協力に関わる実施体制の見直しと理念の再編成が進められている。外務省内には、国際交流事業を担当していた文化科学技術総局 (Direction générale des Relations culturelles, scientifiques et techniques : DGR CST) と旧植民地諸国への国際協力事業を管轄し

<sup>1</sup> DGRCの沿革については、次節「2-1-1 外務省 (DGCID)」を参照。

<sup>2</sup> « Discours du ministre des Affaires étrangères, M. Hubert Védrine, lors de la réunion annuelle des agents du réseau de coopération et d'action culturelle », Paris, 23 juillet 2001.

<sup>3</sup> “Introduction du Directeur général de la Coopération internationale et du Développement”, Ministère des Affaires étrangères, “DGCID l'action 2000 : rapport annuel d'activité de la Direction générale de la Coopération internationale et du Développement”, 2001.

<sup>4</sup> “Préface du Ministre des Affaires étrangères”, Ministère des Affaires étrangères, *Idem.*, 2001.

ていた海外協力省が統合された国際協力開発総局（Direction générale de la Coopération internationale et du Développement：以下 DGCID とする）が 1999 年 1 月に発足した。これによって、旧植民地国とそれ以外という従来の地理的区分が排され、全世界を対象とした活動が展開されることになった<sup>5</sup>。また、理念面においては新しく「国際協力」という概念が導入された。これは、1980 年代以来繰り返されて来た「交流」échangeにとどまらない、パートナーシップをより重視するものとして「協力」coopération を国際交流の政策理念として定めたものであり、また、「影響力と連帯感によって世界の人々を結びつけ、より美しく、公正な世界の建設を目指す」という外交基本方針を踏まえ、「国際協力」によって「影響力の拡大」と「連帯感の増進」とを目標とするものである<sup>6</sup>。こうして実施体制は地域別ではなく専門分野別に再編成され、事業は、言語、文化的多様性、芸術創造、対外視聴覚などの分野における「影響力のネットワーク」と、開発援助、不平等追放のための闘争、支援プロジェクト、技術協力などの分野における「連帯の手段」とによって推進されることとなった。これに伴い外務・海外協力両省の管轄下にあった専門機関においても組織改革が進められている<sup>7</sup>。

## 1-2 実施体制

フランスの国際交流事業は、政府、専門機関、在外公館文化部、在外文化施設間の調整を通して実施されている。政府レベルでは、外務省が海外での文化事業を専管する実施体制の中核機関となっている。近年では、国民教育省の他、文化通信省、研究省等他省庁が国際事業を展開するにあたり、新たな協力関係が構築されつつある。

国際交流を専門とする公的機関は、事業分野毎に設立されており、芸術分野を専門として 1922 年に発足したフランス芸術振興協会（Association française d'action artistique：以下 AFAA とする）、言語教育を専門として 1883 年に設立されたアリアンス・フランセーズ（Alliance française）や、フランス国内で外国の文化を紹介する世界文化会館（Maison des cultures du monde：以下 MCM とする）などがあり、これらについては本稿の「3 公的専門機関」において取り上げる。またこの他にも、政府給費生や留学生に関わる業務を行うエデュフランス（EduFrance）、映画の輸出振興にあたるユニフランス・アンテルナシヨナ

<sup>5</sup> 旧植民地国とそれ以外の国における事業の均質化という問題は、1981 年のミッテラン大統領就任時、また 1993～1995 年のジュッペ外相下の DGRCST 改革の際にも提起された。1984～1986 年には、外務省及び海外協力省所管の在外文化施設レベルにおいて事業の均質化が試みられたことがある。

<sup>6</sup> 1980 年代には、「対話」dialogue と「交流」が、それまで一方向に偏りがちであったフランスの国際交流の新しい概念として提唱されるようになった。F. Roche, *Histoires de diplomatie culturelle des origines à 1995*, Documentation française, 1995. そのような背景のもと設立されたものとして、本稿 3-1 で検討する世界文化会館がある。

<sup>7</sup> フランス芸術振興協会（AFAA）とアフリカ芸術創造協会（Afrique en Création）の二協会、フランス思想普及協会（Association pour la diffusion de la pensée française）とアフリカにおける開発・教育・通信のための大学会議（Association universitaire pour le développement, l'éducation et la communication en Afrique）、フランス語による教授センター（Centre des lecteurs d'expression française）の三協会がそれぞれ統合された。

ル (Unifrance international : 以下ユニフランスとする)<sup>8</sup>、音楽産業を専門とするフランス音楽輸出事務所 (Bureau export de la musique française)、図書・新聞雑誌分野ではフランス出版協会 (France Edition) とユニプレス (Unipresse) が、また、フランス語圏諸国の共同出資により設立されたフランス語テレビ局 TV5 や、国際フランスラジオ放送 (Radio France International) などの団体が挙げられる。

これらの専門機関は、主として「1901年法」に基づいて設立される非営利団体 association としての法的地位を有し、独立採算制をとっている。本稿ではこれらを総称して「専門機関」と呼ぶこととするが、その組織のあり方や政府との関係は一様ではない。外務省 DGCID の所管である AFAA や、文化通信省の管轄下にある MCM などのように、事業実施団体 opérateur と呼ばれ、関係省庁の外郭団体的な性格を持つものの他に、アリアンス・フランセーズのように民間団体としての性格がより強いもの、あるいはユニフランスやフランス音楽輸出事務所のように、関係省庁と専門家・業界関係者の主導により設立され、業界団体的な性格が強いものなど様々である。

近年では、行政改革の流れに伴い、専門機関の整備が進められている。外務省の直轄施設であった海外の高等学校等の在外教育施設については、1990年以降、フランス海外教育機構 (Agence pour l'Enseignement français à l'étranger : AEFÉ) に運営が委ねられるようになった。国際協力の分野では、1998年の改革に伴い、OECD 諸国の同種機関と同じ形態をとるものとして、フランス開発機構 (Agence française de développement) が独立採算制の公共機関として設置されている。他方、専門機関内部においては民間団体としての自立性が求められるようになってきている。AFAA やパリ・アリアンス・フランセーズの例に見られるように、理事会の定員数を減らしたり、理事に事業分野に関わる民間人を登用するなど、手続きの迅速化や専門化が進められている<sup>9</sup>。

フランスの国際交流実施体制においては、専門機関は基本的に海外事務所や特定の活動施設を持たず、外務省の在外部局 service extérieur である文化センター centre culturel と学院 institut (ここでは両者を合わせて「外務省直轄施設」とする)、及び、現地法人として設立されているアリアンス・フランセーズなどの文化施設が実際の文化事業の主体となることが特徴である。近年では、外務省とアリアンス・フランセーズ間で関係強化が進められており、外務省と合意書を交わしたアリアンス・フランセーズ施設は、外務省直轄施設とともに助成を受け、政府系の在外文化施設として位置付けられている<sup>10</sup>。一方、外務省、専門機関、在外文化施設の間で中継機能を果たしているのが在外公館の文化部である。同部には、文化参事官、芸術担当官、文化 (施設) 担当官、言語担当官、科学担当官、視

<sup>8</sup> 1949年に設立され、2000年現在500以上の会員を擁している。ミュンヘン、ニューヨーク、東京に事務所がある。

<sup>9</sup> 詳細は、「3 公的専門機関」の各節を参照。

<sup>10</sup> 連絡調整の詳細については、次節「2-1-1 外務省 (DGCID)、沿革・概要」を参照。なお、在外文化施設における事業策定の形態には、大使館文化部が策定するもの、文化施設が専門機関とともに策定するもの、そして文化施設が独自に策定するものの三つがある。

聴覚担当官、出版物担当官等が設置されており、それぞれの担当分野について連絡・調整を行っている。そしてこれら大使館文化部と在外文化施設は、外務省を中心とする政府(国内)組織、事業分野毎に設立されている専門機関と区別して、海外の「文化網」(réseau culturel)を構成するものと見なされている<sup>11</sup>。このような国際交流の実施体制はフランスに独特のものであり、その構造は複雑で一見混沌として見えるが、政府、専門機関、海外文化網の間では人材の流動性が高く、人事交流によって文化網全体の一体性はある程度保証されていると言える。

### 1-3 21世紀に向けた取組み

外務省においては、1998年に先立つ1994年にも国際交流政策に関わる改革が打ち出されたが、その際も、国際情勢の変化に対する理念改革と時代に適応した実施体制の改革 modernisation が差し迫った課題として挙げられていた。1990年代、外務省主導で進められてきたこれらの改革に対する評価として、以下では、政府所管の専門機関、及び在外文化施設の役割に関する二つの見解を紹介したい。

見解の一つは、国際関係と文化領域の双方に起こった近年の変化によって、政府系の専門機関が現在「危機」を迎えていると指摘し、文化領域に対する政府の役割についても疑問を投げかけるものである<sup>12</sup>。国際関係の変化についていえば、近年、二国間関係に基づく国際交流において国家の影響力が減少しているが、加えて、政府系の専門機関はEUの文化・教育事業に十分な対応ができていない。政府所管の機関は、EU側では加盟国の国益と結びついた政府機関と見なされており、地方自治体がヨーロッパ規模で活動を展開しているのとは対照的な現状である、と言う<sup>13</sup>。他方、各文化領域においては、専門性の分化が進んでおり、そのなかで文化事業 *action culturelle* という「漠然とした」考え方が、諸領域の専門家の関心をひきつけなくなっていることが指摘されている。専門家等は、「官僚的ないし外交儀礼的な」国家の枠組よりも、例えばヨーロッパ演劇非公式会議 (Informal European Theatre Meeting) や各種フェスティバルのような、より「専門的な」場のほうが効率的であると考えようになっていると言うのである。近年のフランスの国際交流をめぐる公式声明において、「多角的交流・協力」や「専門化」といった言葉が散見されるのは、以上のような状況を踏まえたものと考えられる。

もう一つの見解は、2001年2月に提出された国民議会の外交委員会の「フランスの在外文化施設に関する調査報告書」(「ドージュ報告書」)示された、政府による国際交流の実施体制に対する提言である<sup>14</sup>。これは、在外文化施設の視察と関係者へのインタビューに基

<sup>11</sup> 実施体制については、執筆者が作成した巻末添付資料の図1を参照。

<sup>12</sup> F. Roche, *La crise des institutions nationales d'échanges culturels en Europe*, L'Harmattan, 1998, pp.22-23.

<sup>13</sup> ただし、政府系専門機関の中でいち早くEUとの関係を構築した例として、ブリティッシュ・カウンシルが挙げられている。

<sup>14</sup> "Rapport d'information déposé par la Commission des Affaires étrangères sur les Centres culturels

づいて作成された在外文化施設に関する調査報告であるが、同時に国際交流の理念についても考察を加えるもので、1998年の外務省 DGCID 改革以後の進展に対して一石を投じるものと考えられる。

同報告書はまず、海外におけるフランスの文化網に関して繰り返されてきた公式演説や声明の誇り高い調子と、現地における文化施設の現状の間にある乖離について指摘する。文化施設における事業は、海外におけるフランスのイメージが古めかしいものとなりつつあるなか、既成のイメージの維持には貢献していても革新には結びつくことができないでいると言う。そしてその背景には、事業費の資金不足の他<sup>15</sup>、施設の責任者が自律性を発揮できていないことが挙げられている。文化施設の所長は、外務省や大使館の事業実施者としての立場に甘んじず、文化事業に伴いがちなリスクを負いつつ自律的な活動を目指すべきであり、同時に外務省はそれを支援する体制を整備すべきであると同報告書は提言している。

次に報告書は、海外の文化網が拠り所とするべき国際交流のデザインと長期的な展望・指針が欠如していることを指摘する<sup>16</sup>。文化網の事業には一貫性がないというのである。そして、「諸文化間の対話こそが世界の平和的な共存と発展の根本要因である」という姿勢に立ち、国際交流事業はフランス文化の単なる「投影」ではなく、「出会いと創造」の場として機能するべきだと訴える。フランスのイメージを擁護し振興することが同時に諸文化を認証することにつながるのであれば、文化権力に対する反勢力を動員し、「アメリカの支配」と呼ばれるものに対抗することが可能となる、という論理である<sup>17</sup>。

なお、同報告書はさらに一步進めて、想定される受益者に関するコンセンサスの形成という根本的かつ困難な課題にも触れている。すなわち、国際交流政策はフランス革命を起源とする最大多数の受益者に対する「無償の」メシアニズム＝救世主信仰をその行動指針とするべきなのか、それとも政治的あるいは経済的な必要から、マーケットシェアと投資収益率の論理への合理的対応として、意思決定者や将来の意思決定者に対象をしばって事業

français à l'étranger, et présenté par M. Yves Dauge”, Assemblée Nationale, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 7 février 2001.

<sup>15</sup> フランスの文化施設 486 施設に対する 10 億フラン（約 160 億円）の政府助成がブリティッシュ・カウンシルの海外事務所 160 カ所に対する 40 億フラン（約 640 億円）の支出額と比較されている。同報告書では、在外文化施設の財政再建のため、今後 5 年間にわたる 5 億フラン（約 80 億円）の支援計画を提案している。

<sup>16</sup> 1979 年外務大臣に提出された「リゴー報告」を受けて 1983 年に外務省が発表した「フランスの対外文化計画」は、分野別・地域別に明確な目標を示したものであり、1983 年 10 月の閣議で承認を受けたにも関わらず、以後の国際交流行政において参照されることがなく、改訂の対象となることもなかったことが想起されている。

<sup>17</sup> 1990 年代にはグローバリゼーションに関する認識の高まりとともに、文化産業保護の立場から「文化的例外」*exception culturelle* という議論が、さらに「文化的多様性」*diversité culturelle* の議論が展開していった。この点については、次節の「2-1-3(2) 外務省 (DGCID)、視聴覚・情報通信」および、「2-2-3(1)d. 文化通信省 (DAI)」を参照。シラク大統領が 1999 年 1 月に行った演説においては、「文化的多様性を尊重するグローバリゼーション」という表現が使われているが、このような議論が、「文化的例外」の議論の他、「文化的マイノリティ」や伝統文化の擁護、言語普及政策の主張と関わりながら展開していることは、2002 年 10 月 24 日、フランス大使館文化参事官に対するインタビューにおいても確認された。

を行うべきなのか、という問いである。この点について同報告では明確な答えは示されていないが、「覇権という目標や、公式的な交流の手段というよりは、人々、組織、文化の間  
の関係をとり持つ行為」という側面をまず重視すべきであることが強調されている。以上  
を要するに、今後の国際交流政策にとっては、理念形成に加え、実施体制における海外の  
文化網の役割の再定義と再建策の策定とが最も優先的な課題となることが予測される。

## 2 政府部門

### 2-1 外務省国際協力開発総局

文化協力・フランス語局、対外視聴覚・通信技術局

(Ministère des Affaires étrangères,

Direction générale de la Coopération internationale et du développement (DGCID)<sup>18</sup>

Direction de la Coopération culturelle et du français (CCF),

Direction de l'Audiovisuel extérieur et des techniques de communication (ATC))

#### 2-1-1 沿革・概要

第二次世界大戦後、フランス外務省では、1945年に設立された文化関係総局（DGRC）が1956年に文化技術総局（Direction générale des Affaires culturelles et techniques : DGACT）に、次いで1969年には文化科学技術総局（以下DGRCSSTとする）となって、文化、科学、技術の分野における国際活動を包括的に管轄してきた。1999年1月、DGRCSSTは海外協力省と合併し、国際協力開発総局（Direction générale de la Coopération internationale et du développement : 以下DGCIDとする）に改組された。本改組は、近年の国際社会における変化、すなわち、地球規模の政治的・経済的・社会的問題の出現、科学技術の進歩によるグローバルな知識社会の形成、文化の多様性に対する危機や不平等の増大、新しい規制や規制緩和に対する要求、などに対応するものとして位置付けられている。そして新たな政策目標として、(1)ヨーロッパと世界の変動への参画と国益の追求、(2)民主主義、人権、文化的多様性等普遍的価値の擁護、(3)フランス社会における国際的な連帯感の高まりの組織化、の三点を定めている。このため、首相を議長とする国際協力・開発閣僚委員会（CICID）と、市民社会組織の代表者から構成される国際協力高等評議会（HCCI、政府・首相の諮問機関）が新たに設置され、両機関が外務省、経済財務産業省とともに国際協力・開発問題に関する政策立案・調整と評価事業にあたることとなった。DGCIDの2000年度予算は、15億ユーロ（約1500億円）<sup>19</sup>で外務省予算全体のほぼ半分にあたり、その三分の二が開発援助に当てられている。

しかし、外務省の文化予算は年々減少傾向にあり、DGRCSST予算が省内予算に占める割合は、1960年代の50%から1997年の34%に、国家予算全体に占める割合は、1970年から1997年の間に0.62%から0.32%へと減少している。また、事業費は1993年から1997年の間に20%近く減少し、人件費もここ10年間に22%減となっている<sup>20</sup>。一方、この減少は、文化通信省、国民教育省、研究省の国際予算によって一部補充されている。例えば、外務省の外郭団体であるフランス芸術振興協会（Association française d'action artistique : 以下

<sup>18</sup> 所在地は、244, bd Saint-Germain 75007 Paris, tel : +33 (0)1 43 17 90 00, fax : +33 (0)1 43 17 83 15。

<sup>19</sup> 本稿の円価換算にあたっては、便宜的に1ユーロ=100円、1フラン=16円、とした。

<sup>20</sup> 予算面の推移については、F. Roche, *op.cit.* 1998, pp. 27-30。

AFAA とする) は、1995 年以降、総予算の 4.17% を占める 500 万フランの助成を文化省から受けるようになり、その割合は年々漸増傾向にある。また、国民教育省と研究省は海外における研究助成への要請の高まりに応え、この分野における対外事業を拡大している<sup>21</sup>。

1990 年代のフランスの国際交流においては、企業メセナ、地方自治体の活動が進展している。海外では、現地で展開する企業が実施する文化行事が増え<sup>22</sup>、地方自治体も姉妹都市提携や国際的行事の開催などの活動を活発化させた<sup>23</sup>。フランスでは地方自治体による国際交流への取り組みはヨーロッパ諸国と比較して遅かったが、近年の展開を受け、外務省でもこれらへの対応を迫られている。

### 2-1-2 組織・実施体制

DGCID の組織は、本稿の巻末に添付した図 2 にあるように、事業分野別の 4 局と総局長付の機能別の部局 5 部から構成されている。前者 4 局の事業領域と 2000 年度事業費は以下に示す通りである<sup>24</sup>。また、総局長付の機能別部局 5 部としては、①非政府国際協力担当室、②戦略・経理・評価部、③人事課、④多角的協力担当室、⑤地域調整部が設置されている。①の非政府国際協力担当室 (Mission pour la coopération non gouvernementale) は、地方自治体、NGO、労働組合や企業との関係調整を図るため、1998 年の改革によって新たに設置されたもので、2000 年度事業費は 2 億 126 万 3 千フラン、事業費全体に占める割合は 3% であった。

なお、本節 2-1-2 において検討の対象とする国際交流分野は以下の (2) の文化協力・フランス語振興と (4) の対外視聴覚・通信技術に相当する。

#### 事業分野別 4 局

|                                                                                                                                                                                                                                             |                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 開発・技術協力局                                                                                                                                                                                                                                | 13 億 7973 万 6 千フラン (20%)            |
| (Direction du développement et de la coopération technique) 技術協力と経済的・社会的・制度的側面における開発援助を行う。アフリカ、アラブ世界、アジア、太平洋・カリブ海の 61 諸国を「優先連帯地域」Zone de solidarité prioritaire と定め、「優先連帯基金」により 500 事業を運営している。190 の国際連帯組織と 130 の地方自治体を実施する 550 事業に対する支援も行う。 |                                     |
| (2) 文化協力・フランス語局                                                                                                                                                                                                                             | 30 億 2743 万 9 千フラン (約 484 億円) (43%) |
| (Direction de la coopération culturelle et du français) 文化協力とフランス語普及を担当する。AFAA やフランス海外教育機構 (AEFE) の監督と、外務省直轄の文化施設、及び合意書を交わしているアリアンス・フランセーズへの助成を行う。                                                                                          |                                     |

<sup>21</sup> ただし国民教育省では、外国語としてのフランス語教育への支援からの一部撤退も見られる。

<sup>22</sup> 例として、1998 年に開催された「日本におけるフランス年」が挙げられる。

<sup>23</sup> 1993 年に行われた調査によれば、人口 15 万人以上の地方自治体の半数以上が毎年 100 万フランを国際交流にあてているという。F. Roche, *op.cit.* 1998, pp.73-74.

<sup>24</sup> 人件費、財政的支援、食品輸送費は含まない。括弧内は事業費全体に占める割合を示す。

**(3) 科学・大学・研究協力局** 9億4755万6千フラン(14%)

(Direction de la coopération scientifique, universitaire et de recherche) 科学・大学・研究の領域における事業を実施・支援する。フランスにおける研究活動の国際化、研究機関への情報提供、開発関連の研究推進、及び大学間協力と留学生交換をその柱とする。海外に設置された研究センター数は27施設、外国人学生・研修生への政府給費は2万件で、考古学チーム派遣数は130件に及ぶ。

**(4) 視聴覚・通信技術局** 11億8728万5千フラン(約190億円)(17%)

(Direction de l'audiovisuel et des techniques de communication) 対外視聴覚事業と情報通信技術を管轄する。視聴覚分野でのフランスのプレゼンス向上、フランス型の新情報技術の普及と情報格差問題への取組み、対外視聴覚政策による「文化的多様性」の推進が主要な活動領域である。

フランスでは、国民の経済・文化活動に政府が関与することは当然のことと考えられており、国際的な文化活動についても、関係業界と協力関係を築きながら取り組んでいくことの重要性がしばしば強調される<sup>25</sup>。そのため、政府は包括的かつ長期的な事業計画を作成する立場におかれており、外務省は、対外文化関係を専管する立場から、事業領域毎に関係省庁・部局の代表者による省庁間の専門委員会を設置し、調整役を務めている。例えば、フランス政府給費留学生に関する委員会においては、外務省、国民教育省、文化通信省、研究省の代表者が、相手国との協定に鑑み各国別の割り当て人数の調整などの作業に共同であたっている。

1990年代の二度の改革を経て、海外における事業の実施にあたっては、外務省、大使館文化部と文化施設の三者間での連絡調整がより緊密に行われるようになってきている。1994年7月には、初めて「海外フランス文化施設網の管理職会議」が開催され、以来毎年1回パリにおいて、外務相、文化通信相、国際協力・フランス語圏担当相らの列席のもと、在外文化施設の代表者の会合が開催されており、オリエンテーションが図られている。また、在外文化施設の事業計画の策定にあたっては、AFAAが開催する地域ブロック毎の連絡会議が芸術分野の事業計画間の調整を行ってきたが、さらに2000年以降、在外公館の文化部が各国毎に「連絡会議」を開催するようになってきている。この連絡会議により、年に2回、大使館文化部と文化施設の関係者の間で情報・意見交換による事業計画の調整等が行われている。在外文化施設はこれまで特別な評価の対象とならなかったが、施設の責任者に対する人事評価をはじめとする評価事業の可能性について検討が進められている<sup>26</sup>。

<sup>25</sup> 2001年3月27日、DGCID文化協力・フランス語局文化芸術協力課長兼文化芸術協力政策事務局長に対するインタビューによる。

<sup>26</sup> 2001年8月27日、在日フランス大使館文化部文化担当官に対するインタビューによる。

### 2-1-3 事業領域・予算規模と主要実績

以下では、DGCID 事業年報を資料として、文化協力・フランス語普及、及び視聴覚・情報通信の二分野について 2000 年の主要実績を中心に見ていくことにする<sup>27</sup>。

#### (1) 文化協力・フランス語普及

在外文化施設における文化協力とフランス語普及の事業は、上に見たように DGCID 事業費全体において 4 割強を占めている。その業務は、「フランスの文化と文化的ノウハウの普及およびフランスの文化的価値の増大」、そして、「優先連帯地域諸国における国民的アイデンティティと文化生産に関わる政策に対する支援」である。

本分野におけるここ 20 年の主要実績としては、アフリカ現代芸術創造支援、地方自治体の国際活動支援、アフリカ諸国及びハイチにおける公共図書館の整備支援、東南アジアにおけるバイリンガル教育支援、在外文化施設におけるメディアテーク整備事業と出版物の充実がある。近年ではとくに、出版物、フランス語普及、フランス海外協力機構（以下 AEFE とする）に関連して、①フランス人作家の地位向上を目指した作家の海外派遣と優先連帯地域諸国における出版助成、②国際フランス語教師連盟への支援（第二外国語としてのフランス語教授、及び新しい通信技術の利用によるフランス語学習の推進、ホームページの作成等）、③AEFE と在外教育施設の協力による海外教育施設網の整備と充実が重点的に行われてきた<sup>28</sup>。2000 年には、海外文化網の整備が進められ、大規模な改修工事、文化網における連絡会議の設置及び評価事業の検討、アリアンス・フランセーズとの合意書 convention 締結による関係強化が行われた。

#### a. 芸術文化政策

フランスが EU 議長国を務めた 2000 年下半期、各国の大使館文化部とフランス芸術振興協会（AFAA）は、建築・デザイン・音楽を中心とする芸術文化分野で共同事業を展開し、同分野におけるフランスの卓越性とそのヨーロッパ的な意義の強調に努めた。同年にはまた、アフリカ芸術創造協会（Afrique en Création）と AFAA の統合を受け、「優先連帯基金」の助成による 2001～2002 年の実施計画が決定された。同計画は、開発における文化要因の重要性と大規模な資本を必要としない文化産業の発展性に着目したもので、近年進展しつつあるアフリカの芸術業界における事業者の専門化支援を目的としている。具体的には、アフリカ大陸における事業者と国際展・各種フェスティバル等文化事業への助成、及び、事業者のアフリカ大陸規模のネットワーク化とその構造化に対する支援が行われる予定である。

なお、在外文化施設における文化事業費は、大使館文化部主催の事業費が 1 億 1600 万フ

<sup>27</sup> Ministère des Affaires étrangères, “DGCID l'action 2000 : rapport annuel d'activité de la Direction générale de la Coopération internationale et du Développement”, 2001, pp.66-79, 96-109.

<sup>28</sup> ホームページ : [www.diplomatie.fr/cooperation/actions/index2.html](http://www.diplomatie.fr/cooperation/actions/index2.html) による。

ラン（約 18 億 5600 万円）、AFAA の事業費が 9900 万フラン（約 15 億 8400 万円）となっている。この他に文化施設独自の財源による事業費が加えられる。

#### b. 出版物と作家の振興

出版物の分野における外務省の政策は、フランス思想普及協会（Association pour la Diffusion de la pensée française）の出版政策に準拠するもので、フランスの思想・芸術創造・研究の普及と振興を目指している。フランス出版協会（France Edition）等の団体への助成を通して、ブックフェアへの参加、作家の招聘・派遣、新聞雑誌・出版物の普及支援を行っている。在外文化施設への出版物の配付も業務の一つである。

「翻訳出版助成プログラム」は、各国大使館文化部により実施されており、フランスの現代作家・著作者とその作品の知名度の向上に資している。最近 10 年間に約 60 カ国で約 5000 冊が翻訳され（言語数は約 40 にのぼる）、海外の出版者によって刊行されている。2000 年には、1250 万フラン（約 2 億円）の助成により、675 冊が翻訳出版された。同プログラムは、ロシアでは「プーシュキン・プログラム」、中国では「傅雷プログラム」と呼ばれ、それぞれの枠内で 500 冊と 200 冊が翻訳出版されている。

在外文化施設の図書室は、1995 年以降、多様なメディアに対応した「メディアテーク」（情報センター）として整備されつつある。2000 年には、「情報センター基金」から 1570 万フラン（約 2 億 5000 万円）が拠出されており、中欧と優先連帯地域の諸国を重点に 80 カ国の 130 センターが改修され、40 カ国に配置されている職員 50 人が専門的な研修を受けた。

また 2000 年には、「図書と資料のネットワーク」プロジェクトによって、作家、出版者、取次業者、司書、書店から成る「図書の輪」が組織され、英語圏・フランス語圏・アラビア語圏・ポルトガル語圏諸国との国際協力活動が開始された。

#### c. 青少年・スポーツ競技交流

毎年外国人青少年 1 万人が来仏し、同数のフランス人青少年が外国を訪れている。青少年交流に対する 2000 年の予算は 1200 万フラン（約 1 億 9000 万円）で、日常生活に関する情報提供、青少年団体やスポーツ団体の指導者育成と活動支援、姉妹都市提携等を促進するための教育・社会・文化分野における青少年や指導者の受入れ、ヨーロッパ統合に向けた青少年事業が進められている。2000 年には、18～28 才の青少年 800 人が参加した青少年国際会議の他、16～20 才の青少年を対象にした「フランスに行こう ヨーロッパ 2000」会合（Allons en France Europe 2000）がフランスのヨーロッパ議長国就任の記念行事として開催された。また、独仏青少年協会（Office franco-allemand pour la jeunesse）との共同事業である中東欧および東南ヨーロッパとの交流や、EU フランス事務局による青少年プログラムが進められている。また、海外協力省の実績を継承した、アフリカ、マグレブ、中東地域の諸国とのスポーツの分野における交流事業も計画されている。相手国・地域の特殊性

や要請を踏まえ、青少年・スポーツ省と共同で事業を実施する予定である。

スポーツ競技の分野においては、ダカール、チュニス、アビジャン、モーリシャスにおける若手陸上選手の育成と短期奨学金の供与が行われている。選手育成を目的とする事業としては、国際競技大会、トーナメント、トレーニング研修の組織への助成も行われている。また、一般向けのスポーツの振興事業やスポーツ団体のネットワーク化も進められており、その一環として「地中海競技会」、「フランス語圏競技会」、「島嶼国競技会」など国際大会の組織も実施されている。

#### d. 在外文化施設

フランスの文化網の一部を成す在外文化施設は、フランス語教育と文化事業にあたっている。在外文化施設に対する DGCID の 2000 年度助成総額は 4 億 7850 万フラン（約 76 億 5600 万円）で、その内訳は、外務省直轄の 151 施設に対する管理費 2 億 3700 万フランと、外務省と合意書を交わしている 219 のアリアンス・フランセーズないしアリアンス・フランセーズ連合<sup>29</sup>に対する管理費 8000 万フラン、及び、出向職員 320 人の人件費 1 億 5900 万フランと固定資産関連の助成 700 万フランである<sup>30</sup>。なお、外務省直轄施設に対しては、さらに在外公館文化部より 1 億 5700 万フラン、情報センター基金より 800 万フランが助成されている。

外務省が海外で文化施設を設置するにあたっては、グルノーブル大学のプラハ校やミラノ校、トゥールーズ大学のバルセロナ校のような、大学の分校が現地の学生向けに行った事業がモデルとなったと言われる<sup>31</sup>。外務省直轄施設は、第一次及び第二次世界大戦直前の第一次の設立ブームののち、第二次大戦後 1946～48 年にかけて、中東とヨーロッパ、特にドイツを中心に第二次の設立ブームを迎えた。冷戦終結を受け、1990 年代にはヨーロッパ地域を中心に文化網の再編成が行われた<sup>32</sup>。

外務省直轄の施設数は 2000 年現在 151 で、さらに別館 68、受入国との共同運営施設 4 を加えた合計 223 施設が 91 カ国に設置されている<sup>33</sup>。職員数は 5550 人<sup>34</sup>、2000 年の管理

<sup>29</sup> アリアンス・フランセーズ連合 *fédération* は、国別に組織されるアリアンス・フランセーズ理事会会長の連合体である。

<sup>30</sup> 助成を受けているアリアンス・フランセーズの地域別設置数の内訳は、アメリカ大陸 122、フランス語圏以外のアフリカ諸国 49、アジア・オセアニア地域 39 である。

<sup>31</sup> “Rapport d’information déposé par la Commission des Affaires étrangères sur les Centres culturels français à l’étranger, et présenté par M. Yves Dauge”, Assemblée Nationale, enregistré à la Présidence de l’Assemblée nationale le 7 février 2001.

<sup>32</sup> 外務省は、1987 年から 1995 年の間に 7 施設を閉鎖し、27 施設を新設している。新設されたのは、エルサレム、スタバングル、キール、ナザレ、ドーハ、サヌア、アデン、ヴェネチア、ライプチヒ、ドレスデン、ヤシ、ティミショアラ、クルージュ、モスクワ、ブラティスラヴァ、ソフィア、キエフ、サンペテルスブルグ、ハノイ、タリン、チラナ、ティズィ・ウズ、ジェリコー、ビエンチャン、ヨハネスブルグ、ビリニュス、ロストクの各都市であり、閉鎖されたのは、カタニア、カブール、ローマ、ベルゲン、東ベルリン、グラスゴー、及びイランにある 4 施設である。F. Roche, *op.cit.* 1998, p.23.

<sup>33</sup> 外務省直轄施設の地域別施設数（1998 年現在）については本稿巻末添付資料表 1 を参照。2000 万フラン（約 3 億 2000 万円）以上の予算規模を持つ施設として、アテネ、バイルート、ハノイ、イスタンブール、カイロ、ロンドン、メキシコ、東京、チュニスの 9 つがあり、また 1000 万フラン以上の予算規模の

費合計は9億8600万フラン（約157億7600万円）であり、出向職員と固定資産への助成を除いた場合、自己資金率は59.6%である。

2000年秋現在、外務省直轄施設における生徒数は16万2200人となっている。文化事業件数は約11000件で、そのうち映画上映が5500件、講演会が1800件、演劇公演が1100件、コンサートとダンス公演が2600件、展覧会が1300件、科学関係事業が350件等となっている。このうちこれら文化施設の主催によるものの、施設外で実施される事業の割合は40%にのぼっている。この他にも、アーティスト・イン・レジデンス事業が1160件、出版事業が8800件実施されている。

#### e. フランス語振興

フランス語振興については、二国間関係そして多角的機関におけるフランス語の地位の維持と発展を目的に、次の5つの基本目標が設定されている。すなわち、(1) 次世代の育成、(2) 「フランスへの憧れ」に対する貢献、(3) 現代的な媒体としてのフランス語のイメージと価値の向上、(4) 経済・文化・外交・スポーツ等様々な分野における国際規模でのフランス語の使用促進、(5) 「文化的多様性」の基盤を強化するための多言語主義の推進である。2000年にはEU加盟国及び加盟候補国の職員と管理職職員を対象に、言語研修コースが運営された。また、2000年7月の第10回国際フランス語教員会議は、参加者3500人を集めるものであったが、ブトロス・ガリ元国連事務総長による開会の挨拶とジョスパンフランス首相の閉会の辞を得て、外務省との協力姿勢を打ち出している。同会議の主催者である国際フランス語教員連盟（*Fédération internationale des professeurs de français*）は、外務省と国際フランス語圏機構（*Agence internationale de la Francophonie*）の委託を受け、国際教育学センター（*Centre international d'études pédagogiques*）とともにフランス語教員とフランス語を学ぶ学生を対象としたゲートサイト <http://www.franc-parler.org/>を作成した。また、2000年のシドニーオリンピックでオリンピック憲章を尊重し、フランス語が公式言語として使用されたことは、DGCID内で高く評価されている。

言語教育と学習については、将来のエリートを対象とした学校教育と大学における普及事業を国・地域ごとの事情に応じて強化ないし再編成する計画が進められている。また、各国の教育機関で行われる多言語主義研究への支援、学術・専門領域や特定の科学技術プロジェクトにおけるフランス語の振興についてもさまざまな取組みが検討されている。

フランス海外協力機構（AEFE）が運営する270のフランス在外教育施設の生徒数（フランス人子弟と現地の生徒双方を含む）は、2000年現在158,477人であり、その数は年々増加している。AEFEでは、同機構内部の組織改革の検討と、現地で在外公館によって進められている施設運営に関する調査を踏まえ、2000年には、施設運営に対する監査や施設網

---

施設が19ある。

<sup>34</sup> うち537人が関係省庁よりの出向者であり、残りの現地職員については、そのうち32%がフランス人で、文化施設の受入国の出身者数が3068人となっている。

の評価体制の整備が行われた。さらに、フランス国内で進められている学区間の姉妹提携整備にともない、在外教育施設との姉妹提携も推進されることになった。

## (2) 視聴覚・情報通信

視聴覚事業は、1980年代、DGRCSTの最優先領域の一つであった。株式会社国際フランスラジオ放送（Radio France International：RFI）の設立（1983年。1986年に国営化）と、海外におけるフランス語テレビ局TV5の設立（1984年）を経て、「フランスの対外視聴覚政策」（1987年）、及び「対外テレビ政策」（1989年）という二つのレポートが公刊されたのである。1989年には首相を議長とするフランス対外視聴覚審議会（Conseil audiovisuel extérieur de la France：CAEF）が設立され、さらに1994年には外務省内に対外視聴覚事業局が設置された。こうして、海外での視聴覚資料の普及・輸出振興は外務省の重要な業務の一つとなり、取組みが本格化したのである。2000年現在、TV5の受信戸数は1億5000万戸、RFIの聴者は3000万人である。また、フランスの視聴覚製品の輸出額は1994年の4億500万フランから1999年には7億4800万フラン（約120億円）に増大し、重要な輸出分野として位置付けられている。ここ20年は優先事業として、TV5の運営支援、視聴覚番組の輸出支援、「南半球における映画製作支援基金」（Fonds Sud Cinéma）への助成、ブルキナファソにおける「汎アフリカ映画祭」（FESPACO）支援、ジャーナリズム分野における協力事業、ベトナムのジャーナリズムにおける養成・研修プログラム支援が実施されている<sup>35</sup>。

一方、ここ数年、インターネットを中心とした情報通信分野における環境の整備が急務とされている。1999年には、首相の委任を受けた国民議会議員が「情報化社会におけるフランスとフランス語圏の国際的なプレゼンス」に関する報告書を発表しており（「ブロッシュ報告書」<sup>36</sup>）、その提言を受けた閣議では、コンテンツの充実、アクセスの拡大、ゲートサイトの制作、法的環境の整備についてそれぞれ措置をとることが決定された。次節「2-2 文化通信省（DAI）」においても検討するように、対外視聴覚・通信技術政策は、フランスの文化産業の振興、及び、国際社会における「文化的多様性」擁護の主張と密接に関連しながら展開されている。

### a. テレビ・ラジオの分野における専門機関支援

#### 【テレビ】

国際フランステレビ（TV France International：以下TVFIとする）は、フランスのテレビ事業者の90%が参加する団体であり、外務省と国立映画センター（Centre national de la Cinématographie：以下CNCとする）の助成を受け、視聴覚製品の輸出団体に対する支援を

<sup>35</sup> ホームページ：www.diplomatie.fr/cooperation/actions/index4.htmlによる。

<sup>36</sup> P. Bloche, *Le désir de la France, la présence internationale de la France et de la francophonie dans la société de l'information*, Documentation française, 1999.

行っている。具体的には、国際見本市へのフランスの参加、ヨーロッパ及び困難と見なされている市場に関する調査・視察を実施している。また上映会の開催による販売促進にもあたっており、2000年にサントロペで開催された映写会には、業界関係者160人が参加した。TVFIのホームページは、フランス語、英語、スペイン語、日本語、中国語に対応しており、その「国際データベース」には、大使館文化部の視聴覚担当官、企業、人工衛星、見本市や映画祭、海外のバイヤーに関する情報を掲載し、常時更新を行っている。

TV5（テーヴェー・サンク）は、1983年、フランス、スイス、ベルギー、カナダ・ケベック州のフランス語圏諸国・地域が共同で設立したテレビ局である。その番組は、38の衛星を通じて世界各地で受信することができる。フランスの分担金については外務省が助成を行っているが、2000年の助成額は3億5150万フラン（約56億円）にのぼり、TV5予算総額の66.8%を占めている。このため、フランスの財政支出に見合った番組編成の向上が課題とされており、ニュース、フィクション、字幕製作に重点をおくための組織改革が進められる予定である。

キャナル・フランス・アンテルナショナル（Canal France International：以下CFIとする）は、1989年にアフリカ大陸を事業対象として設立されたテレビ番組のデータベースで、TV5の補完的な役割を果たすものと位置付けられている<sup>37</sup>。CFIに対する助成は、アフリカのフランス語圏、中東欧、東南アジア諸国への無償番組バンクの提供、アフリカ大陸でのテレビ局CFI-TVの運営、海外での技術提供などの事業に使われており、1992年には70の専門機関に5200時間分の番組が提供された。2000年6月、CFIはフランス語圏の人工衛星の専門機関であるPortinvestの唯一の株主となり、国際衛星放送におけるフランスのテレビ放映促進を行う予定である。

DGCIDは、国際競争が激化するなか、テレビ局、視聴覚関係の企業、衛星放送企業の国際展開に対する直接的な財政支援も行っており、音楽番組局Muzzik、MCMIや、アフリカ大陸の事業者との共同番組制作局Canal Horizons等への助成、映画・スポーツ専門のケーブルテレビCanal+（キャナル・プリュス）グループのヨーロッパ諸国での事業展開に対する支援等が進められている。ヨーロッパ地域のニュースを24時間放送するユーロニュース（Euronews、1993年テレビ放送開始）に対しても助成が行われており、これにより2000年現在ヨーロッパ、アフリカ、ラテン・アメリカにおいて、フランス語を含む6言語での放送が可能となっている。

#### 【ラジオと音楽産業】

1998年4月の閣議において、フランスとフランス語圏の音楽製品の輸出促進に関する声明がまとめられた。これを受けて、海外におけるフランス音楽製品のプレゼンス拡大を目的とするフランス音楽輸出事務所（Bureau export de la musique française）への支援拡大とフ

<sup>37</sup> 最近、TV5とCFIの事業領域の重複が指摘され、DGCIDによって役割分担が定められた。F. Roche, *op.cit.* 1998, p.48.

ランス語圏を対象とするフランコフォニー・ディフュージョン (Francophonie Diffusion) に対する支援が進められている。フランス音楽輸出事務所は、1993年に音楽プロデューサーの主導により設立され、各種のフェスティバルや見本市への参加、フランス人ミュージシャンの海外ツアーなどの事業を行っているが、助成額が増大し、ロサンゼルス、ロンドン、マイantz、サンパウロにある海外事務所での活動が促進されることになった。また、ブリュッセルのヨーロッパ音楽事務所は、ヨーロッパにおける音楽政策の実施にあたっており、ニューヨーク事務所 (French Music Office : 1990年設立) もまた、米国における市場拡大を目指し、契約・流通、米国での音楽製作にあたってのビザの取得、音楽祭開催など、フランスの業界関係者に対する側面支援に取り組んでいる。

ラジオの分野では、24時間放送のニュース局である国際フランスラジオ放送 (Radio France International : 以下 RFI とする) が国際事業を実施している<sup>38</sup>。RFI では近年現地化が進行しており、とりわけアフリカのフランス語圏諸国では、現地のラジオ局とともに確固たる地位を築いている。ラテン・アメリカでは、現地のラジオ局との提携が進められ、ブエノスアイレスではヨーロッパラジオ (Radio Europa) との提携により1日5時間の放送枠を持っている。中東では、カタールとバーレンのモンテカルロ・中東ラジオ (Radio Monte Carlo-Moyen-Orient) で番組を放送している。また、バルカン半島ではアルバニアとコソボに24時間開局の支局を置き、多言語での放送を進めている。今後は、フランス語圏の主要都市への支局の配置とともに、英語圏諸国におけるプレゼンス向上が推進される予定である。

## b. 映画・視聴覚・ジャーナリズムの分野における国際協力

### 【テレビ】

視聴覚技術とマネジメントの分野では、2000年、奨学生及び研修生の受入れが76件、専門家の招聘が55件実施された。この他に、海外における研修事業のための人物派遣、及び技術援助のための人物派遣と視察が73件行われている。

アジア太平洋放送開発研究所 (Asia Pacific Institute for Broadcasting Development)、及びフランス語による国際ラジオ・テレビ評議会 (Conseil international des radios et télévisions d'expression française) との協力事業は継続的に行われてきた。また、優先連帯地域に分類される国々に対しては視聴覚製作支援基金 (400万フラン) による番組制作への支援が、そして、外国の文化に関連する国際的な性格が強いフランスのドキュメンタリー番組の制作・共同制作と普及に対しては、国際文化開発協力視聴覚基金 (120万フラン) による助成が行われている。

<sup>38</sup> RFI の 2000 年予算総額は 7 億 4520 万フラン (約 119 億円) で、その収入の内訳は、外務省補助金 4 億 5200 万フラン、文化省補助金 2 億 8540 万フラン、広告収入 550 万フラン、その他 230 万フランである。Ministère de la Culture et de la Communication, "Budget 2001", 20 septembre 2000.

### 【ラジオ】

ジャーナリスト、パーソナリティ、技術者、経営者等の人材育成と、フランスとフランス語圏諸国のラジオ局間の交流に対する支援が進められている。特に、「優先連帯基金」によって、発展途上国のラジオ専門機関への助成や、メディアの制度的環境整備への支援が実施されている。このうち前者の発展途上国のラジオ機関への助成については、フランス語圏とともに英語圏も対象地域とされており、2000年には、研修事業への助成58件と視聴覚の専門家の招聘29件が実施された。南アフリカのラジオネットワーク“Khuluma”に対する支援に関する評価事業や、アフリカ諸国における技術支援等も行われている。

### 【ジャーナリズム】

プレス、ラジオ、テレビ、通信社の各分野における人材育成への支援が行われている。「ヨーロッパにおけるジャーナリスト」(Journalistes en Europe)は、ヨーロッパ問題の取材に関して全世界を対象に実施される3~8カ月の研修プログラムである。2000年には、ユーゴスラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マセドニア等東南ヨーロッパ地域を優先地域として、通信社や独立系メディアに対する助成が行われた。また、安定化協定の一環として、人材育成と研究を行う機関をサラエボに設立するプロジェクトが、東南ヨーロッパの11の専門機関とフランス・リールのジャーナリズム高等専門学校との協力によって進められている<sup>39</sup>。今後、同地域における「メディア監視院」の設立やメディア環境に関する雑誌の刊行が予定されており、詳細な情報は順次インターネットで告知される予定である(www.mediaplan.ba)。

### 【映画】

映画の分野における外務省の事業としては、(1)フィクション及びドキュメンタリー映画の普及、(2)映画製品の輸出振興と支援、(3)南半球の諸国における専門家の人材養成と映画生産への支援が実施されている。

2000年には、フランス映画315作品が海外普及の対象となった。DGCIDの助成により、フィルム5000本が海外に配付されており、毎月約300本が世界のどこかで上映された計算になる。世界7地域に設置されている「シネマテーク」(フィルム・ライブラリー)には映画370本が配付され、在外文化施設には映画作品集が配付された。この映画作品集は、DGCIDが制作した「2000年の映画100本」、「女性」、「北京からメキシコまで」の3つの作品集で、英語、スペイン語、アラビア語、ブラジル語で字幕が施されている。

二番目の映画製品の輸出振興と支援に関しては、映画祭における輸出振興と映画普及が事業の重要な柱の一つとなっている。2000年、フランスは約100の映画祭に参加し、映画17本を購入している。世界40カ国の関係者により数年前から組織されている「ヨーロッパ映画祭」への参加支援の他、ユニフランス(Unifrance)の協力により、リスボンでのフランス映画祭、英国でのマルテル・フランス映画祭、モスクワでのフランス映画祭、ボゴ

<sup>39</sup> 「優先連帯基金」は東南ヨーロッパ地域に対して3000万フランを拠出しているが、うち800万フランがメディアに当てられている。

タでのシネ・シネマ祭、アルゼンチン、チリ、ウルグアイでの「スペインとフランス」映画祭等の開催を行い、フランス映画の普及を推進している<sup>40</sup>。

また、ドキュメンタリー映画についても、そのコレクションが毎年更新されており、2000年現在 5000 本以上の作品がおさめられている。2000 年には、在外文化施設のメディアテークにドキュメンタリー作品集が数百本配付されたほか、映画監督の回顧特集がしばしば監督の出席のもとに開催され、ワイドスクリーン用の映画が 150 に及ぶ映画祭や文化行事において上映された。2000 年 4 月には、1990 年代制作のドキュメンタリー映画作品を特集した映画月間「共に生きる」(Vivre ensemble) が、文化通信省との共同開催により実施された。この他、2000 年 6 月の「音楽祭」(Fête de la Musique) の際には、MCMi が製作したフランス音楽のビデオクリップ集が世界各地に 250 本以上送付された。情報番組“France Feeling” が制作した報道番組「フランスへの視線」(Regards sur la France、2 時間番組) も在外文化施設宛てに 400 本送付された。

三番目の事業領域である発展途上国における映画製作への支援については、1984 年に省庁間で共同で設立された「南半球における映画製作支援基金」の一部が CNC と外務省によって運営されている。その助成により、同基金の設立以降合計 232 作品の映画製作が実現しており、2000 年には約 30 作品が製作された<sup>41</sup>。また同年「南半球の映画発展支援委員会」が発足し、アフリカ映画への支援策が策定された。これにより、優先連帯地域における脚本制作、撮影、及び製作後の活動と配給に対する助成が予定されている。この他、短編映画の製作に対しても支援プログラムが生まれ、優先連帯地域のインディペンデント系のフィルム配給会社や 南北映画協会 (Ecrans Nord Sud) 参加団体に対する助成が行われている。さらに、映画の配給促進施策の一環として、フランス国内 (アミアン、ナント) 及び優先連帯地域 (チュニジア、カルタゴ、カイロ、ブルキナファソ (「汎アフリカ映画祭」) 等) において、15 の映画祭が運営されている。なお、2000 年のカンヌ映画祭に出品されたアフリカの映画監督による 6 作品は、その後世界各国で上映され、評価を集めるようになっている。

### c. 新情報通信技術

DGCID では、ホームページ [www.diplomatie.gouv.fr](http://www.diplomatie.gouv.fr) において専門機関のインターネットサイトへのリンクを張る等の対応が進められている。サイトの一つである「世界の映画」(Cinéma autour du Monde) では、販売促進用の映像資料 (フィクション映画 200 作品以上を編集した 12 巻とドキュメンタリー映画 700 作品以上を編集した 11 巻)、及び「南半球における映画製作支援基金」の助成を受けて製作された映画 110 作品以上の情報が掲載されている。この他、フランス映画 1500 作品以上の目録や在外公館文化部等関係機関の連絡先

<sup>40</sup> ユニフランスが輸出振興のために組織している映画祭については、次節「2-2-3(2)b. 文化通信省 (DAI)、映画と視聴覚資料」を参照。

<sup>41</sup> 助成総額は 1800 万フラン (約 2 億 9 千万円) で、助成件数の地域別内訳は、アフリカ 6、マグレブ 6、ラテン・アメリカ 7、アジア 4、中東 5、東欧 5 であった。

も掲載されている。

TVFI のサイト [www.tvfi.com](http://www.tvfi.com) は 100 万フランの助成を受けて制作されたもので、ビデオ 500 作品のダイジェスト版と、輸出可能な番組の一覧を掲載している。フランス音楽輸出事務所のサイト [www.french-music.org](http://www.french-music.org) は、約 60 万フランの助成と技術支援を受け、多言語対応を進めている。

情報通信技術の分野における国際協力については、フランスと対象国との間で設立された二国間の基金が 1500 万ユーロ（約 15 億円）規模に及んでおり、フランスはこの形態での国際協力に関して世界一の出資者となっている。これら基金によりこれまでコンテンツやソフトウェアの制作支援、及び情報通信の新技术に関する研修事業が実施されてきたが、2000 年にはそのネットワークを拡大するため、各国の法的機関に対する支援とインターネットへのアクセス拡大のための環境整備施策が開始された。沖縄サミット、国連経済社会理事会（ECOSOC）の特別セッション、EU 首脳会議における“e-Europe”計画においても取り上げられたように、「デジタル・ディバイド」は国際的に重要な課題とされており、それへの取組みが急務となっている。DGCID は、2000 年 10 月、市民組織の代表者 500 人以上が参加したバルセロナ国際会議に助成するとともに、そこで結成された“Global Communities Network”を支持している。

また、フランスは、WTO の多角的交渉や UNESCO、及び欧州審議会において、情報通信の新技术や知的所有権に関わる法的環境の整備、さらには「文化的多様性」などの課題について盛んに問題提起を行っている。これら国際交渉や国際会合の場において自国の地位の向上に努めるとともに、独自に会議や会合を開催して、視聴覚、新情報通信技術、及び「文化的多様性」に関するフランスの見解に対して理解を求める努力を続けている。

例えば、DGCID が助成したヨーロッパ・地中海地域視聴覚共同会議（Eureka Audiovisuel 主催、2000 年 9 月モロッコ・ラバトにおいて開催）の決議は、2000 年 11 月に開催されたヨーロッパ・地中海地域外相会議の議題として引き継がれ、同会議による声明として結実した。この声明はヨーロッパ、地中海地域の共同プログラムである“Euromed audiovisuel”の拡充と“Euromed audiovisuel II”の開始を要求するものであり、フランスはこれを踏まえ、EU 閣僚会議において、この問題に対する EU 加盟候補国における取組みの必要性を呼びかけるとともに、EU 拡大に伴い「文化的多様性」の擁護がますます重要になることを EU 議長国として訴えた。

同様に、2000 年 9 月のビアリッツにおけるラテン・アメリカ映画祭においては、ラテン・アメリカ諸国の国会議員とヨーロッパ議会の議員、そしてフランスを代表した国際協力・フランス語圏担当大臣により「文化的多様性」に関する議論が行われた。また、2000 年 10 月、プラハで開催された「拡大ヨーロッパにおける文化的多様性のための視聴覚政策」会議では、EU 加盟国と候補国の間で意見が交わされた。さらに 2000 年 12 月にパリで開催された「情報化社会における法的課題」をテーマとする会議では、この問題に対する EU 及び EU 加盟国、中東欧、アジア、ラテン・アメリカとアフリカの 35 カ国における取組み

の現状が紹介され、国際協力の必要性について議論が展開した。

#### 2-1-4 政策の変遷及び今後の展望

以上概観したように、DGCID の設立に伴い、理念、実施体制の両面において「国際協力」を謳った改革が進められている。そこではその課題として、以下の6つが挙げられている<sup>42</sup>。

- (1) 国際協力に関わる思想の長期的な形成
- (2) 国際協力のコンセプトの調整と一貫性の強化
- (3) 海外のネットワークの再編成と実務能力の向上
- (4) 手続きの迅速化・効率化・適正化
- (5) スタッフの団結と組織内外における専門性の強化
- (6) 事業とその評価に関する広報活動の展開

これらの課題に対する具体的な取組みとして注目されるのが、在外文化施設の再編成やアリアンス・フランセーズとの関係強化、専門機関における意思決定の迅速化、ホームページの整備等による情報提供などであり、その問題関心は概ね 2001 年 2 月の「ドージュ報告書」の提言と共通するものであると考えられる。

最後に、上記(5)の課題と関連して、政府内における外務省の今後の役割について触れておきたい。近年のフランスの国際文化事業では、従来の国民教育省に加え、文化通信省が専門技術の提供 *expertise* という側面において次第に重要なものになっており、今後、国民教育省、文化通信省、研究省等はますます所管領域の専門技術の提供を迫られていくことになると考えられる。それに伴い国際交流を専管する外務省 DGCID は、「国際協力」という理念形成を進めるとともに、国際情勢を踏まえた調整役としての立場を強化することになるのではなかろうか。それと同時に、関係省庁間の協力・分業体制の整備が進められていくものと展望される。2000 年 11 月に外務省・文化通信省と AFAA 間で交わされた合意書では「国際文化政策の実施のために、外務省と文化通信省間において双方の管轄と権限を尊重し、協力することが必要になっている」と明記されている。

---

<sup>42</sup> DGCID, “Le projet de la DGCID DGCID”

## 2-2 文化通信省国際部

Ministère de la Culture et de la Communication,  
Département des affaires internationales (DAI)<sup>43</sup>

### 2-2-1 沿革・概要

第五共和制が発足した1959年、フランスでは国民教育省の芸術文化部門が独立する形で文化省<sup>44</sup>が発足し、大臣に作家アンドレ・マルローが就任した。この新設省の役割は当初象徴的なものにとどまったが、1981年に社会党政権が誕生し、演劇祭のプロデューサーであったジャック・ラングが文化相に就任すると、その予算が倍増するとともに<sup>45</sup>、少なくとも二つの点で画期的な政策転換が図られた。

まず、文化は「経済の一分野」と位置付けられるようになり、美術市場等の分野において、様々な規制緩和策が整備されていった。文化産業の支援が施策の柱として位置付けられるようになったのもこの時期以降のことである。1987年のメセナ支援法成立により、民間との協力も組織化され、文化省内でも人材育成、人事管理等の面で専門化が急速に進められていった。

もう一つは、地方自治体との共同事業の進展である。地方自治体と国家が合意書を交わして経費を折半するという形式により、1982年から1991年間に1200の合意書が結ばれており、事業総額は10億フラン（約160億円）にのぼっている。ただし、1992年2月の法律施行以降進められている地域圏文化局（Directions régionales des Affaires culturelles : DRAC）の整備においても見られるように、この国ではここ20年、「文化の地方分権」のかけ声の下で、実質的には「中枢機能の分散」*déconcentration* が進展してきたと見なされている。

その文化省の国際政策は、文化の多様性の推進と国際文化協力の発展の二つを基本目標としており、1982年の国際部（Département des Affaires internationales : 以下DAIとする）の設立以降、制度化が進められてきた<sup>46</sup>。すなわち、「フランスの国際文化関係は相互性の原則にのっとり、フランス国内における外国文化の紹介を行う必要がある」との状況認識のもと、「フランスの世界への開放」、「世界の文化の発見」、及び「寛容と差異の理解」を目的とした外国文化の紹介事業が行われるようになり、次第に国際交流の専門機関や地方自治体との共同事業が進展した。また、文化産業の輸出振興、及び文化産業支援の一環としてヨーロッパにおける文化政策の協調が重要な課題として位置付けられるようになった。近年では、演劇・音楽・造形芸術等の事業領域毎に、省内の担当部局と専門機関及び海外

<sup>43</sup> DAIの所在地は、12, rue de Louvois 75002 Paris, tel : +33 (0)1 40 15 80 00, fax : +33 (0)1 40 15 37 40。

<sup>44</sup> Ministère des affaires culturelles. 2002年現在では、新聞・ラジオ・テレビ・視聴覚通信技術分野も管轄する「文化通信省」となっている。

<sup>45</sup> 1981年以来、文化省予算は国家予算全体の0.86～1%を占め続けている。2000年の文化予算の割合は0.97%である。

<sup>46</sup> マルロー文化相がその知名度を生かして独自の文化外交を展開したことが知られるが、文化省の国際事業は長い間散発的なものにとどまっていた。

文化網との提携事業が進展し、文化通信省の国際交流活動への影響力はますます強まっている<sup>47</sup>。

### 2-2-2 組織・実施体制

文化通信省の国際政策は、大臣官房付の DAI が、省内の諸部局と他省庁の関係部局との調整、協力を通して策定にあたっている。その主たる業務は、国際政策の調整と推進のほか、大臣の演説や外国訪問の準備、国際文化事業に関わる助言、査定、奨励、助成などである。

DAI は、この他、公演・展示の分野について事業実施団体の監督権を持ち、フランス芸術振興協会 (Association française d'action artistique: 以下 AFAA) と世界文化会館 (Maison des culture du monde: 以下 MCM) に助成を行っている。一方、図書、映画等の文化産業分野については、文化通信省内の担当部局である図書・読書局 (Direction du Livre et de la lecture) と国立映画センター (Centre national de la Cinématographie: 以下 CNC) がそれぞれ国際事業を行っている。そこで以下では、公演・展示と文化産業の各分野ごとに、その主要実績について概観することにする。

### 2-2-3 事業領域・予算規模と主要実績

#### (1) 公演・展示

DAI の 1999 年度予算は、4770 万フラン (約 9 億 5 千万円) で、省予算全体の約 0.3% にあたる。主な事業領域は、a. フランスにおける外国文化紹介、b. 海外におけるフランス文化振興、c. 文化エンジニアリングにおける協力、d. ヨーロッパ及び多角的文化協力の振興、の四つであり、a. のフランスにおける外国文化紹介予算が予算全体の 6 割に及ぶことがその特徴となっている<sup>48</sup>。

#### a. フランスにおける外国文化紹介

##### 【外国文化シーズン】(AFAA への委託事業)

数カ月から一年の一定期間中、一国もしくは一地域の文化紹介を実施する。1998 年には、エジプト、イスラエル、グルジアが、1999 年には、モロッコ、ケベック、ウクライナが紹介された。

##### 【芸術祭への支援】

DAI はフランス各地で開催される芸術祭に対し、外国文化の紹介を奨励している。また、関連するセミナーの開催にあたって、費用の一部について助成を行っている。1998 年には、パリのオートヌヌ演劇祭が中国に関するプログラムを企画し、アヴィニヨン演劇祭がラテ

<sup>47</sup> 在外文化施設が文化通信省の部局の協力を得て行う事業では、同省から芸術家等に直接謝金が支払われるケースがあり、これらは国際交流予算として計上されていないものの、無視できない額にのぼっている。F. Roche, *op.cit.* 1998, p.29.

<sup>48</sup> DAI 予算の詳細については巻末添付資料の表 3 を参照。

ン・アメリカの地方演劇を紹介した。

【MCM への補助金交付】（次節 3-3 世界文化会館を参照）

【ラテン・アメリカ会館ほか国内の諸文化施設への補助金交付、外国文化紹介プロジェクトに対する助成】

【地方における事業促進】

DAI は、文化通信省地域圏文化局（DRAC）を通して、地方での外国文化紹介事業に対しても助成を行っている。

#### b. 海外におけるフランス文化振興

【AFAA への補助金交付】（次節 3-1-3 b. AFAA の「展示」の項参照）

補助金の半分は、AFAA の視角芸術課に配分され、レジデンス事業、巡回展、出版事業等に充てられている。

【文化産業振興】

音楽産業とマルチメディアの分野において、DAI は専門機関に対する補助金の交付を行っている。（省内他部局による国際事業については次の「文化産業」の項を参照）

#### c. 文化エンジニアリングにおける協力

DAI は、「文化エンジニアリング」（いわゆる「アートマネジメント」に相当）の分野において、専門技術の提供 expertise と人材養成 formation に関する事業を実施している。

【人物招聘プログラム“Courants”】（MCM への委託事業）

1992 年に開始された文化関係者・専門家の招聘・交流プログラムで、1998 年以降、MCM が運営にあっている。同プログラムでは、当初東欧地域のみを対象として、1998 年までに 495 人を招聘しており、ヨーロッパ統合を準備する上で重要な成果を挙げたとの評価を受けている。その後、対象地域はインドシナ半島、ラテン・アメリカ、さらに世界全域へと拡大し、1998 年までに合計 875 人（上の東欧からの招聘数を含む）が来仏した。1998 年度の招聘数は、長期滞在と短期滞在を合わせて 152 人であるが、この他にも、UNESCO フランス委員会によって運営されている学生対象のプログラム“Formation internationale culture”により、文化エンジニアリングを学ぶ学生 18 人が招聘された。

【専門技術講座 “Rencontre Malraux”】

フランスの文化行政システムに対する理解促進を目的として、外国の行政関係者、政治家、専門家を対象に開催される出張型のシンポジウムで、文化行政の他、博物館学、著作権、オルガン修復、古書の装丁などのテーマが取り上げられてきた。特に中東欧、ラテン・アメリカ、アジア諸国の要請が多く、1998 年には、チェコ共和国、中国（北京、上海）、グアテマラ、パラグアイにおいて開催された。これに関連して、文化をめぐる法律についてまとめた要覧“Vade-mecum culturel et juridique”が刊行され、スペイン語、英語、ロシア語に翻訳されている。

### 【カンボジア、ボスニア支援】

DAI は関係他省庁とともにアンコール遺跡の保存事業への助成、及びサラエボのアンドレ・マルローセンターへの支援を継続的に行っている。

## d. ヨーロッパ及び多角的文化協力の振興

### 【ヨーロッパ文化協力】

EU 加盟国は、ヨーロッパ文化相会議において域内の文化協力に関する協議を行っているが、この際フランス側の準備が DAI によって進められている<sup>49</sup>。ヨーロッパ域内の文化協力は文化通信省の国際政策にとって重要な課題とされており、とりわけ文化産業分野の協議は、1990 年代、「文化的例外」の議論を引き起こした GATT ウルグアイ・ラウンド等の国際交渉の前段階ともいえる位置を占めてきた。「フランスは文化的多様性の維持のための絶え間ない闘争の先頭に立っており、ヨーロッパが国際舞台に強く訴えるよう、そして文化産品が単なる商品として扱われないよう、ただ一つの共同見解を示すことを望む」との立場がとられてきたのである<sup>50</sup>。なお、DAI は、2000 年 7 月～12 月、フランスが EU 議長国を務めるにあたり、文化事業計画、ヨーロッパの文化網と財源、EU 対外政策、課税等の規制措置、の各テーマについて作業グループを設置した。

### 【多角的文化協力】

DAI は欧州評議会及び UNESCO において文化通信省の代表を務めており、UNESCO フランス委員会への補助金交付を行っている。

例えば 1997 年末、DAI は MCM と共同で「ヨーロッパの文化資金 ブリュッセル・ガイド」を発行し、1998 年には、DAI・EU 委員会の助成団体“Relais culture Europe”のパリでの設立に携わった。同団体は、ヨーロッパの文化事業に関する情報提供、EU 委員会に対する文化プロジェクト案の提出や、プロジェクト計画作成にあたっての事業者への助言など、専門家・業界関係者に対する便宜供与にあたっている。DAI はこの他にも関係者への情報提供に力を入れており、EU の文化分野における公文書録「共同体の概況」の毎月

<sup>49</sup> EU レベルでは、“Ariane”、“Kaléidoscope”、“Raphaël”と、これらに続き 2000 年 1 月に設立された“Culture 2000”などの文化プログラムが実施されている。“Raphaël”は、文化遺産の保護とその価値の向上を目指すプログラムであるが、これに関連する「文化遺産の日」事業は、1984 年にフランスで着手され、欧州審議会の後援と EU の協賛により、1995 年には欧州 24 カ国で実施されるようになったもので、フランスのイニシアティブが評価されている。これによって、フランスの城館・宮殿・自然公園や、アンダルシア地方の運河、ルクセンブルグの炭鉱などがヨーロッパの文化遺産として公開されてきた。“L'action internationale du Ministère de la Culture et de la Francophonie : 80 actions ‘phares’”.

<sup>50</sup> « Organisation mondiale du commerce, rencontre avec les professionnels : discours de la ministre de la culture et de la communication, Mme Catherine Trautmann », 14 octobre 1999. 1998 年、EU 議長国のフィンランドが文化産品をめぐる WTO 協議のために準備した EU の提議書について、フランス側は、「文化的多様性と文化産業擁護の立場から」、全会一致の原則に基づき、これを拒否した、と報告されている。同じ文化大臣の演説において、「EU は、その『構想力』idée をフランスの積極的な支援に基づいて擁護するべきであり、視聴覚分野においてサービスの伝達様式が変わっても [ここではインターネット導入を指すものと思われる：執筆者注]、その『特質』には何ら変化がない。」との姿勢が打ち出されている。

の発行、雑誌 *Culture Europe* に対する助成を行っている。また、ヨーロッパ規模で活動する文化団体である若手芸術家養成所 (Pépinières pour jeunes artistes)<sup>51</sup>、ヨーロッパの郊外 (Banlieues d'Europe)、芸術と文化遺産のヨーロッパ・フォーラム (Forum européen pour les arts et le patrimoine)、ヨーロッパ演劇同盟 (Union des théâtres de l'Europe) 等に対しても助成を行っている。

## (2) 文化産業

### a. 出版物

海外での定期刊行物の販売及び流通促進、翻訳の推進、図書館への寄贈に対する支援を目的として、1957年、海外におけるフランス刊行物振興支援基金 (Fonds d'aide à l'expansion de la presse française à l'étranger) が設立された。同基金は、海外における販売価格の軽減、送料の一部負担、市場調査・市場開拓費、無料ないし割引定期購読の費用負担を行っている。助成にあたっては、定期刊行物の輸出総額の21%を占めるEU加盟国及びスイス以外の地域を優先地域としており、これらの地域に対する輸送費は、実に全体の46%に及んでいる。同基金の事業は、このように、発行者の利益追求によっては行うことのできないフランスの出版物のプレゼンス維持に貢献するものとして評価されている。主な助成対象としては、ユニプレス (Unipresse) に410万フラン、出版社に595万5000フランの補助金を交付している<sup>52</sup>。

### b. 映画と視聴覚資料

文化通信省の映画と視聴覚資料に関する事業は、「供給の多様性」、「文化的多様性の維持」、「文化産業の促進」を基本目標としており、国際市場におけるフランスのプレゼンスの維持をその使命と定めている<sup>53</sup>。

本分野の業務にあたる国立映画センター (CNC) は、1946年に設立された公共行政機関 *établissement public à caractère administratif* であり、文化通信省の一部局として位置付けられている。1993年よりフランス映画の輸出支援策を実施しており、吹き替え、字幕、規格変更に関わる助成の他、広報資料の作成等映画業界の輸出促進策への支援 (1998年助成額は500万フラン)、プロデューサーの輸出戦略への支援及び海外における配給への支援 (1998年助成額は1200万フラン)、国際フランステレビ (TVFI) のテレビ番組輸出と産業振興に対する支援 (1998年助成額は800万フラン) 等を行っている。また、CNCは海外におけるフランス映画の振興、広報、情報提供を業務とするユニフランス (Unifrance) に対して1997年以降補助金を交付しており、1998年の助成額は4990万フラン (約8億円) にのぼ

<sup>51</sup> 1986年設立のアーティスト・イン・レジデンスのネットワークで、ヨーロッパ芸術創造協会により運営されている。グルノーブル、マルセイユ、ニオール、フランクフルト、グラスゴー、リスボンに受入れ施設がある。

<sup>52</sup> Ministère de la culture de de la commuication, "Budget 2001", 20 septembre 2000.

<sup>53</sup> « Réponse de la ministre de la culture et de la communication, Mme Catherine Trautmann, à une question écrite à l'Assemblée nationale », *Journal Officiel*, 28 septembre 1998.

っている。同団体の事業として特記されるものとしては、アジアとラテン・アメリカでの市場拡大を目的として開催される横浜とアカプルコでの「フランス映画祭」が挙げられる。

また CNC は、フランス映画の普及業務の一環として、東欧、アフリカ、中東、ラテン・アメリカ地域の配給者に対し、映画フィルムを無償で提供している。1998 年の予算は 90 万フランで、同年 1 月～9 月の 9 カ月間にフランス映画 40 作品のフィルム 260 本が海外に送付された。

さらに CNC は、EU の“Media”プログラムとともに、ヨーロッパ諸国におけるヨーロッパ映画の上映を推進しており、この一環として、ヨーロッパ映画の振興団体であるヨーロッパ・シネマ (Europa Cinemas) が進めている、“Salles pavillon” とよばれるヨーロッパ映画上映館のネットワーク組織に対する支援を行っている<sup>54</sup>。同ネットワークに属する映画館は、ヨーロッパ映画を 50%以上上映することとなっており、映画祭、回顧特集、試写会などの関連行事の企画も行っている。当初は EU 加盟国のみを対象とするプログラムであったが、次第に中東欧諸国にもネットワークが拡大し、2000 年現在約 40 都市の約 200 館が参加している。

#### 2-2-4 政策の変遷及び今後の展望

1982 年に DAI が設立されて以来、文化通信省の国際政策やそれに基づく省内の制度化が進展し、同省の対外的な影響力は増大している。その国際政策が本格的に始動して 20 年が経過するなかで、当初の事業の柱であった DAI による外国文化紹介をめぐる状況は質量ともに大きく変化した。この種の事業が一定の成果を見る一方、地域圏文化局の設立等文化省の地方分散に伴って同種の文化事業が地方都市でも実施されるようになり、DAI は事業の主催者というよりは、革新的なプロジェクトに対する助成者としての立場に変化してきたのである。それと同時に、DAI の役割は、省内部局との連絡調整による専門技術の提供、人材養成、諸機関・団体間の協力促進等、政策調整者的なものへと移行しつつあるようである<sup>55</sup>。

文化産業支援については、今後も「文化的多様性」擁護の立場から、ヨーロッパの名の下での多角的交渉が目指されるものと考えられる。このため、UNESCO や欧州審議会における自国の立場の維持とともに、EU 域内におけるコンセンサスの形成のための努力が傾けられることになろう。

<sup>54</sup> この事業に対する CNC の負担額は、約 150 万フラン (約 2400 万円) である。

<sup>55</sup> 2001 年 4 月 10 日、DAI における DRAC・AFAA 関係兼アジア地域担当官に対するインタビューによる。

### 3 公的専門機関

#### 3-1 フランス芸術振興協会 (Association française d'action artistique: AFAA)

##### 3-1-1 沿革・概要

第一次世界大戦後、いわゆる「狂騒の時代」のさなかの1922年にフランス芸術拡大交流協会 (Association française d'expansion et d'échanges artistiques) が発足した<sup>56</sup>。同会は、1918年公共教育省芸術局に設置された対外芸術事業調査課と外務省の対外文化事業課が合併し、「1901年法」に基づく非営利の公益団体として設立されたものである。以来同会は、海外でのフランス芸術振興・普及の分野において主導的な役割を担っている。

近年の外務省と海外協力省の合併を受け、2000年1月、同会は、海外協力省の所管にあったアフリカ芸術創造協会 (Afrique en création)<sup>57</sup>と統合され、定款 *statuts* 及び政府との間で交わす合意書の内容の見直しと大規模な組織改革が行われた。この2000年の改革で焦点となったのは、業務内容の再編成と、民間団体としての性格を強化するための意思決定機構の簡素化である。新定款の第一条「目的」では、「国際文化交流」*échanges culturels internationaux* と「文化開発支援」*aide au développement culturel* を目的として、公演、展示、文化エンジニアリングの諸分野において事業を実施すると定めており、そこでは以下の7つの事業領域が明記されている<sup>58</sup>。

- (1) 海外におけるフランスの現代芸術と文化遺産の普及
- (2) 海外及びフランス国内における芸術協力ないし文化開発プログラムの推進
- (3) アフリカ大陸とフランス語圏の現代的芸術表現の創造・発展に対する支援と、アフリカ、フランス、世界における普及
- (4) 文化産業、建築、応用芸術、デザイン、ファッション、美術市場等、経済発展の一助となるような文化領域の国際的発展に対する支援
- (5) 情報センターによる出版事業と、視聴覚や新しい技術を用いた情報収集・編集と普及
- (6) ヨーロッパ規模のプログラムや多角的プログラムへの参画
- (7) 海外におけるフランスの文化網に関連する人材育成

すなわち、業務内容の再編成にあたっては、(3)のアフリカ芸術創造協会の文化協力業務が新たに加えられたことにより、(2)において、従来からのフランス芸術文化の「普及」*diffusion* の他に、「芸術協力」*coopération artistique* ないし「文化開発」*développement culturel*

<sup>56</sup> 1934年に現在の「フランス芸術振興協会」に改称された。

<sup>57</sup> 1990年、アフリカの芸術創造への支援を目的として海外協力省と文化・フランス語圏省の主導により設立され、文化事業の共催、雑誌の発行、国際会議の開催などを実施してきた。

<sup>58</sup> 同定款の構成は、(I)目的、(II)協会の構成、(III)機構と機能、(IV)資金、(V)規約の改正と解散、(VI)監督と内規、となっている。“Statuts modifiés par l’assemblée générale, le 14 décembre 2000”。

が事業の柱の一つとして明記されていることが注目に値する。また、ヨーロッパ規模での活動の展開や、建築・文化遺産等のような事業分野への進出など、新たな方向が打ち出されたことも特徴となっている。

### 3-1-2 組織・実施体制

AFAAは「1901年法」に基づく民間団体であり、独立採算制をとっているが、実質的には、その主たる助成者である外務省の外郭団体としての位置付けを与えられてきた<sup>59</sup>。ただし、2000年の改革以降、理事会副会長に外務省の国際協力開発総局文化協力・フランス語局長とともに、文化通信省国際部長、及び元アフリカ芸術創造協会会長が就任していることに見られるように、近年になって文化通信省（DAI）との関係が強化されている。外務省、文化通信省、AFAAの三者によって2000年秋に新しく取り交わされた合意書は、「外務省と文化通信省間でのより強力な協力関係」を明言している。そこではまた、両省の関係局長が一年に一度事業分野毎の戦略構想会議を開催し、AFAAの中期的な事業計の策定と、政府-AFAA間の長期的な提携関係や評価体制に関する情報・意見交換を行うことを定めている<sup>60</sup>。同合意書はさらに、各事業の終了後6カ月以内の両監督省への実施報告や、合意書の規定に基づいた理事会での年次報告を義務付けている。政府がAFAAの基本方向を定めるという関係は一貫して維持されてきたのである。

一方で、2000年の改革は、同時に、AFAAの民間団体としての性格を強化することを目指すものでもあった。新定款の第三条「機構と機能」では、理事会の定員を18名と定めているが、これは従来の40名から大幅に削減されたものである。さらにその内訳は、ジャーナリストや地方自治体の担当者等を始めとする「市民社会」の代表者数（10名）が政府代表者数（8名）を上回るものとなっている<sup>61</sup>。理事会は、年に二回開催され、理事会事務局の下で、事務総局長を務めるディレクターの選出の他、AFAAの基本方針、事業計画、予算を決定する。このような役割を持つ理事会の定員を削減し、一方で民間の代表者を増員することは、諸決定の迅速化と専門化を図るとともに、民間団体としての位置付けの強化を目指すものである。なお、年に一度開催される総会は、68名から構成され、協会の運営と財政状況についての承認を行い、長期的な事業計画に関する協議を行っている。

AFAAの機構と定員は、添付の専門機関基本データと図3に示す通りである。理事会事務局と事務総局の下、官房部門である管理・総務部と、事業部門である公演、展示の事業分野別の二部、及び、文化協力・エンジニアリング・開発、広報・事業提携の事業領域別の二部が置かれている。事業計画の策定にあたっては、事業分野毎に専門家から成る専門

<sup>59</sup> その意味では、外務省管轄の特殊法人であった国際交流基金と近い立場にあると考えられる。

<sup>60</sup> “Convention entre l’Etat et l’AFAA”, novembre 2000. 合意書は、(I)基本方向、(II)実施体制、(III)資金、(IV)評価から構成される。

<sup>61</sup> 政府代表者としては、外務省から5名（事務総長、国際協力開発総局長、管理総局長、ヨーロッパ協力局長、文化協力・フランス語局長）と文化通信省から3名（フランス美術館局長、音楽・ダンス・演劇公演局長、国際部長）が就任している。

委員会を設けることが定められており、同委員会は少なくとも年に二回召集され、フランスにおける芸術の現状分析を行うとともに、外務省の同意のもと、海外の文化網に対して事業プログラムを提案する役割を果たしている<sup>62</sup>。また、AFAA は、それら委員会の提案を受けて地域毎の連絡会議を年一回開催し、海外文化網における文化事業計画について在外文化施設と大使館文化部の関係者と意見交換を行っている。

### 3-1-3 事業領域・予算規模と主要実績

AFAA の予算規模は、約 1 億 6000 万フラン（約 25 億 8000 万円：1999 年度決算）であり、総収入における政府補助金の割合は約 85%（外務省約 80%、文化通信省約 5%）を占めている。政府との合意書では、これら政府補助金に加えて、地方自治体、企業との事業提携、及び EU などの多角的組織のプログラムへの参加によって財源を多様化することができるものと定められている。

AFAA の事業部門別の事業費の割合は、公演（31.9%）、展示（22.02%）、文化協力・エンジニアリング・開発（40.72%）、広報・事業提携（5.36%）となっており、事業件数別に見ると、それぞれ公演（56.36%）、展示（16.36%）、文化協力・エンジニアリング・開発（16.36%）、広報・事業提携（16.36%）である<sup>63</sup>。

2000 年には、領域横断的な大型文化行事が 2 件実施されている。一つは、フランスのヨーロッパ議長国就任記念行事、そして、2000 年記念文化行事“Mission 2000”の一環として開催された「2001 年世代」（Génération/s 2001）である。その事業規模は 2000 万フランに及び、参加プロジェクトの選考はヨーロッパ諸国からの専門家と 8 人のフランス人専門家が共同で行う等、AFAA による初の本格的なヨーロッパ規模の事業として位置づけられるものであった。また二つめの文化行事である「アフリカ芸術創造祭」は、フランス国内（リール市）で初めて体系的にアフリカ芸術を紹介するものとして注目を集めた。以下ではこの他 2000 年に実施された主な事業実績について、検討していく<sup>64</sup>。

#### a. 公演

##### 【音楽】

音楽の分野では、事業費全体の 4 割が音楽産業（ジャズを含む）支援に充てられている。主な事業としては、大型文化行事への参加、フェスティバルの開催、海外における専門事務所の設置、音楽業界のネットワーク化の推進、アトリエ、レジデンス事業の運営が挙げられる。その他古典、バロック、クラシック、現代音楽についても、ワークショップへの派遣などの支援・振興事業が実施されている。

<sup>62</sup> “Convention entre l’Etat et l’AFAA”, novembre 2000.

<sup>63</sup> 事業実績の詳細は、巻末添付資料表 4 参照。事業件数には、人物招聘及び専門技術の提供件数は含まれない。

<sup>64</sup> “AFAA, mode d’emploi”, 2000.

### 【ダンス】

フランスのダンス界では2000年現在、400以上のカンパニーを擁しているが、そのうち毎年約70団体が海外に派遣されている。また、パリ、プラハ、ブタペスト、香港、リヨン、ミンスク、ハノイ、ソウル、カンヌ、モスクワ等世界の主要な専門養成機関間での交流事業が優先的に進められている。

### 【演劇、サーカス、ストリートパフォーマンス】

主要な事業として、演劇祭への参加、字幕作成支援、役者・演出家のワークショップ派遣等が実施されている。サーカス、ストリートパフォーマンスは、近年同分野の再興にともない、海外で公演の要望が高まっていることから、その事業費は本部門全体の四分の一にのぼっている。

## b. 展示

### 【視角芸術】

国際展への参加、海外文化網における展覧会の企画、ヨーロッパ規模で実施されるプロジェクトへの支援、若手美術作家の派遣、外国人の専門家招聘等が行われている。近年では、文化通信省の関係部局との協力により、専門技術、人材養成などの領域におけるノウハウの提供が多く実施されるようになってきている（前節2-2-3(1)b.文化通信省(DAI)、「公演・展示」参照）。

美術市場への支援は、海外のアート・フェアに参加する画廊への助成が1994年に開始されて以来、優先的な事業領域の一つとして位置付けられており、本領域に関わるシンポジウムや会議も数多く開催されている。また、文化通信省国際部(DAI)、及び同省造形芸術委員会(Délégation aux Arts plastiques : DAP)の支援により、米仏現代美術基金(“Fonds Etant donnés”)が1994年に設立され、AFAAによって運営されている。同基金は、米国とフランスの造形芸術の分野における交流、及びフランス芸術のアメリカ市場への参入の促進を基本目標としており、申請作家・プロジェクトの選考には、両国の専門家から構成される専門委員会があたっている。国際的に知名度の高くない作家に対しては、同基金から制作費全体の50%を超えない範囲で経費の助成も行っている。

なお今後の優先事業領域としては、地域圏現代美術基金(Fonds régional d’art contemporain : FRAC)を始めとするフランスの公的コレクションの海外における普及が検討されている。

### 【建築・文化遺産】

本分野の事業は、従来も部分的には実施されていたが、2000年の組織改革以降、文化通信省との協力により本格的に開始されることになった。フランスの現代建築の振興とともに、歴史的遺産の修復事業等における貢献を目指しており、主要実績としては、建築、デザイン・都市空間、建築遺産、芸術的遺産等諸分野における展覧会企画、シンポジウム・会議の組織、大型文化行事への参加支援、修復事業、専門家派遣がある。

### c. 文化協力・エンジニアリング・開発

本事業領域は、アフリカ芸術創造協会との統合に伴い、新たに編成されたものである。従来の事業領域である地域調整、地方自治体、アーティスト・イン・レジデンス、外国文化シーズンの各領域が、「文化協力、文化エンジニアリング、文化開発」という観点から新たに統合されたものである。具体的には、芸術政策を領域横断的に立案するとともに、公演・展示の両事業部門の事業との調整業務を行っている。なかでも、AFAA がアヴィニヨン演劇祭において毎年開催してきた国際文化事業に関するシンポジウムは、学識経験者や対外文化事業の関係者の交流を目指して外務省の委託事業として開始されたものであるが、2000年の改組により本事業領域の中核的な事業として位置付けられるようになった。

#### 【地域調整】

地域調整課が海外の文化網と AFAA の事業分野別部門（公演・展示）の間の連絡調整を行い、地域別事業計画の策定にあたっている。

#### 【地方自治体】

地方自治体の文化予算は、国家予算の2倍にあたる約400億フラン（約6400億円、2000年）にのぼっている。AFAA は1994年に地方自治体の国際交流に関する調査を実施し<sup>65</sup>、担当課を設置するなど、この分野における取組みを早くから進めている。2000年現在で25の都市・地域圏と合意書を結び、海外における事業の企画・実施にあたっている<sup>66</sup>。合意書に基づく事業の今後の優先領域としては、フランス語圏との交流、およびアフリカ芸術の振興が検討されている。

#### 【アーティスト・イン・レジデンス】

ヴィラ九条山（京都）、サンスクリティ（インド）、PS1（ニューヨーク）、18th Street Art Complex（ロサンジェルス）、Les inclassables（ケベック州）等のアーティスト・イン・レジデンスの運営と滞在制作支援、及び、“Villa Médicis hors les murs”<sup>67</sup>などの滞在制作支援プログラムへの助成と、作家の選考・派遣を行っている。

#### 【外国文化シーズン】

フランスでは1985年の「インド年」の成功を踏まえ、1992-93年の「フィリピン」以来、毎年1-2カ国の文化紹介が行われている。このように外国文化を一定期間、集中的かつ領域横断的に紹介する行事は「外国文化シーズン」*saisons culturelles étrangères* と呼ばれており、これまで、チュニジア、アイルランド、パレスチナ、ヨルダン、日本、エジプト、ベトナム、グルジア、イスラエル、ケベック、ウクライナ、モロッコ（1999年）の文化紹介が実施されてきた。外国文化シーズンの組織形態は、それぞれのケースによって異なるが、ほとんどの企画の実施が AFAA に委託されている。2000年以降の事業としては、2001年

<sup>65</sup> P. Allières, E. Négrier, F. Roche, *Pratiques des échanges culturels internationaux : les collectivités territoriales*, 1994.

<sup>66</sup> 合意書は、経費の分担を定めており、3年ごとに更新される。

<sup>67</sup> 1983年に開始された事業で、3-6カ月の海外滞在制作プロジェクト約30件に対し、滞在費と渡航費として約200万フランの助成が行われている。

のハンガリー、2002年のチェコ、2003年の中国の文化シーズンが計画されている。

#### 【人材養成・雇用】

芸術振興活動を行う専門家に対する奨励金「AFAA 賞」の運営、若年層対象の研修プログラムの運営が行われている。後者には、EU 域内での“Leonardo Culture”、フランスの海外文化網における“Jeunes Professionnels Cultures”がある。

#### 【アフリカ芸術創造プログラム】

同プログラムはアフリカ芸術創造協会の業務を引き継ぎ、アフリカ大陸の芸術家とその作品をフランス、ヨーロッパ、世界へと紹介する事業を実施している。具体的には、アフリカ大陸における国際行事への助成、アフリカ大陸の事業者のネットワーク OCRE (Opérateurs culturels en réseaux) への支援、人材育成等を実施している。2000年秋にリアルで開催された「アフリカ芸術創造祭」では、その企画運営にあたった。

#### 【ヨーロッパ協力】

AFAA の事業費は、従来その半分以上がヨーロッパ地域におけるフランス人作家の活動への支援にあてられてきた。その際、基本的に二国間関係に基づく事業が行われてきたが、次第に、ヨーロッパ規模でかつ多角的な形態による施策の実施が求められるようになった。このため、ヨーロッパにおけるフランスの文化網の専門化（ヨーロッパの専門家との共同事業と人材育成）、ヨーロッパの文化地政学に関する調査、フランスにおけるヨーロッパ文化に関する理解の促進、及び EU との協力によるアフリカ芸術創造のヨーロッパ域内での普及、等の事業展開が検討されている。具体的には、ヨーロッパ規模の文化活動の支援、ゲーテ・インスティテュートやブリティッシュ・カウンシル等との共同事業、地方分権化とヨーロッパ文化協力のマッチング、EU との事業提携等が模索されている。2000年に行われた「2001年世代」や「アフリカ芸術創造祭」への取組みはこのような方向性の一環として位置付けられている。

#### d. 広報・事業提携

##### 【広報】

プレス対応と、海外文化網や業界の専門家を対象とした季刊誌 *REZO International* の刊行が行われている。同誌は、AFAA の事業紹介記事の他、「アジアと出会うヨーロッパ」（第3号）、「アフリカ」（第4号）などの特集記事も掲載しており、発行部数は1万部である。

##### 【専門情報の発信】

2000年に新設された「情報センター」は、海外文化網、関係業界や芸術協力のプロジェクト、芸術家への情報提供を行っている。また、1993年から発行されているテーマ別のハ

ンドブック “Chroniques de l’AFAA”<sup>68</sup>や展覧会図録等の刊行、ホームページ [www.afa.asso.fr](http://www.afa.asso.fr) の管理運営にもあたっている。

#### 【事業提携推進】

1992年に企業との提携組織“Club AFAA-entreprises”が創設されて以来、AFAAでは企業との事業提携が進められてきた。同組織により実施される事業は、大規模な展覧会や外国文化シーズンが中心となっており、例えば1998年に英国で開催された「フランス演劇祭」(French Theater Season)が250万フランの寄付によって、また1999年に開催された「モロッコ文化シーズン」が500万フランの寄付で運営された。一方近年では、企業メセナに対するノウハウの提供も行われるようになってきている。

また本領域では、アジア地域の市場の発展性に注目した事業提携が模索されている。AFAAの対アジア事業の規模は過去7年間に1700万フラン(約2億7000万円)となっているが、企業及び地方自治体との事業提携によってさらに大規模に事業を実施する計画である。2000年に開始されたプログラム“Destination Asie”では、企業・地方自治体・在外公館・他省庁と共同でプロジェクト運営を行う予定であり、第一段階として、アジア地域における文化事業の需要や市場に関する調査が行われた。今後の事業展開は、同調査の結果に基づいて実施される予定であるが、すでに2000年には、ソウルでの第3回アジア欧州会合(ASEM)開催を記念した事業「ソウル2000年」(Séoul 2000)が開催されており、2003年にはフランス人建築家の設計による北京オペラ座(Opéra de Pékin)の開館と記念行事開催が予定されている。

この他の事業提携例として、近年では外国の財団からの助成受入れにも力点が置かれており、2000年の事業の中では「アフリカ芸術創造祭」がフォード財団より60万フランの助成を、米仏現代美術基金がフローレンス・グールド財団とローラ・ペルス財団より約60万フランの助成を受けている。

## 3-2 アリアンス・フランセーズ(Alliance française)

### 3-2-1 沿革・概要

1883年、外国人に対するフランス語教育を目的として、植民地および海外におけるフランス語普及国民協会(Association nationale pour la propagation de la langue française dans les colonies et à l'étranger)、現在のアリアンス・フランセーズ(以下省略して「アリアンス」とすることもある)が設立された。設立の背景には、1870年の普仏戦争での敗北と同時期のアルジェリアを始めとする地中海地域への進出があったとされる。アリアンス・フランセーズはパリ及びフランス国内での事業開始後、1884年のスペイン・バルセロナにおける

<sup>68</sup> その内容は、例えば、「フランスにおけるジャズ」(第1巻、1993年)、「世界におけるフランス音楽の普及」(第10巻、1995年)、「文化エンジニアリングとマネジメント」(第14巻、1996年)、「文化観光」(第27巻、1999年)などがある。

国外での協会設立第一号を皮切りに、アフリカ大陸、ラテン・アメリカへとその活動を海外で拡大していった。次いで 1886 年には事業の公益性が認められて公益団体として位置付けられるようになり、創設から 20 年後には、フランス国内で 150 協会、海外で 450 協会が数えられるようになった<sup>69</sup>。設立時の理事には、フェルディナンド・レセップス、ルイ・パストゥール、エルネスト・ルナン、ジュール・ヴェルヌを始めとする著名な政治家、外交官、作家、考古学者、歴史学者、地理学者、司法官、出版者、聖職者などが就任しており、以来、各界の名士が支持を寄せる伝統ある民間のフランス語教育機関として知られている。設立 60 周年の 1943 年には、これを記念してド・ゴール将軍がアルジェで演説を行うなど、第二次世界大戦後は大統領との関係も深まり、ミッテラン政権下では大統領の義兄弟がパリ・アリアンス・フランセーズ会長に就任し、2000 年現在もシラク大統領がパリ・アリアンス・フランセーズの特別名誉会長を務めている。

「アリアンス・フランセーズ」の名称を持つ施設は、世界 138 カ国に 1135 存在する（2000 年現在）。このうち 785 施設が語学教育施設であり、37 万人余の生徒を受け入れている。また、219 のアリアンスとアリアンス・フランセーズ連合は外務省の助成を受けており、外務省直轄の文化施設とともにフランスの在外文化施設として位置付けられている<sup>70</sup>。この外務省との関係の強化は、1981 年に外務省との間で合意書が交わされて以来進められてきたものである。ただし、アリアンスの組織形態は、受入れ国の市民社会との協力関係によって成立している点において、言い換えれば、フランス政府の監督下に入りつつも、受入れ国の法律に基づいて設立されている法人であるために、完全にはフランス政府の監督・保護を受けることがないという点において独自のものである。実際、アリアンス・フランセーズは、各々理事会会長に現地の財界人等を迎えて自己資金率を高めたり、文化事業の実施にあたって地域社会とのネットワークを活用することができる<sup>71</sup>。そしてこのために、逆説的ではあるが、「現地化」が進んでいるとの評価を受けることも多い。

### 3-2-2 組織・実施体制

アリアンス・フランセーズは、各国の法律に基づいて設立され、独自の理事会を擁し独立採算制をとる現地法人である<sup>72</sup>。これら法人の間には本部-支部の階層的な関係は想定されておらず、フランス語教育のみを行う語学学校や、文化事業のみを行う施設があったり、あるいは米国でのように、会員の集会場的なものとして機能するものまで多種多様である。外務省の助成を受ける場合も、それぞれの施設が個別に外務省との合意書を交わすに過ぎないのである。このような緩やかなネットワークの同一性を担保するのが「アリアンス・

<sup>69</sup> 地域別の在外文化施設数については、巻末添付資料の表 1、2 を参照。南北アメリカ大陸ではアリアンス・フランセーズのネットワークが広がっており、外務省直轄の文化施設はほとんど設立されていない。

<sup>70</sup> 注 30 参照。

<sup>71</sup> 日本では、名古屋アリアンス・フランセーズ会長にトヨタ自動織機会長が、大阪アリアンス・フランセーズ会長に大林組代表取締役副会長が就任している。

<sup>72</sup> フランス国内の 29 のアリアンスは、「1901 年法」に基づく公益団体であり、国民教育省の定める高等教育機関として位置付けられている。

フランセーズ」という名称と、定款の中のいくつかの項目である。定款の第一条では、その活動目的について、(1) フランス語普及、(2) フランス語及びフランス思想の知識と感覚の発展に貢献しようとするあらゆる人々の結集、(3) 言語・文化交流の進展による当該国とフランスとの間の相互理解の促進、の三点を定めている。また、その活動は政治的、宗教的、人種的な目的を伴ってはならず(定款第一条)、団体の役員はいかなる報酬を受け取ることも認められない(定款第八条)、とされている。

この「アリアンス・フランセーズ」という名称の所有者であり、定款の管理を行っているのがパリ・アリアンス・フランセーズである。パリ・アリアンス・フランセーズは、第一義的にはフランス語教育活動を行う「国際フランス語・フランス文明学院」(通称国際学院)である。と同時に、組織内には世界のアリアンス間の教育、運営の両面における調整を行う教育政策部と国際関係部が置かれており、各国での協会設立・閉鎖及び定款の変更に関する決定権を保持している<sup>73</sup>。そして、この機能は「本部」ではなく、ネットワークの「先導者」としてのそれであると位置付けられている。

外務省の助成を受ける219のアリアンス・フランセーズ(パリ・アリアンス・フランセーズを含む)は、3年毎に外務省と合意書を交わしている。これによって国民教育省から出向する施設代表者・教職員や兵役代替として海外協力に従事する者に対する給与等の人件費<sup>74</sup>、土地建物の購入等の投資費用<sup>75</sup>、運営費、特別事業費、フランスにおける教職員養成及び研修費、教材の供与に関して助成を受けている<sup>76</sup>。人事権が外務省にあることから、これらの施設は現地ではフランス大使の監督の下に置かれ、毎年外務省に対して事業報告書を提出することが義務付けられている<sup>77</sup>。また、これら外務省助成施設の責任者は、外務省直轄施設と同様、年に2回大使館文化部が開催する海外文化網の連絡会議や、AFAAが年に1回文化事業計画策定のために開催する地域別連絡会議に出席し、意見交換や連絡調整を行っている。こうして、フランス国内で外務省とパリ・アリアンス・フランセーズ双方の代表者が定期的に会合をもつ一方で、海外では、フランス大使館の文化参事官や文化担当官とアリアンス・フランセーズの責任者や総代表<sup>78</sup>が日常的に情報交換・協議を行えるような体制づくりが進められている。

なお、パリ・アリアンス・フランセーズでは、2000年4月に定款が改正され、理事会の

<sup>73</sup> パリ・アリアンス・フランセーズの国際関係部は、名称の使用許可の付与、定款の雛形の作成、外務省の補助金配分に関わる業務、教職員派遣の他、教材、教授法等にかかわる助言等の調整業務に従事し、組織の多様性の保証と同時にネットワークとしての全体性、一貫性と永続性の保証に務めている。

<sup>74</sup> 外務省補助金による出向職員数は460名であり、一方現地採用職員数が4000名にのぼる。

<sup>75</sup> 2000年現在、アリアンス・フランセーズが所有する施設が138あり、評価総額は6億7000万フランとなっている。

<sup>76</sup> “Convention entre le ministère des Affaires étrangères et l’Alliance française de ……”。

<sup>77</sup> 事業報告では、財務事項の他、語学教育について、生徒数を始めとする質問項目が設けられている。ただし、文化事業については明確な評価基準が存在しないとのことである。2001年9月27日、大阪アリアンス・フランセーズ代表に対するインタビューによる。

<sup>78</sup> 総代表はパリ・アリアンス・フランセーズの推薦に基づき外務省によって任命され、任地国内のアリアンス・フランセーズ理事会と大使館文化部、及びパリ・アリアンス・フランセーズの関係調整にあたる。フランス大使館文化部の文化担当官が総代表を兼務することもある。

定員が40名から25名に削減されるとともに、その任期は4年となり、更新は1度のみと定められた。また、新たに海外のアリانس・フランセーズの理事会会長5名を理事として迎え、アリانسの国際的な性格を反映することを目指している。これに伴い、10名から構成される特別名誉委員会が広く意見を求める場として新設されると同時に、海外のアリانس・フランセーズの理事会会長を集めて年一回開催される国際評議会が諮問機関として設置されることになった。一連の改正は、アリانس・フランセーズの同一性を図るとともに、意思決定の迅速化を意図したものである。

### 3-2-3 事業領域・予算規模と主要実績

以下では、パリ・アリانس・フランセーズの主要事業実績を概観する。パリ・アリانس・フランセーズでは、国際学院としてのフランス語教育活動、広報、文化事業の他、海外のアリانسに向けた語学力検定システムの整備、図書の購入と送付などの事業が実施されている。1999年度決算は約6300万フラン（約10億円）で、授業料が主な収入源となっており、外務省と国民教育省による政府補助金の占める割合は、予算総額の1割に満たない<sup>79</sup>。1990年代、独立採算性が強く求められるなかで、企業等との提携関係が進展しており、施設の一部を貸し出すことによって得られる収入や大学との契約事業による収益を収入源の一部にあてたり、出版社アシェット社と共同でフランス語教師の研修事業を実施したりするようになっている。

#### a. フランス語教育

外国語としてのフランス語教育の先駆的存在であるアリانس・フランセーズにとって、時代に即した教授法の開発は、活動の重要な柱として位置付けられている。なかでも1990年代以降、生涯学習の一環としてのフランス語教育・学習という観点から、世界のアリانسの職員・教職員の人材開発・研修、教材の配備などが進められている。

パリ国際学院では、2000年現在、数年来行われてきた入口ホール他建物の改修工事が終わり、マルチメディアに対応した情報センターの整備が進められている。情報通信分野における対応の遅れが指摘されていたが、数年のうちにインターネットのホームページの作成も進められる予定である。なお、同学院は、2000年度（2000年1～12月）には世界187カ国から25,823人の生徒を受け入れている。

#### b. 語学力検定システムの確立

アリانس・フランセーズは1990年より、ヨーロッパの主要な語学力評価機関を結ぶヨーロッパ語学検定試験協会（Association of Language Testers in Europe, A.L.T.E.）に参加し、ケンブリッジ大学、セルバンテス・インスティテュート、ゲーテ・インスティテュート等

<sup>79</sup> 資金の詳細については、添付の専門機関基本データ及び表6を参照。収入総額が前年比で7%増加しているのに対し、政府補助金の占める割合（8.3%）は前年（10.2%）に比して減少傾向にあることは注目される。

とともに読み書き能力の評価システムの開発にあたっている。同協会はこれまでに、LINGUASKILL、COMMUNICAT、BULATSなどのCD-ROMを制作している。

また、アリアンス・フランセーズは、1985年に国民教育省によって創設されたフランス語検定試験D.E.L.F.、D.A.L.F.の実施にあたっており、実施施設総数の60%を占めている。この他、パリ商工会議所の企業向け語学力試験等も実施しており、これらの検定試験の成績がフランスの大学への入学等に際し、語学力証明の資格として十分に認められるよう、関係者への働きかけが行われている。

また、外国語としてのフランス語教育法については、研究コースを運営し、国立通信教育センターと共同開発事業を行うなど、研究の振興にあたっている。

#### c. 在校生への各種サービス

パリ国際学院では、宿泊施設の斡旋、学食施設の運営、宿泊・アルバイト等の情報データベース運営、図書・文房具の販売、両替サービスなどが行われている。また、海外で行われるフランス語コンクールによる入賞者の受け入れ事業も行っている。

#### d. 広報

プレスへの対応の他、季刊誌“*Alliance*”の出版、ホームページ [www.alliancefr.org](http://www.alliancefr.org) の作成・管理運営が進められている。

#### e. 文化事業

文化事業計画は各施設ごとに自由に策定されており、アリアンス・フランセーズ全体としてその一貫性は追求されていない。ただし、外務省の助成施設では、大使館文化部、AFAAとともに事業計画を立案しているため、特に大規模な事業については共催の形をとることが多い。その場合、人物派遣に関わる旅費をAFAAが負担し、アリアンス・フランセーズは滞在費と謝金のみを計上する等の形で連携している。

パリ・アリアンス・フランセーズにおいて、文化・芸術事業は長い間副次的な活動と見なされていたが、1982年の世界文化会館の設立によって転機を迎えた。これ以降、同会館がパリ・アリアンス・フランセーズ施設内の150席のホールと350席の劇場で世界の芸術文化を紹介するプログラムを運営するようになったのである（次節参照）。

### 3-3 世界文化会館(Maison des cultures du monde:MCM)

#### 3-3-1 沿革・概要

世界文化会館（以下MCMとする）は、1982年、文化省とアリアンス・フランセーズの主導により、パリ・アリアンス・フランセーズの建物内に設立された。設立の背景には、海外文化網における外務省のフランス文化の普及にとどまらず、フランス国内において外国の文化に開かれた場を持たなければいけないとする「双方向性」の原則への認識の高ま

りがあった。そこにはまた、その事業を政治的配慮からではなく文化的な観点から進めるべきであるとの戦略的な意図も込められていたようである。

MCM の定款第一条は、その活動目的を「世界の民族の文化的アイデンティティと表現形式の交流 *échanges* と対話 *dialogues* の促進」と定めている<sup>80</sup>。そこで構想されている交流と対話とは、同館の基本方針にあるように、「自己を確立してこそ、普遍になれる」、「差異によって豊かになろう」という立場表明や、「発見と交流」という文化相対主義的なコンセプトに基づいているようである<sup>81</sup>。同館の事業は、開館以来同館のディレクターを務めるシェリフ・カズナダール Chérif Khaznadar が、1970 年代後半レンヌ文化会館で主宰・開催していた「伝統芸術祭」の思想と手法を多分に引き継ぐものである。

### 3-3-2 組織・実施体制

MCM は、「1901 年法」に基づいて設立された非営利団体であり、1985 年の国家予算案第 79 項において、公益文化団体としての法的地位を認められた。文化通信省の事業実施団体として国際部 (DAI) の管轄下にあつて、同省の演劇・公演局、音楽・ダンス局、造形芸術委員会、及び外務省、パリ市の助成を受けている。また、外国文化シーズン等の実施のため、事業提携に基づく助成も受けている。予算規模は事業費全体で、約 1800 万フラン (約 3 億円) である。

基本方針、事業計画に関わる意思決定は、理事会によって行われる。理事会は、会長、事務長、財務長と理事から構成されており、理事 19 名には、パリ・アリアンス・フランセーズ元会長ら 4 名の MCM 設立委員と、関係省庁・組織の代表者 15 名 (正会員) が就任している<sup>82</sup>。半年に一度開催される理事会では、ディレクターが提案する事業計画、予算等に関する承認と、運営状況に関する審査が行われる<sup>83</sup>。

総会は、設立委員、正会員、名誉会員、及び 28 名の賛助会員から構成され、年に一度の通常総会の他、特別総会を必要に応じて開催する。総会は、理事会事務局を構成する会長、事務長、財務長を選出し、理事会が提出する組織内規、財務・事業報告、決算を承認する。

### 3-3-3 事業領域・予算規模と主要実績

#### a. 公演

MCM の事業の柱である海外の文化紹介事業では、表現形式や国家・民族に一切関係なく、フランスで紹介されたことがないかあるいは十分に評価されていないと見なされているプログラム、また、商業ベースに乗らないプログラムを優先的に取り上げている。事業

<sup>80</sup> “Statuts de la Maison des Cultures du Monde”, avril 2000.

<sup>81</sup> “Maison des Cultures du Monde” (紹介用パンフレット)。「芸術創造という人類にとってもっとも親密な表現手段に対して自己を開くことによって、他者を理解し、自分と世界との関係性や独自性を知ることができる」としている。

<sup>82</sup> 詳細は、巻末添付資料の専門機関基本データを参照。

<sup>83</sup> ディレクターは、理事会によって任命され、理事会や理事会事務局の会合に出席するが、投票権を持たない。

は紹介・普及に限られ、プロデュース事業は行っていない。

MCM は 1997 年以降、毎年 3 月から 4 月にかけて、「想像の芸術祭」(Festival de l'imaginaire) を開催している。また、各種公演事業の実施にあたっては、他機関との共催や、ヨーロッパ規模での公演普及の拡大が模索されている。なお、2001 年現在、MCM と提携を結ぶ団体が 7 団体ある<sup>84</sup>。

#### b. 出版・録音事業、資料収集・保存・普及手段の開発

図書、及び年 2 回発行の雑誌 *Internationale de l'imaginaire*<sup>85</sup> の出版を行っている。また口承伝統については、録音集“Collection Inédit”シリーズを刊行しており、2000 年現在約 100 本の録音が存在する。

この他、世界の上演芸術に関する文献や視聴覚資料を研究者等一般に公開するため、国際資料センターの開設準備が進められており、2003 年秋ヴィトレ市に開館の予定である(2002 年現在)。同センターでは資料の公開のみならず、音楽祭“Salon de Musique”や展覧会の開催、レジデンス事業として外国人芸術家の受入れ等も行う計画である。

#### c. 民族舞台学 ethnoscénologie

1995 年に UNESCO で開催されたシンポジウムを受けて、演劇人類学、民族学、音楽理論、社会学等諸分野にわたる超領域的な研究分野として「民族舞台学」が提唱され、その研究がパリ第八大学との提携によって進められている。

#### d. 文化エンジニアリング

MCM は、“Le grand Europe à Paris” (1992 年)、“Europe Horizon Culture” (1994 年) など、文化的対話をテーマとするシンポジウム・会議をこれまでに 6 件開催している。

また、「インド年」開会イベント (1985 年)、「ベネチア・カーニバル」(1987 年、於パレ・ロワイヤル)、インドにおける「フランス年」(1989 年)、「世界宗教音楽コンサート」(1992 年、於パンテオン) など外国文化シーズン関係の事業も実施している。

#### e. “Courants” プログラムの実施 (2-2-3 (1) c.文化通信省「文化エンジニアリングにおける協力」参照)

MCM は、1998 年以降、文化通信省が創設した文化関係者・専門家の招聘・交流プログラム “Courants” の運営にあっている。その事業費は、1998 年現在事業総額の約 40% を占めている。招聘者の専門分野は、文化行政、図書、読書、造形・装飾芸術、美術館、視聴覚、マルチメディア、上演芸術、公文書館、文化遺産、建築、都市計画等多岐にわたっ

<sup>84</sup> 提携団体は、アシラー・フォーラム財団 (モロッコ)、ロシア伝統芸術会館 (モスクワ)、タラブ・センター (グラナダ)、Mama E.T.C (ニューヨーク)、モノ劇場 (ペイルート)、デュシャン・ヴィヨン劇場 (ルーアン)、民族音楽学アトリエ (ジュネーブ) である。

<sup>85</sup> 社会学者で理事会名誉会長のジャン・デュヴィニョー Jean Duvignaud とディレクターのシェリフ・カズナダールが監修を務める。

ている。事業形態としては、シンポジウムやプロジェクト実施のためのパリ滞在受入れプログラム（1 か月）、専門技術の研修プログラム（約 2 週間）、海外の文化機関からの依頼に基づく専門家派遣の三つがある。

**別添資料**

図 1 : 国際交流実施体制見取図

表 1 : 外務省直轄の在外文化施設数 (地域別)

表 2 : アリアンス・フランセーズ在外文化施設数 (地域別) 及び生徒数

図 2 : 外務省国際協力開発総局 (DGCID) 機構図

表 3 : 文化通信省国際部 (DAI) 事業実績

専門機関基本データ : フランス芸術振興協会 (AFAA)

表 4 : 事業分野別実績 (AFAA)

表 5 : 資金源別収入 (AFAA)

図 3 : フランス芸術振興協会 (AFAA) 機構図

専門機関基本データ : パリ・アリアンス・フランセーズ

表 6 : 資金源別収入 (パリ・アリアンス・フランセーズ)

専門機関基本データ : 世界文化会館 (MCM)



表1:外務省直轄の在外文化施設数(地域別)(1998年現在)

| 地域                | 施設数 |
|-------------------|-----|
| 西ヨーロッパ            | 60  |
| 中東欧               | 21  |
| マグレブ諸国            | 17  |
| フランス語圏アフリカ諸国      | 30  |
| 非フランス語圏アフリカ諸国     | 5   |
| 中近東               | 20  |
| 北米                | 0   |
| ラテン・アメリカ、アンティュー諸島 | 3   |
| アジア、オセアニア         | 12  |
| 合計                | 168 |

\* 出典は、F. Roche, *La crise des institutions nationales d'échanges culturels en Europe*, L'Harmattan, 1998.

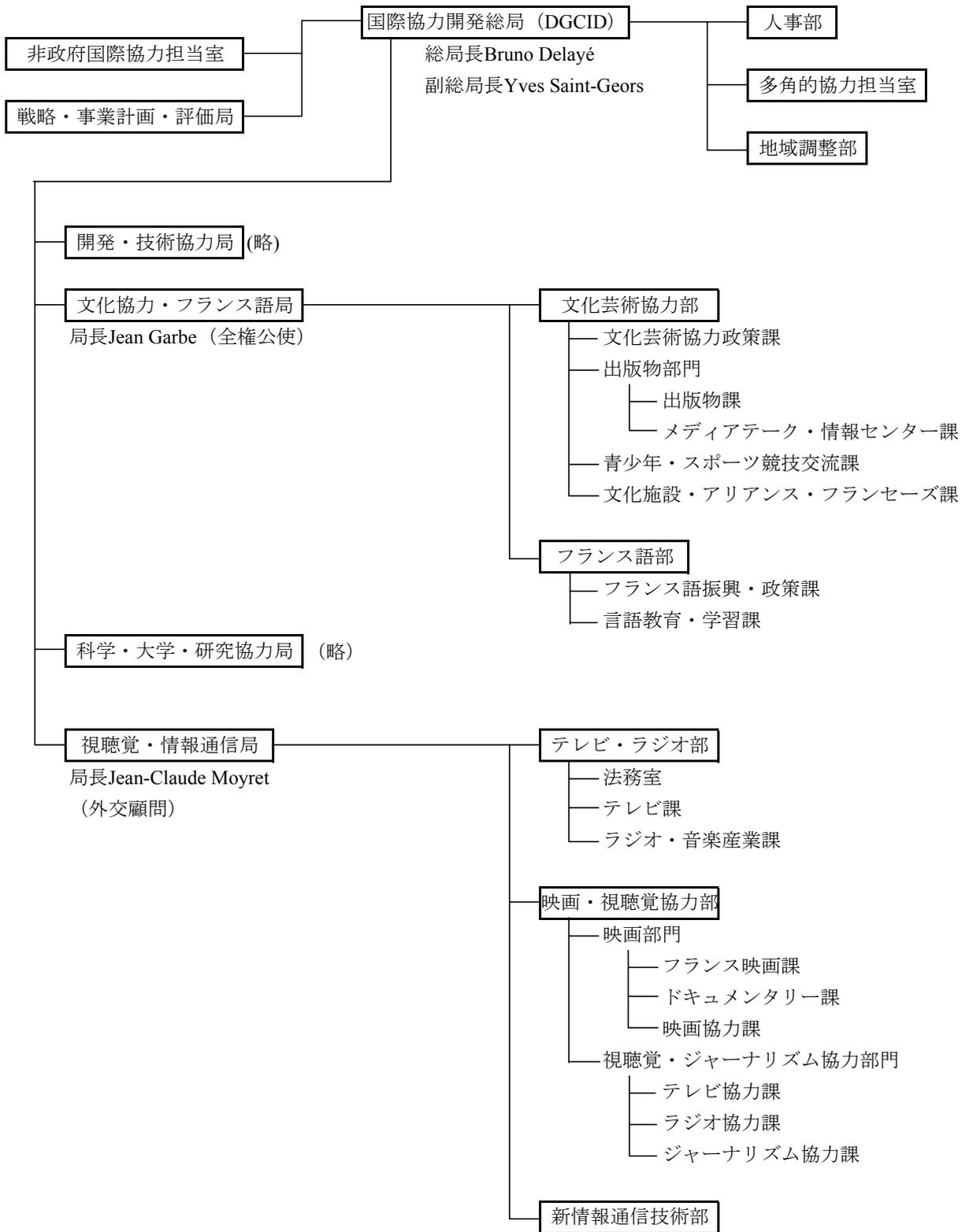
表2:アリアンス・フランセーズ在外文化施設数(地域別)及び生徒数(1999年現在)

| 地域           | 施設数                     | 登録者数    |
|--------------|-------------------------|---------|
| アフリカ、インド洋    | 138                     | 63 436  |
| 北米           | 153                     | 22 405  |
| ラテン・アメリカ     | 200                     | 114 614 |
| アンティュー、カリブ諸島 | 30                      | 15 948  |
| アジア          | 70                      | 66 699  |
| ヨーロッパ        | 438                     | 80 472  |
| オセアニア        | 46                      | 9 111   |
| 合計 (138 カ国)  | 1135<br>(うち語学学校は 785 校) | 372 685 |

\* 出典は、*Alliance Française*, 2001.

なお、2001年現在、施設総数は1131である(うち219施設が外務省の助成を受ける)。

図2：外務省国際協力開発総局（DGCID）機構図



\* Ministère des Affaires étrangères, “DGCID l'action 2000 : rapport annuel d'activité de la Direction générale de la Coopération internationale et du Développement”, 2001をもとに作成。

表3:文化通信省国際部(DAI)事業実績

(1998年度決算:括弧内は決算全体に占める比率、単位はフラン)

|                            |            |
|----------------------------|------------|
|                            |            |
| a. フランスにおける外国文化紹介 (62%)    | 27 500 000 |
| 外国文化シーズン                   | 2 000 000  |
| 芸術祭                        | 6 100 000  |
| 世界文化会館                     | 5 800 000  |
| その他団体・プロジェクト               | 6 700 000  |
| 地方への補助金                    | 6 900 000  |
| b. 海外におけるフランス文化振興 (9%)     | 4 100 000  |
| AFAA                       | 1 900 000  |
| 文化産業振興                     | 1 300 000  |
| c. 文化エンジニアリング (18%)        | 7 900 000  |
| “Courants”                 | 4 700 000  |
| 専門技術普及                     | 1 900 000  |
| カンボジア、ボスニア支援               | 1 300 000  |
| d. ヨーロッパ及び多角的文化協力の振興 (11%) | 4 700 000  |
| ヨーロッパ文化協力                  | 2 900 000  |
| 多角的文化協力                    | 1 800 000  |
| 合計                         | 44 200 000 |

\* 出典は、DAI, “Bilan d’activité, 1998 et perspectives pour 1999”.

### 主要国際交流機関基本データ：フランス芸術振興協会

| 組織   |                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | フランス芸術振興協会<br>(Association française d'action artistique)                                                                                                                                                                   |
| 所在地  | 1 bis, avenue Villars 75007 Paris<br>Tel : +33 (0)1 53 69 83 00, Fax : +33 (0)1 53 69 33 00<br>URL : <a href="http://www.afa.asso.fr">www.afa.asso.fr</a> , E-mail : <a href="mailto:d-cp@afa.asso.fr">d-cp@afa.asso.fr</a> |
| 代表者  | Robert Lion (会長：会計検査総官)                                                                                                                                                                                                     |
| 沿革   | 設立年：1922年<br>設立形態：公益団体 (association reconnue d'utilité publique)<br>設立趣旨：海外でのフランス芸術振興・普及を事業目的として創設された。2000年の組織改革以降、国際文化交流に加えて文化開発支援を事業内容と定めている。                                                                             |
| 意思決定 | 理事会がディレクター任命、基本方針、事業計画、予算に関する決定権を持つ。総会は協会の運営と財政状況について承認を行い、長期的な事業計画に関する協議を行う。                                                                                                                                               |
| 機構   | 理事会事務局 (理事会 [政府代表者 8名、市民社会代表者 10名]、総会 [会員及び名誉会員])、事務総局 (ディレクター他)、官房部門 (管理・総務部)、事業部門 (公演部、展示部、文化協力・エンジニアリング・開発部、広報・事業提携部)<br>*詳細については図3参照                                                                                    |
| 定員数  | 役員(非常勤)：理事会 18名、総会 68名<br>職員：90名 (うち外務省からの出向職員 8名、若年層雇用システムによる職員 9名。平均年令は 39歳)、年間研修生受入数 30名以上                                                                                                                               |
| 事業   |                                                                                                                                                                                                                             |
| 主要事業 | (1)在外文化施設における公演・展示事業の企画実施<br>(2)アーティスト・イン・レジデンス事業<br>(3)アフリカ芸術創造プログラム<br>(4)ヨーロッパ文化協力<br>(5)外国文化シーズン・記念行事の開催<br>(6)海外における芸術振興に関わる人材育成<br>(7)地方自治体との事業提携<br>(8)メセナとの事業提携<br>(9)事業者・業界関係者への情報提供                               |
| 各種実績 | 事業分野別実績については表4参照。事業費は予算全体の約80%を占める。                                                                                                                                                                                         |
| 資金   |                                                                                                                                                                                                                             |
| 予算   | 総予算：約1億6000万フラン (約25億8000万円：1999年度支出決算)                                                                                                                                                                                     |
| 資金源  | 政府補助金 (約70%)、事業提携契約金 (約20%)、その他 (約10%)<br>(1999年度決算、括弧内は収入全体に占める割合)<br>*詳細については表5を参照。                                                                                                                                       |

**表4: 事業分野別実績** (1999年度決算・2000年度予算、単位はフラン)

| 事業分野            | 1999年度決算    | 2000年度予算    | 2000年度事業件数 |
|-----------------|-------------|-------------|------------|
| 公演              | 45 718 979  | 31 500 000  | 620        |
| 展示              | 47 706 050  | 21 750 000  | 180        |
| 文化協力・エンジニア・開発   | 39 625 341  | 40 195 000  | 120        |
| 広報・事業提携         | 0           | 5 300 000   | 180        |
| 事業費計 (フラン)      | 133 050 371 | 98 745 000  | 1100 (件)   |
| 合計 (管理費を含む、フラン) | 161 121 997 | 131 825 000 |            |

\* 出典は、“Budget primitif 2001”、及び“AFAA, mode d’emploi”, 2000.

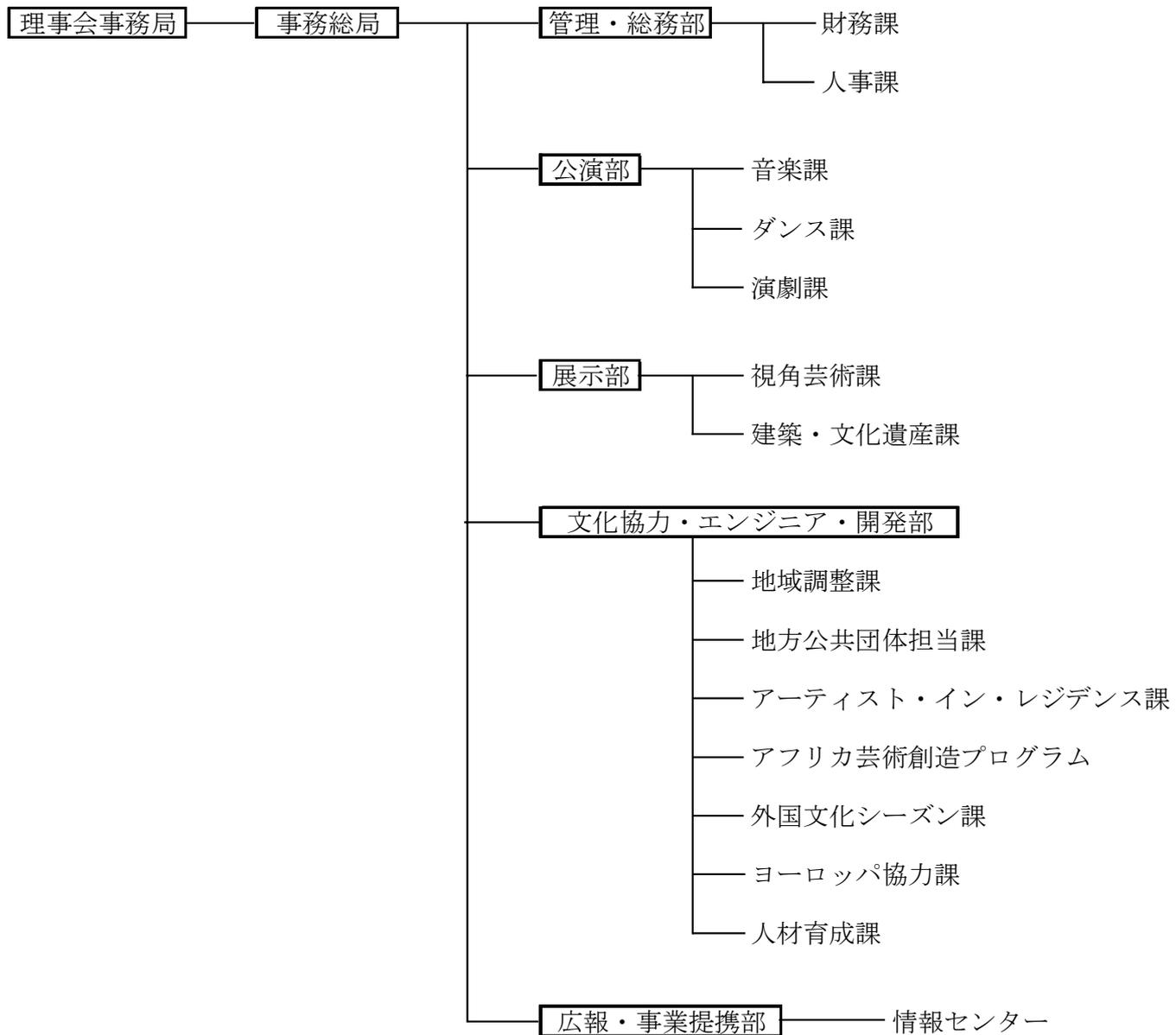
なお、上記以外の事業実績として、人物招聘 500 件、専門技術提供 350 件がある。

**表5: 資金源別収入** (1999年度決算・2000年度予算、単位はフラン)

|                 | 1999年度決算    | 2000年度予算    |
|-----------------|-------------|-------------|
| 政府補助金           | 107 963 149 | 111 250 000 |
| 外務省             | 100 828 149 | 104 800 000 |
| 文化通信省           | 7 010 000   | 6 400 000   |
| その他 (PME 庁、観光庁) | 125 000 000 | 0           |
| 事業提携            | 28 410 541  | 20 575 000  |
| 地方自治体           | 6 559 224   | 11 200 000  |
| その他 (企業メセナ等)    | 19 380 105  | 9 400 000   |
| その他             | 28 410 541  | 1300 000    |
| 合計 (フラン)        | 159 570 099 | 131 800 000 |

\* 出典は、“Budget primitif 2001”.

図3: フランス芸術振興協会(AFAA)機構図



\*“AFAA, mode d’emploi”, 2000をもとに作成。

## 主要国際交流機関基本データ：パリ・アリアンス・フランセーズ

| 組織   |                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | パリ・アリアンス・フランセーズ（国際フランス語・フランス文明学院：Alliance française de Paris）                                                                                                                                                                     |
| 所在地  | 101, bd Raspail 75006 Paris<br>Tel : +33 (0)1 42 84 90 00, Fax : +33 (0)1 42 84 91 00<br>URL : <a href="http://www.alliancefr.org">www.alliancefr.org</a> , E-mail : <a href="mailto:info@alliancefr.org">info@alliancefr.org</a> |
| 代表者  | Jacques Chirac（特別名誉会長：フランス共和国大統領）<br>Marc Blancpain（名誉会長：パリ・アリアンス・フランセーズ元会長）<br>Jacques Viot（会長：フランス共和国大使）                                                                                                                        |
| 沿革   | 設立年：1883年<br>設立形態：公益団体（association reconnue d'utilité publique）<br>設立趣旨：海外でのフランス語普及、フランス語及びフランス思想の知識と感覚の発展に対する貢献、言語・文化交流の進展による相互理解の促進を事業目的と定めている。                                                                                 |
| 意思決定 | 総会が理事の選出を行い、理事会が基本方針、事業計画を決定する。パリ・アリアンス・フランセーズの特別名誉委員会や、海外のアリアンス・フランセーズの理事会会長が参加する国際評議会は、アリアンス・フランセーズ全体の長期的な方針について議論する場となっている。                                                                                                    |
| 機構   | 会長（総会、理事会 [海外のアリアンス・フランセーズ理事会会長5名、財界人、学識経験者等]）、事務総長、官房部門（人事・財務部）、事業部門（国際学院・教育政策部、広報部、国際関係部）                                                                                                                                       |
| 定員数  | 役員(非常勤)：理事会25名、総会不明、特別名誉委員会10名<br>職員（夏期を除く）：正規職員89名（うち部長職の3名は外務省と国民教育省からの出向者）、契約職員10～15名、正規教職員116名、契約教職員25～35名                                                                                                                    |
| 事業   |                                                                                                                                                                                                                                   |
| 主要事業 | (1)フランス語教育及び同分野における人材開発<br>(2)語学検定試験の実施と語学力証明システムの確立<br>(3)在校生への各種サービス<br>(4)広報事業<br>(5)文化事業（世界文化会館の運営による世界の文化紹介等）                                                                                                                |
| 各種実績 | 2000年1月～12月の生徒数は、世界187カ国より約26000人。                                                                                                                                                                                                |
| 資金   |                                                                                                                                                                                                                                   |
| 予算   | 総予算：約6300万フラン（約10億円：1998年度決算）<br>予算全体の約56%が人件費にあたる。                                                                                                                                                                               |
| 資金源  | 事業収益、検定試験受験料、政府補助金、契約金（事業契約、建物の賃貸料等）<br>*詳細については表6を参照。                                                                                                                                                                            |

表6:資金源別収入 (1999年度決算、単位はフラン)

|                            | 1999年度決算    | 備考                  |
|----------------------------|-------------|---------------------|
| 事業収益                       |             |                     |
| 授業料収入                      | 不明          | 2000年度予算で49 650 000 |
| カフェテリア等での売上げ金              | 「前年度比で若干増加」 | 1998年度決算で1 400 000  |
| 検定試験受験料                    |             |                     |
| DELF、DALF 受験料              | 945 000     |                     |
| 海外のアリانس・フラン<br>セーズにおける受験料 | 2 410 000   |                     |
| 政府補助金                      | 5 268 000   | 合計額に占める割合は8.3%      |
| 外務省                        | 3 500 000   |                     |
| 国民教育省                      | 1 379 000   |                     |
| 契約金 (大学・企業等)               | 2 418 000   |                     |
| 合計 (フラン)                   | 63 533 000  | 前年比で7%増加            |

## 主要国際交流機関基本データ: 世界文化会館

| 組織   |                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | 世界文化会館 (Maison des cultures du monde)                                                                                                                                                                                           |
| 所在地  | 101, bd Raspail 75006 Paris<br>Tel : +33 (0)1 45 44 72 30, Fax : +33 (0)1 45 44 76 60<br>URL : <a href="http://www.mcm.asso.fr">www.mcm.asso.fr</a> , E-mail : <a href="mailto:webmastre@mcm.asso.fr">webmastre@mcm.asso.fr</a> |
| 代表者  | Jean Duvignaud (名誉会長: 社会学者)<br>Emile J. Biasini (会長: 元文化相顧問)                                                                                                                                                                    |
| 沿革   | 設立年: 1982 年<br>設立形態: 公益文化団体 (association d'intérêt général et à caractère culturel)<br>設立趣旨: 文化省とアリアンス・フランセーズの主導により、「世界の民族の文化的アイデンティティと表現形式の交流及び対話の促進」を目的として設立された。                                                              |
| 意思決定 | 理事会がディレクター任命、基本方針、事業計画、予算の決定権を持つ。総会は理事会事務局の決定、理事会が提出する組織内規、財務・事業報告、決算の承認を行う。                                                                                                                                                    |
| 機構   | 事務局 (理事会 [設立委員 4 名、正会員 15 名 (政府代表者 7 名、アリアンス・フランセーズ代表者 5 名、AFAA ディレクター、パリ市長、ユネスコ総長、ヴィトレ市長による任命者各 1 名、その他)、名誉会員、賛助会員]、総会 [設立委員、正会員、名誉会員])、ディレクター部門、官房部門、事業部門                                                                     |
| 定員数  | 役員(非常勤): 理事会 19 名<br>職員: 14 名                                                                                                                                                                                                   |
| 事業   |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 主要事業 | (1)公演事業 (“Festival de l’imaginaire”等)<br>(2)出版・録音事業、国際資料センター運営<br>(3)民族舞台学研究の推進<br>(4)シンポジウム、外国文化紹介イベントの開催<br>(5)“Courants”プログラムの運営                                                                                             |
| 各種実績 | “Courants”プログラム: 招聘数 152 件 (1998 年)、事業費 800 万フラン (約 1 億 3000 万円、2000 年度)                                                                                                                                                        |
| 資金   |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 予算   | 事業費合計 1800 万フラン (約 2 億 9000 万円: 2000 年度決算)                                                                                                                                                                                      |
| 資金源  | 政府 (文化通信省) 補助金、独自財源 (事業収益) 他<br>詳細は不明                                                                                                                                                                                           |

## 参考資料

### 1 国際交流概要

- フランス外務省 1990 年以降の公式声明データベース  
<http://www.doc.diplomatie.fr/BASIS/epic/www/doc/SF>
- Ministère des Affaires étrangères, “DGCID l'action 2000 : rapport annuel d'activité de la Direction générale de la Coopération internationale et du Développement”, 2001. (2000 年年報)
- \* なお、年報は 2001 年より、以下のサイトから PDF ファイルにてダウンロード可能となった。<http://www.diplomatie.fr/cooperation/dgcid/publications/index.html>
- “Rapport d'information déposé par la Commission des Affaires étrangères sur les Centres culturels français à l'étranger, et présenté par M. Yves Dauge”, Assemblée Nationale, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 7 février 2001.
- F. Roche, *Histoires de diplomatie culturelle des origines à 1995*, Documentation française, 1995.
- F. Roche, *La crise des institutions nationales d'échanges culturels en Europe*, L'Harmattan, 1998.

### 2 政府部門

#### 2-1 外務省

- ホームページ : [www.diplomatie.fr/cooperation/](http://www.diplomatie.fr/cooperation/)
- P. Bloche, *Le désir de la France, la présence internationale de la France et de la francophonie dans la société de l'information*, Documentation française, 1999.
- “DGCID”、「国際協力開発総局」(紹介用リーフレット、仏語・日本語版)
- DGCID, “Le projet de la DGCID” (紹介用パンフレット)
- Ministère des Affaires étrangères, “DGCID l'action 2000 : rapport annuel d'activité de la Direction générale de la Coopération internationale et du Développement”, 2001. (年報)
- J.-F. de Raymond, *L'action culturelle extérieure de la France*, Documentation Française, 2000.

#### 2-2 文化通信省

- ホームページ : [www.culture.fr/culture/dai.htm](http://www.culture.fr/culture/dai.htm)
- DAI, “Bilan d'activité, 1997” .
- DAI, “Bilan d'activité, 1998 et perspectives pour 1999” .
- Ministère de la culture de de la commuication, “Budget 2001”, 20 septembre 2000.
- “L'action internationale du Ministère de la Culture et de la Francophonie : 80 actions ‘phares’ ”.
- Ministère de la culture, de la commuication et des grands travaux, “La politique culturelle : les relations internationales, 1981-1991”, 1991.
- *Chiffres clés 2000, statistiques de la culture*, Documentation française, 2001.
- 友岡邦之「再考の時期にきたフランスの文化政策」『地域創造』第9(2000年秋)号、pp.60-65。

### 3 専門機関

#### 3-1 フランス芸術振興協会

- ホームページ : [www.afa.asso.fr](http://www.afa.asso.fr)
- “AFAA, mode d’emploi”, 2000. (2000年以降の事業計画紹介)
- *Rézo international*, nos. 1-4 (automne 2000-hiver 2001).
- “Statuts modifiés par l’assemblée générale, le 14 décembre 2000”. (定款)
- “Convention entre l’Etat (MAE et MCC) et l’AFAA”, novembre 2000. (政府-AFAA間の合意書)
- “Budget primitif 2001”.
- P. Alliès, E. Négrier, F. Roche, *Pratiques des échanges culturels internationaux : les collectivités territoriales*, Association française d’action artistique, 1994..
- B. Piniou et R. Tio Bellido, *L’action artistique de la France dans le monde*, L’Harmattan, 1998.

#### 3-2 アリانس・フランセーズ

- “Alliance Française”. (紹介用パンフレット)
- Alliance Française de Paris, *Alliance 2000*.
- Alliance Française de Paris, *Rapport Annuel 1999>2000*. (2000年総会報告書)
- “Rapport annuel”, 1989-1998. (1989年から1998年までの総会報告書)
- “Statuts types de l’Alliance française”. (定款)
- “Convention entre le ministère des relations extérieures et l’Alliance française de Paris”, septembre 1981. (外務省-パリ・アリانس・フランセーズ間の合意書)
- “Convention entre le ministère des Affaires étrangères et l’Alliance française de .....”. (外務省-アリانس・フランセーズ間の合意書)
- Maurice Bruézière, *L’Alliance française 1883-1983, histoire d’une institution*, Hachette, 1983.

#### 3-3 世界文化会館

- ホームページ : [www.mcm.asso.fr](http://www.mcm.asso.fr)
- “Maison des Cultures du Monde”. (紹介用パンフレット)
- “Statuts de la Maison des Cultures du Monde”, avril 2000. (定款)
- F. Gründ et C. Khaznadar (en collaboration avec P. Bois et B. Piniou), *Atlas de l’imaginaire*, Maison des cultures du monde, FAVRE, 1996.

## VII イタリア

ルイジ・ペッチ美術館客員学芸員

波岡 冬見

## VII イタリア

波岡 冬見

### 1 イタリアにおける国際交流概要：基本理念と実施体制、21 世紀に向けた取り組み

#### 1-1 イタリア文化政策を考察する上で考慮すべき歴史的背景

イタリアの国際交流を取り上げる上で、まずそのリソースとなる同国の文化政策を考察する必要があるが、その際、現在のイタリアを巡る特殊事情を理解する上で、同国のたどってきた歴史的経緯に目を通す必要がある。

##### 1-1-1 欧州文化の源流としての強い自覚

イタリアは歴史的に欧州文化の「揺りかご」であり、過去においては、ドイツの詩人ゲーテを始め、北ヨーロッパの知識人が必ず一度は訪れる、いわば文化的巡礼地としての地位を保ち続けてきた。その理由は、この地が古代ローマ帝国の発祥地であったことと深く関わっているが、同帝国が崩壊した後、かえって帝国の中心地だったがために疲弊も大きく、その後続く長い中世期は、かえって北ヨーロッパ、特にフランスのゴシック文化に遅れをとった。しかし、1200年代に入り、フィレンツェを中心とする中部イタリアで「ルネサンス」の名のもとにローマ時代の古典文化が再興、ヨーロッパ全土に波及し、その後の文化のみならず、全ての歴史に決定的な影響を与えたのはあまりにも有名である。さらに、1300年代から1700年代半ばにかけて、ルネサンス、マニエリズム、バロックと、文化の中心的様式を次々と生み出し続け、それらは、欧州のみならず北米や中南米にまで多大な影響を及ぼし続けてきたのである。

ローマの中央駅が、「Termini」（テルミニ。英語で Terminal、語源的にはラテン語の terminum 「境界」、「限界」に遡るが、その後「終着点」、「終止点」という意味に転じた）と呼ばれるのは、かつて「全ての道はローマに通ず」と呼ばれたことに所以しており、したがって同地にある駅が「終着駅」であるとの意味が込められている。同語は、その後世界中に輸出され、日本においても、特に始発駅を「ターミナル」と呼んでいる。また、ロ

ローマにある6つの丘のうち、同市発祥の地である、「Campidorio」（カンピドーリオ）は、英語で首都を意味する「capital」に転じ、米国の首都ワシントンの政治的中心である「Capital Hill」は、正に「カンピドーリオの丘」の英訳であることから、新大陸を含めた西欧社会が如何にローマに負っているかを伺い知ることができる。さらに、歴史上、フランス革命時のパリ、イワン大帝期のモスクワなど、他の多くの国々が「古代ローマ時代の復興」の夢を見続けて来た。

また、ローマは、古代ローマ帝国の首都としてのみならず、中世以降、カトリックの総本山として世界中からの巡礼者が集まり、2000年は西暦2000年期に入るにあたり、1年間にわたり「聖年」（Giubileo）が催され、その際、同市のみならずイタリア中の多くの文化財（主に教会建築を中心とした）に大々的な修復を施されるなど、「カトリックの世界首都」としての役割をも担っている。

他方において、現代のイタリアに目を転じるに、イタリアは統一後、長く南北格差の解消（主に経済的なものであるが、その根底には大きな文化的差異が横たわっている）が課題となってきたが、ローマ帝国崩壊以降、再びイタリアが統一国家として再生したのが約100年あまり前という経緯もあり、近代統一国家としての歴史が極めて短いことから、地方意識の高さに比して、国家意識が低いことが特徴として挙げられる。そして、このことが地方レベルに比して、国レベルでの国際交流を困難なものとしている一因ともなっているのである。文化の一番重要な基盤である言語（一般には1200年代にトスカーナ方言で書かれたダンテの「神曲」を期に成立したとされる）を例に取っても、統一前は、地方の方言が極めて強く、一部地方間の意志疎通を困難にしていたが、統一後、徴兵制度を通して急速に標準語が普及、現代も多くの方言が存在するが、統一前の状況は完全に克服している。また、北イタリアのアルト・アディチェ地方とヴァッレ・ダオスタ地方は、それぞれ、独語と仏語圏にあたり、行政レベルでは完全なバイリンガル標記が実施されている。文化的には、歴史的にギリシャ、アラビアならびにスペイン文化の強い影響を受けた南伊（ナポリとパレルモ）、イタリアの代表的文化である、ルネッサンスならびにバロックを生み出した中伊（ローマとフィレンツェ）、そして、フランスならびにオーストリーの影響を受けた北伊（ミラノとヴェニス）の3つの文化圏に大別することができる。

### 1-1-2 イタリア文化海外紹介の消極性

以上、極めて簡単ではあるがイタリアの歴史的文化事情の特殊性を振り返ってきたが、これらの事柄からも理解できるように、今まで、イタリアは自身の文化を国レベルにおいて積極的に輸出する必要性をあまり感じていなかったと言える。それは、古来より現代に至るまで、古くは欧州の、そして現在は世界中の知識人のあいだで「イタリア巡礼」が深く根付いていることもあり、イタリア文化の「輸出」は、これらの知識人を通じて自然に世界中に広まっていったという事実があるからである。先にも述べたが、以上のような歴史的背景により、自国の文化紹介に関して、他の欧州諸国と比べ消極的であり、また受け

身的であったと言える。さらにまた、質・量共にあまりにも大量の文化遺産を保有するため（一説にはユネスコに登録されている世界遺産の約 70 パーセントがイタリアに集中していると言われていたことから、その異常なまでの集中度が理解されるだろう）、現在までその保存および保護にほとんどの政策リソースをかたむけており、北ヨーロッパ諸国が実施しているような補助金を主体とした現代文化の推進まで手が回らないのではないかという印象も受ける。また、イタリアを訪れる大量の観光客の大半の目的は、「史跡巡り」や「美術館巡り」を対象としているが、彼らを通して間接的に「輸出」されるイタリア文化の存在も無視できない。実際、左翼民主党が前回の国政選挙（1996 年）の際に提示した「経済リソースとしての文化」の視点は（後で詳しく触れる）、これらの文化遺産が潜在的に有する膨大な経済リソース（直接的に観光ならびに観光産業へと結びつく）に着目したものと解釈できる。実際、従来無料であったフィレンツェの主要な観光ポイントであるサンタ・マリア・ノヴェッラ教会、ドーモならびにサンタ・クロッチェ教会等は、数年間に亘る大々的な修復の後、全て入場料を課すようになったが、これは主に観光客を対象としているのは明らかである。

イタリアは、欧州ひいては世界の文化的ヘゲモニーにおいて、アングロサクソン文化に対し大きな対抗意識を持つフランスの例や（イタリアは全くこのような対抗意識を持っていない）、大戦後、ナチスドイツのイメージを払拭するために「新生ドイツ」文化の流布が急務であったドイツの事情とは全く異なった背景を有しており、同国の文化政策ならびに国際交流を考える上でこれまで述べてきた「文化遺産大国」としてのイタリアの事情を十分に念頭に入れておく必要がある。

## 1-2 イタリアにおける文化政策の概要

### 1-2-1 ウリーヴォ政権が推進した文化政策

1996 年に行われた国政選挙の結果、中道左翼政権（左翼民主党を中核とした連合政権で通称「ウリーヴォ」と呼ばれる。以下「ウリーヴォ」とする）が政権をとったが、その際、ウリーヴォの中心政党であった左翼民主党（以下「DS」とする）は、新しい文化政策を中心の一つに据えた国政選挙キャンペーンを大々的に展開した。通常、国政選挙の際に文化政策が取り上げられることはほとんどなかったが、同政策は後に現代にいたる同国の文化政策に決定的な影響を与えたため、当時の報道ぶりなどを交えて詳しく紹介していくこととする。

DS が掲げた文化政策の柱の一つに文化財・環境省（以下「文化財省」とする）の改革があった。改革以前、文化財省はもっぱら同国の膨大な文化財の保護ならびに保全を目的としていた。しかし、1999 年、従来の政策を全面的に見直した結果、それらから一歩踏み出した、現在の文化までも視野に入れた「文化活動・環境省」（以下「文化活動省」とする）として新しく生まれ変わった。

同改革が目指していた文化政策の基本精神を表すものとして、少し長くなるが、同時のヴェルトローニ文化財相（DSのナンバー2）が北伊にある現代美術を対象としたパンザ・コレクションの寄贈式典の際に行った講演の一部を紹介する。同演説は、文化財を経済的リソースとして見直すこと、ならびに文化活動における税体制の見直しを行うという、これまでのイタリアにおける文化政策とは全く異なった新たな視点を表明している。

（以下、北米のメセナ活動を特色づけている税制を含めた諸制度に触れた後）

イタリアでは、文化財における民活関連の税制は逆である。補助金（ここ数年、財政再建のために大幅に削減されている）は、文化財の使用に関連してではなく、文化財自体に対してしか支払われない。北米では、補助金は、「公共文化財」を公共の目的で使用した際に支払われる（文化財の公開、サーヴィス、需要の増加など）。イタリアの公共倫理においては、上記のような機能はほとんど知られていない。わが国では、他の国と比較して優れた分野と言え文化の保護であろう。しかし、他方において、他の文化を食い荒らしてきた。文化財は、公開され、知られることによってこそ、価値が生まれてくる。

新政府が、文化政策の全般的見直しに関してまず初めに手を付けるのが、「税金と文化の関わり」であるのは、偶然ではない。エンティ・リリチ（イタリア・オペラ協会）に対する特別緊急法案の提出もその一環である。文化政策を拡大し、保護以外の他の分野にも広げていくという事は、最後にはウェルフェア（社会福祉）という大きな建物を建設することとなる。

同改革では、下位レベルからの実験と地方レベルにおけるイニシアチブが重要な役割を演じる。これは、単に、解決の可能性を探るためのテストケースとなるばかりでなく、緊急特別法案等によって強制することなく新しい公共倫理を形成する手段となるからである。

以上の精神をもって、単に気前の良い個人の一時的なメセナ活動ではなく、複雑で全く新しい制度を通して以下のようなプロジェクトが実現可能となった。それは、イタリア環境基金が文化財（パンザ・コレクション）の所有権を買い取り、作品の修復、ならびにコレクションの管理は地方公共団体（ヴァレーゼ県）が保証。更に、民間のスポンサーであるカリプロ（ロンバルディア信用金庫）財団がサポート。実際の運営は、国際的な専門家であるグッゲンハイム美術館が担当するというものである。

ヴァレーゼ県において、今週われわれが議論してきた文化財行政に関する多くの改革を見ることができ、最終的には、以下の事柄を全国レベルでの導入を希望している。

- ・ 実際の運営に当たっては、文化財の持つ役割を維持しつつ財団が持つ管理基準を導入。
- ・ 更に、財団を同分野における民営化と公共性を持った文化財との中間的なものとして位置づける。したがって、ただ単に、文化財の運営だけでなく所有も含めた

役割を考慮する。

- ・ 特に発展した地域において増大する文化的需要に答えるため、地方公共団体のイニシアチブを促進
- ・ 民間とのパートナーシップに関し、資金分担ならびに協力主体イメージの向上に役立つための運営方式の採用

(後略)

(イル・ジョルナーレ・デルアルテ紙 1996年7月8日合併号掲載記事より抜粋)

上記は、先に述べた 1996 年当時の国政選挙の際、ウリーヴォ政権が中心の一つに掲げた文化政策改革の一環としてとらえることができるが、以下に現在のイタリア文化政策の原点となった同政権の「政策綱領」より文化政策に関わる部分を抜粋したものを紹介する。なお、同綱領は、「資源としての文化」(テーゼ 81)と「文化財」(テーゼ 82)に分かれており、その後文化財省の改革を含む文化政策の基本として広く反映された。全体の基調としては、文化行政のより一層の地方分権化促進を強く打ち出しているが、(これは、イタリアが 90 年代に入って押し進めてきたいわゆる「地方分権化政策」の一環で、実行手段として「バッサニーニ法」が作成されたが、これに関しては後にまた触れる)、その中で、特に注目すべき点は、先に少し触れた経済リソースとしての文化の位置づけ、「文化におけるイノベーション」つまり現代文化の推進、現在まで旧態然としていた、イタリアの国立美術館の中央政府からの独立(いわゆる独立法人化)、民間活力の美術館運営への導入等があげられ、マネージメント(民活)の原理を導入するとある。

### (1) テーゼ 81 「資源としての文化」

イタリアは、多大な歴史的文化的遺産を有しており、それらは憲法第 9 条により保護されている。そして、同憲法は、「文化の発展」を推進する目的を謳っている。したがって、公共機関の目的は、文化財保護のみならず、文化一般の推進をも含むのである。

文化は、社会の一体化を保つための重要な要素であり、個人、及び集団レベルにおける一体化推進の手段でなければならない。更に、文化は経済発展のメカニズムを活発にする要素でもある。

文化を縦割り行政や分断した視点でとらえるべきではなく、各分野がお互いに競争しつつ推進し合うような複合したシステムの構築が必要である。したがって、行政機構の再編成を通じて、同分野における公共事業の見直しを行う必要がある。現在、国、州、県、市それぞれのレベルが文化に関わっているが、お互いの意思の疎通が欠ける場合が多く、その結果として、別々の行政機関が類似した企画を同時に計画したり、あるいは逆に大きな欠落が生じることとなる。

文化政策には以下の事柄が必要である。

- ① 新しい科学、組織、及び運営方法を導入する必要があり、文化を雇用増大と経済

発展の重要な要素として位置づける必要がある。

- ② 文化を享受する新しい市場の開拓を推進、特に教育目的として若者を対象に文化を推進する。
- ③ 複雑なイタリアの文化状況を形成するために、異なったコンテキストを有する地方の事情を踏まえた文化政策の推進。
- ④ (文化における) イノベーションと実験のための有効な政策を実現。
- ⑤ 国、州、及び地方公共団体間の役割分担を再整備、文化活動の企画、推進に関し、州、及び地方公共団体に主な権限を委譲。
- ⑥ 民間に門戸を開き (必要あらば、協会、財団の制度見直しも考慮)、単に新しい形の芸術保護主義のみに限らず、文化活動のインフラ整備への投資に対し優遇措置を取る。
- ⑦ 演劇と音楽に関しては、新しい法律が必要であり、映画に関しては、現在、暗礁に乗り上げている法律の改正を完了させるのが急務である。更に、現在の演劇への補助金制度を国・州混合システムの観点より見直すべきである。

## (2) テーゼ 82 「文化財」

イタリアにおける景観、及び文化財の保護、評価、そして普及は、重要な優先的課題である。われわれは、内外を問わず、芸術、文化、及び美しさとしてのイタリアをアピールし、一般観光客のみならず、若者のための教育機関、学者、美術愛好家、及び文学者にとって訪問先の目標となる国であるようにしたい。イタリアを、素晴らしい経験と知識を包み込む無形の財産を作り出す生産工場として、またそれらを蓄える場所として確立する。正に、これらの理由により、全人類のためにこのような膨大な歴史的遺産を所蔵し続けるためにわれわれは努力しているのである。

イタリアは、理論的には、世界で最も優れた文化財保護のシステムを有しており、進歩的、かつ専門的な経験を蓄積してきた。しかし、同分野が複雑である故、長い間おざりにされてきたのも事実である。他の先進ヨーロッパ諸国の平均と比較しても少ない補助金のため、場当たりのプログラムや、フォローアップの欠如等の問題が存在し、通常の運営力が不足している。事実、多くのプロジェクトが事務処理の停滞等、官僚機構の抱える問題によりお蔵入りになっており、その中の僅かしか日の目を見ていない。われわれが提案するアジェンダは以下の通り。

- ① 文化財の保護と保存を目的とする公益のためのプロジェクトを実現。使用されていない建築物、例えば古い工場等を改造して、図書館、劇場、ワークショップ、美術館等として再利用する。現在、限られた機関の間で行われる、混乱したその場しのぎの行政ではなく、確固とした展望を持った計画的な文化財運営の実現。
- ② 国立美術館の自治を強化 (市立美術館は既に自治を果たしている)。イタリア全土に散在する国立美術館を繋ぐネットを整備、また、これらをコーディネートしつつ

旅行会社等に働きかけ、観光コースの一部として組み込む。更に、より多くの見学者が訪れ、ひいては文化遺産がより一般に普及するためには、美術館に必要な施設（開館時間の延長、ブックショップ、カフェテリア等）を充実させる必要がある。同分野においては、民活を導入するのみにとどまらず、民間も美術館の運営に参加する道を開くと同時に、ヴォランティアを広く募ることも必要である。

- ③ 防犯を強化。行政機関は、各文化遺産が持つ価値体系を把握している必要がある。
- ④ 文化監督官の権限強化。地方レベルにおいて、より効率よく国の代表としての務めを滞りなく遂行できるようにする。
- ⑤ 文化財の分野が必要とする科学的、技術的資源の強化、競争原理、及び経営概念の導入。専門家養成過程も見直す必要がある。職人、修復、目録作業、広報及び普及に従事する新しいタイプの専門家を短期大学、特別コースなどを通じて養成する。
- ⑥ 文化財の多くの部分が教会によって所有されている故、より広範な保存を実現するためには教会との協力関係の強化が必要である。

### 1-2-3 文化政策綱領を進めた左翼民主党(DS)の具体的な役割。

ここでは、以上紹介してきた一連の改革を実行したDS文化班（Partito Democratici di Sinistra, Sezione Culturale）の役割に触れて行きたい。なお、同資料は2001年3月に筆者が行ったヒアリングを元に作成した。

同班は1991年に設置され、前政権担当政党（現時点では、2001年5月の国勢総選挙の結果、中道右翼政権に政権を明け渡した）であるDSの文化政策を担当している。これまでも述べてきたが、ここ5年間の活動はウリーヴォ政権を通じた旧文化財省ならびに文化関連法人等、イタリア国内の文化行政の改革に注がれており、国際的な活動はほとんど行っていない。以下に同党が進める重点項目を挙げる。

- ① 「投資対象としての文化」を推進
- ② 通称「1%法」の導入 - 国民総生産の1%を文化投資に充てることを目標とした法案
- ③ 民活導入 - 税制に関する法的整備を通じて民間による文化財・美術館などの委託・運営ならびに新しい文化の生産を促進する。（イギリスのブレア政権が積極的に押し進めているいわゆる「文化産業」という概念の導入）
- ④ 雇用機会拡大の手段として位置づける文化活動 - 文化活動への投資を通じて雇用拡大を促進。（特に恒常的に失業率の極めて高い南イタリアを念頭に入れているものと思料される。）

なお、実現手段としては、関連法の整備ならびに行政を通して行うが、具体例として以下の項目を挙げることができる。

### (1) 旧文化財・環境省の改革

同改革は2001年現在まだ進行中であり、2000年度「文化財・環境省」から「文化財・活動省」に改名された。なお、改革の主な柱は、現代美術ならびに現代建築に関する行政を行うために同部門を統括する局を新設したことにある。これを受けて現在、国立現代美術館「Centro Nazionale per le Arti Contemporanee」ならびに国立視聴覚美術館「Museo Nazionale di Audiovisivo」の設立を準備中。(双方ともローマに設立)

### (2) 関連法人改革

これまで幾つかの基金が混在していた演劇助成を一本化するために「単一演劇基金」FUS (Fondo Unico per il Spettacolo) を設立。なお、同基金は100%公共資金からなるが、民間資金導入のために100%の免税措置が受けられるよう法的整備を果たした。また、ヴェニス・ビエンナーレ法人の改革を推進した。なお、現在同法人は同改革を受けて、2000年度より正式に公益法人より独立法人へと移行した。

また、補足資料として、上記の改革を準備していた初期の時代(1997年当時)、筆者がDS文化班へのヒアリング調査を行った際の資料を紹介する(別添資料2参照)。この中には、前述のヒアリングと重複する部分もあるが、先に引用したDSが主導して行った文化政策の基本となった「テーゼ81」ならびに「テーゼ82」がその後どのような展開をしていったかをたどることができる。この中で特に注目に値するのは、テーゼにはなかった「文化会社」(societa' di cultura) という新しい概念の導入であろう。

### (3) 文化政策の基本方針

文化政策の基本方針は、1995年12月に発表された政策綱領に記載されたテーゼを踏襲している(前出の「テーゼ81」、「テーゼ82」参照)。その後、総選挙用(1996年)であった同テーゼを再考し、より具体的なプログラムへと発展させた。現在までの政権の関心は、もっぱら政治経済問題が中心であり、文化政策問題はその陰で常に軽視されてきたが、文化財相に就任したワルター・ヴェルトローニ(Walter Veltroni)が副首相も兼任し、文化に関する閉塞状態を打開し、文化の復興とその普及に非常に強い意欲を有していることから、同分野における大きな改革が期待される。

#### ①文化行政の改革:地方分権制の積極的導入

現政権においては、文化政策のみならず行政全般に中央集権の解消、ならびにそれに伴う地方分権の促進が政治改革の緊要課題となっているが、現在、国会において地方分権に関するバッサニーニ法案が審議中である。同法案が承認されれば、文化関係においても国ならびに政府に集中している管轄項目が大幅に地方自治体へ移譲されることとなる<sup>1</sup>。その場合、管轄が国に残る項目は、文化財保護や文化政策普及と促進、ならびに若者や文化に関わる人員の教育、育成等であり、地方(州、県レベルであり、市においては既に分権が

<sup>1</sup> 同法案はその後可決された。

かなり実現している)に移譲されるのは美術館ならびに博物館の組織と運営等である。イタリアは対外的には文化大国とされているが、文化政策に関しては他の先進諸国と比して遅れをとっており、今や独自の方針を打ち出す必要性を強く感じている。現在、特にイタリアが目指すべきモデルとしては、民活に大幅に依存しているアメリカ型や、中央集権的要素が強すぎるフランス型ではなく、地方分権と民活のバランスが良く取れているとされるドイツ型を求めるとしている。

## ② 財源確保:民間資金の積極的導入(民活)

文化政策における財源確保で重要なポイントとなる民活導入に関しては法的制約が多く、したがって数々の束縛を受けている基金や財団という従来の形式を越えて、ある種の会社組織(societa')という新しい文化企画促進会社の形態を模索中である。これはいわば基金無しで設立された財団のようなもので、資金を国や民間企業等から文化目的だけの為に集め、展覧会等の企画実施を初めとする文化事業を遂行する(いわゆるNPOに属する)。同形態は現在行われているヴェニス・ビエンナーレの機構改革に全面的に採用され、同組織は今年中にはいわゆる文化会社(Societa' culturale)として再スタートを切る予定である<sup>2</sup>。

また、文化政策普及の為に富くじ導入を決定、2002年1月より開始予定である。これは、イギリスが21世紀に向けた大々的な文化事業(ミレニウム)の資金調達として始めたものに習ったもので、毎週1回水曜日に実施され、収益金は年間2千~3千億リラ(約120億~180億円)<sup>3</sup>が見込まれている。収益金の用途先に関しては特別立法が必要なので、今後その点の調整が課題であるが、文化財修復や人件費も含む美術館ならびに博物館のより効率的な運営等に活用される見込みである。

## ③ 文化省の新たな設立

イタリアにはこれまで文化全般を統括する省は存在しなかった。かつて観光・文化省が存在した時期もあったが、1993年4月18日の行革を目的とした国民投票で廃省となり、総理府管轄の一局となっている。現在唯一の文化関連省は、大学・科学技術省及び教育省を除くと、文化財保護を主たる役割とする文化財省のみであり、関係各省の意思の疎通もうまく行われているとは言いがたい。

DSとしては、文化省が設立される際は、その権限を非常に弱く緩やかなものとするべきと考えており、国として管轄すべき必要最低限の事項以外は、全て地方自治体に移譲する方針を唱えている。(いわゆる「小さな政府」ならびに「地方分権」に乗っ取った考え方。)現在、同件実現の為に研究、調査が進められているところであり、近い将来何らかの具体的な案が提示される見込みである。ちなみに、現在、国立美術館の地方移譲に対しては、その後政権を取った中道右翼政権がその施行に難色を示している。

イタリアの文化政策は、一般的に北ヨーロッパ諸国と異なり、現代の文化活動に対し、政府が補助金等を通じて積極的に介入することに対して常に懐疑的な態度を保留し続けて

<sup>2</sup> 同改革は2000年に完了した。本件に関しては後のビエンナーレの項目で詳しく触れる。

<sup>3</sup> 本稿では100リラ=6円として換算

きた（実際に過去のオランダの例を見ても明らかなように、いわゆるバラマキ型助成はモラルハザードを招き、良い成果を上げなかった）。さらに、冒頭で触れたように同国の文化を輸出するための政府の介入にもあまり積極的な立場を取っていない。それは、これまで述べた理由以外に、同国の歴史的背景として、ファシズム政権下に文化人民省（通称 MinCulPop）が当時の文化活動に積極的に介入したという記憶が根強く残っているからでもあり、政府の介入は統制に結びつくという、同国知識人にいまだに根ざしている中央政府に対するいわゆる「不信感」を反映したものであるとも言える。他方、文化財の極度な集中というイタリアの事情を利用し、これまでの観光産業という枠を越えていわゆる「文化産業」という概念を視野に入れ、民間資金の有効な投資先にするための法的整備、ならびに、文化財の資源のより有効な活用という視点がより展開されている。

### 1-3 イタリアの国際交流

#### 1-3-1 イタリアの国際交流政策の問題点

以上、当時の報道資料等をまじえ、イタリアにおける文化政策を担当する文化財省改革を中心にかんがりの紙面を割いて振り返ってきた。それは、一国の国際交流政策は文化政策と密接な関係を持っていると考えたからである。しかしながら、同省は、改革後も国際交流を担当する部署が全く存在しない。それは、あくまでも同省は国際交流のリソースは供給するが、実際の交流にはほとんど関わらないという立場を保ち続けているからである。その理由の一つとして考えられるのは、同改革を推進した政権が地方分権を通して、いわゆる「小さな政府」を標榜してきたからであり、文化財省の組織をこれ以上大きくしたくないとの考えを持っていたのと、現在、実際に国際交流を担当している外務省とのバッティングを避けたいとの意向があったものと解釈される。

現在、政府レベルでの国際交流は外務省が担当しているが、同省も中道左翼政権下に大きな組織改革を行った。同改革に伴い、海外におけるイタリア文化会館について種々の議論がなされたが、以下に 1996 年当時の同文化開館を巡る状況を伝えるものとして参考となる報道ぶりを紹介する。同資料は、1991 年に当時のデ・ミケーリス外相が行おうとしていた、イタリア文化会館の改革に触れながら、その結果として、筆者であるデ・セータ氏が館長として任命され、それを辞退した顛末を書きつづったものである。デ・セータ氏は続けて、文化会館をとりまく事態は、当時と全く変わっていないとし、この状況が続く限り、館長が積極的に国際交流政策を行うことが不可能であると結論づけている。

「1991 年に当時のデ・ミケーリス外相は、文化会館館長に官僚以外からの任命が可能となる法律の改正に力を入れていた。それを受けた外務省は、ワシントンの文化会館の館長として、エツィオ・ライモンディ氏、モスクワにヴィットリオ・ストラダ氏、

ニューヨークにフリーオ・コロombo氏、ブルッセルにヴィットリオ・マチュー氏、ベルリンにクラウディオ・マグリス氏、そして、パリに筆者を任命した。しかし、けっきょく、指名されたうち4人が辞退する結果となった。(中略)

任命を受け入れた同僚に対しては、最大限にそれを尊重するが、それでも、当時、われわれが指名を辞退したのは正しかったと思う。私が指名された、パリの文化会館の当時の年間予算は、5億リラ(約3000万円)であった。しかし、実際には、同文化会館は半分以下の予算しか受け取っていなかったのである(筆者注:イタリアでは手続き上の不備等でそのような事態が多々起こる由)。パリのような都市にある文化会館で上記のような予算をもって、国際社会に於けるわが国の立場にふさわしいことを行うのは、不可能なことであると考え。それは、ただ単に外から持ち込まれる企画を行うための「入れ物」であるしかない。(中略)

残念ながら、今も、財政面でも、制度面でも状況は、当時と比べて変わっていない。文化会館の数を減らして、主要な文化会館に予算を重点的に配分するのも一案かも知れない。しかし、そのような文化会館はせいぜい世界に5つか6つであろう。フランスやドイツのようにいくら予算が削られても、資金を確保する能力があり、現実的な文化政策を遂行する国とは違うのである。しかし、問題は、実は単に資金の問題だけにとどまらない。館長は、柔軟性に欠ける官僚機構の囚人であり、自身と大使館との関係も個人的なものにとどまっているのである。

フランスの場合、上記の関係は強い反面、独立もしている。館長の文化政策は、外相や局長達により影響を受けることがない。右の問題を解決しない限り、イタリアの文化会館が国際社会の中でイタリア文化が果たす役割を遂行するのは困難であろう。確かに、有名人を館長として任命するのは、フランスを手本としたものであり、有効な面もあろう。しかし、アイディアを実現するには、それを遂行するための強い足腰が必要なのである。館長は、派遣される国の文化に精通していなければならない。そしてスタッフの一人としての役割を果たすべきであり、単なる有名人であってはならない。(中略)あれから5年以上立ったが、事態はほとんど変わっていない。」

(コリエレ・デラ・セーラ紙 1996年4月28日付掲載記事より抜粋)

### 1-3-2 今後の展望:政権交代による文化政策ならびに国際交流政策の不透明感

先に詳しく触れたが、イタリアにおいて文化政策を強力に推進してきたDSの行った改革も、ほとんど全てが文化財省とその外郭団体であるビエンナーレ公益法人を中心としたものであり、国レベルの国際交流の分野にまで直接手を広げることにはなかった。その一つの理由として考えられるのは、同党が1996年の選挙対策としてまずドメスティックな文化政策を重点項目とし、それに対してほとんどのリソースをそそいだことが考えられる(実際、左翼民主党の中に文化政策の部署はあっても国際交流の部署は存在しない)。そして、その改革への意欲は同党のナンバー2であるヴェルトローニが、副首相兼任で改革前の文

化財相に直々就いたことから伺える。しかし、先に少し触れた通り、歴史的に文化財省は国際交流には全くといっていいほど関わりを持たず、それは、改革後の文化活動省にも継承された。

他方、前述した通り、政府機関として直接国際交流にたずさわっているのは、在外の文化会館を統括する外務省であるが、文化財省とほぼ同時期に行われた外務省の改革において、文化会館の組織だけはそのまま温存されている（後に外務省の項目で触れる）。また、同改革に関し、DSはあまり関与していないが（実際、ウリーヴォ政権下の外相は常にDS以外が担当していた）、不思議にも、あれほど文化政策推進に積極的であった同党も、国際交流にはこれといった関心を持っていなかったのである。その理由として、右派が苦手の文化政策を選挙におけるキャンペーンとして積極的に利用した他、中央政府による国内の文化政策は、戦後から今日に至るまでほとんど不在であり、同政策の実現が急務であったという事情が考えられる。実際、先に触れたが、改革前の文化財省には、現代の文化を扱う部門すら存在していなかったが、これは、通常「文化大国」と見なされているイタリアのイメージを真っ向から否定するものである。既に歴史的背景の部分で触れたように、文化財の極度な集中と、恒常的な観光客を通じた「間接的文化輸出」（イタリアを訪れた観光客がそれぞれの国に戻った後イタリア文化を広める）、ならびに巨大な観光産業の存在が、自国の積極的な「文化の輸出」という課題から目をそらす役割を果たしていたと思われる。

したがって、上記の理由により、先に引用した報道記事からさらに5年経った現在も海外の文化会館を巡る状況はあまり変わっていないと言わざるを得ない。実際、今回外務省で行ったヒアリング調査を通して、一向に明確で一貫した国際交流政策、ならびに戦略といったものが見えてこなかった（2001年3月のヒアリング当時、外務省は改革直後ということでまだ新しい資料すら存在していなかった）。例えば、ヒアリングの際に外務省担当者が挙げた文化政策の一つとして「イタリア文化の海外における一方的な振興にとどまらず、海外機関との協力関係を重視した政策を奨励している」としているが、実際には、従来までのイタリアが資金を丸抱えする国際交流からの脱却を通して、相手国からの資金的援助を期待するという狙いが根底にあるとも解釈できるのである。歴史的に見て、イタリアは、植民地政策を積極的に展開しなかったが、国際交流政策においても、過去に植民地政策を積極的に展開した英仏と比べると国レベルでの推進が消極的で、現在に至るまで、特に80年代に入って各国のあいだで活発化した外交戦略の一環として文化政策を取り込むといった発想も特に前面に出てこないのである。

2002年5月の総選挙の結果中道右翼政権が成立したが（中道右翼である「フォルツァ・イタリア」、旧ファシスト党の流れをくむ右翼である「国民連合」、ならびに北イタリア分離独立派である「北部同盟」からなる連合政権）、同政権は、それまで積極的な文化政策（国内に限られてはいたが）を推進していた前政権とは対照的に、今のところ全くといっていいほど文化政策に関心を示していない。一般にイタリアの右派は歴史的にも、ファシズム政権期を例外として、文化、ひいては国際交流に対してほとんど無関心であったが、これが、

政権交代後のイタリアの文化政策ならびに国際交流の展望を極めて不透明な状況にしている。実際、今回の政権交代で新しく文化活動省事務次官（実質的にイタリア国内の文化政策を総括）として同政権より任命されたヴィットリオ・ズガルビ氏は、就任後、現代美術を真っ向から否定する挑発的な言動を繰り返し、これまでの20世紀美術史を完全に否定、それを一から見直す必要があることまで表明している。そういったことから同氏がそれまでウリーヴォ政権が進めてきた文化活動省の改革を継承するとはとても考えがたいのである。むしろ、それまでの同省の改革路線を否定する可能性の方が高いであろう。また、同政権の中核党であるフォルツァ・イタリアは、文化政策を担当する部署を有していない（2001年3月時点で中道右翼が政権を執る見通しがかなり明らかだったため、同党にヒアリングを再三申し入れたが結局実現しなかった）。戦後のイタリアは政党が圧倒的な権力を持つ、いわゆる「政党主義」（partitocrazia パルティト・クラシー）が浸透しているが、上記の理由より、今まで政権が交代するたびに政策も様変わりし、したがって、長期的な政策の不在が指摘され続けてきた。今回の政権交代に際しても、国家が関わる文化政策ならびに国際交流部門において、現政権が、前政権の政策を継承し、さらに、長期的展望を視野に入れた積極的な国際交流政策を推進する可能性は低いと言わざるをえない。他方、前政府が行った文化政策における改革をリセットすることは、もはや不可能であることも事実である。したがって、イタリアにおける国際交流の行き先は、新しく政権を執った中道右翼政権の政策をもう少し見極める必要がある。

### 1-3-3 民間財団の国際交流活動に対する期待

国レベルの国際交流活動に比して、民間の国際交流団体は非常に活発な活動を展開している。その中でも、特記に値するのは、北伊のヴェニス市で2年おきに国際展を主催しているヴェニス・ビエンナーレ（以下「ビエンナーレ」とする）の存在である。ビエンナーレは100年以上の歴史を持ち、現在世界中で盛んに開催されているビエンナーレ展は、全て同国際展にならったものである。ビエンナーレは、ウリーヴォ政権のもと、先に詳しく紹介した新しい文化政策の一環として、それまでの100%政府出資の公益法人から全面的な機構改革を終え、2000年度より「文化会社」として新しいスタートをきったばかりである（後にビエンナーレの項目で詳しく触れる）。そして、再スタートの直前と直後となる1999年ならびに2001年の総合ディレクター（芸術監督）にスイス人のハラルド・ゼーマン氏を起用した。21世紀初にあたる今回の展覧会では、これまでも再三指摘されてきたが、従来までのビエンナーレが1895年発足以来100年間以上にわたって何らかのかたちで常に保ち続けてきた、国別縦割り構造という枠組み崩す試みとして「人類の舞台」というテーマのもと、展覧会の重心を従来中心的役割を果たしてきたジャルディーニ本会場（イタリア館を始め各国主要パヴィリオンが点在）から、アペルト（16世紀の造船所を改装した広大な会場）へと移すなどの解決策を提示した。

また、完全な民間会社が有する文化財団の例として特に興味を引かれるのが、イタリア

ファッション業界トップのベネトン社が設立した「ファブリカ」と「ベネトン財団」の存在である。同じ会社の所有になるも、実際は、両者は横の繋がりがほとんど無く完全に独立した2つの財団である。本部の建築に日本人建築家、安藤忠雄を起用し話題性に富むファブリカと、地道なヴェネト地方の研究を続けるベネトン財団は、まるで光と影のごとく正反対の性格を有しているが、ヒアリング調査の段階でいずれも有効に機能しているとの印象を受けた。ファブリカは、先に述べた通り本部建築に外国人建築家を起用するなど設立当初より同財団の持つ「国際性」をうまくアピールしている。さらに、ベネトンの企業理論（あくまでも利潤を追求）と国際交流（経済原則のみでは割り切れない要素）を「イノベーション」という概念を通して極めて高い次元で結びつけており、これからの一企業の国際交流事業の一つのモデルたりうるものである。逆に、ベネトン財団の方は、前述した通り同じ企業が所有する財団とは思えないほど前者とは全く異なった性格を有した財団で、主に同企業発祥の地であるヴェネト地方の地誌ならびに歴史的風景の保全、つまり「過去の記憶」の保全という、ファブリカの「イノベーション」とは全く異なるリサーチ概念を提示している。

今回の調査を通じての全体的な印象は、この項目の冒頭で説明したような歴史的・文化的背景により、イタリアは、英米仏のように強い国家意識のもと、文化的ヘゲモニーを目指して強力にある統一のとれた戦略を貫きながら国際交流を推進して行くタイプの国では決してなく、むしろ上記で触れたような個々の財団の活動に深く依存しており、それが同国の国際交流の強みであるのではないかという印象を受けた。

## 2 政府部門

### 2-1 イタリア外務省 Ministero degli Affari Esteri

#### 2-1-1 文化交流部第2課 Direzione Generale Area Promozione Culturale, Ufficio II(海外におけるイタリア文化会館を統括)

##### 1 主な役割

イタリア外務省文化交流部第2課は、93 を数える在外のイタリア文化会館を統括する、国レベルにおけるイタリア文化紹介の中心的役割を果たす部署である。イタリア文化会館の主な事業は、イタリア語講座運営を通してイタリア語、ならびにイタリア文化の海外への普及をはかることにあるが、その他、講演会、音楽会、展覧会等、各文化会館のイニシアチブによって数々の催し物が開催されている。なお、在外の文化会館は毎年10月に翌年の年間計画提出を義務づけられており、同計画書は管轄の大使館のチェックを経て本省に提出される。

また、近年は特にこれまでの単なるイタリア文化の海外における一方的な振興にとどまらず、海外機関との協力関係を重視した政策を奨励している。これは、従来のように限られた予算の中で一方的にイタリアからの催しを巡回形式で開催するという一方通行の文化紹介事業に明らかな限界が生じたことに由来しているが、理念的には、現地の機関と共同で、ある事業を組み立てるプロセスに重点を置くことにより、それ自体を交流の一環として捕らえる考え方(コラボレーション)、そして経済的には、受け入れ側との費用分担の双方を狙ったものであると思料される。

##### 2 外務省の改革

1999年～2000年の2年間にわたり大きな改革が実行され、各局の機能別分割から地域分割に生まれ変わった。したがって、外交一般における地域的観点からみれば、各地域の事情により即しやすい機構である、横割りから縦割りになったわけであるが、ただ、国際交流のみは各地域に分断されることなく、独立した局として残された。これは、外務省の中において文化会館の存在が他の局とは全く独立した存在として位置づけられていることと、それゆえ、担当官のキャリアも他のキャリアと完全に分かれていることから由来しているものと理解できる(これについては後述する)。ただし、当然のことながら全世界で単一の文化政策を行っているわけではなく、各地域局との密接な協力の下に、それぞれの地域に即した文化政策を推進しているとしている。ちなみに、2001年は「日本におけるイタリア年」(以下「イタリア年」とする)の年にあたるが、この「イタリア年」実行委員会は、文化交流部にはなく、アジア・オセアニア局(同省において日本を扱う局)に置かれている(2-1-2「アジア・オセアニア局内「日本におけるイタリア 2001」実行委員会」の概要

参照)。

### 3 イタリア文化会館

現在、在外イタリア文化会館は 93 を数えるが、その中の多くは欧米地域に集中している。1990 年に当時のデミケーリス (De Michelis) 外相によって改正された「Art. 401 dic. 1990 (1990 年 12 月 401) 法」により、1995 年より在外文化会館は独自の施設を使って収益を上げた場合 (イタリア語講座、会費、施設の貸出等)、それを自身の予算に全て組み込むことを可能となった。

ちなみに在京イタリア文化会館は、年間予算の約 3 分の 1 をイタリア語講座事業収入によりまかなっている。

### 4 イタリア文化会館の優先領域、事業内容ならびに優先地域

第一の優先領域は、イタリア語講座を通じたイタリア語の普及にある。また、それに関連して図書館の運営も重要な柱となっている。また近年の傾向として、それぞれの地域に即した事業を展開するために、前述した現地の機関とのコラボレーションを奨励している。その他の事業としては、展示、音楽コンサート、演劇等のイタリア文化紹介が主なものであるが、展示室を有さない文化会館の場合は、現地の機関との共済事業のみとなる。

また、主な優先地域は西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、中東、北米ならびに南米となっている。

### 5 外務省内におけるイタリア文化会館の位置づけ

海外における文化会館は文化交流部 (Area Promozionale Culturale、以下「APC」と標記) 内の第 2 課 (Ufficio II) が統括している。文化会館職員人事は外務省の他の部署から全く独立しており、全員 APC に所属している。

同部門におけるキャリアは次の 3 段階に分かれる：

- (1) Dirigente APC 幹部職 (同キャリアの最高職)
- (2) Direttore 館長 (在外文化会館の館長職に相当)
- (3) Addetto 文化推進部要員

なお、同職員数は、外務省全体の約 20% を占め、ローマの本省に 46 名配属され、在外には 87 名が配属されている (したがって現在、文化会館 6 カ所が欠員となっている)。また、文化会館は基本的に伊外務省 APC 局に属する要員が派遣されるが、館長に限り大使の推薦等による在野の文化人登用への道が開かれている (同じく Art. 401 dic. 1990 に基づく)。

## 2-2 アジア・オセアニア局(Direzione Generale dell'Asia e dell'Oceania)内「日本におけるイタリア 2001」実行委員会

### 2-2-1 過去の経緯

1999年に日伊間で日本におけるイタリア年（以下、「イタリア年」とする）を実行する協定が結ばれた。翌2000年に「日本におけるイタリア 2001」実行委員会（以下「実行委員会」とする）がイタリア外務省アジア・オセアニア局内に設立される。同実行委員会の形態はいわゆる参加型財団（La fondazione di partecipazione）と呼ばれるもので、外務省では前例のない試みである。

同事業の実質的主催者となる「日本におけるイタリア 2001年」財団（La Fondazione Italia in Giappone 2001、以下「財団」とする）は、基本的には1995年度にイタリアで開催された「イタリアにおける日本」（以下、「日本年」とする）をそのまま日本で実現する試みから始まっている。以下、財団の設立経緯を、その前に日本で開催されたイタリア年に遡って説明することとする。

本来は1992年に在伊の有志によって結成された「伊日協会」より、在ローマ日本大使館の広報文化担当官に対し、イギリスにおける日本年やベルギーにおけるユーロパリアを例に取った日本年をイタリアで開催したい旨の打診があったことから、大使館と伊日協会が共催で実現する方向で動き出したが、途中幾つかの経緯を経て、1994年から英駐伊大使のもと日本の外務省本部（西欧一課担当）を含めて本格的な準備を始め、翌1995年「日本年」が実現した。その際、数々の試行錯誤の末、協賛金の受け皿団体として、日伊両国にそれぞれ実行委員会を設立することとなり、日本側実行委員会の会長にアサヒビールの樋口広太郎会長、イタリア側実行委員会の会長にイタリア中期信用銀行のインペラトーリ会長が就任する運びとなった。イタリアにおける本部は、同会長が主催するチビタ協会（Associazione Civita）事務局の一角に伊日協会本部を設置、日本年終了後いったん解散した後、新しく「日本におけるイタリア 2001年」財団として再びチビタ協会事務局に本部を設置し（常勤職員約20名）、今日に至っている。

### 2-2-2 現在の状況

これまで述べてきたように、今回のイタリア年の組織は、前回の日本年の経験を生かして、それをそのまま日本でのイタリア年開催に利用したものである。ただ、日本年においては、在ローマ日本大使館と日本外務省が重要な役割を果たしたが、イタリア年においては、それを在京イタリア大使館と伊外務省が果たすこととなる。その際、伊外務省は、新しい試みとして先に述べた「参加型財団」という枠組みを導入、同省の中に独立した実行委員会を設立した。同枠組導入の経緯に関して、明確な説明を得ることができなかったが、恐らく省内における数々の規制により、伊外務省が一国を対象としたイタリア祭に全面的

に荷担することに限界があったものと思料される。なお、他省庁と財団とのコンタクトは全て伊外務省内の実行委員会を通じてなされ、財団と他省庁の仲介が同事業の中における外務省の主要な役割の一つとなっている。

### 2-3 文化財・活動省 **Ministero per i Beni e le Attivita' Culturali, Rapporti Internazionali**

#### 文化財・活動省の改革

同省は、概要で詳細に解説したように、1996年よりヴェルトローニ (Veltroni) 前文化財・環境相、その後任のメランドリ (Melandri) 現文化財・活動相、ならびにウリーヴォ (Ulivo) 政権 (左翼民主党を中心とした中道左派連合政権) のもとで抜本的な改革を実行し、これまでの政策である「文化財の保存および修復」から大きく方向転換を果たし、現代美術も視野に入れた、より「文化省」に近い総合文化政策を目指す省として生まれ変わろうとしている (2001年度末全改革終了予定)。そして、前に述べたように1999年には「文化財・環境省」より「文化財・活動省」に改名したが、ここで名称に「活動」を加えたのは、同省が旧来の「文化遺産の保護」という「守り」の政策のみならず、これからは現代の「文化活動」をも支援するという積極的に現代の文化に関与する政策を内外にアピールするためである。

同改革を受け、現代の文化活動を支援するために新しく「建築・現代美術局」が新設され、現在、国立現代美術館「Centro Nazionale per le Arti Contemporanee」(2004年開館予定)ならびに国立視聴覚美術館「Museo Nazionale di Audiovisivo」の設立準備が進められている。

同省はその他9局を擁しており、それらは局長会議によって統括されている。

その他の改革の成果として、国立美術館の独立法人化ならびに宝くじの収入 (年間3千億リラ [約180億円]) を文化財修復の予算に使用することを可能とした。

なお、イタリアにおける国レベルでの国際交流を考察する際に特に留意すべきことは、イタリアの文化活動省はフランスの文化省とは全く異なり、非常にドメスティックな省であり、国際交流に対する関わりが非常に少ないと言う点である。ちなみに、文化活動省にも国際交流を担当する部署が存在するが (大臣官房に直属する国際関係課長が担当。主に外務省からの出向)、それは主に外国貴賓の対応等プロトコルに関するものが主であり、仏文化省のごとく外務省と全く独立して海外における独自の文化政策を展開することはなく、海外の拠点としての文化会館も全く持っていない。それは同省のインターネットサイトにはイタリア語ヴァージョンしか存在しないことから容易に察することができる。そして、前の外務省の項目で述べた通り、海外における国レベルでのイタリア文化振興ならびに国際交流はあくまでも外務省の管轄となっているのである。したがって、同省の国際交流に

おける関わり方は、ほとんど外務省から求められたコンテンツ提供に対しての許認可という受動的な関わりに留まっている（一定以上の年月を経た文化財の輸出ならびに一時輸出の際には、同省の許可が不可欠）。

### 3 公的専門機関

#### 3-1 文化会社ヴェニス・ビエンナーレ Societa Culturale la Biennale di Venezia

イタリアで国際交流にたずさわる公的専門機関として一番重要な地位に就いているのが、文化会社ヴェニス・ビエンナーレであろう。同法人は 1895 年に創設され、2001 年第 49 回を迎える、数多いビエンナーレの中で最も長い歴史と伝統を誇る国際展を開催する組織である。概要において述べたとおり、旧ビエンナーレ公益法人は前政権であるウリーヴォ政権が進めた地方分権化ならびに民活政策のもと、1973 年以來の抜本的機構改革を果たし、新しい体制を規定する法案が 1998 年 1 月 28 日に可決、2 月 11 日付の政府官報に掲載された（後述 3-1-2 (10)「公益法人「ヴェニス・ビエンナーレ」の民営化法の要旨」参照）。同改革の主な目的は、これまで 100%公共の資金に依存し、国家事業的色彩が強かった公益法人より、民間資金を導入（割合は総資産の 40%以下に制限）することにより、民間参加形に改めたもの。さらに、19 人あった理事会の定員を 5 名へと大幅に減らしたことにより、これまでは各政党及び機関の利害関係の対立等により、時として極めて長い時間を要した意志決定のプロセスを大幅に簡略化ならびに効率化することをねらっている。なお、1998 年 3 月に当時のヴェルトローニ文化財・環境相（副総理兼任）により、Paolo Baratta 氏が民営化初のビエンナーレ理事長に指名された。将来の計画としては、現在の美術展重点政策から脱却して、音楽、演劇ならびにダンス部門の予算を拡充、より総合芸術祭としての方向性を目指すとしている。以下、歴史的背景から現在の組織、そして国際展の組織を 1997 年を例にとって詳細に分析してゆく。

##### 3-1-1 発足の経緯・これまでの歴史

イタリア統一後、当時まだ若く不安定だった統一国家への国民的意識を高めるため、イタリア各地の工業、農産物、手工芸ならびに美術の促進を目的とした様々な博覧会（Esposizione）が盛んに催されていたが、ヴェニス・ビエンナーレもそうした時勢を背景として開催された。元来は近代国民国家の意識を高揚するための行事の一環として位置づけることができるが、その後様々な変遷・改革（主なものとしてファシズム時代、第二次世界大戦後及び 60~70 年代における学生運動期の 3 回）を経て、初期の保守的、国家主義的傾向より脱皮し、特に戦後は、「カッセル・ドクメンタ」（中部ドイツのカッセル市で 5 年に一度開催される国際現代美術展）とならんで世界の前衛芸術推進を担う中心的役割を果たしている。

これまでの歴史は別添資料 2「公的専門機関沿革：文化会社ヴェニス・ビエンナーレ」を参照のこと。

### 3-1-2 実施目的・コンセプト及び内容

#### (1) 実施目的・コンセプト

目的は世界の最新美術傾向を紹介することにより、芸術を通して国際的相互理解を深めることである。テーマならびにコンセプトは毎回総合ディレクター（企画を統括する芸術監督）により決定されるが、傾向として常に時代精神を敏感に反映したものとなっている。各パビリオンは原則として総合ディレクターが提示するコンセプトの指針に従うよう促される場合があるが、実際は、同国際展の中心となる企画展のみが同コンセプトのもとに企画され、参加各国は、自国館のコミッショナーにより各々の国の最新美術事情を反映した作家を選んでいる。

#### (2) 事業内容

ビエンナーレの中心的な事業である視覚芸術部門は、絵画、彫刻、インスタレーション、ビデオ・アート、パフォーマンスより構成される。

なお、ヴェニス・ビエンナーレは隔年開催の視覚美術部門（原語：Esposizione Internazionale d'Arte）の他、以下の4つの分野よりなる。：

- ① 映画祭（毎年開催）
- ② 建築展（予算配分の都合もあり現在までは不定期開催であるが、視覚芸術と交互の隔年開催を目指している）
- ③ 音楽祭（不定期開催。通常上記の国際展開催に際して附属フェスティバルとして開催されることが多い）
- ④ 演劇祭（同上）

#### (3) 国、ヴェニス市、ヴェニス県、ヴェネト州及び主要労働組合と、ヴェニス・ビエンナーレとの関係

<国>

1997年までのビエンナーレは国家事業的色彩が極めて濃く（但し、1998年2月に可決された大規模な機構改革により、民間資金の大幅な導入が可能となり、国への財政的依存が減少する予定）、国が実行予算の大半を拠出している。管轄は、教育省及び文化財・環境省（1992年までは観光興行省が担当。その後同省の廃止と共に移管）。理事会に3名の枠（閣議により指名）を有する。さらに、監査委員会に財務大臣により指名される1名（委員長を務める）、文化財・環境省により指名される2名の枠を有し（前記財務省1名枠とこの2名枠を合わせて定員5名中3名の枠を持つ）、理事会の議事進行状況を監査する。以上で明らかなように、予算の大半を拠出している「国」が運営及び路線決定のプロセスにおいても、一番大きな発言権を持っている。

<ヴェニス市>

同国際展が開催されるヴェニス市は、市長あるいはその代理人をビエンナーレ理事会の

中核機関である実行委員会に副会長として派遣、その他理事会に3名の枠（市議会により指名）、監査委員会に2名の枠を有するなど、ビエンナーレの運営に関し、国に次いで深い関わりを持っている。その他、予算の一部を同市の特別補助金より拠出。

<ヴェニス県>

理事会に3名の枠（県議会により指名）を有する他、予算の一部を同県の特別補助金より拠出。

<ヴェネト州>

理事会に3名の枠（州議会により指名）を有する他、予算の一部を同州の特別補助金より拠出。

<主要労働組合>

理事会に3名の枠を有する

<ビエンナーレ事務局>。

理事会に1名の枠を有する（理事会より任命された事務局長が出席）。

#### (4) 組織・運営<sup>4</sup>

##### 理事会組織

理事会の定員は19名。任期は1期4年、最大2期まで。ヴェニス市長を除く理事会のメンバーは、代表権を持つ各当局によって全国規模の各職種の協会及び組合、ならびにビエンナーレの活動と関わりを持つ文化協会及び文化関係団体（財団等）より提出されたりストの中から指名され、内閣総理大臣によって正式に任命される。その内訳は以下の通り：

① 会長

理事会の中より選出。任期は1期4年、最大2期まで。

② 副会長

ヴェニス市長またはその代理人が担当。任期は市長の任期に準ずる。

③ 実行委員会

定員5名。内訳：会長、副会長他3名。

理事会の中核をなすもので、会長及び副会長以外の3名は理事会の中より選出。任期は1期4年、最長2期まで。最大2億リラ（約1200万円）までの予算執行に関する独立した決定権を有する。

④ 事務局長

ヴェニス・ビエンナーレ公益法人の代表。理事会により任命。辞任あるいは理事会による解任により交代可。イタリア国籍を有し、ヴェニス市に居住する義務を負う。

また、事務局長は理事会に於ける決定事項の執行に責任を負う。

⑤ 監査委員会

財務大臣により任命される1名（委員長を務める）、文化財・環境省により任命され

<sup>4</sup> 別添資料3「ヴェニス・ビエンナーレ組織図」参照。

る2名、ヴェニス市議会より任命される2名の計5名により組織され、理事会を傍聴し同会の議事進行状況を監査する。任期は4年とし、再任可能。

⑥ 総合ディレクター

理事会での投票により在野より選出される。美術分野における高度な専門家であることが条件。イタリア国籍を有さない専門家も対象となる。任期は最大4年（ビエンナーレ2期分）とし再任は不可。

⑦ 専門家委員会

総合ディレクターの業務を補佐する美術専門家グループ。直接総合ディレクターにより推薦されるが、理事会による承認を必要とする。任期は2年。ただ、複数の企画展が同時に開催される場合は、必ずしも専門家委員会のみが補佐するわけではなく、同じくディレクターによりプロジェクトごとに指名されるアシスタント・キュレーターが務める。また、アペルト展（1980年にオリヴァ氏の提案により実現し、以降第46回まで続いてきた、主に若手作家に門戸を開いた展覧会）は、作家の選択を10名前後の選考委員会によって行ってきた。

⑧ 審査委員会

総合ディレクター及び専門家委員会により指名され受賞者を審査するが、入賞に対する事前運動を防ぐためにビエンナーレ開催直前に公表される。定員5名。

## 運営

会場整備等を扱うロジ面における実際の運営は事務局長以下のヴェニス・ビエンナーレ公益法人常駐スタッフ、臨時的に雇われるコンサルタントならびに囑託により遂行され、テーマ及び展覧会コンセプトの決定、作家選考、作品選択、カタログの基本コンセプト決定等とに関わるサブ面は、総合ディレクターをチーフとする専門委員会ならびにそれぞれのプロジェクトごとに組織された専門家チームによって準備される。なお、同事業を請け負う業者の選定は公開入札を通して行われる。また、入場切符販売員、各パヴィリオンに派遣されるアルバイト等は必要に応じて、随時ビエンナーレ事務局に登録している現地の複数の人材派遣協会から選ばれる。

### (5) 総合ディレクターの人選方法

理事会を召集（不定期。年最低4回）し、多数決により決定。票が割れた場合は、中核組織である実行委員会（会長、副会長を含む5名）の調整により最終決定される。ちなみに前回の第47回ビエンナーレの総合ディレクター決定の際、ジェルマーノ・チェラントとアキーレ・ボニート・オリヴァとの票が分かれたため、最終的には副会長であるヴェニス市長カッチャーリが最終判断を下し、チェラントに決定したという経緯がある。

## (6) 総合ディレクターならびに、その他の協力者の雇用形態

### 総合ディレクターの雇用形態

理事会の指名を受けて、ビエンナーレ当局との間に嘱託契約を結ぶ。任期は2年、最長4年まで更新可。

### 協力者（美術専門家）の雇用形態

総合ディレクターが指名、理事会により承認を受けた後ビエンナーレ当局との間に嘱託契約を結ぶ。専門家によって構成される委員会に参加できるのは5名まで。任期は2年。

## (7) 企画立案に至るまでのシステム

総合ディレクターが随時（不定期）専門家委員会を招集して企画立案及び決定を行うのが建て前であるが、実際には、専門家を組織し展覧会のコンセプトならびに作家の選択を行うプロセスに対しては、細かく規定していないようである。参考までに第47回（1997年）の専門家組織の例を見てみる。

総合ディレクター ジェルマー・チェラント

- ①専門家委員会（5名）
- ②アシスタント・キュレーター（作家窓口1名）
- ③特別企画コーディネーター（1名）
- ④グラフィック・コンサルタント（1名）
- ⑤アシスタント（1名）

中心企画展（未来・現在・過去）

指揮：ジェルマーノ・チェラント

- ①アシスタント・キュレーター（3名）
- ②設営（3名）

イタリア館

コミッショナー：ジェルマーノ・チェラント

- 設営（1名）

以上でわかるように、専門家の組織の仕方は各ディレクターにより大きな違いがあり、過去3回の例を見ても毎回美術専門家の数や組織が大きく変わっている。これは、各ディレクターの運営手法の違いや、意志決定のプロセスならびにそのディレクターと近い協力者の輪が異なることにより生じてくるが、理事会側としては規約の中に「専門委員会は5名より構成される」と明記しながらも、実際にはかなり融通のある運営を認めていると史料される。

## (8) 入場者数

第 47 回の総入場者数（1997 年 6 月 15 日より 11 月 9 日までの約 5 カ月の実績）は約 17 万名。

内訳：

- オープニング期間中 約 2 万 3 千名
- 一般公開期間 14 万 7,479 名  
内、ジャーナリスト 3,677 名

## (9) 課題または問題点

### ① 会場構成に起因する国別縦割り構造の問題

ビエンナーレが開催されるジャルディーニ会場には各国の常設各国館が設置されているが、いかにして現在の国別縦割り構造と国境を越えたグローバルな現代美術の潮流との和解を図っていくかという課題があげられる。同課題の解決を試みた例として、1993 年に開催された第 45 回ヴェニス・ビエンナーレがある。総合ディレクターに指名されたアキーレ・ボニート・オリヴァはテーマを「芸術の基本方位」(Puniti Cardinali dell'Arte) と定め、その基本コンセプトとして「むしろ、コンテンポラリーアートが、文化のノマド(遊牧性)と、複数の原語の共存のもとに発展してきた」とし、各国パヴィリオンに自国以外の作家を招くよう要請する等、現在国別に明確に分かれている各国パヴィリオンの壁を取り払い「アートの大洋を越えた共存を協調する」が 21 世紀へと持ち越された課題としている。

1993 年アキーレ・ボニート・オリヴァ総合ディレクター時には、国境のない美術を提示するという試みもなされた。しかし、自国のパヴィリオンを持っていない国々の作家をジャルディーニ会場の各パヴィリオンに招くという主催者側の試みは、一部で積極的反応があったものの、全体としては各国の十分な協力が得られず、また多数の国が集まる寄り合い所帯という組織的制約もあってあまり大きな成果を上げることができなかったが、ビエンナーレが直面している根本に関わる問題への解決に対する初めての本格的アプローチとして評価することができる。また前回(1999 年)と今回(2001 年)はスイスからハラルド・ゼーマン氏を総合ディレクターとして招いたが、特に今回のビエンナーレは「人類の舞台」(Pratea dell'umanita')を総合テーマに掲げ、中心展を従来を中心会場であるジェルディーニ会場からアペルトに移すことにより、部分的にこれまでの国別縦割り構造を打開する試みを提示し、一定の成果を上げている。

しかし、ドイツのカッセル市で開催される国際展が、会場の持つ制約をあまり意識せずに運営できるのと比べ、もともとがいわゆる「万国博覧会」形式で始まったビエンナーレは構造上の制約が大きく、国際展でありながら国別にはっきり分かれたパヴィリオンの存在を無視できないという、インターナショナリズムとナショナリズムが共存していること

から生じるジレンマを乗り越えることは困難を伴うであろう。

## ② パヴィリオンを持つ国と持たざる国の格差

毎回参加希望国が増加しているにも関わらず、現在本会場となっているジャルディーニに新しいパヴィリオンを迎えることが不可能な状態が続いている。元来、その要因は極めて密度の高い文化財によって成り立っているヴェニス市を会場としていることから来るが、今回の財政及び運営に関わる大幅な組織改革によっても、同会場にパヴィリオンを持たない国が独自にヴェニス市内に仮会場を確保しなければならない状況が改善される新しい環境が生まれたわけではなく、会場移転等抜本的な対策がなされない限り解決は極めて難しい。

また、既にジャルディーニ内に常設パヴィリオンを設営している参加外国館関係者は主催者側に運営等（特に年々増加する参加国への金銭的負担増）において、少なからぬ不満を持ちつつも参加を続けているのは、唯一ヴェニスという世界において類まれな都市で開催されるからであるという側面も無視できない。したがって、現在のところ多数の外国館を擁する本会場をヴェニス以外の地域に移すことは考えられず、同問題は当分続くものと思われる。

## (10) 公益法人「ヴェニス・ビエンナーレ」の民営化（「文化会社」への改革）法の要旨

### ① 目的

非営利団体としての展覧会活動を通じて国際的規模での現代美術、リサーチ及びその記録を推進する。目的、実行組織及び展覧会の活動形態は規約により規定される。同規約は理事会により作成され、文化財・環境省の承認を受け効力を発するものとする。

同組織に参加する各機関は以下の通り：

- 文化財・環境省
- ヴェネト州
- ヴェニス県
- ヴェニス市
- 民間協賛団体

### ② 組織（各委員の任期4年、最大2期まで）

- 理事会
- 学術委員会
- 会計監査委員会
- 民間委員会（民間資金の導入は総資産の40%を越えないものとする）

### ③ 理事会の構成

計5名よりなる。その内訳以下の通り：

- 会長（文化財・環境省が任命）

- 副会長（ヴェニス市長が兼任）
- 州議会が任命する1名
- 県議会が任命する1名
- 民間団体（同組織に資金を提供している民間機関により構成）が1名指名

④ 理事会の役割

- 規約の制定及び改正
- 会長の手当を規定
- 全体予算の承認
- 各事業分野への執行予算配分決定
- 総合芸術ディレクターの任命
- 事務局長（全体コーディネーター）の任命

⑤ 学術委員会の構成

- 委員長（理事長が兼任）
- 各事業分野の総合ディレクター5名
- 事務局長

## 4 参考機関

### 4-1 イクロム(国際文化財保存修復研究センター) ICCROM (The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)

#### 4-1-1 本部施設

同本部には事務局の他、文化財保護・修復に関する文献を集めた図書館(蔵書約6万冊、年間利用者数約2千名)があり、一般に公開されている。

#### 4-1-2 全体会議

イクロムは特定の国に属さないユネスコ傘下の国連機関であるが、ユネスコに属せずにイクロムに参加することが可能である(米国の例)。全体会議は同組織の最高決定機関であり、同会議に出席する代議員の構成は以下の通り：

議席数は29で、その内訳は、選挙によりイクロムが対象とする分野の専門家を24名選出、その他、イクロムと親密な協力関係にある伊政府、ユネスコ(UNESCO)、ローマ修復研究所(Istituto Centrale per il Restauro a Roma)、イコム・美術館評議会(ICOM)、イコモス・国際文化財評議会(ICOMOS)より各1名、計5名を各関係機関代表者として派遣される。

#### 4-1-3 予算執行ならびにプログラムの決定

2年に1回、3日間にわたる全体会議により全世界で展開される約10の主要プログラムが決定される(全プログラム数は約50)。その内、外部からの持ち込みプログラム採用は全体の約25%。

イクロムのプログラムはほとんど全て外部機関との協力であり、また助成は全く行っていない。

## 4-2 ファブリカ Fabrica

### 4-2-1 概要

ファブリカはベネトングループ内の広告部門に属し、同グループ会長のルチアーノ・ベネトン、ならびに元アートディレクターであるオリヴィエロ・トスカーニ(Oliviero Toscani)によって構想され、実現された。同施設は18世紀のヴィラを改装した建物(事務棟、講堂、図書館等)と、全く新しく建てられた実験工房(以下「工房」と表記)によって構成されている。改装ならびに建築の設計は全面的に安藤忠雄に委託された。なお、同建築家の選択は、コンペ等を行わず、創設者であるベネトンとトスカーニ両氏によって決定された。

1994年に活動を開始、2000年9月に現在の工房部門の建設が完了した。

#### 4-2-2 運営

ファブリカは、先に触れたようにベネトン・グループ広告部門の直属組織であり、理事会は存在しない。運営に関しては同グループ会長であるルチャーノ・ベネトンが直接たずさわっている。なお、昨年まではグループの総合アートディレクターであったトスカーニ氏が深く運営に関わっていたが、現在は同役職を去ったため両者の関係は断たれている。

#### 4-2-3 事業内容

##### (1) 雑誌「カラーズ」の発行。

同編集部はベネトン・グループの定期刊行物である雑誌「カラーズ」を発行。

##### (2) 工房の活動

同工房には常時世界中から集まった約 40 名のクリエイター達が互いに刺激を与え合いながら制作活動を行う、いわば視聴覚の実験室であり、以下の 7 部門に分かれている。

- グラフィック
- 写真
- プロダクトデザイン
- 服飾デザイン
- ビデオ・映画
- ニューメディア
- 音楽

同工房は常時 40 名の視聴覚に関わるクリエイターに制作の場を与えている。彼らは、世界中から送付されてくる資料をもとに各部門の責任者達によって 1 次選考され、ファブリカにおいて約 2 週間の試験期間を経た後、本採用が決まると 1 年間奨学金(往復航空券、滞在費、食費、資材購入費、施設利用等)を支給されて、同施設を自由に使用して制作活動を行うことができる。なお、ベネトン社がターゲットとする若いクリエイターを集めるために採用者の年齢制限を 25 歳以下に絞っている。採用受付は随時行っているが、大体 2 週間ごとに 1 次選考を通った 4~5 名の仮採用者が世界中からやって来るので、年間を通じて常に人の入れ替わりがある。日本からも常時 2 名が滞在し制作活動を行っている。なお、各部門には毎年一回、ルチャーノ・ベネトンとイノチェンテ両氏により、それぞれ専門家が 1 名、計 7 名責任者として指名され、事業運営委員会を構成する。同委員会は定期的に召集され、各部門間の調整、活動の共通戦略、共通プログラムの策定等を議論する場となっている。

##### (3) 外部機関との協力

直近の例としては、2001 年 2 月に在ロンドンのイタリア文化会館との共催で、「Fabrica London Festival」を開催、工房に属しているクリエイターの作品を広範に発表して大きな成果を上げた。現在、この成功を受けて毎年定期的を開催することを検討している。これ

は、先に述べた伊外務省が奨励する「外部機関との協力」がうまく機能した例であろう。

#### (4) 将来の計画

現在の路線を維持すると共に、前述の **Fabrica London Festival** に見られるように外部機関との協力関係をさらに発展させる。また、ベネトンのキャッチフレーズ「**The United Colors of Benetton**」にふさわしいよう、先進国のみならず途上国からの参加者拡充を推進する。

#### (5) ファブリカ自体の広報

雑誌カラーズにファブリカの紙面「創造力もとむ」(**Wanted Creativity**)を設け、そこを通して全世界から滞在希望者を募集。その他、月1回3日間にわたり「ワークショップ」を開催し、その機会に参加者を募る。現在、応募者数は年間約100~120名を数える。

### 4-3 ベネトン研究財団 **Fondazione Benetton Studi Ricerche**

#### 4-3-1 概要

ベネトン研究財団（以下「研究財団」とする）の設立は1980年に遡るが、実際に活動を開始したのは1987年からである。同研究財団はあくまでもベネトン4兄弟（ルチャーノ・ベネトンを筆頭にそれぞれがベネトン・グループの主要な役職を担っている）によって私的に設立されたものであり、ベネトン・グループ自体は運営にまったく関与していない。

一般に公開されている施設としては図書館（週5日開館）があり、蔵書数約1万5千冊、雑誌100種。

#### 4-3-2 研究対象分野

研究財団が取り扱うテーマは設立より実際に活動を開始する7年間に設立メンバー（ベネトン4兄弟）の間で議論された結果、中心テーマを「文化財及び歴史的記憶の保存」と定め、具体的には以下の3つの分野を対象とすることとした。

- 風景の統治（3つの中で一番重要なテーマ）
- ヴェネト地方の歴史（定期刊行物あり）
- 遊びの歴史（定期刊行物あり）

#### ① 風景の統治

ここで取り扱う「風景」とは心理的な風景ではなく、あくまでも実際の場所に関わる具体的な風景を指す。

同分野における具体的な活動は以下の通り：

- i. 年一回、全世界を対象に、その地域に関わる人物あるいはグループに対しベネトン研究財団賞を授与。同賞の授与は、ヨーロッパの専門家を中心として構成された国際審査委員会の審査を経て決定される。
- ii. 「風景の統治」に関する講座（学期は1年）の開設。同分野における主にヨーロッパの専門家が講師（都市計画、建築家、造園家、考古学者等）として招かれる。任期は1学期単位。基本的には、一学期の終わりに研究成果を出発物として発行している。
- iii. フィールドワーク。保護が必要とされる地域をケーススタディーとして選び、グループを組織して、同地域で既に活動を行っている専門家と共同で保護プログラムを策定する。
- iv. 同分野に関する講演会、セミナーを開催、またその成果を出版。

## ② ヴェネト地方の歴史

- i. 同分野の研究者3名と契約を結び、研究費を支給して研究を委託する。最近の例としては、1995年に委託し、2000年に出版して終了した「20世紀ヴェネト地方入植の歴史」がある。
- ii. 同分野の研究を奨励するため「ステファノ・ベネトン賞」(Premio Stefano Benetton)を設置。

## ③ 遊びの歴史

- i. 一年に一度紀要をヨーロッパ5カ国語で出版。その他、大学院生を対象に一年の奨学金を出している。
- ii. 年間で2つの修士論文を選考して、その出版助成を行う。なお、同部門は伊国内のみに限られている。

### 4-3-3 将来の計画

2002年末をめどに本部の移転計画を実行中。新しい本部は現在と同じくトレヴィーゾ市の中心部に位置するが、図書館の他、展示会場や講演会場など施設の拡充を果たすこととなる。

## 【参考文献】

### 1. 政府機関

#### 1) 外務省

- ・ イタリア政府官報"Gazzetta Ufficiale Repubblica Italiana", 22 dicembre 1990 n. 401 (イタリア文化会館の改革)
- ・ イタリア政府官報"Gazzetta Ufficiale Repubblica Italiana", 27 aprile 1995 n. 392 (イタリア文化会館の規定)
- ・ 関連サイト：[www.esteri.it](http://www.esteri.it)

#### 2) 文化財・活動省

- ・ Ministero per i Beni e le Attivita' Culturali, *Italia, una cultura da vivere 1996-2000*, Dipartimento per l'informazione e l'editoria, Roma 2000
- ・ 関連サイト：[www.benicultrali.it](http://www.benicultrali.it) (ただし伊語のみ)

### 2. 公的専門機関

文化会社ヴェニス・ビエンナーレ

- ・ "Biennale News", Anno 1 n. 1 dicembre 1994 付録
- ・ "Biennale News", Anno 2 n. 1 febbraio 1995
- ・ Adriano Donaggio in *Biennale di Venezia. Un secolo di storia*, "Art Dossier", Giunti, 1988
- ・ 第47回ビエンナーレ公式カタログ *XLVII Esposizione Internazionale d'Arte*, Electa, Milano 1997
- ・ イタリア政府官報 "Gazzetta Ufficiale Repubblica Italiana", 11 febbraio 1998 (公益法人「ヴェニス・ビエンナーレ」の民営化(「文化会社」への改革)法)
- ・ 関連サイト：[www.labiennaledivenezia.net](http://www.labiennaledivenezia.net)

### 3. 参考機関

#### 1) ICCROM

- ・ ICCROM, Status (ICCROM 規約)
- ・ ICCROM, "News Letter", October 2000
- ・ 関連サイト：[www.iccrom.org](http://www.iccrom.org)

#### 2) ベネトン財団

- ・ *Emigrare da Fossalunga*, ed. by Livio Vanzetto, series *Quaderni sull'emigrazione*, Fondazione Benetton Studi Ricerche/Canova, Treviso 2000

(「ヴェネト地方の歴史」 研究報告書)

- Alessandra Rizzi, *Ludus/ludere*, series *Ludica: collana di stroia del gioco*, Fondazione Benetton/Viella, Treviso/Roma 1995 (「遊びの歴史」シリーズ)
- *Scandinavia*, Fondazione Benetton Studi Ricerche/Canova, Treviso 1998 (「風景の統治」 研究報告書)
- 関連サイト：[www.fbsr.it](http://www.fbsr.it) (ただし伊語のみ)

### 3) ファブリカ

- ベネトン・グループの機関雑誌 "Colors" n. 4
- *Fabrica* (案内パンフレット)
- 関連サイト：[www.fabrica.it](http://www.fabrica.it)

## 別添資料1 主要国際交流機関基本データ

## イタリア外務省文化交流部2課

| 組織   |                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | イタリア外務省 Ministry of Foreign Affairs, Ministero degli Affari Esteri, 文化交流部第2課 Directorate General for Cultural Promotion and Co-operation, Office II, Direzione Generale Area Promozione |
| 所在地  | Piazza della Farnesina, 1, I-00194 Roma, Tel.: +39-06.36914147, -06.6873711 / Fax: +39-06.3235983                                                                                       |
| 代表者  | ヴィンチェンツァ・ロモナコ・Vincenza Lomonaco (参事官/Consigliere)                                                                                                                                       |
| 意思決定 | 毎年、各文化会館館長によって作成される年間プログラムを同管轄大使館大使の承認を受けて施行。本省による各地域別プログラムは存在しない。                                                                                                                      |
| 機構   | 幹部職 (Dirigente Area Promozionale Culturale)<br>館長 (Direttore)<br>文化推進部要員<br>海外文化会館数：93                                                                                                  |
| 定員数  | 本省職員：46名<br>海外文化会館職員：87名                                                                                                                                                                |
| 事業   |                                                                                                                                                                                         |
| 主要事業 | 在外イタリア文化会館の統括ならびに文化交流事業推進                                                                                                                                                               |
| 資金   |                                                                                                                                                                                         |

注：

文化財・活動省は国際交流に全く関わっていないため、基本データよりはずした。  
同省に関する詳細は本文参照。

文化会社ヴェニス・ビエンナーレ

| 組織   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | 文化会社ヴェニス・ビエンナーレ The Venice Biennale Cultural Corporation, Societa Culturale la Biennale di Venezia                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 所在地  | S.Macro, Ca' Giustinian, I-30124 Venezia, Tel.: +39-041.5218906 / Fax: +39-041.5210038, E-mail: paesi@labiennale.com                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 代表者  | パオロ・バラッタ Paolo Baratta (理事長/Presidente)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 沿革   | <p>設立年：1895年</p> <p>設立形態：文化会社（国、ヴェネト州、ヴェニス市ならびに民間の出資からなる非営利団体）</p> <p>設立趣旨：文化の国際展を通して、各国の相互理解を深めると同時に、文化を国際レベルにおいて振興する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 意思決定 | 目的、実行組織及び展覧会の活動形態は規約により規定される。同規約は理事会により作成され、文化財・環境省の承認を受け効力を発するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 機構   | <p>1. 理事会</p> <p>2. 学術委員会</p> <p>3. 会計監査委員会</p> <p>4. 民間委員会（民間資金の導入は総資産の40%を越えないものとする）</p> <p>理事会の構成</p> <p>計5名よりなる。その内訳以下の通り：</p> <p>1) 会長（文化財・環境省が任命）</p> <p>2) 副会長（ヴェニス市長が兼任）</p> <p>3) 州議会が任命する1名</p> <p>4) 県議会が任命する1名</p> <p>5) 民間団体（同組織に資金を提供している民間機関により構成）が1名指名</p> <p>理事会の役割</p> <p>1) 規約の制定及び改正</p> <p>2) 会長の手当を規定</p> <p>3) 全体予算の承認</p> <p>4) 各事業分野への執行予算配分決定</p> <p>5) 総合芸術ディレクターの任命</p> <p>6) 事務局長（全体コーディネーター）の任命</p> <p>学術委員会の構成</p> <p>1) 委員長（理事長が兼任）</p> <p>2) 各事業分野の総合ディレクター5名</p> <p>3) 事務局長</p> |
| 定員数  | <p>役員：19名</p> <p>職員：72名</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事業   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 主要事業 | 非営利団体としての展覧会活動を通じて国際的規模での現代美術、リサーチ及びその記録を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 各種実績 | 100年以上にわたり国際展を開催してきた、世界で最も古いビエンナーレ主                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 資金   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 予算   | 公式には開示されていないが、約120億リラ（約6億7千万円）（1997年度実績）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 資金源  | 政府予算（補助金）、ヴェネト州ならびにヴェニス市による補助金、および民間協賛金等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## イクロム ICCROM

| 組織   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | イクロム ICCROM (The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)                                                                                                                                                                               |
| 所在地  | Via di S. Michele, 13, I-00153 Roma, Tel.: +39-06.585531 / Fax: +39-06.58553343, E-mail: iccrom@iccrom.org                                                                                                                                                                                  |
| 代表者  | ニコラス・スタンレイ・ブリース・Nicholas Stanley-Price (所長/Direttore)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 沿革   | 設立年：1960<br>ユネスコ傘下の国際機関<br>世界の文化遺産の保全                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 意思決定 | 全体会議により決定。議席数は29で、その内訳は、選挙によりイクロム対象分野の専門家を24名選出、その他、イクロムと親密な協力関係にある伊政府、ユネスコ (UNESCO)、ローマ修復研究所 (Istituto Centrale per il Restauro a Roma)、イコム・美術館評議会 (ICOM)、イコモス・国際文化財評議会 (ICOMOS) より各1名、計5名が各関係機関代表者として派遣される。予算執行ならびにプログラムの決定は2年に1回、3日間にわたる全体会議により全世界で展開される約10の主要プログラムが決定される (全プログラム数は約50)。 |
| 機構   | 事務局の他、文化財保護・修復に関する文献を集めた図書館 (蔵書約6万冊、年間利用者数約2千名) があり、一般公開。<br>国内事務所数：ローマ本部のみ<br>海外事務所数：無し                                                                                                                                                                                                    |
| 定員数  | 専門官13名 (契約ベース)<br>職員22名 (現地職員)                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 主要事業 | 世界文化財の保護ならびに修復。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 資金   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 予算   | 740万ドル (2000年度予算)                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 資金源  | 参加各国により拠出される分担金ならびにEU基金 (140万ドル)                                                                                                                                                                                                                                                            |

## ファブリカ

| 組織   |                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名称 | ファブリカ Fabrica                                                                                                                 |
| 所在地  | Via Ferrarezza, I-31050 Catena di Villorba (Treviso), Tel.: +39-0422.516111 / Fax: +39-0422.616251, R-mail: prando@fabrica.it |
| 代表者  | パオラ・イノチェンテ・Paola Innocente                                                                                                    |
| 沿革   | 設立年：1994 (第一期生受入)<br>設立形態：ベネトン・グループの一部門<br>設立趣旨：全世界の若手クリエイターに活動を交流の機会を与える                                                     |
| 意思決定 | 事業運営委員会 (理事により指名)                                                                                                             |
| 機構   | 理事<br>事務局、図書館、広報雑誌「カラーズ」編集局                                                                                                   |
| 定員数  | 役員：理事2名、事業運営委員7名<br>職員：22名<br>研修生：40名 (内外より公募と通して募集)                                                                          |
| 事業   |                                                                                                                               |
| 主要事業 | 1994年以来毎年約40名におよぶ若手クリエイターを育成。                                                                                                 |
| 資金   |                                                                                                                               |
| 予算   | 開示されていない                                                                                                                      |
| 資金源  | 100%ベネトングループ広告予算の一部                                                                                                           |
| 各種実績 | ヴェネト地方の研究成果を定期的に出版。また毎年一回同地方の研究に貢献のあった研究者に対し「ステファノ・ベネトン賞」を授与。                                                                 |
| 資金   |                                                                                                                               |
| 予算   | 年間26億2千万リラ (邦貨約1億4700万円) (2000年度実績)                                                                                           |
| 資金源  | 100%ベネトングループ                                                                                                                  |

ベネトン研究財団

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>組織</b> |                                                                                                               |
| 団体名称      | ベネトン研究財団 Benetton Foundation Research Studies, Fondazione Benetton Studi Ricerche                             |
| 所在地       | Piazza Crispi, 8, I-31100 Treviso, Tel.: +39-0422.579450<br>Fax: +39-0422.579483, E-mail: ida.frigio@fbsr.net |
| 代表者       | ドメニコ・ルチャーニ・Domenico Luciani (所長/Direttore)                                                                    |
| 沿革        | 設立年: 1981 (実際の活動は1987年以降)<br>設立形態: ベネトン・グループを主体とする財団<br>設立趣旨: ヴェネト地方の地誌の調査、研究ならびに記録保存                         |
| 意思決定      | 理事会                                                                                                           |
| 機構        | 理事会: 終身4名、2年任期2名の計6名<br>事務局ならびに資料館 (一般に公開)                                                                    |
| 定員数       | 役員6名 (内1名は所長兼任)<br>職員: 事務担当3名、公刊物担当2名、非常勤研究者2名、司書7名                                                           |
| <b>事業</b> |                                                                                                               |
| 主要事業      | ヴェネト地方の地誌の研究ならびに同地方資料館の運営                                                                                     |
| 各種実績      | ヴェネト地方の研究成果を定期的な出版。また毎年一回同地方の研究に貢献のあった研究者に対し「ステファノ・ベネトン賞」を授与。                                                 |
| <b>資金</b> |                                                                                                               |
| 予算        | 年間26億2千万リラ (邦貨約1億4700万円) (2000年度実績)                                                                           |
| 資金源       | 100%ベネトングループ                                                                                                  |

## 別添資料2 DS文化班へのヒアリング調査報告(1996年8月)

現プロディ政権を担っている中道左翼連合(通称「ウリーヴォ」)の中核政党である左翼民主党(以下 PDS)において文化政策を担当しているドリアーナ・ヴァレンテ(Doriana Valente)女史に、文化政策に関する党としての今後の方針を中心に話を聞いたところ、以下の通りその要旨を報告申し上げます。

### 1. 基本方針

基本方針は、1995年12月に発表された政策綱領に記載されたテーゼを踏襲している。その後、総選挙用であった同テーゼを再考し、より具体的なプログラムを作成。現在までの政権の関心は、もっぱら政治経済問題が中心であり、文化政策問題はその陰で常に軽視されてきた面は否めないが、今回、文化財相に就任したワルター・ヴェルトローニ氏(Walter Veltroni)が副首相をも兼任し、文化に関する閉塞状態を打開し、文化の復興とその普及に非常に強い意欲を有していることから、同分野における大きな改革が期待される。

### 2. 文化行政の改革: 地方分権制の導入

現政権においては、文化政策のみならず行政全般に中央集権の解消、及びそれに伴う地方分権の促進が政治改革の緊要課題となっているが、現在、国会において地方分権に関するバツサニーニ法案が審議中である。同法案が承認されれば、文化関係においても国及び政府に集中している管轄項目が大幅に地方自治体へ移譲されることとなる。その場合、管轄が国に残る項目は、文化財保護や文化政策普及と促進、及び若者や文化に関わる人員の教育、育成等であり、地方(州、県レベルであり、市においては既に分権がかなり実現している)に移譲されるのは美術館及び博物館の組織及び運営等である。イタリアは対外的には文化大国とされているが、文化政策に関しては、他の先進諸国と比して決して進んでいるとの自覚を持っておらず、今や独自の方針を打ち出す必要性を強く感じている。現在、特にイタリアが目指すべきモデルとしては、民活に大幅に依存しているアメリカ型や、中央集権的要素が強すぎるフランス型ではなく、地方分権と民活のバランスが良く取れているとされるドイツ型を求めるとしている。

### 3. 財源確保: 民間資金の積極的導入(民活)

文化政策における財源確保で重要なポイントとなる民活導入に関しては、法的制約が多く従って多くの束縛を受ける基金や財団という従来の形式を越えて、ある種の会社組織(Societa')という新しい文化企画促進会社の形態を模索中である。これはいわば基金無しで設立された財団である。

また、文化政策普及の為の富くじ導入を決定、本年1月より開始予定である。これは、イギリスが21世紀に向けた大々的な文化事業(ミレニウム)の資金調達として始めたのに習ったもので、毎週1回水曜日に実施され、収益金は年間2千~3千億リラが見込まれている。収益

金の用途先に関しては特別立法が必要なので、今後その点の調整が課題であるが、文化財修復や人件費も含む美術館及び博物館のより効率的な運営等に活用される見込みである。

#### 4. 文化省の新たな設立

イタリアにはこれまで文化全般を統括する省は存在しなかったが、ヴェルトローニ副首相兼文化財相は新たな文化省設立に関し非常に強い意欲を持っている。かつて観光・文化省が存在した時期もあったが、1993年4月18日の行革を目的とした国民投票で廃省となり、総理府管轄の一局となっている。現在唯一の文化関連省は、大学・科学技術省及び教育省を除くと、文化財保護を主たる役割とする文化財省のみであり、関係各省の意思の疎通もうまく行われているとは言いがたい（文化省に関してはこれまで各方面で大きな反響、及び議論を呼んでおり、新聞等の紙面を賑わわせてきた。その中で、イタリア文化人の第一人者であるウンベルト・エーコ氏が初代文化大臣となるといった風評も立ったが、当の本人は、文化省設立に対しては、文化財や科学・教育、テレビ、情報出版、在外伊文化会館の統括等に権限を持つことが出来るのであればとの条件付きで、意義ある事だとの意見を表明している）。

PDSとしては、文化省が設立される際は、その権限を非常に弱く緩やかなものとするべきと考えており、国として管轄すべき必要最低限の事項以外は、全て地方自治体に移譲する方針を唱えている。現在、同伴実現の為に研究、調査が進められているところであり、近い将来何らかの具体案が提示される見込みである。

#### 5. 国立博物館に関する法

同法令（いわゆる「ロンケイ法」として知られ、1992年11月14日緊急政令433号として発布、1993年1月14日に国会で批准されている）は、監視要員の配置や、美術館及び博物館の開館時間延長に関して外部組織との契約、また出版事業やカフェ、ブックショップ等の営業を入札により民間他へ委託する等の民活導入を盛り込んだ大幅な機構改革を目的としたものであるが、現実にはほとんど進展していない。PDSはこの「ロンケイ法」を文化政策活性化の為に有益であるとして、積極的に推進する意向を持っている。尚、民間への委託を得て健全な美術館及び博物館運営を行うには、年間10万人の入館者を数える大規模な博物館だけが可能であるとの試算があり、その他の中小規模の博物館は近隣のものと同様にして運営の効率化を図れるような、フランスにあるネットワーク・システムの構築が必要であるとしており、その際、文化省が設立されればそれらを総合する役割を果たすことになる。

以上

### 別添資料3 国際交流機関沿革:文化会社ヴェニス・ビエンナーレ (Società Culturale la Biennale di Venezia)

#### 1895年

4月30日、第1回ヴェニス・ビエンナーレが開会式にイタリア国王夫妻（ウンベルト国王及びマルゲリータ女王）を迎えてヴェニス市カステッロ地区ジャルディーニにて開催される。出品作家は選考方式により決定されたが、選考からもれた作家も直接選考委員会に自薦することができた。各出品作家は最大2点までの出展に限られ「イタリアで未発表のものに限る」という規定に従う必要があった。これを見ても分かるように、ビエンナーレは当初より新しい美術の紹介を目指していたのであり、当時ヴェニスの枢機卿がジャコモ・グロツの「至高の会合」（仮訳）の出品に反対したにもかかわらず、ビエンナーレ当局がそれを押し切って出品させるなど、既成の権力に依存しない独立した組織を目指していた。初開催の入場者数は約20万人。

#### 1950年

ピカソ作「サーカスの一家」（仮訳）の出品が拒否される。

#### 1907年

初の恒久的な外国館であるベルギー館（レオン・ズネイヤーズ設計）が建設される。

#### 1910年

クリムトに一つの部屋が与えられ、ルノワールの個展とクールベの回顧展が開催される。

#### 1914年

ロシア館のオープニングで合計7カ国の各国館が揃う。その内訳は伊(1895年)、ベルギー(1907年)、ハンガリー、独、英国(全て1909年)、仏(1912年)、露(1914年)。

#### 1916~1918年

第一次世界大戦のため中断。

#### 1920年代

印象派、後期印象派及びドイツ表現主義など、前衛美術が展示される。

#### 1922年

美術評論家ヴィットリオ・ピカによる実行委員会の設置等、ビエンナーレに対しより充実した組織が与えられる。

モディリアーニの初回顧展及びアフリカ彫刻の展示。選考に携わったヴィットリオ・ピカは、この展示をめぐって賛否両論にさらされる。ピカによって初めて、実行委員及び選考委員の合計7名よりなる運営委員会（現在の理事会に相当）が設置される。

#### 1930年(ファシズム体制による組織改革)

ジョゼッペ・ヴォルピ伯爵がビエンナーレ会長に就任。ファシスト政権がビエンナーレ運営委員会を解散させ、同政権の文化政策に沿った新体制を作る。米国館が開館。ヴォルピ伯により各種フェスティバルが組織され、第1回音楽フェスティバル(1930年)では、ガーシュイン、ベンジャミン・ブリテンならびにジョン・ケージの音楽が演奏される。

**1938年**

イグナチオ・ズロアーガ (Ignacio Zuloaga、西) が第1回絵画・彫刻大賞 (グランプリ) を受賞。

**1944~1946年**

第二次世界大戦のため中断。

**1948年**

戦後初のビエンナーレ開催。事務局長に選出された美術史家ロドルフォ・パッルッキニー (Rodolfo Pallucchini) が印象派から現代美術の主要な作家を集める。パッルッキニーはペギー・グッゲンハイムを招き、同氏の有名なニューヨーク・コレクション出品を依頼。同コレクションは後のヴェニス・グッゲンハイム美術館の中核所蔵作品となる。

**1948~1956年**

戦後の再出発。ファシズム政権下の大政翼賛的位置づけより前衛美術紹介へと180度路線変更。

パッルッキニーの尽力により、ビエンナーレは世界における現代美術及び前衛美術の国際展としての中心的役割を果たすようになる。ブラック (1948年)、マティス (1950年)、デュフィ及びカルダー (1952年) がそれぞれ大賞を獲得。

**1964年**

ロバート・ラウシェンバーグが大賞受賞 (米国作家初)。欧州に於けるポップ・アートの初紹介となる。

**1968年**

学生の抗議運動がビエンナーレの開会式を妨害。

**1973年**

それまでビエンナーレの組織面において温存されていたファシズム体制の名残を一掃し、1997年まで続く新体制への改革を果たした。

新しい理事会 (定員19名) の内訳は複数の政府代表、地方自治体、主要組合、ならびにビエンナーレ公益法人代表の1名 (事務局長) よりなる。同理事の中より会長 (Presidente、日本における法人の理事長に相当) を選出した後、各部門 (造形美術、音楽、映画、演劇、ならびに1980年より加わった建築) の総合ディレクターを随時理事会を召集して指名。

**1974~1978年**

新生ビエンナーレ初代会長として、カルロ・リーパ・ディ・メアーナ (Carlo Ripa di Meana) が選出される。

**1974年**

ビエンナーレは開催されず、代わりに「チリに自由を」 ("Libertà per il Cile") をテーマとして掲げた各種イベントが開催される。

**1977年**

共産圏における文化的不協和音をテーマにした国際会議を開催。

**1979～1982年**

ジュゼッペ・ガラッソ (Giuseppe Garasso) が会長に選出される。

**1980年**

美術評論家アキレ・ボニート・オリーヴァ (Achille Bonito Oliva) が若手作家のための第1回アペルト展を開催 (「アペルト」とは「開かれた」の意)。

第1回建築展が開催される。会場はコルデリエ・デル・アルセナーレ。初代建築展総合ディレクターはパオロ・ポルトゲージ (Paolo Portoghesi)。

**1983～1992年**

パオロ・ポルトゲージが会長に選出され、以後2期にわたり務める。

**1984年**

視覚美術展の総合ディレクターにマウリツィオ・カルヴェージ (Maurizio Carvesi) が任命される。同氏が選んだテーマは「芸術と技術」。

**1988年**

視覚美術展の総合ディレクターにジョヴァンニ・カランデンテ (Giovanni Carandente) が任命される。

**1992年**

視覚美術展の総合ディレクターにアキレ・ボニート・オリーヴァが任命される。

**1993年**

ジャンルイジ・ロンディ (Gian Luigi Rondi) が会長に選出される。

**1997年**

リーノ・ミッチケ (Lino Micciche') が会長に選出される。

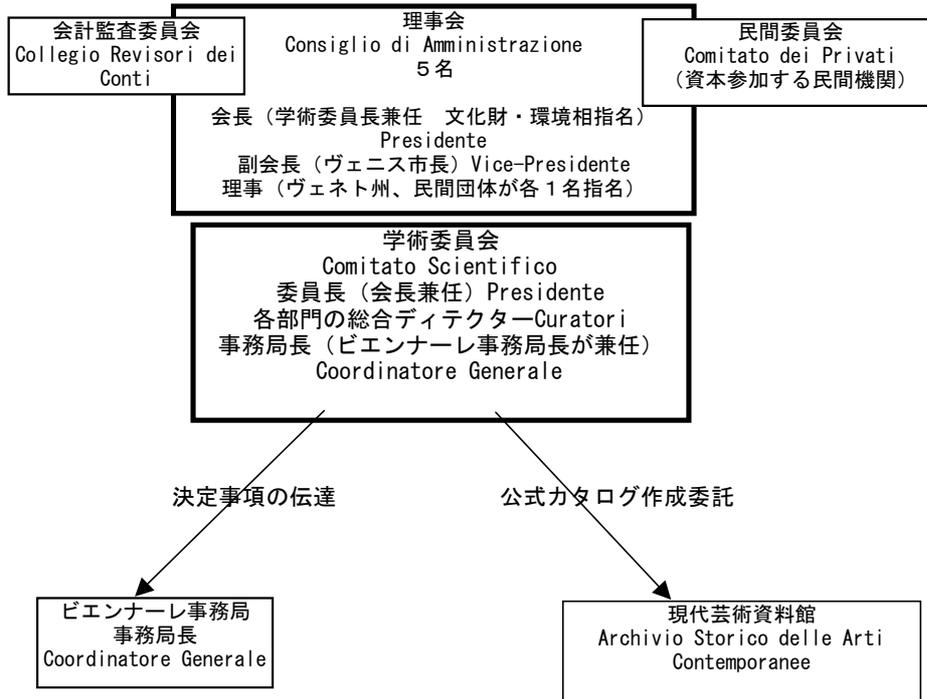
**1998年**

視覚美術展の総合ディレクターにハラルド・ゼーマン (Harald Szeemann) が任命される。

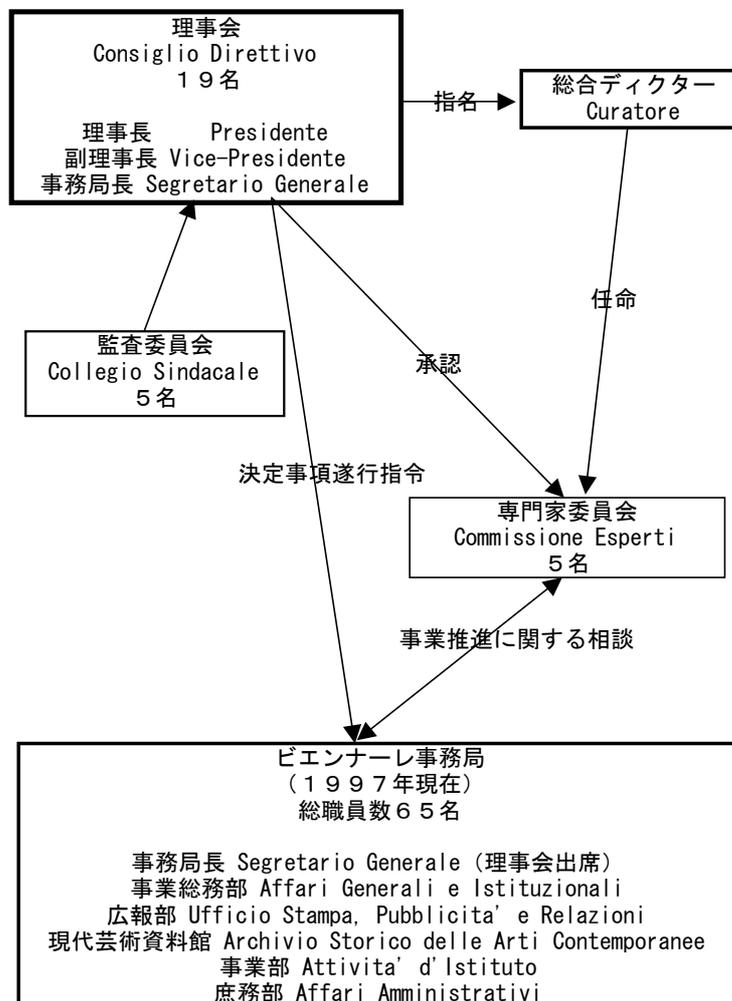
**1999年**

パオロ・バラッタ (Paolo Baratta) が会長に選出される。

ヴェニス・ビエンナーレ組織図  
(改革後)



ヴェニス・ビエンナーレ組織図  
(改革前)



# VIII 参考調査 1: 地域統合と国際交流

## — EU を事例に

日本学術振興会特別研究員

正躰 朝香

## VIII 参考調査 1: 地域統合と国際交流 – EU を事例に

正躰 朝香

### 1 欧州における域内統合の進展と国際交流政策概要

#### 1-1 欧州統合の進展と国際交流政策の位置付け

##### 1-1-1 欧州統合の概略<sup>1</sup>

第二次世界大戦の終結後、ヨーロッパは復興に向けて動き出した。不戦と平和を希求する内発的な意志と、対ソ連を意識した米国の国際関係上の戦略という外的な意志の双方がヨーロッパ統合推進に大きく作用した。ヨーロッパ統合は、先ず欧州審議会（Council of Europe）の設立（1949年5月）によって現実の一步を踏み出した。しかし欧州審議会の活動は文化や人権分野に限られたもので、あくまでも政府間協力の域を脱せず、政府を超えた地域統合体と呼べるようなものではなかった。

今日の欧州連合（European Union : EU）に繋がる地域統合機構として、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が姿を現すのは1950年代に入ってからである。1951年4月、仏外相シューマンやジャン・モネの草案に基づき、ヨーロッパの石炭・鉄鋼生産の共同管理を行う ECSC の設立条約（パリ条約）が6ヶ国（フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス3国）により調印され、初代委員長にモネが就任した。

一方で、軍事面での統合に向けた欧州防衛共同体（EDC）構想は行き詰まり、ECSC の6ヶ国は経済分野において統合を進めることに活路を見出した。ベルギー外相スパークの主導の下で、共同市場創設について検討を進め、1957年3月、欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EAEC）の設立条約であるローマ条約が調印された。

しかし1960年代は、EECの超国家的組織としての発展よりも、「諸国家からなるヨーロッパ」という政府間主義に基づく欧州統合強化への支持が強く、超国家性を目指す動きは停滞していた。ただし、1967年7月に三共同体の機関併合条約が発効し、欧州共同体（EC）

<sup>1</sup> 欧州統合史、及び諸機関の説明（本稿巻末別添資料図1・図2も含む）については以下を参照。坂井一成「EU（欧州連合）」（加藤秀治郎編『西欧比較政治』一藝社、2002年；田中俊郎『EUの政治』岩波書店、1998年；細谷千博・長尾悟（編）『テキストブック ヨーロッパ統合』有信堂、2000年；John MacCormick, *The European Union : Politics and Policies*, Westview Press, 1996.

が誕生したほか、1968年7月には関税同盟が完成し共通農業政策がスタートするなど、実質的な経済統合での着実な成果を積んでいた時期でもあった。

1973年、イギリス、アイルランド、デンマークが新たにECに加盟し、ECは拡大に向かった。一方で、欧州理事会の設置による全回一致を原則とする利害調整の方式がとられ、超国家的統合の深化は否定され、政府間主義が中心に据えられることによって、1970年代は、統合の深化という意味では停滞していた。

1980年代のミッテラン仏大統領とコール独首相の蜜月関係と1985年のドローールのEC委員長就任によって、統合への動きは大きな前進を見た。ドローールのイニシアティブの下、1992年末までの市場統合を掲げる「域内市場白書」が採択され、さらに1986年2月には「欧州政治協力」(EPC)という直接政治統合に関わる条項を初めて盛り込んだ「単一欧州議定書」が調印された(1987年7月発効)。そして、冷戦構造の崩壊、東西ドイツ統一など、欧州を取り巻く国際秩序が激変する中、EC加盟国は経済、通貨、政治統合の具体的前進を図るため政府間会議(IGC)による協議の末、1991年12月のマーストリヒト欧州理事会にて、ローマ条約に代わるECの基本条約となるマーストリヒト条約の調印に至った。同条約は1993年11月に発効し、これをもってECは今日のEUに発展した。

### 1-1-2 基本条約

EUの「憲法」ともいえるべき基本条約は、ローマ条約からマーストリヒト条約へと発展的に引き継がれた。マーストリヒト条約は、ECから今日のEUへと生まれ変わる最大の転換点となる条約であり、それ以後さらにアムステルダム条約(1999年5月発効)、ニース条約(2001年2月調印)による改正が重ねられている<sup>2</sup>。

マーストリヒト条約により、ECはEUという新たな枠組みへとその構造を大きく拡大再編された。同条約により出来上がったEUは、EC、共通外交安全保障政策、司法内務協力という3つの柱から構成されている(別添資料図1を参照)。

第1の柱は、ローマ条約に基づく従来のECとほぼ同じであり、ここには、欧州通貨同盟(EMU)や、新たに創設された欧州連合市民権が盛り込まれた。EMUに関しては、欧州中央銀行(ECB)の創設と単一通貨の導入が謳われている。また、欧州連合市民権の導入によって、EU加盟国民は従前の加盟国の国籍とEU市民権という「二重国籍」を持つことになり、EU域内の外国での参政権などが広がった。第2の柱である共通外交安全保障政策は、単一欧州議定書にみられたEPCを発展させたもので、加盟国間の外交政策の協調を図り、共通の立場を策定して、統一行動をとることが目指されたものである。第3の柱である司法内務協力は、犯罪捜査、司法協力、域内国境での検問の廃止と域外国境での出入国管理の共通化などを目指したものである。

マーストリヒト条約は、1997年6月の欧州理事会で合意されたアムステルダム条約によ

<sup>2</sup> また全加盟国の批准によって発効するニース条約も、2004年には新たな見直しが行われることになっている。

って、いくつかの重要な改革がなされた。自由、民主主義、人権尊重といった EU の基本原則に抵触した加盟国に対する権利停止条項の導入、域内国境での検問廃止等を定めたシェンゲン協定（これまで EU 条約の外にあった）を条約内に含めるなど、人の自由移動に関する司法内務協力の強化などである。

### 1-1-3 文化・教育に関する規定

統合の深化と拡大に伴って、EU は、文化や教育に関する分野についても積極的に関与するようになりつつある。「広大な欧州地域における有形・無形の文化遺産の重要性を深く認識し、多彩な文化活動が豊かな欧州文化の継承や新たな文化の創造を促すだけでなく、社会的結束、経済・雇用の活性化をも促進する」<sup>3</sup>という認識がそこにはある。この考えは EU の基本条約にも反映され、共通の文化・教育に関する条項を設け、共通の文化政策・教育政策をとることを、法的にも裏付けている。

1993 年発効のマーストリヒト条約 126 条、128 条（アムステルダム条約においては 149 条、151 条）において、EU としての文化・教育に関わる施策について、以下のように規定された。

#### 【第 149 条：教育】

1. 欧州共同体は、加盟各国における教育内容及び教育制度の組織並びに文化及び言語の多様性についての各国の責務を十分尊重しつつ、各加盟国間の協力を促進し、必要であればそれらの行動を支持し、補うことにより、質の高い教育の発展に貢献する。
2. 欧州共同体の措置は以下のことを目的とする。
  - 教育における欧州共通の次元（European Dimension）を築く。そのために加盟各国の言語の教育と普及に特に力をいれる。
  - 学生と教員の移動を促進する。とりわけ、教育修了資格及び就学年限の相互認定を奨励する。
  - 教育機関の間の協力を促進する。
  - 加盟国の教育制度に共通する問題について、情報や経験の交換を進める。
  - 青少年の交流及び社会教育指導員の交流を促進する。
  - 通信教育の発展を促す。
3. 欧州共同体及び加盟各国は、第三国及び教育分野において権限のある国際機関、とりわけ欧州審議会との協力を促進する。（以下略）

#### 【第 151 条：文化】

1. 欧州共同体は、構成国の国内的及び地域的多様性を尊重すると同時に、共

<sup>3</sup> 駐日欧州委員会代表部広報部『europe』April/May/June 2000、pp.18-20.

- 通の文化遺産を前面に出しながら、加盟各国の文化の繁栄のために寄与する。
2. 欧州共同体による措置は、構成国間の協力を助成しかつ必要に応じて以下の分野においてそれらの活動を支持し補完することを目的とする。
    - 欧州諸国民の文化及び歴史についての理解及び普及の改善
    - 欧州的重要性を有する文化的遺産の保存及び保護
    - 非商業的な文化交流
    - 視聴覚分野を含む文化及び文化的創造
  3. 欧州共同体及び加盟各国は、第三国及び文化分野において権限のある国際機関、とりわけ欧州審議会との協力を促進する。
  4. 欧州共同体は、この条約の他の規定に基づく措置を執るに際して、文化的局面を、特に文化の多様性を尊重し、促進するために考慮する。(以下略)

ここにみられるように EU の国際交流政策の基本は、各構成国の文化、地域的多様性を維持しながら「多様性の中の統一」を目指すという点にある。

また基本的に教育、文化に関わる施策については、その権限は構成国に権限があり、EU としての活動は、これを補完するものであるという位置付けになっている。したがって、EU では加盟国の文化政策の後押しをするにとどまり、各加盟国内のものや二国間のもものは基本的に対象外としていて、三カ国以上に関わる事業が主たる対象となっている。

#### 1-1-4 EU 諸機関との政策実施プロセス

図1にあるように EU の政策領域は、EC、共通外交安全保障政策、司法内務協力という3つの柱からなっていて、それぞれ政策決定過程は異なっている。巻末別添資料図2は第1の柱である EC の政策決定についての諸機関の関係を、極めて簡略化して図にしたものである。EC に関わる領域では、欧州委員会 (European Commission) が発議し、閣僚理事会 (Council) が決定を行う。その過程で欧州議会 (European Parliament)、地域委員会 (Committee of the Regions)<sup>4</sup>、あるいは経済社会委員会 (Economic and Social Committee)<sup>5</sup>が諮問を受けて、欧州委員会や閣僚理事会に意見を提出するというのが、基本的枠組みである。第2の柱である共通外交安全保障 (CFSP) では、首脳会議である欧州理事会 (European Council) が一般の方針・原則を決定し、閣僚理事会がより細かい共通の立場や共同行動を策定する。第3の柱である司法内務協力では、構成国あるいは欧州委員会の発議に基づいて、閣僚理事会が決定する。なお、刑事司法、税務管理、欧州警察機構などの分野では、構成国にのみ発議権が与えられている。

EU の国際交流政策は、巻末別添資料図1における第1の柱の EC が関与する分野である。

<sup>4</sup> 加盟各国内の地域の代表からなる組織で、EU の地域的多様性の考慮して関係する分野での諮問を受けて、意見を述べることができる。

<sup>5</sup> 各種利益団体からなる委員会で、地域委員会同様、諮問された分野について意見を述べることによって、政策に関与する。

ECのその他の政策分野と同様に、EUの政策決定・実施の手順は、欧州委員会が政策を提案し、欧州議会への諮問・承認を得ながら閣僚理事会によって議決・支持されて委任されるかたちで政策の執行を行うというものである。以下、EUの政策決定・実行に関わる主要機関を概説する。

### (1) 欧州委員会

欧州委員会は、様々な政策を発議し、実行に移す役割を担うEUの政策執行機関である。各委員の下には、それを支える約1万6000人（1996年末現在）のユーロクラットと呼ばれる欧州官僚がおり、対外関係、教育・文化、農業など分野ごとの総局（DG）を構成している。

欧州委員会委員長は、構成国政府の協議で候補者が選ばれ、欧州議会が承認を行う。そして委員長と構成国政府が改めて各委員の人選を責任分担を含めて協議し、委員長とともに委員名簿一括して欧州議会に諮られ、承認を得ると、構成国の合意によって最終決定される。そして、一度欧州委員として選ばれると、出身国政府から離れた独立した立場で、EU共通の利益のために職務に専念することが義務づけられている。

欧州委員会の任務には、①規則、指令、決定、勧告、意見など法案の発議、②加盟国政府や企業、個人、EU諸機関に対するEU法遵守の監視・制裁、③欧州社会基金、欧州地域開発基金等の管理・予算執行、④第3国や国際機関との外交交渉・協定締結、⑤加盟国間の意見対立の調停、⑥共通外交安全保障政策分野への全面的な参画、などが挙げられる。

### (2) 閣僚理事会

閣僚理事会は、加盟国の閣僚レベルの代表により構成され、出席する閣僚や争点に応じて総務閣僚理事会（外交閣僚理事会）、農業閣僚理事会、教育閣僚理事会などと呼ばれる。欧州委員会が発議する法案に対し、これを審議・承認して決定する役割を担うEUの立法機関である。法案の決定当たっては、従来は加盟国に死活的問題についてはコンセンサス方式を原則とし、決定に非常に時間がかかっていたが、条約の改定が進む中で、加重特定多数決という評決方法が次第に重みを増し、その結果、決定が迅速してきた<sup>6</sup>。

### (3) 欧州理事会

欧州理事会はEU加盟国の首脳会議であり、そもそもEC/EUの正規の機関ではなかったが、閣僚理事会で収拾できない課題の政治決着の場として活用されてきた。1974年12月にパリで開かれたEC首脳会議で定例化が決定され、単一欧州議定書によりその存在が明文化され、翌1975年3月のダブリン会議以降、定例会として年2回開かれている（特定

---

<sup>6</sup> 加重特定多数決は、現在では、域内市場関連のほか、環境、開発援助、公衆衛生、運輸、研究技術開発、消費者保護、競争政策、雇用政策、労働者保護、男女機会均等、社会政策やヴィザ政策の一部、あるいは共通外交安全保障政策や司法内務協力の一部などにも適用されるようになった。ただし、文化・教育に関する分野は従来通りのコンセンサス方式による決定である。

の問題についての臨時欧州理事会も開催される)。各国の国家元首・首相と EC 委員会（現欧州委員会）委員長が出席し、外相と EC 委員会委員 1 名により補佐されると定められた。マーストリヒト条約以降は、EU 全体に関わる政策的指針を示すことが役割となっており、欧州理事会での決定は閣僚理事会での決定により、正式に EU の決定事項とされる。

#### (4) 欧州議会

欧州議会は諮問機関的な位置付けに置かれていたが、1979 年に直接普通選挙が導入されたことを契機に、次第にその権限を拡大してきた。EU には従来から、欧州委員会や閣僚理事会で政策が全て発議・決定され、その過程に市民の直接民意の反映がなされないという「民主主義の赤字」が指摘され、批判を受けてきた。欧州議会の直接選挙導入とその権限強化は、こうした批判への対処するためでもある。

従来は政策決定過程で諮問手続に加わるほか、EU 予算の最終決定権などを有していたが、今日では、閣僚理事会の決定に部分的な拒否権を発動できる協力手続や、閣僚理事会と同等に法案を審議し決定する権限を有する共同決定手続を経る分野が増大し、対外的には EU としての国際条約締結の最終承認権を備えている。共同決定手続に付される分野としては、単一市場、社会政策、消費者保護、教育、文化、公衆衛生などがある。また、欧州委員会の人選に当たっては、委員長及び委員全員の承認権を持つほか、欧州委員会に対する不信任決議権も有している。

議員の任期は 5 年で、議席数は 1999 年 6 月に実施された選挙の時点で 626、加盟国ごとに定数が異なる<sup>7</sup>。選出された欧州議員は、通常、国別ではなく、欧州社会党、欧州人民党、緑の党といった主義・主張などを共有する政党グループ単位で行動する。

## 1-2 欧州の国際交流政策に関わる主体

欧州における国際交流事業については、基本的には各加盟国政府の専管事項であり、加盟国政府の決定に基づき個々に行うことになっている。しかし、それ以外に多数の国が関わる事業として、EU の文化・教育に関わる事業と欧州審議会（Council of Europe）の行う文化関連事業がある。従って、欧州において行われる国際交流政策に関わる主体としては次の 3 つが挙げられる。

- 各加盟国政府
- 教育・文化総局（第 10 総局）：欧州委員会の中にある複数の総局の一つで、文化・教育分野を担当する

<sup>7</sup> 国別の配分は、ドイツ 99、フランス、イタリア、イギリス 87、スペイン 64、オランダ 31、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル 25、スウェーデン 22、オーストリア 21、デンマーク、フィンランド 16、アイルランド 15、ルクセンブルク 6 である。

## - 欧州審議会

ここでは、後者二つの組織を中心に欧州の国際交流政策に関わる主体の性格と背景について概観する。

### <EU の教育・文化総局>

現在、文化、教育、言語などの分野についての国際交流事業を行うのは、欧州委員会の第 10 総局（教育・文化総局：DG X）である。1999 年以前は、情報、コミュニケーション、文化、視聴覚メディアなどを扱う第 10 総局と、教育、職業訓練、青少年問題を扱う第 22 総局とに分かれていた<sup>8</sup>。1999 年 9 月に現在のロマーノ・プローディを委員長とする欧州委員会が発足して、ビビアン・レディング（Viviane Reding：ルクセンブルグ出身）が就任した時点から、第 10 総局は両局の分野を統合するかたちとなり、現在では、教育、職業訓練、青少年問題、文化、スポーツ、市民権、視聴覚、言語が対象分野とされている。

国際交流政策の領域をどの範囲と捉えるかにもよるが、芸術、文化、文化遺産という狭義の文化、留学生の交流、言語プログラムの支援など、EU としての国際交流政策の実施主体としては第 10 総局がほぼすべてを行っているといえる<sup>9</sup>。

### <欧州審議会>

1949 年に英国のチャーチル元首相らの提唱により設立された欧州審議会（Council of Europe）は、ヨーロッパレベルとしては最も古く、第二次世界大戦後、欧州統合へと向けた試みの初めて結実であった。今日の欧州統合へと繋がる経済的・政治的、そして軍事に関わる領域からは離れ、人権の擁護、民主主義の普遍化、文化の保護・発展への関与などを中心に、欧州の基本的価値の番人として、教育・文化などの分野において重要な役割を果たしてきた。EU とは独立した別の組織ではあるが、両者の関係は深く、その思想は近い。現在、旧共産圏からも多く含む 43 の加盟国（2001 年 1 月加盟のアルメニア、アゼルバイジャンの加盟時点）から構成されている。本部は欧州議会と同様に、フランスのストラスブールにある。

その活動目的は、加盟国の共同の遺産である理想と原則を擁護・実現し、加盟国の経済的・社会的進歩を容易にするため、一層大きな一致を達成することである。経済的、社会的、文化的、科学的、法律的、行政的事項、及び基本的人権の維持と実現について活動するが、国防に関わる分野は含まれていない。以下の三点が、主要な目標として掲げられている<sup>10</sup>。

<sup>8</sup> 第 10 総局は Marcelino Oreja Aguirre（スペイン）が、第 22 総局は Edith Cresson（フランス）が担当委員であった。

<sup>9</sup> その他の部局としては対外関係総局の一部が人的交流プログラム（若手のビジネスマン交流など）を扱っているのみである。

<sup>10</sup> 駐日欧州委員会代表部広報部『europe』March/April 1997、pp.24- 26.

- 人権、議会制民主主義、法による統治を守る
- 加盟国の社会的・法的慣行の規範確立を目的として欧州大陸における合意を形成する
- 共通の価値感に基づき、異文化の壁を越え欧州の独自性の自覚を促す

具体的には、人権と多元民主主義の保持、欧州文化アイデンティティの覚醒とその発展、欧州社会の直面する問題（マイノリティ、外国人排斥、環境保護、エイズ等）の解決策の模索など、欧州審議会の教育・文化政策は、欧州としての一体性の強化を図ることを目指している。例えば、1993年10月の「ウィーン宣言」においては、「文化面での協力は、教育、メディア、文化活動、文化遺産の保護と発揚、若者の参加を通じて促進されるが、そのために欧州審議会是最良の手段となる。文化協力は、凝集力と同時に多様性を有する欧州を確立するための基礎となる」とされている。

欧州審議会の機関としては、加盟国外相で構成する閣僚委員会と、加盟国議会の議員で構成される議員総会と事務局がある。政策実行の手段としては、勧告・規約、技術援助事業（特に文化遺産保護）、訓練事業（教員、文化担当行政官、職人等）、欧州意識の発揚キャンペーン、芸術家や教員・学校間のネットワーク拡充などが行われている<sup>11</sup>。1950年の欧州人権条約及び欧州人権裁判所・人権委員会を通しての人権擁護の面、1954年の欧州文化条約を基礎とした姉妹都市縁組みや欧州文化都市年行事による国際交流の面で中心的役割を果たしてきた。

また EU 加盟国はいずれも、加盟以前にすでに欧州審議会のメンバーであることも重要なポイントである。欧州審議会と EC は、旧ソ連諸国の民主化とそれに向けた法制度整備への取り組みを支援する共同プログラムに調印し、両者が共同で資金を提供するなど、相互の協力関係は強まる一方である。

## 2 EU に関する国際交流政策

### 2-1 域内交流について

#### 2-1-1 プログラム

マーストリヒト条約において規定された「文化条項」に基づいて、EU は域内の文化的多様性を維持しつつ、EU としての共通のアイデンティティを育成するべく、域内の国際交流を後押ししている。政策の方向性としては、ヨーロッパの共通性の認識、育成に寄与すること、そして加盟国間の文化的・人的交流を促進するということが、この二点が強く意

<sup>11</sup> 坂井一成「欧州の三層構造論の再検討—教育・文化政策を中心として—」『一橋論叢』第118巻第2号、pp.311-313.

識されている。複数年にわたり、多数の文化・教育に関わるプログラムが実施されてきた。中でも、マーストリヒト条約において共通教育政策に関する基本方針が規定されたことをうけ、教育交流分野を中心とする人的交流に力点が置かれているといえる。教育については、1995年には三つのプログラムに統括されて実施されてきた。普通教育全般を扱う「ソクラテス」、職業訓練を対象とした「レオナルド」、そして若者の幅広い相互交流を促す「青年の欧州」の三つのプログラムである。

DG X が行う主なプログラムの概要は以下の通りである<sup>12</sup>。

- (1) ソクラテス (Socrates)
- (2) レオナルド・ダ・ヴィンチ (Leonardo da Vinci)
- (3) 青年の欧州 (Jeunesse)
- (4) テンプス (Tempus)
- (5) カルチャー2000 (Culture 2000)
- (6) メディア・プラス (MEDIA Plus)

#### (1) ソクラテス(Socrates)

ソクラテスは1995年からの第一次5カ年を経て、2000年から2006年の7年間の第二期に引き継がれている。その目的として、「ヨーロッパ・ディメンションを促進し、加盟国間の協力を推進しながら、教育の質を改善すること」を掲げている。具体的にはさらに8つの行動分野に分類されて実施されている<sup>13</sup>。

コメニウス (Comenius) : 中等教育までにおける異文化間交流を対象  
 エラスムス (Erasmus) : 高等教育機関における学生と教員の交流  
 グルンドヴィ (Grundvig) : 成人のための生涯学習の支援  
 リングア (Lingua) : 言語教育の教授と学習<sup>14</sup>  
 ミネルヴァ (Minerva) : 教育における情報とコミュニケーション技術の開発  
 調査報告と教育革新 : 各国の教育統計、政策、問題などの比較研究  
 他のプログラムとの共同事業 : 「知のヨーロッパ」創設へ向けての連携  
 付帯施策 : 協力体制づくり、各分野間の連携

予算規模は7年間で18.5億ユーロ(約2072億円)<sup>15</sup>が割り当てられている(1995-1999)

<sup>12</sup> DG X の教育・文化に関わるプログラムについては、Commission européenne, *Le guide des programmes et actions*, Luxembourg, 2000 を参考にまとめた。

<sup>13</sup> ソクラテスについては園山大祐「EUにおける教育政策の進展—第2次 SOCRATES/LEONARDO 計画の概要」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第22巻第2号、591-597頁を参考。

<sup>14</sup> Sources d' Europe, "LINGUA, promotion de l'apprentissage des langues (2000-2006)", 13/11/00.

<sup>15</sup> 1ユーロ=112円で換算。(2001年10月)

年の5カ年は8.5億ユーロ〔約952億円〕。参加国は加盟15カ国に加えて、EEA（欧州経済地域）の3カ国、加盟国候補の中東欧の10カ国、そしてキプロス、マルタ、トルコをも含む31カ国となっている。1999年までの5カ年の実績としては、ソクラテス・プログラムの予算のおよそ半分が当てられるエラスムスによって2000の大学が制度協定で結ばれ、46万人の学生が留学の支援を受けている。コメニウスでは1万人の学校が学校協定を締結して、単位の相互認定などを行った。リングアは、ヨーロッパ市民の形成という目的において不可欠な言語教育への援助で、自国以外のEU公用語の習得や低頻度使用言語の学習を促すことによってEUの文化的多様性の保持を目指している。この事業では、先の5年間において4万人の学生が外国語学習のための留学を行った。

### (2) レオナルド・ダ・ヴィンチ (Leonardo da Vinci)

レオナルド・ダ・ヴィンチ計画は、若者を主たる対象とした労働者の職業訓練を扱うプログラムで、労働者の質の向上、そのための職業訓練機会の拡大、新たな雇用へと繋がる技術革新への対応などが重視されている。また社会的弱者が職業訓練に参加する機会の確保についても配慮がなされている。2000年からの事業は5つの具体的な行動計画からなり、トランスナショナル・モビリティ（採用前の職業訓練、採用後の継続訓練におけるヨーロッパ・ディメンションの強化）、パイロット・プロジェクト、外国語能力の向上、トランスナショナルなレベルでの情報網の形成、新しい分野の職業訓練に関する教材作成への支援である。レオナルド計画全体の予算規模は前5カ年の7.5億ユーロ（約840億円）から、2000年からの7年間の予定で11.5億ユーロ（約1288億円）に拡大している。

### (3) 青年の欧州 (Jeunesse) <sup>16</sup>

青年の欧州計画は、若者（15歳から25歳の域内在住の若者を主な対象としている）の幅広い相互交流全般を促進しようとするものである。他国でのボランティア活動への参加など、他の加盟国の社会、経済、文化に親しみ、異文化交流を体験を通して欧州諸外国の若者と共有する利益の発見による「欧州人」としての一体感の向上を目指すことがその目的として挙げられる。2000年からの7年間で5.2億ユーロ（約582億4千万円）の予算が計上されている。

### (4) テンプス (Tempus : Trans-European mobility scheme for university students)

Tempusは、大学生を対象とした高等教育の協力プログラムである。経済的・社会的改革を支援するもので、中・東欧諸国を対象としたTempus PHAREと旧ソ連及びモンゴルを対象としたTempus TACISがあり、これらの国における高等教育制度の再建を支援することを目的としている。

---

<sup>16</sup> Sources d' Europe, " Programme JEUNESSE, coopération dans le domaine de la jeunesse ( 2000-2006 )", 13/11/00.

また、2000年以降の共通教育政策の基礎理念である「知の欧州に向けて」(Pour une Europe de la connaissance)が、教育関係閣僚理事会において採択されたが、ここでは失業問題を念頭に、教育と労働の接続に重点をおくこととされ、政策の焦点として、①欧州市民の教育環境へのアクセスの促進、②教育を提供する機器等の技術革新、③教育の質の向上を挙げた。この目的を達成するため、域内の学生・教員などの移動・交流のさらなる促進、マルチメディア機器の開発・普及、言語能力及び異文化理解の向上、非国家間(企業間、教育機関、地方自治体間など)の教育上の協力関係の整備が重要であるという方針が示された。

##### (5) カルチャー2000 ( Culture 2000 )<sup>17</sup>

カルチャー2000は、欧州委員会の教育・文化総局の行う総合文化プログラムで、2000-2004年の5年間の期間で、1億6700万ユーロ(約187億400万円)の予算が当てられることになっている<sup>18</sup>。プログラムの趣旨としては、ヨーロッパの人々における共通の文化の発展に寄与するために、国境を越えた文化協力とヨーロッパ・アイデンティティの発展・強化に力点が置かれ、芸術・文化に対するアクセスの促進、トランスナショナルな交流の進展などが推進されている。カルチャー2000の目的としては、以下の6点が挙げられている。

- ①文化や歴史についての相互対話や相互認識
- ②国境を越えた文化の普及と作品のみならず、(とりわけ若者や社会的弱者に重点を置いた)文化創造に関わる主体の交流
- ③創作や新しいかたちの文化的表現の活用
- ④欧州共通の重要な遺産の欧州レベルでの活用
- ⑤社会的・経済的発展における文化の役割の考慮
- ⑥経済的発展、社会統合や市民権意識の普及に寄与するものとしての文化間の対話の促進と文化の再認識

具体的には次の三つの行動計画から構成されている。

- 特定の短期(かつ/あるいは)小規模な活動。最低でも3カ国が参加していることが条件。多くの場合において、一件につき5万から15万ユーロが助成される。
- 長期にわたり、広範囲で行われる活動。5カ国以上の参加が条件。3年程度の活動が射程。30万ユーロが上限で助成を受けることができる。

<sup>17</sup> Sources d' Europe, " Programme CULTURE 2000 (2000-2004 )", 14/11/00.

<sup>18</sup> 1996年から1999年の間に展開された、Raphaël(ラファエロ:文化遺産保護)、Kaléidoscope(カレイドスコープ:芸術支援)、Ariane(アリアンヌ:文学支援)という三つのプロジェクトが統合されるかたちで2000年からCulture 2000が始まった。

- ヨーロッパレベルあるいは国際的な特別の文化事業。ヨーロッパの文化的多様性を認識し、ヨーロッパ市民の文化的対話を可能にするような象徴的事業に対して行われる。代表的な事業として、「欧州文化首都」、文化賞などの主要行事がこれにあたる。一件に対して、15万から30万ユーロが助成される。

### **欧州文化首都( European Capital of Culture)<sup>19</sup>**

「欧州文化首都」事業は、文化的多様性の保持を基本とする各加盟国の独自の文化や歴史への理解と尊重、域内の文化のネットワーク構築を目指して1985年に始められたプロジェクトである。当時のギリシアの文化相、メリナ・メルクーリが構想を提唱し、第一回のアテネを皮切りにこれまでも毎年、域内の一都市が閣僚理事会においてその年の「欧州文化首都」に指名されてきた。この事業では、選出された都市特有の文化遺産、卓越した文学・芸術活動などによって、多様性の尊重と欧州文化の底流をなす共通性の伝達を行ってきた。

開始から16年目にあたる2000年は、カルチャー2000の枠組みの中で支援を受けると同時に、都市の選定にあたっては、EU域内にとどまらず欧州の広範な地域を対象とすることになった。そして同年は、2000年という区切りの年を記念して、特別に9つの都市で開催された。アヴィニョン（フランス）、ベルゲン（ノルウェー）、ボローニャ（イタリア）、ブリュッセル（ベルギー）、ヘルシンキ（フィンランド）、クラクフ（ポーランド）、プラハ（チェコ）、レイキャビック（アイスランド）、サンティアゴ・デ・コンポステラ（スペイン）である。

9都市はそれぞれ、多彩なプログラムを展開し、これらの都市を拠点にさらに他の都市にも会場を設け、欧州の広範な地域で欧州文化の創造と文化を通じた結び付きのための活動が展開された。例えば、ブリュッセルでは、テーマを「都市」として、様々に交錯する人々と多様性を誇る欧州文化に焦点を合わせた。350以上もの芸術・教育プログラムによって都市の過去の記憶と未来像を探る試みがなされた。またレイキャビックは、「文化と自然」とテーマとして、文化首都9都市間の協力を中心に、70以上の共同プロジェクトを行った。9都市から募集した若者90人が、アイスランドの歌手ビョークと合唱するという「欧州の声」の公演の皮切りの舞台にもなった。

欧州文化首都事業は、2000年より、EUの文化政策の枠組みの中でのプログラムとして実施されることとなった。多様性の尊重と欧州共通の意識を文化的な手法で積極的に探り、社会的結束の強化にまでつなげようというものである。2001年はロッテルダムとポルト、2002年にはブルージュとサラマンカに決定している。

<sup>19</sup> Sources d' Europe, " Capitales européennes de la culture : Villes européennes de la culture et Mois culturel européen ", 13/11/00 : 駐日欧州委員会代表部広報部 『europe』 March/April 1997, pp.24-26.

## (6) メディア・プラス (MEDIA Plus)

メディア・プラスは域内において、さらには世界市場の中でのヨーロッパの視聴覚産業の競争力の向上をはかるもので、ヨーロッパの言語と文化の多様性を最大限に尊重しながら、欧州の視聴覚作品の発展と普及を支援する目的を持っている。2001-2005年の5年間で、4億ユーロ（約448億円）が計上されている。このうち、5000万ユーロはこの分野での職業訓練に、残りの4.5億ユーロはヨーロッパの視聴覚作品の発展と普及、宣伝などに使われることになっている。

以上が教育・文化総局が行っている6つのプログラムの概要である。これ以外にも、大学におけるEUの研究・教育を促進する目的の「ジャンモネ計画」やマルチメディア分野の強化を目指す「eLearning」など、いくつかの文化事業が実施されている。

## 2-2 EU域外との国際交流について

EU域外諸国との国際交流は、各加盟国が個別に行うものが主であるが、EUとして行う域外諸国との文化領域での事業も行われている。アジアとの関係においては、日本との間で日・EU間の教育と文化に関するワークショップが開催され、単位相互認定制度をはじめとする大学間の協力プロジェクトに基盤づくりを目指している。

対地中海地域、対アフリカなど、加盟国が各々直接に進める二国間交流を補完するかたちでのEUとしての域外との国際交流事業は、教育分野での人的交流を中心に今後も拡大する傾向にあると思われる。例えば、中南米諸国との間では教育分野での交流が活発化している。2000年11月には「ヨーロッパ＝ラテンアメリカ＝カリブ高等教育担当大臣会合」がEU議長国フランスとラテンアメリカ代表のブラジルとの共同主催で、パリにおいて開催された。新技術と遠隔教育、高等教育と雇用の接続、人材交流の活性化と学位の調整強化の三点を柱とした教育交流についての協力が宣言された。

また、EUとアセアン（ASEAN：東南アジア諸国連合）との関係は、地域対地域の交流という点において独特であった。ここではASEANとEUの関係に言及し、両地域間の国際交流の分野での取り組みをみってみる。

### 2-2-1 アセアン諸国

1967年のバンコク宣言によって設立されたASEANはECとの関係構築へと動き、1973年の対話の制度化によって、ECはASEANの初めての域外パートナーとなった。その後ASEANの制度的整備や、拡大とそれに伴う関係が難しくなったなどの時期を経て<sup>20</sup>、1994年の7月に提出された「新アジア戦略に向けて」という包括的なアジア政策の提示、ASEM

<sup>20</sup> 東ティモールにおける人権抑圧の問題や、ミャンマーの軍事政権の問題、またフランスの核実験へのアセアン側の非難などがあげられる。

(アジア欧州会議) の設置へと向けて動いた<sup>21</sup>。

第一回 ASEM は、1996 年 3 月にバンコクにおいて開催され、①政治と安全保障、②経済協力、貿易、投資、③その他の領域での協力の三つの分野において議論がなされた。会議後に出された議長声明においては、「さらなるアジア欧州パートナーシップ」が謳われ、政治対話の強化、国連憲章と世界人権宣言などの尊重、軍縮協力、経済関係の拡大、その他の分野での協力推進などが提唱された。その他の分野とは、科学技術交流・人材開発協力・開発協力、環境問題、国際犯罪に対する協力、両地域間の文化的関係、とりわけ人的交流の促進などである。

国際交流に関する措置としては、①シンクタンクと文化団体の交流促進のために、アジア欧州財団をシンガポールに設置すること。そのためにシンガポールが先ず 100 万米ドルの資金を拠出すること、②相互理解促進のためにアジア欧州大学計画を開始し、欧州の人々にアジアについて学んでもらうために欧州にアジア大学を開設することが合意された。これらのフォローアップ措置の実施は、次のようなものであった<sup>22</sup>。

- ①アジア欧州財団 (ASEF) の設置：知的・文化的交流を通して相互理解を深めることを目的に、1997 年に ASEF (Asia-Europe Foundation) を設立した。この機関を通じて、ASEAN 諸国と EU 諸国との間での知識人の往来、文化の紹介などの交流プログラムが実施されている。
- ②アジア欧州大学交流の促進
- ③青年交流：アジア欧州青年指導者シンポジウム (ミニ・ダボス会議) を 1997 年 3 月に日本、1998 年にオーストラリアで開催
- ④技術交流 (農業、環境保全、企業技術)：1997 年に北京で開催

### **アジア欧州財団 (Asia-Europe Foundation: ASEF)**

アジア欧州財団は、ASEM のメンバー国により、1997 年 2 月 15 日に設立された。アジアとヨーロッパの市民社会の拡大を促進し、両地域の相互理解を深めることを目的としている。

シンガポールに拠点を置き、アジア欧州会議のメンバー国の政府、企業、財団、個人からの寄付によって財源を得ている。ASEF が行う活動の基準は以下の通り。

- ASEM のメンバー国のみを対象とし、少なくとも 4 ヶ国以上が参加すること
- 未来志向で、はっきりとした結果をもたらすもの
- 地域間あるいはマルチラテラルに重要なテーマに焦点をあてる

<sup>21</sup> ジェームス・ファーガソン (正舂朝香訳) 「見過ごされた関係の発見」日本国際政治学会編『21 世紀の日本、アジア、世界』国際書院、1998 年。

<sup>22</sup> 田中俊郎、前掲書、pp.219-223。

- 価値を論証できるもの

### 2-3 その他の機関との関わり(他の加盟国の政策との関係について)

欧州における国際交流政策を全体として把握するには EU としての国際交流政策のみを扱うのは不十分である。基本的には欧州各国が独自に行う政策が第一であり<sup>23</sup>、さらに EU より古くから文化の分野での活動蓄積のあるその他の機関にも目を向けることが必要である<sup>24</sup>。ここまで EU として関与する国際交流政策プログラムを中心に分析したが、欧州で行われる国際交流事業全体からみればごく一部でしかないことを、認識する必要がある。EU の国際交流事業とその他の機関が行う国際交流事業との関わりについても若干触れておく。

#### 2-3-1 加盟国との関係

各加盟国の政策との関係であるが、これまで EU における国際交流政策は、基本的には各加盟国の専管事項とされてきた。しかし、マーストリヒト条約、そしてアムステルダム条約における文化条項の強化によって、「文化の多様性の促進と保障」が確認され、EU においても文化政策が重要な課題として認識されるに至った。この分野について、各加盟国と EU との間で、国際交流に関わる政策方針が大きく矛盾するものということは考えにくい。双方の間で何らかの政策の摺り合わせを行うようなシステムがあるわけではない。

ここでは各加盟国の実施する国際交流政策の中で、対 EU との関係がどのように位置づけられているのかについて検証する。具体的には以下の三点について英国、フランス、ドイツの状況を外観する<sup>25</sup>。

- 加盟各国において EU の枠組みでの国際交流をどのように位置付けているか
- EU の国際交流関係プログラムへの参加状況や意欲について
- 具体的なプログラムの例示など

#### (1) 英国

英国は EU 内でも、ヨーロッパへの愛着度がもっとも低い国として知られているが、現政権は、親ヨーロッパ中道左派政権であり、文化外交を通じて、「ヨーロッパ市民」としての自覚を国民のなかに定着させることに尽力し、ここにおいてブリティッシュ・カウンシルが

<sup>23</sup> マーストリヒト条約、アムステルダム条約においても EU の文化に関わる施策は、あくまでも加盟各国政府にその主権があることが前提である。

<sup>24</sup> 欧州審議会に加えて、特に欧州を対象としているわけではないが、ユネスコの活動が重要である。さらに全欧安全保障協力会議 (CSCE) においても「第三バスケット」の中で文化に関わる施策がみられてた。

<sup>25</sup> 加盟国政府の国際交流政策との関わりについては、各国担当者によって提供された以下のような情報をもとに筆者がまとめたものである。川村陶子によるメモ (2001 年 9 月 25 日)、「ドイツの文化交流政策と EU との関係について」；渡辺愛子による英国についてのメモ (2001 年 9 月 27 日)；岸清香によるフランスについてのメモ (2001 年 9 月 26 日)。それぞれの最終稿は本報告書掲載。

主導的役割を果たしている。英国で行われている EU プログラムの紹介部分には、人物交流や文化外交を積極的に行うことで、これまで EU の政治外交に関してはなにかと消極的・保守的姿勢が強調される英国のイメージを打破し、国際交流のようなソフトな側面から EU におけるリーダーシップを確立していこうという外交戦略が伺える。

外務省が中心となって英国とヨーロッパ諸国との関係向上をめざして立ちあげたプログラムに、「君の英国、君のヨーロッパ（‘Your Britain, Your Europe’）」がある。これは、欧州委員会が 6 ヶ月ごとに行っている EU 諸国における意識調査において、英国人の EU に対する意識がもっとも希薄であるという結果を受け、1999 年 11 月 26 日に、イングランドの 10 都市を前ヨーロッパ担当大臣キース・バツ（Keith Vaz）が巡回して、「国民のヨーロッパにおける英国の役割や、EU の加盟国となることで英国にもたらされる利益への意識を高めること」を目的としてはじまったプロジェクトである。この機会に、政府側と一般市民との間に、ヨーロッパ問題をめぐって議論の機会がもたれた他、「君の英国、君のヨーロッパ・ニュースレター」の刊行その他の活動がはじまった。

EU 拡大をめぐることは、民主的市民社会と市場経済の発展を支援する目的での資金援助などを積極的に行ってきた。その他、ヨーロッパ諸国や EU を国民にとってより身近なものにするための活動の一環として、昨年 2000 年から毎年 5 月 9 日の「ヨーロッパの日（Europe Day）」を祝う催しが外務省内で開かれている。「ヨーロッパの日 2000」の際には同省に 7,000 人の来訪者があり、ヨーロッパ内の文化の豊かさ、多様性を指し示すために、25 にのぼる EU 諸国や加盟候補国大使館による展示などを通して社交の場が設けられた。

EU が行う具体的なプログラムとの関わりについて、ブリティッシュ・カウンシルが行うものを中心にいくつかみてみる。「国際教育・訓練のための中央局（Central Bureau for International Education and Training）」は、1993 年 12 月にブリティッシュ・カウンシル内に併設された独立性の強い部局である。ここはカウンシルの「教育および訓練グループ」の一組織であり、教育・職能省の補助金を受けている。中央局は、EU 教育プログラムであるソクラテスと、レオナルド・ダ・ヴィンチを管理している。これらのプログラムによって、専門教育者、若者、被訓練者、教育訓練者はヨーロッパレベルの協力関係を通じて、種々のプロジェクトに関するアイデアやアプローチ方法を共有したり、技能や経験を得たりする機会を与えられている。

ヨーロッパを対象とした中央局の他のプログラムには以下のようなものがある。

- Graduate Teacher Programme：ヨーロッパ諸国からの大卒者がイングランドの学校において教習する機会を与えるプログラム
- Comenius Language Assistants：英国人が 3 ヶ月から 8 ヶ月の間ヨーロッパ諸国で教習経験をもつプログラム
- European Resource Centres for Schools and Colleges（ERCs）の開設：教師

や学生・生徒にヨーロッパに関連した情報提供を行い、学校教育におけるカリキュラムのなかでヨーロッパ・ディメンションの発展をサポートしようというものである。これによって、英国が EU の一員であるということを一早いうちから生徒たちに認識させることが期待されている。

また、ERCs の文化情報欄には、「カルチャー2000」をはじめとする文化教育プログラムが紹介されている。ヨーロッパの総合文化プログラムであるカルチャー2000 をサポートするプログラム「EUCLID」は、英国における文化・芸術情報（資金提供、契約、ネットワーク、出版、イベントなど）を提供する英国の公式専門支援機関（UK Technical Assistance office）であり、みずからを英国の文化接点（UK Cultural Contact Point）と標榜している。EUCLID は、たとえばカルチャー2000 の情報提供や参加募集を行うだけでなく、イベント応募者に対する助言やアドバイスも行っている。

また、ブリティッシュ・カウンスルの Connect Youth International（旧称 Youth Exchange Centre）は、若者に国際経験を与えるためのプログラムを運営し、その諸活動は外務省、教育・雇用省、欧州委員会より資金提供を受けている。これらの資金援助によって、Connect Youth International は、EU、西欧、中東欧、イスラエル、米国、中国そして日本への若者の交流をサポートしている。さらに、ヨーロッパおよび EU 関連のプログラムには、European YOUTH programme がある。2000-01 年度には、1 万 3,000 人の英国青年がこの交流プロジェクトに参加した。英国は、450 名の長期ボランティアを受け入れ、その他 100 名あまりの就職斡旋を行い、地方に派遣した。代表的なプログラムとしては、18 歳から 25 歳までの若者がヨーロッパの一地域において一年以内の就労を行う「ヨーロッパにおけるボランティア活動（European Voluntary Service）」がある。

## (2) フランス

文化通信省では、大臣官房付の一部局として 1982 年に設置された国際部（Département des Affaires internationales : DAI）が、省内の関係部局と他省庁の関係部局との調整、協力により、同省の国際政策の策定にあたっている。文化の多様性の推進と、国際文化協力の発展という二つの目的のもと、4 つの事業領域があり、その一つとして、「ヨーロッパ及び多角的文化協力の振興」が位置付けられている。DAI の主たる業務は、大臣の演説や外国訪問の準備、省内諸部局の国際政策の調整と推進、さらに、国際文化事業に関わる助言、査定、奨励、助成となっている他、欧州審議会、及びユネスコにおいても文化通信省の代表を務めている。

「カルチャー 2000」など、EU レベルで行われるプログラムへの取り組みや、域内の文化協力に関してのフランス側の準備は DAI によって進められている。フランスのヨーロッパ域内文化協力に対する取り組みは、文化通信省の国際政策の重要な課題とされてきた。「フランスは文化的多様性の維持のための絶え間ない闘争の先頭に立っており、ヨーロッパが国

際舞台に強く訴えるよう、そして文化産品が単なる商品として扱われないよう、ただ一つの共同見解を示すことを望んでいる」という文化通信大臣が行った演説に見られるように、文化産業分野への取り組みにはとりわけ熱心である。DAI は、2000 年後期にフランスが EU 議長国を務めるにあたって、文化事業計画、ヨーロッパ文化ネットワークと財源、EU 対外政策、課税等の規制措置などのテーマについて、作業グループを設置した。

DAI は、世界文化会館（Maison des Cultures du monde : MCM）の協力により 1997 年末に「ヨーロッパの文化資金 ブリュッセル・ガイド」を発行し、その後 1998 年には、DAI と欧州委員会の助成団体である“Relais culture Europe” のパリでの設立に携わった。本団体は、ヨーロッパの文化事業に関する情報提供、欧州委員会への提案されたプロジェクトの通知、プロジェクト計画作成にあたっての事業者への助言など、専門家・業界関係者に対する便宜供与にあっている。また、DAI は、「欧州共同体の概況」と題する文化の分野における欧州共同体の文書録を毎月まとめており、雑誌 *Culture Europe* への助成も行い、関係者への情報提供に努めている。ヨーロッパ規模で活動する文化団体である *Pépinières pour jeunes artistes*、*Banlieues d'Europe*、*Forum européen pour les arts et le patrimoine*、*Union des théâtres de l'Europe* 等への助成も行っている。

### (3) ドイツ

EU の枠組での国際交流については、基本的に対外文化政策（一般的な国際交流政策）の一環として位置づけられている。具体的には、対外文化政策の中に「多国間（マルチラテラル）文化協力」という下位政策分野があり、そこで EU、欧州審議会、ユネスコが主要な協力枠組みとして挙げられている。ただし、近年では、EU の国際交流が対外文化政策よりもむしろ「ドイツの対 EU 政策」の一部と認識されることもある。例えば、「EU における文化協力」というホームページは、対外文化政策のページではなく、ドイツの EU 政策のページにリンクされている。いずれの場合も、EU の国際交流は、少なくとも外務省当局としてはドイツが一国で行う対外文化政策に取って代わるものではなく、それを補完するものと考えられている。様々な文書の中では、EU 文化協力の目的として、「域内市場とユーロだけではないヨーロッパ」を達成するための市民の一体感醸成がいわれる。しかしそれに加えて、常に「域内の文化的多様性の保障」が強調されており、むしろどちらかといえばこちらのポイントに力点が置かれることが多い。また、純粋な国際交流事業だけでなく、他の政策領域における文化関連の 이슈にも、「文化協力」の一環として関心が払われている。

EU の国際交流関係プログラムへの参加状況や意欲については、全般的印象としては、ドイツは EU の文化協力推進に肯定的であり、参加にも意欲的なようである。また、イシュー的には、歴史分野での相互理解・交流事業において、ドイツがイニシアティブを取っている。特に東方拡大を控えた現在、域内諸国国民が相互の歴史を知ることは、「多様性に基づくヨーロッパ」の自己意識醸成に役立つ、という見解がみられる。

具体的なプログラムとの関わりで例を挙げると、以下のようなケースについて積極的な関与が認められる。

- カルチャー2000 への参加：2000 年には、カルチャー2000 の枠組みで、ドイツは219の多国間事業のうち、19で代表国、70で協力国になった。
- 欧州文化首都：1999年にはワイマールが「欧州文化首都」となり、東西ドイツの統合と東西ヨーロッパの一体性を象徴する意味合いも込めて、盛大に諸事業が行われた。
- 域内諸国の歴史の相互理解：1999年初めにこの分野の交流を推進すべくドイツが議論を起こし、「欧州共同体の文化的活動に歴史を含める決定」を採択することに成功した。
- PHARE プログラムなどを通じた、域外諸国（特に東欧・旧ソ連地域諸国）への文化面での支援への積極的関与
- 加盟国のナショナルなメディアの国際競争力強化
- （芸術家などの）労働力移動に伴う諸権利の保障
- 書籍の域内市場統合とドイツ語圏諸国の再販制度のバランス
- 域内の地方（region）振興における文化産業の役割重視

### 2-3-2 欧州審議会との関係

その他の国際機関として、先に述べた欧州審議会がある。とりわけ欧州審議会はヨーロッパにおける文化政策をみる上では非常に重要な位置を占めている。ヨーロッパの自由民主主義諸国によって構成される欧州審議会は、文化、人権などに関わる領域において1950年代から着実に事業を展開してきている。アムステルダム条約151条では、「欧州共同体及び構成国は、第三国及び文化分野において権限のある国際機関、とりわけ欧州審議会との協力を促進する」と謳われていて、両者の協力関係の重要性が認識されている。

欧州委員会は、1987年以降、欧州審議会におけるほとんどの政府間の専門家委員会と、閣僚委員会、環境、教育、文化、法務などの部門ごとの閣僚会議に委員を参加させるという取り決めを行い実行している。欧州委員会と欧州審議会の首脳の会合も定期的で開催され、欧州委員会の権限の及ぶ問題領域でなされる欧州審議会の協定・条約には欧州委員会に参加する機会が増えている。マーストリヒト条約においても教育・文化に関する新たな規定については、欧州審議会との協力を呼びかけていて、ブリュッセルにEUとの連絡事務所を設けるなど、両者の間には建設的な相互作用が存在している。

#### 欧州言語年 2001 (European Year of Language 2001) <sup>26</sup>

例えば、EUと欧州審議会の協力関係を示す事業の一つとして、「欧州言語年2001」があ

<sup>26</sup>駐日欧州委員会代表部広報部『europe』October/November/December 2000、pp.24-26.

る。1999年に、欧州審議会の意思決定機関である閣僚委員会が2001年を欧州言語年とすることを表明した。これに対し、EUでは閣僚理事会と欧州議会が欧州言語年に関する決定を行い、両者の共催という形で汎欧州的な行事として実施されることとなったものである。EUの11の公用語のみならず、少数地域言語や移民の言語、欧州の経済的パートナーの言語までがその対象となっている。過去そして現在、さらに未来においても欧州における言語の多様性を尊重し、その多様性こそがEUとしての発展の活力となるという趣旨のもとに大規模な事業が行われている。

その内容は、言語の多様性を、欧州の強みとして讃え、2001年の一年間を通して、あらゆる場面における語学学習の機会を奨励するというものである。欧州審議会加盟国を中心に45ヶ国が参加を表明し、その対象は学習する側、教育する側のみならず、マスコミ、行政、NGOなど幅広い。各地で、言語に関するフェスティバルや展示会の開催、語学学習者へのガイドブックの発行、欧州審議会が策定した「地域言語及び少数言語に関する欧州憲章」を広く普及するための活動などを中心に、一年間を通して数多くの行事が行われている。欧州言語年は欧州で使用されるあらゆる言語を対象としている。すべての言語が、等しく欧州の文化遺産であり、多様性を尊重する欧州の未来像に不可欠なものであることをアピールしている。

### 3 おわりに

以上のように、EUにおける教育・文化に関する施策を重視する傾向が益々強まる中、2000年のリスボン欧州理事会では、EUが世界で最も競争力のある力強い経済になることを新たな戦略目標に設定した。このための重大な基本条件の一つとして、教育と職業訓練政策が非常に重要な役割を果たすという認識が共有されるに至った。そのためには、「教育プログラムの具体的な将来目標」について全面的に考慮する必要があるとして、その作業が教育担当大臣たちに求められることとなり、教育の質の向上、教育を受ける機会の増大、プログラムを広く世界に開放することが目標として設定された。このような戦略的な観点からも、今後もEUとしての教育政策への関与は強化されることが予想される<sup>27</sup>。

一方で、欧州における国際交流は、各加盟国によるもの、欧州審議会の着実な実績、それ以外にも民間レベルのネットワークなど、複雑に絡み合いながら着実に蓄積され、定着してきている。その中でEUとして行われる国際交流政策は、欧州の共通のアイデンティティの構築という明確な目標を掲げながらも、それはあくまでも「多様性の中の統合」を前提にするものであり、各加盟国の文化、さらには多様な地域の文化などの保護と発展を重要な課題として、その多様性こそが欧州のアイデンティティの基盤であり、発展の力と

---

<sup>27</sup>坂井一成「模索続く21世紀のEU教育統合—南仏ニュース会議での首脳会議でも論議」『内外教育』第5172号、2001年；駐日欧州委員会代表部広報部『europe』Spring 2001、pp.24-26.

なることが一貫して強調されている。EU レベルで実施される数多くのプログラムもこの理念を背景に、言語の多様性、都市や地域の多様性を尊重し、異文化間の交流と理解を促そうとするものが中心であった。

マーストリヒト、アムステルダム両条約にみられた文化規定、教育規定の強化の方向性は、今後も弱まることはなく、EU としての文化・教育に対する関与はより積極的になっていくことと考えられる。

## 別添資料

### EU 加盟 15ヶ国リスト

フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク（以上原加盟国）  
 イギリス、アイルランド、デンマーク（以上 1973 年加盟）  
 ギリシャ（1981 年加盟）  
 スペイン、ポルトガル（以上 1986 年加盟）  
 フィンランド、オーストリア、スウェーデン（以上 1995 年加盟）

### EU の教育・国際交流に関する予算

#### 教育・文化関係

継続的に推移がわかるデータを提示することは困難であるが、域内政策に関する部分（共通農業政策、構造基金を除く）で、教育・文化に関わる予算は、2000 年度では次の通りで、基本的には拡大傾向にある<sup>28</sup>。

教育・職業訓練・青少年：4 億 8000 万ユーロ（約 537 億 6 千万円）

視聴覚・文化：1 億 1000 万ユーロ（約 123 億 2 千万円）

情報・コミュニケーション：1 億 500 万ユーロ（約 117 億 6 千万円）

全体で 6 億 9500 万ユーロ（約 778 億 4 千万円）（2000 年の EU 予算、896 億ユーロ（約 10 兆 352 億円）のおよそ 0.078%）

#### \*プログラム別（単位ユーロ）

|              | 1995-1999（5年間）                         | 2000-2006（7年）                               |
|--------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| ソクラテス        | 8 億 5000 万（約 952 億円）                   | 18 億 5000 万（約 2072 億円）                      |
| レオナルド・ダ・ヴィンチ | 7 億 5000 万（約 840 億円）                   | 11 億 5000 万（約 1288 億円）                      |
| 青年の欧州        | ---                                    | 5 億 2000 万（約 582 億 4 千万円）                   |
| カルチャー2000    | 7780 万（1996-1999）*<br>（約 87 億 1300 万円） | 1 億 6700 万（2000-2004 年）<br>（約 187 億 400 万円） |
| メディア・プラス     | ---                                    | 4 億（約 448 億円）                               |

\*1996 年から 1999 年の間に展開された、ラファエロ（3000 万ユーロ）、カレイドスコープ（3670 万ユーロ）、アリアヌ（1110 万ユーロ）の三つのプロジェクトを推計したもの。

<sup>28</sup> Commission européenne, *L'Europe et son budget : à quoi sert votre argent?*, Luxembourg, 2000.

図1 欧州連合(EU)の構造・政策領域

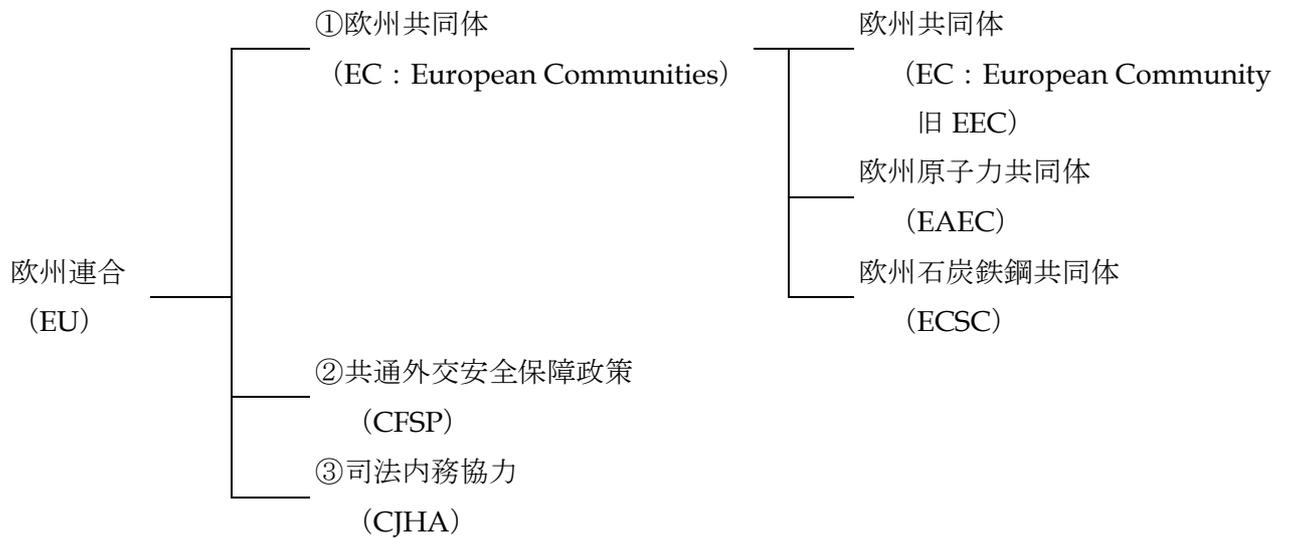
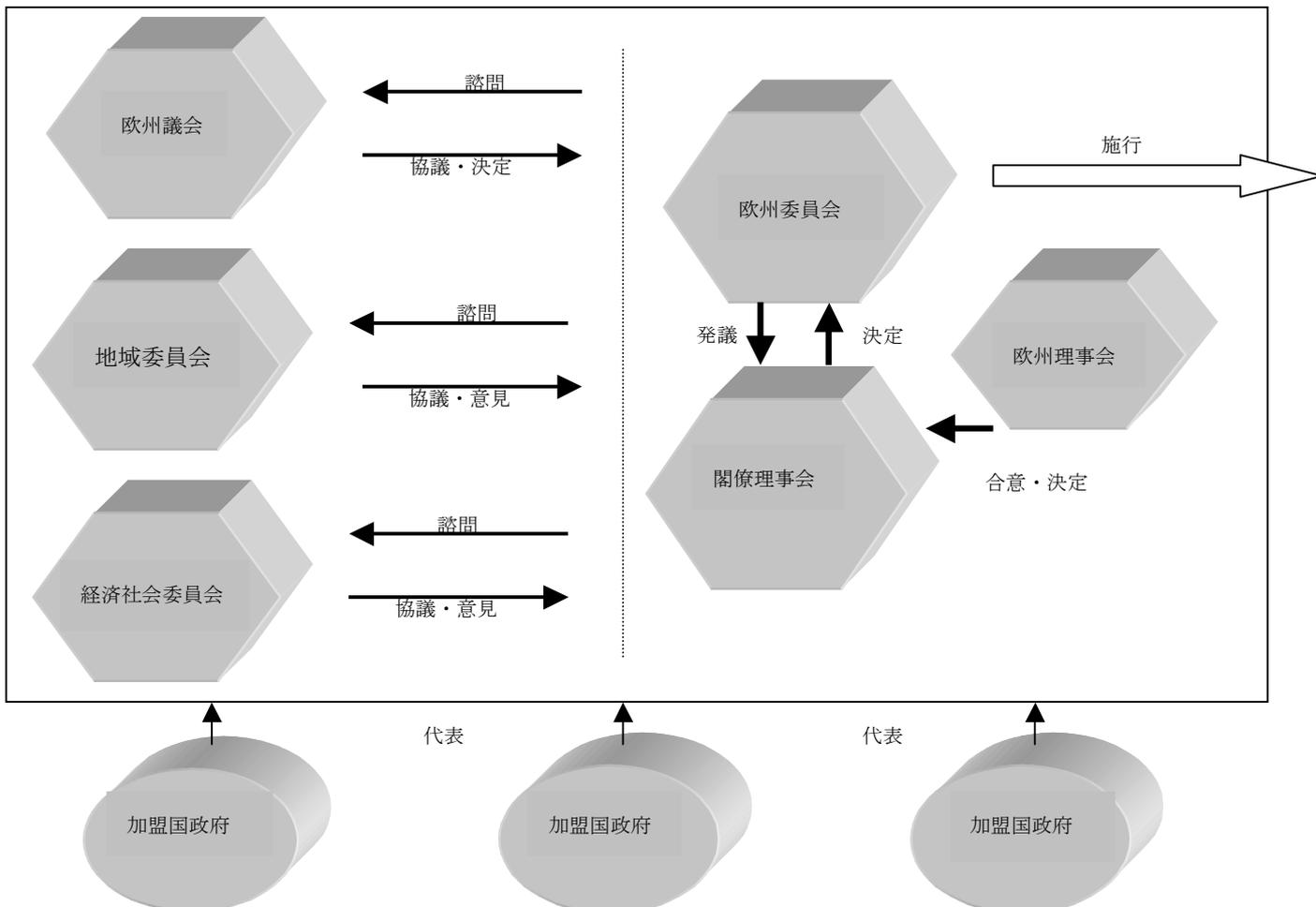


図2 EU 諸機関と政策決定の概略



### 参考文献・収集資料

- Commission européenne, *Le guide des programmes et actions*, Luxembourg, 2000.
- Commission européenne, *L'Union européenne et ses partenaires Méditerranéens*, Luxembourg, 2000.
- Commission européenne, *Portes ouvertes à l'éducation*, Luxembourg, 2000.
- Commission européenne, *ACP-EU Partnership Agreement*, Brussels, 2000.
- Commission européenne, " L'Europe sans frontières ", juin/juillet 2000.
- Commission européenne, *Education, formation, recherche: les obstacles à la mobilité transnationales* <Bulletin de l'Union européenne, Supplément 5/96>.
- Commission européenne, *Rapport général sur l'activité de l'Union européenne 1999*, Bruxelles, 2000.
- Commission européenne, *les chiffres clés de l'éducation en Europe 1999/2000*, Bruxelles, 2000.
- European Commission ( Directorate-General for Development ), " EU-ACP shared development " .
- Communauté Européenne, *Rapport Financier 1998*, Luxembourg.
- Union européenne, *Avenir sans frontières*, Luxembourg, 1999.
- Comité des Régions de l'Union européenne, *Education interculturelle dans l'Union européenne: Activités locales, régionales et interrégionales. Exemples de bonne pratique* <CdR Etudes E-2/99>.
- Sources d' Europe, " Agenda 2000, un cadre financier pour l'Union européenne entre 2000et 2006 " , 07/09/00.
- Sources d' Europe, " SOCRATES, partenariat dans le domaine de l'éducation ( 2000-2006 )", 13/11/00.
- Sources d' Europe, " Programme JEUNESSE, coopération dans le domaine de la jeunesse ( 2000-2006 )", 13/11/00.
- Sources d' Europe, " Capitales européennes de la culture : Villes européenne de la culture et Mois culturel européen ", 13/11/00.
- Sources d' Europe, " MEDIA II, soutien à l'industrie audiovisuelle ( 1996- 2000 )", 14/11/00.
- Sources d' Europe, " Directive Télévision sans frontière", 27/10/00.
- Sources d' Europe, " Organiser des échanges de jeunes en Europe : réseaux d'appui ", 11/28/00.
- Sources d' Europe, " Trouver un stage ou un job dans un pays européen", 09/11/00.
- Sources d' Europe, " Europe de la culture", 27/10/00.
- Sources d' Europe, " LINGUA, promoioin de l'apprentissage des langues ( 2000-2006 )",

13/11/00.

Sources d' Europe, " Programme CULTURE 2000 (2000-2004 )", 14/11/00.

de Raymond, Jean-François, *L'action culturelle extérieure de la France*, La documentation Française, Paris, 2000.

Mangion, Giovanni & Isabel Tamen éd(s), *Les itinéraires culturels européens*, Editions du Conseil de l'Europe, Strasbourg, 1998.

Ministère de la Culture, *Culture, collectivités territoriales et construction européenne* <24 et 25 mars 1995, Poitiers>.

Bousquet, Antoine, *Education et formation dans l'Union européenne: Un espace de coopération*, La documentation Française, Paris, 1998.

Frazier, Carole, *L'éducation et la Communauté européenne*, CNRS Éditions, Paris, 1995.

Fialaire, Jacques, *L'école en Europe*, La documentation Française, Paris, 1996.

Gallet, Bertrand, *La Politique étrangère commune*, ECONOMICA, Paris, 1999.

Vandersanden, Georges ( sous la direction de ), *L'Europe et les régions*, Editions de L'Université de Bruxelles, 1997.

Bribosia, Emmanuelle, Emmanuelle Dardenne, Paul Magnette, Anne Weyembergh ( sous la direction de ), *Union européenne et nationalités: Le principe de non-discrimination et ses limites*, Bruylant Bruxelles, 1999.

Brehon, Nicolas-Jean, *Le budget de l'Europe*, L.G.D.J, Paris, 1997.

Quermonne, Jean-Louis, *Le système politique de l'Union européenne* 3e éditions, Montchrestien, Paris, 1998.

Bourjol, Maurice, *Intercommunalité et Union européenne: Réflexion sur le fédéralisme*, L.G.D.J, Paris, 1994.

# Ⅸ 参考調査2:国際交流における文化協力 — UNESCO 文化財保存事業を事例に

トヨタ財団プログラム・オフィサー

牧田 東一

## IX 参考調査 2: 国際交流における文化協力 — UNESCO 文化財保存事業を事例に

牧田 東一

### 1 ユネスコにおける文化財保存事業の背景と概要

本稿ではユネスコの活動のうち、近年国際交流機関でも対象として取り上げることの多くなった文化協力事業について概説を試みる。(例えば、国際交流基金アジアセンター事業。)文化協力事業の中でも、特に文化財保護に焦点をあてる。また、カナダ政府などの対外文化政策の中で焦点となりつつある文化的多様性、国際貿易交渉における文化産業の扱いなどに関してもユネスコが一つのフォーラムとなっているため、文化的多様性の議論についてもごく簡単に報告したい。

初めに文化的多様性を巡る議論、それから文化財保護を巡るユネスコの基本的考え方を述べる。

#### 1-1 文化的多様性、国際貿易における文化産業保護の是非

ユネスコの World Culture Report 2000 にこの議論の経緯についてまとめた幾つかの論文があるので、それらによって簡単に経緯を振り返ってみたい。国際的な大きな対立と論争のきっかけは OECD における「投資における多角的取り決め」(Multilateral Agreement on Investment: MAI)であった。MAI は OECD が出来た 1960 年代に遡るが、当時の協定には強制力がなかったため大きな論争の種にはならなかった。それが、1995 年の GATT ウルグアイ・ラウンドで WTO の結成が決まると、WTO の最初のアジェンダの一つが MAI となったのである。

MAI では、外国企業投資を国内企業と同様に扱うことや、既に行われている投資に重大な影響を与えるような法改正の制約など、様々な外国投資の保護の方策が交渉された。ここで、各国が問題にしたのは国家の主権が脅かされることであり、例えば、石油製品への添加物規制を立法化したカナダ政府が、それを販売する米国企業から訴訟を受けるなど、国家が当該国民の健康や環境、あるいは文化などを守る為の権利と外国企業の権利の衝突が起きる可能性が非常に高まったのである。特にフランスなどと米国の意見が対立したの

は、文化産業への保護政策、つまり文化政策であった。

フランス政府は自国の文化は国民アイデンティティであるとして文化産業を MAI の対象外にするよう強く主張した。よく知られているように、フランスはディスニーランドの進出を規制するなど、米国大衆文化のフランス進出に様々な制約をかけている。結局、MAI の交渉はまとまらず、1998 年 10 月 20 日の MAI 交渉再開の 10 日前にフランス政府は MAI 交渉からの離脱を宣言し、MAI は失敗したのである。フランス政府は文化の名の下に MAI 交渉をブロックしたのである。また、このときに、カナダの民族遺産大臣のシェイラ・コップスは「(このフランスの決定は、MAI には) 文化的主権に関する正統な心配があるという議論を力づけるものだ」と述べて、フランスを支持した[Cano 2000:77]。

こうした文化的主権を保護するために文化産業を貿易自由化交渉の対象外とすべきというフランスやカナダなどの議論に対して、米国と一部諸国は文化産業も貿易自由化の対象とすべきと強く主張している。こうした立場の意見として、World Culture Report には、米国側の交渉担当者の一人であるマーキンの意見を載せている。米国の見解では、いわゆる文化産業と呼ばれる映画、ラジオ、テレビ、書籍出版、雑誌、録音音楽などは、娯楽・メディア産業であり、鉄鋼や自動車の商業活動と全く同じに扱われている。この産業分野は多くの雇用と収益をもたらしており、グローバルマーケットには大きな潜在的可能性があるにもかかわらず、米国の娯楽・メディア産業は一部外国政府の保護的な文化政策によって追加的なコストを払わされていると主張している。娯楽・メディア商品の主要な輸出国である米国が、諸外国の文化政策を維持するためのコストを支払うのは不合理であるとする。

しかし、マーキンは一国の正当な文化的ニーズを満たしつつ、かつ国際貿易・投資の流れに最小限の影響で済ませる道があるはずだと述べており、妥協の道があるに違いないと述べている[Merkin 2000:68]。

カナダ人の法学者であるバーニアは、同様に妥協の道があるとしつつ、具体的に文化産業に関する条約を結ぶべきだと提案している。その条約は「文化的多様性の保存の必要性を強調することで、文化製品の特別な地位の正当性と限界を明確に設定するもの」が望ましいとしている[Bernier 2000:71]。

Culture Report 2000 でこの問題についての中心的な論文を書いているフランス人のコーエンもまた、WTO で何らかの合意をすべきだという意見である。文化主権論や文化多様性の議論が、一部の国家によって不当な非民主的国内政策の擁護に使われる危険性や、そもそも多角的交渉によって文化分野でも一般的なルールを作る方が、無秩序に放置されることより、あるいは恣意的な 2 国間交渉にゆだねるよりも、優れた国際秩序を産み出すと主張している。そして、バーニアと同様、ユネスコのような適切な文脈において、貿易協定における文化的例外を正当化する文化多様性保護とは具体的に何なのかを、前向きに定義することを提案している[Cohen 2000:66-91]。

以上のように、国際的な議論の流れは貿易自由化と文化的多様性保護の間に妥協をはか

ること、そのために文化的多様性保護の人類の意義とその正統な範囲を何らかの国際条約や協定としてまとめる方向に収斂しつつあるように見える。少なくとも、ユネスコの周辺ではそうした方向である。

本報告書「Ⅲ カナダ」におけるカナダ政府民族遺産省の項で述べられているように、現在カナダ政府のイニシアティブで 20 数カ国が「国際文化政策ネットワーク」(International Network on Cultural Policy: INCP) を結成して、ユネスコを巻き込んで、上記の提案にあるような文化的多様性に関する国際的取り決め (international instrument) の策定に向けて動いている<sup>1</sup>。それが具体的にどのような国際取り決めになるのかはまだ不明であるが、ユネスコ協定の形をとることもあり得る。しかし、米国の加盟していないユネスコの協定が果たして実効性を持つかどうかは疑問も残る。また、その内容がどのようなものとなるかも不透明である。先住民族の文化保護といった限定的な内容から、カナダやフランスが求めているような自国の芸術や文化産業全般への保護まで、そのカバーする範囲をどこにするのか、また、どのような保護策が正統とされるのか等、現時点では不透明である。しかし、早晚具体的な案が示され、それを巡って再び国際的な論争が起こると思われる。

日本は、カナダやフランスのような政府による文化振興政策をほとんどとっておらず、文化の分野は日本語という自然の障壁に守られていることと、また、非常に強い大衆文化産業を持っていること (まんが、アニメ、ゲームなど) によって、文化的多様性の議論はほとんど話題になっていない。現実には日本は米国以外では数少ない文化製品の純輸出国である。食料安全保障のように、WTO における例外規定を主張する必然性がほとんど文化産業についてはないとも言えよう。

しかしながら、グローバル化の中での国民アイデンティティの問題は日本も無関係なわけではない。移民の増加、インターネット・携帯電話などのコミュニケーション革命、経済のグローバル化などが、日本人個々のアイデンティティのあり方にどのような影響をもたらすのか、反動としての偏狭な民族主義復活の可能性はないのか、あるいは逆にアパシー状況の危険性はないのかなど、様々な問題が現実にある。

文化的多様性の国際的な論議は、一方で文化産業保護の是非をめぐる非常に具体的な交渉であると同時に、それが文化的多様性保護という抽象的、一般的な議論に持ち込まれたために、グローバル化とは米国を範とする best ways を全員が真似るということなのか、諸国民の差異とは何か、差異は意図的に保たれるべきなのか、など高度に抽象的かつ知的な議論に展開している。非常に根元的な問題に踏み込む議論になっているため、将来出来るかも知れない文化的多様性保護に関する国際社会の合意は、単なる文化産業保護の是非をめぐるテクニカルな議論を超えて、はるかに大きな影響を持つことも考えられる。

対岸の火事とせず、注意深く議論の展開を見守る必要がある。文化的多様性保護とその

<sup>1</sup> INCP の文化的多様性に関する国際的取り決めについては、本報告書「Ⅲカナダ」の「2-2 カナダ民族遺産省の国際活動」の節を参照。

内容、手続きが国際規範として確立すると、対外文化政策の基本前提は必然的にそれに  
ある程度対応した形に変化せざるを得ないと思われる。

## 1-2 文化財保護をめぐるユネスコの動向

### 1-2-1 ユネスコの文化財保護をめぐる経緯と現状

World Culture Report 2000 は文化財保護にも 1 章を充てているが、それは大きく言う  
と 3 つのテーマを取り上げている。文化財保護の経済学、文化財の定義、文化財保護の持  
続性 (sustainability) である。ここでは、ユネスコの文化遺産部スタッフ数名によって書  
かれた論文から、文化財の定義をめぐる議論を中心に紹介したい。

文化財保護の経済学はオーストラリアとオランダの経済学者が論考を寄せているが、彼  
等は文化財を資本財と見なして文化財の保存と維持への投資を考えること、しかし、投資  
を純粹経済的な投資リターンで考えるのではなく、文化投資と見なすことで文化的考慮と  
経済的考慮のバランスをとることを提唱している。文化財保護を経済学的にどのように扱  
うかは、特に世界銀行等の国際金融機関が文化、特に文化財に興味を示し始めた 1990 年  
代後半から重要性を増してきた議論であり、国家予算、あるいは外国援助を文化財保護に  
向ける正統性を経済学的にどう位置づけるかという関心から来ていると思われる。

初めに、ブシェナキとレヴィストラウスという、ユネスコの文化財保護活動に長年関わ  
ったスタッフの論文から、ユネスコの文化財保護の歴史的展開と現在の新しい考え方の紹  
介から始めたい。

ブシェナキはユネスコの文化遺産保存活動を回顧し、その問題点を指摘している。ユネ  
スコの文化財保護の活動は 1959 年にエジプトとスーダン政府から、アスワンハイダムに  
よって水没するヌビア (Nubia) 遺跡保存の依頼があり、それに当時の事務局長ヴィット  
リーノ・ヴェロネーゼが積極的に応えたところから始まった。それ以前は、文化遺産は各  
国政府の責任であると考えられていたが、約 20 年をかけたヌビア遺跡救済キャンペ  
ンの成功によって、文化遺産は人類の遺産であるという考え方が出来上がった。

ヌビア以降、各国政府から遺跡救済の依頼が殺到するようになる。特に著名なのは 1966  
年のフローレンスとヴェニスの水害による遺跡救済、インドネシアのボロブドゥール遺跡、  
チュニジアのカルタゴ遺跡などで、それらは大成功を納めた。現在も 20 以上の遺跡救済  
キャンペーンが行われている。しかし、その後のキャンペーンについては、1980 年代初め  
にベルギー、カナダ、チュニジア、トルコ政府によって行われた調査報告書、”Strategy for  
International Safeguarding Campaign” にも明らかなように、必要な資金の調達に成功  
していない。特に、メディナ、ハヴァナ、カトマンズのような都市遺跡の保存は莫大な費  
用を要し、この費用の負担は誰にも不可能なことは明らかである。実際、1987 年の調査に  
よるとキャンペーンでは必要額の 2% しか集まっていない。これは、官民の寄付疲れの間

題と、募金キャンペーンを組織するユネスコ自体の財政的、人材的限界の両方がある。このため、ユネスコ総会は1990年から1995年まで新規キャンペーンの中止を決定し、これは1996-2000年の5年間にも延長されている。

他方で、都市遺跡の保存は實際上、都市開発と密接に関わっており、そのため資金は国際開発金融機関に頼ることとなった。例えば、エクアドルのキトはインターアメリカン銀行、メディナは世界銀行、インドのタージマハルはアジア開発銀行の融資により実現している。こうした中でユネスコの役割は、遺跡保存の実施主体、あるいは資金供与組織から、保存の方法や計画に関する標準を定め、技術的コンサルティングを行うことに移ってきた。

1972年の総会で決議された世界文化自然遺産保護協定は、遺産保存の法的、行政的、財政的な恒久枠組みを作ったと言う意味で画期的であり、また文化遺産と自然遺産の両方を一つの遺産概念でくくったことでも画期的であるが、しかし、同時にこれらの世界遺産保護のための財源がユネスコにはないことも事実である。世界遺産保護は現実には各国政府に任されている。こうした中で、各国政府の自発的寄付である信託基金制度がユネスコの財源不足を補うかたちで増えてきている。中でも、日本信託基金はアンコール遺跡などのアジア地域、また最近では欧州でも活発な活動を行っており、特筆すべき貢献をなしている[Bouchenaki 2000:146-152]。

ブシェナキは、かなり率直に有形文化遺産保存におけるユネスコの役割の限界を述べている。ユネスコ自体が財政危機にあり、正直なところ大規模な遺跡保存キャンペーンや保存事業をうまく実施することは不可能であろう。信託基金制度は、寄付を行う国が保存事業の対象や方法を実質的に指定できる指定寄付制度であり、信託基金が増えていることは、ある意味ではユネスコの保存事業の管理能力への先進国政府の不信の表明に他ならない。

次に、レヴィストラウスは、まず文化財に関する以下のユネスコの協定を列挙している。

- ・ Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict (1954)
- ・ International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sited (1964)
- ・ Convention on the Means of Prohibiting and preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property (1970)
- ・ Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage (1972)

この中で、最後の世界遺産条約が最も批准率が高く（国連加盟国の85%）、成功しているが、その性格は次第に変化していると述べる。ブシェナキが述べているように、世界遺産リストに登録された遺産の実際の保存をユネスコが行うことは財政的に不可能であり、遺産リストはむしろ世界遺産に対する政府や人々の関心を高める広報効果が主たるものになってきているのである。リストに載せて欲しいという要求は、毎年30~40件と、減るこ

となく続いている。

他方で、近年になると遺産リストに載せるべき遺産の概念に対する再考が始まっている。再考の第1は、遺産リストのアンバランスの是正である。地域的にアフリカや太平洋が著しく少ない、大文明の大遺跡が中心で伝統的社会や人々の暮らしの遺産へ目が向いていないなどの批判がでた。そこで、考古学遺跡や文化人類学的な「文化」の遺産をも含める方向が出てきた。この文化遺産における文化の文化人類学的解釈は、無形文化財への関心の方向にも繋がった。

第2は、遺産の **authenticity** の再考である。これは日本の主張が強く貢献した。木造建築において人類遺産と呼ぶにふさわしい、法隆寺や伊勢神宮などは、何十年に一度は修復が行われ続けており、ヨーロッパの石造建築のように今日存在するものが何千年も前の建造物そのものであるということはない。しかし、人類文化の遺産の多くはそうした永続性のない物質で作られており、だからといって価値が少ないとは言えない。1994年の奈良会議でこの問題が提起され、**authenticity** の定義が広げられたが、まだ人類文化の多くを含められるほどには拡張されていない。

広島原爆ドームやドイツのアウシュヴィッツ収容所跡など、戦争に関わる遺跡についても議論がなされてきている。しかし、いわゆる戦場遺跡 (**battlefield sites**) を安易に認めることは、人類の記憶の場所 (**places of memories**) というように文化遺産概念を広げることになり、文化遺産保護の当初の精神から逸脱するおそれがあるとされ、ごく例外的に認める方向であると述べられている[Lévi-Strauss 2000:153-163]。

次に、無形文化財についてユネスコのこれまでの関わりと、現在の動向を簡単に述べたい。無形文化財に関わっているユネスコのプロットと愛川の **World Culture Report 2000** での説明を引用したい。

プロットは無形文化財概念の形成の経緯と現状を述べている。無形文化財は1950年に日本が無形文化財を法によって定めたことに始まっており、**Intangible Cultural Heritage** は「無形文化財」の英語訳であると述べる。この由来からも分かるように、この概念が様々な意味で非西歐的概念であることを例証している。最終的に固定化された物質や情報といったものにならず、ある変化する過程を意味していること、また個人の権利の概念に馴染まない（つまり、作家性概念になじまない）集団的概念、あるいは間人的概念であることなどである。しかし、こうした概念が非西歐世界ではある意味で普遍的な文化のあり方であると述べている。

プロットの説明を読む限り、無形文化財概念はまだ定義が明確に固定化されていない新しい概念であるように見える。プロットによれば、無形文化財を定義するためには、まず極めて大量の人間の行動パターンや技能などの中から残すべきもの、残したいものを個人やコミュニティが決めることが先決である。しかしながら、実際の無形文化財保護では様々な異なった目的や方法があり得るとしている。国家にとっては、安い伝統医療の維持であ

る場合もあるし、環境保護グループにとっては環境と適合した暮らしの継続であるかも知れないのである。その意味で、全ての利害者が納得する保護対象と方法は存在しないかも知れないとも述べている。

具体的には、無形文化財保護にはどれほどの緊急性があるかも重要な判断基準となるし、また保存の方法がコミュニティの社会過程を破壊する性質のものではない。また究極的には無形文化財の担い手のエンパワーメントにつながらなければならないとしている[Prott 2000:156-157]。

他方、愛川は無形文化財保存の方法は2つあるが、つい最近まで無形文化財を文字や映像に記録したり、博物館コレクションとして保存するという方法が中心であり、後継者育成、観客教育などによって無形文化財を生かして残すというアプローチは1993年の専門家会議でようやく取り入れられることとなったと述べている[Aikawa 2000:174-175]。

### 1-2-2 有形・無形文化財保護の今後の問題、見通し

有形遺産の保護については、上記の通り、国際キャンペーンを通じて募金集めを行い、その資金で個別の保存活動を行うということは実質的に不可能になってきており、おそらく現在続いている新規キャンペーンの中止は今後も変化はないであろう。例えば、現在行われている保存活動で最大のアンコール遺跡保存を見ても、実質的にはこれを仕切っているのは日本政府とフランス政府であり、ユネスコの役割は調整者に留まっている。有形遺産保存活動の国際協力に対する現在最大の資金の出し手は日本政府であり、ユネスコのこの分野での活動は、日本の国際文化協力政策の今後の動向にかなり依存していると思われる。

文化遺産認定機関としてのユネスコの役割は、ある意味では非常に大きな賛否の議論を呼ぶ問題である。文化遺産認定が人々に認知されればされるほど、観光資源などの経済的価値を持つようになり、激しい認定競争が行われる。しかし、同時にリストに含まれない文化の形態や国家や地域からの文化遺産認定基準への不満は高まる。そうした不満を完全になくすことは本来不可能である。要求に応じて、リストの基準を広げて登録数を増やしていくことは、次第にそのリストに登録されることの価値が少なくなることを意味している。認定拡大の果てには文化遺産リストの価値の低下と、それを認定する機関としてのユネスコの評価低下がいずれ起こることは目に見えていると言わざるを得ない。世界遺産はユネスコにとって、短期的にはコストをかけずにプレステージを高める格好のビジネスであるが、長期的には危険なビジネスである。

無形文化財保存は概念の上でも、また実際の事業や方法の面でもまだ成熟していない分野である。しかしながら、有形文化財の定義の変化についての説明で述べられていたように、石造巨大モニュメント中心主義、あるいは欧州中心主義に対する、モニュメントを残さない民族の文化も含めるべきだという批判から、文化人類学的な「文化」の理解が広まるに連れ、無形文化財に脚光が当たるのは当然と言えれば当然である。しかしそうなればな

るほど、誰がどのような手続きで残すべき財であると認定するのか、元来が変化する音楽、舞踊、演劇などの何を残すのか、何のために残すのか、誰のために残すのか、など尽きない定義上の疑問と方法論上の疑問が出てくる分野である。

例えば、無形と有形の境もはっきりしていない。World Culture Report で川田順造が指摘しているように、伊勢神宮は 20 年ごとに新築され続けてきている。現在ある神宮の建物はしたがって新しいもので、その意味では遺産と呼ぶにはふさわしくない。しかし、過去の建物に限りなく相似に造られてきた伝統によって、それが過去の遺産を伝承してきていることも事実である。そこで、伊勢神宮は建物そのものを有形文化遺産と考えるのか、あるいはその立て替えの知識を記憶し続けている職人や神宮の信徒コミュニティを無形文化遺産と考えるのか、難しいところである[Kawada 2000:168-169]。

ユネスコは日本の人間国宝制度を他国にも広める努力を行っている<sup>2</sup>。しかし、本家本元とも言うべき日本の人間国宝制度は、家元制度、徒弟制度などのかなり日本に固有な社会制度と組み合わされて、伝統芸能や技能の伝承に貢献しているのである。家元制度や徒弟制度は縦型のヒエラルキーに基づく制度であり、個人主義的な平等志向の社会には馴染みにくいであろう。したがって、国際的に通用する制度として広まるかどうかには疑問が残る<sup>3</sup>。つまり、無形文化財と呼ばれるものが、特定の社会制度や構造、文化に抜きがたく埋め込まれているとすれば、そのように埋め込まれた文化要素を文化・社会の文脈から切り離して褒章することは、その保存にどのような意味を持ちうるのだろうか。

文化遺産を保持している個人やコミュニティが、自らそれを残そうという強い意志がなければ、無形文化遺産の保存は不可能であることは、プロットの指摘通りである。問題は、そうした個人やコミュニティが保存を行おうとしていて、何らかの外部の援助が必要であり、かつ効果的な場合に、どのように市民社会、国家、さらには国際社会の援助が可能かという点であろう。こうした議論は、World Culture Report を見る限りまだ煮詰まった形で提示されていない。

おそらく、少なくとも無形文化財保護に関する国際的支援についての議論は、文化的多様性の国際規範ができあがれば、それを参照基準として、再度調整されるように思われる。無形文化財保護への市民社会や国家の関与の問題、またそれらと国際的支援との関係は、また別途議論される必要があるのではないだろうか。

具体的な無形文化財保護の事業については、次節で紹介するように予算が限られており、ユネスコに多くを期待することは困難である。予算の大半がユネスコ・スタッフの経費であり、プロジェクト予算はごく限られている。事実上、ユネスコの組織維持で手一杯とい

<sup>2</sup> 詳細は、次節「2 ユネスコ文化遺産部の活動」参照。また、“Midterm Strategy 2002-2007,” (draft) においても、今後も人間国宝制度の普及を行うとしている。UNESCO, “Midterm Strategy 2002-2007,” (draft), [127].<<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001223/122379e.pdf>>

<sup>3</sup> フィリピンなどでも人間国宝制度に似た芸能者の国家認定制度があるが、例えば少数民族の伝統織物の担い手を国家認定しても、その技術が継承されるかどうかはそのコミュニティがどのように社会変化に対応するのか、その織物の経済性などに依存している。他方、日本では通例人間国宝には家元制度や徒弟制度によって、かなりの数の弟子がいるのが普通で人間国宝から弟子へと芸が伝承される。

う印象さえ受ける。現在のような財政状況が続く限り、ユネスコはますます理念のクリエイターあるいはフォーラムの役割を担い、具体的な事業は各国政府や市民社会とのパートナーシップに依存するようになるように思われる。

## 2 ユネスコ文化遺産部の活動

次に、2000-2001年度（ユネスコ年度は2年単位）における、ユネスコ文化遺産部の活動を概観したい。（出典、UNESCO, “Approved Programme and Budget for 2000-2001,” Paris 2000, pp.116-123.）

文化遺産部の活動は以下の2つの活動分野からなっている。

- (1) 有形・有形文化財の保護と最活性化
- (2) 世界文化・自然遺産保護協定の促進

以下に、(1)、(2)のそれぞれについて活動の概略を述べる。

### 2-1 無形・有形文化財の保護と活性化

活動の目的、予算、各プログラムの詳細は以下の通りである。

目的：

- ・ 文化遺産の保護のための規範実施と文化財破壊予防活動：
  - 無形・有形文化財の保護に関する国際協定の批准、および執行改善をユネスコ加盟国に働きかけ、文化財破壊予防活動を行う。
- ・ 文化財と開発：
  - 国家開発計画の中に遺産管理を統合するよう、遺跡保存管理、博物館運営などを強化する。
- ・ 無形文化の保存と再活性化：
  - 無形文化財保護の専門家養成、無形文化財の継承の促進、無形文化財保護に関する国際的基準作成のための予備調査
- ・ 紛争被害遺産の修復：
  - 紛争により被害を受けた文化財の修復活動を通じて、平和の文化につながる社会調和の促進

予算：

|           |               |                              |
|-----------|---------------|------------------------------|
| プログラムコスト： | 4,741,000 ドル  | （約 5 億 7800 万円） <sup>4</sup> |
| スタッフコスト：  | 18,510,200 ドル | （約 22 億 5800 万円）             |
| 間接コスト：    | 1,323,600 ドル  | （約 1 億 6100 万円）              |

<sup>4</sup> 本稿では 1 米ドル=122 円として換算。

プログラムの詳細：

#### A. 文化遺産の保護のための規範実施と予防活動

【基礎となる3つの国際協定】

- ① Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage
- ② Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict and its First Protocol
- ③ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property

【活動戦略】

ストックホルム活動計画に則って、専門家の会議による新しい規範の策定、既存の協定の加盟国による採択を促進するための広報活動、協定実施を支援するための訓練ワークショップの実施。

【年度目標】

- ・ より多くの加盟国による協定の批准、幾つかの国での文化財国家登録の促進、ユネスコ協定の実施に関する国際会議の実施
- ・ 水中文化財に関する新しい協定策定の進展<sup>5</sup>、ハーグ協定の第2プロトコルの促進によって20項目のプロトコルを実効化
- ・ 専門家訓練、および盗難にあった文化遺産のデータベースに関する情報普及、調整を通して、文化遺産の不法輸出等に対する国際法、国内法による保護
- ・ 緊急文化遺産保存専門家チームの名簿作成により、緊急状況への各国の対応力を強化する

#### B. 文化財と開発

【背景】

ストックホルム活動計画で、文化財保護が持続可能な開発にとって重要な機動力となることが提議された。(文化遺跡の活用、歴史的街区の再開発、博物館の発展など)。

【活動戦略】

- ・ 遺跡周辺住民の生活向上、貧困撲滅にも貢献するようにデザインされた統合的遺跡保存の概念の適用。
- ・ best practices に関する保存専門家の訓練によって、加盟国の内発的な能力を強化。
- ・ 官民のパートナー、開発機関、助成機関との協力を進め、共同プロジェクトを

---

<sup>5</sup> プロット・ユネスコ文化遺産部長（本稿執筆時点では国際基準部長）による現状説明：2001年7月にユネスコ協定の原案ができ上がり、10月のユネスコ総会で採択の予定。

#### 実施<sup>6</sup>

- ・ 博物館の教育、社会、経済的な役割についての新しい見方の促進。
- ・ 地域コミュニティの発展と国際的な理解促進の両方を可能にするような文化ツーリズムの原則と実践の確立と普及。
- ・ 過去 10 年間の遺跡保存国際キャンペーンの評価。

#### 【年度目標】

- ・ 4つの国際キャンペーン（古代フェニキア都市タイヤ、エジプト文明博物館、セネガルのゴレー、エチオピア）の継続と4つの国際キャンペーン（カトマンズ、ファルプール、アンティグア・グアテマラ、ハイティ）の完了。
- ・ 千年紀モニュメント選考、国際・地域モニュメント基金の実施調査。
- ・ 大規模修復プロジェクト。国際的に財政支援されたプロジェクトを少なくとも5つ。（世界銀行、地域開発銀行などの財政支援）。
- ・ 修復技術と材料に関する訓練による、保存能力の向上
- ・ 博物館学の振興。
- ・ 大学間協力の振興。
- ・ 文化ツーリズム戦略の企画力の向上。

### C. 無形文化の保存と再活性化

文化的アイデンティティ、文化的多様性、創造性、表現の自由、多元主義を振興する1つの手段としての無形文化財の再活性化に注目。

#### 【戦略】

再活性化の過程でのコミュニティや実践家の役割に着目し、彼らのイニシアティブを重視する。各国政府に対しては諮問サービス、政策ガイドラインと能力開発活動を提供し、文化グループ・地域コミュニティ・実践家に対してはインセンティブを提供し、教育カリキュラムに無形文化財を統合し、祭、コンペ、テレビ番組、インターネット等を通じて支援する。特に、無形文化財保護における収入向上活動を重視する。また、無形文化財保護の基準設定活動、新しいプロジェクトとして「人類の口承無形文化財の傑作宣言」、NGO との連携にも重点を置く。

<sup>6</sup> プロット同部長による現状説明：NGO等の加盟国政府以外の組織とユネスコが協力する条件は、活動がユネスコの優先活動分野に入っていることであり、その条件が満たされれば、その他の点は調整可能。パリの本部レベルの協力だけでなく、各国の事務所レベルでの協力も可能。NGOが専門知識を提供してユネスコが資金を出す場合、逆に民間財団や企業が資金を出して、ユネスコが専門知識を出す場合の両方がある。具体的には、コソボ博物館支援でのフランスのNGOヘリテージ・フロンティアとの協力、アガカーン財団との人材養成の学校設立など、多数の事例がある。基本的にケースバイケースの対応。

### 【年度目標】

- ・ 人類口承無形文化財の傑作宣言の第一手続き確立<sup>7</sup>
- ・ 訓練コース、祭、コンペの実施による各国の能力向上<sup>8</sup>
- ・ 10 数カ国に対して無形文化財の基準設定に関する協力を行う<sup>9</sup>。「伝統文化と民俗の保護に関する提言」に基づき、コミュニティの参与と国家的目録作りに重点を置く。
- ・ 無形文化財保護の新しい基準設定文書 (new standard-setting instrument) 策定の予備調査<sup>10</sup>
- ・ UNESCO 伝統音楽のディスクを 20 枚程度作成する
- ・ 「女性と無形文化財、開発」のプロジェクトの実施調査
- ・ 15 カ国程度で、人間国宝制度の確立<sup>11</sup>
- ・ 無形文化財と有形文化財の同時保存のパイロットプロジェクト (中央アジアとアフリカ)
- ・ Sharjah アラブ文化賞の第 1 回褒章

### D. 紛争被害遺産の修復

ユネスコでは、紛争により破壊された遺産の保護という複雑な作業の調整者の役割を担ってきている。具体的には、カンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタン、ボスニア・ヘルゼゴヴィナ、パレスティナの 4 箇所である。

### 【戦略】

住民と長期的な文化史との関連を再構築することが重要であり、修復に当っては 3 つのアプローチを併用する。すなわち、モニュメントと遺跡の保存、異なる社会文化グループを関与させる、人々を結集させるための訓練、情報、意識改革の 3 つである。具体的には、国家による適切な保存施策の確保、保存の法的基盤の確立、観光開発への適切な関連付けを行う。

### 【年度目標】

- ・ アンコール遺跡：  
アンコール地域遺跡開発機構の組織的財政的基盤の強化。国際修復プロジェクトの実施、国際歴史考古学ドキュメンテーション・センターの委託、アン

<sup>7</sup> 愛川ユネスコ無形文化遺産課長による現状説明：国際民族学会、国際言語学会、国際民族音楽学会などの推薦が約 40 件あり、そこから 2001 年 5 月 15 日に予定されている選考委員会によって、25 件程度を人類の傑作として認定する予定。各国のこれへの反応を見て、いずれはユネスコ協定を作り、世界遺産のような制度にしたいという目論見。

<sup>8</sup> 同上：訓練コースとしては、日本、韓国、フィリピンで開催した人間国法制度訓練コースを実施。

<sup>9</sup> 同上：法律制定に至ったのは、ブラジル、ウズベキスタンに留まる。

<sup>10</sup> 同上：ユネスコ協定 (convention) の策定を最終的な目標としている。

<sup>11</sup> 同上：人間国宝制度を持っているのは、日本、タイ、フィリピン、韓国。ブラジル、ベトナム、ウズベキスタン、中国で検討が始まった。フランスでは数年前から工芸分野で始まっている。

コール文明における水の再評価。

- ・ ボスニア・ヘルツェゴヴィナ：
  - 国家モニュメントリスト作成、世界銀行等と協力してモスタル橋の修復、タビシカ・モスク修復、サラエボ国立博物館修復。
- ・ パレスティナ： ベツレヘム 2000 プロジェクト、ジェリコ遺跡修復など
- ・ エルサレム： 幾つかの遺跡の修復
- ・ 加盟国との協力によるイスラムと欧州の文化対話 (UNESCO-AMAR and Bayt al-Hikma projects)
- ・ アフリカ： 紛争被害遺跡の修復プロジェクトの開始
- ・ アフガニスタン： 幾つかのモニュメントの予防的保存

## 2-2 世界文化・自然遺産保護協定の促進

目的：

- ・ 世界文化遺産リストの充実化
- ・ リストの文化遺産の保護、監視、管理のための各国の能力向上
- ・ 世界遺産の価値に関する情報、意識啓蒙活動

予算：

プログラムコスト：1,068,900 ドル (約 1 億 3 千万円)

スタッフコスト： 3,857,700 ドル (約 4 億 7 千万円)

間接コスト： 270,400 ドル (約 3300 万円)

プログラムの詳細：

### A. 背景

世界文化自然遺産保護協定の実施のために、1992 年にユネスコ世界遺産センター設立。2000 年 4 月までに、118 カ国の 630 の遺産 (480 の文化遺産、128 の自然遺産、22 の混合遺産) を認定。協定加盟国は 158 カ国。

### B. 戦略

- ・ 協定調印国を増やす。特に、数の少ないアフリカ、太平洋諸国、カリブ、中央アジアなどで専門家による会議開催と遺跡の評価。
- ・ 過去に指定された世界遺産の保護、管理能力の向上。低開発地域、アフリカ、中欧、中央アジア、太平洋諸国、カリブ海諸国に優先順位を置く。
- ・ 世界遺産の保存状況についての定期的報告の実践。
- ・ 対象グループを絞った、情報活動、認識向上活動の一層の実施。

### C. 年度目標

- ・ 協定調印国を 165 に増やす。
- ・ 世界遺産リストの一層の充実化。少なくとも 15 カ国の仮リストの作成。

- 各国の遺産保護能力の向上。世界遺産フェローシッププログラムの実施調査。
- 他のプログラムとの協力
- アラブ諸国とアフリカ諸国の遺産保存状況の把握
- 世界遺産データベースの設立と世界遺産情報ネットワークの更新。
- 新しい世界遺産教材の使用に関して、幾つかの国でトレーナーや教師の研修の実施

### 参考文献

1-1 「文化的多様性、国際貿易における文化産業保護の是非」

Bernier, Ivan, "Cultural diversity and international trade regulations," in *World Culture Report 2000*, UNESCO, 2000, pp.70-71.

Cano, Guiomar Alonso, "The MAI: on the threshold of a cultural war?," *ibid.*, p.77.

Cohen, Elie, "Globalization and cultural diversity," *ibid.*, pp.66-91.

Merkin, William S., "United States trade policy and culture: future strategies," *ibid.*, p.68.

1-2 「文化財保護をめぐるユネスコの動向」

Aikawa, Noriko, "Intangible cultural heritage: new safeguarding approaches," in *World Culture Report 2000*, UNESCO, 2000, pp.174-175.

Bouchenaki, Mounir, "An outline of UNESCO's actions in heritage conservation and rehabilitation," *ibid.*, pp.146-152.

Kawada, Junzo, "Incentives in the protection of intangible cultural heritage," *ibid.*, pp.168-169.

Lévi-Strauss, Laurent, "Impact of recent developments in the notion of cultural heritage on the World Heritage Convention," *ibid.*, pp.153-163.

Prott, Lyndell, "Defining the concept of 'tangible heritage': challenges and prospects," *ibid.*, pp.156-157.

### 収集資料

UNESCO, "Report of the Director-General 1996-1997.

UNESCO General Conference 30<sup>th</sup> Session, "Recommendations by the Executive Board on the Draft Programme and Budget 2000-2001," Paris 1999.

UNESCO Culture Sector, Cultural Heritage Division, "Cultural Heritage and Partnership," 1999.

UNESCO, "Excerpts from the Proceedings of the UNESCO/Smithsonian Conference: A Global Assessment of the 1989 Recommendation of the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore: Local Empowerment and Local Cooperation", Washington D.C., 27-30 June, 1999.

UNESCO, "Approved Programme and Budget for 2000-2001," Paris 2000.

UNESCO, "Medium-Term Strategy 1996-2001"

## 別添資料 ユネスコ機構図

(詳細は以下のホームページ)

全体機構図: [www.unesco.org/general/eng/about/chart/index.shtml](http://www.unesco.org/general/eng/about/chart/index.shtml)

Culture Sector 機構図: [www.unesco.org/general/eng/about/chart/cht.shtml](http://www.unesco.org/general/eng/about/chart/cht.shtml)

### 【全体機構図】

Director General

Deputy Director General

事務局部門 : Secretariat of the General Conference, Secretariat of Executive Board,  
Office of International Standards and Legal Affairs, Office of Internal  
Oversight

官房部門 : Bureau of Strategic Planning, Bureau of the Budget, Bureau of Field  
Coordination, Bureau of Human Resources Management, Bureau of  
Public  
Information, Africa Department

事業部門 : Education Sector  
Natural Science Sector  
Social and Human Sciences Sector  
Culture Sector  
Communication and Information Sector  
Sector for External Relations and Cooperation  
Sector for Administration

### 【Culture Sector 機構図】

Assistant Director General for Culture

Executive Office

Division of Cultural Policies

Division of Cultural Heritage

Division of Arts and Cultural Enterprise

Division of Intercultural Dialogue

主要先進諸国における国際交流機関調査報告書  
平成15年3月

編集／発行 国際交流基金

編集協力 佐原 亜子

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 20・21F

Tel: 03-5562-3511

印刷所 株式会社 創英

ISBN4-87540-054-3 C

©2003 The Japan Foundation. Printed in Japan